

村島家である。まる一個社会である。 具本教员,自然为的第二世界头

中央教力のあるからのは一時時に対し 代えるいしなり すれないりはから十四 は事の内で 土世代一十九上的為沒在門門一門 サンツキー 日はいたないとうなのか

〈正誤表〉

第 1 卷 六一二頁 六一二頁

6 4 11 行行行目目目 二月十五日

二月二十五日 明治十四年 正

新島襄全集

1

教育編

新島襄全集編集委員会 編

The Complete Works

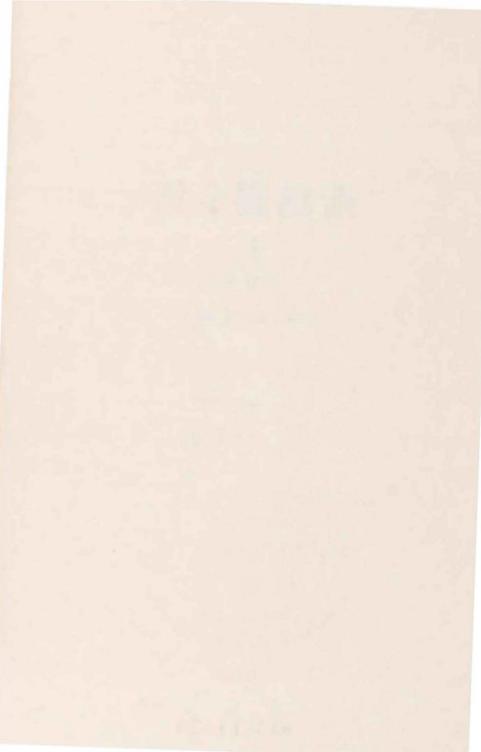
of

Joseph Hardy Neesima



同朋舍

图 書 館—同資83.04.13.479





湯浅一郎画、油絵・安中教会所蔵



山本覚馬 (1828-1892)



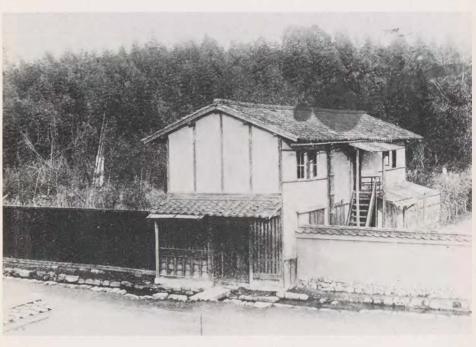
ジェローム D. デイヴィス (1838-1910)



同志社英学校生徒 明治10年頃、右端が新島。



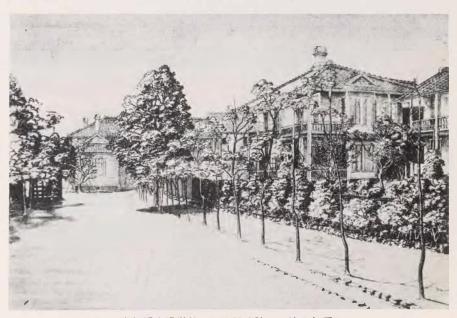
同志社最初の専用校舎 右から第1寮、食堂、 第2寮。いずれも明治9年9月18日献堂。



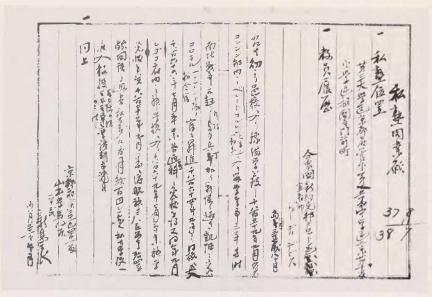
「三十番」教室 初期の同志社では この建物で聖書の授業が行われた。



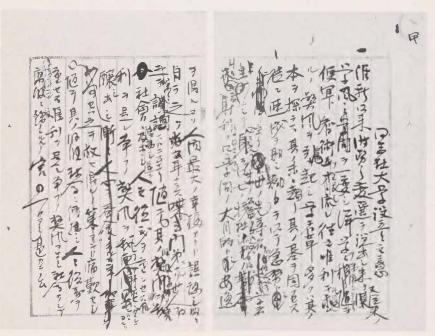
同志社キャンパス チャペル竣工直後(明治19年6月)。 右側柵寄りの建物が旧礼拝堂。



京都看病婦学校と同志社病院 明治20年夏 京都御苑蛤御門西側に完成。



「私塾開業願」(史料1) 明治8年8月23日、 槇村正直京都府知事に提出したものの控え。



「同志社大学設立之主意」(史料12) 明治15年の草稿。

采蜡豆設、桂壳的



行印京東月一十年一世治明

んなり、 同志社大學設立の旨意

を飲ぎの印器に描んとを決したりき。

モスト大學に入り、到いて及たアッドサア神學校に學 使、竊かに同然を犯し、米図商船に搭し、水大さなりて力を聞さんとを弱いたりき、 き、限獲して内部に懸き、遠に元治元年六月十四日の て人心動緒するの時に際し、命不行物外遊學の恋を相 問題すれば順化二十餘年前、高殿の来路、外変切迫し れを設立する所の目的を告白するの止む可らざる所以 是れ兵人が從來母而したる時の領求を除し、併せて之」るを得。住に於て愈よ歐米文明の基礎は、断民の敬化に たりき、干にして破団英俊なる人士の助けを得て、アー 人は今日に於て、北を全天下に訴へ、在國民の力を精 非らす、今まや引盗家は無し、時期強く水らんとす。吾 面して之れが為めに殺弱辛苦を致したるも亦た一日に 各人が見立大學を設立けんと改したるは一日に変す、 り。我の引張を成就せずんば、行む其時期無意を信ず、 在て別がせしが、社されて文部機事實體行の命と除り

の者。信へに一時数化の対きより住するを記し、始めて一さんご欲せば、狂しく歐米文化の大本たる数質に力を 心資かに一名用ひざる可からず、励ふに契か同既三千餘萬、粉茶の る玩を知らず、今日に於て、我か日本に変化の強先を来 者三千姓名。命の次人にして此行に然る者頭る多きに らる。此に於て始めて平生の留むを問題して曰く、今ま より、紫友介を思して無口せしめ、且つ限別の群を求め 四公 降辺行近の旅行ありき、米四の紳士投女、肉する 成治 よ 込き。 高 丞、 帝 凶 西、 英 幽、 帝 西、 胸 顧 的 一 一 神 一 や我が日本に、社會の秩序改れ、紀網縣れ、人心詞治す 明治七年、全が米のより記切するに際し、過至北米合衆 必す一の私立大學を放立し、以て我都國家の為めに微 町からざるを信し、不行を町みす、他日我形に師らば、 飲するに止まらず、必ず其根本に向って力を敬さいる 對立せしめんで欲せば、弱り其外形物質上の女明を摘 在るとを理信し、面して犯罪をして歐米文明の結例と めとし、凡之恐惧は関する者は、脚か之れを観察路完す 西亞等の諸國を経歴し、學校の組織、數賞の制度等を給

●竹の関連の消耗に大関係あるを付も、

於て米酸文明の決して一朝四然にして生したる沿に井 ひ、前後十四年の皆母を欲めり、而して米院文前制度 の機なるを観、其大人也子に接し、非認論を引き、就に

必ず由て來る所の語あるを知る、而して其水る所

現事官と共に北米中男名の大中小衛権皇臨城し、 関に 取四へのおめ其一行中にありき、時候後ランドヴァス や、文荷理事官山中不二皆君は、歌楽舞師事当の質見を 明治四年、放出合行命全橋大使等の衆國区航せられし 「同志社大学設立の旨意」(史料30) 『国民の友』第34号(明治21年11月)付録。

「同志社設立の始末」(史料16) 明治21年11月印刷·発行。



「同志社記事」(史料41) 明治8年8月~21年5月 の記事を収める。扉文字も新島自筆。



「理事功程」草稿(史料76~83) 和綴本は文部省の刊本。

新島襄全集』刊行に寄せて

なっ ても 新 たこ ょ 島 全 2 だろ 集 の発刊 は 50 欣 快 ٢ に は 堪 0 多くの たび え な 全十 人々の 巻の予定で計 鶴首するところであっ 画 から 成り、 た。 その 第 むし 巻の ろ遅きに 教育 失し 編 から 上梓 たくら 3 れ だ る 運 び に 5

精 状況 文部 だっ 時 1 0 通 流 期 教 新 理事 た。 0 に、 0 L を 島 教 伝 丰 た 0 襄 官の 日 ぶさに た 育 道 は リスト教であることを見抜き、発念してみずから聖書を学び、洗礼を受け、つい 国禁を犯 本 ま 者 百 を受ける 案 志社 人で た で 視察 内 ま あ あっ 役 彼 L 2 0 て日 機会を得、 た。 創 の在 L • 通訳 たとい てま 立 米 本 この 者で 中に を脱 わ とし 2 あるだけでなく、 る 教 ても 欧米 機会 て、 岩倉具視遺外 出、一 育 者 しい を得 米国 0 . 年 伝道者 高等教 で た。 東 余 あ 部 b ろう。 使 育機関 0 新 は 0 先見 節 苦役 島 及 _ 団 日 な は 彼 を らず 0 に に 0 正式 訪 1 明を備 は 服 L 欧米 米 七 3 L T す 三年 に 成 1 T るところとなり、 卒業 ボ えた教育 0 口 2 文明 0 ッ た ス 時 100 1 \$ L た日 0 点 1 1 0 精 では 者であり、 で、 カン に 本 辿 神 玉 的 欧 なく、 0 人第一 りつき、 基 米 教 盤 0 育 新 激動 傑出 号とな 2 教 島 な 当 文 育 は 制 化 田 時 す L 5 T 度 中 る た 2 0 0 に牧師 た人物 に 制 木 米 幕 丰 一麿 IJ る 最 度と 玉 末 0 ス 0

心 になるための按手礼をも受けたのである。 Vi が ては数学の分野 あり、 脱 国以 で 前に早くも 到達できる最高 才 ラン の水準に達していた。 ダの数理書 しか 「を通 も彼にはもともと自然科学に対する並々ならぬ関 して微積分を学ぶという、 維新前の 日 本 に お

され 新 家 島 さかざる 親 7 島 に 1 とし ヘル 彼 襄 る新 したのが、 2 の生涯 て愛慕 7 0] 全貌 を得 島 ン・ヘ 7 0 に ない は、 英文日記が 1 は した恩人、 当時 ツ 1 わ 本全集を読み通すことによってあきら ほどの文豪である。 ルドという詩人・批評家が セが、最初に出会った日本人が新島であったことも、今では確かめられてい n イギ われが、 アル リス あきら これ の文部省の役人でもあったこ フィーア カン は、 にするであろう。 実は ス・ハ と思うような人物との出会いがある。彼が 口 1 ーデ イギリ ドンに 1 夫妻との出会いはその スにい 今までに お かにされ しい る。どの文学史にお のアー て英国 知ら るものと、 れたる、 の教育制度につい ノルドだったことも、 最たるものだが、 そしてまた知ら 私は期待とよろこび いても最大の頁を 生涯、 7 の説 米国 今回 明 小説 さる 刊行 を新 0 両

ず新 る 森 新 中 島先 島全 章 光氏 生遺 集 0 の手 品品 計 庫 画 は になる、 0 収蔵目録 もともと同志社創立九十周 『新 0 作製が 島先生書簡集』 はじ まっ た。 正統二巻 年 (一九六五) 今日までに、 (一九四一、一九六〇) 記念事業の一部として企画され、 新島研究家 が刊行されてきたし、 として第一 人者であ 先

を

\$

7

7

確

信

する。

Neesimaは新島の自伝的要素が濃厚であるので、今回編集委員会の手でこれを全訳し、全集の一 数の目を通して校訂が繰返されたことを付記しておきたい。ちなみに前記二巻の書簡集発刊以降 今回はじめて活字化される。これは略字、略号などが頻出するため非常に読みづらいものを苦心 録される筈である。新島の英文書簡と英文日記・紀行は従来ほとんど未開拓の分野であったが、 部に加えることにした。日記、紀行文の中に見出されるスケッチや挿絵のたぐいもできるだけ収 で発見されたものも含まれている。A・S・ハーディの Life and Letters of Joseph Hardy に発見された新島書簡の数は約三百通にのぼり、つい最近(「カハニ・セ)になって、北海道大学 もすぐれた厳密な本文校訂にもとづき、かつ読みやすいものにするという編纂を鋭意心がけ、 うした先人の業績に負うところ多大であるけれども、はじめての新島全集である以上、 また日記、 の末に読解したもので、極めて興味深い資料となるであろう。 紀行文、 説教のたぐいも 『新島研究』誌に次々にかかげられてきた。 今回の 学問的に はそ 複

新 かる 島襄という「近代日本の英雄的開拓者」があらためて読みなおされ、とらえ直されることを心 今回の全集は、同志社という一私立学校の創立者の断簡零墨を拾集したというものではなく、 ら念願して編纂されたものである。

この全集の編集には同志社総長からあらためて委嘱された七名の委員、同志社大学人文科学研

授、 究所 竹屋誠氏の労を多とし Ш た大学院学生諸君 典子)の努力に対 た。 0 工学部 杉 社史 井 0 六 文史料 島 郎教授、 尾永 編 (柴田 集所の松井全、 康教授、園部望庶務部長、ならびに同 たい。 神学 潔、 心か 部 Щ ら謝意をあらわすものである。 0 田 高 芳則、字佐美英機、古宮雅明、 橋虔名誉教授、文学部の 竹内 力雄の 両 氏、 さらに読み本つくりと校訂 志社社史史料編 才 同 1 朋舎出版のスタ テ 藤田 ス 恒 春、 1 集所 IJ 湊史子、 教授 ッフ、 0 河 作 業 野 と北 なか 仁 本 に 垣宗治 田 献 昭 身され 妙、 主 んずく 任 桑 から

九八二年 一月

『新島襄全集』編集委員長 志 社総 上 野 直 蔵

同

新島襄全集1■教育編■凡例

- 1 史料は原則として、それぞれの分野ごとに、成立年代順に排列した。成立年代不詳のものは、明確なものの後へ
- 2 ているものは、 同一史料で複数の草稿があるものは、 その草稿が存在しても活版になったものを収載した。 原則として完成稿とみなしうるものを収載した。新島の生前に活版になっ
- 3 表題を欠く史料は、便宜上編集者がこれを付し、「」を以て区別した。

4

- 5 原史料の表記およびその体裁を尊重し、かつ読解の便をも考慮して、表記は原則として次の基準に拠った。 史料中の編集者による注記等は、すべて〔 〕によって示した。また史料中の*印は、巻末の注記を示す。
- 長文の史料には、 適宜句読点を施し、また改行した。
- b 難語 ・難訓語には、適宜ルビを付した。
- 漢字は、新字体に改めうるものは改めた。

С

- d 仮名遣いは原文のままにした。片仮名と平仮名の混用、 清濁音の混合も、原則としてそのままにした。
- е また適宜「・」(中黒点)を補った。 外国人名 ・地名その他の外国語の片仮名表記が、現在と著しく異なる場合は、常用の表記を〔 〕で示した。
- f どは仮名に改めた。 略字(例・7(事)、ヒ(被)、斗(計)等)は常用の文字に改めた。変体仮名、合字(例・片、氏、ゟ等)な
- g 「而」「也」など、若干原文のままにした例がある。 仮名で表記するのが普通になっている助詞などが漢字で書かれている場合は、仮名に改めたが、「陳者」「江」
- h 新島の造字は、通行の文字に改めた。(例・郷→聯)

i 踊り字は原文のままにしたが、「~」は「々」に改めた。

ている場合に限り、

[朱線] [朱点] と傍記した。

- j 原文のルビや返り点は、そのままにした。また、傍線、圏点なども原史料のままにし、それらが朱筆でなされ
- k 同 一の語が重出するときの省略記号に用いられている場合に限り、該当する語に改めた。 原文中の○、---、※、「」、()等の記号および弧線(()は、そのままにした。ただし、○○や、、が
- 1 「光」は「キリスト」と改めた。

」で補った箇所がある。

- m 明らかな誤字は訂正し、衍字は省いたが、当て字は文意の理解に支障がない限り原文のままにした。
- n 原史料中に割注の体裁で記されている字句は、 ()で囲むなどして一行書きに改めた。
- 0 た、その混合(例・「函楯」「箱館」「函館」「箱楯」)などは、原文のままにした。 丁(町)は、原則として「町」に改めたが、地名の歴史的表記(例・「大坂」「箱館」)はそのままにした。ま
- p 記して、それがなされていた箇所へ掲げた。また、補筆が朱筆でなされている場合は、 補筆は「」に入れて、本文中の該当箇所へ挿入し、〔補〕と傍記した。挿入箇所不明の場合は、 〔朱補〕と傍記した。 〔補〕と傍
- q 便宜上同様に傍記した。 補筆が欄外になされている場合は、〔上欄〕などと傍記して本文中に挿入した。用紙が野紙ではない場合も、
- r S 字数 判読が曖昧な字句には〔カ〕を、文意不明の字句には〔ママ〕を、それぞれ傍記した。 破損や汚れ等で読解不可能な箇所には、〔破損〕または〔汚損〕と注記し、確認しうる限り、その丁数、 (□□または□ により)も注記した。

- t よってこれを該当箇所に掲げた。 新島の生前に活版になった史料に、新島自身の手で補筆、訂正、 圏点などが施されている場合は、P、 q項に
- u 便をきたすことが多いので、ここでは最少限度の復元にとどめ、左傍にここ(墨抹)、^^(朱抹)の記号を付し 抹消されている字句は、原稿作成の際には可能なかぎり復元したが、それを総て活字化すれば著しく読解の不
- v 添付または挟み込み資料には、その旨を傍記し、該当箇所へ掲げた。

た。

- W 若干ある。 原史料中のスケッチや図表は、原則としてその該当箇所へ掲げたが、不鮮明なスケッチなどで省略したものが
- 印章はその形に従い、回、回などで示した。

X

у さなかった。 異筆、筆記用具の別、空白ページ等はその旨 []で注記した。ただし、朱筆の場合、インクと朱墨の別は示 新島襄全集1■教育編■目次

10	9	8	7	6	5	4	3	2	1	同	目	凡刊行
同志社大学設立之主意之骨案24	〔女学校〕十五年卒業生へノ談シ22	神学専門科設置御願21	「邦語速成神学科開設関係 四篇」	〔修身学会読に付き〕御届15	〔デイヴィスの講義に関して府知事への弁明〕13	〔同志社女学校〕広告1	〔同志社経営に関して政府への弁明〕。	〔私学校開業、外国人教師雇入につき許可願〕6	私塾開業願3	志社設立	次 ::::::::::::::::::::::::::::::::::::	例v

26	25	24	23	22	21	20	19	18	17	16	15	14	13	12	11
〔看病婦学校設立の目的〕	〔同志社創立十周年記念演説〕	医学校規定	明治専門学校設立旨趣	同志社英学校設立始末	〔改正徴兵令ニ対スル意見書(C)]····································	〔改正徴兵令ニ対スル意見書(B)〕	〔改正徴兵令ニ対スル意見書(A)]····································	〔改正徴兵令ニ関スル〕請願ノ要旨	〔徴兵適齢及徴兵免除者数調〕	同志社設立の始末	同志社大学校設立旨趣	〔同志社大学設立の旨趣〕	同志社大学設立ヲ要スル主意	同志社大学設立之主意	同志社学校設立ノ由来
110	105	102	95	90	88	85	82	81	76	72	66	52	44	36	33

40	39	38	31	記事	36	35	34	33	32	31	30	29	28	27
	同志社大学創立記事〔明治十六年一月~十七年一月〕175	同志社英学校沿革〔明治八年八月二十三日~十七年一月〕16	同志社英学校記事〔明治八年八月~十六年十二月〕161	事・録事	〔女学校卒業生への勧め〕156	〔大学設立の必要〕154	大学設立主旨	〔同志社大学設立資金募集に付〕148	〔同志社大学の設立について〕15	〔同志社大学設立募金演説稿〕12	同志社大学設立の旨意130	私立大学ヲ設立スルノ旨意、京都府民ニ告ク123	同志社予備校設立之主意121	〔看病婦学校設立の精神〕15

54	53	52	51	50	49	48	47	46	45	44	演	43	42	41
勇気ノ説393	文明ノ元素389	文明ヲ組成スルノ四大元素387	〔隠君子顕世〕379	隠君子ノ出顕371	〔人種改良〕365	人種改良論	学問之説349	〔文明ノ基〕345	脩身学問題341	感算理説339	説· 論説	同志社女学校録事〔明治十六年二月~十七年九月〕333	同志社記事〔明治八年十一月~十六年二月〕302	同志社記事「社務第十八号」〔明治八年八月~二十一年五月〕23

70	69	68	67	66	65	64	63	62	61	60	59	58	57	56	55
「我輩ハ敢テ政府ニ抗スルモノニアラズJ····································	条約改正ヲ促スノ策450	〔平民主義〕447	〔弱者ニッイテ〕	〔武夫〕	道心ノ発達439	愛国ノ主意436	愛人論429	〔理ニ叶フガ学者ノ目的〕428	学者解425	〔南山義塾ニ望ム〕423	〔梅花女学校ニ於ケル女子教育〕419	〔教育論〕	「ノルマントン号事件について」410	地方教育論408	蟻之説

83	82	81	80	79	78	77	76	理	75	74	73	72	71
公学校生徒の規配	大ブリタン寺院ノリポルト	デネマルカ国、スウェーデン及ノルウェー	ノールウェー国の学校	普魯士ノ公学校(小中共)の規則	独乙国公学校ノ規則 第三編	独乙国公学校ノ規則 第二編	独乙国ノ公学校学則 第一	事功程」草稿	J・D・デイヴィス著『基督教之基本』序文	『ジョージ・ミューラー氏説教集』序文	『将来之日本』序	『宗教要論』序	我如何ニ此ノ活動社会ニ処スベキヤ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
6.08	592	570	559	538	508	490	467		463	461	459	457	455

							解	注
							題	解
					装幀・小島友幸		623	611

同志社設立



1 私塾開業願

私塾位置

第三大学区京都府管下第五番中学区上京第十番小学区相国寺門前町

合衆国新約克邦クロツト

・ン邑

宣教師 ジェー デー

当八月 三十七歳八ヶ月 デビス

= 同年九月シカゴ府内之神学校ニ入リ千八百六十九年七月卒業神学免状を受、千八百七十年十一月日本ニ渡航、 分)ニ入り留学する事二年、其時南北戦争相起り申候ニ付兵丁ニ加リ戦 右は幼より邑校ニ入り予備学を致し、 ント隊指令官)官ニ昇進、千八百六十四年九月ヨリ同校ニ再入、千八百六十六年七月卒業普通学科之免状を得、又 在留せる殆四年、 頗国語ニ通候間、私共義今度月給百円を与へ私共学校へ雇入教授可被仕候 千八百五十九年九月ウイスコンシン邦内之ベルート・ 場二 趣き、凱陣之節 7 ハコロ ルレジ(大学ノ一部 ネ ル(一レシ

同上

京都府上京三十一区四百

山本覚馬同居

当八月 三十一歳七ヶ月

右 羅巴州諸国を覧歴仕、千八百七十三年九月アンドワ神学校ニ再入、昨年七月卒業、神学免状を受申候 月より同邦アモル 校ニ入り、千八百七十二年三月より文明諸外国学校之形況探索之為文部理事官田中文部大丞ニ随行、亜国東部、 は千八百六十五年十月合衆国マッサチュセッツ邦アンドワ邑之予備校ニ入リ千八百六十七年九月迄在校、 スト ・コルレジニ入リ千八百七十年七月迄在校、芸術免状を得、 同年九月よりアンドワ邑之神学 同年九

学科 (綴字 文法 作文) 支那学 (史類本朝史 支那史) 生徒ノ求メニ任ス

点算 度量学 三角法 地理 天文 窮理 人身窮理 化学 地質学 万国歴史 文明史 万国公法 文理

学 経済学 性理学 修身学

一教則 五年間を以テ生徒卒業期限トス

毎年開業九月一日ョリ

月五

日

四

月八

日

毎年休業十二月二十四日 四月一日 六月三十日

在金 夕当一二十二一 QF 「Q」 「F フリュー F

毎日八時間ヲ以テ授業時間トス、且毎日曜日ヲ以テ休暇トス

べし)通学生徒ハ授業料とし而毎月五十銭を納へし

身許及ひ行状正き生徒之入塾を許し、

月俸授業料として毎月金三円を納しむ(但美味ヲ好ム者ハ別ニ之を求

塾則

然し窮生徒よりハ其高を減し而納しめ、或ハ之を不受もアリ

右之通開業仕度此段奉願候也

上 京三拾一区下丸屋町 四 百 番地 山 [本覚馬] 居

結社人

山本覚馬 島 襄

新

明治 八年八 月四 日

出 ス

九月四日相済候也

京都府庁宛 士 三日

[明治八年八月二十]三日・草稿]

2 「私学校開業、外国人教師雇入につき許可願」

私義此度当御府内相国寺門前ニ有之候開拓会社所有之地所を買求め、英学校を可相立企て候得共、 未タ学校建築之義 八難相叶候、 依而同寺門前旧御付屋敷之地所建屋等相求め、之を以て仮之学校といたし英学教授仕 何分資金ニ乏しく

哉否を尋候処、同人殊之外喜ひ早速同意致呉、当御府庁及ヒ大政府より御許可有之候ハ、決し而無異 己を助くへき寸法を設け、彼等をし而普通学科に跋渉し且傍世聖賢之道をも研窮セしめ、仕官し而は正直之吏、退職 然シ私義文部省当今之御定則を奉守仕候ハ、同人雇入之義不相叶、斯く申而此一則に関係し私之挙を棄置候 し而は純良民となり我国家日新之一助たらしめん事を望み、私学校之挙あるを彼デビスなる者に告け私と供力すべき く廃物に属セしむるを惜み、英学校を開き窮生徒をし而志を呈せしめん為月俸授業料等を大分下低にし、 を不得志を屈 奉存候、然シ私義文部省御規則中に宣教師を雇入学校教師を兼しむる事ハ御許容無之様相心得候得共、私義窮生ニし 日夜心緒を労し一日も早く開校仕度存候、且当今物価高登せるに依り志ある少年生徒も学費之欠乏せるにより已む事 なるを見受け、私学校開業之義一日なり共棄置候ハ、京師近傍ニ於而文明之進歩ニ小関係なき共不被申ト存候、 而未タ資金ニ乏しく、中々数千之金を差出し一教師を雇入候事ハ難相叶候、 右ニ付当今摂州神戸港在留之亜国宣教師ジェー・ディー・デビスと申者を雇入、相当之月給を与へ右学校之教授被仕度 し、遂にハ無用之廃物に属せんとする輩も往々相見へ候、私義彼之有用物とも成るへき人才をし而空し 然シ私義京師近傍ニ於而英学校之甚稀少 、議なき由被申候 且生徒之自 ハ、当今 依而

化学

地質学

万国

文明史

万国公法

文理学

之宣教師雇入之義可相願哉も難計候、乍然私学校ニ於而全く宣教師ノミ相用候訳ニハ決し而無之、当今資金に乏しき 決定仕候、 により何分数千之給料を出し外国より学士を招き候事へ 扨右宣教師雇入之義御許有之候ハ、、私義浅学なからも之を扶助し匆々開校可仕候、且向後生徒も加増仕候 を不得次第、 文明維新之世に少しく不相当之事と存、敢而犯則之罪を不顧当御府庁へ申立、 何レ学校之資金相増候ハ、外国より純粋の学士を雇入、生徒学業之進歩に応し遂而ハ大学之域に進ませ 何卒御府庁に於而宜しく御商量被成下、彼デビスなる者雇入之段文部省迄御懸合可被下様 難相叶、已を不得多分之月給を貪らざる宣教師を雇入候事 同人雇入之義願上候は右之情実已む 奉願 八、又他 度

扨学科之義ニ付生徒進歩之度に随ひ往々可決定候得共、先当今之目的ニ於而は左之通

奉存候

聖経 性理学 脩身学

生徒卒業期限を五年と相定候、 然し此期限も矢張仮に決定仕候間往 々ハ改革を可加と存候

若し利益ありとせば一日も早く御許容有之度候、 に関候間、 扨右学校を開くと開かざるとハ、全く当御府庁及ひ大政府ニ於而、 克々御穿鑿之上私学校ニ於而我国家文明進歩之為何之利害有る哉を御熟考被下、万一害ありとせば無論 右之段其御筋迄申上候間御賢裁之程臥而奉希候 私より宣教師雇入之義御許容有之としからざると

明治八年八月廿三日出ス

新島襄

敬白

「明治八年八月・草稿」

方今我カ日本ノ未タ学問ノ飢饉ヲ免レサル

ナリ、

故ニ同志社ハ縦令悉皆米人之寄附金ニ成立タルニモ

セ

ョ既

二社有二

3 「同志社経営に関して政府への弁明」

人ハー 給 ル 人ハ無き哉と開陳せしに、 其坐ニ而衆人に向ひ、帰国之上日本ニー之学校を設立致し度宿志を吐露し、且微力ニ而到底確立之見込も無之協力 明治七年十月之事なりき、 スベ モント洲之旧知事ページ氏も亦千金ヲ寄附シ、其他或ハ五百或ハ三百、二百金、 金ノ微に至り五六分時を出ス積テ数千ノ額ニ上レリ、 ・デー 丰 氏之を預り置き西航之教師ニ支給スベ ノ談 ニ及ビシ = , 演説未タ了サルニ友人 Dr. Parker 忽チ揚声シテ吾レ千金を寄附せんと呼へり、 襄米国へ滞在之末最早帰朝せんと思立し折柄耶蘇信徒之大集会ありし、 爾後継テ寄附金モ可有之ニ付悉皆アメリ キニ決シタリ 因テ学校建築之費用ハ略 カ ン . ボ 1 ル 備 百金、 レリ、 ド教会社ニ委托シ該社 然ル 以テ五十金、三十金、二金、 = 教師 襄も辞別旁出席し ハ如何ニシテ支 集 継テウエ 友

帰朝 現今支那人カ飢饉ノ為ニ日本ヨリ救助ヲ受ルモノト類ヲ同フスト謂ベシ、如何トナレバ銀坐商人ハ其国 坐辺ニ外国 1 猶救助米 悉皆貨物ヲ運ヒ去レトモ、 ノ明年即チ明治八年十月を以文部省ノ許可ヲ得テ同志社ヲ設立セリ、 既ニ寄附シタル以上ハ社ノ所有物ニシテ米人ノ私スル所ニアラサルハ論ヲ待ズ、故ニ此 ノ既 人が財主トナリテ日本人ノ名前ヲ出シ商売シ、 自己ノ利ヲ射ルモノトハ全ク類ヲ異ニスルモ 支那 人ノ手 同志社ノ什物ハ縦令ヒ故障アリテ米国教師其国 二落タル以上ハ 日本人恐ク之ヲ左右ス ル アヲ得 + 本社 ル ニ帰トモー ガ 如 ノ費用ハ固ヨリ米人之寄附ニ出 1 物トシテ携帯シ去ル ノ社金ハ往時 = ノニ「シ」テ、 ヲ許 帰ルトキ + モ

帰シ 事 米人ノ寄附 固 A \exists IJ ル E 弁明ヲ待 ラ仰 決テ米人之左右 7 スシ 1 趣 テ明 意二 非 カ ナ ル ス リ、 ル = 於テヲヤ、 所ニアラス、况ン 向後何等 ノ原 故 二同 由アツテ政府 志社 ヤ多少日 ハ決テ米国 本 国 ノ障碍 内 人ノ同志社 ヲ生セン 胞之寄附 ヤ、 金 = 非シテ E 我 加 カ政府 1) 即 B チ ル 日 = 二於テ決テ御懸念ヲ要 本帝 於ヲヤ、 内 又况 ノ同 志社 1 t ナル 永

明治十一年四月廿七日

ル

モ

ノニ

似

タリ

〔明治十一年四月二十七日・草稿〕

彦女子ノ来学ヲ促サレン事ヲ

4 〔同志社女学校〕広告

広 告

者 可 方今文運日ニ月ニ隆盛ニ赴キ天文地誌博物窮理凡百ノ学術一トシテ備具講究セサルナク、実ニ古今未曾有ノ大美事ト 可 可謂也、 ナラン 若カスト "慶幸ノ至ナリ、然リ而シテー利アレハー害随テ生セサル事能ハサルハ理勢ノ然ラシムル所ニシテ、婦人聊学識アル ハ自己ノ才能ニ誇リ婉娩聴従タル童習ノ美徳ヲ銷亡シ、世俗ヲシテ婦人ハ寧ロ無学ナルモ柔順ナラシ 女子教育ノ如キモ各府県女子師範学校、女学校、女紅場ノ設アリテ、男子ト均シク開明ノ教育ヲ受ルハ実ニ ノ嘆ヲ発セシムルニ至ル、是レ偏ニ教育者婦徳 ノ教誨ヲ怠リ、徒ニ智識ノミ開発セント欲スルニ坐 ムル ノ勝 スル E ル

縫、 我輩 シメ、生徒疾病 メ、学課 大二茲ニ 洒掃、諸礼、 愛フル所アリ、本校ニ於テハ専ラ婦徳養成上ニ注意シ、勧奨訓誡以テ謙遜慈愛、 ハ本邦語ヲ以テ高等ノ普通学ヲ教授シ、外国女教師二名ヲ雇ヒ英語ヲ以テ英文学を教授セシメ、 ノ際モ速ニ着手シ厚ク看護シテ万事母姉ノ気遣トナラザルヨウ注意セシメント欲ス、 願クハ江湖ノ諸 唱歌等婦人一身上ニ必要ナル事件ノミヲ教授シ、且家事老錬ノ婦人ヲ置キ女教師 忠貞自治 ノ良質ヲ培養 ヲ補翼 「セ」

暢極メテ好ク、学校舎清潔且市中熱鬧ノ地ニ遠カリ静閑ナルヲ以テ勉学ニハ佳適ノ所ナリ 八上京区第拾壱組今出川通常盤井殿町 五百四拾三番地ニ在リ、 土地広豁 校ノ正南ニハ 御苑 ノ設アリテ空気ノ通

外国女教師 アン・新島

襄

教師 アンナ ワイ デヴ

ィス

フランシス フーパル

同

岸岡 きし

裁縫

教員

事

同

田 高 松

初 仙

教員

宝生

豊

漢学教員

〔明治十一年六月・活版、一部補筆〕

5 「ディヴィスの講義に関して府知事への弁明」

御受〔其〕

上 教授巡覧之為弊校へ御 弊社創立之際ニ当リ、 兼 テ御府庁迄被差出候誓詞 越 耶蘇聖経 之一一次 = 達背 雇入教師デビス氏耶蘇聖 ハ校内ニ於テ教授為仕間敷旨: ス ルハ 如 何 ノ事ト御尋有之候間、 経ヲ以テ生徒ニ教授仕居候を御見届ケ有之、 書面ヲ奉呈致し置候処、 乍恐小生之見込陳 先般学務課長横井忠直 述 可 仕 候 昨六日御 殿外一名 呼 出

用候 教授仕 全ク 之、 扨前誓 書中多分有之、 断 一ノ教科書トシテ校内テ教授為仕間敷 候トモ 絶ス 教科書中不足之分モ有之候間、 詞 = ルハ甚六ケ敷事ト申上候得は、 , 御差支無之事ト奉存、 耶 其ヲ以論説 蘇 聖経 ハ 校内 ノ証ト = 5 ナシ 雇入教師二修身学二関 教授為仕間敷 基礎ト 不得止事聖経中 修身学ニ関ス ト御誓申 ナシ 其奥義ヲ論 上候 申 ヨリ教誠 ル分 上置候得共 ŀ スル 奉存候、 スルニ ノミハ不苦ト被仰付候間、 分ノミ教授仕候事差許置候、 ヲ引キ相教候次第ニ 至レハ、一ノ其教 且其節特二拝謁 聖経 校内二 於テー 及候 ヲ得修身学 誡 修身学ニ ニョラザ 切 且デビス氏之聖経 不 相 関スル ル 関 用 1 ス 1 ナ ル 申 分ハ シ、 耶 Ŀ 候 蘇 弊校 故ニ之ヲ 之教 主 意ニ 3 IJ 公二於 誡 相 無

右御尋之為御受奉呈候間至当之御所分奉仰候也

明治十二年六月七日

上京区第廿二組寺町通松蔭町百四十番地

同志社々長 新島 襄回

御受「其」

ド有之、 リ向後之処精々注意可仕旨申渡置候 覧之節ハホプキンス氏脩身学ヲ教へ終リ候ニ、生徒中 御呼出之上、兼而御府庁迄被差出候誓詞 教授巡覧之為弊校へ御越之節、雇入教師デビス氏耶蘇聖経ヲ以テ生徒ニ教授仕居候ト御見届ヶ有之趣ヲ以テ、去六日 弊社創立之際ニ当リ、耶蘇聖経ハ校内ニ於而教授為仕間敷旨書面を奉呈致し置候処、先般学務課長横井忠直殿外一名 発問致候処教科書中不足之分有之候間、 ニ違背スルハ如何之事ト御尋有之候間早々取調候処、デビス氏学務課長御巡 不得止事聖経中ヨリ耶蘇之語ヲ引用シ答弁ニ及候旨申述候間、 = リホプキンス氏論説 ノ基礎トモ致候耶蘇 ノ教誡 付不審ノカ 私ョ

右為御受如此候也

六月十五日「但七日差出セシニ、其書付ケハ九日ニ槇村ヨリ下ケ渡シ、書直スヘキ事ニナレリ」

襄

槇村宛

- 1

[明治十二年六月]

6 「修身学会読に付き」御届

御届

拙宅ニ於而毎金曜日之午後第六時、毎日曜日之午前第九時、同午后第三時より有志之輩ノミ相集マリ脩身学会読並**

講釈仕度候付、明十七日之午后第六時ョリ集会可仕候間此段御届奉申上候 上京区第廿二組松蔭町百 已上

京都

所知事

槇村正直殿

治十二年十月十

松蔭町百四十番地

新島 襄印

[明治十二年十月十六日・控]

7 〔邦語速成神学科開設関係

開業シ邦語ヲ以テ授業スレハ、 同信ノ諸彦笈ヲ負テ多ク来校シ、 他日我国ニ於テ主ノ大収獲ヲ助クル為メノ預備ヲ為

1 賜 ハ、幸甚

本年授業スル科目ハ左ノ如シ

天然神学、 耶 蘇 教 ノ証 拠 神理学

ノ組立幷ニ仕方

周 = 五回

同

二回 三回

同

同 二回

旧 的史 ノ講義

書 福 唱 講道

音書 翰

歌

天文学、

地質学、

人身究理、

化学、

理学

ノ講義

周 二三回

質問凾 ノ設アリテ、 生徒疑問 ノ件之ヲ詳記シテ投函 七 ハ教員之ニ答弁スヘシ

留 此速成神学課ハ直ニ伝道ニ従事セント欲シ、又ハ既ニ従事スル者 マルー 両年ノ久キニ亙ラハ却テ速急需要ノ主意ニ戻ルヘキヲ以テ、毎年第三期 ラ尚 一層研究センガ為ニ設クレハ、若シ其ノ校ニ (四月、五月、六月ノ三ヶ月)ノ

要ス、 ヲ限 若シ引続キ神学授業ヲ望ム者アラハ正課 1) 授業 ス ル 事ニ定 メタレ ハ、本年入校アリ 二入ラシメ、 テー 期間 受業 両三年ノ滞学ヲ許スペシ セ シ 者モ、 又来年 ノ第 期 アニハ 再 ヒ来校アラン

来校 ノ諸彦中牧師 ノ務ヲ持チ、又ハ公会 ノ世話ヲ担任 ス ル 者アラハ、 其入校中ハ会中ノ兄弟安息日ヲ守リ集会ヲ導

ケ月間 ノ留学ハ格別 パノ障碍 モ生セ + ルベ シ

ク等ノ事

ヲ担当シ、其ヲシ

テ顧

慮

ノ憂無カラシ

メ、

且来校

ノ者

E

毎

月一両回

ハ必ラス帰会シテ講道ニ従事

セ

但シ帰会ノ往復費用ニ差支ノアル 者 八敝社 3 リ弁スヘシ

諸彦中自然学費ニ乏ク又ハ顧家ノ憂無キモ保証シ難シ、故ニ公会ノ牧師又ハ宣教師ヨリノ薦書ヲ以テ詳ニ其ノ由

ノ者ハ父兄又ハ教友ノ身受証ヲ以テ、 開業ノ即日迄ニ必ラス来校アラン事 アヲ要ス

告ヶ扶助ヲ求ムレハ、場合ニョリ幾分カ其レノ需求ニ応スヘシ

々員総代

同 志社

新島

襄

公会ノ牧師宛

年

月

今ヤ人智開発文運日ニ 罵詈スル殊ニ 是伝道二従事 甚シト スル者 進ミ月ニ盛ナル 雖、妙ナルカナ道徳ノ区域崩芽ノ色ハ日光ト共ニ顕レ、真教ヲ慕フ者弥増シ、聖書ヲ購 ノ尚オ乏シ キニョル ノ際ニ当リ、 特リ我耶蘇教ノ遅々トシテ大イニ振興セザル所以ノモノハ、他 ナリ、近来軽忽者流 ノ喋々我真教ヲ演説場ニ弁論嘲笑シ、或 八新 紙 E ムル者 =

責任ヲ尽スノ機会ニシテ、 弥多ク、 待テ更ニ収 モ 伝道者ヲ冀図スル者日亦一日ヨリ許多ナルハ何ゾヤ、是即所謂播クベキノ地アリ獲ベキ 獲 ラ期 同信ノ兄弟ガ勇往直進、上ハ以テ主ノ光栄ヲ発揚シ、中ハ以テ現世ノ福利ヲ謀リ、下ハ以テ至大至重 セ 何ゾ徒手恬然傍観スルノ際ナランヤ、宜シク断然決意其ノ任ニ当ラズンバ他何レノ日オ ノ秋来レリト云ベキ カ

抑真教 以テ開業シ 立 果シテ如斯 シ信徒些少ノ障碍ヲ顧慮シ、区々ノ情実ニ拘泥セラレ自ラ奮テ其任ニ当ラザルト、一ハ伝道者ヲ薫陶 沐 聖霊 |セザルトニ依ルナラン、依テ今当今ノ需要ニ供シ現在ノ欠乏ヲ輔ハン為弊社内ニ速成神学課ヲ設ケ、 浴ス ノ感化 ノ我国 ル 無量 邦語ヲ以テ授業スレバ、望ムラクハ同信諸彦笈ヲ負テ多ク来校シ、他日我国ニ於テ主ノ大収獲ヲ助クルノ ヲ得ン哉、 = 卜伝道師 伝来ス ノ恩恵ヲ蒙福音 否己ニ信徒ノ数モ尠少ナラザルニ、只伝道ニ従事スル者 ルヤ ノ誘導トニョラズシテ豊今日アルヲ得ンヤ、 日 尚 ノ美味ヲ嘗メ、 浅キモ、 幸ヒニ天恩優渥教会踵ヲ追続々四 然シテ自ラ保蔵シ之ヲ他ニ分与セザレハ、 聖書 ニ日ク与フル 方二設立シ其数実ニ拾有六ニ至リシ ノ尚斯ク乏シキハ何等ノ源由 ハ受ク 何 ル 1 面 ヨリモ 目アッ 幸 スル 来四 テ長 ナリト、 ノ方未タ整 月五日ヲ ク恩恵下 我輩

[異筆]

預

ヲ為シ賜ハヾ

幸甚

今也 駁撃罵詈スル殊ニ甚シト雖トモ、厳然タル道徳ノ区域萠芽ノ色ハ日光ト共ニ顕レ、真教ヲ慕フモノ弥増シ聖書ヲ 是レ伝道ニ従事 人智開 発文運 日 ス ル 進ミ月ニ 者 ノ尚オ乏シキニョ 盛ナル ノ際 ニ方リ、特リ我カ耶蘇教 ル ナリ、近来軽忽者流 ノ喋々我真教ヲ演説場ニ ノミ遅々トシ テ大ニ振興 弁論嘲笑シ、 セ ザ ル 所以 ノモ 或 ノハ 新紙· 他 購 ナ

縦令自費

ノノ生徒

タリトモ該科志願ノ諸兄ハ、 其地方ノ伝道師又ハ牧師或[イン]宣教師ヨリ予御照会アルナリ、又ハ

課 ヲ B 幸 1 1 セ ル ノ機会ナル 薫陶 者弥多 1 何 = ヲ 7 ヒナリト、 設 也、 シ 等 ツテ長ク恩恵ノ下ニ 偏 テ、 ノ源 ス 抑 ク、 ル 二聖霊 来 ノ方法 由 モ真教 = 我力輩果シテ如斯 伝道者ヲ冀図 ソ、 信 ル ノ感化 四 何ソ徒手傍観ス ノ兄弟ガ勇往直 月 未ダ 是レ ノ我国 五 整立 日 蓋シ信徒些 卜伝道師 沐浴スルヲ得 ラ以 ニ伝来ス セ ス テ開 ザ ル 無量 ル 進シ、 者 ル ノ誘導 業シ ノ際 1 少 ル日尚 日 = ノ恩恵ヲ蒙リ福音ノ美果ヲ嘗メ、 上八 障 日 ンヤ、 邦語ヲ以テ授業スレバ、 \exists トニョラズシテ豊今日ノ美果アルヲ得ンヤ、 ナランヤ、 碍 オ浅キモ、幸ニ天恩 ル 3 IJ 以テ大主ノ光栄ヲ発揚シ、 ナ ヲ ラン、 既 許多ナル 顧 二信 慮シ 宜シ X 徒 依テ当今 レノ貝モ ク断然決意其任 何 々ノ情実に拘泥セラレ自ラ奮テ其任 ツ哉、 ノ要需 勘少ナラザルニ只タ伝道ニ従事 ノ優渥 是レ 同 信 所謂 三供 ニョリテ教会日 ノ諸彦奮 而シテ自ラ保悪シ之ヲ他ニ分与セ 下 ニ当ラズンバ シ現在 播 ハ 以テ至大 ^ 丰 テ陸続来校シ ノ地 ノ欠乏ヲ補 聖書 ラ追 至重 他 ナリ 何 獲べ 上統 三日 ノ貴 V 他日 ハン ニ当ラザ ノ日 ス 任 丰 ク与フ 尽 ル者 · 我国 為 才 四方二設立 ヲ 1 尽シ 秋来レ カ待テ メ弊社内 ル リノ尚 = ル 世 於テ主ノ大収獲 十 1 受り 才 ザ 更二 リト云べ ノ福 斯 V ス 速 1 ク乏シ ル 収 利 ル 何 = ヲ謀 成神学 獲 伝道者 3 至リ 1 IJ ヲ 丰 モ 期 丰 面 Ŧ ル

こんにゃく版

ヲ

助

7

ル

ノ預備

ヲ為シ

賜

ハバ

幸甚

尽力 該科入学志願 「拝啓仕候、 有之度候 陳者今回速成神学御修行之為同志社へ御来校 ノ諸兄ハ成丈ケ其費用自弁スルカ、又其地方ノ公会或ハ教友ヨリ支弁スルカ、 ノ諸兄ハ、左之条件御心得有之度候 自助 ノ方法相立候様

御

又ハ伝道 来校ノトキナリーノ御紹介書御持参有之度候、 師ヨリ其情実ヲ陳述シ其ノ人トナリヲ保証セン為御添書有之度候、若シ右之御添書無之トキハ学費扶助 若シ半額ナリ又ハ全額ナリ同志社ノ扶助ヲ要スル諸兄ハ、其ノ牧師

義ハー切御断可申上候

牧師又八伝道師 = シテ入学志願 ノ諸兄ハ、学費自弁ナリ又扶助ヲ要スルナリ予メ当校 へ御照会有之度候

同志社

新島

襄

牧師伝道師迄御心得ノ為願置度キ事

+

四年三月

伝道又聖書売志願ノ者ナリ克々御注意ノ上、向来望ノ有之者ヲ御勧メ御遣シ被下度候

一格別望ノナキ者ト雖、自費生ナレハ拒絶スルニ不及候 [明治十三年一月~十四年三月・こんにゃく版を除き草稿]

北垣国道殿

。神学専門科設置御願

[全文朱]

敝校開設已後五ヶ年之英学本科卒業之上、志願之者ノミニ限リ余科之名義ヲ以テ神学幷ニ道義学等教授仕来候処、今 之義御許容被成下度、 語ヲ以テ教授候分ヲ邦語神学科ト称シ、該科ヲ敝校ノ一専門科ト仕度候間、 回神学ニ付一層之改正を加へ、別紙教科書之通神学科ヲ二分シ、英語ヲ以専ラ教授仕候分ヲ英語神学科ト称シ、又邦 此段奉願上候也 従来之英学本科之外更二神学専門科設置

同志社員総代

新島 襄

明治十四年頃・草稿〕

9 (女学校) 十五年卒業生へノ談シ

2 フレント 1 レ ノ妻 病二 顔 ニ喜ト望ヲ含メリ、 クノ暇ナシ 不言シテ克人道ヲ記シ、不働シテ克ハ人ヲ銘々勤ム

Silent influence

Women

謙

of

臥シ働 諸病

ノ問 屋

| 曾テ人アリ彼ノ写真ヲ乞フ、彼辞シテ与ヘス

日日 密ニ写真屋ニ行ク

(言寡ナ〔ク〕シテ克ク言ヒ、多働キテ之ヲ人ニ言ワス 書生ノ失望シタルトキハシーレ先生ノ妻ニ行キ慰メヲ受ケ、家郷ヲ思ノ情ヲ忘ル

陰テ顕レサルハナシ

陰レ タル ヨリ 顕 ル、ハナシ

○ダヒ [ヤ] モンド 〇真珠

微シ

丰

ヨリ著シキハナシ

婦人ハ物ヲ言テ事ヲ為スヨリ黙シテ事ヲ為スニ事カ多ク功ヲ奏スベシ 、鬼角婦人カ多語ヲ用ヒ大事ヲ破ル

22

」ヲ持テ

真鍮ノ光ヲ発スル to E ンド真珠 ノ光ヲ発ト大

異 ナ ル 所 13

五年

1 Russian Youth attacking From Essays

[鉛筆書]

FEmerson

Do no(t) be audatious to have a la(r)ge library Tabout my books A few of the best books thoroughly mastered are better than mere numbers. Do not try to do too much but what you attempt to do [do] thoroughly and in the end you will find that it pays.]

[明治十五年六月二十九日・草稿]

同志社大学設立之主意

喋々之ヲ訓誨スルヲ以テ恥辱トセサルニ至リ、随テ其ノ余波社会ニ伝及シ人ノ徳義ヲ擲棄シ唯利ヲ是レ争フノ弊風 甚シキニ至リテハ糊ロヲ以[テ]人間第一ノ急務トナシ、 世ノ先導者ヲ以テ自任スル身分ナカラモ射利求名ヲ以テ学問 只利ヲ是レ求ムルノ弊風ヲ惹起シ、学者輩中多クハ其ノ本ヲ探ラス其ノ末ニ趨リ、其ノ基ヲ固セス徒ニ速成ヲ期シ、 維新以来時勢之変遷ヲ説出シ来リ、従来之漢学風ヲ一変シ洋学ヲ採用シテヨリ、往々便宜ト智術ノミヲ主張シ、遂ニ ノ大目的トシ、安逸ヲ得ルコソ人間最大ノ幸福ナリト誤認シ、汲々自ラ之ヲ求ムルノミナラス門弟ニ向ヒ世人ニ向 ヲ

リ同 ビス氏ヲ聘シ、続テ同国ノ教師両三名幷ニ教育ニ熱心ナル内国教員数名ヲ招キ教育ニ従事セシメ、五年ヲ以テ卒業期 天ノ未タ陰雨セサルニ之ヲ、、スルトハ古人ノ金言ニシテ、吾人ノ殷鑑トナスベキ所ナリ、 酸シ来リ、社会ヲシテ浮薄ニ流レ腐敗ニ趣カシ 志ノ友ト謀リー社ヲ結ヒ、明治八年ヲ以テ地ヲ西京 4 ル ノ害日一日ヨリ甚シカ ノ北隅ニ占メ英学校ヲ設立シ、品行端正学術練達ノ米国人デ [ラ] シム

我輩夙ニ茲ニ憂フル所ア

限ト定メ、普通学科ヲ授ケ、傍ヲ人間ノ要道ヲモ 誨 ヱ、専ヲ智徳並行ノ薫陶ニ尽力セシメタリキ 同志社規則第一条ニハ照準アリタシ」

ヲ図カリシモ、世運日ニ進ミ月ニ新ナルノ際ニ当リ現ニ授業スル所ノ学科ノミニ限レハ只ニ学術ノ大意初歩ニシテ、 然ルニ 裘 葛 ヲ易ル尚未タ幾回ナラサルニ生徒ノ学術ハ斐然トシ進歩ノ実効ヲ呈シタルヲ以テ、寸進尺進之レカ改良〔キョウカッ〕

蒙リ我 我輩 基 ル V 事 学 1 V 持 ス 等 V 全ク 礎 モ、 ヲ ル所アラン ノ学科 ノ日カ セ 以テ、 怠ル 1 校舎ヲ立テ教場ヲ備 ヲ堅フスルハ吾人ノ義務ニシテ、 決シテ富国ト称 ノ素志ヲ賛成シ我輩 ノ生徒ヲ容ルベ ノ緊要ナル 文化 我 コ ス速 其 勿 蘊 カ ノ責 1 大学ヲ設 ノ事 邦 進 ノ感染日尚浅ク専門学科 ト、 達セ 決 任 メシ 人永ク幕 ヲ知 専門 重且 希図シ、断 ヲ成スヲ得 シテ至難 我輩誤テ一日ヲ遅延セハ恐クハ百年ノ損亡トナラン、 メ、 ル スベ 大ナル 置 キ校舎ナカルベカラス、又適応ノ教場ヲ備ヘサ 部 モ ルニ至ル迄、 ス 府 続テ大学専門部ヲ設置シ生徒ヲシテ各其 ヲ設置セラレヨトノ委托ヲ蒙ムルニ至リシハ是亦世運ノ然ラシムル所ナルカ、 ノト云へカラス、又方今ノ需用 ル カラサ ナ へ学士ヲ聘スルニ巨万ノ金額ヲ要セ 1 ノ要求ニ応シ 然大学設置ニ決意シ普ク我輩 ラサ モ亦我輩 圧 ン、 ヲ知リ勇進以テ此 政 今日我輩 ルモ、 ル 我輩手ヲ東ネテ大学設置 列 ^ 藩 丰 ノ任 ノ必用 テ此 只二之ヲ学事ニ従事スルモノノミニ委ヌベカラス、 モ、 邦人各学術 ノ抑 ーノ急務 ナリト誤認シ 方今明治政府 治 ナルコトヲ知ラザル 巨万ノ金額ヲ恵投スルモノゾ、 ニ生息シ不文無学ニ迷盲シ、 ノ任ニ当ラント欲 ハ断乎トシテ之ヲ行フニアルノミ、 ノ文化 二供 徒ニ坐視傍観シ ノ親友ニ謀リ又広ク天下ノ志士ニ計リシ ニ緊要ナルヲ知リ一致戮力セ ノ外明治 スルニ足ルモ ノ挙ヲ待ツベ サルベカラス、然ラハ今何人カ克ク我輩 ス、 ノ好 [=] 人民中 ルベ 然リト雖大学ヲ設置スルヤ容易 ム所長スル所ニ順 = 賜 ノト 事 ルナラン、 キャ、否、否、 = カラス、博学多識 フ勿レ、 維新 尚此美挙 方今我カ邦ノ富ヲ以テ欧米諸国 ノ急ナルヲ知リ速ニ之ニ着手セ ・モ云べ ノ際 今我カ邦家 カラス、依 大方ノ諸彦ョ 然ラハ我 ナキハ ニ至リ テ学 決テ然ラス、 豊ニ遺憾 且大学設置 初 大学数個 術ヲ専脩 ノ学士ヲ聘 テ速 カ邦人ノ他年迷夢ヲ醒 メテ実用 ノ文化ヲ 二、幸二賛成 我輩 = 本 ヲ設立シ又之ヲ維 1 セ ノ至ナラ 我輩 ノ如 進メ ノ学事 世人言ワ コ 1 科 ノ学問 ノ願望ヲ洞察シ セ + 1 X サ 教課 ルベ 丰 我 此 ノ富ニ比 ニアラス、 八風俗 ス V ヲ進 大ニ裨益 カ社会 ノ委托ヲ 従事 ハ又何 スヤ美 カラス ヲ 取 ス セ

矯メ教化ヲ興シ、我同胞ヲシテ智徳兼備ノ民タラシムルニ一日モ猶予スベカラサルモノナリ

ハ、必ラス先ツ良種ヲ播カサルベカラス、

夫レ農夫ニシテ好果ヲ得ントナレ

開暗黒 必ラス先[ツ]文化ノ源因タル大学ヲ設置セサルベカラス、 ノ八九世期 ョリ十五六世 期 ノ間 ニアリ、 又彼ノ世期ニ播キシ所ノ良種ハ今ノ世期ノ好果トナレ 欧州大学ノ設立ハ開 明 ノ第十九世期 ニアラス ル シテ、 コ 1 ラ明証 却テ未 セ

○表ハ別紙ニ於テ見ルベシ

ンカ為、

左ノ一表ヲ掲ケタレ

ハ幸ニ一覧ヲ垂レ賜へ

1 究メ、一ハ以テ人才ヲ養ヒ国力ヲ張ルニア〔リ〕シコトハ、 教育ニ 熱心ナリシ 人物ノ 語ニヨリテ之ヲ 伺ヒ 知ルヘキ ナリ、彼ノ欧洲ニ於テ宗教大革命ノ率先者タリシ独乙ノルーサ〔ルター〕氏云ヘルアリ、父兄ニシテ其ノ子弟ヲ就学 「前上ノ表ニヨリ之ヲ考フレハ、欧州諸国ハ夙ニ大学ヲ設ケ人才陶冶ニ意ヲ注キシハ他ナシ、一ハ以テ学術ノ奥蘊ヲ(L欄) 卓越 メサ セ ルモノハ国賊ト云へキモノナリ、又同国ノ理学博士フイヒテ云へルアリ、 1 4 ル モ ノ必ラス教育 ノ力ニョ ル ナルベシト」 我カ独乙聯邦ヲシ〔テ〕 何ツカ他邦 セ

又我輩近頃 米国文部寮ョリ該国大学ノ報告ヲ得タレハ、該国大学ノ概況ヲ左ニ記載シ以テ一覧ニ呈セントス

○別紙ニアリ

テ鷩駭スへキー大事件ト云へキモノニシテ、該国人ノ教育ヲ重シ同胞ノ福祉ヲ計リ財産ヲ吝マスシテ陸続大学設立 千八百七十二年ノ報告ト比スレハ、千八百七十二年ニ於テハ該国大学ノ全数ハ二百九十八個ナリシモ、千八百七十九年 前上記載セシ所 = 於テハ其 ノ数三百六十四個ノ多キニ至リ、僅ニ屈指ノ星霜ヲ経サルニ大学ノ数六十六個ヲ加ヘシハ、実ニ世界ニ ノモノハ千八百八十一年ノ上梓ニ係ワリ、千八百七十九年ノ報告ニョルモノナレハ、我輩曾テ得シ所 於

国人ニシテ其ノ文化ヲ進メントナレハ、

ラス、 米棚馬 7 刊 教育 ル 行 八、該国 日ナルモノハー ノ千八百 1 1 + 罪。 邦 人。 家 年 ヲ ヲ 減。 愛 ノ教育報告中 1 シ 良。 万 民。 世 ヲ 不 增。 朽 _ シ、 1 基 14 玉 ヲ 国 基 立 = ヲ " 於 固 ~ テ フ 1 罪 1 1 囚 力ヲ 人中 熱 情 張 有文無文 3 1) ル 発 = 欠 ス 1 ^ ル モ 力 七 ラ ノヲ 1 + = X シ ル 別 テ、 モ 1 1 其 テ ナ 其 IJ 1 志士 1 1 数 ヺ 1 目 載 七 的 尽 1 ル 他 モ -1 非

ノ総

ヲ得

タレ

茲

-

登

録

1

教育

1

必

要

ナ

ル

コ

1

ヲ証

ス

〇三千三百 五 + 四 人

千 应 百 1 + 人 ミ書キ

1 出

来

+

ル

E

1

ンシ読 111 書 丰 出 来 六十二人 ル E 1

千三百

読ミ 力 丰 出 来 ル 七 1

五 百 十二人」

否 Ħ. 4 該国 ル 額ヲ投シ 能 制 度 ワ 人 我 + ノ教育 1 国 カ国 ル ラア 大学ヲ設立 ナ 1 ノ現況ヲ見テ 熱心ナ 1, 知 ス 嗚呼 ル ル ス = 皇天何 ル 7 1 徒 要領 = ル 至ル 二痛歎 ナ 7 リ、 1 我 1 力 豈我輩東洋人ノ羨慕シ 其 スベ 嗚呼米国 東洋 八ノ国 カラス 人ヲ顧 人 ノ智識道徳ヲ 人ニシテ如 111 欧州人ノ文化ヲ来ラシ スシテ如 斯 キ高 1 テ 斯 iL テ最高点ニ モ文化 尚 7 + ナ ル ル _ 目的 所 後 至ラシ ナラ x 1 V アリ 西 ス 1 彼自ラ労シ 人 ヤ、 如斯 x + 槽 西 丰 V 人云 粕 同 1 ラ賞 胞 自 テ而后得タ ^ 相 由 X ル 憐 制 シム 7 4 度 IJ ノ国 1 熱情 ル 亜 細細 体 ル、 亜 7 ヲ 大州 ノル、也、 ル リ、巨万 ヤ、 セ 1

辈 人曰 克ク之ヲ ヘル アリ皇天ハ 為シ 得 + 自、 ル 1 助者ヲ助クト、 理アラン ヤ、 事ノ 宜ナル哉英国 成否 ハ為スト為サ、 ノ欧州 二兀 立 ル スル、 ٢ 勤 彼モ人ナリ我 4 ル 1 勤 メサ モ人ナリ、 ル 1 関ワレ「ル」モノナレ 彼克ク之ヲ為シテ我

欧米諸国

ノ今日

アル

/

良ヤ故アル

力

ナ

上八 又政 民ニ率先シ 大学ヲ設置 我 力、 胞 = 明治 非 以テ 然ラ + 府 育 政府 V 政 於テハ 便益ヲ計ラサ 1 已二 我輩 府 モ、 セラレ モ 茲ニ見 ノ主旨ヲ賛成シ、 曾テ日 尚未 既二政 維 シ 新 タ其 ル所 ノ民 本 V 府 タル 全国 アリ、 ノ挙 亜細亜 ノ義務ヲ尽シタリト云へキ 我輩在野 ヲハ大学 モ = 文化 下ハ以テ同胞就学 及 維新多事 ノ縦令八大学ヲ設置ス 1 + ノ魁ヲ為セシト云トモ決シテ過言ニアラサ 区二 ル ノ志士、 ハー ノ際巨万 区分 ニシテ足レ 上 セ ラレ ノ便 1 ノ費用ヲモ顧 ナリ、 政 府ニ = ル A 供也 ノ資 IJ V 1 然ル 対 セ ~ 力ナキ 1 二我輩 ŀ ラル 他年 下 ミス数百 1 モ、セ、 各区 同 ` 明治 胞 = 非ラス、 ニー大学ヲ設置 = ノ書生ヲ欧米ニ遣シ、且早クモ東京 メテハ民資ヲ集合シー大学 向 ノ民タル ヒ大二 ルベ 恐クハ国 モ 恥 クシテ、 ツル ノ政府 セ 事多端 所 ラ 我 ナ V ノ主旨ヲ奉戴シ カ明治 丰 1 能 ノ然ラシ コ 1 ワ ヲ関西 # 政 疑 府 ル ムル ヲ 如斯 容 テ速ニ ニ於テー 所 ナル 丰 ヤ、 所 同

我輩 科 部 Ł 学科 ノ如 1 1 我輩大学ヲ立ッ 如 斯 何 ヲ ク弁シ モ増加 ソ、 容 人名易 来 セシ ク宗 人人二 V ムベ 教兼 ル 論 設 ノ主旨ハ普ク諸学科ヲ脩 シ、 者或 哲学 クへ 丰 然リト雖欧米諸国ニ於テ設ケラレタル宗教、 (当分便宜 問 モ ワン、 ノニアラサ 我輩大学ヲ設立 ノ為哲学ヲ宗教部 V スルニアレ 先ツ三部 セ = ハ、只ニー二ノ専門ニ限ルベカラス、資力 合併ス) 先ツ何等 ヲ設ケ布 医学、 ジタ専 イテ諸学科 哲学、 法学ナリ、 学ヲ授クルノ目的 理学、 ニ及フベシ、 文学、 乞フ是レ 然ラハ 医学、 3 ナルヤ、 1) 此 論者又問 法学等大学専 ノ加 増 ラ置 答テ日 ス ル ン三 = 随

目

的

ヲ陳述

セ

撓 ヲ 脩 テ真理 ル 鏡 ナリ メ本 腸 = 哲学ヲ授クル ヲ 心 ノ奥妙ヲ味ヒ志操世界ニ逍遙セシ 練 ヲ 磨 IJ 丰、 金 石 真理 七 徹 ノ目的ハ、 ス = 基 ^ 丰 キテ動 精神 克ク造化 ラ養 止 一シ真 七普 义、 理 ノ妙理 ク 1 共 進ンデハ = ト人間 生息シ、 ノ幸福 同 ノ要道トヲ探ラシ 胞 ヲ 希図 弱キラ ノ福 シ、 祉ヲ計リ 憐ミ 共 暴ヲ制 = 進テ文化 邦家 メ、又明ニ事物 1 ノ進歩ヲ望ミ、 曲 ノ最 V ルヲ矯 高 ノ奥蘊ヲ究メシ 点 メ正 退イテハー 至ラン 丰 ヲ 事 賛 ヺ ケ、 メ、学者ヲ 身 要 百折 ノ徳 ス ル 不

7

シ 医 E 療 学 僅 我 ラ授 小 ス ル ナ カ ラ 1 ク 111 + 胞 ル 12 ナラス、 1 身体 目 ナリ、 的 ヲシ ハ、 依テ 又人 テ 医 心上 心上 八乃 如 斯 真医 チ仁 共 1 = 固疾ニ 健 術 ヲ養成スルハ方今ノ一大急務ト云ワ 全ナ タル 至 ラシ ノ本 ル 迄 x, 意 E = 医治 人間 基 丰、 ス 最上ノ歓楽福 ル 富豪 コト ノモ ヲ計 ノニ IJ 祉 スシテ 佞セ ヲ嘗シ 疾病 ス 1 貧婁 何 メハ 源 ソ 1 真 ノ人ヲ擯 モ ノ国 云ワ 医 ルベ ケ ト云へ ス、 丰 心中 身体 ク シ テ、 1 上 病 1 其 疾病 ヲ療治 1 功 ヲ

法学 ナシ 上 丰 人 ル E セ 蒙リ = E 明 1 1 不幸 人物 御 1 1 治 部 タレ ラ設 旨 ナ ス リ、 民 ル ナ 乏シ 暗雲ヲ惹起セ 志士ノ需用 A 丰 ル 吾 = ル 吾 1 人此 E ハアラ ノ目 一云テ ノ其 人一日 美世 的 其 + 1 = 大任 モ国 邦家 1 V 供 任 遭 ۴ メハ ス 逢シ ニニ当ル 会 モ、 ル ノ進 適 嗚呼夫 = ノ準 人民 アル 步 応 此 備 同 ス ノ人物ヲ養成シ ナリ、 大任ヲ負担シ V ル ノ切ニ願望セ = 胞 ノ人 怠延シ 誰 ノ福 ノ過チ 物ヲ 吾人幸二此 祉 テ可 = 撰 ソヤ、 関シ急務中 テ大政 挙 シ所 ナルベ ナ カラ、 セ 然ラハ吾人ノ此準 ズ、 = ノ活動社会ニ生息シ、又已ニ昨十 1) ケンヤ、 猶予 参与 遂二 随テ上 ノ一大急務ニシテ、 亦 彼 セ 抑国 断 1 1 明 国 义 一会開 天皇陛 + 会ノ如キ 備ヲ為 V アリシニ / 吾 下 1 身ヲ捧 期 人 ス = 至リシ 我 叡 = 慮 至 実 日 天皇陛下モ早晩之ヲ ル = ケテ犠牲トシ E 叛 E ナラン 四年十月十二日 怠ルベ 十 尚 天皇陛 進 奉 リ、 備 ト推 カ ヲ 政事 ラ 怠リ、 下 考 + ス 罪 自 社 ル 人ト云 開設 明 人物 会二 身 世人 ノ頭 投 ス ヲ

モ 普 ク了 知セラル、ナラン、 依テ此 準備ニ充テント ス ルハ 他ナシ法学専門部ヲ設クルニア ル ノミ

又我 カ如キ 治シ普ク学術ヲ修セシメ、 カ喜ト為シ、一身ヲ抛チ邦家ノ犠牲ト為スモ敢テ辞セス敢テ厭ワサルノ愛国丈夫ヲ養成セン事コソ我輩 **ノ所置ヲ誤ヲス、深ク同胞ノ幸福ヲ計リ遠ク邦家ノ安寧ヲ望ミ、国人ノ憂ヲ以テ己カ憂トナシ、国人ノ喜ヲ以テ己** ヲ重ンジ、六尺ノ孤モ托スへク百 " ノ鄙見ヲ以テ論 実二国会開設以前 スレ 古今ノ歴史ニ亙ラシメ法学ノ根元ヲ究メシメ政事ノ沿革ニ通セシメ、又徳義ヲ尊 ハ、 ノ準備 今ノ士人ノ準備ト称シテ徒 里ノ命モヨスヘク、 ト云ヘクシテ開設以后 大節ニ臨ムモ敢テ其ノ主義ヲ屈セス、 ノ準備 ニ速成ヲ期シ、 ト称スペカラス、 法学ノ皮相ヲ嘗 故ニ大学ニ於テ天下 メ 事変ニ逢フモ決シテ其 其 ノ根元ヲ探究 ノ切望シテ ノ俊才ヲ陶 セ + ル

ナリ、 如 セ 4 此 斯 ル 事 部ヲ後ニス 物理学、 部ヲ設クル 方今物質進 ノ素ヨリ企図スル所 ル 1 ノ如キモ ノ主旨ヲ述ヘタレハ尚理学、 決シテ之ヲ蔑視ス 步 ノ時 実二文明組織 ニ当リ我輩 ナリ 只 ル ニ志操上ノ学科 ニハアラサ ニ関シ最モ緊要ナル元素タレハ、 文学ノ二部ニ ルナリ、 ニ限リ研窮セ 関シー言陳スル所アラント 只資力ノ速ニ及ハ「サ」 我輩 資力ノ及フニ随 八又時 運ヲ洞察 ルヲ憂ヒ少シク之ヲ遅延セシ ス、今我輩彼ノ三部ヲ先ニ E 速二此 セ + 12 ノ二部 E 1 ヲモ設置 云 ヘキ

止

マサ

ル

所

ナリ

~ 変遷ノ際軽卒浮薄 扨前上ノ主意ラー読シ来ラハ論者或 築城ノ類ニアラサル 吾人坐視徒食シテ速ニ此レカ挽回ヲ謀ラサレハ往々我ガ全社会ヲモ沈没セシムルニ至ラン事ハ今日 ノ風波ヲ生シ、人々末ニ流レ源ヲ探ラサルガ如キハ止ムヲ得サル所ニシテ時勢ノ然ラシ ナキヲ得ンヤ、答テ日ハン、我輩此 ハ問ハン、我輩ハ何ノ資力モナクシテ此大事ヲ挙ントスルハ全ク書生ノ想像空中 ノ素志ヲ抱ケルハ今日ニ於テ初マリシニアラス、方今邦家急進 ムル所ナル ノ風潮 ヲ

ノ利

ヲ生ス

キ元金 五百

乃 年

割

1 利

_

シ ル

テ

四万円

ヲ要スベ

ク、

且年

給

ノ外

他

=

多り 我

ノ諸

費

E

アルベ

ケ

V

他

1

ス

V

八二千

元

給

ヲ

与へ

+

~

力

ラ

ス、

4

1

弗

相

場

=

=

1)

算

ス

V

1

力

金円

=

1

テ

四千

円

ナ

Ŋ

此

1

四

人心心 此 宜 才 敢 リ、 以 = 1 举 ヲ得、 テト 丰、 テ ス 3。 改、 タル 此 且 ル 上 良、 我 スベ = ノ大任 我輩 人々 1 目 /\ 輩名利 ケレ 点二 的 ラ 明 各其ノ分ヲ楽 ハ 一 ス、 天皇陛 ニ当ラン 至ル ハ、我輩 ノ私心ヲ抱キ 邦家 時 普ク諸学科 迄関 ノ需用 下ノ叡 万世ニ対シ大ニ ŀ 不肖ノ身ヲモ ス ス 慮ヲ慰 ル ミ共 ル ニ応シー ラ設 所 ハ 此挙アル 万止 = 7 進ミ ラン 义 ケ製造、 世 奉 4 不 共 ij 1 ヲ 裨益スル所 ニアラス、 ノ喝采ヲ -顧不 = 下 シ、 得 動テ 殖産、 1 + 逐ノ 同 我 ル 求 _ 胞 力 責ヲモ 我カ同 商法、 出 アルヲ確 ムル 日 同 ノ幸 モ早 胞 ツ ニアラス、 福 ヲ ル 貿易、 所ア ク我 シ 胞 厭ワス、速ニ大学ヲ設置シ邦家ノ基ヲ立テン事ヲ ヲ 信 来 テ 中 ラシ 維新 尚未 1 カ東洋 ル ナリ、 タレ 経済、 又一 タ我 メ、 ノ民 ハ今日ヲ以テ此事 = 世 真 朝 文学等ヲ 且 辈 夕 大学設 ル ノ求 1 排記 黄金 品格 圧 抑 4 1 振 ル 置 = 1 = 依 界 政 叛 興 所ニ応シテ大学ヲ設 テ左右 セシ ヲ 如 ナ 力 ク野 = 顕 十 サ 着手 ラシ 出 人、 ハ 1変更 国 = 七 又風、 セ 1 不 会 X 我 ス X 平 俗ヲ教化 ル 1 1 進 1 力 欲 民 E 1 日 備 ノニ ス 欲 ナ 本 ノミ 4 ヲ サ ル ス 7 上下 希図 也 ル 泰 アラス、 ヲ V 新、 以 ナ IJ 各其 ス ノ安 目 我 ル 又 故 種、 的 ナ

其 抑 同志社 ノ賛成ヲ得其 英学校 ノ寄附 ノ如キ -/ ョリ其 元来我輩資金ヲ有シ之ヲ設 ノ基ヲ立ツルニ至リシナリ、 立セシニアラス、 我輩今ノ英学校ヲ以テ予備門トナシ、 一片ノ精神一 滴、 ノ感涙克ク米国 進テ大学専門 人ノ心ヲ動 力 1

ケ 1 ス

部 如 前 至リテ 丰 上 校中 揭 載 更 Ė セ 1 資金ヲ募 進 如 備 ク、 ナシ 宗教兼 ト云べ ラサ 哲学、 ル カラサ ヲ 得 医学、 + ル V ハ、 ナ 法学 リ、 之ヲシテ完全タラシ ノ三学部ヲ設 如 何 = 减 省 ス 7 ル ル モ法学 4 = 当リ ル /\ 我輩 部設 至 難 子 置 ノ事 义 計 如 夕 ラ 丰 画 40 ナ 1 米 カ ル ~ ル ~ 丰 法学博士 モ、 カラ 医学、 ス、 宗教兼 人ヲ 法学 聘 セ

千 由 A. ノ利ヲ生スヘキ元金ノ備 医学 部 ノ如 丰 1 米国 ノ名 ヘナカ 医二名ヲ ルベカラス、 聘 セ 1 1 欲 然ラハ ス V /> 乃チ法学部 九 万円 1 備 ノミ ニシ ナ カ ルベ テ 五万円 カ〔ラ〕ス」 ノ資金ヲ要ス ル 事 1 明 瞭 A ル

此 ラ 故 ク ス、 ノ大任 此 テ世ニ出シ、同情相 我輩普ク江湖諸 八各自 部 ノ諸彦ヨ、先ッ大学ノ我文化ニ緊要ナル ヲ 置 ノ頭上ニアル カ 1 1 彦 ス 顧ミ ノが賛 ル = 同 7 成ヲ得 1 舟相 必 トヲ確認セラレ、 ラ 助ヶ何ツカ共ニ文明 ル ス + -アラ 四 万 + 円 V 1 資金 ハ決シ 学力アルモ ヲ了知シ、 ナ テ ノ彼岸ニ達〔セ〕ラレン 力 我輩 ル ノハ其 又我輩 ~ ノノ目 カ ラ ス、 的 ノ学力ヲ以テ世ニ捧ケ、 ノ素志如 ヲ 貫 此 徹 巨 何ヲ 額 1 能ワ ノ金 事ヲ 洞 察アリ、 + 円 ヲ募 ル 事 ル 1 資産アル 徒 明 決シ 々 匆 テ 白 容 R 々 看過 七 ダ R ノハ 易 V ス R 其 ル ノ事 臥 ナ テ _ 願 7

将 嗚 A 陰 呼諸彦 雨 セ ニシ + ル テ幸ニ ニ之ヲ 、、、シ 我 輩ヲ 災害ヲ未前 賛成シ速ニ大学ノ基ヲ置キ賜 二防 ク智人ト云 ヘク、 ハ、、 乃チ邦家万世 又良種ヲ 播 7 ノ良農 一ノ基ヲ 夫卜 置 7 云 七 ~ 1 クシ = シ テ、 テ、 好果ヲ 諸 彦 1 得 乃 チ ル 天 1 日 1 未 1

明治十五年十一月七日午前

九

時

此

1

草案ヲ

終

12

襄

〔明治十五年十一

月七日

明治七年ノ秋予漸ク業ヲ卒ヘテ将ニ米国ヲ辞セントスル際ニ当リ

碧山

州ロトラント府ニ於テーノ大集会アリ、予ノ

11 同志社学校設立ノ由来

必ラス 暁 院、 身体 山 予曾テ米国ニ遊学スルヤ身ノ不敏ヲ顧ミス切ニ邦家ニ竭尚未数年ナヲ星霜ヲ経ザルニ、不幸ニシテ屢篤疾ニ罹リ随テ 河ヲ跋渉ヲ以テ事トシ、 所アリ、 .ノ虚弱ヲ生シ、学術ノ奥蘊ヲ究ムルノ素願モ遂ニ全ク果シ得ス、学業ノ余暇「ヲ偸〔ぎ〕摂生加養ヲ以テ事トシ」 少年陶冶ヲ以テ己ノ責任 北米文化 百工技芸ノ講習所、 ノ関 スル 風土人情ニ暁通スルヲ以テ事トシ、至ル所大小ノ学校、博物館、 所 1 八教育 百種物産 セ ン事ヲ ノ其 企タテタリキ ノ製造場等ヲ巡視シ、 ノノ宜 キヲ得 タル - 3 且著名ノ人物ニ面 ルヲ了知シ、身ノ劣才浅学ヲモ不顧、 接シ其 ノ高論ヲ 書籍館、 聞 其他盲啞院、 クヲ得テ 他日帰朝 少少 セ ク

我邦家 屢官 魯斯亜等ノ諸国ヲ経歴シ、教育ニ関スル一切ノ要件ヲ探索シ、「熟察」「揉模」其ノ至レリ尽セルヲ視、歎讃「転タ 米中最モ著名ナル大小ノ学校ヲ巡視シ、遂ニ欧州ニ趣キ蘇、英、仏、 法ヲ研究セン事ヲ要セラレ、予ニ促スニ随行ヲ以テセリ、予之ヲ辞シ敢セス、学業ヲ半途ニ 我明治 途 シテ」止マス、 三就 竭 + クノ機アリシモ敢テ進マス「再ヒ北米ニ帰航シテ就学シ」何ツカ帰朝セハーノ私立大学ヲ設立シ、万一ヲ ノ初岩倉大使 1 コ 1 弥教育ノ文化進歩ニ大関係アルヲ推窮シ、益素志ヲ固シ、 ヲ望ミ、 ノ米国 造次 三航 頭 沛 ニモ敢テ忘ル セラレシャ文部理事官田中不二麿公モ随行中ノ一人ニシテ、専ラ欧米諸国 ノ暇 ナカリキ スウイツルラント、 幾回 カ官命ヲ蒙リシモ辞シテ奉セ 和蘭、デンマルク、独乙、 廃止シ直ニ同公ニ随テ北

幸福 ~ 朋友過半其 為ニ一千弗ヲ寄附スヘシト、 ノ素志ヲ賛成 数千ノ聴 一百或五十或ハ三十弗ノ約アリテ、満場歓呼ノ声恰モ沸カ如シ 間 = ナリ 子 帰朝 教育 ノ会ニ 丰、 衆 ス ル者アルソ、且演へ且問と抗慨悲歎 ノ後必ラス 時二華盛頓 其 向 趣ケルヲ以テ、予ヲ勧メ其会ニ臨マシメ予ヲシテ契別(炔) 上予 ノ宜ヲ得ル ノ平素ノ願望ヲ吐露シ、 一ノ大学ヲ設立シ以本邦ニ竭ス所アラント 続テ 頓府 二係 碧山 ノ住人医学博士パ ルヘケレハ、 州前知事ページ君 真正 方今本邦維新変更ノ際荷モ本邦ヲ愛スルノ士人ニシテ豈 1 ノ余リ不覚数行ノ感涙 カ氏ナル者予ノ背後 ノ教育ニョラサレハ真正ノ文化ハ期シ難ク、 モ起テ一千弗寄附 ス、 ノ詞ヲ述シム、予敢テ之ヲ辞セス、遂ニ壇上ニ 満場ノ朋友ヨ何人カ予 3 ヲ壇上ニ注ソキ、 IJ ノ約ヲ為セリ、 直ニ起立シ、大声ヲ発シ、新島氏学校 又続テ五百弗、 演説 ヲ中 ノ心情 我同胞三千 止 ス ヲ了察シ、予 ル事 一傍観 発ト二 万 視 3

有 爾二 之ヲ受納セリ、予督テ一友ニ語テ曰ク、 爾 = 1) 農夫アリ、予ノ前ニ進ミ来リ戦慄止マス、 場中漸ク沈静スルニ及ヒ予丁寧ニ良朋ノ好意ヲ謝シ、 1 ス 供 1 ル 老婦 捧 セ 雖 者二 クル所 余 余 サリシ 1 両 アラス、 ノ喜ヒ 足尚 ノ金ハ予 子 八唯金額 用 ノ背後 甚大ナル矣ト、 今襲中僅ニ余ス所 1 12 ノ帰路汽車ニ乗ル 3 = ノ少ナルヲ愧タルナリ、依テ今此金ヲ子ニ呈ス子幸ニ収領セラレ 堪ユ、 リ予ヲ呼ヒ喃 余 又散会 ハ徒歩シテ帰村 ノ二元ヲ以テ爾ニ呈シイサ 々解シ ノ後、 ノ蓄ヘナリ、 ロトラント府集会中最モ予ノ衷情ヲ動カシタル者ハ彼ノ老農夫ト老寡婦ノ寄 懐中ヨリ金二弗ヲ出 難キ 予汽車ニ乗リロ スベ ノ語ヲ以 且別ヲ告ケテ演説ヲ終へ、将ニ壇上ヨリ下ラントスルトキ一老 余子カ深ク本 シ、 テ予ニ語テ日 此 トラン 金甚些 タシ声ヲ低シ陳シテ曰ク、 、カ以子カ素志ヲ助ケントス、 邦ヲ思フノ高志ヲ愛シ感佩措 1 一少ナリト雖子カ将ニ立テン 府ヲ去リ、 ク、少友ョ余ハ老寡婦 ナヲ未タ数十 ヨト、予深ク其好意ヲ 余ハーノ寒貧農夫ナリ、 余サ トス ニシ 里外ヲ出テサ ク所ナシ、 丰 テ巨 ル大学費用 額 金銭ヲ ニ於テ ル 老夕 1 4

附金 ナリト、 其後ニ及ヒ諸方ヨリ有志ノ投金陸続来集シ、遂ニ我同志社学校設立ノ基ヲ為ニ至レ 1)

八年一月大阪ニ来リ学校ヲ建ン事ヲ計リシニ、宣教師ト共ニスル以謂ヲ以テ知事渡辺昇之ヲ敢セサリキ 新島 襄 「神戸デウイス氏宣 教師 \exists リ択バル」「木戸孝允公ニ 面会シ大阪ニ於テ英学校設立ヲ計リ〔シ〕 カハ、公ハ予ラ

八年 小右 五 工 門ニ招介シ、 月 京師 三来 ル 氏ヲシテ建築費ヲ出 槇村正直* -面 会ス、 + 同 1 氏 4 ル事 ノ周旋 ヲ企テ〔ラ〕レタリ」 = = リ同志社

槇村 ヨ IJ 招介アリ Ш 本覚馬二面 会ス

山 1 本 氏 ト結社ス、 同 志社ト 称 ス

(三日間ニ許可ス) 月東京 ニ趣ク、田 .中「不二麻呂」文部大丞、九鬼隆一ノ二公ノ尽力ニョリ事速ニ成ル「学校設立ノ許可ヲ蒙(氚) 4

[明治十五年十一月・草稿]

12 同志社大学設立之主意

日本ニ醸シ出シ」随テ其ノ余波社会ニ伝播シ、人々徳義ヲ重セス唯利ヲ是レ争フノ弊風ヲ生シ、社会ヲシテ浮薄□□ 漸 リト誤認シ、汲々自ラ之ヲ為スノミナラス門弟ニ向、世人ニ向、喋々之ヲ訓誨スルニ至リ、「随テ其 以テ急務トスルニ至リ、世ノ先導者ヲ以テ任スベキ学者ニシテ身ヲ以世 維新以来時勢之変遷ヲ説出シ来リ、又従来ノ学風ヲ一変シ洋学ヲ採用シテヨリ便宜ト智術ヲ主張シ、 [ス] 先ハ邦家ノ公益ヲ計ルヘキニ、 々我社会ニ伝播シ、遂ニ人々徳義ヲ重ンセス唯利ヲ是レ争フノ弊風ヲ生シ、日一日ヨリ甚シカラシ ムル ノ弊風ヲ引キ起シ、 学者輩多クハ其ノ本ヲ探ラス其ノ末ニ 射利 ノ名ヲ求ムルヲ以テ学問 趨リ、 ノ大目的トシ、 ノ犠牲トシ同胞 其 ノ基ヲ固フセス徒ニ速成 安逸ヲ得ルコソ人間 幸福 コッ計 往々唯利ヲ ムルニ至レリ、 ルベキ ヲ期シ、 最大 糊 ノ害 必ラ ノミ 口 ヲ

腐敗ニ趨シムルノ害日一日ヨリ甚カラシム

ノ奥蘊ニ達スルモノト云へカラス、今日ノ教科ハ決シテ需用ニ供スルニハ足ラサルコトヲ洞察シ「依テ益高等ナラシ 徒学術斐然トシテ進歩 数輩ヲ招キ、 天ノ未タ陰雨セサルニ之ヲ、、スルトハ古人ノ金言ニシテ吾人ノ殷鑑トナスベキ所ナリ、 一社ヲ結ヒ明治八年ヲ以テ地ヲ西京ノ北隅ニ占メ一ノ英学校ヲ設置シ、品行端正ナル米国 無カリシモ世運日ニ進月新ナル際ニ当リ、当今授業スル所ノ学科ノミナレハ唯々学術 普通学科ヲ教授セシメ智徳並行ノ陶薫ニ尽力セシメタリキ、 ノ実効ヲ呈シタルヲ以、 寸進尺進之レカ改良ヲ図ラントシ殆ト寝食ヲモ安セサル 、、 裘 葛 ヲ易 我輩夙ニ茲ニ憂フル所 フル未タ幾回 ノ教師数名幷又本 ノ大意初歩ニシテ、 ニ至ル、 ナラサ 邦 ル 喜欣 教員 アリ = 生

礎

ヲ

固

フ

ス

ル

/

我邦人ノ義務ニシ

テ、

唯

ニ之ヲ学事

二従事

スル我輩

ノミニ委スベ

カラス、

且大学設置

ノ如

八方今我

専 靟 " 1 x 益 門 尚 ノ朋友へ勿論天下ノ志士ニ計リシニ、 部 モ ノハ)偏ニ大学専門部ヲ設置 ヲ 、設置 大ナ ノ望ム所好 セラ ル ヲ知リ勇進以テ此任 「レ」ョト ム所長ツル所ニ随テ専門諸学ヲ修メシムルニアリト ノ委頼ヲ蒙ムルニ至リシハ、 ニ当ラント欲 スルノ外他ニ良法ハナカルベシト確信シ、 幸ニ非常 ス ノ賛成ヲ得、 是亦世運 近来 ノ然ラシ 在校ノ生徒ハ勿論其 確信シ」此ノ必要不可欠不可避 ムル 断然トシテ大学設置ニ決意シ、 所 ナリ、 ノ父兄我カ社ニ於テ速 我輩此委托ヲ蒙リ 我輩 普ク我 大学 ニア ノ任

舎ナカ 応 備 然 1 巨 ルベ 万金 聘 カラ 額 ス 門部 ル ス、 ヲ恵投ス 巨万ノ 又適 ラ設置 ル 金 応 E ナ ス 教 カルベ ル 弘場ヲ " ヤ 容 易 カラス、 備 事 + ニア ルベ 然ラハ何人カ克ク我輩 ラ カラス、 ス、 必ラス 博学多識ノ 専門学ヲ授業 ノ素願ヲ斟酌 教師 ヲ ス 聘七 + シ、 ルベ キ博士、 我輩 カラス、 ノ素志ヲ賛成セ 数百 校舎ヲ立 ノ生徒 ヲ容 為求 ル 教場ヲ 丰 校

テ是 事 丰 ル = 大学ヲ設立シ能 従事 ナリ、 カ、 邦ヲ以欧米諸 大事 事 セシモ、 然ラハ ス 子業ヲ ル 否 ヲ 文化 文化 成 決シ 以 + テ、 ル 国ニ比スレハ富国 程 得べケ テ然ラ ノ感染日尚浅ク我邦人未タ高等学科 ノ他年我国人ニ進ミ学術 大学ヲ ノ貧婁ニアラサ 1 ス、 設立 ヤ 果報 ス 我輩今 一卜称 ル / 寝テ待テト E ル 亦我輩 白 事 !スベカラス、「我国民モ大学ノ緊要ナルヲ知リ一致戮力セハ」 ノ急務 ハ明々白々ナリ、我国人永々不文ノ習風ニ育シ、維新以来初テ実用 ノ要用ナルヲ知リ得ルニ至ル ノ任 ハ昔時 ナリ 勤 メテ而 卜云 太平 ノ我文化ヲ進、 と徒ニ テ為、 ノ時代 坐視傍観シ ニ生レ 為シ 我国富ヲ保ツニ緊要ナルコ テ タル 迄 而 [テ]進ム 賜 横着 我輩手ヲ東ネ大学設 7 勿 E レ、 _ 1 アリ、 ノ言 我国 語 大方 ノ文化 也 1 我 立 諸彦 辈 ヲ知ラサ ノ義挙ヲ 進 寝テ 決シテ 我 待 我 数箇 ルニ 待 ノ学問 チ 而 " ノ基 ノ学 3

邦 ス、猶予スへカラサルモノナリ、【富ノ厚薄ヲ不論、位ノ貴賤ヲ不問、 苟モ我民ト共ニ憂ヒ我民ト共[三]喜フノ志士ハ 応分ノ投金アリテ速ニ我輩ノ素志ヲ賛成シ、不遠我輩ヲシテ大学専門部設置ノ大事ヲ得セシメハ我輩感佩之至、其ノ (ノ軽卒学者ノ弊風ヲ矯正シ教化ノ勢力ヲ社会ニ及ホシ、随テ我民ヲシテ智徳兼備ノ民タラシムルニ一日モ欠可カラ

手足

ノ踏ム所ヲ知ラス豊勤メ〔ス〕シテ止ムヘケンヤ

夫レ農夫ニシ[テ]好果ヲ得ントナレハ必ラス先良種ヲ播カサルベカラス、 テ未開暗黒ノ十二三世 ントナレハ、必先文化ノ源由タル大学ヲ設置セサ 〔シ〕為左ノ表ヲ掲ケタレ、 期ョリ十四五世 幸ニ熟覧ヲモセラレ 期 ノ間 ニアリ、 3 ルベ カラス、欧洲大学ノ設立ハ開明ノ十 彼ノ世期ニ播シ良種ハ今ノ世期ノ好果トナリシ事ヲ明証セシメ 国人ニシテ国ニ於テモ我文化ノ進歩ヲ要セ 九世 期ニアラス「シ」テ、 却

大学ノ表

ノ金ヲ投シ、年々大学ノ数ヲ増加スルニ至ルハ、世界ニ於テ一ノ驚駭へキ一大事件トモ云へ〔キ〕モノナリ 且近来米国文部寮イートン氏ヨリ該国大学ノ報告ヲ得タレハ、米国人ノ其国家ヲ愛シ同胞ノ教育ヲ計リ不惜シテ巨万

米国大学ノ表

前上掲ケタル如ク欧洲諸国ニ於テハツトニ大学ヲ設ケ人才陶冶ノ方ヲ立シハ、国力ヲ張ル決テ金力ノミニアラス恒ニ 人物ヲ得ルニアリト、 ノ数三百六十四個ノ多キニ至り、僅ニ七八ノ屈指丈ケノ星霜ヲモ経サルニ大学ノ数六十六個ヲ加増スルニ至レリ、 ノ博学フィヒテ氏云へルアリ、 ノ近報 ニヨレハ千八百七十二年ニ於テハ全国大学ノ総数ハ二百九十八個ナリシモ、千八百七十九年ニ於 独乙ノローサル[ルター] 云ヘルアリ其子弟ヲモテ就学セシメサル父兄ハ国賊 独乙国聯邦ヲシテ何時カ他国ニ超越セシモノハ必ラ[ス]教育ナルペ ト云へ 七 ノナリ

欠へ 所 蓋シ米国 ナラ カラ ス t + = 於テ如斯モ大学ヲ創立 「米国 ル E 1 如十 認 メ又信 共 和 政体 シテ、 スル志士ノ目的 国 巨万 / \ 他 ノ財産 ノ政体 ヲ ノ国 八他 E 如 々 斯 = モママン アラス、 1 異ナリテ、 サ 学問 ル = 至レ 智識道徳 ナル モ ル ノハ 1 ノ最高 **豈我** 罪 人ヲ 尚 輩 減シ 東洋 ナ ル 良民 七 人種 1 ヲ増 ヲ ノ羨慕 要ス」 シ国 1 I安ヲ テ 止 保 7 ツニ サ ル

退八勤 西 ナ 4 人日 ル ル 哉英国 = 至ル ムル ル ト勤メサ ヤ、否々我輩今日有様ヲ見テ徒ニ痛歎スへ〔キ〕ニアラス、英人曰へ〔ル〕アリ皇天ハ自助者 アリ亜 ノ欧州 細亜 二兀立スル、彼モ人ナリ我モ人ナリ、彼之ヲ克クシテ我輩焉ソ之ヲ能セサ〔ラ〕ンヤ、 ル トニ関ワルベクシテ、 洲 ニハ 自由 制度 ノ国ナシト、 欧州米諸国ノ今日アルハ故ナキト云ベカラス 嗚呼皇天何ソ我東洋人ヲシテ如斯 モ文化後レ 西 一人ノ糟 ヲ助クト、 粕 事ノ成否進 ヲ 一嘗 ノメシ

ヲ竭 ト云べ 文 率先シピニ 我明治政 目 哲学、 ステカ 的 広 カラズ、 及 府 ク同胞ニ益スル所アラン事ヲ切望ス、然ラハ論者或ハ問 ル 7 已二政府 ~ ラスシ 工学」東洋文化 ニ於テ見ル所アリ、 丰 然ラハ」 1 テ 推 止ベケン、 シテ ノ義務ヲ尽シ 我輩タトヒ八大学ョ立ルノ資力ナキモ、 知 ルベ ノ基礎ヲ立ツルニ ケレ 又政府二於テ曾テ日本全国ヲ八大学区ニ区分セ 維新多事 タルト云 ハ「当今ノ如ク一大学ニシ ノ際大学ノ文化緊要ナルヲ以テ早クモ東京ニ大学ヲ設置 丰 魁セシト云トモ決シテ過言ニアラサルベ ナリ、 然ルニ我輩 テ決シテ足レリト セ ハン 明治 メテハ民資ヲ以テ一大学ヲ関西ニ設置シ、 ノ民 スタル 1 モ ス ノ豊 ル クシテ、 E 他年各区二一 明治政府 ノニ 非ス、 我政府 ノ旨意ヲ セラレ 大学 又一ニシテ 奉戴 タルハ「法理 ラ設立 如キハ 我本分 足 人民二 セ 又幾 ント 1)

素願 我輩大学ヲ設立シテ何等ノ専 4 ナリ、 ルニアレハ只一二専門ニ限ルベカラス、 然リト雖大学部専門科ノ如キハ又容々易々ニ設クヘキモノニアラス、先初三部ヲ設ケ、 [門] 学ヲ授クヘキ目的ナルゾト、 資力ノ増スニ随と欧米諸国ニ於テ授クル所ノ諸学科ヲ授クヘキ 答テロ ハン我輩大学ヲ立ツル ノ主旨 然ル後諸学科ニ及 ハ普ク諸学科

木 ヘシ、依テ欧米ノ大学ニ傚ヒ他年宗教、 医、法ノ三部ヲ置キ、 資力ノ加増スルニ随ヒ数学部ニ及ホサント 哲学、 理学、文学、 医学、 ス 法学ノ六部ヲ置カン[コ]ト[ヲ]要スレト

+ テ完全タラシムルハ至難 ル ハサルナリ、今如何ニ減省ストモ法学部ヲ設ケントナレハ六万円、医学部ヲ置カントナレハ八九万円ノ資金ヲ仰カ ヲ得サルヘシ、 「幷哲学」ノ如キハ、人ノ已ニ知ラル如ク我校徳育ノ基トモ為シタル事ナレハ、之ヲ着手シ之ヲシ[キキ 去レトモ此ノ金ヲ得ルニ他ノ途ナシ、偏ニ同胞有志輩ノ賛成ヲ得其恵投ヲ仰クニアル ノ事ニアラサルベケレトモ、医学、法学ヲ設ル如キハ先数万ノ資金ヲ得サレハ如何トモスル

〇且三部ヲ設 又克同 屈レルヲ矯メ正キヲ替ケ、 金石ヲ 胞ヲ顧 七徹 クル 111 ル スヘキ精神ヲ蓄へ、真理ヲ探求シ、真理ニョリテ挙動シ、真理ト死生ヲ共ニシ、 ノ目的 ノ愛心ヲ頼ミ、 1 他ニ非ラス、宗教幷ニ哲学 同胞 徳義ヲ重シ廉恥ヲ尊ヒ、 ノ最大幸福ヲ期シ、共ニ供ニ文明ノ最上点ニ進マン事ヲ要スルニアリ ノ如キハ克ク事物ノ理合ヲ明カニシ、 人々ヲ志操世界ニ逍遙セシメ、 人間 百折不撓 弱キヲ救 ノ鉄腸ヲ練ラシ ヒ異 ヲ制

○医学ヲ設クルノ主意ハ乃チ方今薬ヲ売リ又芸ヲ売ル又名ヲ売ル利ヲ射ルノ商法医ノ悪弊風ヲ一洗スニアリ、 以テ大目的 ノ歓楽福祉ヲ嘗セシメハ、 モ医治シ、我カ同胞兄弟〔ヲ〕シテ罪悪中ヨリ脱去リ、 :タルノ主義ニ反カス「富豪ノモノニ侫セス貧婁ノ人ヲ擯ケス」人間克身体ノ病気ヲ医シ、 ス へキ医者ヲ養成スルハ方今ノ急務ト云ハスシテ何 医モ亦真ノ国医ト云ヘクシテ医ノ功モ亦広大ナルモノト云ヘキナリ、 肉体ト心ト共ニ無病健全ノ人タラシメ、 各ヲシテ人間最上 ソヤ 随テ又人心 故二人間ヲ救フヲ ノ固疾ヲ 医ハ乃

也 日モ恐レノ志士ナレハ法学、政事学ヲ修スルニ注意セスンハアルベカラサルハ世人モ普ク了知セラル ア設ク ル カ如 十 /\ 我邦家 ノ進歩同 胞 ノ福祉 ニ関シ方今急務中ノー 大急務ト云へキモノニシテ、 、ナラン

ノミ、

国ノ父母ナルモノ教師ニ関スルモノ大器量ノ人才ヲ養成スルニ尽力シ、学力アルモノ其学力ヲ以テ世ニ事

IJ 備 国会ヲ設ケラルベキ明詔ヲモ蒙リシハ我国未曾有ノ大美事ト云ヘクシテ、明治ノ民タルモノ拳々服膺 吾人幸ニ此ノ変動シ、運転シ活動改良スルノ明治ノ世ニ生、又已ニ昨十四年十月十二日ヲ以、来二十三年ニ至レハ 切二 ニ怠延シテ可ナルベケンヤ。 要求 セ シが所 ヨ IJ 遂二十四年十月十二日之明詔 抑国 会ノ如キハ政府ニ於テモ兼テ之ヲ設立スル主旨ナキニ アルニ至リシ事ト推考スレハ、 人民タ ハアラサ ル E ノ其大任 1 一日モ 人民 ノル準

人物ヲ

撰択シテ大政ニ

参与セ「シ」

メサレハ、人民タルモ

7 [7]

分ヲ尽セリト云へ

カラス

深 普ク古今ノ歴史ニモ通セス、徒ニ速成ヲ期シ大器晩成ヲ冷笑シ、法学ノ皮相ヲ取リ糟粕ヲ嘗メ其 乏シト云テ其 此 ク諸学ニ スシテ知 セ シメハ嗚呼夫レ誰 メ喋々世人ヲ籠絡シ、投機名ヲ求メ射利 身ヲ以テ犠牲ト為シ邦家ノ大難ニモ敢テ□□セス敢テ当ルノ精神ヲ養成スルヲ忘レ、却テ区々タル法学ノ枝葉ヲ修 ク同 1 ノ美世ニ遭逢シ今ノ大任ニ当リナカラ、 ムベ 4 ルニアル 達シ古今ノ歴 カラス、 ルヘキ所ナリ」、 ノ幸福ヲ計リ国家 ノ任ニ適応スルノ人物ヲモ差出サス、随テ政府 ノミ、 如何トナレハ我輩誤テ此大任ヲ此輩ニ任セハ、我社会ヲシテ破壊ニ至ラシ腐敗ニ趨カシムルハトワ ノ罪ソヤ、方今我輩ノ最憂ヘテ止マサル所ハ今ノ士人往々準備ヲ為トモ広ク諸学術ヲ修練 史政事 然ラハ如斯 依テ我輩ノ切望スル所 ノ安寧ヲ期シ、 ノ沿革等ヲ明ニシテ、 キ人物ハ養ハス教へスシテ如 ノ機械ト為ノ輩モ至テ少トセサレハ、「我輩誤テ如斯キ人物ニ此大任ヲ負担 信義ヲ尊ヒ然諾 猶予不断国会開設 1 克ク事変ニ臨ミ其 深切丁寧国人ノ憂ヲ以テ其憂ト為シ国人ノ喜ヲ以其喜トナ為シ、 ヲ重ンジ、六尺ノ孤モ托スヘク百里 ノ主旨ニモ反 ノ日ニ至ル 何ニテ望ムヘキ、偕[ニ]之ヲ養成 ノ所措ヲ誤リ失ワサル 迄モ全ク準備ニモ怠り、 ムキ自身ノ頭上ニ不都合、 ノ人物ヲシ ノ命モ寄スへク、 人物 ノ根元ヲ探ラス、 ノ良法ヲ得 不幸 ハナシ 此 ヲ 大任 人物 ルニアル セス、又 醸シ来ラ 又広

我天皇陛下ヲシテ叡慮ヲ慰メ奉、 資産アルモノハ其ノ資産ヲ以テ世ニ捧ケ、同心協力我カ東洋政事上ノ大進歩ヲ計リ、我日本ヲシテ泰山ノ堅キニ置キ、 朝ニハ圧抑制法ナク、郷ニ不平念怨ノ民ナク、上下各其所ヲ得、 我同胞ヲシテ各其

宜ニ安セシメン事我輩

ノ切望シテ止マサル所

ナリ

城 我東洋ニ黄金世界ヲ来ラシ 数妾!悪弊風ヲ一洗シ去リ「人種ヲ改良シ人心ヲ清潔タラシメ」我維新ノ名ニ背カス一新ノ民タル品格 ヲ ント欲スル也、 ヲ顧ミス敢テ此大任ニ当ラントス、大学設置ノ挙ハ唯国会開設ノ準備ヲ以テ目的トスルニアラス、 浮世医スベカ〔ラ〕サラルノ恐レアレハ、 現今民間ニ於テ尚未タ大学設立ノ挙ナキヲ以テ、我輩不敏ト雖 前上ノ主意ヲ一 改良シ、男女 ノニアラス、 興シ、道徳ヲ隆興シ教化ヲ盛ニシ風俗ヲ純良ニシ弊風ヲ矯メ、「人々信義ヲ以交ハリ父子各其任ヲ知リ」 ノ類ニアラサル 方今我邦家急進ノ際ニ当リ大学ノ設ナケレハ、我邦人ノ徒ニ皮相枝葉 **ノ間ヲ正シクシ、又社会ノ初メハ夫婦ニアリト云ワルコトナレハ、速ニ一夫一婦ヲ以相ヒ結ヒ従来一妻** 読 又大学設立ハ国会ノ一事ニ関スルノミニアラス、諸学科ヲ振起シ製造殖産ヲ盛ナラシメ、又商法貿易 ナキヲ得ンヤト、 セハ論者又或ハ問ハン、 メン事コソ我輩大学ヲ立ツル 冷笑スヘキモ 我輩 1 ノアル 何 ノ資力モナクシテ此大事ヲ挙ントスルハ全ク書生ノ空想空中 ノ目的 ハ計リ難ケレ ナリ トモ我輩此素志ヲ抱ケル今日ニ於テ初 ノ学ニ流レ 軽卒浮薄 開設後 ノ風ヲ生シ、 我人種ヲモ 不遜 進マシメ、 ノ基ヲ固 マリシモ ノ世評 ノ建

願 ヲ 知り、 クハ大方 慎テ其任ニ当リ其 ノ諸彦ヨ、 我輩 ノ分ヲ尽サント欲 ノ挙ヲ以テ軽卒書生ノ企ト見傚シ匆々ニ之ヲ看過スル勿レ、 ス ル ナリ 我輩切二其 ノ任 ノ重且大ナル

又我輩 ノナレハ、 同 決テ一政党ノ範囲内ニ入ルモノニアラス、 胞 ノ幸福ヲ計ルヲ以テ、 誤テ政党ニ左袒 スルモ 又枉テ政府ニ侫スルモノニモアラス、□ニ真理 ノト見傚ス勿レ、我輩事物元理ヲ探窮 スル ヲ以立 カアル所ヲ探 自任スル

E

ヲ養成シ 欠ノ大学設置ヲ賛成シ賜ヒ、今日以テ東洋文化ノ緒ヲ開キ、 1) 真理 プノ増 「学事ニ従事スルモ〔!」ハ全力ヲ張リ、 資力アルモノハ資力ヲ以テ此世ニ捧ケ、[上欄] 三遊 ント 欲 ス ル E ノナリ、 依テ願 クハ江湖 ノ諸彦 智徳並行ノ教育ヲ興シ、 ノ我輩 ノ素願ヲ洞察アリ、 国家 又邦家 ノ幹骨トモナ「ルベ」キ 同舟苦楽ヲ共ニシ」「乗」 ノ基ヲ立ツ ル = 不可

to

ハ将ニ遠キアラ「サル」へ

諸彦ニシテ幸イニ我輩ヲ賛成シ賜ハハ諸彦ハ乃良種ヲ播ク良農夫ニシテ、好果ヲ得ルノ日 **①**是諸学科 ル [7] 得ハ」文明ノ彼岸ニ達セン、黄金ノ美世ヲ満腹セン事ハ豈又快ナラス ラ論 シ来ル

〔明治十五年 草稿」

一冒頭

当時 至テ尠少ナルハ余輩ノ尤モ痛歎スル所ナリ K 地ニ落チタルヲ痛歎スル者決シテ少カラスト雖、 我愛国者中或ハ物産ノ起ラス、或ハ商業ノ盛ナラス、或ハ民力ノ振ワス、或ハ国権ノ張ラス、或ハ又道徳 文化ノ元素ナル人才陶冶法ヲ論究シ高等ノ教育ニ着手スル者ノ ジノ寥

家ニ捧ケテ犠牲トナスノ愛国士人ヲ企図スベケンヤ 学士ヲ養成 ヲ度外視シ、 大学ニシテ足レリト云べ 我政府ニハ早ク高等教育 シテ瞽者ヲ誘導スル 又或 偏倚 スルノミナラス、営私射利ノ徒ヲシテ陸続輩出セシムルニ至ルハ問ハスシテ知ルベケレハ、焉ソ身ヲ邦 心有 ノ陶冶方ト云ワサ ノ如キ モノト云ワスシテ何ソ、 八此開 カラス、且其他府県ノ官立学校又私立学校ノ如キハ決シテ高等ノ地位 ノ文化ニ欠ヘカラサルヲ知リ、 明 ノ時代ニハ ル ヲ 得サル者アリ、 無用 如斯其方ヲ誤リ智育ノミヲ主トシ全ク心育ニ怠ル ノ長物ナリト論弁シ、 甚キニ至リテハ全ク其 巳ニ東京ニ於テー大学ノ設アルモ、 往々世人ヲ誤ラシ ノ方ヲ誤リ、 唯 4 我全国 知有 ル ニ至ル トキハ、 進メリト云 ノミヲ主張シ心育 ノ人民ニ対シー 唯 乃 チ 瞽者ニ 偏倚 ヘカラ

ヲ厭嫌シ、 智徳兼行 余輩茲ニ憂フル所アリ、 ノ陶冶方ヲ施 甚キハ窃ニ我カ校ヲ転覆セント計ル者アリシモ、 セ 明治八年ヲ以テ地ヲ我カ帝国 シカハ軽卒者流余輩 ノ主義ヲ了知セス余輩着目 フー中 央ニシテ旧都ナル西京ニ占メーノ英学校ヲ設立シ、 然ルニ皇天上帝余輩ノ素志ヲシテ地ニ落チシメス今日 ノ終点ヲ洞察セス、或ハ之ヲ誹謗 シ或ハ之 専ラ 育シ、

志土

ヲ

1

テ

自ラ犠牲ト

ナリ

国

家

1 大任

当

ーラシ

4

ル

=

必ラス

修

セ

ス

ン

1

7

ルベ

カラサ

ル

ノ学科

ナ

1)

然リ

1

々

タレ

生徒 初 ヲ聘 勤 シ ク校毎ニ多少ノ差違 = 迄永続維持スルノ福祉ヲ得 アリ 4 ノ大学ノ如キハ、 メテ資金ヲ備ベシ、 X ス ス ル ノ員数モ稍 医学、 ル シ 所 テ ナ 然レト 好 ル 文学、 アステ 万資金 力、 加 余辈 増シ、 期 モ大学設立 或ハ神学、法学、医学ノ三科ヲ設 理学、工学、農学等ヲ兼ネ教ユルモアリ、 ブ備 スベ アルモ必ラス二三ノ専門学科ヲ設 資金アリ依テ以テ博士ヲ聘スベ 此 ケン、 ヘナ 機 随テ学術モ進歩シ、 セシ = 際シー カ 1 如 ル 余輩今日ノ急務 メタリキ、 ~ 丰 カ 日モ徒手坐視スベ ハ決シテ容々易々 (ラ) 且四方ノ良父兄ノ信用ヲ蒙リ幸ニ其 ス、 勢と高等ノ学科ヲ授ケサルヲ得サ 八我校 資金ヲ備 シ、 クル 4 ノ事ニアラス、 ケンヤ、 ノ学科ヲシテ益高等ナラシメ、 + フル 博士ヲ ルベ アリ、或ハ法学、 ニ有志者ノ助ケナカ 或ハ古代ノ語学ト文学トニ全力ヲソ、ク 英人云ヘルアリ皇天ハ自 カラス 聘シ而シテ后大学専門学科 必ラス練熟 理学、文学ニ限ルモアリ、 ル ノ子弟ヲ委托セラレ ノ博 ノ場合ニ至リシハ ルルベ 士ヲ聘 遂ニ大学 カラス、 助 スル 七 ヲ設置スベシ、 者ヲ + 有志者 地位 ルベ タル 是 助 力 ク V ノ助ケ ラス、 時運 モアリ、 或 進マ ニョリ現今 神学、 欧米諸 余輩豈 1 7 博士 4 1) ル

我校ニ於テ現今設 置 七 ント - 欲ス ル学科ハ乃神学、 哲学、 法学、 医学等 ナリ

法学設 又人ヲシテ己レ 置 哲学ヲ設 目 的 国 7 民 ル ノ本分ヲ知リ ヲシ 理 由 テ己 此 人類ヲ愛シ、 科 ノ権理 ノ如 義務 丰 ハ人生ノ志操ヲ高尚 ヲ 知ラシ 其義務 ヲ 4 尽 ル サ 1 111 1 ナ 4 = シ、 ラ ル ス、 = 精神 欠べ 大 カ ヲ = 練磨 政事 ラサ ル 上 1 智力ヲ発達シ思考ヲ奥蘊 ノ志操ヲ発達シ ノ必要学科 ナリ 自 治 精 神 ナラシ ヲ 開

如キ 憂国ノ志人尤モ之ニ注意シ必ラス邦家ヲ救 恰モ烈火激濤ノ如シ、 徒二 皮相 ノ学ヲナシ フノ策ヲ立テサ 其 ノ元理ヲ ルベ 探究 カラス セ + V 破壊主 義 才 チ 1 ル 史 実

科ヲ設 医 医学設置 師 決シテ然ラス、 刀 ル ノ目的 / 切二此弊風 医ハ仁術ナリト古人モ云レタレハ、 徒二其術ヲ売リ己ヲ利スルヲ以医業終局 ヲ矯正シ其業ヲ売ル ノ主義ニ非シテ、 医者タルハ必ラス其術ヲ以社会ヲ益スルヲ計ベキニ、 普ク世人ヲ救ヒ貧人ヲ恤ミ社会ヲ利スルノ愛国士人 ノ目的ト ナシ タル 者少ナカラサ V 1 弊校ニ於テ此 当今ノ

ヲ養

セン事ヲ希望スルナリ」

余輩 学ヲ兼授ケシムルハ亦決シテ至難ノ事ニハ非サルベキモ、法学、医学ニ至リテハ更ニ博士ヲ聘セサルベカ[ラ]ス、 我校ニ於神学 ヲ開 ~ 又学舎ヲ増シ病院ヲ築カサルベカラス、今此事業ヲ全フセント欲セハイカニ減省ストモ拾壱万円ノ資金ヲ要セザル シテ其奥蘊 ナ ナクモ我カ叡聖ナル テ之ヲ救ヒ、 セ = ル カラス、仮令ハ法科ヲ設クルニ五万円、医科ヲ設ルニ六万円ト概算シ、之ヲ募集スルニ当リ何人ソ克ク之ニ応ス V 応スル者ノ多カラサルヲ苦 不 敏 セ賜ヒシハ、万世ノ一遇余輩豈勉メスシテ此ノ隆世ヲ経過スベキソ、今日ハ進ムアリ退ベカラサル 日 此時代ニ適応シ且此時運ニ先立チ民ノ先覚者タルベキ者ヲ養成スルノ大学ヲ設ケサレ 弊校設立以来日尚浅ク未タ世人ノ普ク知ラサル所ナレハ、喋々余輩ノ素志ヲ吐露スルモ之ヲ賛成シ速ニ之 ナリト雖曾 進 ノ城ニ達セシムベケン、 之ヲ改 歩ヲ妨 ノ如キハ巳 - 其緒ヲ開ラキタレハ、之ヲシテ完全ナラシムルハ容易ナルベク、且現今ノ教員ヲシテ哲 クベシ、 テ我国力ノ振興セス学術ノ隆盛ナラス道徳 メ之ヲ進ム 天皇陛下ニハ、去年十月十二日ノ明詔ヲ以テ明治廿三年ヲ期シ国会開設ヲ許シ君民同治 故 4 ルノ方ヲ設ケサレハ、余輩ハ実ニ生ヲ偸 [=] 然リト雖大学設置ノ期已ニ至リタレ 焉ソ克ク智徳二富ミ品格二高ク修練ト利用ヲ兼備シ下民ノ友トナリ賤業ヲモ辞 余輩江湖 ノ諸彦ニ向ヒ断然余輩ノ素志ヲ吐露シ諸彦ノ賛成助力ヲ仰カントス、 ノ寥々地ニ落タルヲ痛歎シタリシ ハ荏苒一日モ猶予スへカラス、一日之ヲ猶予 ムノ徒皇天皇土ノ容レサル所ナルベシ、 ハ、 = 如何ソ我文化 今日尚之ヲ見 ノ好時代 辱

改 七 柱 進 ス苦辛ヲモ厭 世 石人民 期 ニ当リ実 ノ木鐸 ワス、 = _ 1 ナ 黄金 日 ルベ T キ大器 遅延スベ ノ為ニ左右 量 カラサ ノ人物ヲ 七 ラレ ル 期 ス情慾 1 スベ 大急務 ケ ノ奴隷 ン、 ナ 故 1) 1 ナラス、 _ 余輩 ノ鄙見ヲ以論 確乎不抜ノ主義ヲ スレハ大学設立 、以テ其 ノ身ヲ制 我カ変革

学 7 抑 IJ 吹米諸 論究 テ人才 セ + 陶 1 ル 冶 日 1 太 余輩 テ其 富強 ノ遺憾 ノ法ヲ = 趣 丰 得 ·駸 トス 々学 及 ル所 ル = 術 ナリ、 豆 進三、 ル ナリ 依テ欧米大学ノ景況ヲ略記シ江湖諸彦ノ一覧ニ呈 又人物 1 現今我邦人モ欧米 ノ陸 上統輩 出 ス ル ハ決シ ノ文化ヲ讃称シテ、 テ偶然ト云へカラス、 尚未タ文化 セ ント 蓋シ大学 ノ基礎 ス ナル 設置 大

〇欧洲大学ノ概略

٢ 欧 洲中大学 ンブリチ大学等 ノ最 モ旧 ク且著名ナル者ハ仏郎西ノパリス大学、 ナ IJ 伊太利亜 ノボロリナ大学、続キテ英国 ノオクス フォ ル

欧洲 立 -関 大学 ワ ノ現数 ル 者 E 亦 ハ凡壱百 少シ 1 ノ多キ 七 ス = 至リテ、 其内多クハ第十三世期、 第十 ·四世期 ノ設立 三関 ワ ル 者 1 雖、 現世 期

●当 時 英国 = 1 四 ケ 1 大学 アリ、 乃 チ 才 ク ス フ オ ル 1 ケ 1 ブ リヂ、 P 1 ۴ ン、 ۴ ル 1 4 等 ナ IJ

0 才 クス (古代 フ 才 ノ語学、 ル ۴ 大学ハ第九世期中 数学幷 二高等 ノ学術ヲ教フル学校 英王アレ フ V ۴ ノ設・ シノ称) 立ス ŀ ル所 ・称ス = ル シ 者十九個、 テ、 其後 漸 壱年 々 盛 大ニ ノ収納金八凡壱百万弗、 趣 キ現今ニ至り、 コ 生徒 ル

ノ員数凡一千四五百人

・ス コッ ケ ンブリ 1 ラントニ於テハアンドリウス、グラスコー、 チ大学ハ第十二世 期 ノ初 メニ於テ設立セラレ、 アベ ルディン、 方今コ ル V ジ 卫 デ ト称スル者十七個、 ィンボ P 1 ノ四大学アリ 生徒 ノ数凡一千六百人

独乙同盟国 了 ナ、ハ 中三十個 n V ノ大学アリ、 ゲ ッテ 1 其内著名ナル者ハプレーグ、 ンゲ ン、ベル リン 等ナ 1) ヴ ィエナ、ハイデルボルグ、ライプシク、 テ ュ 1

ナ 独乙諸国 V 1 自治精神ニ欠乏スル憂ナキ ノ大学ノ如キ 高尚 ナル専門 モ保証シ 科 難 ヲ 攻修 シ ス ル ニ至リテ実ニ他国 フカ右 二二出 ツヘキモ、 諸政府 ノ直 轄 ス ル 所

伊太利 亜ニ ハ二十個 ノ大学 アリ

北 和 ル 蘭、 レジノ数二百九十八個、 米合衆国中大学又ハコ ~ ル シャム、 ス カンディ ナリシ ノ間ニ六十六個ノコルレジヲ加増 ルレジト称スル者ハ、 ネヴィヤ、 モ、千八百七十九年 スパニア、ホルトガル、ロシャ、グリース等ノ諸国ニハ大学三十 該国文部寮ノ千八百七十二年 (我明治十三年)ノ報告ニョレハコルレジノ数ハ三百六十四個 (我明治六年)ノ報告ニョ V 国 中

「又諸方ノコルレジへ恵与サレタル投金ノ総数ハ、千八百七十一年ヨリ同七十四年迄僅カ三年ノ間ニ三千三百万弗(壬襴朱)

セリ

ノ多キニ至レリ」

ノ多キニ至り、

僅カ七年

民社 価ヲ合算ス 1 「ハー 籍 百 ノ裁判 ノ数 ポ ンド ウォ ハ十三万四千 所 ル ド・コルレジ」ハ、マ 3 1千弗) 弐 百、 IJ 四百 1 +, 米 -万弗 ンド 其 ノ所有 パノ巨 (弐千弗) 額ニノボリ、 ノ書籍若干ヲ寄附セラレ スサ ヲ寄附 チ ュ セッツ邦ケンブリヂニアリ、 資金ノミハ壱百八十五 セラレ、 千六 シ ョリ創 百三十八年基督教会牧師ジョ 立 方弗、 スル 千六百三十六年マ モ 其利子十三万三千 ノナリ、 該校現今 1 スサ . -六百七十 ノ資金 チ] ウ ュ セ 才 六、 有 ッ ル 弗ナリ 所物 1. " 海湾 氏 ノ代 ヨ 植 1)

教員助教

壱百十人

専門科 ハ神学、 法学、 医学、 治歯学等。 別二有名 ナ ル P 1 V 1 ス技芸学校ノ設ケアリ

「エ 1 ル . コ ル V ジ」ハ、 コ 1 ネ チ カ 1 邦 ノニ ウへ ヴ 1 = 7 1)

大学 ノ資金 八壱百、 五、 十、 五、 万、 弗、

授業 料 ノ金 額 1 拾、 万、 七 千、 弗、

資 金 3 IJ 生 ス ル 利 子卜 授業 料 1 ヲ合算スレハ、一 年ノ収入高ハ二十三万五千弗

生 徒 ノ員、 壱千 ヨ 人

専門学科 ハ神学、 法学、医学、治歯学、 鉱山学等ニシテ、内学芸講究ノ為設ケラレタル学校アリ、之ヲシャ 7 フ 1

プ 2 = IJ 1 ヨ 1 ス . 1 7 1 ル . V コ 3 ル V

3

資金壱百三十五

一万弗

1

ル

٢٠

技術校

卜号

7

7 4 才 ル ス 1 . コ ル V 3 資金壱百拾万弗

ウ 1 IJ + 4 . コ ル V :

ダ 1 1 7 ウ ス . コ ル V 3

才 ~ 1) 1 . コ ル V 3

111 -> ガ 1 . コ ル V ジ、 111 1 ガ 1 州 立 = 関 ワ ル

工学

専 年 門 科 費用 法、 八九万九千三百七十八弗 文 医、 化学、 農学、

ル ネ ル 大学

此 以 校 其資金ト土 コ ル ネ ル 氏 地 ノ寄附金五拾万弗ヲ以テ創立 ヨリ生 ス ル所ノ金額 八壱年拾四 スル 万弗 所ニ関 ノ多キ ワル、 至 又米国大政府 ョリ広大ナル土地ヲ 給与セラレ タル

其国 以 達 ス E ル ス 人 ル E ノアル ノ学ヲ ケシ如ク米国 他 モ、 重ス ノ敢 テ 其 ル 比 八進歩 ト自治ヲ好 ノコ スベ ル キ所 レジハ現数三百六十六個 八該国物産 4 ニアラス、 1 愛国心 ノ隆興ト人民 且二三ノ ノ盛ナ ル 1 コ ノ多キ ノ増加ト共ニシテ高等学校ノ陸続設置 /\ ル 推 V ジョ ニ達スルモ、 1 テ 見 除ク ル ~ ノ外尽ク人民有志 其中尚創立 ノ日 ノ寄附 ヲ去ル遠カラスマ セ ラレ、 = 彐 ツ 又学術 テ ナ ル E ノ弥高点 中 学 ナ V = 類

水ニ応スルニ足 水ニ応スルニ足 顧 答 IJ 1 論 111 カ テ 日 我邦 テモ : 7 完大ナ 畿次内 二足 <u>ー</u>ッ 現今 ラシ 関西 中 = ミル ムル 国 高等教育 1~ シテ足ラサ キナ ノ子弟 : 四 国 モ豊 · y ニー大学ヲ設ケ、 ノ高等教育ニ便 我国中 形況 仮令 レハ他 速二三 ヲ察ス ノ抜択 二三四 四四 V セハ 九州二一大学、 ノ大学ヲ設置 ノ少年生徒ヲ容ルニ足ルベケン、 ノ大学ナカルベ 東都 其 ノ裨益 唯 ツ 1 ハ決シテ 能 カラ 東奥ニー大学ヲ設ケ、 1 大学アル ワ サ ス、 少カラサ ル 然ラバ 1 ノミ、 モ、 何ルレ ル セメテハ ~ 故ニ人民ノ 仮令此大学ヲシテ 1 北海道二一 、地 方に 西京 一之ヲ配 員数ト「ヨ ニー大学ヲ設立シ、 大学ヲ設置 イカ ₹置: : 1 テ可 リ論 = 完全ナラシ 1 又 ミル *稍 之ヲ関西 地 方 メ、

ノ設

アルモ、多ク

ハー小

地方ニ

限リ、

随テ其力モ亦微小ニシテ、

遂二高等與蘊

ノ学科

ス

ワサ

ル

巨万ノ資金ヲ募集シ、

完全ナル一大学ノ設置

アラン ヲ修

コ ル

1 能

ヲ企図

シテ止マサル ノ憂アレ

二於テ広ク江湖諸彦ノ眷顧ヲ乞ヒ、

方今諸方ノ士人往々教育

1

我改進時代二欠ヘカラサルヲ了知シ、

同心

協力或ハ普通学校ヲ設ケ、

或

八又法学講習所等

仰 丰 願 7 15 江 湖 ノ諸 彦 \exists 荷 金 E 愛国 110 ヲ 抱 カ V 高等学科 ノ我文化 = 欠 ~ カ ラ + ル ヲ 3 知 向 来我 国 = 大関

係

察シ 西 京 賜 百 ハ 志社 応 分 1 投 一アリ

ル 事

ヲ

洞

テ余輩

1

素志ヲ賛成

3

賜 ラ 事

ヲ

〔明治十五年·草章

「同志社大学設立の旨趣」

アベ ハス羅 ラード、 馬 期 ノ法律 「比ニ至リ」ニ於テ仏国(補) p ンバ ヲ研窮シ ル ۴ 初 ノ如キハ特ニ本邦人ヲ薫陶セシノミナラス、 メタレ ノパリス大学モ盛大ニ趣 此時代ヨリ欧洲 ノ文学ハ漸々ト萌芽セシト云ベクシテ、 丰、 グリシャ 外国 ノ理学ヲ講究シ、 ノ書生ニ至迄数百里ヲ遠トセ〔ス〕シテ其 又伊太利 パリス大学 亜 ノボ ノ有 名 ナニ ナ ル 於

以 ۴ 階段等ヲ以テ栄誉トシタル貴族僧侶 リト云へクシテ、ショ 又英国ニ於テ第九世期ノ時代ニ創立セラレタルオクスフォルド大学ノ如キモ、第十二世期ニ至リ初メテ其ノ人ヲ得タ ノ校ニ就 氏 テ履行シ、 = テ同大学校ニ於テ民法ヲ講究シ、 ノ工風ヲ為シ、職工ハ又同業ニ随ヒ、遂ニ英王ジョンノ一勅書ヲ蒙リテ市府ノ知事ニ迄モ公撰スルノ権理ヲ獲シ事 至レリ、 ヨリ薫陶ヲ蒙リ、帰朝 一市中ノ会社ヲ聯合シテ其ヲ総轄ス、ヲ総轄〔ヲ〕受クベキ人ナル(アルタマン)迄モ公撰スルニ至リ、 似タリ、且当時 キ学 貴族 且該 ハシ 大学ノ社会ハ自ラ他 ムルニ至リシハ、当時パリス大学 ノ子弟モ実ニ貧生徒 商 ンオ 人中大衆団結シテ会社ヲ組織シ、 ノ後オクスフォルド大学ニ於テ文学、 フサリスベレーノ如キハオクスフォルドノ一書生タリシ エド 如キ 1 流同 同等ノ取扱ヲ受ケシ モンドリッチ氏ノ如キハ同校二於テ初メテアリストート ハ「刺衝 セラレ タル厭抑社会ト異ナリテ、 スルニアラサレ ノ勢焰如何ヲ想ヒ見ルベシ 規則ヲ□制シテ互ニ相ヒ矯メ助ケ自治自立之策ヲ施 カ如キ 理学ヲ振興セシメ、又ウェケーリョス氏 ハト ハ当時主任者 該大学ノ特色ト其勢焰ヲ見テ大ニ 純粋 ノ卓識 ノ共同主義 モ、パリス大学ニ趣テアベ ヲ問フニ ニ基キ何事モ 足ル ル ノ論理学 ~ 恐縮 ノ如キハ初 且 皆 ヲ伝授 当 シ、市 共 ス 自治]時位 ラー ル 和 所 ス

ル X

ア

1)

使用 英王 事 折 ル 角 ヲ 英国 ヲシテ〇ニ国 得 大任 権 ルニ至り、 改 理ヲ全セ 政事 ニ当テシ ノ緒 上ノ大進歩ヲ為セシト 費 ヲ 又英王ジョンヲシテ二重税ヲ人民 2 ラ浪り 開井 义 ダ 1 1) 用 A 1 丰、 ル セ 遂 1 h 云へ = メサ 然二 王 ラン = キナリ、 云 才 セマリ、 クス 丰 カ為二十 ナリ、 フ 又ヘン オ ル 身上 且職 四 7 人ヲ IJ _ 課 1 ノ保護ト 工農 ノ条約 撰 第三 セ セシ K 夫ノ輩モ往 世 半 財産保 1 1 メサラシ 如キ 時 数ハ王ノ指命 代 一々上 E 護 = 尚全ク英王ノ浪費 当リオ メス ノ特権ヲ |納金若干金ヲ上 大劫 ス ク スフ 書ヲ要求シテ租税ヲ ル 握取シ、 者 才 他半 ル ラ制 1 又貿 数 シ、 ノ条約 减力 八貴 易 己レ ス 族 ル ヲ 上 以 制 _ ノ撰 ノ権理ヲ買得 1 限シ、 足 自 IJ 貴 者 由 又人 1 族 ヲ得 玉 費

有名 当 上 班 進歩モ見 才 実 ク ス フ ル オ 3 ヲ ^ ル `免 、ルレ ۴ ク、 = 1+ 又同 於テ有名ナル ミル 七 校 31 :ナ · IJ

応 ヲ慎ミ又邦家ヲ治 望 ノ人物ヲ撰挙 ナ ナスベ 4 キ事 ^ 丰 ハ宜り人民 E 1 ヲ、 ノ学者社会ニ 国家ヲ破壊ス ノ掌握内ニオ P 1 ジ 於テ常々整々 エル・ベ ル クベ 1 決シテ国王 1 シ、 コン ノ議論 是レ ナ ル アリ、 他ナシ 1 ヲ 義務ニ 吐 一露シ、 須真理ニ基キ自治自立シ 才 ーアラサ 术 真 ス ノ国 义 ージ ル ナリ、 王 オス、 タル E 又国家 ノハ 理学大 邦家 宜 ヲ支治セ 成 ク Œ ヲ ノ基ヲ 理 1 が固フ 基キ、 メン 七 セ カ為適 自己 学

リ、 立 加 タリト ル _ 族 各 云 郡 会 中 + 1 丰 許 各市 1 ヲ、 認 E ヲ 局 現今 侯 経 ノ代 サ ナ 1 議 ル V 19 1 士 E ノア 国 1 各二名ヲ IJ 王ヲ メン IJ 1 テ 撰 国 1 王 ノ如 挙 租 ノ暴 セ 税 十 シ E 政 メ、 課 些少ノ改良モ加 ヲ憤 シ能 大政ニ 'n, ワス、 一参与七 止 4 外征 ヲ 得 1 タル E サ 4 為シ ル ル モ、 _ 二干戈 能ワサ 至リ、 全ク此 ラ動 「上欄」 ラ カシ、国 1 サ 1 メ 1 E 1 ン侯 _ ゥ 会ラ オ 英国 ル 創 ١, 創 万世 立 第 立 シ、 = 関 不 世 貴族 易 ワ 1 ル E 丰 高 = 僧 至

且 ル 人物ヲ送リ出セシハ英史上ニ明ラカタレハ、世人宜ク大学ノ邦家隆興ニ大関係アル事ヲ了知シ、一日モ此 第十二世期 ノ初メニ当リ英国ニ於テ別ニケンブリヂ大学設置ノ美挙アリテ、此大学ヨリモ該国 ノ幹骨トモ云レ タ

欧洲大学

急延スル勿カ〔ラ〕ン事ヲ切望シテ止マサルナリ

〇大ブリタンス アイ 二四五

大学ノ数 七箇

近報ヲ得サレ 八生徒 ノ数ハ未詳ナルモ大学毎ニ各一千ヲ下ラサルベシ

仏郎西 ~ ル ジャム「ベルギー」 11 11 二十七アカデミー、 四 笛パリスニアリ 二、五六七 尚他邦ノ大学ノ如ク二三ノ専門部ヲ設ケ置タリ 生徒五五、一九一

和蘭

11

四

一、六〇六

二十一二、八一〇 一二、〇五九 一、二五〇

スウ 独乙同 太利 ース ッツル トリ 盟国 ラン ヤ 丼ホンガリ ٢٠ 1 11 11 11 11 土土九 1,0110 1 11, 111111 九、三六四

オ

ス

ウェーデン

11

ル

伊

スペイン

11

+

一六、八七四

ル

米 口 ルチュキー 7 ス 11

六、二〇八 八六五

〇北米合衆国

三百五十八

コルレジ

授業スルモノニシテ、 北米国ノコルレジナルモノハ少シク欧洲ノ大学ト其ノ性質ヲ異ニシテ、 視スベカラス、 「毎校ノ生徒数十人ヨリー千ノ多キニ至ル、又最モ著名ナルコルレジノ資金ハ壱百七八十万弗ノ巨額ニ至ル」(上標生) コ ルレジ中専門部ヲ設ケタルアリ、 或ハ専門部ヲ設置スルアリ或ハ設置セサルアリ、 或ハ全クコルレジニ付属セズシテ専門学ヲ授クル所アリ、 依テコルレジナルモノヲ欧洲ノ大学ト同 コルレジナルモノハ一般ニ高等ノ普通学ヲ

百三十三

専門学校ノ全数ハ左ニ於テ見ルベシ

四十九

法学 神学

百十四

医学

「欧洲大学設立ノ時日」(上欄朱)

英国大学

ケンブリヂ

ハム

〇一千八百三十三年

千二百三十一年ノ創立ニ係ル

一千壱百四十九年

オクスフォ

ルド

P F.

ドン

スコットランド大学 「四」

ヱディンボ アベルデーン 1 一千四百九十四年 一千五百八十二年

シントアンドロース アイランド大学

一千四百十一年

一千四百五十一年

グラスコー

クインス ダブリン 〇千八百五十年 朱

千五百九十二年

独乙聯邦大学「二十一」

ベルリン〇千八百十年

千七百八十六年

ボン

ブランスボルグ

ブレスラウ 千七百二年

エルランゲン

千四百五十七年 千七百四十三年

フライボルグ ギースセン

ゲ

ッティンゲン

千七百三十四年 千六百七年

グラーッツ	プラーク	ウィエナ	〇オーストリヤ大学	ウェルツボルク	チュービンゲン	ストラスボルヒ	ロストツク	ミューニヒ	マーボルヒ	ライプジク	ケーニヒスボルク	キール	ヱナ	ハイドルボルヒ	ハルレ	グライフスワァルド
千五百八十六年	千三百四十八年	千三百六十五年	学「九」	千	千四百七十七年	千六百二十一年		千八百二十六年	千五百二十九年	千四百九年	千五百四十四年	千六百六十五年	千五百五十八年	千三百八十六年	千六百九十四年	千四百五十六年

※ゼンノウッ 15 ブダ ボ ~ カ 力 〇伊太利亜大学 ズーリク 〇スウッツルランド クラウセンボルク クラコー インスブルック レンボルヒ ダニ ルン ーセル ノア ロナ グリヤリ t オー ストリヤ属地ホンゲリー大学 「二十」 〇千八百三十二年 〇千八百八十四年 三条 〇千八百十二年 千四百六十年 千四百四十五年 千七百二十年 千壱百五十八年 千五百八十年 千七百七十七年 千七百八十四年 千三百六十四年 千六百七十二年

セラタ

バロセロナ	〇スペイン大学	オ・ルビノー	书	ル	ュリ	ナ	ス	1 4	ピーサ	パールマ	パレルモー	2	ネープルス	メツシナ
	72													

千四百五年

千二百四十五年

千五百九十九年

千二百二十二年

千二百二十四年

十二

「※」レーデン シウィル アムステルダム クロニンゲン ユトレクト コインブラ ウァルラドリド ウァレンシィヤ + + 和蘭大学 オウィヨス グラナダ マドリッド ラゴッサ ラマンカ ンティヤゴ ポルチュガル大学 一生 金 〇千八百七十七年 〇千八百三十六年 千六百三十六年 千五百七十五年 千六百十四年 千五百四年 千五百三十一年 千二百九十一年 千三百四十六年 千四百十年 千五百二年 千四百七十四年 千二百年 千五百八十年

ベルジャム大学

キーウ	カルコー	カーサン	ヘルシングフォルス	ドルルパト	ロシャ「九」	クリスチャニヤ	ノルウェー「朱	ルンド	オップサラ	スウィーデン「二」	コツペンハーゲン	デンマルク大学	ローウァイン	ブロッセル	リージ	ゲーント
〇千八百三十四年	〇千八百四年	〇千八百十四年	〇千八百二十七年	千六百三十二年		千八百十一年	(朱)	千六百六十八年	千四百七十七年	[朱]	千四百七十四年		千四百二十四年	千八百三十四年	千八百十七年	千八百十六年

〇千七

七

スコー

〇千七百五十五年

〇千八百六十五年

テッサ

ワルソー 〇千八百十六年シントペートルボルク 〇千八百十九年

〇千八百十六年

グリリ

ース国大学「一」

〇千八百三十七年

仏郎西大学

アテンス

廃棄セラレタリ、現今大学ノ名義ニアラス、アカデミーノ名義ニ依テ設置セラレ高等学科ヲ授クル者アリ、其数二十 19 千七百八十九年ノ大革命前二於テハ二十一個ノ大学ヲ維持セシモ、大革命ニ臨ミパリス大学ヲ除クノ外、余ハ尽ク リス大学ハ己ニ第十二世期ノ前ニ基ヲ開キシモ、第十二世期ニ至リ初テ大学ノ地位ニ進ムヲ得タリ、且該国ニ於テ ノ多キアリテ、毎校一二又二三ノ専門科ヲ授クルモ昔日ノ比ニアラサルヨシ

「国王ノ直轄スモアリ、文部卿ノ直轄スルモアリ、又府知事ノ直轄スルモアレリ」(L編集)

欧洲ノ大学中大ブリタンヲ除クノ外、大学ノ支配ハ多分大政府ノ掌握内ニアリ、欧洲大学ニ於テ授クル所ノ科目ハ大

同小異アルモ大概神学、 法律、 医学、 理学、物理学、文学等ノ六科ナリ

独乙聯邦ノ如キハ、国王ヲ以テ総理ト為スニ至リ、二三ノ大学ヲ除クノ外ハ尽ク保護金ヲ其 テ之ヲ維持スルニ至ル、故ニ独乙聯邦ノ大学ハ独乙政府ノ直轄ヲ受ケタルモノ〔ト〕云ヘキナリ ノ国 政府ヨリ仰キ、

以

科ヲ 米国大学ハ欧洲ノ大学ノ如ク三四 授クルモノニシテユ ノ専門学ヲ授クル 1 ノ名ヲ帯ヒズ多ク モノアリト雖トモ尽ク専門科ヲ含有スルモノニアラズ、高等ノ学 コ ル レジ ノ名義ヲ以テ設置 セ ラレ タルモノナ

米国 コ ル V ジ 三日六十四個 三百六十四個 千八百七十八年 ノ報告 = \exists ル

神学専 門校

百、三、

一十三個

法学専門校

百十二九四個

医学専門校

コルレジノ中最モ著名ナル「朱線」 E ノハ左ノ如

一ハーウォ

ルド大学

千六百三十六年マスサ チ ュ セッツ湾会社 ノ裁判所ヨリ寄附 スル所ノー千弗、幷二千六百三十八年ジョ ンハー ウォ

ド氏ノ寄附スル 所 八八八百。 湾殖。 光。 ド乃チ四千弗ヲ以 民。 テ創 八。年。 立 ス ル所 後ニアリ、此 ノモ 1 1 ス

現金所有 ノ資金壱千壱百 八十五万四千 一三百七十 弗、 アリ

但シマスサ

チ

ュセ

" ツ

フラ初

メシ

3

IJ

僅

_

ヲ以テ米国向来ノ進歩如何ヲトス

ルニ足ル

○書籍 ノ数 〇拾三万四千巻

0 教授幷助 教 ノ数 〇壱百十人

工 〇専門科、神学、神学、 ーール大学 法学、 医学、 物理学、 治歯学

〇資金 壱百、 五、 方弗、

〇歳入金高 〇授業料納金高

拾万七千弗

〇生徒ノ員数

十三万五千弗以上

一千〇五十一人

〇専門科、神学、 法学、一 医学、治歯学、

鉱山 学

2 ニョン大学 〇資金

壱百三十五万弗

プリンストン大学

アムハルスト大学

〇資金

ウ ィルリヤム大学

ダ ートマス大学

オベリン大学

ミシガン大学……州立

〇教科八法、文、医、化

〇一年ノ費用ハ九万九千三百七十八弗

〇書生 文、医、化学、農学、工学

ル ネル

現 今所 校 7 ル ネ ル 氏 金 五。 ズ、十。 ル、ル、五。 万。 ノ、ノ、弗。 ヲ 僅に は 、 以テ 創 年、立 ニ、シ、 四。又 B 弗。米 ノ。国 丰。 政 二。府 3 1] ルの 与 セ ラ V A ル 広 大 1 所 有 地 7 1)

有 大学 1 資、 金、 1 地、 3 1) 関、生、 モ、所、 更、ハ、金、 拾。 万。 多。 至。

米国

民、 +

ガ、 四 其、

邦、

ヲ、

愛、

シュ

テ、

万、

1.

金、

ヲ、

投、

与、

シュ

= > 顧、 30

ルっ 所、

ナ、

丰、

111

則、

チ、

其、

10

愛国、

1210

10

自、

治、

1.

神、

ヲ、

見、

= > ル

ルっ 1

べい ナ

:/> V

ス

E

六

個

1 中、 巨、州、 中、 = 1 ス、 1 個 1 VIII. 其 余 1 尽 7 有 志輩 1 寄 -彐 1) 創 7

精、 〔明治十 ル 足、 草

同志社大学校設立旨趣

15

昏迷シテ、 開 シテ 至ラントス、 1 其源頭ニ溯ラズシテ其末流ヲ逐ヒ、甚シキニ至テハ汲々乎トシテ唯求名射利ヲノミ是レ事トシ、糊口ヲ以テ人世ノ第 維新以来全国 義トナシ、 I 進 法ヲ欧米ニ取ラザ 専ラ智識開達 口 ノ第一義ニシテ、 遂 ニ全社会 而テ自ラ恥ルヲ 痛歎 飽暖逸楽ヲ以テ最大福祉ト信シ、傲然世ノ先導者ナリト誇称スルノ学者紳士ト雖モ尚且此ノ五里霧中ニ ノ気勢鬱勃 ニ浸淫シ ノミニ偏重シ道徳ノ一辺ニ至テハ漠然トシテ顧ルトコロナク、其根本ニ培ハズシテ其枝葉ニ務メ、 一堪フベ 爾来実学ニ従事スルモノ日 ル / トシテ開 ナシ、 ケンヤ 人情日 知ラザルモノアルニ至ル今ノ勢ニ沿習シテ之ヲ洗滌スルニ勉ル 就中 = 明 浮薄ニ流レ、 1 従古伝習シ来リタル漢家 運二向 E, 精神月二腐敗二傾斗、 政典兵制 日ヨリ 医術 盛ナルハ以テ国 ノ大ナル ノ学風ヲ捨 国 ョリ以テ百工技芸ノ小 テ泰西 ノ進運ヲトスルニ足ルベシ、 ノ元気ハ之ガ為メニ蕩然トシテ消沮 ノ学術ヲ取リシ モノナクンバ、 ナル ガ 如牛 二至 ルマデ、 流 弊 スル ノ基礎 ノ及ブ _ |-

米国人デビス氏ヲ聘シ、尋デ又同国ノ教師両三名幷ニ教育ニ熱心ナル内国人数名ヲ招キ普通学科ヲ教授シ、 リ、 天 テ精進シ、卒業ノ証ヲ受クルモノ頻々輩出スルニ至レリ、 ノ弊風ヲ矯正セント欲シ、専ラ智徳並進ノ事ニ尽力シタリシガ、未タ幾回ノ星霜ヲ更メザルニ生徒ノ業 ノ未タ陰雨 ニ明治八年ヲ以テ同志ノ友ト謀リ地ヲ京都 |セザルニ迄ンデ彼ノ桑土ヲ徹テ牖戸ヲ綢繆ストハ古賢警戒ヲ垂ル、ノ言ニ非ズヤ、 ノ北隅ニトシ同志社英学校ヲ設立シ、品行端正ニシテ学術練 然レトモ其教科ニ限ル所アルガ為メニ専門ノ蘊奥ヲ窮ムル 我輩此ニ感スル所ア ハ斐然トシ 且. ーツ以テ 達ナル

徳孤

ナ

ス

7

ラ

111

ラズ必ズ隣アリ、

精神ノ徹スルトコロ豊ニ同感者

ノ来テ相応ズル

E

ノナカランヤ、

然リト雖トモ人心

ノ月同

3

カ

広 ヲ設置 = ク之ヲ我親友及ヒ有志者 由 ナク、 世運 生 徒 ヲ 1 日 1 進ト テ各其長ズ 相 伴 = 謀リ ハザ ル ル 1 所 其好 ノ遺憾 =, 即 4 チ 所 ナキ能 其賛成ヲ得 = 従テ之ヲ専攻セシ ハズ、 是二於テ教科ヲ釐革シテ稍高等ニ進マシメ、 テ専門部設 メ、以テ大ニ 置ヲ負担スル 其才能ヲ成就スル所アラシ ノ委托ヲ受クルニ至リシハ、 続テ大学専門部

宿

志貫徹スル

ノ時

ヲ得タリト

欣

躍

= 堪

~

ザ

ル

1

コ

口

ナリ

ダ富 浅の未夕充分ニ専門学科 事 治 雖 我輩己二此 息シ不文無学ニ昏睡シ ス ヲ 備 相 然ラン 感染ヲ深クシ 化 ~ モ大学ヲ ニアラザルベ 任 シ、 = 緊要 ザ 1 称 ル ル 、設置 重任 怠惰偷安 ナル ~ ス V 固 カラス、 専門 力 ス ヲ了得 3 ヲ負担シタル ラザ IJ ル 我 然ルニ今ニ至ル ノ必用 居 固 事 ル 輩少数人員 博学多識ノ学士ヲ聘 1 ナリ、 業 タリシ 同 3 ノ必用 リ容易ノ事ニアラズ、 ナル ノ賊 心協力此 以上ハ敢テ夙夜勉励此事ヲ完成シ、以テ其委托ニ負クコトナキヲ期セザランヤ、 ナリ、 ヲ了知 ガ、 然リ ナ ル ノ資力以テ之ヲ支フベ コト 忽チ維 マデ尚未タ此美挙アルヲ見ザル 事 1 雖卜 _ シ、 = 勉山 ヲ知ラザ 日以テ一日ヲ遅怠セバ将 自ラ奮テ大学ヲ設立ス 新 セザ E 泰 ル 改革ニ際シ旧来ノ迷夢ヲ一覚シテ実用 ルベ アラバ、二三ノ大学ヲ設立シ及ヒ之ヲ維 数百 ル 二由 土 カラス、 壤 ノ生徒ヲ容ル、ノ校舎ナカルベカラズ、之レ キ所ニアラズ、 ルガ為ナラン、果シテ斯 ヲ積テ高 校舎ヲ建テ教場 タ何 ルニ の黄河 モ 至ル迄 ノ日 ノハ何 方今我邦 1 細流 = ゾヤ、 カ ヲ ハ手ヲ東ネテ傍観坐視ス ヲ集 備 其 成功ヲ望ムベ ノ如クナランカ ノ富ヲ以テ へ学士ヲ聘 盖シ我邦人永ク封 パノ学術 メテ 深 持 = シ、 ス 傾向 欧米諸 ル ス ケン ノ資本 我 ル 我輩 ニハ 邦 セシモ、 ヤ、 人荷 二適応 数万 建 ヲ ノ富 丰 積聚 唯 我邦人ノ文化 モ学事 ノ抑 其 奮進以テ之 カ、 ノ金額 ス = 日 圧 比 ル ス 岩 然リト 及 ル 1 1 セ ル バ 教 = 最 ヲ 其 未 場 尚 生 難 要 E

関 1 ラ ス 思 + ル ル 1 ザ 1 其 コ ル 面 口 = 甚シキヤ、 ノ如シ、 非 ス ヤ、 或ハ言フモノアラン大学ヲ設置スルハ彼レ学人ノ責 今夫レ我邦国 而シテ文化ヲ進 ノ文明ヲ進 メ基礎ヲ 固 メ社会 フ セ ント ノ基礎ヲ固フス 欲 セバ大学設立ヲ措テ其レ将タ安ニカ之ヲ求 ル /\ ノミ我輩 最モ当今ノ急務ニシテ、 ノ関スルトコロ = 全国 非ズト、 [安寧 メン 嗟呼何 福 1 ス 祉 ル

+-宗教革 九 故 F! 利 ル 明今日ノ如キ高等ニ進歩セ 1 7 ヤ、 ラバ、 テ他 亜 to 期中ニ 他 世 開 之ヲ欧洲 口 1 米 ンバ 明燦 邦 期 日欧洲諸 命 人 口 則チ是レ ノ率先者ヲ以テ名ヲ欧洲 欧洲 爛 在テ英王アル ル ナ 来リテ其校 十二氏 大学ニテハ羅馬 タル今日ニハアラズシテ、 ノ昔日 国賊 在テ開明文化 ノ上ニ卓越 = ノ如キハ、独リ其邦人ヲ薫陶スルノミニ止ラズシテ ナリ、 照シテ徴スベ フレ = 学ブモ ルハ単ニ教育ノカニシテ、 当二 ット シスル ノ古法ヲ研磨 ノ曙光ト称スベクシテ、 諸 ノ続 ニ至ラシ = 1 創立 丰 郡 君ト共ニ之ヲ誅滅スベシト、 カシ ナリ 々絶エザリシ其盛大想見スベシ、 却テ遠ク未開暗黒ナル八九世期ヨリ十五六世期 ニ係リ、 スル タル ムル者ハ其レ只大学ノカニ頼 等ノ事アリシ ル 其後三四百年間 ーサ 夙ニ大学ヲ設置セシニ原由 〔ルター〕嘗テ曰ク、若シ父兄ニシテ其子弟ヲ就学 当時 ョリ文運 仏国パリ 理学博士 ハ徴々タル景況ナリシカ十二世 漸次ニ発生シ、 ス大学ニ於テハグ 、汎ク欧洲諸 又英国 ルアランノミト、至レ フヒフヒ 1 オ 「スルノミ、而シテ諸国大学ノ設立タ テモ ク 就中パ スフォ 1 IJ 人材ヲ集 亦曰ク、 ノ間ニアリトス 1 IJ ル 丰 ル ۴ ス 我 哉 理学ヲ講 期 大学ノ教 大学ノ如 メテ之ヲ教 ノ頃 言ヤ 独乙聯邦 欧洲 セ シ 丰 至リテ其校 授シ 諸国 アベ メザル者 ノ文明 実 ラー タリ 伊太

帰リテ大ニ文学理学等ヲ振興シタリ、

同

時

ニウエ

1

ケリョ

スナルモノアリ始メテ民法ヲ教授シ、エ

٢

E

ンドリ

ッチ

ナ

才

フ、

サリスベレ

ーナルモノパ

リス大学ニ於テ業ヲアベ

ラードニ受ケ、再ビ

才

クスフ

オ

ル

1

ル

モ

ノアリ、

アリストートルノ論理学ヲ教授ス、是ニ於テ該校ノ状勢全ク一変シ新タニ自主独立ノ気風ヲ醸成シ来リ、

1 窺 テ 班 足 位 ヲ ル 1 追 X 別 テ ク、 電 又以 擯 ナ 斥 IJ テ シ 貴族 シ 歌 洲 /\ 豊、 自 = , 子 由 大、 弟 1 学、 + 貧 校以、 寒 世 テ、 期 書 人。 = 牛 材、 於 A ヲ、 テ 12 成、 始 _ 育、 論 x テ せい ナ 発 シ、 ク 1. 達 平 実効、 七 1 之ヲ =, ヲ 非、 証 待 ス、 ス すい ル = 1 足 A ル 12 ~ /\ シ、 以 テ当 自 是 其 時 後 主 文化 者 月 卓 ヲ ナ ル 精 ヲ 進

生ヲ テ 12 1 明 我 力 1 趣 治 発遣 胞 111 意 民 1 民 ナ A 政 弟 我 府 ル ル A 1 遙 内 就 1 ル E 亦 学 シ、 義 1 E 治 夙 務 東 然リ 京 便 此 ヲ = 茲 = 民 政 知 = 供 而 車 タ 府 = ル 見 門大学設 ス 12 1 モ テ 12 E 1 ル 所 9 1 1 F 縦 白 7 コ 謂 = IJ 令 立 置 口 = フ テ、 ナ E 至 ~ チ 1 9 * ケ ナ ク ル 1 1 迄 ガ 維 ン 7 大学 テ 未 ヤ ラ之ヲ IJ 新 点 其 政 始 ナ ヲ 且 翼 府 ラ 列 政 挙 置 府 賛 7 既 歩 + シ 艱 ス ル = 嘗 テ 斯 12 ヲ 難 テ 見 能 同 ク 1 全国 胞 1 + 1 時 # 如 兄 12 ナ ル 弟 ク /\ ヲ ル モ、 他 1 教 X ヲ 大学 民 ナ 育 E 1 七 = 顧 区 率 便 x 1: テ 事 益 先 ス 八 一、 多 分 ヲ ス 端 チ 図 ル 万 1. 1 12 1 大、 義務 為 1 1 金 学。 蓋シ x コ ヲ 車、 抛 ヲ _ 口 門、 未 尽 各 ナ チ、 校、 A" X 7 + ヲ、 此 1 外 = V 関、 = A 及 IJ 西、 吹 将 フ 米 創、 = ヲ 及 暇 何 12 数 = 百 7 我 ラ ス 以 ++ ル 書

現今 方今 答、 其 校 介前 70 上 校 ザ、 其 教 地 員 州 多 球 1 ヲ、 ク 丰 報 立 上 大学 察、 告 百 ヲ = 米 知、 加 + 係 人 ス、 チ ル 校 千 ~ A 人 七 1 書籍 設 シ、 A 1 ル 1 百 1 ル 11 丁 七十 此 + 実 僅 = 7 愧 $\dot{\equiv}$ V R 12 万 米 他 驚 ヂ 1 ナ # 年 四 校 ク 1 ~ 千 ル 1 = 三 其 統 過 E 丰 卷 1) 計 盛 1 丰 人ガ 而 進 1 = ス ナ 謂 歩 テ 1 其、 ル 平 テ 余、 フ _ 1 , 素智、 其 1 110 ナ テ、 資 皆、 7 1 識道、 内 有、 本 且 古今 大学 金 志者、 其 以 徳、 1 千 テ _ ヲ、 10 1 米、 総 千 醲、 シュ 百 テ、 国、 数 金設、 未 四 七 最、 人。 百 A 高、 ノ最、 百 九 1 立。 + 九 点、 テ ス 年 モ、 聞 + = > 五 ル 達、 教、 報 力 1 万 1 育、 + 校 せっ コ 告 シ、 ヲ、 千 ナ 12 口 = 尊、 1) 三百 x 1 ナ 拠 ザ、 重、 1 IJ コ V い、 シュ モ 七 口 1 之、 バッ ナ カ、 IJ 未 1 内 到、 為。 A" 弗 ウ 大 底、 実 学 X 1 7 1 夥 年 自、 巨、 ル 由、 額、 ヲ F. 数 1 更 明 大学 制、 丰 凡 度、 財、 白 X 7 産、 # IJ 由 校 国、 ヲ、 ル 1 百 体、抛、 以 加 = 六 十 六 ヲ、 ツ、 テ 維・ヲ、 地 +

持、 テ 其目: 永続 家 セ・ 於テ須臾モ ス 4. ルト ールコト能 コ p 忽ニスペ ヲ 115 スト信 聞 クニロ スルノ感情 カラザ ク、 教、育、 ル モ こハ能ク罪 1 盛ンニシテ、 ナリト、 人ヲ減 斯 互 カ シュ ル 全美 能ク良民ヲ、 相 戒 メ相 ナ ル 目 励 増シ能 的 1 以 ヲ以テ設立 テ此 ク国基ヲ固、 良結 ル果ヲ顕 七 シが所 ファシ ノ大学校ナレ ハスニ至 能ク国、 力、 IJ 1 ヲ、 ナリ、 張ルノカア 其 TE 鵠

ス

V

ル

ナ

IJ

感激 感激 ヲ誤 IJ 二大学ノ設立ニ勉ルトコロアランノミ、我輩駑下ナリ、 ヤ、 1 ノ涙ト ラス 雖 東 我輩 洋 1 1 モ嘗テ竊カニ之ヲ聞ク皇天ハ自ラ助ル者ヲ助クト、 1 ハ前 ヲ以テ能ク米国人ノ心ヲ動シ、之カ翼賛ノ力ヲ得テ遂ニ以テ今日ノ盛ナルニ至ラシメタリ、一片、 テ早晩開 片、 ノ精神、 日二在 = 堪フベ 明 ト感激 テ ケン 中天二翱翔 能 ク海外ノ人ヲスラ感動セシメリ、 ヤ、 ノ涙トヲ恃ンテ誓テ此 之ヲ 歌羡 ル ノ期ア セハ 如何シテ可 ル ヤ疑ヲ容 志ヲ貫徹 而シテ赤手此大業ヲ負担セント欲ス極 ナラン、 ザ 而シテ今日ニ在テ我カ邦人ヲ動ス 響ニ我輩 シ此業ヲ全成 所 其 V カ同志社英学校ヲ設立セ 唯富人ハ財ヲ吝マス志士ハ労ヲ厭ハス以テ大 スルアラン ノミ シャ徒ニ一片、 能ハザル豊ニ メテ其難 丰 ヲ ノ精神ト ノ精神ト 此 知 理アラ

ント欲 祉 然リト 1 _ ツ諸科 ス、而 関 雖 ス シ急要中 1 内 ル 1 シ ナ テ其理学、 日 モ当 就 IJ モ猶予ス 一時我 テ最モ急且ツ ノ最モ急要ナル 邦 文学、哲学等ノ如キハ其資本ノカラ量リ整頓ノ度ヲ顧ミ、 ヘカラサル 状情 要ナル者ヲ撰 ヲ以 七 E ノニシテ、 テ スレ ノナリ、 1 欧米諸 / + 故ニ今我輩先ツ法学ノ一科ヲ設置シ、 身ヲ以テ国 ル ~ カラス、 ノ如キ全備 ノ犠牲トナシ 即 チ法学 ノ専門校ハ容易ニ設立シ得べ 1 政事社会ニ鞅掌セントス 科是ナリ、 漸次之カ設立ニ着手スル 政事経済ヲ以テ之ニ連帯セ 夫レ 法学 キニアラ ル志士 1 国家 ス、 ノ需用 進 故 トコロ 運 三供 = 姑 胞 メン ク先 ノ福 ス ル

法学科設立ニ就テ要スル所ノ資本ヲ計算スルニ、

海外ョリ法学博士一名ヲ招聘スルニ少クモ四千円ノ年給ヲ与へ

料及 精、余 110 神、 ル 金 E 到、 書 額 力 籍 ヲ ラ ス、募 器 ス クラスル 用 等 年 々 = シュ 1 消 此 テ、 費 Py 而、 干 3 ス シテ後已、 1) 由 ル 容 1 1 利 易 コ 1 P 7 事 更 産 70 _ _ ノいき、 年 7 ス ラ 々三千 丰 嗟乎? 元 之ヲ 由 金 愛国 1 1 如 利 _ 割 = 金 誠 ヲ 七 1 15 生 利 ナ ル 可 ス 息 有 ナ 1 志諸 ラン、 キ元金三万 1 テ 彦 四 只 万円 = 是志士 非 ンバ 1 進 我輩 100 備 備 労ヲ厭 ナ ナ 其 カ V カ ル 之ヲ 175 12 ス、富、 ~ カ ラ 誰 カ ラ ス、 人、 = ス、 112 カ 财、 又助 望 合 7 ヲ、 吝、 1 教 員 to 7, 七 万円 給

明治十六年四月

府上京区第拾組相国寺前町

京都

〔明治十六年四月·活版〕

16

歴遊. 朝の日ハ必ず善美なる学校を起し、教育を以て己が責任となさんことを誓ひたり にあることなりと、是に於て始めて教育の国運の消長に大関係あるを信じ、身の劣才浅学なるをも顧みす自ら他年帰 物を隆興せしめたる所以のものハ要するに教化の力にして、其教化の力の如此偉大なる所以ハ教育の法其宜を得たる 物に接見し親しく其議論を聴くを得て大に悟る所あり、以為らく蓋し北米文明の原因多端なりと雖も、 館 P 々篤疾に罹り形骸空く志を齎らして異郷の土と化せんとせしが、幸にして一生を万死の間に快復するを得たりと雖と 我邦の為に竭すところあらんと欲し、 りて労役に服すること凡そ一年間、海上幾多の困苦を嘗め漸く米国に到着するを得たり、爾来益々志を決し他日大に に赴き、暫く時機を観察してありしが、遂に元治元年六月十四日の夜半、竊に国禁を犯し米国の商船に搭し水夫とな 幕政の末路外交切迫して世運転た危殆に傾き人心動乱するの時に際し、襄不肖夙に海外遊学の志を懐き脱藩して函館 盲啞院、 山山 為に大に体軀の健康を害し学業上障碍を受ること極て尠からざりき、 河を跋 幼稚院、 渉し、 其他百工技芸の講習所、 務めて建国の規模を探り風土人情に通ずるを以て事とし、 遂にアムホルスト大学に入り日夜勉学に怠らざりしが、未だ幾年を経ざるに数 百種物産の製造所に至る迄概ね之を撿閱し、或 然れども苟も学業の余暇あれバ必ず諸 到る処の大中小学より博物館 ハ諸州の学士有名の人 く制度文 書籍 州を

調べらる、

の初年故岩倉特命全権大使の米国に航せられしや、文部理事官田中不二麿君之に随

行し欧米諸国教育の実況を取

襄敢て之を辞せず直ち

時に襄正にアンドヴァ邑に在て勤学せしが亦召れて文部理事官随行の命を蒙ふる、

瑞西、 なかりし、 らしめ、以て我 とを悟り、 内 聊か之を観察講究するを得、 ね、遂に卒業の初志を達することを得たりき とを望むの切なるより固く辞して拝せず、理事官と欧洲に別れ再び米国に航し、 加之数々登官の恩命を蒙りしが、 に旨を奉じて理事官と偕に先つ北米中著名の大中小学の学校を巡視し終て、更に欧洲に赴き蘇格蘭、 に発射せしものい主として教化の恩沢に因らざるいなし、 和蘭、 且又随行に先だちて 愈々帰朝の後へ必ず一の大学を設立し、 丁抹、 が邦の 運命を保ち、以て東洋に文化の光を表彰せんことを望み、造次にも 顚 沛 (てんばい) 独乙、魯西亜等の諸国を経歴し、 其周到善美を尽せるを観て感益々切なり、 襄に於ては将来誓て一身を教育事業に擲ち、 杰なくも我邦大政府より特旨を以て襲に国禁を犯して脱奔せし罪科を免除せられ、< 誠実の教育を施し、 学校の組織教育の制度等を初とし、凡そ事の学政に関する者 而して教化ハ文明の生命にして、 真正の教化を布き、 惟らく抑々欧洲文明が燦爛として其光輝を宇 以て真正の開明文化を我邦に来さんこ アンドヴァ神学校に帰り勉学年を累 以て社会の安全を にも敢て之を忘る」こと 教育 ハ治安の母たるこ 英倫、 仏蘭士、 電固な

ふの際、 明治七年の秋襄の将に米国を辞して帰朝せんとするに際し、偶々、碧・山: を樹立し以て人智を開発し、以て真正の文化を興隆せんと欲せば宜しく欧米文化の大本たる教育に力を用ひさる可ら ざるべからず、 襄乃ち会場 大会議あり、 の文化を興隆せんと欲せば須らく人智を開発せざるべからず、 社会の秩序破れ紀綱紊れ人心帰着する所を知らず、 に赴き演壇上米国三千有余の紳士貴女に見へ平素の宿望を開陳して曰く、 襄の友人にして此会に与る者頗る多きに因り、 方今我邦日本に於ては現に戊辰の変乱を経て旧来の陋習を破り、 今日に於て我日本に真正の教育を布き、 諸友襄を要し勧めて臨会せしめ且訣別の詞 社会の安寧を保全せんと欲せは必ず真 州ロトランド府に於て亜米利加伝道会社 封建の 凡そ何れの国を問 迷夢を醒して明治 以て治国 ፲ 0 はず苟 を需めらる、 教育 の新 政を行 に依ら も真正 大

賛する者ぞと、且つ演し且問ひ慷慨悲憤の余不覚数行の感涙を壇上に注き、情溢れ胸塞り言辞を中止する其幾回なる 効す所あらんとす、嗟呼満場の聴衆諸君よ襄の赤心寔に是の如し、 育の方針其宜を得ると否とに係はること昭々乎として復た疑ふべきに非ず、今や襄貴国紳士諸友と袖を分て恙なく我 然五大洲歴遊の念を発し、一片訣別の辞もなく父母弟妹郷友に別れ衣食住の計もなく、幕府の大禁を犯して一身の窮 ず、回顧すれば今を去る十一年前、襄の郷国にありしや当時の国勢日々に危きに瀕するを観て憂憤の心に堪へす、慨 三千余万将来の安危禍福は独り政治の改良に存せず、 せしも亦、 困を顧みず愈々蹶て愈々奮ひ生命を天運に任せて成業を万一に期し、孤行単立長風万里の波濤を越へ遂に貴国に渡来 [に帰るを得ば必ず一の大学を設立し、之が光明を仮りて我国運の進路を照し、他日日本文化の為に聊か涓埃の報を 只真正の開明文化と真正の自由幸福とを我日本国に来さんことを祈るの丹心に外ならず、 独り物質的文明の進歩に存せず、一 誰か襄が心情を洞察し幸ひに斯の一片の素志を翼 に教化の烈徳其力を効し教 顧ふに我邦同胞

静粛たる場中忽然として歓呼の声宛ながら沸くか如し も亦起て一千弗を寄附するの約を為せり、之に次ぎ五百弗、 弗を寄附すべしと、是なん華盛頓府の貴紳医学博士パーカ氏にありし、其言未だ畢らざるに碧山州前府知事ページ氏 語未だ尽きざるに聴衆中忽ち人あり、背後に直立して揚言すらく、新島氏よ予今氏が設立せんとする学校の為に一千 三百弗、二百、一百或ハ五十、三十弗贈与の約ありて、

既にして慇懃に良朋 今日余が帰路汽車に乗んとして携へし所なり、然れとも今、子が演説を聞き深く子が愛国の赤心に感激せられ自ら禁す の前 に至り戦慄止ます、 諸士の好意を謝し離別を告げ将に演壇を下らんとする時一老農夫あり、 懐中より金二弗を出し黯然涙を垂て曰く、余は碧山州北なる寒貧の一農夫なり、 痩身襤褸を纒 ひ徐に進て 此二弗八

襄

日建設する大学費用の一端に供するあらバ余の喜び何ものか之に過んやと る能ハす、仮令ひ余老ひたりと雖も両足尚能く徒歩して家に帰るに堪ゆ、これ固より僅少数ふるに足らざるも子が他

略ほ定まるに至れ 老農夫と老寡婦との寄附金にてありしと、 なるを思ひ感喜之を受け、 於てい聊か子が素志を助けんとするの意あり、 視れべ一の老婦なり、急に襄に近つき、絮々、語つて曰く、嫗ハ近村の一寡婦にして貧殊に甚し、然れども教育の一事に「じょじょ」 日にして会散じ襄も亦ロトランド府を出で行くこと未だ一里ならざる時、忽ち背後より襄を呼ぶ者あり、顧みて之を ハざりしハ誠に其軽少なるを愧て而已、寡婦の徴志幸に領収あれよと言畢て泣く、 曾て友人に語つて曰く、 其後四方有志者の贈る所陸続雲集し来り、 今甕中僅に有る所の金二弗を呈す、然るに嚢に会場に於て敢て之を言 口 トランド府集会に於て最も裏 襄転た米人が我邦を愛するの懇篤 か衷情を感動せしめたる者 襄か宿志を達せんとするの基本 は 彼

り、 賛せられ、 R 既にして纜を桑港に解き、明治七年の末始て本邦に帰着し日夜学校設立を計画してありしが、八年一月大坂に於て偶 故内閣顧問木戸孝允公に謁し、乃ち公に向て真正教育の要理を説き併せて平生の宿志を吐露せしに、公深く之を称 明治八年十一月廿九日私塾開業の公許を得て直ちに英学校を開設したり 襄乃ち地を京都にトし前文部大輔 加ふるに公は曾て在米の日より襄と相識るを以て、専ら政府の間に周旋し襄が志を貫徹するに務め賜 田中不二麿君、 前京都府知事槇村正直君の 賛助を得、 遂に山本覚馬氏と結社

是即ち今の我同志社の設立せし始末の大略也

新島 襄

〔明治十六年四月・稿、明治二十一年十一月・活版〕

17 〔徵兵適齡及徵兵免除者数調〕

内は異筆で、回答を記したもの」

第壱年生

徴兵ヲ免除セラル、	内	級中員数
者 何人 「拾弐名		何人 「三鈴
名		一拾弐

当時

適齢

ノ者

人

六ヶ月後適齢

何人 何

年ノ後……

「七名」 「弐名」

帰省中ノ者

// 11 11 11 11 11

一月十六日

新島

襄

五年ノ後

「五名」 「三名」 「三名」

四年ノ後

三年ノ後 二年ノ後

名」

帰省中ノ者

五年 四年

ノ後 ノ後

大新西田

両兄

月十六日

右御調査之上小生迄御渡被下度奉願候也

第参年生 若神原谷 両兄

級中員数

何人

徴兵免除ノ者

内

当時適齢ノ者

六ヶ月ノ後適齢

ノ者

何人 何人

何人 一十三人

三人

二年ノ後

ノ後

11 11 11

三人 一人 一年ノ後

新島 襄

第四年生

級中員数

内

何人 「十三人」

「片桐」

当時適齢ノ者 徴兵免除ノ者 「六人」何人 何人

「三人林、松沢」

六ヶ月ノ後適齢 ノ者 何人

11 「弐人 保坂、 田中」

「川本、 沢×山、 原、宮下、 荒木、 不破、 綱島」

三年ノ後

二年ノ後

「七人」 /

一年ノ後

「一人 五島」

五年ノ後 四年ノ後

「保坂、綱島恒、 不破、荒木、 田中」

退校シタルモノ」 一月十六日

帰省中ノ者

「五人」 //

新島 襄 五年 四年

ノ後 ノ後

帰省中ノ者

11 11 // 11 11

「美濃田、

小野、

三好」

一月十六日

右御調査之上小生迄御渡被下度奉願候也

第五年生

級中員数

何人

「都合拾三人」

内

徴兵免除ノ者

何人

「山岡、

新原、

木村、

村井、

当時適齢ノ者 11

六ヶ月ノ後適齢ノ者

11

11

「重見」

年ノ後

三輪、 淹、 岡本」

三年ノ後 二年ノ後

新島 襄

[明治十七年一月十六日・草稿]

18 改正徵兵令二関 ス レン 請

請 要

IE 右 徴 兵令* 数条 第十 1 如牛教育保 一、十二、 護 十八、 1 徳沢 只 九 条 = 官公府県立学校 ノ加 十 1 官公府県立学校ヲ保 ノミニ 止 7 ラス殿 護シ 其 重 ノ教育ヲ ナル 試 験 勧 (学科教授法幷 4 ル ノ旨 趣 ナ IJ = 1 繰 認 練 科 4 等 V

之二 進 ス ル E ノ「破損 メラ ル , 私立学校ニモ霑被セ ラレ

事

現今独乙国

1

ル

徴兵試験法

上、

及第

E

ノ試験)

ノ上、

私

立学校

=

E 三行

操

練科

ヲ ,

置

ク事

ヲ許

傚

レ、

生徒

在校中

必 ノニ ラ

ス /\

操練 服 役

従 ケ

事 年 =

セ シ 止

义 7

ラ IJ

事 ヲ

帰 ン 休

命

セ

ラ

V 事

明治十七年 草 稿

19 「改正徴兵令ニ対スル意見書 (A)」

モ 今回改正徴兵令発布ニ付私塾保存ノ見込立タサル所 妨ナカラン事ヲ望ミ、左ノ二件ヲ思考シ他日ノ御参考ニ供セント存御一覧ヲ奉仰候 ヨリ困 却 ノ至、 私塾永続 ノ策ヲ立、 又大政府今日 ノ御政略

ノ上、 改正徴兵令第十一、十二、十八、十九条ノ如キハ官公府県立学校ヲ保護ツ其ノ教育ヲ勧ムル ハ、右数条ノ如キ教育保護ノ徳沢ハ只ニ官公府県立学校ノミニ止マラス厳重ナル試験 府県立中学高等科ニ準スルモノト、或ハ其ノ右ニ出ツルモノト認メラル、私立学校ニモ霑被セラレン事ヲ切 (学科授業法幷ニ繰練科等) ノ旨趣 ナリ ト認

或ハ

望ス

十二条二進七 左 一ノ厳重 ナル試験法ヲ設ケ、 ラ 「レ」ン事ヲ要ス) 及第シ タルニタル [モノ] ニハ 服役一ヶ年ニテ帰休ヲ命セラレン事ヲ要ス (但第十

数学 地質 英語ヲ用ユ) (算術 (金石学 点算 鉱物) 地理 度量学) 植物 万国史 理財 漢 英国史(グリース史 (日本史 星学 英文学 支那史) 修辞 羅馬史 経書文章類 論理 或独 心理 英学正則 14 道義等 米国史) 作文 英 文明史 和 生理 会話 文法 (問答 化学

意見 即チ請願ノ箇条

図。

試験吏員ヲ派シ其ノ人員。年齢。修学ノ年限、卒業ノ試業等詳細ニ調査セラ〔レ〕ン事ヲ要ス、 公費ヲ仰カス

ヲ切望 右 新令第十一、十二、十八、十九条ノ如キハ、官立府県立学校ヲ保護シ其ノ 数条ノ如キ教育保護ノ徳沢ハ只ニ官立府県立学校ノミニ止マラス、之ニ準スルノ高等私立学校ニモ霑被セシメン 教育ヲ勧ムル、ノ旨趣ナリト ムレ

学科教授法等高低ノ度定マラサ 未タ尽サ、ル所アレハ、吏胥ノ告知ニョリ改正修補スル〔コ〕ト〔ヲ〕 ノ実況如何ヲ視察セラレ 2 事固 レハ ヨリ願フ所ナリ、 保護ノ恵沢ニ霑被スル事能ハス、 而 シテ或ハ其 ノ高度未タ十充ナラサ 欲ス 故ニ吏胥ヲ派出 セラレ教科書 ル所アリ、 1 或八 如 何 授業法等 教授法

「【数学、漢学、支那史、日本史、 (英語へ正則、外国教師ニシテ大学ノ専門卒業証ヲ有スル人三人以上ノモノ 地質、植物、 理財、 星学、修辞、英文学、論理学、心理、道義等 英語ニテ会話、 文法、地理、 地文学、万国史、 英米独、生理、物理、化学、文明

〇法、理、文ノ三課

一課ニ少クトモ専門学卒業証ヲ持チタル外国人一人

【大学ト見做サ、ル以上ハ十一、十二、十八、十九条ノ特典ヲ賜ハラス」

縮 操練科卒業証ニ学科卒業証ヲ添へ軍監ニ差出シ其 操練科二 第十九条二 セラ〔レ〕ン事ヲ切望ス、万一私塾ニ於テ学科卒業証ヲ濫用スルノ恐レアリト見傚サル、ナレハ、 従事セシメ、 準シ生徒修学中 其ノ技芸ニ熟達シタルモ ノ猶予ヲ賜ハリタル 上八其 ノニハ該士官ヨリ該科卒業証ヲ附与シ該塾ノ学科ヲ卒業シタル上、 ノ調査ヲ受ケ、然ル后第十一条、 ノ最寄陸軍営所 ノ士官ヲ派出シ、 第十二条ニョリ服役 私塾在校ノ生徒ヲシテ尽ク 生徒卒業 限 ヲ短

シテ多ク学生ヲ薫陶スル事ナレハ、大政府ヨリ又ハ地方官ヨリ又ハ軍監ヨリ試験丈ケノ労ヲ奉仰候「官ヲ派スル丈」 ノ労費ヲ奉仰候

改正徴兵令ノ一度発布セショリ以来私塾ニ修学スルノ生徒兵役ヲ猶予セラレン事ヲ希望シ往々当校ヲ去、当校 雀躍感泣ノ至、 律令ヲ垂賜ヒ、 シク顧慮スル所アリ、私塾ニ従事スル生等モ私塾ノ生徒モ矢張聖天子ヲ仰キ明政府ヲ戴クノ臣民タレハ公平無偏 又校中残ス所 ク 適齢ニ近〔付〕キタルモノカ、皆多クハ勤学ニ堪へ著シク学業ニ果敢取ルモノト見傚スヘキモノナレ 立ノ学校ニ入学セント図ルモノ少々ニシテ止マラス、且此等ノ生徒ヲ調査スレハ最早適齢ニ達スルモノカ、 々学業ノ急進ニ適セサルモノ計ナルベシ、思一度ヒ茲ニ至レハ生等ノ失望又何等ソ、 期 身ヲ抛チ心 ス ル to ヲ調査 日 邦家ノ為明天子ノ為「必ラス卒生ノ力ヲ出聖恩ニ酬ユル所アラント」人才陶冶ニ竭ス所「従事スル(輔) 私塾ニアルノ生徒ヲシテ官立府県立学校ノ生徒ト同一ノ徳沢ニ霑被セシメテハ私塾ニ従事スル生等 モ千年只ナラス、然リ而シテ俄 血ヲ瀝キ千思万慮、 スレハ、或ハ年齢至少ニシテ非常 少年薫陶二従事スルノ輩ハ彼等二向ヒ最モ楽ミヲ抱キ望ヲ置キ、 ニ此等ヲシテ泣クナクモ ノ勤学ニ堪へ難キモノカ、或ハ年齢已ニ適齢 他校ニ転学セシメハ、 嗚呼賢ナル内閣諸公ニシテ少 生等ノ失望何等ソ、 ヲ超越シ徐 屈指 官立 生等 其ノ成業 或八殆 並府県 冷漸 ノ如

十七年二月

西京同志社英学校長幷社長

島襄

20 (改正徴兵令ニ対スル意見書(B))

皇張シ 禦牛 事 アラ[ズ] 敬テ改正徴兵令ヲ拝読シ□□此令ノ旨趣 ス又文学ヲ重 内 玉 ナル 威 シ 非 ヲ ステ 凶ヲ懲シメ天下ヲ泰山ノ安キニ置キ、 東洋 セ 何ソ、 ラ = ル 輝 ` ヤ照々乎タリ、是レニョリ思考スレ ij 又此令中、、、ノ如キ官立大学、 他ハ文学ヲ隆興シ人民ノ元気ヲ養ハル ノ在ル所ヲ察スルニ、其尚武ニ出テ国民皆兵タルノ典謨ニシテ、外 聖朝ヲ万歳ノ永ニ栄へシ[メ]テ、 府県中学ノ生徒ニ賜タル ハ我賢明ナル ` 如、 文武ヲ張リ左右翼ト為シ治国 政府 規模 特 1 四海波濤ノ太平ニ 甚重甚大ニシテ、 典ヲ見レハ、 只 ノ具 二尚 維持スル 1 ナシ 海陸 ノミ /\ 良策 外侮 ナラ 軍 ヲ

今回 ル「カ 世 ニ至リ文武振ハス士気委靡シタル 改正 俄ニ文武ヲ振興スルニ尽力シタリキ、 |徴兵令コソ襄平生ノ宿志ヲ達スル事ヲ得ヘシト云ヒ、喜欣ニ堪ヘサル所ハ乃チ尚武ノ一点ナリ、旧幕府ノ末 体 格 ノ壮 健ナル 又胆力 ノ豪 ノ際ニ当リ、北米軍艦初テ我国へ海航シ大砲一発稍三百年泰平ノ迷夢 ナル 今ノ少年ノ比ニアラス 其 ノ際ニ成生シタル士人ハ其ノ文タル今ノ少年ニ劣ルアルモ、其 ラ ノル胆 攪シ、 力タ

襄 ニテ 試 ノ平 殊ニ之ヲ救フノ途ヲ発見スルニ苦ミタリキ、 祀 維新以 寥 ナキ 后 人蹟 能 = 出生セシ + ヲ絶ツニ至ラシ ル 所 ナ 少年 IJ 輩 或 ヲ見ラレ ム、是レ今ノ少年書生ノ徒ニ文事ニ沈溺シ武事ヲ軽侮スル ハ撃劔場ヲ 三、 然ルニ今回改正ノ徴兵令ニ於テ初テ之ヲ救フノ途ヲ得タレハ、 起シ体操場ヲ設ヶ書生ヲシテ其運動 顔色荃々或 八肺憂或 脳 病激闘苦戦 ラ試 二堪 111 ユヘ R ル 丰 ノ弊ョ モ、 E 殆 或 トなく、 生ス 月或 所 吾人飽 是レ 数月 襄

マテモ之ヲ奉戴シ今ノ少年輩中尚武ノ風ヲ振興セシメン事ヲ要ス

之ヲ補フノ良策ヲ施シ、官立大学之ニ準スル学校幷府県立ノ中学ニ至ル迄一ケ年ノ科程ヲ卒タルモノニハ十 述スル所アラントス、閣下賢明大度襄カ不肖ヲ愍ミ且切ニ邦家ヲ愛スル衷情ヲ好シ〔ト〕シ少シ容ル所アラハ幸甚 シ遺憾ナク之ヲ吐露セサレハ、襄ノ如キハ却テ明朝ノ恩沢ヲ蔑却スルノ罪ヲ免カ〔レ〕ス、却テ不肖ヲ顧ミス敢テ陳 アラス、吾人ノ殊ニ了解ニ苦ミ又密ニ遺憾トスル所ナキ能ワサルモノアリ「襄ヲ草莽ノ一言ノ士幸ニ」 今ヤ賢明朝ニ満チ草莽ノ一士タ〔ル〕モ其ノ意見ヲ明朝ニ吐露シ得ルノ隆世ニ逢迎シタレハ、 意見アリ之ニ之ヲ庇蓋 ……ノ如キ特典ヲ賜ハリ、 然卜雖尚武 明策ナル法、 ノ風過度ニ至レハ残忍殺伐 至善至美ト云へキナリ、然レハ吾人ハ社会ニッキ全ク喋々スル所無キ也、 其生徒ヲシテ修学中兵役ニ服スルノ憂ナカラシメルハ、文学ヲ以テ尚文ノ風 ノ弊ヲ生スルノ憂ナキ能ハス、故ニ賢明ナル太政府ニハ已ニ弘工風ヲ回シ賜ヒ 否特ニ喋々ス 二潤 ル 化 ノミニ セント +=

E 学校ヲ率先ン模範ヲ垂ル、ニアルナリト、 太政府ヨリ東京大学ノ設ケアリ、又府県ヨリハ中学ノ設ケアリ高等ノ学科ヲ教授セラル 二則 模範トナルノ旨趣ハ何ノ点ニアルカ某等ノ了解ニ苦ム、是レ其ノーナリ タ塾ニアルノ生徒ニシテ免除ヲ得サルモノハ早晩兵役逃レノ為其ノ塾ヲ去リ、官立府県立ノ学校ニ入学スル 「テ」資力ヲ積立学科ヲ進、 〔テ〕千辛万苦漸ク佳境ニ進マントスル私塾ヲシテ 益其生徒ヲ失ヒ衰頽ニ属セシメハ、 最初ヨリ天下私立校ノ ノ開ケルヲ見タリ、然ルニ天下ノ模範トナル為ニ立〔ラ〕レタル官立……校ハ益盛ナルヲ得、 高等ノ学校ニ〔進〕マントスル私塾モ官立府県学校ニ賜リタル特典ニ 然レトモ今回改正徴兵令ニョリ 将来ノ結果ヲ推考スレハ、 ノ旨趣 八乃普ク天下ノ立立 預カラサ 其模範 其 八、未 ノ模範 二則

然リト 私 為リ 保護 「塾中 雖 太 ノ三四 ダ ノ徳沢 、政府 ル 事 ヲ霑被 ノ錚 1 御所 信 ス 々 タル V 為 セ ラレ 某等 E ノハ + 左ノ数件ヲ ルハ 府県立 1 教育 区 域 中学ニ比スレハ漸優等ナル ニ着目シ、 ヲ尊崇ス 覧シ私立学校ヲ ル 管見ヲ以 賢明政府 モ 顧 其 ノ御所為トハ 論 ル 所 ヲ吐 モ決テ劣等ノモ ア 露 ス 思レ ル ノ頃必ラス全局 ス、 是某等 ノニアラス、 ノ了 二着目 解 然ル 苦 1 賜 = 4 其 此 優等ノモ 遂々 発令 IJ

意見

第 第 備 ŀ 如何 -信スレ 教授高 ハサ 十一条、 ヲ視察セラレ ル所アレ 低 十二条、 右 度定マラサ リ数条 ハ吏員 2 十八、 ノ告知 ノ保護 事固 V + / ニヨ = 保護 拡張 九 リ願 条 リ改正修補 ノ恵沢ニ霑被スル事能 1 フ所ナリ、 只 如 二官立 キ官立府県立学校ヲ保 府県立 セ 而シテ或 ント欲 = 限 ス ラ ハス、 其 ス之ニ準 護 ノ高度未タ十充ナラサ 故ニ吏員ヲ派出 ス ル ス 1 意二 ル ノ私 付 立学校 1 セ テ高等 ラ ニモ ル所アリ、 V 教科書 ノ教育 霑 被 ラ保護 セ ノ如 或八教授法等未 ラ V 何 1 ス 授 事 ル 業 ヲ 1 切 意 実況 望ス ナリ

第三 在校 スペシ、 員立合 陸軍 ノ操練 ノ上卒業証 ノ士官ヲ派シ私塾ノ在校ノ生徒ヲシ尽ク操練ニ従事 第生徒修学中兵役二 科 限 IJ ヲ附与シ、 少年ヲ以テ其 服 学科ハ全業ノ上ハ ス ノ后 V ハ多少学問 年 ナリ半 右 ノ進 ケ年 ノ卒業証、 歩ヲ ナ リ兵役 妨 クル セシ 本校卒業 メ、 二服 事 ナ 其 サ V シ 証 ノ技術 4 修学中 ル トヲ合 カ、 ニ熟練シ 又 セテ軍 矢張十 ダ 一監ノ ル モ 条、 ノニ 調査官二 三条 該官 差 ノ特典ヲ其 1 検 敝校社 査

【後文欠】

21 (改正徴兵令ニ対スル意見書(C))

意 見

第一 改正徴兵令十一、十二、十八、十九条ノ如キハ全国高等ノ学校ヲ保護シ其ノ ハ、右数条ノ如〔キ〕教育保護ノ徳沢ハ只ニ官立府県立学校ノミニ限ラス、之ニ準スルノ高等私立学校ニモ霑被セラ [レ] ン事ヲ切望ス 教育ヲ進ムルノ旨趣ナリト認

第二 学科、教授等高低ノ度定マラサレハ保護ノ恵沢ニ霑被スル事能ハス、故ニ吏員ヲ派出セラレ教科書ノ如何、 法等未タ備 業法ノ実況如何ヲ視察セラ〔レ〕ン事固ヨリ願フ所ナリ、而シテ或ハ其ノ高度未タ十充ナラサル所アリ、 ハラサ ル所アレ ハ、吏員ノ告知ニョリ改正修補 セント欲ス 或 ハ授業 授

第三 該士官ヨリ卒業証ヲ附与シ、該塾ノ学科卒業証トヲ合セ軍監ニ差出シ其ノ調査ヲ受ケ、然ル后第十一条、 其ノ最寄陸軍営所ノ士官ヲ派出シ私塾在校 ノ生徒ヲシテ尽ク操練 ニ従事セシメ、其 ノ技芸ニ熟達シタル 十二条 モノニ

但シ私塾ニ於テ其学科卒業証ヲ濫用スルノ恐アルト見傚サル、レハ、生徒卒業ノ都図吏員ヲ派シ、其ノ人員、年 修学ノ年限、卒業前ノ武業等詳細ニ調査セラ「レ」ン事ヲ要ス

準シ御所分アラン事ヲ切望ス

第四 一ノ保護徳沢ニ霑被スルニ至レハ、私塾ニ従事スルノ某等雀躍感泣豈ニ卒生ノ力ヲ出、邦家ノ為明天子ノ人才ヲ陶 私塾ニアル 「修学スル」ノ書生モ矢張大日本天皇陛下ノ臣民ナレ ハ、官立府県立学校ニアリ修業ス

上一同

[明治十七年・草稿]

ノ学 教 宜 能 到着ス 幕政 3 7 復 業ヲ淬励 ヲ ク 1) スルヲ得 得 制 土 博物館、 バ必ズ諸州 元治元年六月十四日ノ夜半窃ニ国禁ヲ ノ末路世 以テ己 一有名 夕 ルヲ得 度文物ヲ ル セ ノ人物 1 = タリト 7 書籍館、 ガ、 タリ、 運 責任ト 隆 傾危 ル ヲ 雖 卜 事 二接 歴遊シ 興 未ダ幾年ヲ経ザ ナリ セ 爾来益々志ヲ決 人心動乱 見シ 盲啞院、 モ、 1 卜 Ш X 親ク其議 及 為二大二躰 河ヲ跋渉シ、務メテ建国ノ規模ヲ探リ風土人情ニ通スルヲ以テ事トシ、 是二 事ヲ暫ヒ ジノ時 ル 所以 幼稚 二際 於 ル 二数 テ ノモ 論 院 シ他日大ニ我邦 身 軀 ヲ シ、 ノハ 聴クヲ得テ大ニ悟 其他百工技芸ノ講習所、 々篤 ノ劣才浅学ナ ノ健康ヲ害シ学業上障碍ヲ受ル事極テ少シトセズ、 襄夙 犯シテ米国 要 疾ニ罹リ形骸 ス = 海外遊学 ル = ノ為ニ ルヲ 教 ノ商 化 竭 モ 空ク異郷ニ泯ビント 船 ノカニシ ル所アリ、 ノ志ヲ懐キ 顧ミス、 ス 搭シ、 事アラン 百種物産ノ製造所ニ至ル迄概ネ之ヲ検閲シ テ、 自ラ他年帰 以為ラク蓋シ北米開明ノ起源 海上 脱 其教化 ト欲シ、 藩 一幾多 シ テ函 ノカ セシ ノノ困 遂 朝 館 苦ヲ嘗 ガ、 1 日 如 趣 7 幸二 此偉大ナ 1 4 キ暫ク時 必ズ善美ナル学校ヲ起シ、 水 メ 然レト シ ル テ 年 ス ル所以 ト大学 機 ノ星霜ヲ経 生ヲ 到 モ荷 ラ観 ハ学校ニシ ル モ学 処 万 二入 察 教育 死 ノ大中 、或 テ IJ ノ間 ノ法其 ノ余暇 日 * アリ 1夜学 国 二快 其

奉ジテ

理事

我

明治 育

ノ初年

故 ガ

ヲ

ナ

++

及

1)

セ

ラ

ル、

時

二襄

正 岩 州歷遊

ノ念ヲ発シ人情難弃ノ父母弟妹郷友ニ別レ、一

片訣別ノ辞モナク衣食住ノ計モナク、

顧

ス

レバ今ヲ去ル十

一年

前

襄

ノ郷国

ニアリシャ当時

ノ国

[勢日

々

=

危牛

=

頻

ス

ル

ヲ観テ憂憤

ノ心ニ堪へス、

慨然五

辞 免除 ヲ忘 世 其周 事 会ノ安全ヲ鞏固 シテ 教育 ノ所 セラレ、 ル、事ナカリシ、 到善美ヲ 独乙、 拝セズ、 謂 治安 文明 加之数 尽 魯 ノ大光 1 母 理事官卜欧洲 西 ナラシ セ R ル 亜 フ寰宇ノ間 々登官恩命ヲ蒙リシガ、 ル ヲ 等ノ諸 事ヲ 人、 且又随行ニ先ダチテハ 観テ感益 以テ我邦ノ運命ヲ保チ、 悟リ、 = ヲ経歴シ、 別レ再ビ米国ニ航シ、 = K 発射 切 愈々帰 ナリ、 セ 学校 朝 1 惟 モ ノ後ハ必ズー 襄ニ於テハ将来真正 ラク抑 ノ組 ノハ主トシテ之ガ恩沢ニ 忝ナクモ我邦大政府ョリ特旨ヲ以テ曩ニ国 織 以テ東洋ニ文化 々学校 教育 アンドヴァ神学校ニ帰り勉学年ヲ累ネ遂ニ卒業 ノ大学ヲ設立シ誠実 ノ規律ヲ 1 欧洲 初トシ ノ開明文化ヲ我邦ニ来サン事ヲ望ム 熀 ノ光ヲ表彰 因 明 凡ソ ラ = ザ 1 事 テ、 ル ノ教育ヲ セン事ヲ望ミ造次ニモ 1 ノ学 ナシ、 彼 政 ノ燦爛 施 = 而 関 シ 「禁ヲ犯シテ脱奔セ 真正 ス 1 1 テ教化 :/ ル者ハ総 テ学術 ノ教化 順沛 文明 ノ切ナ ヲ ノ初志ヲ達 ノ清輝 布 ノ生命 = 丰、 シ罪 モ敢 ラ放 ル 以 3 スル 科 テ社 チ近 IJ テ之 ニシ 固 ヲ

リ、 育ヲ 方今我 ント 丰 明 演壇 治 襄 布キ以テ治国 七 邦 セバ 年 日本二 米国 友人ニ ノ秋、 須ラク 三千 襄 於テハ 1 ノ将ニ米国 有余 テ議会ニ与ル者頗ル ノ大本ヲ樹立 智ヲ 現 ノ聴 二戊辰 開 発也 衆紳 ヲ辞シ去ラント ザ 土 シ、以テ人智ヲ開 ノ変乱ヲ経テ ルベ = 見 多十二 カラス、 ^ 平素 ス 旧 因リ諸友襄 ノ宿望 ル 社会 来 t 発シ ノ陋習ヲ破リ封建 偶 ヲ ノ安寧ヲ保全 々碧山州ロ 以テ真正 開 陳 ヲ要シ シテ 日 勧 ノ文化ヲ興 セ ク、 义 テ ノ迷夢 1 臨会也 ト欲 凡ソ トランド 隆 ヲ セ 何 醒 1 V 1 七 ザ メ且 シテ明 府 必ス真正 ノ国 ル = 於テ 可 ヲ 決 ラズ 治 問 別 亜米利. ノ新 ノ教育 1 ズ 詞 政ヲ 荷 ヲ需 = モ 加伝道会社 行フ 真正 依 ム、 ラザ 襄 文化 ルベ 遂 二会場 真正 カラ ラ興 ノ教 = 趣 セ 7

ヲ

得

B

幕府ノ大禁ヲ犯シテー

身

弟 胞 立シ之が光明ヲ仮リテ我国 = 渡来 窮 係 三千余 襄 困 ル セシ ヲ顧 ノ赤心 事 万ノ安危 1 ズ 寔 々乎トシテ ニ是ノ如シ、 只 愈 禍 真 々 蹶 正 1 疑 テ愈 政 ノ開 運 フベ 柄 誰カ襄 明文化 々奮と ノ進路 ノ運 キニ 転 非ズ、 生命 ガ心情ヲ洞 ヲ照シ、 1 真正 \exists IJ ヲ 今ヤ 重大 天運 ノ自 他日日 襄 察シ其素志ヲ翼賛スル者アル乎哉ト、 ナ 由 = 貴 リト 幸 任セテ 国 福 本文化ノ為ニ涓埃 紳士諸友ト 雖 トヲ我 成業ヲー 七、 日 本国 万 = 教化 袖ヲ分テ恙ナク国 = = 来サ 期 ノ報ヲ為ス所アラント ノ烈徳其力ヲ効シ シ、 1 事ヲ 孤 影瓢 祈 蕭長 = ル 且ツ演シ且問ヒ慷慨悲憤 帰 教育 丹心ニ 風万里 ル ヲ得バ、 ス、 ノ方針其宜 フ波 外ナラズ、 嗟呼満場 込濤ヲ 心 ンズー 越 ヲ 得 蓋 ノ聴 ノ大学ヲ設 遂 ル 衆ヨ ノ余不 1 我 否 貴 邦

覚数行

ノ感涙ヲ壇上ニ注キ、

情溢

V

胸塞リ

言辞ヲ中

止スル其幾回

ナルヲ知ラズ

老農 場中 附 僅 州 老婦ナリ、 テ 何 少数フルニ足ラザル 北 スベシ 図ラン聴衆中忽チ人アリ背後ニ直立シ揚言シテ曰ク、 忽然ト 夫アリ、 襄 寒貧農夫 心 寄附 E 二感激七 ト、是ナン華盛頓府 急ニ 亦 痩身襤褸ヲ テ P ス 襄ニ近ツキ絮々語ツテ曰ク、 1 ナリ、 歓 ル ラレ 呼 ランド ノ約 ノ声 此 自ラ禁スル能 ヲ為セリ、之二次ギ五百弗、 モ子ガ他 纒 沸 府ヲ出デ行ク事未ダ一里ナラザル時、 弗 Ł 7 ノ貴紳医学博士パ 徐 カ ハ今日陋 如シ、 日建設スル大学費用ノ一端ニ供 ニ進テ ハス、 ガ帰 襄 既 1 ニシテ 仮令 前 路汽車ニ乗ント 嫗ハ近村 = ーカ氏ニテアリシ、其言未ダ畢 至リ 慇 ヒ陋爺老タリト 懃 戦慄· 三百弗、 = 良朋 ノ一寡婦ニシテ貧殊ニ 止 シ 諸 7 新島氏ョ、予今氏 二百、 テ ス、 土 雖 携 忽チ背後ヨリ襄ヲ呼ブ者アリ、 スルアラバ 1 懐中 好 E ヘシ 両 意 百或 足尚能 所 3 ヲ ナリ、 謝 リ金二弗 陋 /\ 1 甚シ、 五十、 離別 ラザ ク徒 ガ設立セント ノ喜ビ何モノカ之ニ 然レト アラ出 ル 歩シテ家ニ帰 ヲ告 三十 然レトモ教育 = 碧 E F 1 今子 黯然涙 将 弗 贈 州 スル学校 = が海 演壇 与 前 顧 ル ヲ 府知事ペ = 説ヲ聞 ラ下ラ 約 垂テ 過ンヤト、 ノ一事ニ於テハ聊カ ミテ之ヲ視 堪 アリ ノ為ニー 日 テ、 1 ク、 丰 深 = 5 コ 1 千 已ニシテ ク子 静 陋 氏 V ス バーノ 弗 E ル 粛 碧 パラ寄 ガ 時 亦 A \exists IJ Ш ル

夫卜 思 子 定 7 ٢ ガ 老寡 感喜之ヲ受ケ、 誠 素 ル = 志ヲ 至 其 助 1 軽 ノ寄附 ケン 少 ナ ル 1 ヲ愧 金 曾テ友人ニ ス = ル テアリ テ ノ意アリ、 而 語 1 寡 1 " テ 今変 婦 其 日 後四 微志幸 ク、 中 僅 方有志者 口 = 1 有 領 ランド ル 収 所 ノ月贈 7 1 府 V 金二弗 ル所陸 集会二 \exists 1 言畢テ泣 プラ星 於テ最 続雲 ス、 集シ ク、 E 然 来リ、 襄 ル 襄益 力衷 = 髸 襄 倩 々 = 米人 力宿 ヲ 会場 感動 力我 志ヲ達 = セ 於テ 邦 1 セ ヲ 1 愛ス 敢 1 B 1 テ之ヲ ル 者 ル ス ル , 懇篤 彼 基 本略 45 ナ 老 リシ ル ヲ

1)

遂 既 産 月 ヲ 1 偶 更二 貫 ニシ K 本 徹 Ш 故内閣 テ続 社 公 社 本 ス ノ所 覚 ル = 員三名 顧 /\ ヲ桑港 馬 = 有 深 氏 務 且 木戸孝允公ノ 1 x ク之ヲ称賛 増シ、 結社 賜 " _ 解 維 IJ 持 シ、 丰、 敷 ス 明治 地 明 襄 ル セ ラレ、 処 治 乃 在坂セ タリ、 万一 チ 七年ノ末始テ本邦ニ帰着シ日夜学校設 1 年 地 千八 加 ル + ヲ 是即 ニ会ヒ、 京 フ 月廿 都 百 ルニ公ハ チ今ノ我 有余坪、 = 1 九日 乃チ公二説クニ シ、 曾 私 校舎十 塾 ラテ在 前 志社英学校 開 文部 米 業 应 大輔 1 ノ公許 棟 日 真正教 = ノ設 ヲ得 中 IJ 書籍二千八 襄 亦 立 育 立 テ 1 セ 直 麿 相 ラ計 ノ要理ヲ以 シ 君 識 チ 始末 画シ 百六拾有余巻及 = ル ヲ以テ 英学校 前 ノ大略 京都 テアリシ ·テシ、 専 府 ヲ 開 ラ政 也 知 併 ガ、 設 事 槇 セ Ł 1 府 八年 本校 タリ テ平 村 間 īF 丰、 生ノ宿望ヲ 直 _ 一月大坂 附 周 君 旋 ノ賛 シ、 ス 7 ル + 助 至ル 六年二 襄 吐 ヲ 得 露 ガ 志 財 ヤ セ

京都 同 志 新島 襄

附

治十 教育 其翼賛幇 六 ノ素志ヲ 年 助 四 月下院、 ヲ 得 語 ルノ巴ム可ラサ ル = 至 同 志社 レリ、 = 因 於テ大学校設立 ル テ 本年 ヲ以テ、 四四 月 余ニ命シ同志社英学校設立ノ始末ヲ記セシ 日有志 ノ旨 |趣ヲ草シ、広ク之ヲ大方ノ有志諸君 ノ諸 君ヲ京都ニ会シ大学 創立 ノ大 会ヲ 4 二謀 開 余命ヲ受ケ本 IJ ケリ、 1 事 7 其 IJ 八際伯 1 編 カ、 ヲ草 父襄 大

シ ス、 4 而 不図キ会衆諸 シテ伯父、 会二 君 臨 ノ随 将二 喜称賛 演 ス 壇 ル ニ上リ平素見 所ト ナリ 続 ル 々其稿本ヲサ 所 1 教育 論 ^ ヲ演 覧 七 セン 1 1 事 ス ヲ ル 求 = 先ダ メラ ル チ、 -余ヲシ 至ル、 テ 依テ之ヲ鉛版 本 編 ヲ 誦

明治十七年五月

-

附シ大方ノ有志諸

君

ノ関

覧

=

供

スト云フ

新島公義識

〔明治十七年五月·活版〕

明治専門学校設立旨 趣

23

社会 太政 12 興 徽光ヲ発シ、 道徳ヲ主本トシテ日新 起シ、 ナシ、 維新 ノ改良ヲ議 日 ノ変革 吾人亦其大成ヲ望ムノ切ナルヨリ我邦現時 ク 政 百事 体改ムべ スル者日ニ衆ク月ニ熾ンナリ、其言フ所互ニ異同 大二面 数百年来我邦ノ社会ニ浸染 シ、 目 ノ学術ヲ攻究スル大学ノ起ラザ ヲ改メ東洋将 曰ク教育振フベシ、 二新日本国 セ 1 日 封 ラ現出 建 ク通商昌ニスベシ、 ノ情勢ヲ目撃シ竊 ノ習気ヲ一掃シ、 ル即 セ チ是ナリ ント アリト スルニ = 雖 日ク工業起スベシ 其勢力漸次ニ増大シ 至レリ、 モ、 痛歎二堪 要ス 是二 ルニ ヘザル所アリ、 於テカ朝野 我邦文明 1 抑圧 其 他国家 ノ大成ヲ望 、志士 何ゾヤ、 昏霧ヲ散 奮 日ク純 4 然トシテ ・奎運 ラ論 非 全 ザ

雄偉 今夫レ ノ美 ナ 誠 地 ル 勢 吾人ハ今之ヲ欧米 IE 半 邦ノ文明ヲ ノ士ニ乏シ ノ便決シテー モ ノハ、 クー 必ズ 進 ~メ同 歩ヲ泰西諸 般人心 純全 ノ事 胞 跡 ノ道徳ヲ主本トシテ日 ノ福祉ヲ図ルニ急且ツ重要 ニ徴ス ノ未タ発達セ 国 = レバ 譲 ラザ 灼然トシテ火ヲ ザ ル ル ナ リ、 ヲ以テノミ、 新 而 ノ学 シテ ナル事 観ル 術ヲ 独 攻究ス 今此二者ヲ リ文化ニ至ッテ大差アル 業一ニシテ足ラズ モ ル大学 明 救 ノカ ハント 1 ニ在リト 欲 雖 セ モ、 所以 1 大学ヲ ス、 就中文明 1 蓋シ モ 措テ安クニ之ヲ求メ 1 我 ノ先導 何 邦 y ヤ、 如 社 丰 会 他ナシ 八天候 基礎

我独乙聯邦ノ文明ヲシテ他日欧洲諸国 ノ第十六世紀宗教革命 就学セシ メザル者アラバ ノ時ニ当リ堅信 則是邦家 ノ上ニ冠絶スルニ至ラシムル者ハ其只大学ノ力ニ頼ルアランノミ ノ仇敵ナリ、 剛腸ヲ以テ雷名ヲ欧洲 当二諸君卜 共二之ヲ誅滅スベ = 瀶 カシ タル ル ーテル曾テ曰ク、 シト、 碩学フヒ 若シ父兄ニシテ其子 ツ テ Ł 1 E 是レ以テ 亦曰

3

IJ

カ

ナリ

ン、等、 時 大学相 デ 時 夢ヲ覚シ専 ル 文運次第二発生シ、是ヨリ後千六百年代ニ至ルマデ英倫ニオクスフォ 1 1 大学ノ邦家文明ニ関 仏国 革 代ヲ脱出シテ将 ーテル、 コン、 ニ及ンデハ欧洲中大学ノ総数一百有余校ニ上リ、其栄光燦然トシテー世ニ照耀セリ、 ィンボ 命 ノパ トナリ、 継デ起リ、 ケプ 政治及ビ宗教 口 制政 1 リス大学ニテハ希臘 カルビン、 口 或 治 ル、 独乙ニプレーグ、ハ 其他和 八宗教 = ノ暴圧ヲ排シ、 漸ク開明清気ノ中天ニ翱翔セントスルノ勢ヲ得シハ、 ガ スルノ一端ヲ知ルニ足ルベシ、抑十二世紀ハ欧洲ニ在テ開明文化ノ曙光ト称スベ ジ 1) ノ改革家 蘭 3 ノ改革トナリ、全ク欧洲 ` 才、 二西 1 ノッ 班 ニ、ビム、 ノ哲学ヲ講究シ、 国民班位] 牙ニ葡 クス等輩 イデル コ ン、 ニ墺ニ皆大学ノ設アラザ ボルグ、 ノ別ヲ敗リ貴族僧侶 出シテ天文物理 ハンプテン、 口 " ク、 伊太里ノボロナ大学ニテハ羅馬ノ古法ヲ研習スル等 ノ状勢ラ一変セショリ文運ノ発達歳ヲ逐テ鋭進シ、千八百年代 ライプシック、 = ウ ピット、 1 ン、 ノ発明ョリ倫理哲学、 111 ノ権ヲ挫キ以テ自主自由 フォ ル ル テュ /\ 1 ルド、 ナ y ン、 1 ク シ、 豊大学ノ以テ世運ヲ ス、 ラ ビンゲン、 イプニッ 而シテ学者ニアベラー ケンブリッヂ、 ボ 意想ノ学風 ル ク、 エナ及ビ愛爾蘭 ツ、 斯ク欧洲諸 ジ ノ気風ヲ喚起シ、 \exists 力 ヲ ン 蘇格蘭ニグ 1 開 木 1 振起シ、 拓シ有為ノ人物ヲ出 ス、 1 1) 国ガ未開 キ時 ウイ ノ事 1 封建世紀 及 ラス 1 口 或八英吉利 ブ ク 1 7 代ナリ、 リリシ ゴ 暗 IJ IJ : /\ 1 111 黒 1 3 ナル ノ今 ノ迷 フ、 ル ル 等 3 当 1) 1 エ

キズ、 眼 木 拾三万四千巻、 ヲ ル 転 ス 其余 シテ 1 米国 ウイリヤムス、 皆 有志家 大学 而シテ其資金ハ無慮一千四百八十五万四千三百七十二弗ノ夥シキアリト云フ、一千八百七十二年ノ統 ノ状如何ヲ視 酸 ダ 金設 ートマ 立 3 ス ス、オベリン大学等トス、就中ハーウオルド大学 ル 現今其数凡ソ三百六十有余ニ至リ、 所 ナ リ、 其尤モ著名ナル モ ノヲ /\ ーウ 而 シテ其州立ニ係 オルド、 ノ如キ 工 ール、 八現今教員一百十人、書籍 /\ ル プリン E ノハ スト 僅 々八校二過 アム

シ、

大ニ文運

ニ為スアル

ノ実効ト云

ハザ

ルヲ得

ンヤ

精神 ス港 学風 変シ 世 我 ノ米 研 本 趣 振 1 ル 計 感情 明 運 IJ ク所 血 E 修 1 進 抑 以テ テ、 激動変許百出 月 治 1 国 テ ヲ ヲ 七 支那 転 ザ 政 太ダ ハ、一二 = 怠ラズ、 タル学校 季倫 シ 腐 智識開 陸 1 国 ル 府 於テ須臾モ 古 西 テ 敗 口 盛ン 七 テ古今 内大学ノ数二百 智徳 夙 風 日 道 ラ 1 = 新 基 互 ラ設 傾 徳 発 ザ -ナ ヤ、 道 ス 茲 督 ノ学 併 1 丰、 ル ル = 万国未ダ曾 1 ル 徳 進 荷 事 1 忽 相 立 冱 = 教 国 風 モ学事 方ニ傾向 見 七 寒 ヲ彰 ニスベ 戒 ノ時ニ当リ、 ノ道徳 教育 ノ元気ハ之カ為 二同 如 即 メ相 1 膚ヲ裂キ大雪 ル チ能 事 丰 九十八 明 所 伴併 アリ、 ア ヲ主本 = = 七 カラザ 語 テ リシ、 注 欠ク可ラズ シ、 ラ ク自 テ日 聞 其説の所懿美 行 思 V カザ 校ナリシ 学問 之ヲ以テ人心ヲ振励シ 専ラ泰 七 七 1 由 トシテ日 ル ク、 ラ 爾来茲 1 E 頭 三 1 ル メ蕩然トシテ消沮 旗章 学校 1 ル ノナリ、 ノ主 リ、 ヲ 1 シテ孝悌 西 埋 モ、 七 1 I ラル 泰西 本 ラ翻 新 1 二二百六十 ノ学風ニ メ露命僅 P スナラザ 能 吾人 千八百 タル道徳 ノ学術 ナリ、 到底 1 ヘシ ク罪 ノ学 ノノ尤 忠信 = 至テ 摸擬シ 勢 テ ヲ 人 七十 ル 我米国 = 有余年 繋キ 不顯 ラ減 千 = 攻究スル大学 E / ス 称賛 教育 風化ヲ一変シ天下ノ道義 非 頓 六百 九年ニ至ル ル 東京二 自 ト雖 辺ニ至テ 独立 シ 困 ニ勢力ヲ得テ天下 ニ至ラン 廿年 我 問 ス 由 能 頓 ノ大本 邦文明 ル E 其子 堪 ク良民 ノ合衆国ヲ ノ制度自 到底 所 其国 大学ヲ設置 ユ 孫国 ハ天下 F] ナリ A 7 ノカニ トス、是 ノ為 ル事 ラザ 祖ピ デ ヲ 1 般 人八 増 由 更二六十六 講 確立 アリト、 ノ国 人心ヲ激昂 雖 ヲ 1 ル ユ メ教育 祖 モ、 教 2 能 = リリ ス 1 学風 先 際 於テ ル 府県 ス 体ヲシテ永ク太西洋中 ク国 示 ラ経緯 其 七 E ル ノ心ヲ以テ A ニ於テ、 ノ為 徒 カ当 所以 斯 基ヲ ラ 1 校 1 /\ = 中学 尠 忽チ ス 二支那 ク米 V ヲ増設シ X ル 路 奉教自 七 B ナ 固 窃二 IJ 精神 1 フス 早 ノ有 ク、 ヲ 人が教育ヲ 古風 勢力ニ乏ク、 変シ 心上 7 ト欲スルハ 起 斯 人情 ル タル シ、 E 司 ナラズ 由 ナシ ノ道 基 ク 1 及 ノカア 1 当 率 復 督教 為 日 V 実ニ 能 徳 路 先以 尊 タ其学 to 二卓立 IJ 実ニ至難 浮 重篤信 日 ノ有 モ、 ノ道 始 ザ 再 薄 テ E テ 鷩 一学事 人心 我 風 智 徳 ハクベ 司 七 プ 自 所 ガ ヲ 流 1 徳 IJ ス ヲ 其 再 ル 4 由 基 モ 丰 1

宇ョ造リー朝狂殿怒濤ニ逢テ忽チ傾覆セラル、ノ類ニアラザ 以 今ヤ我邦専ラ泰 欧洲諸 維持シ文明ノ大成ヲ保有スル事ヲ得ンヤ、蓋シ東洋 業ト云フベシ、雖然今ノ時ニ当り純全ノ道義ヲ確立シ日新ノ風潮ニ伴随セシムルニ非ンバ、 由 純全ノ道徳ヲ収用 ズンバアラズ、 ヲ発育スル 国 スベキニアラズ、 ノ文運ヲ煥発セシ所以ノモノハ他ナシ、要スルニ自由ノ拡張ト学門 ハ、之ヲ譬フルニ 而 西 セ ノ学 シテ此四者ヲ致ス所以ハ何ゾヤ、 + ル 風ヲ振作シ新ニ自由 而シテ今日支那古風 = 於テ 猶盤石ニ立チタル城壁 吾人ハ 決シテ其得ベカラザル ノ天地ヲ開 ノ道徳ヲ以テ泰西日新 乃基督教 ノ不振ハ自由ト基督教ノ道徳ナキニ因由スルナリ、 拓 ノ如ク、 セント欲シテ独リ其智育ヲ摸傚スルニ止リ、 ルナキヲ得ン乎、是レ吾人ガ今日純全ノ道徳ヲ主本トシ ノ道徳ヲ主本トシテ日新 剣刃以テ当ルベカラズ、 ヲ信 ノ学風ニ併行セントスルハ、恐クハ彼 ス ル ナリ、 ノ発達ト政事 抑泰西 ノ学術ヲ攻究 猛風以テ破ルベ ノ道徳ヲ基 ノ進歩ト 何ヲ以テカ社会ノ安全ヲ スル 道 本トシテ人文ノ自 曾テ其根抵 義 = カラズ、 ノ能力 試二看 3 ル ナリ、 一彼ノ 帰 タル

テ世 協議 修 吾 V x 1 1 人曾テ此ニ感スル所アリ、明治八年ヲ以テ同志ノ友ト謀リ地ヲ京都ニトシ同志社英学校ヲ設立シ、 メ智徳両全ノ教育ヲ授クルヲ以テ大旨トナシ、 運 モ吾 **ノ上校名ヲ更メテ明治専門学校ト称シ、純全ノ道徳ヲ主本トシテ日新ノ学術ヲ攻究スルヲ以テ主旨トシ、先ヅ文** ヲ 補益 未ダ幾回 人 アリ ノ目的 セ 1 1 ガ 1 ノ星霜ヲ更メザルニ生徒 頗 初 ス ル ル メヨリ大学専門部ヲ設立シ、学徒ヲシテ各其長ズル所其好ム所ニ従テ専門 其翼賛幇助ヲ得ルニ至レリ、是ニ於テカ本年四月上旬有志 ニ在リ、 是ヲ以テ明治十六年四月同志社大学校設立 ノ業ハ斐然トシテ精進シ、 醇正有為ナル人物ヲ養成シ且ツ以テ世 卒業ノ証ヲ受ルモ ノ旨趣ヲ草シ、 ノ諸 君卜 ノ頻々輩出 ノ悪習弊風 広ク之ヲ大方ノ有志諸君 始テ大会ヲ京都 ノ学科ヲ究メシ ヲ矯 スルニ至レリ、然 専ラ泰 正セン 西 開 事ヲ勉 ノ学ヲ

テ日新

ノ学術ヲ攻究スル大学ノ起ラザルヲ観テ、慨歎已マザル所以ナリ

明治専門学校創

「改真」

第

IJ, 得 ラズ、 1: 発シテ改進 ヲ 云 学専門 ス 将夕何 積 力望 スルアラバ、 E, ル デ高 然リト ノ機ヲ得 是故 必ズ 1 V ク黄河 7 ノ日 数万 ヤ = 雖モ大学ヲ設 設立シ、 ノ洋ニ浮 吾 タ 人 起テ吾人ト志ヲ同フセ ニカ其成功ヲ望ムベケンヤ、吾人ハ只奮進以テ之ヲ担任スルアランノミ、今ヤ吾人ハ巳ニ旧 1 ル 細流 1 金 1 精神 額 ~ 時 歴 リ、 ヲ集 運 史、 ヲ要スベ 立 ノ已ニ 到必ズ之ヲ成シ而シテ後已ント欲ス、嗟乎愛国 是ヨリ天下ノ公衆ト 哲学、 ス メテ深シ、 ル シ、 熟 1 セシ 政事、 固 是レ 3 3 我邦人苟モ文明ノ栄光ヲ望ミ社会ノ福 IJ モノカ、 容易 固 経済等 来テ吾人トカラ協セ \exists リ吾人小 ノ事業ニアラズ、校舎 自由 ノ諸科 抑亦吾人ノ至誠能 ノ港ニ安着シテ真理 数人員 ヲ連帯セシメ、 ノ資力以テ之ヲ支フベキニアラズ、 E, 7 怠惰偸安ハ事業 ノ建築ト云ヒ教場 時運ヲ致セシモ 漸次整頓 ノ郷ヲ開拓シ以テ 一至誠 祉ヲ祈リ学事 ノ有志諸君 ノ序ヲ逐ヒ法理医学部等ニ及ボ ノ賊ナリ、一 ノカ ノ整備 吾人 新日本 ノ最 = 下云と 非スンバ吾人其 1 モ治化 、欣躍 然レ 国ヲ経 日以テ一日 博 土 = 1 當也 学士 堪 緊要ナ モ 泰山 +15 「ヲ遅 レ之ヲ誰 45 日 招聘 + ル 本 ル ル /\ 土 1 ~ ヲ了 所 ヲ 出 壌 カ 1 ナ r セ

十七年五

明

発起者

新 島 襄

治

山 本覚馬

智徳並進 条 本校 ノ主義ニ基キ諸学科ヲ ハ左ノ三項ヲ以テ永世 専 不 修 易 セ 原 1 則 4

ル

事 ス

1

一資本金総額ハ将来如何ナル事変ニ際会スルモ不可動事

一京都ヲ以テ本校設立ノ位置トスル事

第二条 本校ハ先文学部ヲ設置シ、 文学、 歴史、 哲学、 政事、 経済、 等ヲ講究セ シ 4

第三条 本校ヲ明治専門学校ト称ス

第四条 本校ハ明治廿三年ヲ期シ開設スベシ

第五条 本校ハ内外ノ博士学士ヲ雇入諸学科ヲ教授セシム

第六条 本校 先文学部設立 ノ資本トシ テ金七 万円ヲ募: 集シ 漸次法、 理、 医学部等ニ及ボ スモ ノト

ス

ノ経費ニ充

第七 第 本校 資本金ハ総テ公債証書ニ交換シ日本銀行大坂支店ニ預ケ置キ、 ノ資本金ハ総テ内外賛成者 1 義捐 3 リ成立ツ モ 1 1 ス 其利子ヲ以テ本校ノ創立及ビ維持

第九条 本校創立 ノ為メ金穀物品等ヲ擲ケ、或ハ心身ノ労ヲ以テ尽力スルモ ノヲ総テ賛成者 1 ・称ス

メ京都賛成者中ニ創立委員七名ヲ置キ毎ニ発起者ヲ補佐シ

創

立

ノ事務ヲ執ラシ

京都以外ノ各地

第十

創立ノ為

ツ

シ

於テハ 其便宜ヲ量リ若干名ヲ置キ、 其 地方ノ事務ヲ執リ 且 時 K 創 立 関 ス ル諸般 ノ計議ニ参与セシ

第十 但シ外国賛成 条 資本 金 者 ノ義 ハ只金穀物品等ノ義 捐法 各賛成者 捐 適宜ニ任ス = 止 リ、 本校諸般 (例 へべ ノ協 時 議 出 金岩 ニ参与ス 7 年 ル 月割 ヲ 得 賦等 ズ

創立事務取扱本部及ビ地方取扱所ニ於テ領収シタル義捐金へ其都度出納方ニ預ケ、 毎三ヶ月ニ総括シ

但

シ其方法

予

メ創立

事務取扱

本

一部又ハ

地方事

務取

级扱所

就

丰

協議

セ

ラル

~

ノ類)

名及ヒ義捐ノ金額等ヲ新聞紙ヲ以テ広告スベ

1

本校金員 ノ出納 ハ 京都 第 ___ 国 立 銀 行支店 於テ総 テ取 扱 1 裴方ヲ以テ之ニ充ツ、: 4 ル E

ノト

本校年々ノ経費精算書ハ 毎年 末各賛成者ヱ 一報告 「スベ 1

第十四条

定メノ後報告スベシ

五 条

本校創立

事

務 本部

1

仮リニ京都上

京区第廿二組松蔭町

新嶋

襄

地方事務取

扱 所 /\ 追 テ取

明治専門学校創立事務本部

24 医学校規定

本社社名ヲ京都民立医学校ト称シ、 庭 二訴出 ス ル ヲ得、 且医学校二関スル大政府ノ条例ハ慎テ遵奉シ、 同名ノ信印ヲ採用シ、 本社ニ関シ訴訟等出来スルトキハ、 大政府ヨリ他医学 [校] ニ賜ワル 本社ノ名義ヲ以テ法 所 ノ特典ヲモ

要請スペシ

二本社ニ於テハ内外之寄附者ヲ論セス本社学校永続之為恵投サル、土地、 ク左ニ於ル所ノ学校病院等建築之為ニ之ヲ受領シ、且之ヲ費用スルヲ得ベシ (使) 受領シ、之ヲ所持スルノ権ヲ占有シ、又土地家屋ヲ買得シ又時宜ニヨリ之ヲ買却スルヲ得ベキモ、 物品、家屋、 食料、建築材、金円等ハ之ヲ 以上之投金八尽

一医学校

本校之授業ハ英米二国之医学ヲ採用スヘシ

二看病人学校

此校二於テ看病人之心得幷実施ヲ授業スベシ

三病院幷施療所

医術実施ハ勿論ナレトモ慈仁ヲ本旨トシ、患者之便益ヲ計ルモノトス

三本社之事務ハ左ノ撰挙法ヲ以テ委員何人ヲ撰ミ之ヲ委任スベシ 右学校病院等ノ地位ハ京都府下ト定メタレトモ、 止 ム事ヲ得サルトキハ京都近接ノ地ヲ撰フベシ 国

ヨリ

者

ル E ノト

且 委員七人之内六人ノ委員ヲ三組ニ分チ、 他壱人ハ後ニ記載スル監察員ヨリ毎年之ヲ改撰スベシ 三ヶ年間 ノ在職トシ、壱年ノ後ハ毎年壱組ツ、ノ改撰ナリ、 組毎ニ二人トシ、壱組 各組共三ヶ年間 ハ壱ヶ年間、 他 リノ壱組 ノ在職ト定 ハニケ年間 メ事 務負担スベシ 他 ノ壱組

※且他二人ハ後ニ記載スル客員ノ撰任スル所ニ関ワル、欠員ノトキハ該員ヨリ之ヲ充タスベシ、且他壱人ハ一 二委員七人ノ内四人ハ社員ノ撰挙スル所ニ関ワリ、欠員ノトキハ社員ヨリ之ヲ充タスベシ

四社 員ハ校中ノ幹事幷ニ他 ノ役員ヲ撰任シ、 其ノ職分権限ヲ区定シ、全校之支配幷ニ会計等ニ関シタル 規則

監察員ノ撰ル所ニ関ワル、欠員ノトキハ該員ヨリ之ヲ充タスベシ

五外国 但 シ ノ寄附が 全校 者 1 規則 該国中 細 則等ヲ決定スル = 於テ総代ヲ撰ミ投金ヲ取集メシ ニ当リ、 大政府之定規卜此条約 メ、又其総代ヲシテ日本在留 ノ主旨ニ抵触セ +)-ルベ ノ該国 シ

人中二名ヲ撰

ハシ

メ之

編

成

ス

ル

1

権

ヲ占有

スペ

条〔二〕記スル通、

調ラへ、特ニ外国 (7) 客員ト称シ、 ノ寄附 年二幾回 ニ係ワル金円ノ費用ヲ担任シ、学校病院之所為慈善ヲ主トシ又進歩ヲ計リ、 ナリトモ該員ノ所望ニ応シ本校ヲ来訪シ生徒幷病院之実況ヲ視、 本校之規則 弥寄附者之希

望ヲ満足セシ ムルヤ否ヤヲ注目 スベシ

「日本二代理ヲ置 但委員二人ヲ撰任スルノ義務ハ二十年後ニ至レハ同志社々員ニ譲リ渡スベシ ノ投金 カシ 寄附 ノ望ニ応シ支弁ス

六本社ョリ 本府 ノ知事、 区長井府会議長ニ請求シ本校監察員トナリ、年ニ幾回ナルトモ本校ヲ巡覧、 生徒幷二患者

実況ヲ視察シ本校

ノ規則細則等ヲ点験シ、

本校設立之主旨目

的

ニ叛カサ

12

ヤ否ヤヲ監察

セラ「レ」

ン事

ヲ要求ス

-代不詳・草稿」 ・

25 一同 志社創立十周年記念演説*

明治十 有 1 年第十二月十有八日午前第十 時ョ リ同志社礼拝堂定礎式 執行 セラル、 其際我校長新島襄 氏 左ノ説

演

ラレ

タ

1)

来我 ヲ得 督教 然ラシ ナキ 密 此 西洋諸国 接 礼 ヲ 大二喜フ可 ノ関 拝 賤 7 堂定礎式ヲ ラ A ノ学校ニ於テハ已ニ宗教 係 ル 而 ス、 7 ル 1 学生 丰 テ 且 者 事 我 最モ 施 -同 行 ナ 1 常常 リト 美麗 志社教育 テ ス 教育 = ル 1 祈 思フ、 ヲ テ我 人尽シ 禱 ノ基 ヲ 1 何ト + 神 同 実 本 ノ教育ニ欠ク 志社二 分善良 = 1 基督 宗教 捧 ナ V 7 教 七 1 = ル _ 此 亦 卜密 作 7 前 可 礼 及 IJ IJ = ラサ 拝 接 坐 此 7 1 教 堂 ル 謂 リ、 ノ関 ヲ ル 1 ヲ フ 此堂設 我 嫌 関係 係 見 可 同 シ、 フ 7 ル 也、 者 志社ノ基 ル アルヲ知リ之ヲ貴重ス ナ 者 故 立 其 ノ事 カリシ = = 1 1 欧米文明諸 礎 テ、 = 何 1 付 _ 1 E ナリ又 今日此 ナ 丰 聊 アラズ、 V カ 定 教育 我 タ精神 何 意ヲ 1 礎 V 然 雖 式ヲ行ヒ 1 ノ著名ナ 宗 陳 ル 1 1 モ我 _ ナ 教 ン 今 1 ル 之ヲ 日 ル学校 日 者 関 ス、 係実 此 本ハ未タ然ラズ、 ナ 抑 堂ヲ V 神 バ E = -神 捧 ナ E IJ 撤 礼 育 ナ 捧 拝 ス ル 宗 堂 7 ル 所 教 ル 1 ノ設 丑 事 基 后 1) 1) ŀ

1 信 ス ル ル 1 真 ナ 1) = 谁 歩ヲ 顕 1 ス 者 上謂 フ 可 シ、 又今日 ノ時 勢ヲ 見 ル 時 1 此 堂 1 是実二 我 日 本 = 大ナ ル 関係 ヲ 有 ス ル 者 ナ

断然ト 前 ス 陳 近来 ス 基 ル 督 = 力 至リ 如 ヲ 7 テ 入 西 V 洋 ハ有名ナ ザ 諸 ル 精 神ヲ テ ル説教師等ヲ招聘シ生徒ニ向テ基督教ノ真理ヲ説 1 宗教 以テ設立シ、 F 教 有 カ 並 数多ノ 行 七 サ 人々 V バ 大金ヲ 真 = 学校 捐 チ ヲ ダ 成 ル ス E 能 カ 7 1 ス、 V 4 1 ル 彼ノ米 E -到 至レ 底其 洲 1) 7 主 1 ル 義 一云フ、 ドバ ヲ 貫徹 大学校 然ラ ス ル 則 如 事 チ礼

拝堂ナルモノハ決シテ学校ニ廃ス可ラサル者ト思フナリ、而シテ大意ヲ略言スレバ独リ我礼拝堂ハ我日本国ニ大関係 7 ル ノミナラス、我生徒ノ之ヲ以テ精神ト為ス可キ者也ト云爾

〔池袋清風の定礎式の和歌五首略〕

葉ヲ贈ラレ、一ハ同志社、、、 我同 矣、 夫ヨリページ氏ニボストンノ会場ニ於テ面会シ、互ニ握手一礼ヲ呈シ種々談話ノ末同氏ノ真影ヲ我同志社ノ為メニ請 フ、 今度渡航 ル ス 言ヲ出 モント州 ル 然リ而シテ 氏之ヲ諾シ帰ルヤ否ヤ直ニ病魔ノ犯ス所トナリ自ラ筆ヲ取ル事ヲモ出来ズ、 一志社ハ米国有志者数人ノ若干金ヲ寄附セラレシ者ニ依リテ立ツ者ナリ、 臨ミ、彼ノボストンノ伝道会社大会ノ際一弁ヲ振フテ学校ノ必要ヲ説キシ時、彼ノワシントン 「ス能ハス、良久フシテ先年ノ厚意ヲ謝シタリシ、氏ハ今日八十有弐ノ高寿ナレトモ真ニ 鑁 鑠 タル老翁ナリ、 館定礎式施行ノ時 ノ節此三人ノ凡テニ面晤スル事能ハサリシガ、パーカ氏ヲ訪ヒシ時ニ氏ハ階上ヨリ降来リ余ヲ抱キ暫時 旧知事ページ氏、 ۴ ッヂ氏 ハピニ永眠 ニュ (午前第十一 一ハ余ニ与ヘラル、而シテ余再と彼ニ会フ事ヲ得ズ、其翌日氏ハ天津神国 ーヨルクノ有名ナル商人ミストル・ドツヂ氏ノ三名各金千弗ヲ寄附 ニ就カレ 時ョリ) タレバ其細君ニ逢ヒ其礼ヲ述ヘタリキ、以上我校ニ関スル事ナレバ聊カ 校長新島公ノ演 ヘラレ タル 事如左 余カ米国 細君 ヲ去リ始メテ我国ニ ノ代筆ヲ以テ一書ヲ送リ撮影二 府 セ ノパ ラレ 逝カ] 帰朝セント カ氏、 タリ、 V タリ 互二 ボ 余

同 1日午后同志社第十年期紀念会における新島校長の演説。於運動場、 参会者五六百名) 述へテ以テ定礎式ノ演説トナスト云爾

同 席 校 長 ノ演 説

往事 + 今往事 人へ大切ナリ、一人へ大切ナリ、 ザ ルヲ得ズ、 ラ述 ヲ追想シ ル 時事 彼等ハ或ハ真道ヲ聞 テ紀念シ 実ニ数多ア 及 丰 V 1 モ之ヲ除ク、 往事 昨年 キ真 テ袖 一我不在中日 ノ学問 ハピニ去レリ之ヲ 又タ卒業生 ヲナセシ人 同 志社ヲ放逐 如 々 ノ事 何ト ナレ セラレ ヲ云ハン モス 1 モ、 ル タリシ人々 遂二 事 カ之レ亦タ数多アレ 能 放逐 ハズ、 八ノ事 セ 以后 ラル ・ナリ、 、ノ事 ハ我儕実ニ 真ニ彼等 トモ之ヲ除 ヲ ナ 謹 1 及 ノ為 ム可シ リ、 ク、 义 諸君 諸 = 先生 君 涙 \exists ヲ 1 流 人 流 共

涕

胸

塞クヲ演

ラル、

満場一人トシ

ラ濡

サッ

ル 者ナ

カリキ)

今聊 中 1 モ 志社 15 テ 亦 = 喜 真二喜 遙 タ稍 カ帰 フ ノ来 力 路航 口 々 、労シ 歴 洋 コフ可 丰 時 モ 中 海 キ時、 タリシ 亦 = ヲ ノ事ヲ引キ 非 走 タント リ、 ス、 真 ガ、 未 将 ノ果ヲ見 タ其港 船長 テ -ナ 我 我 な意ヲ IJ 此 日 ル可 本 = 達 真 = 明 難 キニハ 着 セ = = = セ + 困 セ モ 1 拘 ント ル 難 至ラサ 者 1 ラ 1 中 ズ兼 也 シ、 ス、 = ル也、 殆ン 我今度 今日已ニ ノ船路 意二 十二二二 然レ 神 1 + 見 異リ 1 = 1 7 任 ル ・モ我同 結 B ラ セ 里ニシ ル迂 果 1 此 1 進 1 志社 未タ全 步 テ 曲 ス ラ 稍 コヲ ノ線路 ナシ 八此進路 ク 出 丰 西 者二 及 帆 北 ヲ リ、 ス 馳 ラ決 ア セ、 ル ラ 而 + テ 日 + 海 1 ス シ テ代 シ テ 本 数 上暴 テ、 4 日 **M** 白 港 1 + 数 間 + = 年 真ニ 入 ル 1 真 也 年 期 V 乗 及 後 客 於 IJ 困 テ 丰、 痛 非 モ ナ 111 決 我 ル ++

夜新 島 公歓迎 ノ会ヲ同所ニ開 カル、 其時 先生 一終二演説 セラル、 其大略 如左

我愛ス 1) 又 目 タ教会ノ先導者タル者 ノ事 ル 内外 1 フ、 ノ教師生徒諸 我 諸 君 = 迎 君又タ諸方教会兄姉 ノ如ク思 ヘラレ /\ 其 ルレ 演説 1 ヲ 聞 モ、 ク時 1 我 京都 1 1 決シテ先導者ニ 我 心喜悦 二在 ル 兄姉 卜懼 = V モ 向 1 非 テ歓迎 ヲ ズ又タ功労アル者 以 テ満 ノ答ヲ為 + ル、 諸 ス事 君 = 1 ヲ 非ズ、 余ヲ 得 ル 以 テ我校 余 余ニ 於テ最 功

カヲ 余 之ヲ為ス者 カ如キ 知ラス、 者 也 E 今日 起 勿論 B ノ如 + ル 我 ヲ得ズ、 丰 3 リ外 /\ 無論更二思 = 其 請 フ襄 人ヲ得 ノ外ナリ 3 IJ 始 其 メヨ 人之ヲナス可シ、 丰、 1 是余カ偏 テ 奮起 シ = R 教師 然レ レト モ、「未 1 ノ労ヲ謝シ其働 ・モ学校 タ如 何 必 要ナレ ナ ヲ以テ我社今日ニ ル 事 1 = 至 モ其 ル カ又 人未タ起ラズ、 タ如 至レ 何 1) 1 ナ 謂 ス ラ所 口

以

也

米国 罹リ、 実ニ 今諸 リ、 余ニ送ラレ 1 就 カ 1) 握手シテ余ニ兼テ日本ノ為 カ 又 喜ハシ タ薄弱ナリ、 君ニ迎 タ実 至ル 1 然レ ラズ 二家 セ 同 タル者 ヤ シ カラサリシト雖モ決心断行昨年四月二諸君ト分袂シタリキ、 ヘラル、ニ当り航渡ノ事ニ付キ語ラレ、 我妻 其求 皆 事 1 志社ニリバイバ E ナ日本ノ景況 7 ナ モ神守リテ今日 ベレー氏等切二米国ニ赴キ保養スル事ヲ以テス、故ニ余レ京ヲ去ルハ実ニ悲シク、 メ切ナレバ、 リ* ク人モ ヲ人々ニ語レバ、皆喜ヒテ之ヲ聞キ日本兄弟ノ自治ノ精神、伝道ノ熱心ナル ト我父母ヲ愛ス 其 時 ナ ケレ 余 ル メニ祈り居リタリト告クルアリ、 如何 バ ナカリシナラバ我ハ 至ル所ニ於テ諸教会及ヒ日本全体 神ョ ノ喜悦ニ至ラシ ル 困 ン、 ノ心 一若シ 難 維 谷、辛フシテ杖ニ依リ山ヲ下リ一小屋ヲ見出シ、暫時〔キッワマリ〕 同志社 ハ切ナリ、 聖意ナラバ ノ形勢 4 督テ余スイッツルランド 抑モ何故日本ヲ離レテ遠ク海外ニ赴キシカ、 米国二赴 我死スルナラバ 我魂ヲ取リ玉へ 1 如何 ク事 ント 或ハ金ヲ寄送セント約シ、 能 切ニ語ラン事ヲ乞フテ止マズ、 ノ形勢ト、 我同志社 /\ 1 + 祈禱シタリ リシ 余今尚水覚ュ諸君ト共ニ 我同志社諸 諸君ヨリ ノ山中ニ散策 感 セ 1 1) ガ 埋 一葬シ 君リバイバル** 我 以後祈ラント約スル セシ ・テ貰 心ニハ 其 時 ヲ称セサル 我保養 我病 E 中 分ル 無 尚 タキ 人ノ地 = 我国 ノ実験 木 臥 、時 ヲ脳 心 1 者 = ヲ 殆 = 持 於テ病 実 離 ナ 掛 ンド ツ為 者 丰 ル ル 、 、 ハ 悲シ モア 事 死 或

曾 1)

ラボ

ストン

ノ教会ニ於テ米国伝道会社七十年期紀念会ヲ開カレ

タル時ニ、

我日本ョリ呈セラレタル祝文ヲ同会書記

1

ル

所アレ

今日

/\

是最

心モ好

丰

時

節

也、

若シ

此時

ニ際シ

事

ヲナ

シ

テ世ヲ去ラバ

神

ノ前

二称

セラル

,

ナラン

先生 諸 1) 我 1 及 生 中 1 テ 才力ナク学力 命 事 3 呼 1) ノ弱 包 玉 ヲ 12 先 ナ E 7 リ、 生々 ス 玉 丰 V ク 事 人卜 居 ラ フ、 我 R 1 N 1 儕 然 ナク先導 神 事 1 ク ノ中 此 心 日 ヲ 氏 V 知リ 1 朗 主 ナ /\ ル 1 ル E = 読 偕 我 1 者 在 真 1 セ ラレ " ヲ 1 ル _ 1 = 安然 悲 価 ナル 7 事 1) ナ 4 ヲ 及 ナリ = 知 何 V シ シ 昨 足 バ 7 ク 只 1) **プラス、** 神 居 牛、 勝 タ神 年 ...意ヲ 同 久 V 度我 + 実二 ノ意ニ 1) 而 然レトモ我ハ只タ我日本ヲ愛ス、道ヲ愛ス、 奉 12 1 感喜 事 体 テ 従 諸 7 ス 日 ラン ル フノ 君 本 シ 者 タリ = ノ余ヲ先生 ヤ、 , 111 帰 /\ 是 朝 牛、 諸 神意ナラバ V 1 テ後 我常 __ 君ョ 也、 1 若シ 呼 /\ R 諸 斯 7 何 神 事 ヲ 君 何 N ラ忘ル 者 事 ナ ナ ノ意ヲ為バ ヲ + キョ乞 /\ 世 E 1 為 = カ 1 事 勝 + ^ 如 決シ ント リ、 能 ッ、 何 ナ 1 兄姉 然レ 見 ス、 テ 欲 ル 事ア 破 ス、 \exists 我 ル 主 1 ヲ 愛ス、 我 モ諸 ル /\ 常 事 我 カ 1 ヲ ナシ、 々諸 E 只 君 諸 及 1 世 H 君 是二 本 木 3 ノ祈禱 _ 勝 ・ヲ愛 我 余 テ

[明治十八年十二月十八日·広津友信筆記]

26 〔看病婦学校設立の目的〕

[異筆、別紙

明治十九年九月廿日、大日本私立衛生会京都支会開筵ノ節、京都 (同志社)看護婦学校設立ノ儀ニ付米国医学士

ジエー、シー、ベリー氏演説セラレタル後、故新島先生ノ演説セラレタル草案

(本文)

看病婦学校之目的ヲ陳述致シタウゴサル

今回京都ニ設立ニ及タル此看病婦学校之来歴ハ今已ニ御聞ニナリマシタナレハ、予ハ有志諸君之賛翼ニョリ極簡短ニ

学校ト云テ可ナリ 扨此種類 ノ学校ハ已ニ其来歴中 ト存マス ル ニ御聞ニナリマシタ通リ、近来欧米ニ行ハレ出シタルモノニシテ、一種特別新発明

其 茲二此種 1 チテ戦地ニ入リ、負傷者ノ看病ヲ為シ、続テ看病婦 ノ原因ハ他ニアラス、乃チ基督ノ 教ヘラレタル 内ニ、己ヲ愛スル如ク 人ヲ愛スペシ 人誰カ己ヲ 愛セサルモノアラ モ、此校ノ原因ハ別ニアリテ、此種類ノ学校ハ乃チ其ノ結果ト云ハサルベカラス、然ラハ其ノ原因 類 ノ学校ノ起リヲ探ヌレハ一千八百――「キリミヤノ役ニ」彼有名ナルナイティンゲール女丈夫カ一身ヲ抛 [学校] ヲ創立セシ事ハソモ、、此学校 [ノ] 原因トモ申ヘケレ 「八何

此

ン、己ヲ愛スル如ク人ヲ愛セハ真ニ基督ノ意ニ叶フモノデゴザリマス

ノ貴重ナル教カ此種類ノ学校ノ原因ニシテ、ナイチンゲール女モ此教ノ主意ヲ奉戴シテ戦地ニ入リ負傷者ヲ助ケ、

所ノ純乎タル慈善心乃宗教心ヨリ起リテ、人ヲ助ケ人ヲ救フヲ以テ目的ト為ス所デゴサリマス、 今文明諸国ニ人々カ多分ノ金ヲ投シテ病院、 幼院、 頭狂院又ハ看病婦学校等/設ケアルハ、 而シテ此目的 社会、 基督

又続テ学校ヲ起シタ事デゴサリマス

縦令ハ吾人カ大病ニカ、リ 此ノ目的タル慈愛心ヨリ発シタ訳デアリマスカラ、 ノ人ヲ愛〔セ〕ヨト云フ教ニ原因スル訳デゴザル 「マ[ス]ニ」何人ノ湯薬待スルモノナキトキハ如何ニ困難ヲ窮[ょ]マショウソ、 ス、 ル、 真二 苦

苦ヲ派

痛

1 1

痛ヲ加

悲ミニ悲「ミ」ヲ益マ

スル

IJ モ、 人 注 世 カ大病 話 是迄此 意セサリシ ツ デ平癒 カ ノ大切ナル ル 随 ス 1 分奇体 ル 丰 看 事 ハ 只 病 力 ナ 人 アリマ 々良医 事デゴ 銘 ス、 タシ ノ薬ヲ要ス サ 左レ P ル ウト 1 看 ルノミナラス、真 ノ手デ済シテオキ、 病 婦 ノ必要 ナ ル 二深切 事 又上手ナル医者ニ至迄デモ此 ハ ナル看病 人 カ 大病 人ノ世 ニカ、「ツ」 話 カ入リマス B. 上デ克 ノ看 ル 病 或 人養成 ク分分 ル 病 ル 気 事 事 ナ 於テ V = 余

ノカヲ 事カ多クアリマシテ、 然シ事柄ニ於テ人間 今人カ蒸気ノ力ヲ呈スルヲ見テ成程此 用 コ ル事ヲ 知リマ ニ欠ベカラサル 看病 セ ナン 婦養成ノ設ナキカ如キ只此 ダ モノモ、人々ガ極々不自由ノ内ニ生息シツ、其ノ不自由ヲ省クノ道ヲ工風 ハ結構ナモノダト云ハル、テアロウガ、百二十年前迄ハ世界デ何人モ蒸気 ノ一事ニ限ツタ訳デナク、譬へハ蒸気機関 ノ効用ヲ 思ヒ見賜 セ サ ル

其 人 々 V E 1 其必用ヲ感シテ、 2 ク三十 年前 ノ昔迄 一度ヒ之ヲ試ミタ上ハ決テ欠ヘカ〔ラ〕サルモノト云レマショウ ハ誰 一人トシテ看 病 婦養成 ノ事 ・ニハ 注意致シ マセ ナンダ ガ、 此種 類 ノ学校カ起リシ 以来

又人力不幸ニモ手ノ足ラヌ家内ニ於テ重病ニカ、ルトキ、 右様看病婦カ往キテ深切丁寧ニ世話シマ [2] タラハ 其病

人ニト テ甚ウレシイ事デアリマシ 3

左レ 目 的 第 此校ノ目的 ハ病人ノ苦痛ヲ救フニアル事 八大病人ノ甚切望スル所デ、 吾人ノ尤賛成 スル所ニアリマ ス ル

熟練 ノ看 病人ヲ養 成 ス ル ニア IJ

多量 ル 病 所ヲ祭セス、 人アレ ニ薬ヲ与フル様 ノ分量ヲ誤 誰 又尤 マリテ兎角病 家 ナ不都合い毎度アル事デ、病人ノ十中七八ノ平癒セス薬ノ功ヲ奏セサルハ、恐クハ看病人ノ其宜 モ不都合 = モ 看 病 人ヲ付 ナル 人ノ求メニ応シ苦キ薬 事 二八看病 ケ置ク事 八世 人力毎度々々医者ノ申 ノ常ナレトモ、 ノ小量ヲ与、 又ハ分量ヲ与ヘタラハ早の治 只 -付ケヲ ノ看 病人ハ 能 7 聞 病人ノ取アツカイ カス、 薬ヲ与ヘキ ス ヘシ ラ知 带 ト思フテ案外ニ 間 ラス ヲ 誤 病 人 ノ求ム 又

1 此 点二 又 殺 論 シ来 ス事 レハ、 七 出来 看病婦 7 ス ル ノ熟練シタルモノハ医者ノ薬法ヨリモ大切ナル事カアリマシ ョウ、看病人一ツデ人ヲ生カ

ヲ得

サ

ル

ナラン

カ

病 左 人ヲ 取 熟 練 扱 フ ノ看 無益 病 人八 大病 時 間 ヲト 人ノ病 ラ ス時 床 ノ側 二応シテ薬ヲ与へ又分量ヲモ誤リマ ニハ 甚 一必要ナモ ノデ、 先第 = 熟 セ 練 ヌ、 ノ看 縦令へい 病 人 医 茲二看 者ノ命 病婦 ヲ奉 ジ ノ手ギ 7 ス〇第 ハデ甚タ

市原 眼 病 IJ チャヤ ル ド* ノ二十分間 オキ

アブ

ナ

丰

眼

病

1

癒

B

話

カ

7

1)

7

ス

又其

ノ外コレラ病、

赤痢、

チブス病

ノ如キヲ、

重病ヲ取扱フニ必ラス其ノ法方ヲ心得ネ[ハ]ナリマセヌ、

廃泄物ナト

112

セ

如何ニ失望シ易キ病

人モ必ラス心ノ慰ヲ得

ルニ至ルヘク、遂ニハ己カ身迄モ天命ニ任セテ安心スルニ至ルベシ、

E 取 1 モ 扱 死 知 7 ラサ ス ル V 左レ 直 = / 伝染致シマス、 熟練 看 病 **乙** 又戦 は 地 病 ナドニ負傷者ヲ取 人ヲ助 7 ル _ 於テ甚欠 い扱フニ 速 力 (E) 看 病 ヲ為シ手当ヲ為サ サ ル モ ノデ ア V 助 力

丰

第 目 的 第三二、 論シ タ所 病 /\ 人ノ心ヲ 熟練 看 慰 ムル 病 人ノ入用 事 カ甚大切デアリマ ノ乃チ機械的 ス ノ熟練デアリ ル [7] スルガ、 只是計デハ 足リマ セヌ、

事 病 テ 銭 熟練 置 _ 人 ノ為デナク又名誉 E = 7 戲 セ カ 直 ヌ、 V 入用デア = 泣サ 才 ルヲ聞 又病人 ワ 书 ル 丰 ノ心ヲ乱タスモ ノ為デモ 機械的 7 7 1 ワテ ダ、 ナイ事 熟練 ル 右様病人ノ心ヲ乱ス モ ノモ看 ノ看病 ガ来 ノモ病 タト 人ナラハ、 病 人二 人 丰 ノ側ニ置 適シ 八此 モ 或八金銭 等 7 ノハ ケマ 七 ノ人ハ失望シ ヌ セヌ、 病人ノ側ニ ノ為ニ出テマ 〇私 7 置ク事 ス / 或 ル、 ル スカ又ハ名誉ノ為ニ出 病院 嗚呼失望シ易イ看病 ハ出来マセヌ、又卑 ニ於テ、 看 病婦 力褻セ 人八 屈千万ニシテ差少 ルデア 病 ツ 人ノ側 口 茲二 ウ、 精神 ラ吐 ニッ 金 的 ケ

天命二 体 人間 ヤ IJ 7 7 リ真実 7 ノ変 ル、 ス、 七 任 化 又 ヌ、 又重 如 何 セ、 ノ愛心ヲ以テ病 且 此 E 一病 ノ為 丰 如 鷩 丰 タナ 人ヲ取 此 丰 人 病 テ カ = キ事 直 大 此 人 扱フニハ男子 ヲ 病 ノ世 落 モ、 取 = 人ノ為ニ 扱 胆 力 = 嗅キ事 出 フニハ 1 1 ラハ、 テ、 及 スル人カ入用デアル、又病 1 金銭 コリ 又此 モ、 7 1 先キ 丰 モ 世 3 ノ為ニモアラス名誉ノ為ニアラス又義務 口 婦 ウ、 ノ事 ヲ去ラハ ウ 人力甚適当ニアリマ 〇又病 ヘキ事 ハ少シ 何 モ 人ハ兎角神 モ分別カ V _ 驚口 帰 床 着 出 シキ事 ノ側 ス シテ、其ノ志操ハ大丈夫 経 来 ル 二八成丈ケ清潔ニ、 ス、 カ 敏ナ ニ少シモ辟易セス、 知 パラサ 実ニ先 ル ル E 人八、 1 キマッ ナ ノ為ニアラス、 V クラ 今ノ世 其挙動 総テ 従容ト 周 ノ如ク心ヲ真理ニ 章 ニアツテ ノ事 P 全其 ウバ シテ其 成丈ケ = 甚 1 心 慎厳 病 ノ職務 ヲ 心 用 差 細 人 委ネ身ヲ 少 1 ナ人ヲ要 1 i ネ ナ E 従事 ル 思 容 テ ナ

練 此 等 磨 力 出 事 来 = 至 B 上 ラ /\ 1 決 コレ シ テ ラ 機械 病 床 1 (的) 側 = ノ熟練 付 ス ^ =ク、 弾 シテ足ラス、 丸「オ 侵シ テ 必 進 ラ 4 ス ~ 精 シ 神 的 1 1 練 如 磨 ク 力 = 必 飛 用 Ł デ 来 7 ル IJ ノ戦地ニモ マス ル、此 神 シ 的

テ 事 所 胞 زار 右 ヲ ナ 御 K 了解 大略 福 事 ノ為 ニア アリ、 願ク /\ 吾 = ル 計ラル 人 満堂 7 此 1 3 此 ノ意ヲ体シ 1 1 ノ諸彦ニモ克ク此 1 信 米国 看 シ 病 7 ノ医師 婦学校ヲ創 将来 ス ノ御 ヘレ 用意アラ 1 立 点ヲ御承 一ノ目 リー」、 的 ナレ / 知アリ 各方 婦人バレ 1 ノが前途 タク、 モ、 偏 レール・ 又殊 = 実ニ花 元来数千 = 此校ニ 看病 ノ山 里 婦学校女教師 来リ学 = ノ波濤 登 ル カ如 1 ヲ ル 渡 IJ 航 女生徒方ハ チ シテ 我 to 我 力社 ル F カ 此 氏 会ヲ裨益 ノ目 = 1 来 目 的 リ、 的 ス ヲ 存 体 我 ル

[明治十九年九月二十日·草稿]

決

スス

ルル

カ

生

ク、

且 病婦

諸

看 1 見

ル

及

27 (看病婦学校設立の精神)

岩間 総 其 化 ヲ = 1 [ス]激シ益ス流 (節川 テ意 打 激 先キ比丹 何 ヘシト思ヒ大ニ心ヲ惑シマシ 改 换 進 激 テ 気 筋ヲ見マスルニ ノ如 ヘテ、 ス 波 7 ナ ス 波 7 ル ヲ 7 見又 若シ ナラ 此 理 7 ノ保津村 ル、ヲ見テ覚へス快哉ト称シ、 由 = III 其時 ラ考へ 此 支 ヲ [z] ノ川 ラ 直 右 間 ョリ川船ニ乗リテ大井川ヲ下〔リ〕 ヲ感シ居シ、 居マ 線 二曲 = 力 V 船 テ = 1 直 1 カリ左ニ繞ネリ、 ヲ 直 タカ、 殆 線 = タナラ 流 1 = 流 4 ル 斯如キモノカ壮観 不図先比 ヲ /\ 力 V 此 得 水 1 八速 7 船 ス、 = 力 世ノ中 下 或ハ東南 如 ノ大井川 何 = ス 斯 流 1 ノ壮 苦 モ V テ、 ノ事ヲ打忘、 無益 モ 快 ノ壮観 ナ = 却テ抵抗物 シトキ、 随テ 進力 ヲ 7 1 楽 時 ス ヲ思 船 1 1: ラ ヲ 費ス 得 ス モ早 思へい 起 ラ 只思ヲ奔流ニ奪ハ[レ]テアノ川ヲ下リマ 流水 ノ中 丰 ク下 ガ シ、 1 忽チ又西南ニ向テ下ルヲ覚マシタ、 t 下 ナ ノ此チラノ岩ニ当リ彼チラノ岩ニゲ 一二求 世 1 IJ 1 ル 申 独リー ヘキ ノ進 A ム可、 テ V 思案シ 步 居 /\ =, 茲 IJ 進 如此 7 如 歩〔スル〕トキ 斯幾 有 1 如 A モ 何 7 事物 1 カ、 ナ 「タ」、 ノ迂曲 ル 其 風 容易 趣 却 7 世 力 カ アレ テ障妨物中 1 7 コテ又其 動 間 ル 1 其 丰 カ 変 ス 丰 水 ノ時若 遷文 八思案 万 ヤ、 弦 益 且

今夕我カ友べ 事二付 学校 君 テ = V IJ 創 御尋 甚 1 立 白 師 ノ事 モア P ト共ニ衛生会員諸君 ウ = ラハ 付諸 1 = 1 同 君 氏 ノ御賛 テ何事ヲ[モ]諸 ニ御答ヲ仕ルへ 成 ヲ仰 ノ前ニ出 力 君 1 ノ賢聞 ケレ 事 テ、イサ、カ鄙見ヲ陳ル カ /\ 其 ニ呈スル ノ本音 生ハ只該校ヲ設立 ニニア 事 IJ 1 出来 テ、 7 此 ヲ得ルハ セ セ 事 マ、 1 = 関 1 生 且今タノ御 ス 1 テ ル 1 大幸 ノ精 ハベ 1 神 V 話 存マ ヲ陳述仕 1 氏 ス、 他 \exists = IJ ラン 詳 関 然シ 細 テ カ 開 生ハ ラ 陳 ス、 ス

欧洲 ル セ IJ 遷更迭 来 ノ交通 至ラ「サ」ル 成ラシムル ル ル 公平穏和ナル、吾人ヲシテ欣慕止マ ル 力 東北 二二云 1 1 1 如十 ノ如 ヲ キ、遠因 丰、 求 決テ決テ又総テ」 旧十 ノ隅 ヘルアリ天自助ルモノヲ助クト、 此 所英 モ、 モノト云サルヘカラス、故ニ勤勉ナル民ハ進ミ怠惰ナル国民ハ退ク、是レ天教ノ至ラシムル所、 + ノ島嶼 物 進化 人ノ其 其 其 ル 3 ノ然ラシメント云ハサルヲ得ズ、然ラハ乃文明ノ運命ノ来セシモノニアラス、天人〔ノ〕手ヲ借· IJ ノ開鑿 ノ文化 ハ ナ 新ラシ[キ]物ヲ生シ来ル 二強骨強腹 論 ノ足ヲ試 ク、又日[々]其ノ吞併ヲ計ラサルナク、 ハ余程調法 ノ速カナル、 ノ進歩ヲ助ル アラス、困難苦辛中ヨリ一発明ヲ為シ得、重々層々積テ而后今日欧洲文明ノ成績ヲ見 ミサル 男子ヲ輩出セシメ、 ノ説ニアリテ、 /\ サ 其 所 ナク、 3 [ラ] シ ノ物産ノ製造 IJ 又曰天惰民ニ幸ヲ与ヘスト、 十申 論 遂ニ英王ノ女王ヲシテ我カ領中太陽ヲシテ没ス スレハ ムル セ 之ヲ世ノ中 全世界ヲ雄視シテ地球ヲ繞、 ハ何ニ[カ]造化自然 矢張世界 ノ夥多ナル、其 其 ノ種 ノ他欧洲外ニ諸 ノ先覚者ト云 々 ノ事 ノ宗教教育ノ隆盛ナル、 ノ妙巧ノ生セシ 宜ナル哉、此ノ言、 ニ当テ + 強国 ハメ得 ルへ 比隣行ク如 ノ如キ殊 カラス、 ムル ル 事力出来マ 該国民 如キ容易 二吞併 ク、 ル機ヲ得セ 又特 其ノ富裕ナル、 船車 ラ以其 ノ精神トナリテ彼 ス ノモ 我 ル 力隣国 然シ 「思ハ 其国 世 1 人跡 ルニ至 ト、其 称 卜為 リテ ノ変 是 ス

リ、 = 衛生会員諸君ョ吾人縱令区 ナ ラ 世 来 暗黒 1 シ今日 共 ノ空気ニ生成シ暗黒 進 ノ活動世界ヲ見ル ムヲ 得 ルハ 豊ニ 々タル東洋 愉快ニシテ共ニ ノ幸ヲ得 ノ空気中ニ生ヲ送〔リ〕 ノー ル 孤島ニ生ル、モ、 ノミナラス、 賀ス 丰 シナランニ、 事 此活動世界ノ演戯場ニ登リ、 ナラスヤ、 我カ祖先ノ未開墾 維新以来吾人ヲ欧米活動社会ノ仲間入ヲ為シ、 吾人若シ不幸 (暗) 黒時代ニ生息セス、 一分子トナリ又其 (三) シ テ我 祖 先 1 今日 日 端 生レシ ノ御代 加

過刻

寸、

進步

ハ

却テ障妨物中ニ見ルヘシト申

シ

マシ

タガ、

近来流行

行ノ進化説

ノ如キハ

即

旧物中ヨリ新奇

ノ物

カ生シ

昔

時

医

飾

ノ中

_

E

医

師

1

世

人ニ先チ学問

ヲ

セ

ル

所

ヨリ「一

メ

オ

リタレ

<u>ハ</u>

諸

藩

ノ医師中

往

一人国

手

1

称セラル

秋 活 動 逢遭 手 社 傍 会 観シ若其分ヲ尽サスシテ吾生ヲ送ル ス ノ空気ニ生 ル 豈偶然 息シ、 ノ事ナラ 活 動 ン、 社 会ノ人間 皇天吾 人ヲ愛顧 ト交通 ヘケン シ、 シ 吾 活 人ヲシ 動社会ノ文物制 テ 此 ノ時 度二 = 生 息 至ル ス ル 迄 ノ幸ヲ ク模擬シ 得 セ 、採用 3 メ セ IJ ネ 1 ナ 信 ラ ス ル

ヲ 輩出 推 人八 究スレ 社会的 セ シハ 如何 他 ノ動物 成程優 ナシ、 ニシテ、 勝劣敗 各其 ノ義務ヲ尽 我 常以動 カ同 キゾ 胞 植 セ 人類ヲ互ニ愛シ、 物二 ル E 於テ見ルヘキ所アルモ、 ノト 云 /\ + 互二 ル ~ カ 助ルノ義務ヲ負フモ ラ ス、 近来 万一 此説 優勝劣敗 7 ノナリ、 ノ説 シテ 行 人人類 昔時 ハレ 之ョ 忠臣義 ノ中ニ其 リ天下ノ事物 士孝子烈婦

セ

1

x

ナ

ル

惨

状

ヲ現

出

スへ

商 7 業 1 工事 吾 テ得 人八 セシ 百般 何 ヲ 7 為 事 ス 業改 ~ ル 丰 -良 ヤ、 7 IJ \exists 吾国 IJ ス 此 一歩ヲシ ル V 乃財 _ アリテ、 テ文明 産ト生命 1 域 1 保 1 = 月的 達 護ヲ セ 得 /\ ン 即 1 セ チ ナ 1 其 V 4 ノ同 /\ ル 乃 _ 胞 政 7 治 人 1] 類 ヲシ 法律、 テ、 教育、 各其 ノ生ヲ 楽 物 111 産 其 宜 造 丰

リ吾 アリ、 蓋シ 開 V 明 各其 = 1 人御 テ 否政 産生命 進 其 互二 ムニ ノ長 ノ分担 府 此文明 随 ス _ 保護 1 ル 上 テ 所 ス 或 ラ得 人ニシ ~ ノ重 丰 ル 事 好 モノヲ発見シ、応分ノ力ヲ尽スハ吾・ 荷ヲ分担スヘキモノ、又少シ セ テ 4 業 1 何 所 4 至リテハ ル -= 随 E 1 カモ 政 Ł 府 分業ヲ 兼任 全ク人民 1 預リ ムスベ 初 関 x ネ カラス、 = ス 任 ル ク同 所 ナ ス ル事 ナル ラ 我 胞 ヌ場合 カ日・ 人ノ尤モ為ス -カ上策 E 決シテ 先タチ同 本 愈 1 モ矢張万 云 遺欠ナ 至 胞 1 + IJ ノ幸福ヲ計 丰 キ能 屋 ル 義務 ~ ノ見世 カ /\ 十六 ラサ ス、 ラン /\ 閉鎖 又政 / ル 場合 + ŀ ルベ 府 スへ ス ル モアレ ノ勢ヒ 丰 カ 輩 ラス、 時 着手シ ナリ 宜シ 然シ 4 1 信 得 クエ 世 国 ス、 + 歩弥 風 ル -去 当 所 ヲ

テ和 ノ世 ラ アリテ、 I 世代ト 業 蘭 職 軍法ヲ講シ数十巻ノ訳述アリシ 異ナリ分業已ニ初 Į 医ニシ 商業上ノ事 テ頗 ル時 政ヲ痛論シ、 ニ工風ヲ廻ラシ、 マリ、医師 又一 ハ専ラ医業ヲ事トシ、 モ、 新聞 国 ツマリ未開 ノ改革ナトニ加 記者 1 新聞 ノ世ノ中ニシテ分業ナキ時世ト云ハサ =, 法律 ハリシモノ少カラス、彼有名杉田成卿先生ノ如キ医 軍人ハ軍事 家政事家八法律政事 = , 教員ハ授業ニ尽力シ、 ヲ研窮シ、工業職 ルヲ得ズ、今ハ已ニ其 各其 Į ノ全力ヲ其 商業家専 =

去 + セ 1 111 ル ナ ヲ研窮シ カ カ ラ ラス 生 且 再門 テー 如斯 科ヲ 切他 時 修 運 レメタ 事 ノ進 ヲ 知ラサ ル 111 人物 来 ルヲ見欣喜措ク ハ矢張社会ノ率先者 ル カ好 丰 「補関」 所 セ + ナ 丰 ル モ、 タルノ重任ヲ免レサレ ~ シ 生ハ 1 専門家 云フニアラス、 夕 ル E ノハ 1 又専 我同 其 門家 専 胞 門 = ニノミ全力ヲ尽シ、 尽スへ 狭隘 ナル 丰 学問 義務ヲ 負 止 其 ル ヲ賛成 リト云 ノ学問

預

カ

ル

所

二尽

ス

ニ至リシハ

是レ文明

ジリロ

最早運

転シ

タリト

云べ

1

「専門家ハ専門ノ学術ヲ修メ其奥蘊ニ達スルヲ喜フ」「下部余白」

心緒 任アリ、 衛生会員 人ニシテ学力アリ智力アルモ其位置ヲ得サレ [学校] 如 何 ヲ御賛成アレ 其 ヲ思 ノ諸君 ノ位置ヲ占タルモノト云ハサルベ ヤリ、 ノ如キハ其任アリ、其義務ヲ負ヘルモ 此 ト歎 輩 ニ代リ諸君 願スルニアラ〔ス〕シテ、 ノ御賛成ヲ乞ヒ、 ケレハ、生ハ今夕同志社員ノ一人ニシテ、 ハ其ノ任ヲ尽ス能ハス、然レ「ト」モ諸 貧困又長病者ハ、 又苦痛ニ 此輩 ノナリ、又其任ヲ尽スヘキ ノ苦痛困難ヲ救フニ 甚適切 罹リ非 地位ヲ占タル ナ 君 常二 ル 今回 ノ如キハ已ニ 看 介保 病婦ヲ養 同志社 モノナリ 看 ノ挙 成 其 護 ラ要 ス ノ能ア A ル ス リ、其 看 ル 病 輩 ヲ 1

創設

也

事

ヲ要ス

ル

也

様

ナ思カシテ、

直ニ其

東洋システムナシ (昔ノ金カシ) 今ハ銀行	天下ニ必用ノモノ実地ニ経験ヲツミ遂ニ学術トナル
	「

西洋

=

シ

ステ

4

普

ノ早飛脚

今ノ電

昔時 万国ト 開 化 ハ改進ノ意、 間二交通 十年ノ事ヲ此今日□立スヘカラス、又去年ノ世界〔ト〕 ノ途開ケサル ノ時ニハ、 其国ノ文化ハ多分其国丈ケノ発明 本年 = ノ世界 関 ハリ 八同 視スへ カ ラス

[交際ノ助ニテー国ノ文化モ他国ニ移ル

〇仕事二財産 7

貫同

〇改革ノ際勧メサ ルベ カラス、 カ少シク著述□ト 反訳ノ世 一ノ中

今トロ似

ノ世ノ中

ナリシカ、

後二発明ノ世ナカラサルベカラス

□人ノ進歩ハ刺激物 ナ カ [ル] ベカラス

世界万国 日 本 ノ刺激

初メノ内 ハナクテョイ、 初メテ見レハ一日モ之ヲ捨ツヘカラス

縦 本日 令へ八電信 ハ進退維谷ノ世ニアラス、進ミテ勝□ノ世ナリ、政事ノ改革、社会 ノ如キ、新聞 ノ如キ、昔時 ハ一日新聞ナシニ済ミタルニ、 今日ハ新聞ヲ読マネハ一日文明 ノ改革

ノ不都合ヲ覚ヘマス、新聞カナケレハ汽車ニノル時間モ汽船ノ出帆ノ時日モー寸分カリマセ

ノ事ニ後

シ 人力車ノ如キハ昔シナキ時キハ 纔 々 駕籠ニノルカ又馬ニノルカ、又カコニモ馬ニモノレサルモノハ己ノ足ニテ歩ミ(サンサン) カ、一度人力車ノ出来シ以来甚便利ノモ「ノ」ニシテ、急キ我等共ハ一日モ之ニノラズニハオラレス

〔明治十九年九月・草稿〕

B

余名

学生ヲ

及

1)

然リ

而 IJ

1

テ之ヲ新設セントスルニハ

少クモ五千余円

ノ金額ヲ

要スレ

ハ

我社目下百事多費

ノ際到

底独リ

此

責

ラ

能

因テ止ムヲ得ズ茲ニ此願末ヲ縷述シ、

之ヲ在校子弟ノ父兄諸君及ヒ江湖有志ノ諸彦ニ告ケテ、

28

抑 E 弊社設 立以来茲二殆 ンド十 有二年、 其際固 ヨリ多少 ノ困難ナ 丰 ニア ラズ ト雖モ、 寸進尺歩漸ク今日 ノ隆盛ヲ見 ル

= 至 リ、 是実 我輩社友 ノ深ク鳴謝 堪 サ ル 所ナリ

然リ アリ、 応 シ テ メン スル 1 爾来速ニ之レ スル 雖 依 1 ノ学生ヲ テ郷 欲 ノ計画 モ 我輩敢テ之ニ甘ンセス益々此社ヲシテ完全ノ域ニ達セシメント欲シ、 セ 丰 進 ヲ定メ之ヲ内外有志ノ諸士ニ図リシニ、幸ニ其賛助ヲ経テ今茲ニ若干ノ資金ヲ蒐集スルヲ得 カ実施ニ着手セント欲セシモ、宜シク先ツ之ニ応スルノ学生ヲ準備 有 備 更ニ予備 志 セ ント欲セハ、本校目今ノ課程ヲシテ其程度ヲ高尚ナラシ ノ輩相謀リテ仮リニ予備 ノ一科ヲ設ケテ此 = 暫ク新入生徒 ノ一校ヲ我社外ニ設ケシニ、 ノ学力ヲ養成シ、 豊二計 他日 ムルニアリ、 襲二己二高等専門科 ラン未タ数月ヲ 本科生タ セサル可ラサル 而 ル シテ 備 ナリ、 其程 出 ヘヲ サ 為サ 度ヲ ル 校ヲ 而シテ之ニ = 高尚 既 シ タリ、 4 百 ナラ ル 依 有 セ

然レ 能 トモ塾舎狭隘ニシテ為 ハス、是二於テカ勢と必ス其管理ト メニ其健康 ラ害シ、 健康ニ適当セル数棟 加之各生我社外二散居 ノ校舎並教室ヲ我社内ニ新設 セ ルヲ以テ之カ管理上 セ サル 随 テ周 可ラサ 到 ナラ ル + ノ時 ル 機 1 二達 歎

121

其高庇

ラ仰 担フ事

伏テ

願

7

1 前

条

ノ事 情 深 ク 憐 察

廿 年 五 月

ス ル 所 7 IJ テ、 幸二 応 分ノ義 捐 ヲ投 贈 シ 賜 ハン 事我輩 切 望 ノ至リ = 堪 +

志社

人人員

新

島

襄

謹 IJ

ル ナ

[明治二十年五月·

大会ヲ

開 リ、

イタ訳デ

ゴザリ

7

ス

是レ

3

何

二故二大学が必用ト申ス事二付御

話

シ申シマスル、

ナゼニ大学ヲ要スルカト申セバ、大学へ智

識 申

ノ養

ノ源ト、

否

1

場ナリ、

宇宙

原

ノ講究所ナリ、学問

ノ仕上ケ場ナリト答へマスル、又大学ハ文化

シカラズ、

扨、

人間 理

ニハ、天ヨ

リ、

智性、

徳性ヲ附与サレマシテ、

之ヲ磨

ケバ進ミ、

磨カザ

V

バ 玉

退ク事 ノ基

造物 ・シテ苦

主

宰

ノ原則、

人間

ノ通理ニシテ、

ツマリ、

開化人トハ、

即チ之ヲ磨テ進ンダ民ヲ申シ、野蛮人トハ自忘自棄シテ、

29 私立大学ヲ設立スルノ旨意、京都府民ニ告ク

「明治二十一年四月十二日

京都智恩院

ニ於テノ演説

テ、 此 扨 理事委員諸 ヲ 神戸大坂 初 得テ メト ノ私立大学設立ノ事 待 早ク己ニ、天下ニ訴 諸彦ノ御来臨ヲ仰ギマシタハ、此ノ府下ニ、一ノ私立大学設立ノ事ヲ、 漸 タネバ 々 ヨリノ、 両書記官、 ト寄附金モ受ケ居リマシ 君 ナラ ノ御周旋 来賓諸 ヌ モ ノ、、 1 諸課長、 - 3 君 へ、江湖諸君 明治十七年以来、 ノが前 リ、 亦人間 本日茲二、 ニ出テ、一言ヲ吐露スルヲ得ルハ、私ニ於テ、特 ノ外ノ面目ト存シマス 両区長、 タガ、 3 リ来ラシ ノ翼賛ヲ仰 戸長、 此ノ大会ヲ開キ、 余リ果敢 私ト山本覚馬両人ガ、 メネバ 府会議員、 丰 マシ R ナラヌ R 敷、 ダ、 各会社頭取、 者卜 不肖 進 然ルニ 111 存ジマシテ、 モ ナル私ガ、 ナク、 兎角、 発起人トナリ、府下ノ紳士、 新聞 今日迄 時機ノ未ダ到来セザ 御相談致シ度キ事デゴザリマ 記者ノ諸君、其外府下ノ紳 私立大学校設立ノ事ニ付、 今回理事 参リマ シ 委員方 タ、併シ、 ルニヤ、 ノ御尽力ヲ乞ヒ、 若干名ノ賛成 時 多少 士方、 京都府知事 機 ス 1 申 ノ賛成家 並二、 ス 此 モ スヲ得

此

智 助 性徳 ク ル 者ヲ 性 ヲ 助 磨 ケ、 カ ヌ 勤 T 4 ノヲ ル 申シマ 七 ノニ与フト ス、 当時学者 西洋人ノ心ニ銘シテ忘レサル事デ、 ノ称 ヘマ ス ル、 優勝 劣敗 モ、 此 ノ道 今日欧米 理 = 基ヒタ訳デアリマス、 ノ文化ハ勉強 ノ結果デゴ 天 ザリ 白ラ

7

ス

船 風 私シ曾テ汽船ニ乗り、 向 比較ヲナシ、大ヒニ痛ク、人智 ヒナガラ、 少シ 遠州灘 ノ頓着モナク、 ラ航 スルトキ、 進ミ行クヲ見テ、 ノ磨カズンバアルベ 日本形 ノ帆 智 前 識 船 カラサ ヲ ガ、 磨 ル 向上風 ヒタ人民 ノ理ヲ悟リマ ノ為ニ吹キ戻サレ、 ノ作ツタ船ト、 1 及 智 西洋形 識 ヲ磨 カヌ人民 ノ汽船ハ、 ノ作ツタ 烈シキ

リ、 7 1 7 日 1 風 本船ニハ第一「キール」(船底ヨー貫シタル木)ガナク、 蒸気機 及 西洋 向 ヒ航 関 ヲ船中ニ ス = ル 事 其 ガ 仕懸ケテ、 出来マ ノ船底ニ、「キ スル、 船ヲ動 而 シテ此 1 ル」ヲ付ケタレバ、 カス事ヲ発明シテョリ、 レニテモ満足セズ、 幾多ノ帆ヲ揚ゲ、 随テマギリガ、 米国 世界ノ航海ヲシテ、 ノフール キ、マセン、 トン氏 風ニ懸クルモ、 遂二今日 少シ 今ョリハ十二三年 容易ニ沈没セズ、 ノ如 ノ無理ニ直ニ沈没致シ ク盛ンニ 前 ナラシ ノ比 殆ン

欧米諸 新発明ガアリマシタカ、 識学問 日 本 如ク思ヒマス、否智識脳力ノ乏シキニアラズ、 モ、 国 ノ講究所が、 キ事 ニテハ、 多ク ニシテ、 ノ外国 此 必用ニゴザリマス、是レハ只一ノ例証ニ申シタ迄デスガ、凡ソ一国ノ開明ヲ進メントナレバ、 ノ十八十九世紀 枚挙ニ違アラヌ事ト 船ヲ買ヒ入レ、又タ造船場モ出来マシタガ、 何ニノ進歩ヲ為シマシタカ、 ノ中 ニ於テ、 存ジマス、 何二程 此ノ一点ヲ論シ来レバ、我ガ日本人ハ、甚ダ智識脳力ノ乏シ 全ク智識脳力ヲ活用セザルニ由 之二反シテ我カ日本徳川氏ノ昇平三百年間 ノ新発明ヲ為シ、又如何計リ学問 是レヨリハ造船場ニテ、 ル事ト思ヒマス、 ノ程 船ヲ造ルニ必要ナ 度 於テ、 進 メマ 当時 1 タカ、 八幸二我 ニーツ ル 必 智 実

ガ E

其内 リ、 リ、ハ ラズ 3 1 有名 基 リ、 ガ ナケケ 又柱 理学ナリ、 礎 ノ流 二三ノ大学 ナ 続 ヤ、パ 之ヲ採用シマスガ、 ナリ ル、 石 V 々大学ヲ ラ汲 1 オッ リスニハ、 7 ナ ナ 1 ント 1) 1) 化 設 得べ 如 タ、 7 クスフ 学ナリ、 ケ初 丰 ナレバ、 セ 其外、 キ人物ヲ養 ン、 ハ 大学 オルドニ メ、 又況 哲学 シ 仏ノ法律学モ、 宜 伊 今ハピニ、 カ ノ設ガアリマシテ、 ナリ、 モ、 太利 ク文化 1 大学 ヤ、 成 二千 亜 セ 神学、 ノ基ヒヲ置 ノ源 ネバ 1 大学 三十 人有 如 ナリ 丰 = 決シテー 文学、 遡ラネバ 余 有余ノ宏 7 学者芸人ヲ作リ 欧洲 羅 書 丰、 セ 社会学、 生 馬 ヌ、 朝 ガ 法学、 ナ 大ナル 中 ノ法律 才 = ラ 本 第二ノ 進 ヌ事ト 立 1) 哲学、 1 7 大学 ラ講 而 経済学、 D' 強 末生 ス 出 存ジマ ル ガ 3 訳デナ ス アリ 理学 出 ス、 = ノミ シマ 位 政事学、 ナド 開明 7 ク我邦ニ於テ ス、 ス ナラズ、 、シタ、 ル 1 テ、 方今我ガ日本 モ、 ヲ ノ花ヲ 法律学等、 講究シ 玉 而 英国ニテ 実ニー 望 中、 1 テ今 出 頼朝ガ覇 7 已二十 シ、 国 諸学 1 ノ文運 人 ノ元気 独乙国 先ヅ ハ、 我ガ 科 七箇 府 14 開 ヲ 1 講 隆 北 鎌 朗 明 ニテハ ノ大学校 ナリ、 条 盛 倉 ノ根 西 ヲ 1 来 時 法 足 開 律 培 精神 ラ有 代 丰 利 ラ = カ 1 時 1) 頃 1 4 大 ナ ル 彼

米国 独立 開 自 墾以来、 東部 沿 ノ元気ニ富 ナ + ル 五 年 = 4 ヲ ュ 出デザ モ、] イン 此 ル グ ノ大学 ラン 内 = 1: ノ如 早 = ヤ、ハ 清 丰 教 派 与テ 1 1 才 祖 先ガ、 カラアリ ル 1. 大学 移 1 住 申 基 シ 1 ヲス 7 テ シ 日 A 1 ナリト 青年 我ガ 存 1 薫陶 大坂 ジ 7 落 ス = 尽力シ 城六年 7 ノ後デアリ シ タ、 彼 7 ス ガ、 其

今ヤ シ、 ス 吾 X ル 早ヤ、 日本 時 豊 1 皇天 成リ 東雲告 維 来 ノ賜ヲ空フスベ IJ ル 新 朝ト 以来 7 1 ナリ、 其名 ダ 1 = ケン 此 負カズ、 赫 V K 皇天 タル ヤ、 事物日 太陽 皇天亦吾人二 ノ賜 八正 モ ノニ 三新 = 1 東天ニ昇ラン = , 望 テ 月二 乙所 吾 K 盛 ロアラン 1 此 = 1 徐 ノ時 シ、 P 代 = カ 春風 = 僅 遭 々 逢スルハ モ吹キ来リ、 年ヲ余シ 実ニ、 テ、 文化 吾々ノ 国会開 ノ花 慶幸ト モ将 設 ノ盛典 = 申 綻 スベ ヲ 観 E シ、 1 1

吾々モ ズ、 人或 嗚呼 1) 遇 1) ^ 大学 年 日 7 7 1 我 抑 ノ後ヲ計ラン シ 夜 ス 襄 = 宜シ ガ 問ン、東京ニ立派ナル帝国大学校ノアルノニ、 二自 ル 励 ノ如 国 明治政府 7 政府 是レ 只 ク坐視傍 人民ノ教育ハ、人民 ラ + 丰 制 私 レ、 /\ 只 ノ手 ス 1 ル能 於テ 身ノ不肖ヲモ打忘 才劣ニシテ学浅 ノ東京ニ大学ヲ起セシ タ外デハアリマセン、人民 スル 観 ヲ以テ尽 スベ /> ザ ニアリ、是レ襄 キ事デハ ル X ク立 二苦ミ、 K ノ負担スベキ タ 1 ル ク、 7 1 V 分ヲ竭 邦家 IJ 遂ニ発シ テ、 ス 7 ル ガ畢生ノ志願 此 スマ = ノ為ニ竭スト公言スルモ、 人民二率 モノニシテ、 1 ノ手ニ依テ、 + ノ大事業ナル、大学設立 テー 1 非 ント ルベ 場 ス シ、 一先シ 爾ハ何ヲ苦ンデ又々大学ヲ起サント ニシテ、死シテモ、 ル ノ演説ト ノ志シ、 宇宙 察ス テ、 教育上ノ事 ル 其 ナリ、 ノ原理ヲ講究スベキ、 二我 恰 ノ模範ョ示 T 又 浅間 少シク心愧シフゴ 1 カ政府 1 斃 何モカ 片 事 ケ 獄 レテ 七 シ ニ当ラン ノ文章トナリ、 亦吾々 タル ノ火噴黒烟 モ、 E 事 止 私立 政府 人民ニ望 1 ナラン、 7 + ス + ス ル 一大学ヲ起シ、 ル ノ如 1 ノ着手スベ 汎 ルカト、 所 1 7 想フ 一ム所 ク、 ノ願望デ ク天下ニ ス 甚 ル _ 勃 口 ダ大 ガ、 アル 将 丰 余ハ之ニ答テ日 々 公言 4 来 Ŧ = 1 胆 我 力、 ノニ + 1 IJ 如 時 日 テ カ ス 去レ 本全国 7 邦家千 ル 起 クニ 世 ス 二至 リ来 1 非 見

夫レ 依頼 教 育 心 1 玉 尤モ甚シキモ 1 大事 ナリ、 此 又愛国 ノー大事ヲ吾人人民ガ、 心 ノ尤モ甚ダ乏シ キモ 無頓着ニモ、 ノナラズヤ 無気力ニモ、 我ガ政 府 ノ御 手 = ノミ 任セ置

我カ政府憂テ 人民憂ヘサルノ理アランヤ

我カ政府労シテ 人民労セサルノ理アランヤ

吾 熱心私立大学ヲ起サントス イツマデモ 小児デハナリマ ル以謂デゴザイマ セ ン、 宜シ ス ク 振テ我カ本分義務ヲ尽サナケレバ、ナルマイト思ヒマス、 是レ

襄

胞 王 ノ如 ガ アリ 丰 7 ス ル 五千余万ノ人民アリテ、 故 = タツターノ帝国 今已二三百五六十 大学ヲ以 テ足レ IJ 1 余 ス ノ専門大学ヲ有シテ居リマ ル 事 ナク、 第 一ノ大学 官 ス、 立 我 _ 関 カ国 IJ モ三千八百余万 タ

第二第三ノ大学ニ至テハ、全ク民力ヲ以テ立テタキモノデゴザリマス

人又問ハン、何ゾ京都ヲ撰デ大学ヲ立ントスルヤト、答テ曰ン

関 東已 = 大学アリ 関 西 E 亦 大学 ナ カ ル ~ カ ラ ズ

世 其 1 吾 給 塵 R ヲ 宜 ガ、 E 避ケテ、 丰 ヲ得 関 蓋シ 西 以 ダ 大学 調 深 ル 力 7 ク学ビ、 ラデ ル ヲ 起 哉 7 + 静 1) 1 カ 7 1 = ス、 ス 考 ル 御覧 フ 1 ル 1 = ナ サ 少シ 1 尤モ 7 学 京都 可 術 適 分権 1 地 1 地 1 1 意 1 云 ナ 高 丰 + ニアラネ ク、 ル ヲ 水清 得 1 7 クシテ、 七 モ、 ン、 地 抑 恰 ヲ 桓 京都 七 仙 武 境 天皇ガ、 = 1 如 シ 7 都 シ 青年 ヲ ダ 此 1 ガ 繁雜 地 地 = 遷

IJ, F. 遠 1 ル 京 1 連 4 才 カラズ、 都 デ 絡 ル 東 ナ クク、 何 古 1 1 ス = 3 12 ノ現象 近江 従前 怠惰 ウ、 ヨ 1 便 リ、 ナ 且 7 ノ太湖 ノ体 人が閑日月ヲ徒消ス IJ, IJ 花 t 諸会社 面 7 亦 ノ都 1 タ吾 殊 1 ヲ一変スルデア 水 A 二又関西 1 運 ノ結合、 ナラバ、 X 称 ガ 7 リ、 ラレ、 最 鉄 E 鴨 注 道 北 諸 ル III 意 会社 銀 ラウト信ジ 保 祇 = 1 養所 園ヤ 長 行 ス 東 浜敦賀 ル ノ鉄 ノ設 所 ノ如 島 巍 立 原 道 然 疏 布 間 7 ク 7 ダ 遊廓 ス、 =, 水 鉄 ル ル、 1 工 七 道 事 看 見做 アリ、 甚 大工場、 ダ遠 設 何 3 看 如 ケ + 1 アリ、 嵐 丰 丰 3 V 原 諸 大谷 ニア 7 Ш 肉グ 大製造場 君 1 花見、 ラ タガ、 又長浜 ヤ、 鴨川 ヲ + 打 V トナ 西 バ 近頃 鴨川 抜 ヨリ ノ東ニ 南 丰、 ル ニハ 東海 進デ、 ノタ涼 1 /\ 府 東山 於テ高 淀川 民 吾 道 名古 鉄 ナド ヲ ノ挙 K ノ疑 通シ 道 1 丰 利 屋半 動ヲ アリ 煙 1 -連絡 7 筒 テ、 ヲ リ、 テ、 容 見 3 太湖 1) 7 ス = 黒 ザ 達 京坂 ル ス 世 煙 V ル 間 1 所デ 水 鉄 ノ立 3 来 直 道 1) 疏 必ラ 7 ラバ 二汽 チ 便 ノボ IJ 通 何 七 ズ

最早府下ノ紳商諸君ガ、 其 ノ資財ヲ活用シテ、 大運動ヲ試ミル ノ時 機到来 セリト云テ、 宜シ カラウト 存ジマス、

花ノ都ヨー変シテ 製造ノ都ト為セ

諸君

ヨ乞フ、

遊惰ノ都ヲ一変シテ 勉強ノ都大学ノ都会ト為セ

ハ己レ 吾 願 往昔シラキ 吾人地理ヲ占メ、又時 1 ス、又魯国 アマ 人ノ同 IJ, ノ田 旧帝都ノ地ニ、民力ヲ以テ、一ノ大学ヲ立テラレヨ、京都已ニ其ノ地理ヲ得タリ、是亦天ノ賜モノナラズヤ、 心協力ナリ、 己レ i 地ヲ抵当トナシテ ノ婦女子ハ、土方トナリテ砲台ヲ築キ、 1 ヲ忘 スノ戦 レテ為 吾人若シ幸ヒニ、天ノ時、 機ヲ得タリ、是亦天ノ賜モノナラズヤ、吾人地理ヲ占メ、又時機ヲ得タリ、此上要スル所ロハ、 = 陣中弓矢ノ不足ヲ告ゲタレバ、 1 タル事 借金シ、 1 其 思 4 ノ大学ニ寄附シタト云ヒマ 7 ス 地ノ理、 米国 ノミシ 市中ノ婦女子ハ、尽ク頭髪ヲ切ツテ弓弦ト為シ 人ノ和ヲ得バ、天下豊何事カ成ラサラン ガン州ニ大学ヲ起サ ス、 此レハ己レ ノ子孫ガ就学ノ ント スル企テアリシ 便ヲ得ル事 1 タト ヲ喜ブ 申 農夫 シマ

リ、 シ 我 今ヲ ン、 弗ヲ与ヘテロク、 日本ニモ、ドウカシ 7 続テ五百、三百、二百、一百弗等即坐ニ客附金ノ約束ヲ致シ呉レ、僅カ十分間ヲ出デザル内、 ・シタ、是ニ於テ余ハ深ク彼等ノ好意ヲ謝シテ別レヲ告ゲ、演壇ヨリ下ラウトスルトキ、一老農夫ガ、来リテ余ニ 去ル 乞フ此ノ二弗ヲ受ケテ、 事十 五 年前 此ノ二弗ハ予ガ汽車賃ニ当ツルノ用意ナリ、 余ガ米国 テー大学ヲ建設シタシト陳ベタレバ、聴衆中ヨリ起ツテ一千弗寄附 大学設立費用ノ一端ニ加ヘョト、 ヲ辞シ去ラントス ルトキ、一ノ大会ニ臨ミ、告別 又別ニ一人ノ老寡婦ハ、此ノ大会ノ終リシアトデ、 去レトモ、 予尚ホ健足ナレバ、 ノ演説ヲ為シタ事 ノ約東ヲ為セシモ ガ アリ 徒歩シテ村 五千弗 7 ス ノ金額ニ達 ガ、 ニ帰ラ 其時 司

件 家 実二我 大学 幸 是 サ = 1 斯 ナリ、 = ネ ノ基礎トナシ、千百年ノ為ニ計ラレン事ヲ、 V ノカラヲ以テ立テタキモノデ、 1 ノ挙 ヨリ 此 バ 如ク今ノ同志社英学校ノ設立 小 カ国民 ノ挙 ナラヌ 東京、 即チ全国民 1 7 X ラ賛成 1 ノ文化 々タル、一個 事 E ニ成リ 七 万円 セラレ ノ一大仕事ナリ、 ノ境遇ニ 来リマ ノ金ヲ要スベ 神戸、滋賀ヲ初メ、 タル、 人ノ事ニアラズ、又ター 進三、 シタレバ、 理事委員諸君ヨ、府下ノ紳 ı, 八、外国人 シト 最大幸福ヲ得 ザリ 満場 願クハ 申 7 シ ス、 ノ来賓諸 全天下ニ訴へ、 八月寄附 7 襄 余ハ 府下ノ紳 シ ノ諸 及 ルト、否トニ関ハル、一大事件ナリ、 明治 君 地方ノ仕事ニモアラズ、又タ決テ耶蘇教拡張 ガ、 金 君 3 = 爾来金 関 = 土諸彦ニハ、 十七年以 向 願 土諸 ハリマシタ、今吾 クハ 全国民 E, 君ョ 莉 熱望シ 此 来 1 相 此 ノ挙ヲ吾が物ト ノカラヲ借 其 大阪神戸 違 ノ大学 止マザル所デアリマ ノ拾万円中、 ス ル 所 人 ノ計 ョリ臨 ノ計 リテ此 口 3 画 ナナシ IJ, ラ為シ 幾分カヲ負担 場セラレ ノ大学ヲ起サ ス テ、 国 4 ル 所 1 ハ 初 盛衰 ス 少 之ヲ成就 メ、 ノ大学ハ、 ク タル来賓諸君 先ヅ (興亡ニ ノ手段 1 シ モ 拾万円 賜 セシ 其 1 ベニモ 関 望ミマ ノ基 願 ハラバ、 义、 ハルー大事 クハ、 三、此 アラズ、 礎 長 上 ス クタ邦 本邦 ル 余 ヲ 要 1

=

両人ノ志シハ、

五千弗ヲ寄附シタル人ニ

劣ル事ナシト感喜之ヲ受ケテ帰朝

致シ

7

1

久

嗚呼前者ト云ヒ、

後者ト云ヒ、

寔

ク二弗ヲ寄附シテロク、

此ノ少金ハ寡婦ガ教育上ノ寸志ト思ヒ受ケ呉レヨト、

『国民之友』第二十二号・明治二十一年五月十八日』

吾 今まや計画略は熟し、 を告白するの止む可らざる所以んなり 成就せずんば、再ひ其時期無きを信ず、是れ吾人が従来計画したる所の願末を陳し、併せて之れを設立する所の目的 人が私立大学を設立せんと欲したるは一日に非す、而して之れが為めに経営辛苦を費したるも亦た一日 時期漸く来らんとす、吾人は今日に於て、此を全天下に訴へ、 全国民の力を藉り、 其 に非らす、 の計 画を

そ一年間、 か 而 回顧すれば既に二十余年前、 いて又たアンドヴァ神学校に学ひ、前後十余年の苦学を積めり、而して米国文物制度の盛なるを観、 して函館に赴き、遂に元治元年六月十四日の夜、 に一身を教育の事業に擲んことを決したりき して其来る所の者、偏へに一国教化の敦きより生するを察し、始めて教育の国運の消長に大関係あるを信し、 其議 論を叩き、 漸く米国ボストン府に達したりき、幸にして彼国義俠なる人士の助けを得て、アーモスト大学に入り、続 茲に於て米国文明の決して一朝偶然にして生したる者に非す、必す由て来る所の者あるを知る、 幕政の末路、外交切迫して人心動揺するの時に際し、余不肖海外遊学の志を抱き、 竊かに国禁を犯し、 米国商船に搭し、水夫となりて労役に服する凡 其大人君子に接 脱藩 心竊

明治四年、 0 北米中著名の大中小学校を巡視し、更に欧洲に赴き、独逸、仏蘭西、 為め其一行中にありき、時に余アンドヴァに在て勤学せしが、徴されて文部理事官随行の命を蒙り、 故岩倉特命全権大使等の米国に航せられしや、文部理事官田中不二麿君は、欧米諸国教育の実況を取調へ 英蘭、 瑞西、阿蘭陀、 丁抹、 露西亜等の諸国を 理事官と共に

らば、 千余名、 教化の力にあるを信す、 明治七年、 す、 語未た尽きさるに忽ち満場の紳士貴女の激讃する所となり、 に我か同胞三千余万、将来の安危禍福は、 於て始めて平生の宿志を開陳して曰く、今まや我が日本は、社会の秩序破れ、紀綱乱れ、人心帰着する所を知らず、今 独り其外形物質上の文明を摸倣するに止まらず、必す其根本に向つて力を尽さゞる可からざるを信 よ欧米文明の基礎は、 経歴し、学校の組織、 に於て、我か日本に文化の美光を来さんと欲せば、宜しく欧米文化の大本たる教育に力を用ひざる可からず、顧ふ 他日我 片の宿志を齎らし、 誓つて此 余の友人にして此会に集る者頗る多きにより、諸友余を要して臨会せしめ、且つ訣別の辞を求めらる、此に 余が米国より帰朝するに際し、 邦に帰らば、 の事業に向 教育の制度等を始めとし、凡そ学制に関する者は、聊か之れを観察講究するを得、茲に於て愈 国民の教化に在ることを確信し、而して我邦をして欧米文明の諸国と対立せしめんと欲 陳して此処に到り、余ハ覚へす涙を飲み、更に一歩を進めて曰く、 十余年来夢寐の間に髣髴たる我 必す一の私立大学を設立し、以て我が国家の為めに微力を竭さんことを誓ひたりき つて微力を尽さんことを欲す、 独り政治の改良に存せず、独り物質的文明の進歩に存せず、実に専ら国民 適ま北米合衆国外国伝道会社の集会ありき、 か本国 満場の諸君余か赤心を看取 即 席に数千円の に帰着せ 義捐金を得、 L 米国の 茲に於て明治 幸に翼賛する所なき乎と、 故に余若し我邦に帰りた 紳 士貴 L 女 七年の末、 不 会する 肖 を 顧 み 胸

直 専ら政府の間 君亦た賛助せらるゝ所あり、遂に山本覚馬氏と結社し、 年一月、 大坂に於て、 に斡旋し、余が志を貫徹するに力を藉され、前きの文部大輔田中不二麿君、 適ま故内閣顧問木戸孝允君に謁し、 明治八年十一月廿九日、 君に向つて平生の宿志を吐露せしに君深く之を称賛 私塾開業の公許を得、 前きの 直ち に同

n

志社英学校を設立したり、是れ即ち現今同志社の設立したる創始なり

る智育にて達し得可き者に非す、又た既に人心を支配するの能力を失ふたる儒教主義の能くす可き所に非す、 ても、 との信用漸く世上に行はれ、十四五年の頃ひに至つては、学校の規模漸く大に、入学の子弟漸く多く、業を卒はる者 ず、 を請求する者あるに至らしめたり、是に於て吾人が宿志たる私立大学の基礎漸く成れりと云ふも、 漸く増し、学科の程度漸く高きに進み、而して中には父兄をして独り普通科のみならず、其上に専門科を加へんこと 決して偏僻なる教育に陥らざるの事は、漸く世上の識認する所となり、同志社は実に書生を托するに足るの学校なり 確 り、基督教主義の徳育ハ、独り愚民の為めに嫌悪せらるこのみならず、又た世上の大人君子よりも非常なる冷遇を蒙 此時に際して、吾人の境遇ハ実に憐れむ可き者にてありしなり、茫々たる天下実に一人の朋友なき有様にてありしな り、吾人が世の教育家と其趨を異にしたるも茲に在り、而して同志社が数年荊棘の下に埋没したるも亦た茲 帝を信し、真理を愛し、 を涵養し、 方に於てい同志社教育の実効漸く顕はれ、其教育の懇篤にして親切なる、其学校の徳育智育二つながら並行して、 に、 なり、然れとも吾人同志者へ、真理へ最後の戦勝者なるを信し、互ひに相助け、相励まし、 所謂る良心を手腕に運用するの人物を出さんことを勉めたりき、 基督教ハ 余念なく吾人が志す所の者を実行し来りしに、幸にして天下の輿論 其品行を高尚ならしめ、其精神を正大ならしめんことを勉め、独り技芸才能ある人物を教育するに 実に一国の道徳を維持する勢力あることを識認し、天下の興論基督教を賛成するの勢ひとなり、又た 人情を敦くする基督教主義の道徳に存することを信し、基督教主義を以て徳育の基本と為せ 而して斯くの如き教育ハ、決して一方に偏した ハ一変し、 躬親から基督教を信ぜざる人に 着実に、 敢て誇張の言に非 に在り 唯 止まら

其徳性

独り普通の英学を教授するのみならず、

斯くの如くにして同志社へ設立したり、然れとも其目的とする所へ、

必す吾人が希望を空しくせざる可しと確信す

題し、 当時 数回の演説を為し、 を天下に求めたりき、 然りと雖も私立大学は、 0 大学創立の目的を記したる小冊子を発行して、賛成を天下に求めたり、 有 れ 様は全く孤立にてありしなり、 に向つて此志を談し、 私立大学創立の目的を発言し、其重立たる人々の賛成を得、 而して各地往々其賛成を得たるを以て、遂に明治十七年四月、 実に大事業なり、之れを設立するには、多くの人を要するなり、多くの金を要するなり、 誰れと共に此事を行はんや、幸ひにして或る部分の人の信用を得たりと雖も、 然れども黙して止む可きに非ざれば、 是れ私立大学設立の第一着手にてあり 此時 茲に於て明治専門学校設立の旨 より 始めて京都府会議 同 志相議 L 頻り 員を招待 に同 感 吾 極と の土 人が 吾

しなり

本年は 六百五六拾名の 殆んと壱万円 り、 幸ひにして此企ては天下諸名士の賛成を得たるに拘はらず、当時天下一般の不景気に際し、 て、理事委員会を開き、 熱心此挙を賛成せられ、 之れを要するに十七年六月より二十一年四 寄附金の約束あれども、 実に吾 同志社大学設立の 人が に達したり、 京都府下諸紳士を招き、 計 画 に取つて幸福なる年にてありつるなり、 今まや既に資金を募集し居れり、其金高は未だ明白ならざるも、 自から賛成し、 而 事 して其大い 業は、 納金なく、吾人の企ても殆んと中止の有様にてありしなり、 同志諸氏に托し、 併せて府民の賛成せんことを求むるの演説を為され、 私立大学の設立の賛成を得んことを求め、 に力を大学設立の事に尽せしは、 月迄、 該校設立の為めに集りたる金高は、 此間 唯た徐々其歩を進め、 本年四 月 実に本年にてありとす 西京に於ては、 而して北垣京都府 別に差したる程の事 思ふに京都府民の諸君 智恩院 其約束と納金とを合せて、 賛成者あれども、 而して余は此間 爾来京 にて 一大会を開き、** 知 都 事の如きも、 あらざりしな 俱 再ひ海 寄附者 に は 於

如き寄附金額を得たり たりしに、 て専門科を設くる事に就ては、一層吾人が志を翼賛せられたり、加之余は京浜の紳商諸氏に向つて平素の宿志を陳し く同志社英学校を実視せられ、親しく其学校の模様を閲覧せられ、大いに其成績を称賛せられ、覚つて其位置を進め 京都に於て斯くの如く着手するに際し、東京に於ても亦た聊か着手したる所の者なきに非ず、本年四月、 井上伯、青木子等に見へ、宿志を開陳し、大いに其賛成を得たり、殊に大隈伯、井上伯の如きは、 幸にして彼の紳商諸氏も、大いに之れを賛成せられ、遂に東京に於て本年四月より本月に到る迄、左記の 余出京し 本年親し

六千円 六千円 千円 千円 五百円 大隈伯 原 青木子 井上伯 六郎 **米一君** 二千円 二千円 二千五 三千円 二千円 一百円 平沼 田中 岩崎 大倉喜八郎君 八太郎君 平八君 久弥君

五千円

岩崎弥之助君

望今日に至りて漸く内外の賛成を得、 寄附金を為す可しと吾人に向つて約せら〔れ〕たり、 且つ又た本年五月、米国の朋友よりして、五万弗の寄附金を申 而して後藤伯、 の計画をして一歩を転ぜしめずんば、再ひ其期なきを信す、今まや我邦朝野の重なる政治家中に於て、 し込み、 又た本年八月、 勝伯、 榎本子の如きも、皆な吾人が志を翼賛せられ、未た其金額は確定せられざれども、必す多少の 米国の一友よりして更に壱万弗の寄附金を申し込まれたり、茲に於て吾人が二十 将に達せんとするの緒に就けり、 吾人は今日に於て天下同感の 人士に訴 井上伯 余年来の宿 の如 此

吾

人は以上に於て、

私立大学を設くるの

顛末を陳

したり、

是れ

よりして聊

か吾・

人が目的とする所を陳

世

人は教育の事業を挙けて、悉く皆政府の手に一任するの甚た得策なるを信ぜず、

民の力を藉らずんば、其成就実に覚束なきなり、是れ吾人が今日に於て沈黙する能はざる所以 らる」者、 に周旋の労を厭 大隈伯の如き、 今や漸く多きを加へんとす、然りと雖も大学設立の事業ハ、実に一大事業也、 後藤伯の如き、勝伯の如き、榎本子の如き、青木子の如き、皆な吾人が志を翼賛せられ、之れが はれず、其他各地の紳士紳商に至つても、之れが為めに資金を投し、 之れが為めに周旋の労を執 全国民の賛成を仰き、 んなな

翻 の一表を見て明白なる可 Ļ つて現今同志社の位置を察すれば、吾人が企ての決して架空の望みに非ざるを知る可し、 備校、 其学政の上に於て、 同志社女学校、 不朽の基るを定めたり、 別に 個の病院あり、 之れに附属する看病婦学校あり、 而して本社に属する諸学校ハ、同志社英学校 今や同志社 其詳細 の統 ハ社員を増加 同志社 左

き位置 りたりと云ふ可 位置を占むる者なり、今まや同志社は既に高尚なる普通科を教ゆるの学校となれり、之れに加ふるに専門学科 上け場なり、既に普通の学科を修めて余力ある者は、必す茲に学ばざる可からず、大学は教育の制度に於て、 避く可からざるの勢ひなり、今日は最早大学を設立せざる可からざるの場合に達したりと謂ふ可し、 して現今同 に達せり、 所謂る九仭の功、一簣に欠くるなり、然らば則ち同志社今日の位地は実に私立大学を設立するの時期 志社英学校の位置を挙けて高等中学同様に為すは、 今日に於て此の普通学科の上に専門学科を設くるは、 既に一 年を出ざる可し、 是れ実に止むを得ざるの勢ひなり、 今や我か 同 大学は学問 志社 は 是れ 斯 絶頂 くの如 元に迫 の仕 実に

自家の子弟を教

事食寄礼演講 務 宿拝説義 局堂寮堂堂堂	書 な	未 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大 大	同内同外授员女国女国教教教教	是在立 是 見位 年 数置月	重別種名
				京都上京区	同志社
			十 九 九七	同同	英 学 校
	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -	- 四 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二 - 二		同 上 上 日	予 備 校
	二九	二二八一		明治九年三月	備校神学校
	五五八一		五五三三	同 上	女学校
	- 七七五 五八五		=-=	年八月	学看 病 饺婦
		五二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二二		日日上上	病院
一七ケ所所所所所所所所所所	ケニニ五()(合計

んば

非ず

くは、 も其生徒 ず、 学 設立せんとの事には非ざる可し、吾人は豈に今日に於て傍観坐視するを得んや、吾人は政府の手に於て設立したる大 を設立したる所以んは、 吾 如くにして接続し来れり、若し幸に天下同感人士の賛成を得ば、愈よ斯くの如くにして之れを拡めんと欲するなり、 之を為す時に於ては、 育する 0 人は日本の高等教育に於て、唯た一の帝国大学に依頼して止むべき者に非ざるを信ず、思ふに我が政府が帝国大学 実に有益なるを疑はず、 素より資金の高より云ひ、 我れ自から我事を為すの原則に於て決して疑ふ可きことに非ず、 独自 是れ国民の義務にして、 一己の気象を発揮し、 独り其国民たるの義務を達するのみならず、 人民に率先して其模範を示したる事ならん、思ふに日本帝国の大学は、 然れども人民の手に拠つて設立する大学の、 制度の完備したる所より云へば、 決して避く可き者に非ざるを信ず、 自治自立の人民を養成するに至つては、 私立 其仕事 は官立に比較し得可き者 我が同志社は不肖なりと雖も、 実に大なる感化を国民に及 は懇切に、 して国民が自から手を教育 是れ私立大学特性の長所たるを信ぜず 廉価に、 活潑に、 非ざる可し、 悉く政府の手に於て の事 ほ 今日迄斯く 周 すことを信 到 に行き届

而

1 教育 資金は一千四百 る に、 の最も甚たしき者にして、吾人が実に浩嘆止む能はざる所なり、凡一国文化の源となる者 たる者 は実 早やハーワルド大学の基ゐを開けり、而して今日に至つては、其学校の教員一百拾人、書籍拾三万四千巻、 関りて力なしとせんや、 に非す、 国 の一大事業なり、此一大事業を国民が無頓着にも、 八拾五万四千三百七拾弐弗に達せりと云ふ、思ふに米国人が自治の元気に富むも、 米国の如きは清教徒が寂寞人なく、風吼へ、濤怒る、大西洋の海岸に移住してより十五年を出でざ 独逸の如きは我邦足利の時代より続々と大学を設け始め、今は既に三十有余の広大な 無気力にも、 唯政府の手にのみ任せ置くは、 は 決して 豊に此 の大学の 朝 一夕に生 依頼 其 加

無きか、国家将来の命運を慮るに於て欠乏する所無きか、是れ吾人が不肖を顧みず、我邦に私立大学を設立せんと欲 帝国大学あるに止まるは、 伊太利の如きも既に十七個の大学を有せり、而して我邦に於ては、唯一の政府の手に依頼して建てたる 国民教化の目的に於て欠乏する所なきか、国民が教育に注意するの精神に於て欠乏する所

する所以んなり

らず、 き事あらば、 何に学術技芸に長 教育とハ人の能 若し教育の主義にして其正鵠を誤り、 是れ実に教育は一国を禍ひする者と謂はざる可からず 力を発達せしむるのみに止まらず、総へての能力を円満に発達せしむることを期せざる可 したりとも、其人物にして、薄志弱行の人たらば、 国の青年を導いて、偏僻の摸型中に入れ、 決して一国の命運を負担す可き人物と云ふ可 偏僻の人物を養成するが如 如 カン

得、 文明の弊風を矯め 所を失ひ、唯た智を翫ひ、能を挾み、芸を衒して世を渡らんとするに至り、而して此の弊風を矯めんと欲する者無き 要するに其の文明の由つて来る大本大体に至つては、未た着手する所の者あらざるが如し、故に人心自から帰向する 輸入し、鉄道を輸入し、蒸気船を輸入し、法律を輸入し、制度を輸入し、文学科学の思想を輸入し来たれりと雖も、 今まや我邦に於ては、欧米の文化を輸入するに際し、 不 覊 0 内自 の運命を作為するが如き人物を教養するに至つては、聊か欠くる所の者なきにあらず、 唯た国民文弱の気風を矯むるに汲々とし、所謂る角を矯めて牛を殺し、 カン ら裁制あり、 んと欲して、 即ち独自一己の見識を備へ、 却つて教育の目的は、 独り物質上の文明を輸入し、 人為脅迫的 仰いて天に愧ず、俯して地に愧ず、 に陥るり、 天真爛熳として、 理論上の文明を輸入し、 枝を析いて幹を枯すが 自由 自 から自 の内自か 是れ実に吾人が 5 0 手腕を 如く、 秩序を

遺憾とする所なり

此 之れを学習せしむるに加へて、更に是等の智識を運用するの品行と精神とを養成せんことを希望するなり、而して斯 此 基督教主義に非ざれば、能はざるを信す、是れ基督教主義を以て、我か同志社大学徳育の基本と為す所以ん、而して くの如き品行と精神とを養成するハ、決して区々たる理論、区々たる検束法の能く為す所に非す、 と雖も、 る者あるに似たり、吾人ハ之れを見て、 らざるハ、是れ猶ほ皮肉を取つて血液を遺す者に非すや、今まや我邦の青年ハ、皆な泰西の文学を修め、 吾人の見る所を以てすれば、欧洲文明の現象繁多なりと雖も、概して之れを論すれば、基督教の文明にして、基督教 の主義ハ、血液の如く、万事万物に皆な注入せざるはなし、而して我邦に於ては、唯た外形の文明を取つて之れを取 の教育を施さんが為めに、 我邦を扶植する第二の国民とならんとせり、然れとも其教育たるや、帰着する所なく、皆な其岐路に彷徨す 皇天若し吾人に幸ひを下し、世上の君子、吾人が志を助くることあらば、吾人不肖と雖も、 此の大任に当らんと欲す、之れを要するに吾人は敢て科学文学の智識を学習せしむるに止まらず、 同志社大学を設立せんと欲する所以んなり 実に我邦将来の為めに浩歎に堪へざる者あり、 吾人の不肖決して為す所なし 実に活ける力ある 必す今日に於て 泰西の科学

事を知らざる人なり、 吾人の目的 を一時に設置すること能はずんば、漸次に其最も実行し得易き者よりして設置せんと欲す、吾人が目的とする所の者 の学科 更に此 唯た基 斯くの如し、若し夫れ此事を目して基督教拡張の手段なり、 の主義を以て品行を陶冶する人物を養成せんと欲するのみ、故に吾人が先つ将来に於て設けんとする大 督教主義は、 現今同志社に在る神学科の外に於て、政事、経済、 吾人が志す所の者、 実に我か青年の精神と品行とを陶冶する活力あることを信し、 尚は其 上に在るなり、 吾人は基督教を拡張せんが為めに大学校を設立する 哲学、文学、法学等に在り、 伝道師 養成の目的と云ふ者は、 此の主義を以て教育に適 未た吾

非す、 は、 既に以 况や一 上に明言したる所の者なり、 地方、 党派の人の能く為す可き所の者に非さるや素より論を俟ず 去れば此の大学なる者は、決して宗教の機関にも非す、 又た政事の機関にも

論 故 予じめ定む可からずと雖も、 働く者もあらん、 に吾・ の大学よりしては、或は政党に加入する者もあらん、或は農工商の業に従事する者もあらん、 人は敢て吾人が赤心を開陳して、全天下に訴へ、全国民の力を藉り、以て吾人年来の宿志を達せんと欲す、 或は学者となる者もあらん、官吏となる者もあらん、其成就する所の者は、千差万別にして、敢て 是等の人々ハ皆な一国の精神となり、元気となり、 柱石となる所の人々にして、即ち是 或は宗教の為めに

等

の人々を養成するハ、実に同志社大学を設立する所以の目的なりとす

ず、 せは、 る可らず、 ことハ を養成せ ざる可からず、 民に於てハ、未曾有の政権を分配せらる、是れ実に我邦不朽の盛事なり、而して苟も立憲政体を百年に維持せ りして止む可からざる事業なり、今まや二十三年も既に近きに迫まり、我邦に於てハ、未曾有の国会を開き、 果して然らば今日に於て、 を維持するは、 決して区々たる法律制度の上にのみ依頼す可き者に非す、其人民が立憲政体の下に生活し得る資格を養成せざ 木を植ゆるに在り、百年の謀ことハ人を植ゆるに在りと、蓋し我か大学設立の如きハ、実に んと欲す、 而して立憲政体を維持するハ、智識あり、 是等の人民 吾人が目的とする所実に斯くの如し、 決して二三英雄の力に非す、 ハ一国の良心とも謂ふ可き人々なり、 此の大学を設立するハ、実に国家百年の大計に非ざるなきを得 実に一国を組織する教育あり、 品行あり、自から立ち、 諺さに曰く、 而して吾人ハ即ち此の 一年の謀ことハ穀を植ゆるに在り、 自から治むるの人民たらざれば能は 智識あり、品行ある人民 一国 の良心とも謂 ん 一国百年の大計よ 多可 の力に拠ら + 我か人 き人 年 んと欲 の謀

吾

人が宿志実に斯くの如し、

其志す所を以て之れを我身に顧れば、

恰も斧を磨して針を造るの事に類する者なきに非

To the last

る、 む す、 \$ 可きに 二十年来の宿志は、 大学設立 余の如きは実に力徴にして学浅く、 非す、 の為め 故に今日の に、一身を挙けて当らんとす、願くは皇天吾人が志を好し、 黙して止む可きに非す、 時勢と境遇とに励まされ、 我か国家の為めに力を竭すと公言するも、 我邦の時務は黙して止む可きに非す、 _ 身の不肖をも打忘れ、 余か畢生の志願たる、 願くは世 内聊 又た知己朋 か愧る所無きに非す、 上の君子吾人が志を助け、 友の翼賛は黙して止 此 の一 大事業た 然れど

明治廿一年十一月

吾人が志を成就するを得せしめよ

同志社大学発起人

新島 襄

京都寺町通丸太町上

[明治二十一年十一月·活版]

31 〔同志社大学設立募金演説稿〕

只今ハ 其 蓄資本ト云 ル 如シ)外人ト其鉾ヲ争フニハ外国ノ実況モ知ラサルベカ〔ラ〕ス、茲ニ至リテ此近傍ニ「京都ニオクハ却テ得策ナリ、 願 ツマリ人物ニアリ、只今人物ヲ送リ出事ヲ用意スルハ実ニ欠〔ベ〕カラサル一大要件テハアルマイカト存シマスル 大坂ハ学校ノ地ニアラス」大学ヲ備へ置クハ、諸君カ将来ノ運動ヲ為ス為ニ其資本貯蓄スルカ如シ、将来ノ大運動 クハ ノ伎倆ヲ試ムル場所トナルヘシ 性 ノ将来 趣旨ハ天下ノ人士ニ義捐シ呉レト注文致シ〔マ〕スルカ、此レハ実ハ義捐ニアラス、 義捐ト申セハ去テ返ラサ 諸君ニモ只今ノ現情ヲ以テ満足セラレス、 質アレ サ トモ、大学 実ニ頼母敷面白キー大修羅場ト云 ルベ カラス、只今諸君 ノ企ノ如キハ将来社会ニ必要ノ人物ヲ送スヘキ計画 (英ノ○マンチエストル○バルミンハム ノ御奮発ニョリテーノ大学ヲ起スヲ得ハ、将来東洋ノグラットストーン、ジョ /\ 内国ノ商業政事上ニ着目スルヲ以テ満足セス、 サ ルベカラス、 カ、ル商業上政事上ノ中 ノアルアレハ、 米国 ノボストン、フィ 心ノ地利 義捐ニアラ 弥進テ大坂 ヲ得ツ、アレ ラテ 「ズ」 ル フィヤノ ハ外人ノ シテ義

伊太利亜 チ フ P i レン 1 プ ノニ千人 ル、 リン ス 口口口 ا ا ミラン +

ンブライトヲ送リ出スモ

知ルベカラス

一〇大坂

カ国 上ノ発見カ、 ~ ラ 義 _ 諸会社 希 タルハ、其ノ子供カ立派ナル人物ト成レハ、消費シタル教育費ノ幾十倍幾百倍モ価 捐シテ之ヲ消 ス、近ク少サク之ヲ譬フレ 家 クハ 此生ケル資本カ其ノ手ョリ生ミ出ス所ノモノハ、 ヲ利スルノ日アラハ、 義捐ヲ以テ捐テ、返ラサ 生ス 新機械 費シ、去テ返ラサル ル 利 潤 ノ発明カ、 直接 ハ、一家ノ親ナルモノカ其子供ノ為ニ教育費ヲ貯蓄スルナリ、 諸君ノ今日義捐セラル、金円ハ義捐 利子 実ニ金銭ヲ以テ価 ル ノ類ニアラス、 ナル モ ノト モ、 認メラレ 此 ノ人物ヲ生ミ出 ヒスへ 早晚五十年百年否千年 ス、 カラ 早晚幾十倍幾百倍 巨万ノ金円カ、 [ザ] ス ノ名義ヲ一変シテ義蓄 ル程 利 益 将タ邦家社会ノ進歩カ、 ノ材料ヲ社会ニ附与スルモ ノ後 即 ノ利潤 チ =, 間 幾百万 接 ヲ以テ諸 1 利子 ノアル生ケル資本ヲ得タル ニモ ノ資金ト初「テ」云ハ 差少 君 替 立 ノ愛セラル ノ元手ヲ入テ教育 国政 丰 + 難計 所 ル ~ ノ改良カ、 ノ人物カ ケレ 此 ノ日 + 出テ我 ル 学理 諸 卜云 ヲ カ 加

ヨリ

1

カラス、

義 捐 者 = 対 ス ル 義 務 1 1 テ モ

狭隘偏

頗

ノ仕

事

八出

来

ス

-

返

却

ス

ル

モ

ノト

見

ナシ

賜

上

奮テ此挙

ラハ

助

7

国家ニ 八、即 此 貯。宇宙元理ノ原因ヲ究 ノ義 ヨリ チ 蓄 初ヨリ其 ノ株 実二龍 主諸 蛇トナルへキ度量ノ大キ、力量ノ大イナル人物ヲ輩出セシメン事也 君 ノ規模ヲ大ニ 三対 スル ノ義務ヲ竭シ、其要求ニ応シ其目的ニ適スルノ準備ヲ成シ上ネハナラス、生等ノ望 シ漸 々諸学科ヲ設 ケ人間学術 ノ奥蘊 ア講 シ、 之ヲ深山大沢 ノ如クナ [サ]シメ、 我カ 4

是非□トモ偏頗狭隘ナラシ メス寛大ナルモノト ナシ、 深山大沢生龍蛇ト云テ、希クハ之ヲ深山大沢 ノ如 丰 モ 1 1 ナ

政事上又ハ商業上ノ中心トナラサ 今ヤ国会開設モ近キニアリ、外人ノ内地雑居モ遠カラサルベシ、此 ルヲ得ス、此ノ如キ天然ノ良地位即真 = ノ大坂市ノ如キハ関西 地 ノ利ヲ得タレ ハ地利ヲ活用セヨ、 ノ大都会 ニニアレ 実

界ニ知ラル、大学トナリ度

孤ヲ托シ百里ノ命ヲ寄セシ慥ナル 陥 通学部二 1 昨年来天下ニ広告ス、教育 如 ル 十、 弊ナキ能 神学専門、 世評 -3 1 V ス、ツマリ大学 普通学部 ハ只説教家計ヲ出 ノ必要ハ諸 ノ人ハ未タ世ニ出 人物、 ノ計画アリシハ即 ス学校、 君 社会ノ柱石、 ∵ノ知ル所○吾人ハ実ニ教育ヲ以て完全ナル人物ヲ、智徳兼備 社会ニ立テ社会ノ為ニ尽ス実業家 ス、 チ致富 神学部ハ伝道者ナリ、学校カ只一専門学部 一国 ノ元理、 ノ運命トナルヘキ人物ヲ養成シ度キモノテアル、弊校学校 社会ノ通則ヲ学 ハ 出 ハシ サ ス メン為ナリ 1 其 = 止 シ 或 7 V ハ然ン、 八自然狭隘 当時普 六尺ノ

〔明治二十二年頃

32 ○同志社大学の設立について

本日諸 向 来日本ヲ 君 ノ来会ヲ謝 如何 ス

吾人宜シ ク応分ノカヲ尽スベシ

維 新以来ノ進歩

形体上ョリ無形体上ニ 進ムへ「ク」シテ退へカラス 進 4

医 術 砲術 窮理 機械 政事 法律 経済 哲学 宗教

文明 全体文明 ノ目的ヲ達ス 八十申 セ ハ ル 形体無形 =, 方ニ 体 ノ両分ヲ含蓄ス 偏シー分三安 〔ズ〕 ^

カラス

学者智者 方ニ 偏 ス・ 道徳家 方ニ偏 ス

智識道徳両立セ ++ ルベ カラス

間年十 多クハ濫費スルニアリ学問ヲ誤 当 時 智者、 物 ノ知リ乏シキニアラス、往々財ヲ失ヒ身ヲ敗リ少シ マル (学問 八無益

今日ハ欧米諸国ノ交際ヲ為ス(学術ト信用トヲ要ス)

1 スベ

カラス

・モ国

ノ財産ヲ益増セ

ス

ノ事 〇米国ノ入用

小ノ事 ○伊ノ製糸ヲ起ルヘシ

○陶器ノコト○仏ノゼーベル

毛オリカナキヌ(オルボル) 米国日本風ノセト

信用カ必要 信用ハ規則ニ縛束スヘキモノニアラス 信用ハ規則ニテク、ル

六尺ノ孤ヲ托、百里ノ命ヲ寄スベシ

智識 ト信用トヲ以今日ノ社会ヲ組織セサルベカラス

取りモ直サス西洋風社会ヲ組織セサ〔ル〕ベカラス

〇西洋ヲ取ルハ彼ヲ知ルナリ、又文明ノ域ニ進ムナリ、西洋風ヲ取ラサレハ依然野蕃ノ民タルヲ免カレス

欧洲宗教ノ時代 文明ノ精神著シク進歩ヲ見タリ (学術ノ時代 仏ノ大学 英ノ大学 仏ノ大学

ロンボスノ米国発見 宗教ノ大革命 グリ ーキ学

コ

蒸気ノ発明 電気ノ発明

蒸気船 蒸気車、 機械、 製造場等

〇形体的

精神的上ノ進歩

146

予 多年米国ニアリ、 又欧洲ヲ遊覧シテ、 尤羨キハ諸国

ノ大学設置

ノコ F ナ IJ

志社設立ノ始末

普通科 予備科 専。 門科。

〇(人物)国ノ干城柱 石 1 ナ ル 人物ヲ養 成 セ ンコト

・ヲ望ム

京都府ノ有志家へ 歳月人ヲ待タス 計 12 商況不振 洋行留守

二十三年へ近キニアリ

ヂンボ コ 1 P フ ーケンプリジ オ 7 ス フォ ル 1

〇独乙三十個 規模甚大 0

ハリス大学

大革命前

〇英国

スコット

ーランド

グラス

三

○伊太利十七個 二千人ノ書徒

露国 E 1 1 12 ボ 12 グ 大学

日本漢学

「年代不詳

イン 1 P ダクション

昨年来天下ニ広告ス、又此春以来当府ニ出張致シ居ツタ金森氏ヨリ御聞取 ク、 諸君ニハ必ラス確認セラレ又大ニ賛成セラルナラン、乍去茲ニ一言ヲ要スルハ他ナシ、吾人ハ真ニ完全ナル教 ノ事ト存ス、又教育ノ必要ハ申ス迄モナ

完全ナル教育ヲ以テ完全ナル人物、知徳兼備ノ人物、六尺ノ孤ヲ托シ百里ノ命ヲ寄スヘキ信任スルニ足ル慥ナル人 育ヲ切望スルモノナリ 社会ノ柱石、 一国ノ運命トナルヘキ人物ヲ養成セン事ヲ望ムモノナ 1)

〇現今在ル所ノ学校ハヨビ学校、 学、医学等ノ諸学科ヲオキ、宇宙ノ元理ヲ講究シ社会ノ通則ヲ学ハシメント欲ス、凡大学タルモノハ偏頗狭隘タル 何トナレハ神学専門ノ一科ヲオキタレハナリ、吾人ハ此ノ一科ヲ以テ足レリトセス、此レヨリ進テ文学、法学、理 クニアリ、世人ハ我カ同志社ヲ評シテ、只宗教主義ノ学校ニシテ只伝道師ヲ養成スルノミト、 ラ IJ カラス、 スシテ寧ロ此 其 ノ程度ヲ進メ弥大学ノヨビ門ト為サン〔ト〕スル **尤基礎ヲ強固ニシ規模ヲ寛大ニ為シ、深山大沢龍蛇ヲ生スト申シテ、之ヲ深山大沢トナシ、器量ノ太ト** ノ普通校ニアリ、乍去普通科ヲ以テ決シテ教育ヲ全フスル能ハス、之ヲ全フスルニハ即チ大学ヲオ 普通学校、神学校等ニアリテ吾人ノ尤注意スヘキハ即普通学校ニアリ、 ノ計画ニアリ、 又人物ヲ養成スル ノ一点モ 其レ或ハ然ラン、 却テ大学ニハア 而シテ来秋 如

志操ノ高キ、

目的ノ大ナル人物ヲ養成致シ度モノニアル

今日 吾 得 + シ、 吾人ハ須 人 不満ヲ抱クカハ知レ 此 ノ境遇吾人ニ向ヒ大学ヲ促スト云ハサ 此 セ 自今爾 ノ時代ニ生息ス 彐 [ラク] 此維新以来ノ日本ノ進歩ヲ見レハ、実ニ驚クヘキ 進歩ト云ハサルヘカラス、 IJ 何ヲ為スヘキカ、 進 後皮相上 ミ吾 人ノ上ニ ル吾 カ サレトモ、 リ衣然タル進歩ニアラスシテ、 人ハ多少ノ満足ヲ抱カサ 達シ得 即チ教育ヲ盛ニナシ後進生ノ智徳ヲ進ムル 如此キ進歩ハ欧洲ニモ未タ其 へキ楷梯ヲ作リ、 ルヲ得 ルヲ得 後進 内部 ノモ ス、 彐 リ発達シ 然ト雖現今ノ進歩ハ多少皮相上ノ ノヲシ ノ比類ヲ見サルト云フトモ決シテ誣 テ吾 ヲ計 得 人ノ上ニ へキ実力上ノ進歩ヲ要 ル ニア IJ 進 7 即大学ヲ創立ス 1 X + 吾人ハ御同様ニ多少 ル 進步 ~ セ + 言 カ ラ ル 1 ダ ル ~ 評 = カ セ + 之ヲ為 ラ + ルベ ス、 ル ヲ

国会開設 一時 モ近キニアリ、外国人ノ雑居モ或 ハ遠キニアラサ ルペ

近 吾人ノ御互ニ確認 1 傍 = ニ於テ人物ヲ養成ス ル ノ如キハ実ニ 1 ク 如 丰 関西 スル 地 位 ヲ ノ最大都会、 所ニシテ、 有 キ大学ヲ設 セルモ 英国 ノナ 政事上ノ運動ト云ヒ商業上ノ運動ト云ヒ将来頼母敷面白キ一大修羅場トナ リ、 立 ノボルミンハ ス ル 如此大坂 = ム「バーミンガム」 地 ノ利ヲ得 タリ、 又ハマンチェストル、 此 地 ノ利ヲ活用セ ントナレ 米国 ノボ 八此 スト 市 中 ナ リ又 iv =

7 1)

之二 吾人ハ 本 ヲ募ントス 加 不肖 フ ル 永の人物養成場ト為シ賜ハン事吾人ノ切望シテ止 ト見ナサレテ、 ニ大学専門科ヲ設ケント ナ ルニ、 カラモ 京都 地方ノ人々ハ吾人ニ問テ曰ク大坂ハ如何ト、 = 於テ十 之ヲ諸君 有 スレ 3 ノ共同 年 ノ経営ヲ以テ、 共有物ト見ナシ、 諸君ニハ之ヲ吾 現今七百ヨ人ヲ容ル マサ 人 此 ノ挙ヲ助ケ将来外国人ニ向テモ耶 個人 ル所ナリ、 大坂ハ未タナリト申セ ノ私事ト認メラレ 吾人カ此企ヲ初テヨリ諸方 ヘキ普通 校 ス関西 ノ教育ニ 「シ」カハ、 ノー大事業、 従事 「カシ」 先大坂ニ於テ 致シ来 出 カ 否邦家 ラ リ、今 ケ資 ヌ大

募 ノ賛成ヲ得 ル ~ 1 然ラサ V 必ラス天下ノ賛成ヲ得ベシ、 我等モ之ニ 応 ス ル 能 ス 1 断 不幸ニシ ラ V 及 テ大 リ、 諸 坂 ノ賛 君 \exists 成成 大 ヲ 坂 失 1 吾 1 随 人 テ = 天下 取 IJ 1 賛 大 成 関 門 モ 失フニ ナ リ、 吾 至 人幸 ル ~ 又

大坂

ノ賛

成

ノ多少ハ恰

モ天秤皿

ノ如

シ、

大坂

ノ寄

附

一方

1

=

才

牛

テ

軽

口

ケ

V

1

他

1

E

軽

P

カ

ラ

吾 今日 ス ナ 撰 ケ 人 ル 抜 V モ + 也 幸二 ラレ IJ 1 カ ナ ク リ、 臆 1 及 ル 生 セ 諸君 スシ 諸 E 諸 君 テ 3 カ 君 今日資金ヲ投シテ大学ヲ設クルハ、捐テ返ラサルカ如キ義捐ニアラス、人物養成 諸 進 1 君 テ 前 ノ前 此 = 挙ヲ 出 = テ 喋々 助 稍 ケ カ 賜 ス 平素ノ宿志 ルハ プフニ 至ラハ 他ナシ、 ヲ 吾人ニ 簡短 之ヲ以テ天下 = トリ 陳 ス 非 ル 常 ヲ得 ノ教育ト 1 カヲ タ ル 得 1 実ニ タリ、 [看] 幸 傚ナシ、 又非常 1 至ニ 在 ノ事実ト 少シ リ、 モ心 殊二 云 一大坂 三忌憚 ノ為 + 市 ル ス ヲ 民 ル 得 ヨ 所 1)

[明治二十二年三月・草稿]

34 大学設立主旨

諸君にハ必す確認せられ、又大ニ賛成せらる」ならん。去りながら茲ニ一言を要するハ他なし、吾人ハ完全なる教育 昨年来天下に広告す、又此春以来当府に出張致し居る金森氏より御聞取の事と存す。又教育の必要ハ申す迄もなく、

を切望するものなり。

校、 のなり。 に為し、 なり。吾人ハ此の一科を以て足れりとせず、此より進みて文学、法学、理学、医学等の諸学科を置き、宇宙の天理を 宗教主義の学校にして只伝道師を養成するのみと云ふ。夫れ或ハ然らん、如何となれバ神学専門の一科を置きたれバ 去普通科を以て決して教育を全ふする能ハず、之を全ふするにハ即ち大学を置くニあり。世人ハ我同志社を評して只 備門と為さんとするの計画にあり。又人物を養成するの一点も却て大学ニハあらずして、 完全なる教育を以て完全なる人物、智徳兼備の人物、六尺の孤を託し百里の命を寄するべき信任するに足る慥かなる 神学校等にありて、吾人の最も注意すべきハ即ち普通学校ニあり。而して来秋より其の程度を進め、 社会の柱石、 社会の通則を学ハしめんと欲す。凡大学たるものハ偏頗狭隘なるべからず、尤も基礎を強固にし規模を寛大 深山大沢龍蛇を生ずと申して之を深山大沢となし器量の大、志操の高、目的の大なる人物を養成致し度きも 一国の運命となるべき人物を養成せん事を望むものなり。現今在る所の学校ハ予備学校、普通 寧ろ此 の普通校にあり。 愈大学の予

に為し、 楷梯を作り、 歩ニあらずして内部より発達し得べき実力上の進歩を要せざるべからず。吾人ハ之より遙かに吾人の上ニ達し得べき る吾人ハ多少の満足を抱かざるを得ず。然れども現今の進歩ハ多少皮相上の進歩と評せざるを得ず。 後進生の智徳を進むるを計るにあり。 此の如き進歩へ欧洲にも未た其の比類を見ざるものと云ふも決して誣言ニあらざるべし。 後進の者をして吾人の上ニ進ましめざるべからず。之を為さんと欲せば何を為すべきか、 即ち大学を創立するにあり。今日の境遇、 吾人ニ向ひ大学を促すと云 此の時代ニ生息す 自今皮相上の進 即 ち教育を盛

吾人ニ向て曰く大坂ハ如何と。大坂ハ未だなどと申せば大坂ニ於て募るべし。然らされバ、我等も之ニ応ずる能 ハんこと、 之を諸君の共同共有物と見傚され、 都 にして大坂の賛成を失ハヾ随て天下の賛成も失ふニ至るべし。又大坂の賛成の多少ハ恰も天秤皿の如し。大坂の寄附 設けんとすれべ、諸君よ、之を吾人一個人の私事と認められず、関西の一大事業、 地の利を活用せんとなれバ此市中、又ハ近傍ニ於て人物を養成すべき大学を設立するにあり。吾人ハ不肖ながらも京 ム又ハマンチエスター、米国のボストン、新紐育の如き地位を有するものなり。此の如く大坂ハ地の利を得たり、此 と云ひ商業上の運動と云ひ将来頼母敷面白き一大修羅場となるハ吾人のお互ニ確認する所ニして、英国のバーミンガ 今や国会開設も近きニあり、外国人の雑居も遠きニあらさるべし。大坂の如きハ実ニ関西の最大都会、政事上の運動 ニ於て十有余年の経営を以て現今七百余人を容るべき普通学校の教育ニ従事致し来れり。之ニ加へて大学専門科を ハられたり。諸君よ、大坂ハ吾人ニ取りて一大関門也、吾人幸ニ大坂の賛成を得バ必ず天下の賛成を得べし。不幸 吾人の切望して止まざる所也。吾人ハ此企を始めてより諸方ニ出かけ資本を募らんとするニ地方の人々ハ 此等を助け将来外人ニ向ひても恥かしからぬ大学と為し永く人物養成場と為し賜 否国家の一大事業と見傚されて、

少くも心ニ忌憚する所なけれべ也。諸君よ、今日資金を投じて大学を設くるへ損ニて返らざるが如き義捐ニあらず。 非常の事実と云ハざるを得ず。吾人ハ斯く臆せずして諸君の前ニ喋々するハ他なし、之を以て天下の教育と見傚し、 人物養成の為二貯蓄するに外ならざる也。 実ニ 幸の 至り也。 殊二大坂市民より撰抜せられたる諸 君が 進て此挙を助け玉ふに至らば吾人ハ非 常の力を得、 又た

方の一

ニ置きて軽けれべ

他の皿も

軽からん。今日ハ幸に小生も諸

君の前ニ

出て平素の宿志を簡単ニ陳するを得

[明治二十二年八月十六日・ 徳富蘇峰秘書写し

35

一生徒ノ進歩大学ノ設立ヲ促ス

当時

ノ境遇大学

ノ設立ヲ促ス

能 手ョ 維新以来文物百般 ニシテ、 ノ二十四五年間 ハス、之ヲ簡短ニ IJ 成 我カ同胞 ル トモ尚僅 二此 ハーノ面白キ戯ヲ演シテ文明世界ノ人民ノ美観ニ供シタリト云フテ可ナランカ ノ進歩ハ実ニ驚クヘキモ ノ進歩ヲ成セシハ実ニ驚クニ堪へス、慢ルニ堪エヘリ、 申セハ実力内部 々 ノ人ニョリ成 ノ進歩 レリト云ハサ ト云ヨリモ皮相、 ノトス、 ルヲ不得、 然レトモ此 表面 又西洋人ノ手本ヲ模擬シ、 ノ進歩ハ或ハ外国人ノ手ヲカ ノ進歩ト云ハ 世界 サルヲ得ス、 ノ歴史上 或八 乍去兎 一打消 カリ衣ヲ衣 ルモノアリ、 スへ カ 角我カ ラサ タル 或 日 ル一事件 1 内国 本 嘆 力此 チ

ベシ 已ニ陳シ ンヲ演シ来リテ驚へキーノ進歩ヲ為シタルハ、真ニ世界ヨリモ之ヲ公言スル所ニシテ、先ツ一段落ヲ為シタリト云フ タル如ク此 ノ進歩ハ皮相表面上ノ進歩ニシテ未タ実力的ノモノトハ申シ難キモ、吾人ハーノレウォ ーシ 3

ヲ得 然ラハ吾人ハ此一段落ヲ以テ満足スヘキカ、否、 ス 革命的ノ時代即一段落ハ早過去リテ、改良熟成的ノ時代ヲ迎ヘサル

革命 事ニ奔走スルモ、 1 時代ハ 却テ来シ易キモ熟成的 熟成的ノ時代ニハ時代ノ英雄人物ノ安心シテ、稍モスルト枕ヲ高フシテ臥シ各其ノ地位ヲ安スルニ ノ時代ハ容易ナルモノニアラス、革命的ノ時代ハ人物カ各本気ニ身命 ヲ抛

ノ用ニ供セント

欲スルノミ

フ

来ラシ 身ヲ抛 至り、社会ヲシテ其ノ取ル所ノ方針ニ任セ、社会ト共ニ腐敗シテ更ニ顧ミサルカ如キ憂ヲ生シ、 4 チタルモ今ハ己ヲ利スルノ計ヲ廻シ、社会ノ腐敗ヲ招クカ如キ弊風 ル モ熟 成成的 時 代 = 所スル ノ方法ハ却テ至難ナリト云 1 + ル ヲ生スルモ免レ難ケレ カラス 昔時 革命的 ハ国事 ノ時 ノ為ニー

3

IJ

1

ノハ 茲ニ至リ熟成的 真正ノ教育ヲ拡張 ノ手段ヲ ス 施 丰 サ 一事 1 ル ・ナリ、 ~ カラ 高等ノ学術ヲ講究ス ス、 其 ノ手段タル 7 牛 ニシテ足ラス 大学ヲ設クルニア ト雖、 熟成的 IJ ノ手段中最欠 カラサ ルモ

古二 天下ノ革命改良家、 遡り今二〇シテ吾人ノ信スル所 ノ論説ハ其 **ノ進歩ヲ醸モシ一国ノ富強ヲ来ラシムル職トシテ学問ニヨラサルハナシ、蓋シ学問ハ人智ヲ開発** ノ国人ノ耳目ヲ高尚ナラシ 真理ノ発見家トナルト申スニハ非ラ 大学ニアリ養成セラレ ムルモノナリ、進歩的ノ人民ヲ活用スル材料ヲ供スルモ [ザ] レトモ、 タル学者 ノミガ、 学問 ノ功能 天下 ノ豪傑トナリ天下ノ仕事師 ハ欠クヘカラサ ノナリ スルモ ル モ 1 ニシ ノナリ、 トナ

仏国 ノ彊 1 モ誣 土ヲ広 ケ ノ早ク欧洲 ンブリジ タラサ メ其 ノ農業 ノ大学其 ニ於テ牛耳 ルベ I 業ヲ進 ノ材料ヲ与ヘシ ヲ取リシハパリ大学与リテカナシト云ベカラス、 メ貿易ヲ盛ナラシ 卜云 ハサ メシ ルベ カラス、字露生ノ近時欧洲ニ 1 其聯邦中三十個 ノ大学ナルモ 英国 1 於独乙聯邦嶄然頭角 革 命 ノ隠然其 進歩アリシハ ノ資本ト オ ヲ ナ 7 顕 ス ワシ、 フォ リト云 其 ル

カラ 故 ス、予ハ今日諸 大学ハ文化 ノ根原 二向上、 ニシテ、 一国ヲ富強ナラシムル、其ノ人民ヲシテ真正ノ福利ヲ蒙シムル為ノ資本ト云 又大坂府下ノ紳商ニ向ヒ其ノ賛助寄附ヲ求ムルハ他ナシ、 即此 ノ資本ヲ貯蓄シテ他日 ハサ ルベ

「明治二十二年頃・草稿」

磨シ且益志ヲ〔高〕 乍去此々ニテ足レリトスルヤ、否々々未タ年少シ、尚可成ハ数年ノ勤労ヲ為シ、学識ヲ博〔メ〕徳義ヲ養ヒ、 之波濤ヲ越へ来ヲ〔レ〕シ女教師方、且日本之教員之教授ト御導キニヨリ今日之式ニ及フハ当ニ□之教ヲ喜□トスル所、 ハロレヲ益スルノミニ止マリ、社会ヲ益シ人ヲ益スル事ハ期セラレサルベシ、、、モ多年来此校ニ 黽 勉 不怠、且万里 ルモ徳ノ力尽ク人ヲ服セシメ徳力克ク人ヲ化スベシ、若シ此徳ヲ欠キ此徳ナキトキハ如何ニ学力アリ智識アルモ多ク 人々ノ帰 支那聖人之語徳不孤必有隣ト云語ヲ有〔ス〕カ、真ノ徳ト云者ハ徴ナルモ著ク之ヲツ、〔メ〕トモ顕ワレ、 服ス ルモ ノナルヘシ、是徳アレハ必ラ〔ス〕感化力ノ発シ出ツルモノニテ、人縦令多分ノ言葉ヲ費ヤサ〔ザ〕 誰云トナク

〇未開之人民ハ望ム所至テ少シト

尚シ、他年ノ成業ヲ期スベシ

ル所カ多ク、社会之邪魔トナリ

此迄之婦人之風俗へ唯衣裳ニ美、外ニ飾ヲ以テ意トシ男子之玩弄物トナリ、遂ニ非ナル事モ人ニマケレレ、人ヲ益ス

何等カ卑キモノ〔ノ〕取扱ヲ受ケタリ、 知其道具タル 教化ヲ助クル分トナラスシテ風俗ヲ乱スノ道具トナリ、甚キニ至リテハ後世婦人モ殆男子ノ玩弄トナルモ ノ用意ヲナシ、歌ヲナシ三〔味〕線ヲヒキ多クハ風紀ヲ乱スノ道具トナリ、俗曰女子ト小人 ノト不知不

第 一ニ婦人ノ美徳ヲ琢磨シ自ノ価ヲ高尚ニシ、随テ人ニ及ベシ

TORS THE STREET, SEC.

記事·録事



37 同志社英学校記事(明治八年八月~十六年十二月)

同志社員ハ新島ノニ人

明治八年八月廿三日、同志社英学校設立ノ許可ヲ得

一月廿一日、デウィス家族入京ス

デウィス氏 ノ雇 入レ ハ壱年間 明治 八年十月一日ョリ九年九月卅日迄」

明治八年十一月廿九日、同志社開業

一月廿九日ノ調へニ生徒二十八人(入塾生十人、通学生十八人) 「京都府寺町通丸太町上ル十八番地華族高松氏ノ邸半分ヲ借用シ学校トス、入校生ハ僅ニ十人ニ過キス」(同年十(キキ)

八年七月、デウイス雇続キ五ヶ年ノ雇入レノ願書差出ス

八月、右兔状受取ル

氏八上京十一区中筋通六百八十三番地柳原前光君邸内二寓ス

明治 九年三月十五 日 = 1) 同 十二年三月十 五日迄三ケ 年 間 ۴ 7 1 1 ダブリ ウ V 1 ル ネ ŀ 氏幷 = ウ オ V ス テ

【一ロル氏二人ヲ雇入ル

九年 九年六月十五日、 五月、 地ヲ上京第十 校舎建築ニ取懸ル 区相国寺門前町 ニ占ム、 其ノ坪数五千八百五十

- 五坪

同年七月、 デウィ ス氏九年十月一 日ョリ十四年九月卅日迄雇続 キ願書差出

八月八日、右免状来ル

同年九月五日、ドーン氏ヲ雇入ル

〇此第二学年期ヨリ熊本洋学校ノ生徒金森氏ヲ初トシ陸続来校ス

「九年熊本ニ於テ神風連ノ難ヲ逃レ、又十年西郷氏ノ難ヲモ逃ルノ幸ヲ得タルハ真神ノ冥助ト云ハスシテ何ソ」(左欄)

「第一第二寮落成」

〇九月十八日、相国寺門前新築之校舎ニ於テ開業ス

九年十一月、十二月ノニヶ月中、 西京ニ於テ第 第二、 第三ノ教会ヲ設立ス***

十年四月廿八日、柳原邸内ニ於テ女学校開設ス

五月八 日 F. 1 氏 1 妻 病 = 罹 力 V ル ヲ以テ、 解約 ノ上京地ヲ去ル

「十年九月、第三寮落成ス」

同年十 月廿日、 常盤井殿町二条家ノ地所四千九百六十九坪九合ヲカイ入ル

「十一年一月、初メテ寮長ヲ撰ス」

十一年五月廿一日、テーロ ル氏京都府下ニ於テ投薬スルヲ許サレザルヲ以テ遂ニ解約シ、 六月六日京都ヲ去ル

「十一年九月、第四寮落成ス」

十二年二月廿二日、 年十 月二日、 V コ 1 ル ドン 「ル」ネド氏五ヶ年間雇継願書 氏五ヶ年間 雇入願 書出 ス 事故 ノ許可ヲ得タリ アリ 願 書差戻サ

タリ

十二年六月二日、 再ヒコル ドン氏雇入願書ヲ出シ、同月二十六日右許可ヲ得 タリ

ス

十二年六月十二日、第一回卒業式執行

熊 本ヨリ来レ ル生徒十五人卒業ス、市原 盛宏 森田久万人 山崎為徳ノ三氏ハ同志社ニ止マリ教員トナリ、

宮川経

輝氏ハ同志社女学校ニ止マル 月給各十五円

十二年十月二十日、初テ叡山ノ麓ニ於テ校中ノ生徒兎狩ス

年九月、

運動

場落

成

ス

同年十一月十八日、教員協議ノ上可決セシ事左ノ如シ

一同志社二於テ普通科ノ外必ラス神学ヲ教授スヘシ

一当時行ハル、神学ノ外別ニ速成科ヲ設クヘキ事

外国教員縦令神学ヲ教ユル モ決シテ普通科 ヨリ手ヲ引カス、益該科 ニ尽力スへ キ事

〇十二年十一月五日、アメリカン ル 分ヨリ八千弗ヲ同 志社ニ 年々寄附 . ボ 1 ス ルド ^ 丰 3 3 リ書ヲ送リ、 1 申 越サレ タリ オテ 1 ス V ゲシー資金ノ内、 外国教育ノ為ニ設置キ

夕

十三年六月、四人ノ正課卒業アリ十二年十二月、デウィス病気ノ為支那ニ遊行

ス

十四年一月十日、デウィス脳病加養ノ為家族ヲ引連レ欧洲ニ出発ス

「〇十四年四月、槇村正直京師ヲ去リ北垣国道君之ニ代リ知事タリ

+ 应 年六月、 初テ京都四条北ノ芝居ニ 於テ宗教演説ヲ催ス、 是ヲ京師演説 ノ初トス」

十四年六月廿四日、十八人ノ生徒卒業ス

七月廿九日、山崎為徳肺病ニカ、リ京都ノ病院ニ入院ス

⊗十一月八日、山崎為徳、新島氏ノ宅ニ於テ午前六時十五分死去ス、第二教会新築会堂ニ於テ葬式ヲ行ヒ、 黒谷山新

島氏墓地ニ埋葬ス

「※十四年十一月、第五寮落成ス ○同十二月、礼拝堂落成ス」

十五年二月六日、Drディ・シー・グリイン氏来京ノ免許ヲ得タリ

〇十五年六月三十日、六人ノ正課卒業生アリ

十五年八月二日、デウィス氏再ヒ雇入レノ願聞済ミタリ 「十五年九月ヨリ卒業生ナル下村孝太郎氏ヲ招キ教員ノ列ニ加フ」(日機)

同年十一月廿五日、デウィス来京ス

学校ノ生徒尽クステーション迄出向ヒタリ

十六年二月十三日、更ニ左ノ委員三名ヲ加へ同志社々員トス

熊本県士族 伊勢時雄

新潟県士族 松山高吉

京都平民中村栄助

一同志社ハ五人ヲ以テ組織シ、此五人ハ社ノ財産ヲ所有シ、基督教主義ヲ以テ学校ヲ維持スルヲ務メ、且学校ト政 社員五人、内外国教員ト協議ノ上左ノ四条目ヲ可決ス*** ●十二月廿二日

定礎式執行

府トノ間ニ生スル百般ノ事務ヲ弁理スベシ

|社員中若シ欠アルトキハ、現存ノ者新ニ撰択シテ之ヲ補ヒ社ヲ永続セシムヘシ、又社員中ヨリ一人ヲ撰ヒ校長

スヘシ

三校内百般ノ事務ハ各校ノ内外ノ教員校長ト協議ノ上之ヲ弁理スベシ

四 外国 3 リ寄附シタル金ハ、外国教員若クハ他ノ委托者ヨリ各校ノ教員ト協議 ノ上支払フベシ

二月十五日

新島襄ハ旧ニョリ社長ノ任ニ当ルコトヲ四人ヨリ委托セラレタリ

「五月中、二 ヲ許シ七千五百円ヲ寄附ス」 宣教師集会ノトキ石造或ハ煉瓦造ノ講堂ノ入用ナルコトヲアメリカン・ボールドニ乞フ、ボールトハ之

六月二十九日

正課二於テ八人卒業ス

十月十七日

新 築ノ入札ヲ為シ尾龍 南太郎 ニ落札シ、十一月上旬ヨリ普請 パニ着手ス*

100

同志社英学校

(山本覚馬 新島襄二人結社ノ上学校設立ノ願書ヲ差出ス

明治八年八月廿三日 同志社英学校設立ノ許可ヲ得タリ

八年十月一日 一年間雇入レノ条約ヲ以テ米国人ジェー・デー・デウィス氏ヲ雇入ル

同 八年十一月廿九日 京都府下寺町通丸太町上ル華族高松氏ノ邸半分ヲ借用シ、仮学校トシ開業ス

入校生 十人

通学生 十八人

門九年五月 校地ヲ上京第十区相国寺門前ニ占ム

坪 数 五千八百五十五坪

地代価 五百円

理学博士 トワイト・ダブリウ・レールネド 九年三月十五日 三年間雇入レノ約ニテ左ノ米国教師二人ヲ招聘ス

医学博士 ウォレス・テーロル

同年七月 デウィス氏雇続キノ上五ケ年ノ条約ヲ為ス

同九月 ドーンヲ雇入ル

九月 相国寺門前新築ノ校舎ニ於テ開業ス、之ヲ第一、第二寮ト号ス

此期ノ初メヨリ熊本洋学校卒業生丼他ノ生徒陸続来校

十年 五 月 1 1 1 氏 解約 妻 ノ病 = 罹 V ル = \exists ル

十年九月 第三寮落成ス

+ 年 五 月 テ 1 P ル 氏 解約 (知事槇村氏 ノ府下人民ニ投薬スルヲ許 # ル = 3 IJ

向九月 第四寮落成ス

+ 取 調 月二日 ノ廉 ボアルヲ 医学士 以右 願 7 書下ケ戻シト ル 1. ン 氏 五 ケ年 ナ 間 ル 雇入願 書差出 ス

同 六月 月廿二日 7 ル ドン 氏雇 V 入] V ル ネ 1 願 1 書 五 ケ年 聞 済 間 1 雇 ナ 継 ル 願 書 ノ許 可ヲ ・受タリ

十二年六月十二日 第一回卒業式ヲ執行ス

余課生徒十五人卒業

十二年九月 運動場落成ス

+ _ 月 米国 ノ教 友 3 リ、 才 チ 1 ス氏遺金 一ノ内、 別ニ外国教育ノ為ニ設置カ ル 資金ヨリ年 々八千弗ヲ同志社 = 寄附

「十三年六月 四人ノ正課卒業アリント機」

+ 一四年 一月 デウ 1 ス 病 = ヨ IJ 帰国 ス

六月 十八人ノ正課生卒業

同 + 月 第五寮落成 ス

五 年二月六日 五年ノ期限ヲ以テ米国神学博士デー・シ ー・グリイン氏ヲ雇入ル

十五 年六月三十日 六人ノ正課卒業生アリ

同 十一月廿五 デウ ィス再ヒ帰校ス

六年二月十二日 山本覚馬、 新島襄二人ノ外、更ニ左ノ委員三名ヲ撰ヒ同志社員トス

(当時伊予今治ニ寓ス) 伊勢時雄

熊

本県士族

〇氏ハ故横井平四郎君ノ嫡子ニ係ル

新潟県士族(当時神戸ニ在寓) (京都常置委員 中村柴助 松山高吉

新島襄 旧 ニョリ社長ノ任ニ当ル

京都平民

六月二十九日 八人ノ正課卒業生 アリ

同

十月十七日

煉瓦構造ノ講堂建築ニ取

懸

ル

右 講堂建築ノ受負金高 ハ七千五 百 円 ナリ

七年十一月 現員 徴兵令発布以後生徒中殆三分一帰省ス 话 二六十四名

該令免除 ノ者ト免除セ 帰省 四十名 マラ 、サ、ル

年生 風免除ノ者 三十二人 モノノ割合ヲ調査ス

②免除セラレサル ・モ 二十人

壱万壱千八百七十五坪 同志社所有 ノ地坪幷地価

右地代価 壱千三百十七円六十七銭

新築煉瓦講堂ノ受負金高 校舎ノ価 但第一、第二、第三、第四、 八千六百九十六円 七千 第五寮、 五百円

食堂、

運動場、

講堂共

以上四口金額総計 書籍器械等 一千百二十五円 壱万八千六百三十八円六十七銭

「〇十五年度経費 同

務

エール大学卒業

エル・ゴルドン

京都府 同志社員 社長兼校長

新島

襄

京都府

同

新潟県 (神戸寓)

松山高吉 中村栄助 山本覚馬

熊本県(伊予今治寓)

伊勢時雄

同志社教員

外国教員

ビローイト大学卒業

米国人 神学博士 ジェー・デー・デウィス

シカゴ神学校卒業

千八百八十二年神学博士ノ称号ヲ収領ス 理学博士デー・ダブリウ・レールネド

同

医学士 エム .

170

同

県

下村孝太郎

同 同

同

ウェ ーネスボルグ府大学卒業

アンドウァ神学校卒業

ロングアイラント病院附属医学校卒業

神学博士 デー・シー・グリイン

ダートマウス大学卒業

同

アンドウァ神学校卒業

千八百八十一年神学博士ノ称号ヲ収領ス

内国教員

熊本県

市原盛宏

熊本洋学校卒業

同志社余科卒業

同県

森田久万人

岡山県

同志社正課卒業 大西祝

(飲酒、 登楼、窃盗ノルイ)ニョリ逐校セラレ タル者七名 明治八年十一月同志社英学校創業以来、

同十六年九月第九学年期第壱期ニ至ル迄、

入校生徒ノ数四百十五名、

且犯則

明治十三年乃第六学年期生徒平均数

十四年乃第七

九十三人

十五年乃第八

" 11

同 同 同

百五十一人

百二十一人

十六年乃第九学年期第一期生徒ノ数 百五十人

卒業生徒人員

同 十二年 余科卒業生

十五人

「其内五人学校教員 五人基督教伝道ニ従事ス 三人新聞記者 (二人毎週新報ニアリ 一人官報ニアリ) 二人職

業未定 一人死去」

同

十三年

正課卒業生

四人

十六年 十五年 十四年

同 同

八人

卒業生合計

洋行生

五人 三人勉学ノ為、二人商業ノ為

五十一人

父兄或ハ朋友ヨリ其ノ費ヲ支弁スルモノトス、 別ニ貸費ト称スルモノナシ 生徒全数百五十人ノ内十六名ハ、或ハ助教トナリ或ハ校中労働ヲ為スニョリ学校ヨリ学費幾分カヲ支給ス、余ハ其

明治十六年十二月徴兵令布告以後、生徒中該令免除ノ者ト免除セラレサルモノノ割合ヲ調査スル、 左ノ如シ*

当時適齢帰省ノモノ	五年ノ後	四年ノ後	三年ノ後	二年ノ後	一年/後 //	六ヶ月以後適齢ノモノ	当時適齢在校ノモノ	徴兵免除ノ者	各級総員	
	五	==	III	七	=			+11	111+11	一年生
八	-	四	III	-	五	1	11	十五	四十	二年生
七		Ξ		111	-			十川	二十八	三年生
11				五				六	十川	四年生
Ξ			341	III	10			五	士三	五年生
					Ш		Section 8	11+1	二十四	余科生
三 大	六人		八人	十九人	士人	一人	六	七十二人	百五十人	

余 Ξ 五 八人 乙甲 科 年 年 年 年 年 ノノ者 生 生 生 生 生 生 総総 /\ 乙甲乙甲乙甲乙甲乙甲乙甲乙甲 卒業前 計計 // // 免免除除 11 11 11 11 セノ 適 ラモ レノ 齢 + ノ上 ル E 徵 兵 = 応 ス ル カ 或 1 徴兵猶予 人 7 得 ン カ

見做サ 、ルヲ得 ス、 左レ 1 敝校 ノ生 徒 1 是レ 3 IJ 数年 7 出 + ル 間 = 半額 ヲ 為 减 ス 早 ル 晚公立又 = 至 ル /\ 必然 八官 立 ノ事 校 ナ = 入 ル 校 ~ ク、 ス ル 且 モ 向

1 ŀ

入校生人員

ノ大ニ

少ス

ル

モ亦疑フ所

=

アラサ

ル

明治十七

月調 减

39

「基組」

同志社大学創立記事

ま約事

西京寺町通丸太町 上ル

十三番戸 新島

襄

所持

「本文」

東京府下ノ紳士 明治十六年一月中、 = 面 同志社大学設立主意書ヲ認メ、四月ノ下旬ニ至リ浜岡氏ニ托シ之ヲ上梓シ、 談シ賛成ヲ乞フ事ヲ初 4 五月中襄東上 ノト 丰

京師 分ノ力ヲ尽サン事ヲ諾ス、比ハ明治十四年○月中大和大滝村ノ土倉庄三郎氏、立憲党員兼編輯長古沢滋氏ト同 五月中安中ニ於テ高崎 ニ来ラレ氏 画アルヲ談セラレシカハ、土倉氏ハ之ヲ賛成シ是非トモ尽力セン事ヲ約セラレ、其後大坂ニ於テ五千円ノ株ヲ二十 ノ二子辰二郎、亀三郎ノ教育ヲ委托セラレントキ、古沢氏ョリ大学ノ必要ナルヲ談シ且同 ノ柏屋六左衛門、 倉ヶ野松本勘十郎ノ二氏ニ面談シ大学ノ賛成ノ事ヲ委托セシカハ、二氏 志社 二二於テ 八応 テ

弥同氏 募ラハ事容易ニ成ペシ、予ハ其 ノ篤志アリテ大学ノ挙ヲ賛成セラル ノ壱株トシテ五千円ヲ出スヘシト云レタリ、其後ニ至リ襄ハ屢大和ニ至リ同氏ヲ訪ヒ、 、事ヲ信シ、遂ニ十六年ノ一月ニ至リ大学設立主意書ヲ認ムルニ至 1)

同六月中、 浜岡氏ニ托シ発起人ノ募リ方弁金額募集ノ法方等ノ草案ヲ稿ス

「十五年一月中、土倉ヲ尋ヌ

十五年十二月、 大和 ノ土倉ニ至リ、大学ノ為ニ三万円ノ受負呉マシキヤト委頼ニ及ヒシカハ、前約ノ五千ノ外今ハ

応シ難シト答へラレタリ」

八月中、大聖寺ニ於テ郡長滝譲君幷九谷陶器会社長飛鳥井清君ニ面会シ大学ノ事ヲ委托ス、 定一君ニ面接シ、 大学設立発起人トナリ該県下ニ於テ募集等ニ着手セラ「レ」ン事ヲ乞ヘリ 同月下旬福井ニ至リ杉田

〇福井県下波寄村 又 〇福井県泉水町岡部方

+ シ、 月一日之比ョリ浜岡君ト合談之上、先府下ニ於テ二十又ハ三十名 然ル后近畿 3 リ遠方ニ及シ賛成家ヲ募テハ 如何ト申合セ、 遂ニ府下ニ在留スル区部郡部 ノ発起人ヲ募リ、其 ノ上金額募集 ノ議員ニ書ヲ呈シ、 ノ法方等ヲ予定

〇区部議員

下之有志諸君ニ面会シ発起人トナラレ

ン事ヲ乞ヒ初メタリ

西村定七 油ノ小路中立売下ル

七三郎

児島定七

下間庄右衛門

面

会ス

郡部議員

田宮 勇

奥村新之丞

吉井省三

河原町四条上ル

堺町御池下

ル

三条堺町西二入

十月上旬 面会ス

松原通下ル

徳万

町

177

同室町東ニ入ル 「十月十日」

〇磯野小右衛門

十月十一日 面会ス

十月十一日

融通ヲ 人加 富小路四条下ル深政方ニ於テ田中源太郎君ニ面会シ、 名ヲ辞セラル、ニアラス、近来米価地価 醸 到底此 ノ実況ナルレハ賛成家ヲ得ルニ見込ナケレハ、此レ時機ノ未タ至ラサルナルベ ノ下落ト加之当夏ノ旱魃ヲ以テスルョリ村落 三周間前ョリ発起人不承諾 ノ事ニ懇々示談ニ及候所、 非常 = シト 困却、 思ワレ 随不景気不 敢テ発起 断然発

依テ襄 此 ナキモ 難キ事ナレハ縦令不景気故多分ノ賛成ヲ得ルノ望ミナキモ、今茲ニ於発起人ヲ募リ先募集ノ法等決定シ、広ク世人ニ 待ト云テイツ迄待テハ時機カ来ルカ、慥ニ来年来ルト見込アラハ必ラス其望ヲ以テ待ツヘキモ、来年ノ事 起人加名 モ之ヲ広告通知スルコソ一日モ猶予スヘカラス、一日後ルレハ一日ノ損ナラント説タレトモ、田中氏ニハ到底見込ミ 夜中 村栄助氏三丹地方巡回ョリ戻ラレ来訪セラル、依テ田中氏 ノニ加名スルハ大ニ心ニ愧ツル所ナレハ、時機ノ至リ見込ノ立ツ迄ハ<u>賛成</u>シ難キ旨申サレ リ、 辞シ度ト云レ 御尤ニハ存スレトモ全体大学ノ挙ノ如キー朝一夕ニ好結果ヲ得ヘキモノニハアラサルベシ、乍去時 タリ 「途中浜岡ヲ問 ノ口上ヲ話シ相談ニ及ヒシカハ、 B 高木文平君 八慥 行キ 期シ

ノ事ハ

如何セハ可ナラント問ヒタレハ一応同君ニ面会スヘシト答ヘラレタリ、且見込ノ違フ所ヨリ急ニハ着手ハナル

応相

談シテ

如

何ト被申シ

= ヨリ、

同十二日ノ朝

フ」高木ノ家ニ至リ同氏

ノ見込ヲ尋ヌ、

且

中君

竹

与

謝 野 野

7 9 丰 _ = リ、 再三委頼シ テ応 セ サ V / 不得 山事、 応 スル E ノ丈ケニテ発起人トナリ募集法等ヲ定メ賛成家ヲ募

募集法 モ談セラル

段落ヲ付ル

ノ外良策

ハ

ナ

力

ル

~

1

1

申

サ

V タリ

(百円ト云テ現金ヲトラス抵当ヲ受ケ、年々百円ノ利子ヲ申受ケテハ如何

ノ知

氏ノ見込ニ付キ談セシカハ、先ツ不景気ヲ不問ニオキ速ニ発起人ヲ募リ賛成家ヲ得ルノ法ニ着手スルコソ今日 帰路堺町御池下ル市田文次郎君ヲ訪ヒ、上京区長杉浦氏幷同氏 人内貴氏等ニ相談アリタキ旨委頼 二及上、 又田 ノ急務 中

〇高 ※市田 木君 君 ニハ下京区長 ノ募集法 月賦 ニ面会シ大学賛成ヲ委頼 = ナシ 入レ 易キ 法 カ必 用 ス ナリ ル 事 ラ托 ŀ ス

ナリ

卜云

ル

七年一 月十四

伊 東熊夫君 ヨリ郡 部 ノ議員 同氏 ノ外独リ川勝光之助氏 ノ応セラル、事ニ決セリト通知アリタリ、 他ハ辞退シ又ハ未

決 ノヨシ

以下八十枚空白

熊

稲葉 郎右 衛門

今林則 満

足達又八

郎

田 中喜間, 太

天

宇 治 南桑田 北桑田 船 何 井 鹿

奥村新之丞

福井矢之輔

田中源太郎 河原林義雄

伊東熊夫 吉井省三

田中常七 正木安右衛門 菱木信興

松野新九郎

愛 葛

宕

郡部理事委員

(特頭) 内貴甚三郎 市田文次郎 西村七三郎

中村栄助

高木文平

乙訓郡 今里村

上加茂

宇 治

木屋町五番路次

丹波天田郡

○喜多虎雄

丸太町麩屋町西へ入

区部理事委員

明治十七年 四月四日定

菱木信興

田中半之丞〇

〇大志万重晷

〇松尾新九郎 東辻清光

議員 0 (正木安右衛門 (多貝藤右衛門(ヒラ木屋 麩屋姉ケ小路

富小路四条上ル西側深尾政

浜岡光哲

〇松原通下ル徳万町 〇河原町下丸屋町五番戸 〇和哥山那賀郡井ノロ村 丹后久美浜 丹后宮津 丹 丹波国北桑田郡大野村 古門前三好町 丹波南桑田郡穴川村 后 郡 衣ノ柵サワキ町 部 御光町二条下ル西カハ薬屋 室町四番下ル中島クニ X X 〇石田真平、 X 〇山本覚馬 〇高木文平 〇中西光三郎 ※上野弥一郎 伊東熊夫 今林則満、 川勝光之助 田宮 奥村新之丞 吉井省三 河原林義雄 稲葉市郎右衛門 布川範兵衛 勇

X 部

×

児島定七

上十二組青龍町

油ノ小路中立売下ル

安本勝治

西村七三郎

西堀徳三郎(小川一条下ル)

〇磯野小右衛門 〇増田充績

〇(内貴甚三郎〇 宇田栗園

岡

崎

松原室町東ニ入ル

第一銀行

市田氏ニ委頼

川東二王門通新柳馬場 〇竹鼻仙右衛門 田中善右衛門

高木ノ朋友

183

下妻庄右衛門

〇五条橋東二丁目 〇中村栄助

〇浜岡光哲

二条西ノ洞院西ニ入ル

○【四条通御旅町四条上ル

○堺町御池下ル

〇市田文次郎〇

河村清七

〇能川 登(

田中源太郎

南桑田郡荒塚村三条通堺町西二入

40 同志社大学記事 (明治十四年~二十一年)

創立ノ事

「発端」

〇大学設立ノ事 月中 事 於 氏 十四年」 テ其計 旬 ヲ 委托 五 ノ事 千円 画 セ ナ IJ ラ 1 7 ノ株ヲ二十口募ラバ事容易ニ成ルベシト、 ル、 丰、 同 ル 志社創 事 ラ談 大和 偶 々談大学 国大滝 立 セ シ ノ以 カバ 村 前 ノ事ニ及ビ古沢氏尤モ大学ノ必要ヲ談セ 土倉氏之ヲ賛成シ応分尽力セン 1 \exists 農土倉 IJ 襄 ノ宿志ニテアリシ 庄三郎氏其実子ヲ伴ヒ立 而 ガ、 カシテ予ハ 窃 事 = デヲ約 時 憲政党新聞 其壱株トシ 運 セ ラ 1 ル、 到来 ラ ル 襄 ノ古沢滋氏 ス テ五千円 其後大坂 ルヲ待居タリシニ、 亦私立大学 卜襄 = ヲ出金スペシト 一於テ襄 ノ要旨 1 宅 土倉 ヲ = 来リニ子 明治 語 氏 1) 一云レ Á 1 志社 B 年

其後襄 アラザルベシト悦ビ、 数々土倉氏ヲ其居宅ニ訪 遂ニ明治十六年ノ一月ニ至リ大学設立ノ要旨ヲ大方ノ有志者ニ告知セント欲シ、 E, 愈々明ニ氏ガ大学設立 ノ事ニ篤志賛成セラル 、事ヲ信シ、 時 運ノ熟セ ガ ル 遠キ

起スニ至ル

「同志社大学設立旨趣成ル」

〇山 浜 、岡氏ニ托シ之ヲ活版 覚馬、 浜 、岡光哲、 7 三附 氏 シ、 始 X 志社大学校設立旨趣冊子ヲ作 3 IJ 大学 ノ挙ヲ賛成セ ラレ ケ レリ 明治十 -六年四 月下 旬 襄 ノ起稿セ シ趣意書

- 〇明治十六年五月、 襄東上ノトキ東京府下ノ紳士ニ旨趣書ヲ布キ賛成ヲ乞フ事ヲ初メタリ
- 〇同十六年五月中、 上野国安中駅ニ於テ湯浅治郎氏ト他二三有志者ノ賛成ヲ得タリ、且高崎駅ノ人柏屋六左衛門、 又

「仮草案ヲ作ル」

倉賀野駅ノ人松本勘十郎

ノ両氏モ賛成セリ

是浜岡君

ハ仮草案ヲ稿セラル

〇同十六年六月中、 襄 八浜岡氏 ニ托シテ、 大学発起人ノ募リ方幷ニ金額募集 ノ法方ニ係ハル草案ヲ立ン事ヲ乞フ、於

〇同 〇同 十六年八月下旬、 十六年八月中、 加州大聖寺ニ於テ襄郡長滝譲氏幷九谷陶器会社長飛鳥井清氏ニ面会シ大学ノ事ヲ語リ賛成ヲ乞フ 越前福井ニ至リ北陸自由党員杉田定一氏ニ面接シ、私立大学ノ発起者トナリ県下ノ募集金等ニ

尽

カアラン事ヲ乞へリ

〇同十六年十月一日ノ頃ヨリ浜岡氏ト協議ノ上、先京都府下ニ於テ二十又ハ三十名ノ発起人トナルベキ者ヲ募リ、 リ、 干 ノ発起人仮ニ金額募集ノ法方等ヲ予定シ、然シテ後近畿ヲ首トシ他府県ニ拡ク賛成者ヲ募リテハ 是ニ於テ府下ノ有志家数名ニ奔走面説シ発起人タラン事ヲ乞ヒ、且京都府郡区ノ常置委員諸士ニ発起人タラン 如 何 r 申 合 若 セ

「京都常置委員ニ書ヲ送ル」

〇寸楮拝啓致候 大 目 ヒニ普通高尚 .的ハ智徳両全ノ教育ヲ以テ終ニハ大学ノ位置ニ進メ申度企図罷在候事ナレバ、方今内ハ学問ノ必要ヲ測知シ外 秋冷 ノ域ニ進メ漸次進歩ノ色ヲ呈シ、卒業生モ業已ニ今年迄ニ五十有余名ヲ挙ケ候得共、 ノ砌リ愈々御多祥奉大賀候、 陳者兼テ御承知有之候処ノ同志社英学校モ近時校規稍 始 立 X 3 則 我輩 モ亦 上

〇襄

ハ浜

岡氏

1

照会ヲ得テ左ノ三氏ニ面

談

シ

発起

者

ラ任

ヲ委托ス、三氏皆承諾

セラル

バ 決定致 E 広ク大方ノ有志賛成者ヲ相募リ数年内ヲ期シテ是非共大学ノ基礎ヲ相定度存候間 先其本州タル京師 推察致シ候得共発起人中 事ナラザレバ江湖有志家ノ賛成資助ヲ得サル 「家文運ノ大勢ヲ顧ミ、 度積 = 御 坐 候 ニ於テ発起人若干名ヲ得予メ資金募集ノ法方等ヲ仮定致シ、其上ニ 尚 御 承諾 先第一二法律専門校ヲ創立仕度ト存ジ去年来段々計画罷在候処、一 = 御 加名被下度奉願 ノ否ヤハ大学創立事務所寺町通丸太町上 候、 上ハ元 何レ発起人相定候節 ョリ其目的ヲ達ス ル 1 ル 新島襄 事 万事発 出来申 起 方迄御報知被下 人人 サズ 諸彦二 テ更ニ 御 1 相 固 談 E ŋ 相 ノ上 発起人 専門校トテ中 経国御多忙 度候、 信シ 募 集金 八月問旋 申 草 々謹 ノ御 ノ法方等 ア 然力 身 相 1

京都府区部常置委員御中

新

島

襄

浜

岡

光哲

本覚

中村栄助

明治十六年十月四日

同郡部常置委員御中

〇中 -村栄助 氏 同 志 社 R 員 ナ ル = 3 リ、 始 义 3 1) 襄 ノ請 = 依リ 発起 者 1 ナ ル

京区堺町通御池下ル市田文次郎氏

内貴甚三郎氏

○同十六年十月十一日、磯野小〔右〕衛門氏ニ大学ノ事ヲ語ル、氏ハ明治八年ノ頃乃同志社創立ノ以前ヨリ襄 ○明治十六年十月十日、襄京都商工会議所長高木文平氏ニ面会シ発起者タラン事ヲ乞ヒシニ氏直ニ承諾セラル ノ事ヲ

知ルヲ以テ、直ニ承諾シテ発起人中ニ加ハラント云ヘリ

- 〇同 〇同十六年十月中、 十六年十月中、 和歌山 川東二王門通新柳馬場竹鼻仙 ノ人中西光三郎氏其息子ヲ同志社ニ入レ教育ノ事ヲ委托セラル、 至 衛門氏ニ面会シ発起者タラン事ヲ乞フ、氏之ヲ承諾 襄氏ニ説キ発起者 ノ中ニ
- 〇同 日 ヲ経テ承諾 十六年十月中、 セラル 伊東熊夫、 西村七三郎ノ二氏ニ発起者タラン事ヲ説且乞フ、伊東氏ハ直ニ承諾セラレ、 西村氏亦

加

ラン事ヲ乞フ、氏之ヲ了諾ス

- ○同十六年十月十一日、襄丹波ノ人田中源太郎氏ニ面談シ発起人タラン事ヲ懇々説談ス、氏之ヲ固辞シテ曰ク、近時 後ニ至リ漸ク発起 米価ト地価大ニ下落シ加之今夏ノ旱魃ヲ以テ村落非常ニ困難ニ瀕シ、殊ニ当今ノ不景気ニテハ到底賛成者ヲ得ルノ 見込ナシ、只時機ノ未ダ至ラザルト知ル依テ断然発起人加名ノ儀ヲ辞スト云フ、於是襄時機々々ト言テ何時 来 漸次広張ノ見込ヲ以テ今ヨリ発起スルノ必要ヲ語リケルガ、 ル乎誠ニ時機 人中ニ列加 ノ来ルコソ見込ナシ、 セ 1) 殊ニ大学設立〔ノ〕挙ノ如キー朝一夕容易ニ功ヲ奏スル 氏ハ前陳ノ見込ヲ以テ固辞セラレ 七 タリ、 ノニ m シテ其 + 時機
- ○京都区部議員ニテハ西村七三郎、 八京都 ノ有志家及ヒ近郷ノ有志者ニ発起人タラン事ヲ説キ且乞フ者十数人ニ及ビシガ、承諾スル人モアリ又 安本勝治ノ両氏及西堀徳三郎、 下妻庄 至 衛門ノ二氏発起人タル旨承諾 セラル

タ断然謝絶ヲ受ケシ人モ少ナカラズ、 其姓名ノ如キハ別ニ名簿ニ登載スペケレバ今爰ニ記セズ

明治十七年

〇明治十七年一月十四日、 伊東熊夫氏ヨリ郡部常置委員中ニテハ同氏ノ外独リ丹波人川勝光之助氏アル而已ニシテ、

「始メテ相談会ヲ開

ク

他

辞退シ或ハ未定

ノ趣

申来レリ

〇同 ヲ起ス 西村 十 七年 ノ必要ナル理ヲ説キ、 中村栄助 郎 一月十 田 中源 ノ十二君及ビ新島襄也、 九日夜、 太郎、 仮発起人ノ相談会ヲ新島襄宅ニ開 川勝光之助、 併テ最初法学部設立ト思ヒシモ文学部設立ニセントノ説モアリト聞 襄 安本勝治、 ハ始メニ 河原 同志社英学校 林義雄、 ク、 此夜来会スル 竹鼻仙 ノ起原ヲ略述シ、 石 E 衛門、 ノ浜 且ツ今ノ我邦ニ於テ私立大学校 岡光哲、 正木安 石 高木文平、 衛門、 キタレバ、何 伊東熊 多貝藤 石 ヲ

「『明治十七年』法学部ヲ文学部ト更正ス」

採択ス

ル

モ諸君

ノ熟議ニ任セント云ヘリ

~ 田中氏 利息ヲ生スベキ元金云 然カシテ当夜尤モ重ナル相談ハ此 テ、更ニ文学部設立ト改 カラズ ノ名称位置 1 ノ説起リテ、 ラ定 タトアリシ 4 伊東氏ハ発起者トナル ル メ、 等 内二歴史、 ブガ説 アリ ヲ三千円 一事ニシテ、 B 哲学、 V ノ利 1 モ、 政事、 ノ志ヲ陳ベ此挙ヲ賛成セサ 息ヲ生スベ 終二相談 是 V 等 経済等ノ諸科ヲ連帯スル事 ノト ノ上同志社大学校設立旨 末流 キ云々ト ノ事 ニシ 更正セ テ大学設立 レバ リ、 是レ乃相談 他ニ賛成スベ ニ定メ、 趣書ニ法学部設立ト ノ発起・ 且ツ旨趣書 人 ノ要旨ニテ キモ 1 ナ ルベ 1 ナ シ 丰 7 アリシ 者ヲ定 IJ 年 卜云七、 々 ヲ取消 四 而 X 高木 ザ 户 1 ル テ

氏 法方ヲ仮案ト ル、 1 更正シ、発起者トナルベ 漸次発起人ヲ広張増員スベシト云ヒ、 ・モ賛成、 而 シテ独リ当夜来会セル石田真平氏而已発起者ノ任ヲ退辞ス、且又曩ニ浜岡氏 新島氏ノ教育ニ熱心ナル此人ト偕ニ応分ニ助力セント云と、 シ、 其レニ 名人 キ人及ビ三月大会ヲ開ク事 意見ヲ附シ、 終二以上十三人上山本、 更ニ来ル三月ヲ以テ発起人ノ大会ヲ開 ノ三要件ヲ定メ十時半ヲ以テ散会セリ 市田、 内貴、 浜岡氏ハ今此所ニ集会スルモノヲ発起者トナ 磯野ノ四氏モ合セ ク事ニ決シ、 ノ草案セシ発起人及ヒ資金募集 乃右 十七人ノ発起者定 ノ法学部ヲ文学部

「発起者定ル」

〇発起人トナリシ者左ノ通

新島襄

以上十七人也

浜岡光哲 [右] 衛門 高木文平 西村七三郎 多貝藤 石 一衛門 川勝光之助 田中源太郎 内貴甚三郎 市田文次郎 伊東熊夫 安本勝治 磯野小 [右] 河原林義雄 衛門 竹鼻仙 中村栄助 (右) 衛門 本覚馬 正木安

〇襄 「学校教育ノ主義ヲ定 ハ約ヲ踏テ一月廿四日、 4 ル ノ論 発起人及ヒ資金募集ノ草案右十七人ニ郵送シテ各意見ヲ附センコトヲ乞フ 起ル」

リ、 リ、 定ル事是也、 工会議所ニ大会ヲ開 月十 田中源太郎、 乃四月一日ニ於テ新島襄外同主義 九日ニ於テハ、来 此論 新島襄氏ハ此会ニ付尤モカメタリ ヲ実施スルニハ必ラズ多少ノ不都合ヲ来スナラン ケリ、 ル三月ヲ期シ発起人ノ総会ヲ開ク筈ナリシガ、二月往キ三月去リ遂ニ四 而シテー月ョリ今ニ至ル迄本校設立 ノ輩基督教道徳ヲ基本トスル学校設立ノ志ヲ貫カント欲シ此会ヲ開 ノ為メ尤モ賀スベキノ事件アリ、 ト思 ヒシ ガ、 田中源太郎氏等亦同 乃本校教育 月一日ヲ以 意ス ク ル テ京都商 ノ主義ヲ = 処トナ 到

V

徳即 社雇 ル 校設立二付教育 「四月一日ノ大会」 3 IJ チ 入教師ジェ 基 シテ生ズル子弟教育 雨天ナルニモ関ハラズ府下名望ノ士 督 教 ヲ 根基ト 1 ノ主義ヲ定 デー、 シテ徳育智育ヲ授クル学校 デヴィ ノ結果ヲ丁寧ニ演ベラレ、 ムル論ノ起リシ次第ト本会ヲ開クノ理由ヲ略演シ以テ来衆 ス氏泰西 ノ私立大学校ハ必ズ愛人、 (多クハ府会議員) ノ必要ナル 第二ニ ヲ演べ、又タ今日文部省 同校教員市原盛宏氏 七十余名程モ集リタリ、 愛国、 敬神ノ大旨ヨリ起リシ事、 ハ精神身ニ溢 ガ近時 ノ注意ヲ促ス、先ツ第 田中 旧 源太郎氏会ヲ司ドリ、 勢力 ル 計リ ノ道 又タ其 維 泰 持 私 西 立 同 ノ道 セ

本

校ヲ起スニ非ズンバ到底醇 付交々諸氏ノ意見アリシガ、 満場粛然トシテ謹聴セ IJ 正ナル人物ヲ得ル能 又復タ明二日ヲ期シ此場ニ会スル事ニ 而シテ右諸氏ノ演説ヲ終リ、 ハザル事、 今ノ時ニ当リ此種ノ学校設立ノ急務ナル事ヲ熱心 来場ノ諸氏ハ此道徳主義 決シ、 一統午後十一時ニ退散セリ、 ノ学校設立ヲ賛成スルヤ否 且終リニ同 ニ演べラ ノ事

学校設立ノ始末書ヲ朗

読

セラル、第五ニ新島襄氏ハ泰西文物ノ隆興スル原理、基督教

新島公義氏ハ泰西ノ文明テフ字義ニハ必ラズ基督教

ノ道徳ナル意ヲ含メル

トノ事ヲ説

丰、

セテ

同

ノ道徳ニ依リテ智徳ヲ

進

スル 志社英 ヲ

1

ス

ル

不 可

ナ

ル

ヲ証セラレ、

第三二

Щ

[本覚馬氏ハ今ノ日本ニ同志社英学校

ノ如キ主義

ラ取レ

ル

大学

ノ必要ナ 併

ル

説

同 ク二日同場ニ相談会ヲ開 ク、 会スル者廿二人、 左 一ノ事 ラ決

志社教師森田久万人氏

ノ神学ト

道徳

ノ関係、

学校卜宗教

ノ関係ト

ノ略

演説

リキ

綱

第 本校 智徳一 両全 ノ教育ヲ以テ 剪 正 サル 人物ヲ 養 成 ス ル 事

第 募集金総額ヲ七万円ト定メ、 此金額 八将来如何 ナル 事変ニ際会ス ル モ不 可

第三 本校設立 ノ位置 ハ京都ヲ以テ其地 トス

仮 則

第 新島 五襄、 山 本覚馬 ノ二人ヲ発企者ト為ス

第二 他人八一 般賛成者ト為ス

第三 本校設立ニ付理事者七名ヲ撰ミ毎ニ発起者ヲ賛助セシム 但シ発起者ノ指名ニ任ズ

第四 本校ヲ明治専門学校ト称スベシ

第五 本校ハ向ヒ五ヶ年ノ後、 乃明治廿三年ヲ期シ必ラズ開設スベキ事

募集金仮則

第 募集金額ハ先ツ七万円トス

第二 募集法ハ理事委員ノ意見ニ任ズ

第三 募集金 各府県下二地方部委員ヲ撰ミ置、 ノ終ル迄乃七万円 ノ金額ニ達ス 其地 方諸般 ル 迄 八、仮二大阪 ノ事務ヲ司ド 銀行ニ預ケ置ベキ事 ・ラシ 但シ発起者ノ指名ニアリ

4

第五 外国人ハー 般賛成者ト同一ノ資格 タル ~ キ事 第四

四月四日、発起者 京都府下区部理事委員 ハ理事委員ヲ撰定ス

高木文平 浜岡光哲

中村柴助

市田文次郎

郡 郡

竹野 与謝

熊野

稲葉市郎右

衛門

竹鼻仙 西村七三郎 右

愛宕 郡 同 郡部 理事

委員

乙訓 葛野郡 郡

松野新九郎 田中常七

菱木信興

正木安右衛

吉井省三

宇治郡

綴喜、相楽郡

紀伊、

久世郡

伊東熊 田中源太郎

奥村新之丞 河原林義雄

何鹿

郡

天田

田

中喜問 太 福井矢之輔

北桑田

南桑田

郡

船井郡

今林則満 足達又八郎

四月五日、 新島襄 ハ洋行スルヲ以テ市原盛宏、森田久万人ノ二氏ニ発起人ノ代理ヲ委托

月廿二日、 田中源太郎、 中村栄助、 市原盛宏、 森田久万人、 新島公義 ノ諸氏山本氏宅ニ会シ、田中氏ハ募集ノ草案

ヲ作リ、市原氏等以下ノ者ハ本校設立ノ趣旨ヲ作ル事ニ定メタリ

四月廿八日、田中源太郎、浜岡光哲、 氏山本氏宅ニ会シ明治専門校ノ規則ヲ制定ス、 西村七三郎、 市田文次郎、 且ツ新島公義ハ明治専門校設立旨趣ヲ草稿スル事ヲ委任セラル、 内貴甚三郎、 森田久万人、市原盛宏、新島公義等ノ

又五月廿日迄ノ本部事務ヲ托セラル

「設拠」

ノ旨趣書成

ル

五月十 四日、 明治専門校設立 一ノ旨趣成 ル 新島公義氏 ノ草文スル 処 ヘタリ

五月十七日、 理事委員及ビ増田充績、 城多虎雄君等山本氏宅ニ会シ義捐金取扱 ノ手続ヲ談ズ

「第一回報告」

五月廿一日、本校第一回賛成者七十一名ノ報告ヲ為ス、京都滋賀新報ハ廿九日ノ紙上ニ広告セラレ タリ

「銀行ト条約成ル」

五月以来八月迄ハ別ニ記スベキ事ナシト雖トモ、専門校旨趣書ヲ大方ニ出セシ分ハ六百五十有余部ニ至ル、 月一日二八発起人新島襄代理新島公義、 山本覚馬、 証人浜岡光哲三名ノ調印ヲ為シテ京都第一国立銀行ト条約書ヲ 而シテ七

「小相談会アリ」

や換ス

(条約書ハ別ニアリ)

氏

=

1

ヌ

1 八月十 日 転 氏 期 相 ナ IJ, スベ 談 日 1 カラズ 重 新 ナ 相談会ヲ開 島 公義 ル 1 E ノ事 ノハ、 / 五月以 ク、 ニテ、 専門校 来旨. 会ス 新 ル者 島襄氏帰朝 趣 ノ機軸ヲ定 書 配送 田 中 ノ事、 源太郎、 メ其人ヲ得ル如何ニ ノ日迄ハ 銀行約 浜 仮 岡光哲、 リニ 条 八月事、 新島公義氏ヲ以テ其任 中 アル 賛成家 村 栄助、 1 竹 事 報 ニテ、 鼻仙 道 一ノ事 右 機軸 衛門、 及ビ ニ当ン 雜件担 其 コトラ乞 人ヲ得ズンバ本校拡張 森田久万人、 セシ 1) 事 新島 項ヲ報ズ、本 公義 ノ運 ノ六

八月五日、 且 " 毎月廿 和歌 一日ヲ 県 以テ理事委員 ノ人原権 四郎氏金拾円ヲ義捐 ノ会日ト定メ、 浜岡 セ ラル 中 村 ノニ 氏 ハーノ日乃毎月三回 1新島 氏宅二 集ル・ 事 定

九月一日、丹波ノ人坂部確氏ヨリ金五十銭ヲ投セラル

追加 十月以来十二月ニ至ル迄別ニ記スベキ事ナシ、沢辺正修君ハ大坂ニ在リテ数人ノ賛成者ヲ募リ報道シ呉タリ 牛

六月上旬、 新井毫氏旨趣 書壱百部 ラ携 へ伊賀上野、 名古屋、 静 岡 等 ノ各地ニ 一遊説 ス

[明治十八年]

月、新島公義 日一小集会ヲ催シ有 八大津二趣+滋賀県常置委員馬場新三、 志ノ輩ヲ集メ、吾人ガ教育ノ素志ト大学設立ノ精神ヲ聞 林田騰九郎ノ二氏ニ面会シ賛成者タラン事ヲ乞ヒシニ、二氏 カ 1 事ヲ望マル、 因テ其周旋ヲ両

「通帳ヲ作ル」

三月上旬、 「明治十八年 ヲ 作 於テ主任トナリ斡旋ス リ之ヲ京都市中 田中源 太郎、 ノ賛成者ニ渡サバ如何 浜岡光哲、 ル者ナキ 故二 中村栄助、 新島襄 ナ、 氏 新島公義 乃チ専門校義捐金通帳 ノ帰国ヲ待チ其面 ノ四氏中外電報社楼上ニ会シ 目ヲ一新スル所アルベシト決シ、 二百部 ヲ制 シ其渡シ方ヲ中 種々相談 ス、 村 要スルニ今ヤ本部 栄助 先募集金 氏 ノ通 ヘリ

大津

ノ集会」

五月廿日、 者ヲ得ル事三十人ナリ 去年五月第一回賛成者報告以来本年六月三十日ニ至ル迄、田中源太郎、沢辺正修、中村栄助君等ノ尽力ニヨリ賛成 ル 所由 ラ開陳シヌ、当日来会シタル人々ハ常置委員、 新島公義 前約 ヲ踏ミ馬場新三、林田騰九郎、高田義助ノ三氏会主トナリ大津魚清楼ニ於テ一小集会ヲ開ケリ、 ノ二氏趣キ、 吾人教育ノ素志ト純全ノ道徳ヲ主本トシテ日新 諮問会員、大津商工会議所ノ重立タル人ニシテ廿八人ナリキ ノ学術ヲ攻究スル私立専門校ノ必要ナ 市原

又義捐金額ヲ定 メ本 部 へ申込ミシ者廿 人ナリ

新島襄米国ヨリ帰朝 ス

明 治 九年

同 十二月十二日、 + + 七年五月発起以来今日ニ至ル迄事業ノ要ヲ陳ブ、新島襄ハ本校将来ノ大成ニ関シ諸君ニ熱望スル所以ヲ陳述ス、扨 五日、 四日、 京都商 新島襄 京都 工会議所ニ於テ一集会ヲ開ク、来会ノ諸君 俱楽部 京都区、 = 郡部府会議員諸君ニ一書ヲ呈シ、 於テ浜岡光哲、伊東熊夫、 川勝光之助、 ハ郡部ノミニテ其数総テ廿六人ナリ、 本校創立将来 河原林義雄、中村栄助等ノ諸 ノ計図ニ 付 一集会ヲ開 先ヅ新島公義氏 君 キ度旨ヲ以テ 一小集会ヲ 開 セ 1) ク

柳

島

野田新氏等ニシテ、二国ノ府会議員中ニテハ田中源太郎、

川勝光之助、垂水新太郎、

松本巳之助、

谷紀

懇談熟議

ノ末京都府下各郡ニテ毎年金五拾円宛、

即チ毎年金弐千円宛ヲ各有志者分任シテ募集スル事ニ決定シ

明治·以下

向

ヒ専門校設立ノ必要ヲ陳シタレハ、彼等大ニ教育ノ大切ナルヲ感シ賛成

ノ意ヲ表セラレ

タリ

○四月上旬、久世郡宇治菱木君ノ周旋ニョリ新島襄氏小倉校迄出張シ、該校ニ来会シタル該地方ノ有志家七八十名ニ〔曇カ・以下同〕

〇同月下旬、 1 シガ、 x A V 菱木氏 氏 大ニ 重病 聴 ノ周旋ニョリ再ヒ久世郡寺田校ニ専門校募集ノ為有志家 衆 ニ罹リ ノ感情ヲ惹起 其 ノ無 メニ セ 応シ得 1 = ヤ、 + 聴衆中 リシ 3 リ、 ノ幾分ハ 同 姓公義ヲ代理トシテ該校 再ヒ公義ニ 求 ノ集会ヲ催シ、 メ演説 セ 1 = 出 X タリ、 新島襄 張 セ 1 氏 以上二回 メー場ノ演説 ノ出 張 ガヲ求 ノ集会 ヲ為 メラ

但シ有志家ノ姓名ハ姓名簿ニ登記ス

E

IJ

五十名

ノ有志賛成

ヲ得

タリ

乙侧

〇五月、 以テ、 民ヲ問 舞鶴 ハズ、 九月五日中村栄助、 峰 而シテ重達テ斡旋セラレ ハ本校創立募金ノ為メ府下各地ヲ遊説セン事ヲ期シタリシガ、 「山等ノ各地ヲ遊説シ寸進尺歩創立ノ準備ヲ図ル、遊説ノ三氏ヲ迎へ尽力ノ労ヲ辱フシ 浮田和民、新島公義ノ三氏ハ代リテ京都ヲ発シ、両丹州中亀岡、 タル者ハ二国各郡々長陶不窳二郎氏、石田真平氏、 不幸ニシテ身重キ病 稲葉市郎 豆 部 七二 綾部 右 タル 罹リシ 福 衛門氏 モノハ官 知山

同 百、 IJ 西垣虎吉等ノ諸君ヲ始メ各郡 志社ヲ設立シ 三氏亦感慨シテ自治 片岡健之助、 タル 大志万重晷、 始末ヲ演ジ来ル時ハ、各地ニ於テ来会ノ人皆感ニ入テ之ヲ翼賛スペシト云 独立ナル私立大学 ノ有志家名望家等、 大槻藤左衛門、 ノ要理、 岩田誼太郎、 皆ナ五里或 同志社教育 土井市兵衛、 2 ハ七里ノ道程ヲ越へ来リテ三氏 ノ精神及ビ社長新島が曾テョリ辛苦 糸井徳之助、 西原利兵衛、 ハザ ノ遊説 ル 経営シテ現今 ヲ助ケラレ モ 1 ナ 力 1) A

甲侧

三氏旬日ニシテ帰京ス

〇十二月中、新島襄 六月、浜岡光哲氏ニハ兼テ専門校創立ノ事ニハ初メヨリ熱心賛成セラレ、自ラ負任シテ此ノ業ヲ助ケラレシガ、 次郎 当テ謝礼状ヲ送呈 七 近々洋行ノ計画アリー年間 氏ニ紹介シ、 ヨリ 同氏留守中専門校ノ運動 也 IJ 夏中、 中 ハ不在ニナルへキ所ョリ、 村 浮 田 新島 八此 ノ三氏出張先キ懇切ナル取扱ヲ受ケタル ノ両人ト相談アルベキ旨陳 特二田中源太郎氏ト計リ新島襄ヲ京都俱楽部ニ招キ セラレ、 共二 人々、 晩餐ヲ喫シ時 特 郡 長府会議員 ヲ移シ テ ш 同氏 去ル [派直

十二月中、 事ヲ嘱托ス 新島襄 氏 ハ府会ノ為来府シタル各郡議員等ヲ一々其ノ止宿 ニ付キ面会シ、已往 ノ尽力ヲ謝シ尚将来賛成

明治廿一年

〇一月、 ラ ル 南山 因テ森田久万人、加藤勇次郎ノ両氏代り往テ、吾人教育ノ平素ノ精神ヲ説ク 城相楽郡上狛村ノ人柳沢三郎君(元府会議員)書ヲ新島襄ニ寄セ、 本校創立募金ノ集会ヲ開カン事ヲ謀

〇同 大学ノ要旨ト吾 周 村 十 日 二募集金 当初 人教育 ノ集会ヲ開 ョリ本校 1 宿 ノ創立ヲ賛成セラル、府会議員河原 論 ク、 ヲ 陳 新島氏 二代リ公義、 中 村栄助 君卜共 林義雄、 八二該 野尻岩次郎両君ノ尽力ニョリ丹波国 村 へ趣キ、 現今同志社 1 事 業 ノ実況 私 田

〇二月十八日、 决 又タ南山 城相 楽郡上 狛村篤志者 ノ招 キニョリ、新島公義奈良 ヨリ 趣 キ演説ス、 篤志者 寄附 金 ヲ

月以来新島 襄 屢 中 源 太郎 氏 ヲ訪 上、 府下ニ 於テ有 志家募集 ノ法方等 _ 付 相 談 ス

〇二月二十日、 氏 = / 快 ク承諾 新 島氏 シ、 ハ米国行資金ノエ 先ツ専門校寄 附 金 風 ノ内二千円 ヲ為サン 為大坂ニ下リ、 ヲ渡 1 呉 ル 1 事 土 倉 = 決 庄 シ 郎 A IJ 氏 -面 会シ 口 氏 1 助 ケヲ乞ヒタレ

111 シ、是非 輩 別 氏方へ来訪 経 輝氏 挙ヲ賛セ タリ、 1 一二ノ有志家 日午 同 ラレ 各応分ノカヲ尽 シ 行 スル タ両人ハ 前 タリ、 途上 ノ約 = 此 面会セ 田中城太郎 ヲ 不 図 為シタレ ノ二人ニ面 スへ E 3 小 ト丁寧 丰 西 ヲ 氏 ハ、漸ク三木氏 (大坂西 会シ 断 ノ手代三木正起氏 言 = テ時 勧 セ 区幸町 メ呉レ 1) ヲ移 タリ、 ノ勧 ス 通四丁目十 事 メヲ辞シ先大塚氏ヲ訪ヒ、而シテ三木ノ方 = 然ル 逢 時間 七 九番 二此 H , タリ、 近傍 地)寺島武太郎 ノ朝大川町淀屋橋南 翌日 ノ一楼ニ於テ午餐 氏 ハ襄 ノ旅店 (鳥取県士 土佐 詰東ニ入大塚磨 ノ馳走ヲ受ク、 堀 族)ニシテ 二丁目 二趣 本 丰 氏 而 大 屋迄 タリ、三 ノ方 テ 我 石

<u>ハ</u> 奇人ニシテ己 V 財 産ヲ学者 ノチ = 渡シ 使 用 1 テモライタシ 1 申 ーシ居 V リ、 新島襄 同 氏 = 向 也 何

志社ニ預ヶ呉レト懇々頼ミ置キタリ

崎 高厚 氏ヲ訪ヒ、 托 ス ル = 専門校有志金募集ノ義ニー 層尽力セラレ ン事ヲ以 セリ

〇三月八日、井上伯 伯ニ面談スル ノ機ヲ得 ノ来神スルヲ以テ、 タリ、但シ 新島襄 此 ノ行ハ同伯ニ専門校賛成 ハ態々同伯面会ノ為土倉氏ト同道シテ神戸ニ趣キ、 ノ事ヲ托セント ノ企ナリキ、同伯 川崎氏 ニーハ 四月上旬 ノ別在ニ 於

地二

来遊

ノ際寛

々面談スヘシト約

セラレ

タリ

〇三月十九日、陸奥宗光氏来訪ス、先キニ 京師ニ立寄ルヘキ旨ヲ通シ置カレ、而シテ十九日ノ午后来訪アリ、縷々閑話 同氏ノ大坂ニ来リ勢州ニ趣カントスルトキニ一書ヲ遺シ、 ノ間襄平素焦心忘レサル所 勢州ヨリノ帰途 ノ大学

但 1 氏 ノ当地ニ来リシハ米国赴任 ノ前郷里ノ和歌山勢州等ニアル親族ニ告別ノ為ナリト、 五百円 ノ寄附ヲ約ス

〇三月二十日

ヲ以

テ氏ニ談シ、

同氏

ノ賛成ヲ乞ヒ又大ニ尽力セラレン事ヲ依

頼

セ

IJ

山 集 手ヲ分チテ広ク区内ノ財産家ニ接セントノ計画ニ止マレリ .気ノ為ヲ以テ来会セス、此夜新島氏ト四名ノ理事委員ニテ決議セシ所ハ、現今ノ委員ニ尚数名ノ委員ヲ増 本覚馬、 ノ方法ヲ議ス、来会スルモノハ七名ノ内、内貴甚三郎、高木文平、 新島襄両人ノ記名ヲ以テ招状ヲ出シ、京都区部理事委員ヲ京都俱楽部支部ニ集メ、区内ニ於テ有 市田、 、竹鼻ノ両氏ハ来会セ 西村七三郎、 中 村栄助 ス ノ四氏 ナリ、 山 志金募 加シ各 本 氏

三月二十一日、 同志社大学 金森氏ハ同志社ノ代人ト ノ事ヲ以テ来賓 二談話 ス ナリ東京五大新聞社員、国民之友、其ノ他ノ雑誌社員ヲ富士見軒 招待

諸新聞ニ登録シタル事左ノ如シ

「朝野」

通倫 志にし 等中学 友の 所 輩 と寄宿舎十 も費用 0 教則を改良し、 派遣せるを以て、之れ 尽力に依り日を逐ふて盛大に赴き、 諸科 なり、 名は 1 何とぞ 客 氏 京都の一京都の 附 |尠きものより設ることに決せり、資金は各県下及ひ米国に於て広く有志者の寄附を募る筈にて、 よりナカ を設け之を明治 校の教科より稍々卑き方なれとも行くく 既に英学部を卒業して神学部生たり、 は東京にて寄附を募る為め 新島 を募る積りの 其事は 斯る美挙の首尾よく成就して新島 同志社英学校 棟 氏 現在の あ ハ幸にして今ま其の宿志を挙行すへき機会に到着し段々京都地方有志者の賛助をも得た り、 新 の大事業にして法理文医工の五科を一時に設ることい随分容易ならす、依て先つ其 島 五六百 所にてハ外国教師九名、 由 氏 専門学校と称し私立大学の位 に授業料を合すれは充分維持の出来るのみならす猶ほ余裕あるを以て次第に校舎を建増 なり、 の米国 新島襄山本覚馬の両氏か去明治八年京都に設立したる同学校は、 人を寄宿 又た同 [渡航 此程上京し、 殊にアメリカンボ 0 世 校現 歴史と共 L む 在 外に予備校の生徒二百名と女学校生徒百名あり、 氏の宿志を達し、 の建物は六七百人を入る」礼拝堂及ひ各々六十人を入る講 へし、外に女学校、 新島氏ハ成る可くは近々自から米国 に 内国教師七名あり、生徒 面 ハ之を高等中学校の課 白き物語なること 地 1 15 進むる考なり、 教会より年々三四千円余の補助金を寄附 即ち国家の大福を致すへきを望むなり」 予備 校及ひ 同 志社 此私立大学の 程 は三百五十名にて内三百名は に 病 進 0 院 め、 創立始末を 尚 看病婦学校ありと云 に渡航して同国なる 事 ほ 法科 は 知 新 両氏ハ勿論 れ 島 理科文科 英学部 る 氏 世 かる 最初 人の の教科 英学部 教 義 熟識する よりの 知己 員 にて T. 金森 は高 科 宿 間 五 L

も揃 Щ の目的 辛万苦を嘗めたる上にて国民の教育 L 子弟の教養 勇気とを以て、 在の建物 従来同校ハ米国ボード教会より、毎年三四千円つ」の寄附金を受け、 京の上右学校の拡張維持資金を募集し、内外有志家の賛助を得て愈々年来の宿志を遂けん事を望まる♪ めたり、 の学生ありて立派に独立する人々もある由なるが、 とて皆多少政府の保護を仰かさる者なきの時に当り、兼てより関西に名高き西京同志社の新島襄氏 養成せんと云ふに在る由なれは、 ランド て弘く有志家に謀りしに大に其の賛成を得しより、 本覚馬氏と結社し、 ひ居 関西に独立せる専門学校 府に於て伝道会社の大会議に ハ普通教育に止まり、又専門学校の教授に至りてハ官立大学の外、東京の五六学校に限りたれとも、 其の教授の目的を聞くに智徳幷進の主義に基きて諸学科を専修せしめ、 り斯くまて基礎の確立せしか上にも、 ハ煉瓦石造の広大なる礼拝堂、 八先つ文学部より着手し漸次に法理医学部に及ほさんとの計画にて、 に尽力せし 今度愈 に、 明治八年十一月始めて私塾開業の公許を得しより同志社英学校なるものを開き、 々 右の事業に 其 の教師 目下教育上の事業へ俄に発達して、全国の輿論全く茲に傾きたる勢あれとも、 右専門学校の建設に就ては此上内外同志者の賛成寄附を得らるゝ事決して難 取 出 ハ文明の基なりとの見込を立て終に大に内外人の信用を得、 の人を得たると校規の宜きを得たるに由り而、 は掛り、 席し、 講義室及ひ寄宿舎等にして、外に女学校、 其の教育上の目的 慷慨悲憤 彼の新島氏か明治維新前に当り慨然志を立て」米国 同 翌十七年四月京都 十六年四月に至りて同 なる一場の演説にて忽ち五六千弗の寄附金を獲たる精誠と /\ 挺然特立して自営自主の節 外国教師九名ありて親切に教授せられ、 に大会を開きて校名を明治専 氏等 同校の教師金森通倫 資本金の惣額を定めて七万円と 予備校、 後卒業せしもの」中 私立大学校設立の旨 病院、 操を立つへ 彼 に 看病婦学校迄 は同 0 碧山 航 氏は今回 門学校と改 由 大に少年 に 地 州 趣 八俊秀 を呼 其 現

「時事」

らさるべ

Ļ

尚は同校教師金森通倫氏は赤坂榎坂町五番地湯浅治郎氏方に寓居せり」

政事、 都上京区第二十二組松蔭町新嶋襄氏の宅を以て之に充て、地方の事務所は近々設置の運びなる由、純然たる私力 1 専ら民間の資力に依り高等深奥の学を教授する独立の大学を建設せんと京都府会議員其他関西地方に於て有力の り次第日ならず西京に帰り打合せの上弥よ!〜実地の経営を為すとのこと、又同校の創立事務本部は当分仮に京 証書に交換し 部をも設置するの都合なり、 て本校設立の位置と為す事の三項を以て永世不易の原則と為す者にて先づ始に文学部を置き文学、 に基き諸学科を専修せしむる事、第二資本金総額は将来如何なる事変に会するも動す可らざる事、 を募り全国同志の漏れざるやう計画の立ち次第直に同校の建築経営に着手するよし、同校は第一智徳並進の主義 の傍ら、府下にて重なる官私学校の模様を取調べ就中東京帝国大学及び第一高等中学等の実地を観察し其用の終 の有志との相談は曩に粗ぼ整ひたるを以て新嶋氏の代として金森通倫氏が此程東京に来り広く之を諸 「〇明治専門学校設立の計画(添付・印刷物) 、々に計りたるに、孰れも賛成ならざるなく各応分の義捐を為さんと云ふに決し、取敢へず先づ広く創立賛成者 経済等の諸学を講究せしむるを主眼とし文学部設立の資本として金七万円を募集し漸次法、 確実なる銀行に預け置き其利子のミを以て同校の創立及び維持の費に充るの予定なるが、 且つ同校の資本金は総て内外賛成者の義捐より成る可きものとして其金は総て公債 西京同志社新嶋襄山本覚馬の両氏が発起と為り、今回西京に私立の専門校を起し 歴史、 第三京都を以 理、 関西 医 に計る の諸学

を以て大学を起し関西地方学問の権を西京に掌握せんとするの挙は全国の有志挙げて賛成する所なるべし」

り我 し、 帰朝 国文明の 現在生徒は百五六十名計にて教師は外国人四名助教数名なり、 内三百人は英学生徒にして普通の学課を修め、五十人は神学を専門とする者なり、又予備校あり其生徒の数は凡 聞 新 高等中学校と同等の地位に進め、 りて遂に今の同志社英学校を建て目下の盛況を致すに至りたるなり、 は元治元年の初め上州安中 そ二百名にして教師 堂は凡そ六百人を講堂は四百人を書籍館は六七十人を入るゝに足るべし、現今の生徒は本校に在る者三百 ど新築中なりと云へば落成の上ハ都合十一棟となる筈なり、 なるア く所 島襄氏の代理金森通倫氏が諸事協議 日本 せられ ハー千弗を寄附すべし我ハ五百弗を寄附すべしと相踵で募に応する者甚た多し、依て氏は此寄附金を携へ帰)明治専門学校設立:: 印刷物) に拠れば、 基 に一の私立大学校を設けんと欲すれば有志の方々ハ応分の助成ありたしと請求したるに、 4 礎は教育に在ることを発見せり、 ホ たり、氏が米国を発程するに先ち同国伝道師 ル ス ト大学に入り日夜学業を修め、 現在の同志社英学校は京都なる元薩摩屋敷に在りて塾舎は八棟ある由なるが、 は外国人九名内国人七名助教四名なり、又女学校あり看病婦学校あり病院あるが、 の計画 藩を脱して函 京都 別に専門学校を設けて官立大学校と並ひ立たしめんとの目論見あり、 の同志社にては今度同府に専門学校を設立するの計画ありて、 の為め上京せられ 館 に赴き、 是に於て始めて日本に私立大学校を設けんことを決心し明治 余暇あれ 同年六月中国禁を犯して米国商 たる由 の大会ありたれば氏も亦此会に臨んで一席 は同国各地を遊歴 此外に煉瓦造りの礼拝堂、 今同志社学校の起原を聞くに現今の校長 は前日の紙上に記したるが、 然るに今度右学校の学科を一層高尚にして 1 務め て建国 船に乗込み同国 講堂、 0 規模を探 今又親しく同 書籍館あり、 今度更に五棟 会場の四方よ 同社英学校長 に行てボ 0 り、 演 現に京都 女学校 新島 説 七年に 遂に同 五十人 氏より 礼 を為 スト 襄氏

ほ

社の主義は天下の教育を挙げて政府に委することを不可とし、又従来の教育は専ら智育に傾きて徳育の事 到底其目的を達すること能はざるを以て、今度金森氏が此等の事打合の為め態々上京せられたるなり、 り、左れば追々社会の信用を得て昨年中生徒を募集したる時などは、九州四国中国諸県より来りて入学を志願 に放棄するの有様なれば、同社にては智徳兼備の教育を為し且つ独立自営の士を養成することを目的とする者な 府会議員其他の有志者中にも之を賛成する者甚だ多し、然るに此専門学校を建るには広く天下の賛助を得されば 数百名の多きに至り、 又今日まで専門学校設立の資本として金員寄附の申込を為したる者も甚だ多しと云ふ」 は せし 度外

「公論」

「〇明治専門学校設立 とを観念し、 1 て、 政に関する者を究察し、 命全権公使の米国 1 れが校長となり専ら智徳兼備の士を養成せんとて鞠躬尽力せられし甲斐ありて、今や同校ハ大に天下の信用を得 0 てボストン府アムホ 始末を聞くに、今ハ昔し元治元年に当り現校長新島氏は窃に国禁を犯して米国の商船に乗り込み、米国に渡航 他日日本に独立自営の士を出すハ同校なるべしとまで世人の属目する程に立至りしが、元来同校の設立 規模風土人情を観察することを務め、 他年帰朝の後 に航 かせられ の企 ルスト大学に入り、勉励苦学嘗て倦怠する所なく荷も学業の余暇あれい諸州を歴遊して建 大使の帰朝するに当り氏へ再ひ米国に航してアントヴァ神学校を卒業し、 ハ教育を以て自家の責任と為さんと心に誓ひ居られしに、 1 京都の同志社にてハ去る明治八年中より同志社英学校なる者を設立し、 に会し、 新島氏召されて随行の命を被むり、 終に開明の起源ハ学校にして、制度文物の隆興ハ全く教育の力なるこ 米国 勿論欧州 明治の初年に至り故岩倉特 諸国をも 明治七年の秋 経歴 新島 して学 あ

有様 十名、又予備校ありて凡そ二百名の予備生あり、教師ハ外国人九名、内国人七名、其他助教数名、又女学校あり 此外に煉瓦造の礼拝堂、 決して易々たる事業にあらされい、天下有志の賛成を得て千歳不動の基礎立てさるへ 中学校と比肩せしめ、 如く同志社英学校の有様へ其基礎愈々鞏固となりしを以て、 て生徒百五六十名を外国人七名、助教数名にて教授し居り、此外に看病婦学校及ひ病院を有し居る由なり、右の 志を演説して翼賛を求められしに、 吾輩ハ今此挙を聞き世の有志者が此美挙を賛成して相応の義捐を為し、国家の為め同胞兄弟の為め、該校の基礎 して開校し先つ差当り文学部を設置し、文学、歴史、哲学、政事、経済等を講究せしめんとの見込なりと云ふ、 如何なる事変に際会するも動かす可らさること、京都を以て設立の位置とするの三項にありて、明治廿三年を期 てハ、明治専門学校設立の永世不易の原則とする所ハ智徳並進の主義に基きて教授すること、資本金総額 り新島氏代理として同校教員金森通倫氏右等打合せの為め出京し居らることなるか、 に臨んて予ての希望なる日本に一の大学を設立し、 に至り将に米国を辞せんとするや、 確立して目出度く開校の盛挙に会へんことを希望して已まさる者なり」 帰りて明治八年始めて地を京都元薩摩屋敷にトし、 ハ頗る盛大を致し、 別に明治専門学校を設立して官立大学と同地位に立たしめんと計画せらる」も、 塾舎ハ八棟ありて此度三棟の新築中なりと云へハ、落成の上ハ都合十一棟となる由、 講堂、書籍館等ありて、 偶々碧山州ロトランド府に於て亜米利加伝道会社の大会議ありしか 忽ち一千弗或八五百弗或八五十弗と続々客附する者ありしか 現在の英学生徒ハ普通学科を修る者三百名、神学を修むる者五 真正の開明文化と真正の自由幸福とを日本国に導 今の同志社英学校を設立したる者なりと云ふ、 尚ほ進んて是れ迄の英学校の学科を高尚にして高等 からす、 今親しく同氏より聞 是により過日来よ 氏此 かっ 目下該校の 此 八、氏之 んとの素 事たる 金を携 八将来 く所に 又

富士見軒宴会費用トシテ三拾円ヲ電送ス

〇二月二十日、集会ノ決議ニョリ左ノ十七人へ当、招状ヲ出

ス

知事北垣国道君 書記官森本後凋君 下京区長竹村藤兵衛君 上京区長杉浦利貞君

三条河原町 河原町病院 西 = 入

ノ上 同

常置委員 畑

道名 君

古川吉兵 衛

君

不明雪駄屋町

辻

信二郎

山添直次郎

君 君 君

熊谷市兵衛

中井三郎

兵衛君

四

条御旅

三条東洞院西

二入紙屋

御幸町姉小路下ル

元誓願寺智恵光院西二入

三井銀行

柳 1

馬場姉小路下ル

上京小川一条下ル

上京四組伊佐町

寸楮拝呈仕候、

三条烏丸東ニ入百十一銀行

烏丸姉小路上ル第一

一銀行

辻 三木安三郎君 重義君

渡辺伊之助

浅井文右衛門君

雨 森菊太郎 君

常置委員 西堀徳二郎 君

富田半兵衛君

部ニ於テ府下ノ紳士凡二十四五名ヲ御招待申、 ニ府下有志家ノ賛翼ヲ得ルニアラサレ 下二専門校開設之義相企候処、漸々江湖有志家 ハ到底成功モ難期次第ニ御座候、依テ来廿七日午后第四時ヲ期シ京都 一応ノ御相談ヲ仰度奉存候間、 ノ賛成ヲ得候処、何分此事業タル当府下ニ於テ相起候事ナレ 貴殿ニモ御都合被成下是非トモ御臨 仮俱楽

三月廿三日

席ノ程奉切望候、右得貴意如此候也

敬白

明治専門校発起人

新島 襄 山本覚馬

[〇三月廿七日]

右 ノ招状ニ応シ、三月廿七日午后第四時仮俱楽部ニ来会スル者左ノ如シ

森本後凋君

北垣国道君

竹村藤兵衛君

杉浦利貞君

畑道名君

中井三郎兵衛君

熊谷市兵衛君

同

辻

信二郎君

208

「従来ノ理事委員

同

市田文次郎

君

17年

三木安三郎君

山

派直

次郎

不参

山本覚馬

竹鼻仙

右衛

門君

不参 不参 不参 不参 迁 浅井文右衛門君 渡辺伊之助 高木文平君 西村 内貴甚三郎 大沢善助 富田半兵衛 西 雨森菊太郎 田 中 堀徳二郎 七三郎 重義 源 太郎 君 君 君 君 君 君 君 君 君

〇来会者十九人

〇北垣知事 新 同 ヲ 賛翼ヲ得 ル 望ム 時 島襄氏ョリ来賓ニ一応 今日ニ 日午后第四時ョリ来会スルモノモアリタレトモ一時ニ集マラス、不得止六時迄待居り、 ニ遭逢シ、 取 __ ル リ基 = イト ハ大ニ私立専 アラスンバ 日本 静 必 = 要 演 ナ ノ国民タルモノハ セ ル ラレ 門校 到底 事 ノ謝 ずラ陳 タリ、 成功ヲ 詞ヲ陳シ、続テ第一ニ青年陶冶ノ一日モ裕余スベカラサルヲ説キ、 ノ挙ヲ賛成 而シテ来会ノ両区長初府下ノ有志家ニ向ヒ、 国道一己人 期シ難キヲ 奮テ各ノ義務ヲ竭サスンバアルベ セラレ、 述へ、 ノ地位ヲ以テ徹頭徹尾之ヲ翼賛シ、 先ッ其 同氏 ノ美挙ナル事ト又人物養成 ョリ折入テ来会紳士ノ尽力ヲ カラサ ル 懇々此 理 ノ事 日 由 依頼 モ早ク此 ヲ陳シ、 ノ美挙ヲ助ケテ ハ 先大概揃フタル所ヲ認 自 治 及上 ノ政 第二二此文化日進 ノ挙 終二府下有 度 1 成功 進 成功ニ至ラ 7 至ル ŀ ス

)森本書記官ニモ大ニ此ノ美挙ヲ翼賛シ、自己力ノ及フ限ハ賛助スヘシト断言 セ

ハ打チトケテ互ニ発言シ、自由ニ各ノ意見ヲ陳スヘシト

メラレ

尽

IJ

来会者中誰言フトナク此 ノ来会者へ尽ク賛成スルニ相違ナケレハ、皆理事委員ノ名義ヲ負担シテ寄附金募集ニ尽力(朱点・以下同)。。。。

スヘシ ト言 Ł 出

〇西村七三郎氏

4

キ旨ヲ

勧

メラレ

タリ

来会者 " 承諾 中 ス ル 理 事 事 ノ名 ニー定セリ 義ヲ負 フ ヲ辞 スル Ŧ ノアリシモ、一同之ヲ負担スヘキ旨ヲ新島氏ヨリモ依頼ニ及ヒタレハ、 三百

此

1

割ヲ以

テ募ルモ尚八千円ヲ欠クベシ

本書記 官 _ 1 別二集会アリショ以テ晩餐前 ニ去ラレ Ŗ

夕七時 少々過キ \exists IJ 晩餐 1 卓 = 就 ク

食 先チテ新島 襄 氏 1 祈禱 7 1]

食中 新 島 氏 \exists 1) 同 志社 K 員 皆 酒 ヲ飲 7 サ ル 連 中 = 有之、

来賓方ニ今タハ

酒

ラ呈 セ

サ

12 理

由 ヲ

陳 1 R

 \exists 1) 却 テ 賛成 意ヲ 表 セ 1)

食事

· 始終

IJ

及

ル

h

丰

田

中

源

太郎来会ス

食終リテ各再席 就

種 々 雜 新島氏 遂 = 米国。 行。 ノ企アル 事ヲ 発言シ B 1)

理 調。 事 事 委員ハ各手ヲ分ケテ賛 ラア 諾致 サ V タリ、 壱銭 来。四。 成家 月五。 ヲ募 日。 ル 午 ^ 后 丰 六時 事 = 決シ、 食後早々 且 集会 両 X ノ事 長 = IJ = 決シ ハ 次 テ 散会セリ、 ノ集会迄 = 時已 府下ノ有志家財 二十十 時半ヲ過 産家。 丰 尽 姓名取。 IJ

於テ先ツ三万円 募 集 ノ事 = 議 定

X 内 =

此

時

ノ集会費

拾

四

円

拾

ナ

IJ

新

島襄

氏

ノ支弁ス

ル所

1 ス

二百円 五 十円 円 二十人 百 人 人 $100 \times 100 = 10,000$ $50 \times 100 = 5,000$ $200 \times 20 = 4,000$ $300 \times 10 = 3,000$ 22,000 8,000 30,000

北 垣 知 事ニハ寄附金募集簿ヲ取 リ自ラ三百 円 1 登 記 サ タリ

※翌廿八 日、 知事 ニハ 中村栄助氏ヲ招キ、 寄附金三百円ヲ渡呉レ タリ

〇三月廿九日、 綴喜 郡 ノ喜多川孝経、 奥繁三 郎、 田宮勇、伊東熊夫ノ四氏へ 宛各一 通 1 依頼状ヲ差出シ、

ノ為ニ集会ヲ開 カレン事ヲ促 セリ

「上立売大宮東ニ入二丁目」 上京ノ部 四月五日ノ集会ヲ俱楽部ニ 開クヘキ事 = 決シ、更ニ招状ヲ出シテ左ノ十三名ヲ招待セリ

×第 組幸財町

八組

横大宮町

第十八組下立売大宮東ニ入 大宮東二入船岡卯兵衛町高本治助町下高大宮東二入船岡卯兵衛

九組姉 小 路 東洞院 西

三入

大橋弥兵衛

第二十二組荒神口

藤井孫兵衛

河原 町 出 町 第三十一組御幸

町

御池下ル

青山 長祐

下京 1

同 四組高瀬川筋松原下ル 三組烏丸三条下ル

清水吉右

上野宇八

専門校募

同 七組新門前縄 五組御幸町 蛸 手東 薬師上 = 入 ル

中村茂兵衛

上島伝兵衛

東洞院六角下ル 中村半兵衛

カ リ半

ノ馬場錦 小 路 角

同

四組

柳

六角東洞院東ニ 入 市

川端弥平

理

新町雪駄屋 町 1 角 三条烏丸西

西村治兵衛

竹村弥兵衛

来会セシ諸氏 ノ外、 尚皇張セン為改テ招状ヲ差出シタル人々モ六時過キョリ俱楽部迄来会セリ、

四四 月 田

月五日、

前回

五日 中 源

ノ集会ニ来会ナク、

西村氏ニハ

理事委員モ謝絶シ又参会モセ

サ IJ 丰 太郎君二

托シ右

ノ三氏

ヲ招キ、

又理事委員タラン事ヲ乞イ

タルニ、市

田 竹村

ノ両氏

八承諾 セ ラレ タレ ŀ E

四

其

ノ人名ハ左

如シ

畑 道名君 尾越蕃輔君

古川 添直次郎 吉兵衛 君 君

辻 三木安三郎君 重義 君

雨森菊太郎尹

西堀徳二郎君

田中源太郎君

青山長祐君

西村七三郎君

内貴甚三郎君

高木文平君

松山高吉君

新島 襄

金森通倫君

3十八人

新 ル 新島氏来会ノ紳士ニ一応ノ挨拶ヲ陳ツ、近比東京ニ於テ五大新聞社員ヲ招キ、私立大学ノ事ニ関シ一宴会ヲ催シ 同志社教員金森氏ヲ紹介シ、大略東京ノ模様ヲ陳セシム、続テ新島氏ハ来会ノ紳士ニ向ヒ漸時ノ演説ヲ為シ、然 島氏ハ東京ノ陸奥宗光氏ヨリ来簡アリ趣ヲ陳シ、 後尾 越書記官ニ簡短ノ演説ヲ求 4 殊ニョ V ハ近々都合次第上京スヘキ計 画ノア ル事ヲ陳 ダ

高 木氏 1 金ヲ 募 ル ノ法方中 何 ソ 簡 易法ヲ設 ケ 置 丰 度旨 ヲ 陳 ス、 即 チ 詗 納 年 |月賦 1 外納 金ナキト モ 其 ノ金高 = 応 ス ル

利 子 ヲ 納 V テ 如 何 十云 V 及 ソリ、「又即位」 納 人 ノ少 丰 理 由 ヲ 述 タリー

田 ル 中 1 等 氏 ノ法方 1 世三 年 1 規則 迄 1 即、 外 納、 1 月年賦等 T 1 \equiv ラ正則。 ナシ 置 1 丰、 ナ 1 先ッ此 先ツ参 万円 ノ三十六ケ ノ定額 月 = 間 達 七 = 何 シ 程 メ、 ヲ 而 納 シ 4 テ ト云フ事ヲ定 又他 ノ法 方 4 即 ル チ ヲ好 利 子 ノミ 1 ス ヲ 此 納

説 ニ多数ノ賛成アリ タル ヲ以テ、三万円 ラ三年 間 = 募 集 ス ^ 丰 事 = 決 ス

〇納金八第 百 + 商 工銀 行 ノ三銀行ニ於テ取 扱フ事ニ 決

寄附金高 ヲ十三等ニ分ツ、 即 チ 五百円 ヲ以テ初 メトシ拾円ニ至リ止 4

第

等

五百円

11 11

三

三百 四百

百 円

11 11 四四 二百 二百円 五

五

11 11 六 七 百円 百 五 + 由

1 七拾円

四拾円 五 一拾円

九

11 11 11

+

"十一 三拾円

"十二 二拾円

11 十三 拾円

両区長 右ノ姓名簿ニ付キ財産家ヲ調査シ、 ノ周旋ニョリ、上下両区ニ於テ五百円以上所得税ヲ納 先ッ十三等ノ寄附金ニ付予メ配当セシ メ得 ヘキ財産家ノ姓名簿ヲ得 4 タリ

七人ノ調査委員ヲ撰

上京区役所ノ書記

〇青山長祐君

古川吉兵衛君

内貴甚三郎君

西村七三郎

三木安三郎

中村栄助君

〇下京区役所書記 大沢敬之 岡本治助君

以上ノ七人ハ本月七日正午ヲ期シ織殿ニ集会シ、先寄附ニ応スヘキ人々ノ姓名人員等ヲ調査スル事ニ決ス、右調査

大会ノ場所ハ人員如何ニョル事ナレハ予定シ難キモ ラ以テ佳適ト認メタリ、且集会モ先十二日比ト予期 済ノ上時日ト場所ヲ撰ミ大会ヲ開ク事ニ決ス 然レトモ大会ヲ開クノ手段ハ如何スベキャ大ニ困却セリ

セ

リ、

四月六日、 新島襄氏ハ北垣知事ニ面会シ、大会ヲ開クニ 何ノ手段ニョリ此ノ府下ノ人民ヲ招集シ得へ〔キ〕ヤ

粗末ナル茶菓ヲ呈ス、散会ノ時ハ十時半過キナリ

事 付キ 相談 セ IJ

人民招集 ノ義 両区長 二周旋 セ シ 4 丰 事 定 4

四 [月七日 七名 ノ調査委員ハ午后織殿 二集会シ、府下人民財産 ノ程度等幷ニ其ノ人員等ヲ調 上下ノ両区 ニカチ

寄附金配当ノ高 ハ先ッ左ノ如シ

上京区

下京区

「※注意」

案外ニモ北垣知事ハ突然ト委員ノ集会所ニ来ラレ、 益計画ヲ大ニスへキ旨ヲ勧メラレ タル由

人民招集ノ事 1 両区長ノ担当ス ル所 下定 4

* 智恩院山内 大集会ノ時 日 ノ大坐敷ヲ貸リ受ケソコニ 弥来ル十二日午后第 三時 集 ル 1 事 ス = 決

俗 二千畳敷卜称 ス ル 坐 敷 ナリ

ス

四 月八 七 名ヨリ 日 他 十二日大会ノ為種 ノ理事委員へ宛テ仮俱楽部 K ノ計画 ヲ為サ ニ来会セラル ル ヲ 得 ヘキ事ヲ促 ス、 且 時 日 モ甚迫 切 ノ事 ナ v 本 日午后六時ヲ期シ、 調查委員

来会者八左 一ノ通

青山長祐君

内貴甚三郎君 「畑 道名君」 中井三郎兵衛君

中村茂兵衛君 中村半兵衛君

雨 古 中 中村栄助君 三木安三郎君

大橋弥兵衛君 熊谷市兵衛君

雨森菊太郎君 古川吉兵衛君

庶務委員 青山長祐君

此

夜ハ大会ノ準備

ノ為ニシテ役割

八左

一ノ如シ

此

両替町御池角

西村七三郎君

応接委員

竹村弥兵衛君

古川吉兵衛君

会計委員

三木安三郎君

大会ノ来資ニハ菓子折壱個ヲ呈スル事ニ決ス

但シ右代価ハ十五銭以内

七百二十人前

教会ヨリ弁スベシ

府下鏘々タル医者仲間 内理事ニ委托スへキ人ハ

特別招待状ヲ以テ優待スヘキ紳士ハ左ノ如シ

演舌筆記者三名

同

同志社ヨリ弁スベシ

手伝人十五名

書記五名

専門校旨趣書一冊ヲ添フ

1 半井 澄

2

猪子止戈之助

新聞社仲間

界町姉

小路

「織田純一

郎 大阪中ノ島三丁目

大坂日 朝日新聞社

報

浪華新聞

京坂ノ間在り田中茂一

東雲新聞

又新日報

村上

定

雨森菊太郎」

江口三省

中外電報

日出新聞

雨森、 金森両人ヲ以テ接待委員トス

代言人組合

「鳥丸姉小路下ル」

上廿八組場之町第二十二番戸

上三十一組上樵木町第八番戸 ※理事委員 堀田康

人君

高鼻源之助君

高知 鼎君

「二条河原町角」

上三十一組清水町第十五番戸

〇四月九日 日

午前第十

時智恩院坐敷借用

ノ談判相調

タル旨内貴氏

3 IJ 通 知 七 IJ

裁判所

土手町

丸太町麩屋町

西二入 則元可貞君

曽根誠蔵君 多田郁夫君

土木 兵事 衛生 清水公敬君

財部 羌君

尾越蕃輔

森本後凋君

北

垣

二知事君

有吉三七君

貞広太郎君

東 五 一君

计

直方君

学務 収税 勧業 会計

河原 大坪

郎君 格君

221

〇大沢敬之君ニ理事委員ヲ嘱托ス

ラサルノ人ナリ前会ニ不参ニシテ此大会未タ知

安本宗七君

富田半兵衛君

渡辺伊之助君

山添直次郎君

市田文次郎君

辻 重義君

竹鼻仙右衛門君

此ノ十人ニ宛特別ノ招状ヲ出

ス

元誓願寺大宮東ニ入ル四月十日医師中又更ニ理事ヲ増加ス

郷 健蔵君

〇郡部常置委員ニ特別招状ヲ出

麩屋御池下ル 富小路押小路 上立売小川

土肥春

耕君

木下

熙君

山田文首君 伊東卓二君

ル

麩屋町仏光寺下ル

御池堺町西ニ入ル

御幸町

平町綾小路

三十一組下丸屋町

沢田耕夫君 中島武雄君

松浦全良君

杉本耕哉君 中村四郎君

服部 新宮凉亭君 嘉 一的君 斎藤仙

也君

前

田 [松閣君

111 河原林義雄君 田 勝光 宮 勇君 君

223

野尻岩次郎君

上野弥

郎君

「●本日集会所の故障 「添付·新聞切抜」 ** べしと其勢ひ頗る猛く頻りに役僧に迫りしかば、役僧もいかゞはせんと大に狼狽の体にて、右は全く耶蘇教に係 を求むる信者も追々増加し、若し本山にて之を謝絶せざる時は各末寺末派信徒へ檄を伝へ、共に俱に本山に迫る ば早々謝絶あるべし、疑はしくば其趣意書を取よせて一覧あれと詰掛けしを以て、執事も俄に趣意書を取寄せ之 学校を設立する為めに開くの集談会へ、勿体なくも我浄土宗総本山を貸渡すとは甚だ以て不都合千万の次第なれ 状なき依頼の趣なり、 る事とは知らず、最初京都府社寺係り中川武俊氏の書面にて、府知事初め設立委員の出頭する位の事にて更に別 を一見せしに、果して耶蘇教の道徳を基本とし生徒を養成するの文意明瞭なるに依り大に驚き、且つ之れが謝絶 招き集談会を開く筈なるが、昨日に及び浄土宗の信徒数十名が俄に知恩院に馳せ集り、執事に迫り、 りたしと何気なき依頼なりしを以て、何心なく貸与の承諾をなしたるものにて、 し旨を信徒 へ答へたれど、信徒の勢ひ中々聞入れざるに付、 前号に記せし如く本日は知恩院に於て明治専門学校創立の義に付、 保勝会員なる内貴甚三郎氏も自ら本山に来りて、専門学校設立の為め集会するに付貸与あ 止を得ず本山より謝絶の旨を依頼者へ通ぜんと其手 耶蘇教等の事は少しも知らざり 府下七百余名の紳士を 耶 蘇 教の大

●集会故障の結局 に詰掛け執事に対して厳しき談判に及びたる由は前号に記せしが、其日は双方とも唯何となくごて!~してゐた 明治専門学校設立の相談会を開くに付其席を貸すが済まぬとて、浄土宗の信徒十数名知恩院 続きに及びたる由、

其結局は聞得て更に報道すべし

掛 斯くするうち時既に正午を過ぎたれば、 けて説きたてたれども、各管長等は如何に考へたるにや遂に此日の勧告は見合す事となしたるが、中に於て四五名 よ、 る為に、堂々たる地方長官の公然之に関すべき道理之あらんや、仮設北垣氏が中川氏 L 事 ばず濫に席貸を為すは仏門の汚れなりと窃に評議ある最中なりしかば、 り勧告ありたき旨依頼に及びたるに、各管長始め何れも之に同意したるのみならず、予て知思院が事の善悪を撰 件の信徒総代等は浄教寺へ押掛け知恩院の不都合を各宗管長に訴へ、且つ其評議を以て知恩院の席貸を止めるや 人 0 崎英惇氏出 の有志僧は此儘止むべきにあらずとて、 取たり、然るに同日 知恩院役僧山崎英惇氏は信徒総代に対し正午十二時までに孰れかの返答に及ぶべしとの事に付有志総代は一旦引 るまでにて前号の編輯を了るまでは其結局を聞知せざりしが、昨朝に至り前日(一昨日)の結局如何を探聞せしに、 の命 集会に付ては先方にも の資格は斯る場合に濫用すべきものにあらざるなり、故に左様の事は決して御懸念に及び申さずと滔々理を別 に 這は是れ 仏門の徳義に対しても忍びざる訳なり、 信徒総代の答へて云へるには、 令を社寺掛なる中川武俊氏が奉じて借入を照会したる事なれば、 て面会し如 個 の北垣国道氏と一個の中川武俊氏が一私人の資格を以て勝手に為したるまでにて、 は寺町四条下る浄教寺に於て各宗管長始め有志の僧俗は洪済会の事に付集会なしゐたれ 何 夫々準備を為したるなれば、 にも明日席を貸すは不都合なりと覚れり、然れども府知事 此は怪しかるお尋 信徒総代の求に応じ知恩院の役僧某に対し一通の勧告書を送りたり 同打揃ひ約の如く再び知恩院に押掛け返答如何を求めたるに、 各々がたに於ても忍辱の徳を重んじて堪忍し此回は穏に貸す事に致 今に及んで俄 かな区々なる一 に之を断 同志社員の発起に係る私立学校を設立す 聊か憚るところもあり此 此際相倶に勧告すべし然れども北 れば 必 す の依頼 に依嘱して借らしめ 先 方 止を得ず、 に \$ 狼 儀如何 狙する事 且 知 既 たるにせ 役僧山 垣 府知 明日 なら

淋漓たる血の雨は繽紛たる落花を染め出さん是れ誠に悲むべきなり、若し又知事公が紹介せし事なしとの事なれ それまでなり、府知事の威光は怖るべきも信徒の勢力も亦薄弱ならず、明日は必ず知恩院の道場忽ち修羅場と化し 否やの確答をさへ得れば足る、其上は亦此方に所存あるのみ、若し果して府知事が紹介したるに相違なしとあらば 欺むくべからざるなり、今更左様なる説教は聞くに及ばず、唯北垣府知事が果して此席貸の事を紹介せられたるや のを携 最 1 僧 代は執事に面会を求めたるに、執事は何れへ行きしや所在知れずとの事に、止を得ず他の役僧に面会して種々談 でなりとて一旦引取たるが各信徒は容易鎮まらず、更に五六名の総代を撰んで知恩院に押掛談判せしめんとて総 の忍びざるところなれば、此回は止を得ず貸す事に評決し其旨信徒総代に申入れたるにぞ、総代等も今は是れま す道場なれば我仏法内に無用の汚刹なり、我々一命を棄てゝも今夜一夜に此寺を焼払ふべしと蹶然立去ら されたしと長々の説法ありたれど、信徒等はなか!~聞容れざるのみならず憤然怒て曰く、果して耶蘇教徒 |初知事公より御照会の節は耶蘇教に関する事にあらずと承りしところ信徒等は明治専門学校設立旨趣書なるも 時なりし、 ?に及び、結局果して北垣府知事の依頼なりや否を糺し然る上決するところあらんと云ふに定まり、夫れより役 - 衆議を尽したるも、何分一旦貸す約束を為したる上、已に最早明日に迫りしものを今更断らんは如何 を、 の一人なる藤原大勇氏と有志僧一人、信徒の総代二人と都合四人同道にて北垣府知事の私邸へ赴きたるは午后 他の役僧等も交る~~出で来りて懇に之を諭し且信徒の云ふところ尤もの次第なればとて再三再四 へ書中「基督教の道徳を以て基礎とす」云々といふを証拠にして明日の席貸謝絶の事を主張し甚だ困 :申諭ありたしと、而して信徒総代は曰く、明治専門学校を以て耶蘇教に関係なしとは三歳の童子と雖も 一同主人に面会を求めたれども折悪しく不在との事にて執事野村某面会したり、 役僧藤原 氏 にも人情 先日く に貸

て昨朝早々より上京智恵光院に会し何か穏かならぬ評議もありし由 を悪む我輩長くお怨み申す」と云ひすてゝ去る、それより再び一所に集会し夜半を過ぎて退散したるよし、而し たしと、茲に於て信徒総代等は頗る色を起しそれにて事実明瞭せり泣児と地頭には勝ちがたし、請ふ一語を知事 唯今主人不在に付確と判らず、然れども多分主人の紹介せられしならんと想像す、併し成るべく温和の取計あり に伝へられよ、曰く「学校の周旋は人民のため実に其厚意を謝す、府知事の身を以て耶蘇教の周旋は仏徒深く之 ば今夜直に明日の席貸を謝絶すべし、一去一退一動一静唯その返答如何にあるのみと、 なるが如何なりしや」 執事野村氏曰く、それは

「金四月十三日」

「●明治専門学校設立相談会 取纒め方宜しからざるべしとて更に其中より高木文平。内貴甚三郎。青山長祐。大沢敬之。中井三郎兵衛。 成して理事委員たる事を承諾したる戸長、医師。代言人等数十名ありしが斯く理事委員の多数なるは却て事 雨森菊太郎の七名を理事委員と定め、専任理事と協議して何れも其事務を分担する事に決したりといふ」 一昨夜京都俱楽部に於て同校設立の相談会を開きたるに、新に同校設立の 古川吉 務

〇四月十二日洛東智恩院ニ於テ本校創立第二回大集会ヲ開ク、来賓ニハ北垣府知事、 朝日 中源太郎君司会ニテ左ノ諸士演説ス 新 聞 諸会社 東雲新聞 頭取、 医師、 京都 ノ中外電報等 戸長、 其外市中 ノ各社ヨリモ ノ重達チタル財産家六百有余名ナリ、又タ神戸又新日報 記者出席、 同志社ョリハ社員ト内国教員出席ス、 両書記官、 諸課長、 府会議長田 大坂日 両区長、 報 府

専門学校ヲ設 立 スル ノ旨趣

新島 襄

将来ノ京都

西洋諸国大学

起原

浮田

和

民

金森通 倫

専門学校ヲ賛成スル理由

北垣国道

右終テ午後五時半散会ス、抑々京都ノ財産家ガ斯ク多人数集リタルハ、未曾有ノ事ナリシト云フ

〇此大会後、以上列記シタル大坂、神戸、京都ノ新聞記者ハ之ヲ賛助スル事ヲ雑報或ハ論説欄内ニ記載セラレ

タリ

〇四月十三日、小集会ヲ開ク、委細ハ前紙⊕ノ所ニ記載シアリ

〇四月十六日、新島襄ハ本校創立事件ニ関シ東京ニ趣ク

〇四月廿二日、府下綴喜郡薪村二 ヲ詳細 廿三日 ヨ 演説 IJ 市中 ス、 ノ有志家ヲ組内戸長ヨリ小学校へ招集シ、区長、 続々賛成ヲ約セラル奥繁三郎、 開カレタル懇親会へ西京 喜多川孝経両氏尤モ尽力シ且ツ募集金ノ事ヲ自ラ任シ呉レ 3 リ金森通倫、奈良ヨリ新島公義臨会シ専門学校創 書記、 戸長、 同志社々員ノ中一二名出席演説 A 立 スル 事件 IJ

事

1

ナシ、

本日ヨ

リ着手セリ

●山本覚馬君 新島 襄君

×

岡本治助君 安本宗七君

X

松山高吉君 松山高吉君

〇市田理八君

竹村弥兵衛君

○川端弥平君

市山長祐君 清水吉右衛門君 清水吉右衛門君 上島伝兵衛君 中村茂兵衛君

X

大橋弥兵衛君正木弥太郎君

229

× 金森通倫君

中村栄助君

- ●北垣国道君
- ●竹村藤兵衛君
- ●杉浦利貞君

×

畑道名君

● 計 ● 申井三郎兵衛君 ● 熊谷市兵衛君

浅井文右衛門君雨森菊太郎君

X

× 三木安三郎君

●渡辺伊之助君

富田半兵衛君

× 田中源太郎君

・大沢善助君

× 西村七三郎君

内貴甚三郎君

×

高木文平君

X

●市田文次郎君

奥村信造

西村小四郎

「東京三井ノ人物

[五十四丁空白]

小野商会

大坂ノ財産家

広瀬宰平、谷口黙次、 商工会議所中ノ代証人・寺村富栄、小島忠里、 村山良平、松本重太郎、 松本貞誠、 岡崎高厚、 砂川雄峻 最上五郎、 岡橋、 土倉庄三郎、大宮長兵衛

41 同志社記事 「社務第十八号」 〔明治八年八月~二十一年五月〕

[異筆、後日書添·綴込]

明治八年八月廿三日、同志社英学校設立ノ許可ヲ得

明治八年十一月廿 日 デウィス家族入京ス、 同氏 ノ雇入レハ明治八年十月一日ヨリ九年九月卅日迄壱年間 1 ス

明治八年十一月廿九日、同志社開業ス

京都府寺町通丸太町上ル十八番地華族高松氏ノ邸半分ヲ借用シテ学校トス、 入校生ハ僅ニ十人ニ過キス

同年十一月廿九日ノ調ベニ生徒二十八人(入塾生十人、 通学生十八人)

明治九年三月十五日ヨリ同十二年三月十五日迄三ケ年間ドワイト・ダブリウ・レールネト氏幷ウォレス・テーロ ル氏

二人ヲ雇入ル

明治九年五月、地ヲ上京第十区相国寺門前町ニ占ム

其坪数五千八百五十五坪

同年六月十五日、校舎建築ニ取懸ル

氏 年七月、 八上京十一区中筋通六百八十三番地柳原前光君邸内二寓 デウィス氏九年十月一 日 \exists リ十四年九月卅日迄雇続キ願書差出ス、 八月八日右免状来ル

九月五日、ドーン氏ヲ雇入ル

六月二日、

再ビコルドン氏雇入願書ヲ出シ、

同月廿六日右許可ヲ得

タリ

九年熊本二 於テ神風連 ノ難ヲ逃レ、又十年西郷氏 ノ難ヲ逃ルノ幸ヲ得タルハ真神ノ溟助ト云ハスシテ何ゾ

此第二学年期ョリ熊本洋学校ノ生徒金森氏ヲ初トシ陸続来校ス

九月十八日、相国寺門前新築之校舎ニ於テ開業ス

(第一・第二寮落成ス)

+ 一月、 十二月 ノニヶ月中 西京ニ於テ第 第二、 第三ノ教会ヲ設立 ス

明治十年四月廿一日、柳原邸内ニ於テ女学校開設ス

五月八日、ドーン氏ノ妻病ニ罹カレルヲ以テ、解約ノ上京地ヲ去ル

九月、第三寮落成ス

明治十一年一月、初メテ寮長ヲ撰ス十一月廿日、常盤井殿町二条家ノ地所四千九百六十九坪九合買入ル

五月廿 日 テー P ル 氏京都府下ニ於テ授業スルヲ許サレザルヲ以テ遂ニ解約シ、六月六日京都ヲ去ル

九月、第四寮落成ス

月二日、 ゴ ル ドン 氏五ヶ年間雇入ル願書ヲ出 ス 事故アリ願書差戻サ v タリ

明治十二年二月廿二日、 V] [ルネ] ド氏五ヶ年間雇聘願書 ノ許 可ヲ得

六月十二日、第一回卒業式執行ス

熊 本ヨリ来レル生徒十五人卒業ス 市原盛宏 森田久万人 山崎為徳ノ三氏ハ同志社ニ止マリ教員トナリ、 宮川

経輝氏へ同志社女学校ニ止ル、月給各十五円

九月、運動場落成ス

明治十二年十月二十日、初メテ叡山 ノ麓ニ於テ校中 ノ生徒兎狩ス

十一月十八日、教員協議ノ上可決セシ事左ノ如シ

一同志社ニ於テ普通科ノ外必ス神学ヲ教授スベシ

一当時行ハル、神学ノ外、別ニ速成科ヲ設クベキ事

外国教員仮令神学ヲ教ユルモ決シテ普通科ヨリ手ヲ引カス、 蓋該科 ニ尽力スベ キ事

+ IJ 月五日、 八千弗ヲ、 アメリカン・ 同志社二年々寄附スベキョ ボ 1 ルドヨリ書ヲ送リ、オテ シ 申 越 サ V タリ イ ス レ [ゲ]シー資金ノ内外国教員ノ為メニ設置シアル分ヨ

明治十二年十二月、デウィス病気ノ為メ支那ニ遊行ス

明治十三年六月、四人ノ正課卒業生アリ

明治十四年一月十日、 デウィス脳病加養ノ為メ家族引キ連レ欧洲ニ出

四月、槇村正直京都ヲ去リ、北垣□□君之ニ代リ知事タリ

六月、 初メテ京都四条北ノ芝居ニ於テ宗教演説ヲ催ス、是ヲ京師演説 ノ初メトス

六月二十四日、十八人ノ生徒卒業ス

七月廿九日、山崎為徳肺病ニ罹リ京都ノ病院ニ入院

ス

十一月八日、

山崎為徳、

新島氏ノ宅ニ於テ午前六時十五分死去ス、第二教会新築会堂ニ於テ葬式ヲ行ヒ、

黒谷山新島

明治十五年二月六日 Drディ・シー・グリイン氏来京ノ免許ヲ得タリ

氏墓地二埋

葬

ス

六月卅日、六人ノ正課卒業生アリ

八月二日、デウィス氏再ビ雇入レノ願聞済ミタリ

九月ヨリ、卒業生ナル下村孝太郎氏ヲ招キ教員ノ列ニ加フ

+

月廿五日、

デウィ

ス来京ス

学校

ノ生徒悉

クステ

ーシ

ョン迄出

向

ヒタリ

明治十六年二月十三日、更ニ左ノ委員三名ヲ加へ同志社々員トス

熊本県士族 伊勢時雄

京都平民 中村栄助 松山高吉

社員五人、内外国教員ト協議ノ上左ノ四条目可決ス

同 志社 ハ五人ヲ以テ組 織シ、 此五 人八社 フ財 産ヲ所有シ、 基督教主義ヲ以テ学校ヲ維持スルヲ務 义、 且学校ト政

府トノ間ニ生スル百般ノ事務ヲ弁理スベシ

一社員中若シ欠アル 1 丰 ハ 現存 ノ者新ニ撰招シテ之ヲ補ヒ、 社ヲ永続 セシ ムベシ、 又社員中ョリー人ヲ撰 ヒ校長ト

スベシ

三校内百般ノ事務ハ各校ノ内外ノ教員校長ト協議ノ上之ヲ弁理スベ

シ

四外国 ョリ寄附シタル金ハ、外国教員若クハ他ノ委托者ョリ各校 ノ教員ト協議ノ上支払フベシ

二月十五日

新島襄ハーヨリ社長ノ任ニ当ルコトヲ四人ヨリ委托セラレタリ

五月中、 宣教師 集会ノト 丰 石造或ハ煉瓦造ノ講堂ノ入用ナルコト ・
ヲ
ア メリ カン・ボールトニ乞フ、ボールトハ之ヲ許

71-1

シ七千五百円

ラ寄附

ス

正果ニペテハ人

正課ニ於テ八人卒業ス

十月十七日

十二月二十二日 定礎式執行

新築ノ入札ヲ為シ尾滝菊太郎ニ落札シ、十一月上旬ヨリ普請ニ着手ス

〔以下主として新島筆〕

「明治十六年」

明治十六年二月十三日

〇明治八年八月二十三日山本覚馬、新島襄ノ二人ヲ以テ一社ヲ結ヒ同志社私塾開設之願ヲ出シ、同八年十一月中願(朱ヘー以下同) シタル校舎ニ転シテヨリ以来生徒年々加員シ社務随テ繁ク、且社有之財産モ亦加増シタルヲ以テ、今回社員ヲ増 済之上(二十九日)寺町通丸太町上ル所ニ華族高松氏之邸ヲ借リ学舎トシ開校ス、同九年九月相国寺門前 加シ益学校ノ隆盛ナラン事ヲ希図シ、 族当時愛媛県下越智郡今治室屋町一丁目十九番寓伊勢時雄、 新潟県平民当時兵庫県下神戸区山本通六丁目十七番地松山高吉、 京都府下下京区二十八組五条橋東二入二丁目四番地 熊本県士 二新

家ニ来会シ、先ツ社員タル 平民中村栄助ノ三氏ニ乞ヒ本社之社員タラン事ヲ要求セシカバ幸ニ承諾セラレ、二月十三日之タヲ期シ新島氏 1 都図々々入用二 応シ編 成スル事 ノ資格義務等ヲ談シ合ヒ、 二次 セ 1) 左二掲 ル所ノ四条目ヲ以テ社則ノ大体トシ、 又細則

同 1 志社 1 間 ニ生ス ハ五人ヲ以テ組 ル 百 般 ノ事務 織 シ、此五人ハ社ノ財産ヲ所有シ基督教主義ヲ以テ学校ヲ維持 〔朱点・以下同〕、 、、 。。。。。。 ヲ弁理 ス ~ シ スルヲ務 X, 且学校 1 政 府

一社員中若シ欠アル F 丰 ハ現存ノ者新ニ撰択シテ之ヲ補ヒ、 社ヲ永続セシ ムベシ、 又社員中ヨリー人ヲ撰テ校長

三校内百般 心ノ事務 ハ各校之内外ノ教員校長ト協議ノ上之ヲ弁理スベシ

ナ

ス

74 外国 ョリ寄贈シ タル金ハ、外国教員若シクハ他ノ委托者ヨリ各校ノ教員ト協議ノ上支払フベ

「委員集会録事ハ紅墨ヲ附シ印トス 第壱委員集会」

二月十五日

〇午 所 后二 ノ四 一条目 一時 ,ヲ期シ松山、 ヲ以当社々則ノ大体トナシ、本社ヲ永続維持 伊勢、 中 村 新島 四 人 本 氏 ノ家 ス ル = 事 集リ弥三氏 = 決定ス ノ本社ニ入社セラレシヲ告ケ、 上掲ル

「社長撰定」

新島襄ハ社員ヨリ、旧ニ依り社長ノ任ニ当ル事ヲ委托セラレタリ

相談之事件ハ左ノ如シ

一日本教員ノ月給ヲ加増シ、且可成丈ハ其授業時間ヲ減スル事

市原氏 ノ月給ヲ三十円 「ト」シ、 邦語神学生世 話人トナル上ハ、 向後授業時間 ヲ二時間 1 ・ナシ タキ

下村氏 ノ月給ヲ旧 二二 リ三十円、 授業時間 ハ三時ニ過キス

森田氏 ノ月給 ハ当分二十五円トス

一女学校 但シ前条ノ事ハ新島氏ヨリ外国教員迄通スル事ヲ委托セラレ ノ加藤勇治郎氏ヲ再聘シ月給三十円ヲ教員トナル為与ヘタキ事ハ、 山本氏ヨリ他ノ社員迄相談ニ及ハレ

タリ

「○注意

校中ノ内務ハ教員ノ預ル所ナルモ、教員中ノ見込ニテ社員ノ協議ヲ要スル事件ハ社長ヨリ他員ニ報道シ、書面ナリ 又ハ集会ヲナスナリ社員ニテ決ヲ取ルベシ」

二月十六日

第一等局

社員三名ノ加入シタル事 ラ届 ケ出 ス、併セテ向来ハ 届 書願書等ハ社長壱人ノ名義ニテ差出 ス事 アラ届

〇一松山 金森 伊勢之三氏、 一ト月ニ壱回ツ、交ル 々々京地ニ来リ、 邦語神学生ニ面会シ、 勧奨 ノ為集リヲ為ス事

決セリ

伊勢氏 、松山氏 七円 壱円六十七銭 同 半額八十三銭五厘ツ、本社ョリ、他ハ伝道会社ョリ 上

金

森

五円

伝道会社ノミョリ出ス

第二号願 一月十九日

V 1 ルネド氏、 書」

三月之下旬ョリ乃二十 日 ョリ四月十八日迄三十日間、 敦賀、 名古屋、 山田等之地ヲ遊覧ノ為免状

要 七 ラ V タ ル _ 3 リ、 右願 派書ヲ出 ス

二月二十六 日

第三号願 書

〇本社所有地 八是迄多分新島氏 ノ名義ニテ所有シ居リタレト モ、 今回社員 ノ加 増シ ダ ル = 3 IJ 地所 /\ 本社 ノ名義

更換シタキ 由 願出タリ (地券六通ノ預カリ書ヲ取リオク)

二月十日

「米国 ョリ送致金」

〇ハールデー「ハーディ」氏ョリ(一月十日付ボストン)本社へノ寄附金 Kidder Peabody & Co. Jan. 10. 1883

Boston Mass. ノ為替証二枚ヲ遭シ呉タリ

五百ポオ ンド 二八五五二

枚 壱百ポ オ ンド 二八五 五

三月三日

「第四号 願 書」

V 1 ルネド氏遊行免状ニ妻子ノ逐加ヲ求メラレ タル ニョリ、 本日右逐加願ヲ差出

ス

三月九日

◉去二月十日、ハルデー君ヨリ受取タル六百ポンドノ為替証ノ二重証 W. A. Snow 氏ョリ二月一日付之書面中

三月十七日

入レ送リ呉レタリ

レールネド氏旅行免状ヲ下附セリ

第九千八百十号

三月廿日ヨリ四月十八日迄三十日間

三月十九日

本日エム・エル ・ゴルドン氏(三十九年九ケ月)大和国奈良、郡山、吉野等遊覧ノ旅行免状下渡願書ヲ差出ス

三月廿日

但日限ハ四月一日ヨリ同十五日迄

六百ポンドノ証書二通、本日ジェンクス氏ニ送ル

三月廿五日

「米国ョリ送金」

〇千八百八十三年二月十二日付ノ書中ニ、ハ ル デー 君ョリ又四百ポンドノ証書ヲ入レ送致セラル (第二証 書四月六

三月卅一日

日来ル)

「上棚朱」 「五月十日、 女学校雇 入女教師アレ ス ジ ェ 1 ・・ス ター - クウ [エ] ソル氏病気ニョ IJ 帰国 ス フー 13 ル氏代人トナル」

ョリ送金」

〇本

日

試験

ノ上、

同志社男女両学校冬期閉業

(上棚) B

〇米国 ハーテー 君ョリニ百ポントノ証書送致ス」

五月卅一日

クリ イン氏東京行免状下附 セリ、第一万九十二号(六月十日ヨリ九月十日

東 海 東山 一両道東京ラヘ丼滋賀県下遊覧

六月一 日

上京区第十七組元浄華院町五百八拾二番地デビス氏寓地、是迄新島襄 シア所有 ニニ係シ ガ改メテ同 己志社 ノ所有 セ

「〇宅地六百二十二坪八合七勺、外=悪水 ヲ 出 願 シ、 遂二 本日其 ノ許可ヲ得、 同 志社ノ名義ヲ以テ更ニ地券証ヲ第十七組学校 ヌ + ノ戸長役場ョリ受領

ス

〇拾六坪弐合五勺」

六月六日

コ ル ۴ 1 氏、 岸和 一田、 和歌山、長浜、敦賀行ノ旅行免状下渡願 ラ差出

ス

六月八 日

7 1 ナ ワ 1 ・テウィス、 箱館 札 幌 (海陸共) 行 ノ旅行免状下渡願ヲ出ス 三十二年四

ケ月

本覚馬或小生外三名所有、五人之管理スル所ニ関リ決テ外人ニハ所有致セ不申候、右為念達御聞如此候也 事公ニモ右等之所ニ御懸念有之候事ト存候、乍去彼教師共ハ決テ敝社々員ニハ無之、且地所ハ全ク敝社々員乃山 有之候処、觘校之一役員外人ハ敝社々員ニ無之候よし申上候由承候、右様御尋有之候所より推察スレハ、 「一書奉差上候、陳者先般学務課員敝校迄御出張有之、外国教師ハ同志社員ニテ地所ヲ共有スルヤ否ヤノ所御尋〔感付〕 何 敬白 力知

六月五日

四月六日」

岡山ノベレー氏ョリ返書来ル

詳細 山 日 但新島襄 西京二 ノベ 二其ノ賛成可決セシ所ヲ記シ、以テ答詞トナシ送リ来レリ 開カレタル宣教師年会ニ持出シ之ヲ協議ニ付シタリ、然ルニ一人ヲ除クノ外尽ク之ヲ賛成セシニヨリ、 ー氏ニ送り、 東京大親睦会へ出張前ニ当リ、同志社々員連名幷上方地方十四教会ノ牧師連名ノ上、 西京二来リ医学校幷病院ヲ開カレン事ヲ請求シタリケレ /\ 同氏八右 ノ事件 一通 ヲ本年 ノ書ヲ以テ岡 -五月七

六月十二日

ペレー氏ノ返書へ、再ヒ京都ニアル同志社々員三名ヨリ答詞ヲ送ル

同日

六月十五日

月 フ ラン 日 来年 ス 八月卅 フ ーパル(二十八年)ヲ以テ、 日迄壱ヶ年間) スタークウ〔エ〕 ソル氏ノ代人ト為ン為一ノ願書ヲ差出ス 八九

以上ノ為替証二百ポンド二葉 (百幷五百ノ二葉)二百ポンド 葉ジェ ン クス 氏ニ回送ス

(中層) 「Kidder, Peabody & 3704-3703. Co. Ap. 23 1883

Messers Baring Brothers & £ 200 Co. London.

Jan.

10/83

ch3 400 Feb. 12/83.

29176

六月二十七日

7 ルドン氏紀州、 泉州行之免状(六月六日出ス)、本日下附ス(一万百五十六号)外務番号

六月二十九日

●本日卒業式執行ス、左ノハ名へ卒業証ヲ授与ス(朱丸) 岐阜大藪村 古田合二郎

熊 本

小崎継憲

三宅荒毅

告別 ノ詞

ヲ陳ス

京都 Ш

新島公義

鳥取

末吉保造 太田幸市

津 田元親

東京 同

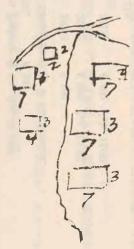
森田久万人氏、卒業生ニ演説セリ

「〇六月三十日

フランシス・フーパル氏、スタークウエソル氏代人トナリ一年間滞京ノ許ヲ受」

七月三日

叡山 ヲ改正シ、其ノ上郡役所ヨリ一官吏出張アリ、 然ル后愛宕郡役所(下加茂村ニアリ)迄差出シ、其ヨリ府庁ニ達スルヨシ〔ニ〕テ、三日ノ 願書ハ ヲ出サ〔ザ〕レハ採用トナラサルヨシ、且八瀬村ニ至リ官地近傍拝借地価ヲ記、該村戸長ヨリ奥印 キョシ郡長 ノ官地拝借差出シ百坪ノ拝借ヲ願フ、本年ハ是迄ト相違シ官地拝借ノ願ヒニ一定ノ式アリ、其ノ式ニ照準シ之 ヨリ達セリ、譬へハ図ノ如シ 願書ノ図面ニモ之ヲ詳細ニ記ス ノ上願書ニ付添へ、 却下ニナリ再三之



月六日

金五円 同志社来期広告之為小崎氏迄之ヲ送リ、二大新聞ニ広告ノ事ヲ托ス 但シ其ノ文例ハ表紙ノ裏面 ニ糊着ス

七月二十三日

第七組戸長より聯合会ノ上、内外人ヲ不論他ヨリ寄留シテ壱戸ヲ為スモノハ協議費ヲ徴収 ス ル _ 決

> 也 シ 彐 シ 申 来

十六年度 〇協議費

壱ヶ月壱戸分 金十二銭五リ ン

〇臨時費 壱ヶ月 二銭四厘

一金壱円六拾銭

右八十六年度前半年分 国税金地方税共正二受取申候也

十六年七月廿一日

新島殿」

上京区第十一 組常盤井殿町五百四十三番地之内二

上京区第拾組相国寺門前町

地価金四百七十四円四十銭

新島襄所持ノ所今回書キ換ノ上区役所ヨリ相渡セリ

「十六年九月廿一日」

第一万百六十号

アンナ・デウス氏北海道行免状、九月二十一日返納ス

九月廿一日

官地 拝借願七月九日差出タルニ、漸ク本日愛宕郡役所ヨリ社長ヲ召出シ、右願出聞済之趣ヲ以テ下附ス(九月半ケ

月分ノ税ヲ納ムル由山林課長ヨリ達シアリタリ)

十月十日

叡山官地拝借料九月半ヶ月分トシテ五十銭、三井為替ニナシ愛宕郡役所ニ納ム

十月十一日

角石ヲ置トキノ祝儀ヲ為サン為、 グリイン氏、新島氏二氏委員ニ撰ハレ左之通*

讃美歌 二建設ノ主意ヲ陳 フ 三聖書 四角石ヲオクノ式 五祈 六演説 七祝禱

〇演説ハ宮川経輝君ニ委頼スル事ニ決ス

十月十二日

前上ニ掲タル所ノ書面ヲ左ノ大工ト会社ニ送ル

神戸元町六丁目 橋平吉

兵庫

栄町 五 丁目 + 四 番 地 橋本 久二郎

江州大津裁 判所 新 築 処 松尾伊兵衛

烏丸押 小 路 下ル

建築組

通 池通 上 ル 東 側

藤 軌 道

上 河原町 京第三十 夷川 下ル 組 清

水 町 尾 龍 菊 太郎

1 嶋 佐 兵衛

「第一 入札人ハ本月十七〇歳付・コンニャク版」 日午 ·后第 一時、 烏丸通今 出 JII 上 ル グ IJ 1 ン氏方迄来会 ノ上入札 書 ヲ差入 ル 1

第三 同志社員入札ヲ不当ト見認 4 ルトキ 1 入札ヲ取消 第二

已二入札ヲ入レ

及

ル

T

ノ若シ

改

正

ヲ

加

B

丰

事

7

V

1

入札

日

限迄二

封書

ヲ以テ改

Ī

ノ件々

ヲ差入ルヘシ

第四 志社員場合 -3 V 1 入札 書中記載シ タル代価 ヲ以テ、工事 = 必要ナル物品中 ノ幾分カ、 又八 総体ヲ自

弁 ス ル 事 ァ ル シ

第五 落札ノモ ノへ 1 社員 ョリ決定次第通 知 スベ シ、 但シ 数日 間 ノ時 日 ヲ要 ス ル ナ ラ

第六 入札人来会 前上記載 ス ル 所 1 相 違 仕 ス ル モノヲ除キ、 持 参ス 余八京都府 ヘシ 工事 請 負規則 二照準 シ 条約 用 意ア ル

第八 第七 入札人ハ来会ノ節、 ノ節 本 瓦 帳 煉瓦、 様 帳 1 写シ 石等 ヲ 見 セ 本 ラ持 参 ラ ^ シ、

煉瓦

堺出来ノ上等、

色ニ不同

ナキ

E

内

4

丰

1

煉瓦

/>

堅ヤ

丰

V

/\ 瓦

可 ナリ 深

最 ナ

E

草

シ上

111

ガ 丰。

外

4

丰

_ 用 2. ル シ

入札書ハ同志社々員宛ニ御認メアリタシ

明治十六年十月十二日

京都相国寺門前町 同志社」

十月十五日

グリーン氏旅行免状第壱万九十二号、去十三日同氏ョリ返却ニ付本日返納ス 六月十日ヨリ九月十日迄

十月十七日

本日烏丸通グリーン氏宅ニ於テ大工来会シ、衆前ニ於テ入札ヲ開封シ、其金高ヲ 喞 読 シ、近々決定之上回答ニ(ショクドク)

及フヘキ旨申通ス

藤田 「軌道君臨席アリ、 落札トナル前ニ本帳仕様帳ニ成丈ヶ分カリタルモノ(譬へハ材木ハドコ、瓦ハドコ、

ハドコト朱墨ニテ記サセ、一々印行ヲ取リオカハ後日ノ憂ナシト忠言被致タリ

十月十八日

石

尾龍、 戸竹、 **幷建築組、一書ヲ出シ白川石、下石ノ上中等、瓦、練瓦、石、其手間代等詳細ノ代価ヲ尋ネ遣セリ**

十月二十五日

尾瀧菊太郎(上第三十一組清水町)ト新講堂建築ノ事ニ付結約スル事左ノ如シ

[異筆]

御請主

本帳 画図 面 ニ印行ヲ捺ス

事

ノ品物之出所品 ノ直 段等ニ印行ヲ捺シ、且見セ本ヲ差出 ス

今般同志社大講堂御建築ニ附、私へ請負被仰付候ニ附、条約スル事左ノ如シ

十ヶ年工事請 負

京都府現今工事規則 パニョル ト云一通ノ証書

本帳ニ写シチカヒ又ハ誤謬アルトキハ画図面 ニョリ之ヲ糺ス事

受負人ノ金額ヲ以テ成功ス ル 事

条約ノ四日後二於テ地形ニカ 、ル 事

身元金ヲ入ル、ハ京都府受負規則ニョ ル事

請負人ノ印

払方

〔以上異筆〕

七月廿一日

コ ルドン氏家族ニ壱人ノ男児ノ名クロフォルドヲ加へ、更ニ免状下附セリ

第 一万二百六十六号

「十月廿五日」 明治十二年九月一日ョリ十七年八月卅一日迄

249

新築工事受負ノ事、第三十一組清水町尾瀧菊太郎ト為ス

一月七日

本日尾瀧菊太郎氏ョリ工事受負金二十分ヲ右身許金トシテ同志社

十二月六日

ジェ

ー・シー・グリイン幷ジェ

ー・デー・デウィス氏両人、本月廿五日ヨリ来

一月十日迄十二日間、

奈良郡山行

「〇金三百五十円、右ノ金ト条約書ハレールネド氏ニ預リ」

十二月二十一日

免状願書ヲ差出ス

第九学期第壱期ハ本日試業済ノ上閉業ス

〇本日午后第一時半ョリ新築講堂ノ定礎式ヲ執行ス

同

其ノ順序ハ左ノ如シ(府会議員其ノ外ノ紳士ニ案内書ヲ出セリ

唱歌

聖書喞読

祈禱

ノ近道* 冊

宮川経輝演説 聖書幷別書類ヲ箱中ニ納 4

同志社略史幷社員、教員、 新約全書 m 庶務、生徒ノ姓名等ヲ蔵ス

松山高吉氏祈禱 デウス 隅石ヲ安置ス

祝禱

唱歌

十二月廿五日附ニテ府庁ョリ下附

グリ イン氏 奈良 郡山行免状一万八百六十七号

「×」十七年一月九日之ヲ返納ス

デウィス氏

同上

一万八百六十六号 十二月廿五日ョリ十七年一月十日迄

明治十七年一月 一帰省シ、該令ヲ逃ル、ノ策ヲ為スニ取懸レリ

|十六年十二月廿八日、改正徴兵令発布ニ付校中非常ノ困難ヲ来タシ、百五十人ノ内四十人計〔リ〕

月七日

本日ヲ以テ男女両学校第二期ヲ初

4

月七日

コ ル ドン氏東京ヨリ仲仙道旅行免状下附ヲ願 万九百廿八号 私雇外国人旅行免状 (廿二日下附ス)

月廿六日

V ールネト氏、本年三月十五日ヨリ明治二十二年三月十四日迄、五ケ年間ノ雇継願書出

一月廿五日

〇レールネト氏雇継願書ノ許可ヲ得

〇第一万九百六十七号 外国人旅行免状

外務省 十七年二月十三日

「明治十七年」 〇第二十九号

私雇外国人居留地外僑寓証票 京都府 十七年二月十九日

三月廿二日

一万千三十三号免状 レールネド氏へ下附セリ

十七年三月廿四日、四月十日迄

同十七年四月四日、校長新島氏欧米ニ向ヒ出立ス

「新島校長ノ出発後ハ、先ヅ山本覚馬氏代理ノ名義ニテ、内務ハ市原盛宏氏之ヲ勤メ、外務ハ新島公義氏之ヲ補助シ上卿」 メラレタリ

茲 = 八外務 ノ記事アリ、 内務 ノ記事 ハ市原師 ノ手ニアリ」

同十七年六月廿六日、 十人ノ正科卒業式ヲ行フ

卒業生徒左ノ如シ

十七年

五月一

日

新島公義氏ハ同志社英学校設立之始末ヲ出版ス*

同 七年六月廿

七日、

神学科卒業生

重見周

三輪礼太郎

熊本県

原

京都 人崎県 府 長谷川

末 助

治

長

堀 貞

亀山 奥 亀太郎 昇

京都

府

岡

Ш

県

大西

祝

熊本県

愛媛県 新潟県 福井県 大阪府 愛媛県 福 岡 同 岡 Ш 県 県

愛媛県

正

義

竹内

磯 能

淹 堀

武太

村井

知

至 雌 宮崎

新原俊秀

松尾熊夫

Ш

岡

邦

三郎

三好文太

253

同竹原義久

岡山県 綱島佳吉

大分県 村上直次郎

熊本県 上原方立

n 松尾敬吾

岡山県 安達成章

兵庫県 杉田 潮

右正科卒業生ニハ下村孝太郎氏、神学卒業生ニハデヴィス師告ル処アリキ

同十七年七月一日ヨリ九月十三日迄、例年ノ通リ休業ス

:十七年七月十八日、東京大学総理加藤弘之、大坂中学校長折田彦市ノ二氏来校ス、下村孝太郎、 新島公義ノ二氏ハ

応接シテ本校ノ主義、学制ヲ陳ス

同十七年七月廿六日、エム・エル・ゴルドン氏ヲ尚引続キ、 七年八月廿五日、岡 山県人岡本巍氏ヲ漢学教師トシテ年給三百六十円ヲ与へ、先ツ一年間雇入ル、コト 明治廿二年八月三十一日迄五ヶ年 問雇 継 1 願 ヲ諾 ラ差出 セラル

同十七年九月一日、ゴルドン氏雇継ノ事ヲ許可セラル

+ 七年 九月五日、 九月十日 ョリ第十学期新入校生ノ試撿ヲ始 デヴ イス 氏江州地方旅行免状ヲ下附セラレ ン事ヲ府庁ニ出

ス

『十七年九月十一日、ゴルドン氏御所八幡町へ僑寓ノ免状下附セラル、因テ即日旧旅行免状及ビ僑寓免状ヲ返納ス

工 1

ス氏当

一期ョ

IJ

始テ授業ス

同十七年九月十五日、 本校ノ第十学期ヲ開業ス、 同 日彰栄館開場式ヲ行フ、 金森通倫氏来テ演説 ス、

「彰栄館開場式挙行

ケーデー氏入京」

1

工

4

ケ

1

ーデー

氏入京

ス

+ -七年 九月廿日、 3 工 1 デ 1 ・デウ 1 ス氏学術研究幷病気保養 ノ為、 大津、 八ヶ市、 彦根、 長浜、 福井、 敦賀及

其沿道各地 旅行ノ免状下附セラル、号ハ壱万千八百九十八号タリ

「シー・ 同十七年九月廿日、 外国教師七、八、 九月間、 官林拝借料六円六十銭ヲ上納

十七年九月廿日、 1 1 . 工 4 . ケー デー氏、 十七年九月廿二日ヨリ同廿二年九月廿一日迄向五ヶ年間雇入ノ願書ヲ

「上棚 一ム・ 7 1 ル ・ゲー ンス 氏雇入」

差出

ス

工

ム・ケ

1

デ

1

氏雇入ノ願

書

ラ出

ムス」

◎同十七年十一月廿 四 日、 工 ム・ア 1 ル . ゲ 1 1 ス氏 ラ向ヒ五ヶ年間雇入ノ願書ラ 差出ス

「×」明治十八年 同十七年十二月十七日 3 IJ + 九日迄冬期試撿執行

ノ記

月五 日 第十学期 春 期開

業

演説ス、 月廿九日 同日午後、 (木曜日)、 同所ニ於テ奉教紀念会ヲ行フ、来会スル者三百五十有余人 例年ノ通学校 ノ為祈禱会ヲ同志社内チャペ ル 二開 ク デヴ イス氏、 ゲ 工 1 ス氏、 森田

氏等

二月七日、 ゲエ ーンス氏雇入ノ義許 可セラレ、 旅行免状及ビ僑寓証票ヲ下附 セラル

三月廿五日ヨリ春期試檢ヲ行フ

三月三十日、ゲエーンス氏岡山県へ旅行ス

四月六日、第三期始業

五月二日、デヴィス氏妻女子出産、ホルン・オーゴスト・デヴィスト称ス、同六日免状書替ノ願書ヲ出ス

五月七日ヨリ一週間、京都ニ於テ第三回日本基督信徒大親睦会執行ニ付休業ス

五月廿五日、例年ノ通、当夏中教師方避暑ノ為叡山北谷ノ内三百弐十坪借用ノ義ヲ其筋へ出願ス、且飲水ノ為延暦寺 内 ノ清泉引用シ度旨ヲ出 ト数回熟談ノ後漸ク飲用スルヲ得ルニ至レリ、此件ニ付知事ト 願シタリシガ、官林ノ分弐百弐十坪ノミ許可セラレ、而シテ清泉引用ノ義ハ新島公義延暦 河田書記官 ノ手ヲ煩シ タリ

六月廿五日午後第一時半ョリ第十学年卒業式ヲ行フ、 宮川経輝氏卒業生ニ 告ル ノ演説ヲ為ス

普通科卒業出

岡山県 原 忠美

山口県 告別 沢山 雄

神学科、

郡馬県 湯浅吉郎

六月廿六日午後一時半ョリ邦語神学科卒業式

小野

忍

愛媛

岡

山

馬場種太郎

大森富次郎

静岡 須田 明忠

京都 辻 籌夫

同

足立

琢

鹿児島 告別 池袋清風

Ш 加 藤 寿

附 言

第十学期終リ夏間休業ヲ告グ

安藤乙五郎、 亭、二階堂円造、 本学期 間神学ヲ学バンガ為来校セシモノ十四 ノ初メ邦語神学生トナル 酒井真輔、 長田時行、 菱田仲行氏等ニシテ之ヲ邦語特別生ト称ス、六月以後皆直ニ伝道ニ 片 一桐清治、 モノ十三人アリ、又此学 人ナリ、学室狭少ナルヲ以テ山科家ヲ借受斯ニ入ラシ 上代知新、 横田勝治、 期中已ニ各地方ニアリテ現ニ伝道ニ 高橋 優、 黒水亀、 真鍋定造、 趣ケリ 松村竹夫、 従事セシ メタリ、 其人々 者[ニシテ] 松原孫七郎、 八西尾文 年

「邦語特別生 「以上異筆」

十八年十二月、医師ベレー師入京ス」 十八年十二月上旬、病ヲ以テゴルドン 氏米国二 帰 ル

十八年十二月十七日

新島襄米国ョリ帰京ス

同十八日

午 前礼拝堂丼新教場ノ定礎式ヲ執行ス、午后二時同志社十年期祝会ヲ開ラク 来臨セシ者、 京都府知事北垣国道 滋賀県令中井弘、其外数名ノ紳士ナリ デウイス、堀、 新島ノ演説アリ、

「名土中嶋信行氏モ臨会」

午后七時、新島氏帰京ノ為歓迎会ヲ催ス、レールネド氏丼ニ岸本、鎌田、竹原三氏ノ演説アリ、新島氏答辞ヲ陳

「十九年一月十九日 (土欄)

ベレー氏ヲ以ゴルドン氏ノ代理ト為スノ届ヲ出ス

十九年一月卅日

歩兵操練科設置願ヒ出ス」

「歩兵操練科設置御願」

此度敝校へ歩兵操練科ヲ設ケ、生徒へ該科ノ要領ヲ教授仕度、就テハ右御規則幷ニ管理等ニ付キ総テ御指令ヲ導

奉可仕候間、有設置之義御許可被成下度此段奉願上候也

明治十九年一月卅日

文部大臣森有礼殿

社員三名

新しま

(事へ八別ニ進達願ヲ添ヘタリ」

中山

村 本

知

十九年ノ記

月二十五日午前 委 但 頼 シ医 は書ヲ出 師 ~ シ、 V 1 二時、 管理者 師 1 証 V 書ヲ訳シ 1 ノ立合ヒノ上葬式ヲ執行ス、 ル ネド 差出 ・氏方ニ シ、 於テ月未満 戸 長役場 彐 ノ男子出 但シ昨年来 リ葬式証 産 ヲ請取 ス、 寺ノ規 同 リ之ヲ西雲院 五 時 則 ヲ一 死去ス 層 厳 同日之ヲ黒谷山 重 (紫雲閣 = ナ 1 K <u>-</u> ル 由 出 上二 又別 葬 ル

同年三月二日

之ヲ 此 夕七 消 時 沈 前 ス ル 鳥 モ 丸通 ノナ 壱条下 丰 = 3 リ、 ル ケ 家屋、 1 デー 氏方ニ 物件、 出 書籍等ハ 火ア IJ 尽ク焼 シ = 主人ハ 失 セ 他 IJ = 招 カ V 留守中 ニア リ、 又 コ ツ 7 モ 不 在 = シ

同 同月十日 水曜日

五年 ヲ 認 名 潜ヲ 志社 シ、 意 校長宛ニシテ伏見通氏 生十 ナレ 傷害 ノ奥 又校長 二人 論 又 セ ラ 彐 々 1 協議 如 IJ 中 V クニ 該 タリ 九 級 ノ上 人 語 ノ者 = 1 通 誤 随 リ、 = 差置 解シ、 分其 同 セ 校長 志社 シ 所 丰、 1 工風 ノ事 又グリ 3 全 リ今壱 何 ク 柄 ヲ為 V 輿 1 ~ 1 論 1 カ脱走セリ ス ヶ 年 ブ 氏 卜 ~ ラ延ハ / IJ 1 1 ナ] 四 1 サ 年 申 ン 生 シ、 氏 セ 〔ザ〕 1 = 2 四年 文章、 語 ルト思 ラレ 力 生二 シ 語学、 「テ」 談 語 該 コラ伝聞 セ 級 語リタ 歴 シ 所 史等 / 学力 1 シ、 ル 齟 ラ修 ナリ) 齬 該 ナ 級生ヲ 牛 ス メ、 ル = 十日 然 Ի 彐 云 四 1) ル ノ朝 年 后 也 如 斯 卒 生 但シ 五時 一ノ前 業 勧 x セ 此 ブ ラ = 謗 如 IJ 1 何 封 該 IJ 1 氏 若シ ノ書* 1 級 誤

伊勢時雄氏教員ノ欠乏セルニョリ、先ツ春期丈ヶ京師ニ止マリ、 同志社二於テ神学科ヲ教授スル事ニ決セリ」

同四月五日

デウィ ル 遠カラサ ス氏家族ヲ引キ連 ル 所二於テ身ヲ海中ニ V 本国 ニ帰ラン為、 投シ 死ス 本日神戸ヲ発ス 但シ此所為ハ同人ノ発狂ニョル 同六日 ノ夜、同氏 ノ妻ソファイヤ伊 豆 ノ沖灯台ヲ距

八日ノ朝、右ノ趣電報ニテ京都ニ通知アリ

「四月廿七日

岡 山 ノ牧師金森通倫氏ヲ招キ同志社教員タラン事ヲ依頼セシニ、其ノ教会ヨリ承諾ヲ受ケ得サル由ヲ以テ断ラレ

タリー

同四月卅日

員総代トナリ招聘状ヲ書キ同兄ニ送ル、同兄ニハ之ヲ岡山教会ノ協議 撰ミ適応ノ人ト云ハル、ニョリ教員ニ附シ之ヲ議セシ 本年伝道会社ノ年会アリ、我社友多ク京師ニ集タル際同志社教員ノ欠員ヲ充サン事ヲ議 ム、而シテ教員ハ大ニ賛成ヲ表セラレ ニ附シ返答アルヘキ趣キヲ以、 セシニ、一同金森通倫氏 タレ 五月 本日 新 日岡 島襄社 山

[三] 帰航セリ

同 五月廿七日

叡山拝借願相済

二百七十坪 壱坪金壱銭 七八九ノ三ヶ月分

□五月下旬 六月十二日、 右地代十円十銭上納

市原盛宏氏岡山ニ被参、遂ニ該会ノ承諾ヲ得、 金森氏ヲ同志社ニ招キ教員タラシムル事ニ決定ス」

[②五月中旬

浮田和民氏同志社ノ招聘ニ応シ東京 基督教新聞ノ事務ヲ辞シ、西京ニ来ラレ我カ校ノ教員トナル、 但シ史類教

六月十六日

授

ノ担当」

同志社ニ於テ公然神学科設置之事ニ付一 書ヲ出シ、文部大臣森有礼君之内意ヲ尋 ヌ

十七日

同

宅地三十五坪壱勺

六月廿五日

〇兵庫県府下明石

松尾音二郎

〇大坂府下

五年課卒業

「礼拝堂之捧堂式」

右卒業式ハ新築礼拝堂ニ執行ス、 同時ニ右新築礼拝堂捧堂式モ執行ス 市原氏 ノ海説 新島氏ノ捧堂祈禱

シテ、 但 一シ此礼拝堂ノ図 氏 ノ労功実ニ謝ス 面 ハグリイン氏ノ画 ル ニ方ナシト云ベシ、 ク所ニ関シ、 此堂ヤ至美至善ト云フノミナラス、 又同氏ノ日々不怠之ヲ巡回シテ本日ノ成功ヲ見ルニ至 其 ノヱ 7 1 チ ク之当ヲ得 ル 所二 B ル

実ニ賛歎ニ堪エサル所、予茲ニ之ヲ記シ本社之記事ニ録ス

方ニテ茶菓ヲ呈ス、来者ハ大坪格、 〇府知事、大小書記、上下京区長、 上下京区長、 庶務、 収税、 常置委員、 学務課長、 奥村氏壱人) 常置委員、新聞記者等ニ招待書ヲ出ス(グリイン氏

六月廿四日

一体操科ヲ教科中ニ編入ノ事ヲ生徒ニ告ク

生徒 (入塾ノモノ) ハ尽ク校之食 [堂] ニ於テ食事セラレン事ヲ要スル旨ヲ生徒ニ告ク

休暇中校費ヲ償フ為二十五銭ヲ各滞舎生ヨリ出サシム

塾舎監督壱人ヲ置

月三円

西ノ構内 門番壱人

二円

東ノ構内 門番壱人(拍木打ヲ兼ヌ) 二円

予備校へノ関係

其用意ヲ為サシ

ムルモノト

ス

其

ノ規則ハ本校ノ規則ヲ大概採用ス

此校 府下ニ留マルニモ適宜ノ校ナク、又父兄ノ切ニ要求スル所ヨリ、上級ノ生徒等共ニ計リ此予備校ヲ開ラキ、 ノ創設ハ明治十八年九月、同志社入校試験ニ落第セシ生徒ノ遠方ヨリ来ラレ再ヒ帰郷スルニモ不都合、 又西京 落第生

発起人

職員

新島公義

中川虎一郎 松尾音二郎

小林佳平 松浦政泰

山中

百

增野悦興 池内徳考 中川虎一郎 松尾音二郎

芳本鉄三郎

庶務

263

池内徳考

增野悦興

岸本能武太

同志社受験 予備校ト称ス

「七月十三日*

クラークソン氏ノ姓名ヲケーデート変換ノ上、雇入免状御下渡ヲ願フ

◎七月十三日**

神学科英語科科邦語科設置ノ願書差出ス

同志社受験予備校ノ試験

同志社ョリ試験委員ヲ出

新島 襄

岡本 巍

加藤勇次郎

三名

六月十九日

此日漢学教員、数学教員、該校ノ教員ト相図リ旧礼拝堂ニ〔テ〕試験ヲ行フ

漢学ハ十〔八〕史略(五冊目)(ヌリ板ニ無点ニテ漢文ヲ記シ釈解ヲ為サシム)

一文章ハ片仮名交リ

六月卅日一漢学ノ試験ハ十八史略中ノ文ニ訓点ヲ附スル事ニ定ム 数学ハ分数ノ終マデ(問題ヲ白紙ニ大書シテ生徒ヲシテ看易カラシム

注意 文章へ同志社ョリ委員ヲ出シ全ク其ノ人ノ預ル所トス

是ハ只章句ニ拘泥セズシテ其ノ人ノ才気如何ヲ察シ之ヲ採用スルヲ主トス

「新聞広告」

本年休暇中、 入学志願ノ諸君ハ来ル九月六日マデ(朱)「二号」 (朱)「四号」 (朱)「四号」 ア広告文ヲ作

C 来ル九月六日マデニ来校アレ、C 朱3「四号」 本校概則入用 ノ諸君 ハ四銭郵便切手封入ニテ本校ニマテ申込

ル

V

入学試験 科 目 講読 (十八史略)、作文(真片仮名交り)、数学 (分数ノ終マデ)

京都上京区相国寺門前

同志社英学校

東京 時事、 日々、 読売新聞、 基督教新聞

明治十九年七月

大坂 朝日新 聞

京都 中外電報、 日 フ出 新 聞

岡 陽新

名古屋 金城新 聞

(三日ツ、 続ケテ出ス)

入学生へハ 庶務局 \exists

〇先ツ試験証券ヲ渡 ス 生徒 \exists リ履い 歴書ヲ添へ来

注意 試験 ノ場所ト 時 日ヲ定 4 ル事ヲ要ス(学校ニスヘシ、 私宅ニスへカラス)

ル

本年七月ノ末迄、 モ無之、又同志社ヨリモ永ク其人ヲ用ユルノ計算ニアラサレハ、同月卅日ヲ以テ解約ス 松山ノ人後藤守衛ト申人ヲ雇ヒ同志社校長ノ書記タラシメシカ、同人モ永ク此地ニ留マルノ見込 (四月ヨリ七月 迄四

間、月給ハ九円)

〇同年八月十八日 叡山ニ於テベレー氏ノ雇人寅次郎ナルモノ官林ニ於テ伐木セシコトニ付、 林務官境野大吉殿 元宛

こ〕新島襄代人公義ヨリ一通ノ挨拶状ヲ出ス

同年九月三日 岡山ノ人加藤寿氏ヲ頼ミ書記タラシ ム、但シ約束ハ十九年九月ヨリ先ツ一ヶ年間

同九月六日歩兵操練科設置願ニ付、御指令御催促書出ス

日 神学科設置願ニ付、御指令催促書出ス

返納

同 クラークソン氏、 ケーデー氏へ結婚ニ付、姓名変換之上新免状(七月卅日)ヲ受取リタルニヨリ旧免状両通ヲ

九月十日 社二来、試ニ壱年間英語ノ反訳ヲ教授スヘキ事ヲ勧ム 十一日、招キニ応スルノ答電報ヲ以テ来ル 又十七日迄ニ 教員会議ヲ以テ大坂ノ清水泰次郎氏ヲ招キ教員トナス事ニ決シ、同日新島氏下坂シ、同氏ニ面談シ、同志

九月十三日第十二学期ノ第一期ヲ開業ス

入京ノ由通知アリタリ

新入生 第壱年生ハ

キニアラザレトモ、 「不肖盛宏翼ニ貴校ニ於テ教授 当初他ニ推スベキノ人ナキヲ以テ敢テ自カラ之ニ当リ、爾来常ニ其職ヲ瀆サ ノ職 ヲ奉ゼシ ヨリ年ヲ重ヌ ル己ニ七回、 元来浅学短才ノ身ニシテ此大任ニ当ルベ ン 事ヲ 恐レタ

届ケシ

4

リ、 セテ年来ノ洪恩ヲ謝ス、 考ノ末遂ニ其求 於テ有志等貴校ト主義 然リト 雖トモ貴校 メニ応ジ ヲ ノ不肖ニ対 盛宏頓首再拝 テ不日該地ニ赴任セント 同 ス ル 所 ス 1 英語学校ヲ創立シ、 ルヤ優待厚遇終始 ス、 依テ今不肖ガ従来貴校ニ於テ負担セ 日 不肖ニ請フテ其校長代理 ラ如 ク、 不肖 ノ深ク肝銘 ブル職 ス ル = 就 所 シ 也、 力 所 シ 今回宮城県仙 ノ職 x 1 務ヲ辞 1 千 恵 台 併 万

明治十九年九月

市原盛宏印

同 志社英学校長 新嶋襄殿

九月十七日

「九月廿七日、 市 簡 総代 复 原 ナ 氏 仙 ヲ出シ、 ル 演説又ハ文章喞読等アリ、 台 此迄 趣 教員ヨリ一人ノ総代ヲ出シテ送別 力 ル ノ各寮一人ツ、ノ担当教員ヲ廃シ、 -ヨリ、 其夕同 七時ヲ以テ開 志社新会堂ニ於テ、 キ九時 ノ辞ヲ陳シ 加 藤勇次郎ヲ以テ総寮 十分ヲ以テ閉場ス、 教員生徒共ニ同氏ヲ送ル為甚懇切ナル送別 4 市原氏 ノ答詞 二年生ヨリ神学生ニ至ルマデ各級 ノ担当教員ト定メ、 アリ 生徒 会 ノ出入ヲ凡テ ヲ 開 ク、

九月十日より十二日まで、 本校礼拝堂におひて米国レビット婦人の禁酒演説会あり

九年十 月十 五

食堂規則

臨時入校規則

右編制、食堂に広告ス

右編制ス、尤モ食堂規則ハ二款トモ食堂ニ掲示す

十月一日、第八寮新築工事着手」

十一月八日

[異筆]

クリイン氏居宅内官地継続願、 京都府庁へ差出ス、「十九年十二月七日聞届」

「十一月十六日、書籍館棟上式施行」 + 月十 神学専門科設置之義二付京都府庁 へ出願、 「十九年十二月廿日聞届」

十一月十七日

北米合衆国マサチユセッツ州ロエル府神学士アルサル・ダブリウ・スタンフォルト

村同国ニーヨルク州チョル

「十一月十七日、第八寮上棟式施行」 「上欄) チウィル邑住文学士エドモンド・バクレーの両氏入京す

十一月二十日

右両氏当校教師に雇入の願書丼寄留免状願京都府庁へ差出す、「廿年二月十六日聞届 免状二通下付」

十二月一日 御苑内におひて当校生徒体操施行之義ニ付、主殿寮出張所へ

出願す

「十九年十二月七日聞届

十二月十四日

本日ヨリ向フ四日間、第十二学年第一期末ノ修学試験施行

十二月十六日

室替委員七名ヲ撰挙ス、其連名左ノ如シ

安部磯雄、岸本能武太、 川本音二郎、原忠美、望月興三郎、 山路 三、 松浦政泰

十二月十八日

本日室替を施行す 本日ヨリ休校

十二月廿八日午后第二時過

文部大臣森有礼公臨校之事 但礼拝堂におひて暫時演舌あり

明治二十年一月一 日

一新年宴会ヲ食堂におひて午后六時より開 7

月六日

269

一第十二学年第二期始業

一月七日

一午后四時ヨリ米人ミユルロル氏来校、礼拝堂にて説教アリ

一月八日

一午前十時ヨリ同氏ノ説教アリ

一月十日

食堂視察委員ノ改撰ヲ施行ス、其当撰者左ノ如シ

32点山路一三、29、安部磯雄、25、川本音二郎、 24 岸本能武太、23、望月興三郎、候補者(二十二点 山中百、

二十一点 原忠美、二十点 足立通衛)

同日寮長ヲ撰挙ス、当撰者左ノ如シ

第壱寮長

川本音二郎

岸本能武太

第弐寮上下長

山路一三

第三寮上下長

広瀬孝二郎

第五寮上階長 第五寮上階長

山中一百、「二月八日、第八寮下寮長ニ転ス」

月十五日

月十八

日

同

同

下階長

安部磯雄

松浦政泰

安田保太郎

第六寮上階長 下階長

同 下階長

第七寮上階長

足立通衛

白木正蔵

望月興三郎

午後二時より礼拝堂におひて同志社教会十年紀を施行す、

其順序左ノ如

月十四

日

松浦氏 教会歷史朗読 伊勢氏

祈禱

新島、原田、松尾、宮川、井深諸氏の演説、詩文等あり

祝禱 金森氏

午後七時ヨリ新京極道場におひて基督教演説あり

グリーン教師雇継之願書差出ス 「廿年二月三日聞届済」 午前八時より十時過きまて、礼拝堂におひて同志社大演

説

会施行

271

一月廿六日

一本日 聖上皇后入御ニ付、奉迎之為め休課

一月廿七日

本日午後より万国学校の隆盛を祈る為め本校祈禱会あり、就テハ課業午前の『施行し午後休業

午後第一時より 各級之祈禱会

午後第二時より 本校生徒聯合の祈禱会

スタンフォルト、バクレー両氏の旅行免状願出ス

「明治廿年二月十六日聞届 免状二通下付」

月廿八日

一午後二時より同志社礼拝堂におひて伊勢峰子之葬式施行

一午後第七時十五分より同所にて奉教紀念会施行

二月一日

一午後 一時半より新島校長父是水翁葬式ヲ同志社礼拝堂におひて施行す

二月四日

一グリーン氏往復旅行免状二通京都に差出ス 「廿年二月廿一日、免状下付」(朱)

二月八日

一私立学校表取調、戸長役場へ差出ス

新聞、

薬研堀

報知新聞、京都

第八寮上下二寮長ヲ投票ス、 当撰者左ノ如シ

第 八寮上階長

> 富 田 二元資

広津友吉

二月十八日

同

寮下階長

一本校通学生京都府平民婦士伊三郎ナル者、窃盗犯ニテ逐校ヲ命ス

二月十九日

本校教師幷生徒猪猟トシテ鞍馬山辺ニ至ル、猪弐疋を獲たり

午前第十一時過き頃、総理大臣伊藤伯来校あり

二月廿四日

グリー 「本年三月九日、免状三通下付」 ン、バクレ 1 スタンフォルド三氏の旅行免状、家族姓名記入願、 外務大臣宛にて府庁 へ差出 ス

三月二日

一本年九月より生徒募集の為め左の広告ヲ各新聞(日本橋区 時事新報、銀座 中外電報、大坂 朝日新聞) 東京日々新聞、同 東京·横浜毎日

以上四回ッ

岡 山 吉備日々新聞、 福岡 福岡新聞、名古屋 金城新聞、福井—— -新潟 熊本 ――)以上弐回ツ、

等に広告ス

「〇印ハ二号、其他ハ四号ナリ」(朱)

英学〔校〕生徒募集広告

者 来ル九月ヨリ本校第一年科入学試験ノ科目中へ英学ノ一科(第一、第二、ナショナルリードル若クハ之ニ匹敵スペキ ヲ追加ス、但シ其他ノ試験科目ハ従前 ノ通リ講読 (十八史略)、作文(片仮名交り)、筆算 (分数ノ終リ迄)

ノ員数ニョリ不得止入学ヲ謝絶スル事アルベシ、故ニ入学志願ノ諸君ハ凡テ第一期開校以前(九月上旬)ニ来校アラ 旬)第二期第三期ノ開校ニ先タツ前一週間ノ金、 近来本校へ入学希望ノモノ踵ヲ接シ授業上困難少カラズ、因テ第一年科ニ入学志願ノ者ニ限リ第一 土両日ノ外一切入学ヲ謝絶ス、且其他ノ入学志願者ト雖トモ、 期ノ初週(九月中 、生徒

同志社英学校京都上京区第拾組相国寺門前町

三月三日

事ヲ希望ス

新嶋校長上京ス 但シ十日間ノ見込

愛媛県森菊太郎(第一年生)窃盗犯ニ付逐校ヲ命ズ

三月九日

一グリーン、バクレー、スタンフォルト三氏の旅行免状下附に〔付〕請書ヲ府庁に進達ス

三月十日

「三月十二日一デヒス教師帰京あり

本日ヨリ毎月一回、同志社文学雑誌発行ス*

三月十四日

一本日ヨリ第十

本日ョリ第十二学年第二期試験施行

三月廿二日

三月廿三日

第三期室替委員八名ヲ撰挙、其当撰者左ノ如シ宮中顧問官元田某及ひ随行員数名臨校あり

六十壱点 岸本能武太

五十点

原

忠美

四十九点 松尾音次郎

四十五点 山中 百四十五点 望月興三郎

三十五点

安部磯雄

三十五点 松浦政泰

四十五点 山路

以上

三月廿四日

上京区第十七組上長者町通元浄華院町に有之藍染溝変換願、 京都府へ差出ス

「廿年四月一日聞届指令あり」

同区同組同町に有之同溝払下願、同府へ差出ス 「四月五日、書式更正ノ廉有之下却、即日再達ス

廿年五月廿五日聞届

同志社文学雑誌発行願、 「廿年四月十二日、指令下付」 警察本部へ差出ス

三月廿五日

一デヒス氏、上京区第十一組常盤井殿町六百廿二番地へ寄留書差出ス

三月廿六日

一本日ヨリ壱週間内、 第弐期休業

三月廿六日 第三期室替ヲ施行ス

三七五点点点

桜井

川本音二郎

山山路中

中 三

百

第三期寮長投票、当撰者姓名左ノ如シ

第老寮長 四点 望月興三郎

第三寮長

五点

松浦政泰

第四寮下長 弐点 広瀬孝二郎

第五寮下長 五点 花畠健起第五寮上長 四点 広津友吉

第八寮下長

二九三点点

留岡幸助

第八寮上長第八寮上長第八寮上長

遠藤能定

以上

一体操掛竹田丈治解雇

一予備科ヨリ壱年生へ入課スルモノ四名

四月六日

四月七日の一子備科ヨリ本科壱年生へ入ルモノ六名

一本校助教安部磯雄本日限解雇、岡山基督教会仮牧師ノ招聘ニ応ス

壱年生ニシテ退校スルモノ壱名 子備科ヨリ本科壱年生へ入ルモノ壱名

四月十二日

第三期食堂視察委員ヲ撰挙ス、当撰者姓名左ノ如シ

十五点 松尾音二郎

十四点 山中 百

十六点 岸本能武太

候補者 12足立通衛 7原 忠美十七点 山路一三

四月十五日

(朱) (朱)

ス

上下長者町官道通行停止標下附願、同署「廿年四月十五日聞届」

こへ差出

ス

「廿年四月十六日聞届」

四月廿一日

同志社文学雑誌、発行延期刷行定期変更届を警察本部に差出す

一烏丸通龍前町変溝工事落成届ヲ本庁ニ差出ス

四月廿五日

「サ年五月廿一日帰京」 「朱) 一基督教大親睦会ニ付、金森通倫氏東京ニ出発ス 四月廿七日

一司上二寸、犬見重毛東京、出答、四月廿八日

「廿年五月十七日帰京」 (朱) 同上ニ付、伏見通氏東京へ出発ス

本校壱年生川嶋篤三郎退校ス 上京警察署ヨリ故賄方和久田雄吉ナルモノ、行為上問合セ有之ニ付、回答書ヲ即日差出

ス

「四月廿九日、本校生徒佐藤、安永詰、「上欄朱」 吉浦、 伊藤尚ノ四氏盗難ニ罹ル旨届出 ル

「本校ハ例年ノ通来ル九月十七日ヲ以テ開業シ、校則第一条ニョリ漢学試業ノ上生徒六拾名ヲ限リ入校セシ[※付][朱「第五号]四月三十日、同志社文学雑誌第一号ヲ発兌ス」 4

有志ノ諸君ハ校則一覧ノ上同月十二日迄ニ来校アルベシ

同志社英学校西京相国寺門前町

明治十四年八月

日々、時事、〇立憲

本校へ例年ノ通九月十七日ヲ以テ開業シ、更ニ生徒二拾名ヲ限リ入学ヲ許ス、有志ノ方へハ御通知次第校則書送「除五号」

呈致スヘシ

西京今出川寺町西二入 同志社女学校_

明治十四年八月

五月一日

本校第八寮に午後十一時頃何者とも知れず忍ひ入り、 邦語生小北寅之助、 垣見敬男、 岩崎重怡の時計を窃取す

五月二日

一同志社文学雑誌第一号発行届を本庁ニ為す

五月十六日

盗難届を上京警察署に為す

同志社文学雑誌定税逓送免許願ヲ逓信省に差出

ス

「廿年五月廿日、聞

届

本校壱年生「〈三重県〉」山崎直、 退校ス

同志社文学雑誌四月々表本庁へ差出 ス

五月六日

五月九日

邦語神学科を別課神学科と改称せるに付、右届を本庁ニ差出ス

一本校生徒大八木義雄盗難に罹る届書ヲ上京警察署に差出 ス

別課神学生募集広告ヲ組合諸教会ニ 出 ス

五月十一日

五月十日

本校家屋畳数取調トシテ上京区役所 ヨリ二名出張ス

予備校設立之主意書発行

「五月廿一日、 同志社文学雑誌第二号発行ス

五月十八日より向フ五日間の見込にて校長新嶋氏奈良地方ニ至ラル、 五月廿六日帰京

五月廿七日、金森氏岡山ニ至ラル、同月廿九日帰ル」

五月廿三日

本校改正規則書発行ス

京都府庶務課ョリ本校雇外国教師現員取調方照会致し来候ニ付、本日調製進達ス

六月一日

払下地々券下附願本庁へ差出ス 「廿年八月十日、地券二通下附

警察本部へ同志社〔文学〕雑誌五月分月表差出

六月三日

一テヒス氏雇継願ヲ外務大臣宛ニテ差出ス 「廿年七月十四日聞」 届

叡山字八町谷官林拝借願ヲ京都大林区署ニ差出ス 「廿年六月廿三日聞届」

六月六日

叡山字八町谷官林小柴払下願ヲ京都大林区署ニ差出ス 「廿年八月廿三日聞」

届

六月十一日

新嶋校長仙台宮城英学校開業式幷北海道ニ避暑トシテ出発ス

「六月十七日

仙台宮城英学校開業式アリ」

六月廿日

上京区十七組元浄華院町五百八十二番地、本社所有地之表門変換届ヲ同組戸長役場へ出ス

六月廿一日

本日ヨリ廿三日マテ本校第三期試験ヲ施行ス

「六月廿三日 第八回本校生卒業式執行案内状ヲ京都府官吏幷府内紳士ノ方々ニ差出

ス

午後第二時より同志社女学校卒業式あり

卒業生四名

六月廿四日

午前第九時より神学科卒業式を行ふ、其順序幷卒業者姓名左ノ如シ**

二十番(邦語

口祈禱

金 森通倫

日卒業生 一へ勧告

四卒業生演説(邦語)分化ト結合

岸本能武太

伊 勢時 雄

田奏楽 (英語)

內卒業証書授与 校長新嶋襄代理 山本覚馬

出奏楽 (英語)

八祝禱

ラルネット氏

同日午后第二時ョリ本校英語普通科卒業式執行、順序科卒業者姓名左ノ如シ

(2)祈禱

(1) 奏楽

六十七番(邦語)

加藤勇次郎君

(3)卒業生演説

兵庫

一、万有之演訳者(英語演説) 三谷種吉

大阪

二、人生之目的(邦語演説) 三重

丹羽清次郎

大阪

矢口信太郎

福岡

四、宇宙之至美(英語演説)

三、東洋之文明(邦文)

村田

勤

284

6 卒業証書授与

(4)告別 (5)奏楽

(7)奏楽

五、人(邦文) 奏楽(英語)

白木正蔵

新潟

福島

高橋善作

六、国家之生命(英文)

望月興三郎

七、日本之長策(邦語演説)

熊本

志垣要三

八、至強之動機(英文)

愛媛 松浦政泰

九、日本将来之文学(邦文)

鹿児島

山路一三

十、愛(英語演説)

同人

校長新嶋襄代理 山本覚馬

(8) 祝禱

نِا

右卒業式ニ付府知事其〔他〕二三の紳士来会セリ、 同式終りて右来会者ヲグリイン氏宅に招ひて茶菓ノ饗ヲ為ス

一愛宕郡字八町谷官林拝借聞届請書京都大林区署に差出す

ベルリ、 「廿年七月十四日、免状下附 リチヤアルド、 ウェーンライト三氏之雇入願を外務大臣宛にて差出ス

六月廿五日

午前十時より同志社アルムニ会ヲ礼拝堂に行ふ

一本日ヨリ休業

六月廿七日

一夏休中、花畠健起氏ヲ総寮長に、加藤寿氏ヲ幹事に撰定ス

「六月廿七日より同二十八日迄、予備校生徒試験」(上欄朱)一同志社文学雑誌第六月分月表、警察本部へ差出ス

六月卅日

夏休中室替委員に遠藤能定、 花島健起、 金子常五郎の三名撰定ナリタリ

上京区十七組元浄華院町及二十一組鷹司町溝敷払下地位上申書ヲ府知事ニ差出ス 「廿年八月二日、査定聞済」

七月卅一日

七月廿日 〇一同志社病院、

同看病婦学校設立願を京都府知事に出願 ス

「同志社病院設立願、 廿年八月三日聞届らる」

「看病婦学校設立何、廿年八月十一日認可(朱)

本校雇外国教師避暑のため、本日より叡山字八町谷官林に登山ス

七月廿七日

「八月五日 上京区第十組上立売東町三十八番地へ同志社予備校寮舎新築に取掛る

看病婦学校幷同志社病院規則出来に付、組合各教会幷有志者へ頒布ス」

同志社文学雑誌七月分月表ヲ警察本部ニ差出ス

七月廿九日

七月卅日

一本校第三年生高木安太郎退校す

午前第九時頃司法次官三好退蔵君来校、諸室縦覧了テ礼拝堂におひて生徒に向ひて演説せらる、帰路上長者町看

八月一日

病婦学校に立寄らる

一京都同志社神学校規則提綱出来ニ付之ヲ頒布ス

「八月一日

予備校 〔校〕舎建築費募集のため、加藤勇次郎、 浮田和民、森田久万人之三氏幷中村栄助と共に大阪地方に至る

八月二日

右建築費として、大阪藤田伝三郎氏金二百円寄附す

八月四日

右建築費募集のため北垣府知事の周旋を仰きしにより、校長幷右新築委員の名儀を以て北垣氏へ礼状を出す」

八月三日

「廿年八月卅日、 同志社予備校設立願を府知事宛にて差出ス

認可指令あり」

リチヤアルド、ウエンライト両氏の免状訂正願を外務大臣宛にて差出ス

「廿年八月廿四日、 免状訂正ノ上下附」

ベルリ、デウ井ス、 リチャールド、ウエーンライト四氏免状下附の請書を差出ス

八月六日

愛宕郡比叡山字八町谷官林に有之樹木小枝払下願を京都大林区署に出す

同所に有之柴草払下願二通を同署に差出ス 「廿年八月十七日聞 届

「廿年八月十七日聞届」

上京区役所に同区十七組戸長役場へ同志社病院設立聞届済之届書を出

右病院幷看病婦学校開設之披露書を端書にて、五十二教会幷十三新聞社

八月九日

本日安部磯雄、岸本能武太、 松浦政泰、村田勤、三谷種吉、志垣要三の六氏に関する本校寄留出立届を第十組戸

「八月六日 長役場に差出ス

看病婦学校入学志願者の身元問合セの用紙を千枚活版に附ス、八月十二日出来

八月十日

加藤勇次郎氏帰京」

「八月十三日

海老名弾正氏、九州伝道の途次来京、本日出発

同 月同 日

大林区署員、 叡山天幕幷樹木払下之義ニ付検査トシテ出張ニ付、 右立合ノタメ加 藤寿該山 へ出張

月十七日

一同志社文学雑誌、八月休業届を本庁に出る

九月二日

一上京区役所幷十組戸長役場へ予備校設立認可済之届書ヲ出ス

九月八日

一同志社彰栄館大時計来着、本日組立ツル

九月十五日

一本日午前八時より入学試験を施行す、其順序左の如し

数学試験 午前八時より十時迄 (甲組)一番より百廿六番迄

右加藤勇次郎氏受

作文試験 同十時半より十二時迄(乙組)自百廿七番 至二百五十二番

(甲組) 自一番 至百廿六番

右藤田愛二氏受

(乙組) 自第百廿七番 至二百五十二番

右坂田丈平氏受

漢学試験

午後三時より

英学試験

午後一時より

九月十六日

一入学試験課目左の如し

一数学試験 午前八時より (乙組)

作文試験

午前十時半より

甲組

290

一英学試験 午后一時より (乙組)

一漢学試験 午後三時より (甲組)

但し各科受持教員前日之通り

(ま)一同志社外柵改造ニ付、官道へ物品一時差置願を上京警察署に出ス

「即日聞届」

デウ井 ス教師旧旅行免状(第三五三八号)外務大臣宛にて京都府に返納ス、幷新免状デウ#ス氏に渡ス

一入学試験あり、其科目左の如し

九月十七日

数学試験 午前 八時より (丙組)二百五十三号より三百五十八号迄

一作文試験 午前十時半より(同組)

漢学試験 午後三時より (同組) 英学試験 午后一時より (同組)

但シ各科受持教員前日之通り漢学試験 午後三時より (同

一本科入学志願者申込、本日午前八時迄合計三百六十九名あり

本日第一

五十一点 松尾音次郎

期室替委員ヲ投票ス、其当撰者姓名幷点数左ノ如シ

四十九点 中山中 百

四十七点 山路一三

四十一点 花島健起

三十三点 原 忠美

二十四点 望月興三郎

二十三点

桜井

幹

以上八名 二十三点 志垣要三

九月十九日

一本日始業

第十三学年第一期室替アリ

作文 午前第十時半より十二時迄 別課神学入学試験あり、其科左ノ如シ 浮田氏

算術 自午後一時 至同二時半 加藤氏

右試験場ハ新礼拝堂

地理書 自午後二時半

至第四時

森田氏

予備校入学試験旧礼〔拝〕堂におひて施行す、其科目左の如し

講読 自午前八時至同十時 楯岡斧蔵氏

作文 自午前十時半至同十二時 山 中

数学 自午後二時至同四時 柏木義円氏

百氏

以上

別課神学入学試験申込人員、 本日迄弐拾壱名ナリ

本科及第生へ百〇四名なり、之に六月予備科卒業生弐拾三名を合して合計百二十七名なり

九月廿一日

ゴルトン教師米国より帰る」

「九月十六日

予備校入学申込、二百〇二名あり

「九月廿三日 一及第者、百七十二名あり

午後六時半より伝道本局より派出の伝道報告会ヲ同志社公会に開く」

九月廿四日

同志社外柵ヲ石柱に改造す

九月廿五日

午前九時より同志社公会にて聖晩餐あり

九月廿六日

一中嶋〔長谷川〕末治氏同志社女学校教師ヲ辞して北越に赴

九月廿七日

本日より予備校々舎へ生徒ヲ入ル

十三学年第壱期寮長当撰者姓名左ノ如シ

弐寮長 8桜井 幹

三寮長 7山中 百

四寮下階長 5 増田雅太郎

五寮下階長 6 海老名一郎

六寮上階長 9花畠健起

七寮下階長 4丹羽清次郎七寮下階長 6広津友吉

八寮上階長 7山路一三

八寮下階長 8原 忠美

以上

十一月五日 九月廿八 午後三時頃予備校生(神戸)鈴木藤造氏、同志社遊戯場にて頭部に負傷を受く 日

一拾三学年第壱期中食堂視察委員当撰者姓名左ノ如シ

松尾音次郎

望月興三郎

山中

百

原 忠美

山路一三

月廿 東通 行門ヲ除クノ外、都テ他ノ門ハ日没閉 五日 戸ノコト実行ス、 彰栄館西

「口右同断ノ事

十二月十五日

「十二月廿八日(上棚) 一東京小室信夫氏ョリ書籍類長持四荷寄附被致候事、但本日着一東京小室信夫氏ョリ書籍類長持四荷寄附被致候事、但本日着

バクレー夫婦旅行免状本日渡ス、同日請書進達ス」

明治二十一年分

一月十六日

一新調ドル箱鍵二本ノ内、壱本ラルネテ氏ニ預ケル

一銃器使用ニ付伺書、上京警察署へ差出ス

校長代理 加藤勇次郎

二月十七日

教則第十条追加

病気ノ為メー日ナリ共体操欠場ニ及者ハ、其認許ヲ本社医師(ベレー氏)ヨリ受クベシ、且病気ニ付日課欠席

日以上二及者モ亦前同断ノ手続ヲ経ヘシ

教則第十条但書中(疾病二日ヲ過ルトキ)ヲ左ノ通リ改正ス

(疾病一日以上ニ及フトキハ)

右之通リ広告場へ掲示ス

二月廿四日

原 忠美

海老名一郎

船本梅次郎

右之生員門限遅刻上校則第四 条二 達背 セシ = 3 IJ 本 日 3 リ、 週間謹慎申付候事

三月一日

本校賄 ハ従来学校ニ於テ執リ行ヒシ処、 今回都合ニョリー大改革ヲ行ヒ、 責任者ヲ置キテ之ニー 切ヲ負担 七 シ ム

谷市次郎ナルモノニ命ズ

ル

7

1

ナリ

タリ、

依之学校ハ

賄部ニ於テハ

唯生徒

ノ食料ヲ取立ツル

ノミ、

其責任者

八上京区椹

木

町

油小

路

明治二十年十二月ョリ本校賄監督者トシテ雇ヒシ丹波国船井郡船校村井尻亀太郎、 今回賄 ノ改正ニョリ、 本日 ヨ

三月二日

1)

同志社書記ニ命シタリ

三寮長 原 忠美

四寮長 白木正蔵

右退校弁ニ辞職ニ付再撰セシニ、遠藤、木山ノ両氏当撰ナリタリ

三月十九日揭示

教則第十条追加左ノ通

予メ欠課 ノ許可ヲ受ケスシテ唯壱人若クハ弐人以上申合日課ニ出席セサル Ŧ ノハ、 此外ニ如何ナル 理 由 アル 二係

ラス退校申付ルコトアルベシ

但本校欠課規則ハ従前ノ通変更ナキモノナリ

三月

英学科第壱年三期入学志願 ノ者ハ、来ル四月六日限本校庶務へ申込アレ

但四月七、八ノ両日ヲ試験定日ト

三月廿三日

右之通広告候也

英学科第壱年生 古谷雄武太

右之者本校塾則第八条ニ違犯シタル件ヲ以テ、本日ヨリ七日間謹慎申付、校外発足ヲ禁ス

熊本県、小崎弘道

「社員増加」

、宮川経輝

同

群馬県、湯浅治郎

京都府

、大沢善助

右四氏過般来相談相整、同志社々員ニ加入被致候ニ付、本日改而府庁へ右加入之義御届申候間、 此段全校諸士 御

通知申候也

廿一年二月

通学則

三月廿七日

一第一条中(或れ近親者アルモノ)ノ九字ヲ削除ス、就テハ当市中ニ父兄並ニ叔伯父母アル生徒ヲ除クノ外、本月

三月廿五日

井尻亀太郎病気ニ付職ヲ辞シタリ

三月廿八日

リタルベキ事

休業中帰省セラル、生徒ハ、兼テ設アル庶務局ニ来リ名簿ニ記名可被致候、但在校中外泊ノ生徒ハ凡テ平〔常〕

通

四月二十七日

松平容大殿再度入校之儀、教授議会ニ呈出候処、目下許可シ難シトノ決議ニ候間、

委員

此段御通知申

候也

ラル ネ ット

森田久万人

山本覚馬様

末光類太郎

渡辺栄太郎

各通

清水件三郎

299

弓削田精

Ш 崎 篤

食堂規則ニ違背シタルヲ以テ、 本日ヨリ七日間謹慎申付、 校外発足ヲ禁ス

明治廿一年四月二十七日

右三日間校内掲示シ、且各自へ言渡タリ

五月四日

英学科第二年生

大西亀太郎

各通 同

菊池栄治郎

右 ノ式人へ或ル料理店ニ至リ酒ヲ飲ミ、校則第四条ニ違背シタル事実明白ナル件ヲ以テ、 本日ヨリ退校申付候也

五月四日

中山中

左ノ五氏当撰セリ

本日食堂視察委員改撰ニ付撰挙投票会ヲ開キシニ、

右三日間掲示シ、且本人等保証人ヲ呼出シ其旨通達セリ

松尾音次郎 百

同志社英学校

Щ 広津友吉 路一三

広瀬孝二郎

別科一年生曽我部四郎ハ本日退校之旨通知セリ

五月十四

日

右当撰承諾ヲ得、然ル後チ森田氏

~ 通

知

七

IJ

五月廿五日 井上伯爵午前第十時来校、教場及書籍館、予備校等巡覧之上、礼拝堂ニ於テ本校将来之企望及学生諸氏 場ノ演説セラレ、終テ看病婦学校、女学校ヲ巡視、午後二時頃退出セラル*

プノ方針

42 同志社記事〔明治八年十一月~十六年二月〕

千八百七拾五年十一月

明治八年十一月

新島

千八百七拾五年、我明治八年十一月廿九日より我同志社開業ス

学校へ上京第二十二区松蔭町十八番高松保実屋敷を借、仮英学校ニ致セリ、明治八年十一月廿二日デビス来京ス、 明

治九年二月、テーラ、レールネド来京

千八百七拾六年五月二十四日より三十一日迄、 「山本覚馬、新島襄二人にて社を結ひ、英学校を開き、之を名ケテ同志社ト称ス」 大坂に於て宣教師会合ス

京都学校建築之事決す

「六月」

明治九年六月五日、西京府迄学校建築之届出す

○同月十五日、同所ニ於而学校建築に取懸れり (株式) 同月同日、相国寺門前地所之地券引替之願書出す

同月廿八日、神戸公会之者今村謙吉、三田公会之者沢茂吉、前神醇一、我輩ヲ社之議員ニ加レリ

一七月七日 相国寺門前地券請取ル

相国門前百八拾番地外地

同

御所八幡町百七拾一番合地

2785

1739

525

5855

二千

二千七百八十五坪四合

五百二十五坪三合

岡松町百八拾四番地

七月九日

「九年七月」

同日之夜二時半、レ 1 ルネド「廿七年八ヶ月」方ニ而女子出生、グレ 1 ス・ホ イトネーと相名付候

七月廿日、デビス氏雇継之願書差出ス、但シ雇入期限ハ五ケ年トス、 明治九年十月一日ョリ明治十四年九月卅 日 =

至ル

七月二十二日

同志社学校棟上致す

八月八日 デビス雇継 願書七月二十一日差出シ候所、廿二日東京へ御回しニ相成、八月八日免状御渡ニ相成ル 但九

年十月より明治十四年九月卅日迄向五ヶ年間雇入

九月五日ドーン氏雇入之願書差出ス

同 十八日 同志社英学校之開業 加州・ 相国寺門前同志社英学校之建築已ニ成ル

十月五日 ドーン氏雇入之願書請取 ル

十月七日 1 ン氏、東竹屋町九十四番地木村源三郎扣家ニ寄留被仕届差出ス

「宿料四円五十銭」

五十六年一ヶ月

下京第八区進之町高畑

京都府平民勝山重太郎三男

作二郎三十八年

下京十二区神明町

富士田吉兵衛母

同

つた五十一年

十月十七日 デビス氏の旧免状寄留状返却ス

ドーン氏の妻之寄留状受取ル

十月廿六日

止宿御届

熊本県第三大区九小区新屋敷四百九十一番地 士族下村孝太郎姉ちき

十八年三ヶ月

同人妹すえ

九年九ヶ月

右は上京第十一区デビス氏ニ止宿之届 出 ス

十二月一 十二月三日 テーラ氏、 京都第二公会新島 府下人民の治療仕候付御尋有之、 ノ宅ニ建立、 バプテスマヲ受ケ入会スル者十五名、 右之御答書面ヲ以十二月六日差出 余ハ書翰 ニテ入会セリ

十二月廿日 テーラ氏、 府下二医術開業之願勧業場医務掛 へ差出 ス

日

同 志社学校今日ョリ休息、 一月四 日二 到 ル 十二月廿一

日

同

志社地内ニ於旗杆ヲ立ツル事ヲ伺

ニ出シ

A

1)

十年一月四日 同志社第二期初 7 V IJ

同十 月十三日 日 同志社ニテデクレ テーラ治療之願難聞届候事之達シ メー 1 3 ヲ 初 4 有之

月十 五 日 東京数寄屋橋内鳥原邸内 山科 元行ニ テ ーラ氏義 二付 書差出

ス

月廿 七日 下村ちき、 すえ之寄留届差出 ス

二月廿日 米国旗掲上之事ハ難聞 届 候条、 京都 府より布達候

一月廿八日 一月廿二日 田中 デビス氏免状紛失御届幷御下願差出ス 不二磨ョリ返詞来ル 三通ツ

三月廿一日 デビス氏従来御免状紛失致候ニ付「九年十一月廿一日」再ヒ御下ヶ願出之処、五ヶ月ヲ経、今日御下ケ

渡二相 成

同月廿二日 雇入教師之雇入御免状四通御返納致ス

同月廿七日 京都府ニ於女学校之〔義〕伺候処御差支無之よし

同月廿九日 田中殿ニバイブル教授之義ニ而一書を差出ス

「十月」

四月廿二日 今日、同志社分校女紅場開業願差出ス

四月廿八日

右女紅場開業願、

聞届 三相

成タリ

五月五日 早朝 ヨリ ドーン氏妻出走

六日 生徒不残諸方ニ出テ捜索ス、出走人御届出ス

大見村谷間ニ於テ行方相分リ、之ヲ捕へ、夜十一時家ニ帰ル

[朱]

七日

八日 出走人帰宅御届出ス、同十二時ドーン氏京師ヲ去リ神戸ニ至ル

五月廿一日 アレス・ジェー・ストークウェゾル氏之往来免状幷雇入免状受取ル

+ 年九月廿日 渡島国茅部郡森村三十二番玄理長子良恂、 我校ヲ去ル

本日敝社トーン氏ト去十九日神戸ニ於テ解約致シ候段御届差出シ、且雇入免状へ返納ス

同

九月廿一日

女紅場名称ヲ女学校ト改ル願書下ル

止宿差出之事



十年十月五日 熊本県下第三大区六小区本山

石光真澄寓下村孝太郎妹

すへ

十一年

三百七十四番地

伊勢時雄妹

十四年

[ドーン妻発見場所の図] ヒラ〔比良〕 カツラ川 大ラ〔大見〕 1 此処ニアリ ト中 [途中] コデシ「小出石」 八七〔八瀬〕 斎藤 [西塔] 橋

十一月九日 源太己之金若干を盗取りしと校中ニ申伝へ、罪を根岸ニ帰せんと計りしに、生徒中彼之品物を探索し足袋之内ニ金 同志社入塾生徒松本栄(三田)なる者、同部屋生徒海老名之浅田より預金六円程盗取り、而して根岸固

田 二円程カクシ置キシヲ見出し、其より段々問糺候処遂ニ白状申候付、翌朝六日早朝より竹内雄四郎なる者ニ托し三 全校之生徒に議せしに、 同協力して彼を善道に導かんと申、 へ遺せしに、其親駿及三田公会之兄弟沢茂吉なる者、去八日此地に来り栄之再ひ入校を歎願せしにより、 彼若し悔改め全校の生徒に已後決して右之挙動致サざるよし申出なば、 第一年生徒より始め一同相立ち候付、 私共彼之再ビ入校せるを許諾せり 再ひ入校せしめ皆 右之義

入湯 一周に二度

禁足

百五十日

京原氏之か後見人たり 買物も自由ニ出る事ならず、安息日説教及ひ他之集会内にハ其所に至るを許と雖、唯一人ニ而出る事を不許

十一月廿日 上京十一区常盤井殿町堀本利慶ト申者ニ托シ、二条家之地所を買求む

其始末左之通

金六百円を堀本氏 ニ借し借用証書を取り置く、但し此六百円之内十二円ヨハ石束氏手数料トシ之ヲ取置く

一我等ョリ堀本氏ハ手数料トシテ金二十六円遣ス

別ニ五十銭ハ地券書キ替之節証印料トシテ府へ納 有志金トシテ金五円七十五銭ヲ(十一区十二) 学校へ納ム、 二十五銭ハ書記ニ与ヘリ

一三円八松之樹一本之代

ょ

達シたり

十二月十三日

私共儀先般同志社

(内国

ノミニ

而

立タ

ル社)

所有之金円若干、

常盤井殿町住堀本利慶

正也、右御尋之御答トシテ如此候也

月廿 日 **檜渡三次郎東京ニ** 於而己 一の罪を 悔 ひ自 訟 世 由 申渡 其紛失金高を克く取調 可

63313 福 600 62950 26, 3, 363 , 50 300 62950 663 588) 堀本へ 26 12 地カリ 588 26 石束へ 12 300× 学校へ 5, 75 50 書記へ 25 5, 75) 証印代 63 25 | * 地券書替代 63 50 63613 63313 62950 600 6,63 26 50 3,00 50 7, 13 62950 レールネドヨ リ受ケ取ル

山新本島

地券掛 御中

十一月廿八日 十月廿三日付 ジーヤ「シアーズ」氏ョリ 二百ホンドステルリンクの恵投 (会堂建築の為)

其後ハルデー君、十月二十九日付ノ書

其答十二月十二日

出

其答十二月十九日出ス

十二月廿一日 今日ヨリ同志社之休暇トナレリ

生徒部屋替之事へ生徒中ョリ代人四名を撰ひ彼等をして生徒之割振を付けしめ、然る後襄より之を許可し印を致し

証セリ

一月九日

十一年一月七日 生徒中人望アル者ヲ撰、毎床ニ一人生徒取締の役義を命スル事ニ決セ IJ

女教師両名ウィルソン、パームレー雇入之願書、寄留免状御下ケ渡願

十一年一月十日 番地) 合地分地四千九百六拾九坪九合 「※」去八日、 京都府今出川通寺町西へ入三丁目常盤井殿町北側 (第七百四十八番) 之地券、 堀本利慶方へ下リ、 (六百七番 同 人ョ 地 IJ 私 同 方へ相渡セリ、 八番 同廿二

依テ右はレー ル ネド方へ預置ケリ、 六百円借用証もレールネド氏ニ預置 ケリ

「同志社女学校建築届」

月廿四日 取懸よし戸長迄届出 上京第十一区今出川通三丁目常盤井殿町北側堀本利慶所有地借用地六百廿二番地ニ於テ、 セリ 建物 一字建築

二月十日 摂州有馬郡第十七区三田町平民中山卯之助、三十五年、デビス氏ニ雇入之届差出 ス

十一年二月二十日 デビス氏、上京十七区上長者町烏丸西入元浄華院町 五百九十二番地屋敷転寓

同月二十六日右ニ付、寄留御免状之御書換之願書を出ス

同月二十八日 外務卿寺島宗則公ニ、女教師雇入之義ニ付一書差出ス

三月十七日 右女教師之願難聞届半段、京都府ヨリ達セリ

同 十九日 小生京都発足、東京ニ至ル

同二十二日京都ニ至ル

「十一年」

五月二十一日 五月四日京都府ニ呼出サレ、 テーラ氏投薬之義ニ付御尋アリ、八日其答出ス、又十七日ニ至リ、雇主

ノ申聞モテーラ氏不用事ナラハ解約シテハ如何ノ御説諭アリ

二十一日ニ至リ、テーラト解約シ、二十二日右解約書ヲ差出セリ

同二十二日 「※」〇テーラ氏本月三日金八十五円十一銭二厘ヲ失ヒシニョリ、二十二日ニ至リ右ノ届書出ス

六月六日 テーラ氏、家族を引連京師を去り神戸ニ趣ク

六月十八日 宣教師之集会摂州有馬ニ開ケリ、二十五日ニ 終ル

月廿五日 柳川 にはん、家永徳吉「十二年」(辻豊吉ノ弟) 病院 ニ死ス、廿六日大谷ニ葬」之焉

+ 1 一月卅 月二日 日 ストー ゴ ルドン氏雇入願書抖寄留免状御下渡願書、 クウェゾル氏僑居移転之義ニ付居留免状書替願 外務省へ差出す 書差出セし処、 本日学務課より右免状相渡

ル

京〔府〕庁ョリハ右之願書十二月九日付進達之由

右願書ノ催促一月七日、京都府庁迄出ス

十二年一月廿八日 レールネド雇続願書差出ス

二月二十一日 V ール ネド雇続願相済ミ、僑居幷往来免状ヲ府庁ョリ下付ス

旧免状ハ同日ニ府庁ニ返納ス

六月二日 コルドン氏雇入願幷免状之願書出ス

六月十六日 森有礼公に一書差出ス

六月十六日 デビス氏、同志社ニ於而バイブル教授被致候ニ付御尋有之、右之答書差出ス

六月二十六日 コルドン氏同志社雇入免状ヲ受取ル

六月 市原盛宏、 森田久万人、山崎為徳氏之三人ハ月十五円ニテ同志社之教員トなり、向後当社之為充分尽力する趣

ニテ相談相調へリ

「宮川氏女学校 十五円」

六月十二日 同卒式ヲ取行ヒ、十五人之卒業生へ右之免状を相渡す

九月十五日本日より第五年期開業す

此期ヨリ、毎周金曜日ノ午後四時ヨリ教員ノ集会スル事ニ決セリ

十月十一日 「十二年十月六日 沢野氏ニ金三十七円ヲ渡シ、烏丸御所八幡町ノ地ヲ求ム」(上欄) コルドン氏之家屋建築之為、第十組学校迄右之届差出す 十三年一月十二日

十二年十月二十日 所有 キ事 地 ノ由 = 到リ兎狩シテ如何トノ事ニテ、 ヲ以 兎狩願書差出セシニ、 府庁ヨリ達シニ及ヒタリ 府庁 府庁ヨリモ諸村ニ御達シアリ、 ヨリ官山ニ立入ルハ容易ナラサルニヨリ、 且当方ョリモ諸村 叡山之麓ニアル諸 ノ戸長ニ熟談 村

十月二十七日 学務課 ヨリ、 当校規則改正之節ハ、必ラス其改正規則ヲ其課迄差出スヘキ = 1 申達シ タリ

十一月十八日 我等外国幷日本教員七人、 別段ノ集会ヲ開協議 ノ上決セシ件々左 ノ通

当時行ル、神学ノ外別ニ速成神学科ヲ設、来年三月ヨリ授業ヲ初ムル事 同志社ニ於テ普通科ノ外必ラス神学ヲモ教授スヘキ事

外国教員モ縦令神学ヲ教ユルモ決シテ普通科ヨリ手ヲ引カス、益該科ニモ尽力スへ 丰 事

十壱月五日付之書翰ヲ以テ遺伝道師 其内より外国教育之為 但シ此集会ヲ為セシハ、大坂ノレベット氏神学校ヲ大坂ニ設クルヲ企タルニヨリ、 二設置 キタル 局之書記Drクラーク氏弁 分ヨリハ千元ヲ、 同志社々長ニ年々相渡スヘキ 八 | ルデー君 より、 同志社入費之為 ーヨシ 遂二此 申来レ ノ協議 オテ 1) ガラ為 1 ス ダ ル V ゲシ 也

十二月十九日 十二年第一期ヲ休業ス

十二月廿九日

右之書状

返翰

ス

此 日第 一年生ョリ五年生ニ至ル迄各級 ノ生徒、英語又ハ本邦語ニ而演説シ、甲乙ノ賞美ヲ与ヘリ

十二年十二月十一 日 教師デビス神経病ニ付支那迄遊行シ、十三年一月五日来京ス

同廿九日 米国ニ於テ行ル、如ク此日ニハ別段ニ同志社両学校、又大坂神戸等ノ女学校ノ為ニ祈禱会ヲ設ケ、午後

本日エイチ・エフ・パームレー「パーミリー」婦人ノ雇入願書差出

セリ

時 ヨリ同志社ニ於テ各級相集マリ、 同午后二時半ョリ女学校ノ教場ニ於テ大集会ヲ開キ、新島氏司会トナリ、 第一

二唱歌 シ、 第二二同氏聖書ヲヨミ、 第三二同氏祈禱又デビス氏祈禱シ、其ヨリ諸氏ノ演説アリシ

リ、 第 コルドン 祈禱、レールネド氏 デホレスト、第二 沢山保羅 ベネディクション 散会 唱歌、 第三 アッキンソン、 第四 字野作弥、 第五 村上俊吉 唱歌ア

此日集マル者、両学校ノ外教会ノ者モ多分来会シ、其数凡百三四十人

一月十九日 外国教師免状御下渡願書差出ス

デビス氏丼妻子

V 1 ルネト

滋賀県下大津、 彦根、 八日市、長浜、敦賀、 小浜、岐阜県大垣、石川県下、福井等

ゴルドン

右 同様ノ場所

二月七日

三月廿九日 イライサ トルカツ(四十四年)レールネト氏同居ノ免状御下渡願書差出ス

同志社女学校ノ地所売渡証ヲ堀本利慶ヨリ請取ル

四月六日 同志社地券下渡シヲ相成リ本日受取候事

四月五日 日 本日より同志社第三期開業いたし、速成課之生徒十九名入校致候 1 ル カッ レール ネト氏同居免状願書差出ス

五月二十日 本日、 四月八日スタークウエソル氏ノ雇続願書差出候処、本日願之趣聞済両免状下ル、乃外務ヨリノ往

来免状、京都府ヨリノ僑居免状

往来免状
「第六千五百二十五号」

六月五日 エイチ・エフ・ハームレー氏雇入願書之通相済ム僑居免状 「第拾二号」

往来免状「第六千六百十三号」

僑居免状 「第拾五号」

五月廿四日 月廿九日付「第六号」ハ、十三年五月廿五日簿書課ノ手ニ渡シ置ク アレ ス・スタークウエソル氏受得タル京都府ヨリノ僑居免状十年五月十七日付「第二号」、 幷十一 年七

但シ鑿穿ノ為二通共簿書課ニ預ケ置ケリ

六月九日 レールネト氏ノ免状書換願之通相済ミ、トル カツ氏之名ヲ加テ下ル

僑居免状 同 同 九日 「第拾六号」 往来免状 十三年六月二日 「第六千六百二十八号」

八月卅日 赤峰 氏ヨリ桑港来着之上ウィルリストン・セメネリー入学之事ニ付添書ヲ求メラレシニヨ リー書差出ス、

該校ノプリンシプル宛

九月一日 デビス氏身体不振、余程向来ノ恐レモ有之ニョリ本月ヨリ東京、富士、中仙道、 遊セン事ヲ望シニヨリ、去月廿日ヲ以右願書差出シ、本日願之通旅行免状下ケ渡シニ相成ル 四国、 九州、 中国辺を歴

九月十二日 デビス東京ニ出発

九月廿一日 同志社女学校新地券書下渡ニナレリ

十四年一月十日 デビス、家族ヲ引連脳病加療之為当地出発ス、 尤直ニ帰国セス途ヲ欧州ニトリ、 伊太利亚、 スウィ

ツルランド等ノ地ヲ経テ米国ニ帰ルヨシ

「但十一日分月給ヲ渡ス 三十七円也」

一月二十日 王 4 · 工 ル・ゴルドン氏方ニ而女子出生ス、名ヲメレー・ドューク・ゴ ルドント呼フ

同廿七日 同志社女学校ニ而学校之為ニ祈禱会ヲ催ス、演説者ハ大坂ノコルティス、上原、 松浦、 山崎、 古木、宮川

等ノ諸子也

同廿九日 運動場ニテ花岡山第五紀念会ヲ催ス

十四年二月十四日 外務省第七千四百九十号旅行免状更ニ下附セリ 但女子メレー ・ドュ 10・コ ルドン誕生ニョ ル

企 也

「十四年六月廿三日下渡シ 外務省六月十七日付」

外国人旅行免

第七千八百六十五号 六月二十五日 七月卅日、卅一日間

ゴルドン

第七千八百六十六号 同

レールネド

第七千八百六十八号 六月廿七日—七月卅一日、卅五日間

同九

日、

新会堂ニ於テ葬儀ヲ行ヒ、

「〇十一月八日、

山崎為徳

新島氏

ノ宅ニ於テ午前六時十五分死去ス

スタークウエソル

第七千八百六十七号 六月二十五日—十月卅一日

1 4

十四年六月廿四日 此日十八名之生徒、 本課卒業ス

1 ルネド氏卒業生ニ演説

同七月廿九日 Щ 崎氏肺病 ニ罹リ京都病院ニ入院ス

同 八月

本校例年之通来ル九月十九日ヲ以テ開業シ、校則第一条ニ拠リ漢学試験之上生徒五十名ヲ限リ入校セシム、有志ノ「五号文字」 広 告

諸彦ハ校則一覧ノ上同月十四日迄ニ来校アルベシ

同志社英学校

本校例年ノ通九月十九日ヲ以テ開業シ更ニ生徒五拾名ヲ限リ入学ヲ許ス、 有志ノ方へハ御報知次第校則郵送ス シ

西京今出川寺町西二入

同志社女学校

十五年三月廿五日 第二期休業中コルドン氏、 レールネド氏両人江州、 越前、石川県等遊歷之免状下付ニ相成、

黒谷山新島氏

ノ墓地ニ埋葬ス」

両人

共該地方へ出発ス

同二月六日 一月十八日グリイン氏雇入願書ヲ出シ、二月六日願 ノ通指令下ル

同四月十二日 上京第十組御所八幡町之一条家除地五百四十一坪九合四勺、去三月廿八日□坪願書出 セシ所、本日壱

坪壱年五厘之拝借料ヲ納レ拝借ノ御指令下ル

※壱年両度ノ上納乃七月、一月 壱度ニ壱円三十五銭五厘

ツ、

「十五年」

七月二日

〇本日デビス氏雇入願書差出ス (朱丸)

八月二日

〇本日左之免状幷僑居証票共下附セリ

〇第九千百八十三号 外国人各地旅行免状

〇第廿四号 私雇外国人居留地外僑寓証票

「九月十八日 同志社開業ス」(上欄) 七月三十一日 京都府

九月廿八日

1 ムレー氏之免状幷僑寓証票ハ、本日願書相添へ京都府ニ返納ス 但シ写シ二通ハ戸長之方ニ遣ス

九月廿九日

7 ナ・ワイ・デビス(三十年七ヶ月)十月十五日ヨリ雇入之分トシテ本日願書差出ス 十月三日付 テ出

ス

九月廿九日

グリイン氏東京行免状九千四十九号ハ本日返納ス

十月二日

グ リイン氏、 烏丸西ニ入元浄華院六百九十二番地屋敷ヨリ烏丸通御所八幡町百十 + += 十三 十四番地合

地へ転离之御届第十七組へ出ス

十月三日

氏鳥 丸通御 所八幡町新築へ寄寓之趣第十 組戸長へ届出ル(翌四日僕婢之止宿等モ届ケタリ)

〇九月廿三日

能 同 志社ニ ワズ、 自ラ避病院 於テ第三年生鳥取県之林拾氏夕景よりコレ へ行クト云ヒ、又町ノ惣代ナケレ ラ 1 病 警察 ニカ、ル、 ^ 届 クル 衛生委員壱名、 = 由 ナシト云 戸長代理壱人来狼狽 上、 空ク壱時 間 モ 費 ロセリ、 何事ヲ為ス

后惣代壱人来リ届 ケ書ヲ認メ警察ニ出ス 巡査二人来ル、壱人ハ衛生懸リナリ

〇十五年十月八日

合地ヲ買求呉シニヨリ当分同人ノ名ヲ其ノ地ニ附シ置キ 大工沢野甚七氏兼テ己レノ名義ヲ貸シ予之為ニ烏丸御所八幡町百拾番百十一番、百十二番、百十三番、 朝 右地所地券書替へヲ頼ミノ為同人ノ家ヲ訪ヒタレハ同人ハ留守ノヨシ、然ルニ同人家ノ内ニ従是西何間 ケレ 1 モ 何ノ差支タル事ナカ 「リ」シカ、 十五 年 百十四 月 南何 番 1 日 地

(朱丸) 注意 野甚七殿 予二 於テ 速

明治十

五年

月十

白

The faculty of the Doshisha school utters hearty thanks to Mr. E. L. Bayl s for his generous gifts of twenty Ens for the school library

D. W. Learned Secretary of the Faculty

> 知 恵ヲ

付

V

予

地

所 約

ヲ セ

為 予

= =

渡 面 本

1

金

F

シ、 ラ連

是非

地 他 特 破

入 =

用

ナレ

Kioto Japan. Oct. 3. 1882 止 向 テ 君 氏

度新

イン

家 IJ

> 丰 求 シ

4 セ 会 氏 高

スベ

シ 借 IJ

1 金

被

申、 申 簡

々

種

々

ノ事 所

事実ヲ説

来 此 悪

ヲ

ル 1

1 IJ

1

Ш

本 氏 丑 1) 迄

三

E ヲ

勧 除

X

及 右

V 地 ル

1 所

E ヲ

聞 渡

キ入ル

様子モ

己ノ名ヲ持

テ

シレ

ダ E

ル 計 築

地

所 ~ グ ラ IJ ヲ 段 所

他

人ノ手ヲ

以テ家ヲ築カレ

タレ 更 明

己

ノ名誉

八日ニ

地 ナク、 中

=

落

タリ、

依テ

来普 面 請 目 7 ヲ ル 通 1 シ立テ呉ベシト予ニセ 丰 八一度受負ヒ仰付 マリ、 ナベ 無異義地券書換 小嶋佐平 ノ引受タル普請ヲ十日 八仕 ルベ シ 1 被申、 間 差止 山 本 氏 メ、 F 協 且 議 向

E 遂 彼 望 = 任 セ、 小嶋 普 請 + 日 間 止メ又左之証書 ラ渡

志社二 〇朱丸〕 於テ向来普 請 有之節 ハ ー 度丈貴殿 = 右 請負御委頼 可 申候、 仍テ為後日如

新 島 襄印

=

至リタレ 向来再ヒ此轍ヲフ 地券書換 ヲ為シ置 ム 力 ラ カ ス 何 ノ故障 ナキ E ノヲ、 日ヲ送シ ノ罪 此 ノ難事 ラ引キ 起 ス

間

七

有

地下

記

セ

ル 棒杭

ヲ発見シ

タリ、 路

依

テ

彼

異

ル ヲ

IJ

直

=

本 1

デ

如 至リ 甚

何

尋

ネ、

又同

1

勧 木屋

メニ

三

IJ

Ш

ヲ

以

テ段

々□合

=

及

上、

別 烈

氏 不 覚

妻

尽 置

力 1 =

三

地

参書換

E 氏

= 4

セ

シ

三

又了

人

面

会

家 沢野

K

相

談ヲ遂

ケ、

町

六

番

次

木鼎

氏 1

=

E 志ア

面

会

シ、 知

事

セ

·得 馬 十五年十月十三日

向来□々ヲ生スペキ憂フル事件ハ先方ノ信スヘキト不可信トニ関ラス、 他日後証トナル為其信証ヲ取リ置クベシ

十月十一日

約セシ通烏丸地所地券ノ書換ヲ願 本日午前九時沢野甚七氏 卜同 伴ニテ、 出 ス 烏丸御所八幡町 ノ日下部老婦 (伍頭) ヲ連レ第十組学校ニ行キ、 先十日ニ

有志トシ金一一円一一ヲ学校ニ 出 ス 但地券書換之為 売買候地券合地御書換

願

上京区第拾組御所八幡町

百十番地

百十一〃

百十二小

百十三〃

百十四〃

壱坪 右地 所 = 一付四 五ヶ所、今般上京区第廿二組松蔭町 銭七厘五毛ノ割ヲ以テ売渡シ候相談相整候付、 新島襄二宅地合計三百二十九坪壱合二勺、此代価十五円六十三銭、 右地券証五通ヲ壱通ニ御書換之上御下ヶ渡シ被成下度此 但シ

段相願上候也

上京第廿二組出水町

売渡人 沢野甚七〇

買得人 新しま 〇

上京区長 杉浦利貞殿

同志社ノ公堂之入口小狭ナルヲ以テ、今回大工沢野氏ニ命シ玄関ヲ広クシ、出入口ヲ二ツ増加シ、生徒ノ出入ニ便

ナラシム

其費用ハ

五十三円 八十銭 三円二十三銭

五円ヲノゾキ六十八円四銭十月卅一日渡ス、請取書ハ引出ニ入レタリ

十月二十四日

同三十番修繕費

十一円二十八銭 四円七十三銭

三十番教場之北手之修繕費ハ、屋根回リ十一円二十八銭、外回之壁塗リ代四円七十三銭

十月二十日 金曜日之夕

「グリイン氏女子出産」(上欄朱)

グリイン氏方ニ於テ女子出生ス、之ヲ名ケテ エリサベス・クロスーノアト呼フ (朱統)

十月廿五日

アンナ・ワイ・デウィス氏、本日願之通聞済左之免状二通落掌ス 第弐拾五号

私雇外国人居留地外僑居寓証票

米国合衆国人

第九千五百三十二号

米国婦人

アンナ・ワイ・デウィス

三十年七ヶ月

「婦人テウィス氏雇入免状来ル」 右 八明治十五年十月十五日、 同廿年十月十四日迄英学教師トシテ同志社女学校へ雇入候事

十月卅一日

策モ立ツへシトノコトニテ、 氏ノ忠告ニョ 1 可 ナルベシトノ考へモアリ、 IJ 森田氏ヲシテ一層分ラサル所ハ外国教師ニ尋ネ、 市原氏トモ談シ合と右ノ所分二決シタリ 已ニ同氏丈ハ承諾シ呉タレトモ、 未タ其 充分ノ用意ヲナシ教業セシ ノ事ヲ森田氏 通知 セ × ザ ル内 同 人名誉挽回 三下村孝太郎

森田久万人氏之レトリクノ授業ニハ段々ト四年生ノ苦情モアリ、種々工風シ或ハゴルドン氏

ノ心理学ト交換シタレ

グリイン氏転寓丼女子出産ニ付免状書キ替へ

同志社雇入教師京都府下上京区第十七組烏丸西ニ入元浄華院町五百九十二番寓

デー・シー・グリイン 三十八年九ヶ月

义 V] . : I 1 . グ IJ イン 三十六年九ヶ月

ファ ネビー 十年九ヶ月

デ 1 7 P ス 1 九年九ヶ月

工 P = 1 デー 七年九ヶ月

:

× V 1 工

P

"

ジェ

ル・エス

四年九 ケ月

壱年四ヶ月

十四合地へ転寓為仕候間右寓所之義御書換被下度、且転寓之際女子出生、名ヲ 右ハ本年二月申入肩書之場所へ止寓仕置候処、此度上京区第十組御所八幡町百十番、百十一番、百十二番、百十三、 明治十五年二月一日ヨリ明治二十年一月三十一日迄雇入ル、条約ヲ以、本年二月中願済之上入京被致 ヱリザベツス・グロスウノア

右女子之姓名御加入之上御下附被下度、尤従来之御免状、新御免状御下附之節返納

FJ 仕

明治十五年二月十四日

右御書換之義御取計被成下度此段奉願上候也

付、

リインと呼ヒ申候間、

新島 襄

山本覚馬

知事宛三枚 別ニ戸長へ

ゴルドン氏丼家族岡山行ニ付、外国人旅行免状御下附願三通差出

ス

+ 一月廿五日

月 同 日

デヒス氏廿四日神戸着港、 「※」校中之生徒尽ク迎ヒ 神戸ニ於集会聖晩餐アリ、 ニ出テ、 同氏着ノ上二行ニ並立シ、 同廿五日午后五時五十二分京都 同氏之安着ヲ賀ス ステー シ 3 ン来着

十一月二十八日

本日上長者町ニ同氏寄寓之事ヲ戸長迄届ク

十二月二日

「※」同志社之神学生五年、四年、三年、二年生迄等連署之上、朝之集リニ外国人之本邦語ヲ止メ英語ヲ以テ演説(※)

アリタキ由歎願ニ及ヒタリ

書ヲ戻セリ、 年生邦語神学生ノ英語ニ通 最モ米国人中他日英語ヲ以テ何ソ演説ナリ説教ナリ為ス 七 サ ルヲ出頭セシ ムルニ不都合ナルベ 丰 3 ノ廉ヲ以テ、 1 申 一居レリ 日本教員中協議 ノ上右

十二月七日

コルドン氏岡山行ハ本日免状下附セリ

第九千六百五十二号 私雇外国人各地旅行免状

十五年十二月廿日、十六年一月廿日迄

十五年十一月廿四日

外務省

十二月六日

1) グ リーン 通 氏方ニ而女子分身、名ヲ 京都府ョリ壱通 第廿六号 工 下附シタリ、 IJ ザペ ス・グ 依テ旧免状へ返納ス 口 ス ウ ノア グリ 1 ント呼ヒ新免状ラ乞ヒタレ 1 本日外務

十二月廿七日

グ リー 1 氏 寓居 1 地券、 乃府下烏丸御所八幡町百十番、 百十四番地迄ノ地券ハ新島襄 所有 ノモ ノトナリ、 組戸

十二月廿七日

長

ヨリ

渡

カ、 1 ラ ナ 加 ,内実 決意シ ク、 ン事ヲ望ム、依テ他ノ男教師女教員ト協議ノ上、予ニ於テハ同氏ヲ留メン事ヲ計レトモ、 藤勇次郎氏此二年間女学校教員トナラレシ所、 何ニカ之モ不都合アリ委頼 已 ハスタークウ ム事ヲ得ス神学生ノ杉田潮 タレハ再ヒ挽回スルノ策ナク、 [H] ソ ル 氏 二応セサ ノ全ク人望ヲ失ヒ ニ頼ミタレ ルヨシ、此上ハ女校ノ維持法 已ム事ヲ得ス同氏ノ望ミニ任セタリ、 /\ 顧家 1 同 所 ノ義務ト又他ニ云へカラサル事情アリ、今回女学校ヲ辞シ去 氏ニハオノ足ラヌ、 3 IJ 辞七 ラレ ニッキ如何 及 ル 学 3 1 ノ深カラサ 〇神戸ョリ卒業生ヲ 然レト ナリ行クカ、 モ同氏ニ続キ教員トナル ルヲ以テ 如何セン同氏ニハ帰省 予二 辞 頼 於テ百方手ヲ尽 セラレ 4 ノ策 タリ、然 ナリシ モ

「女生徒中加藤氏 増給 ノ端ニ加ヘン事ヲ望ミ、又他人ノ之ヲ助ケン事ヲ乞ワレシモ、 ノ家ヲ顧ルノ義務アル所ヨ リ、月給ヲ加増シテ止リ得ル事ナラハ銘 如何セン事茲ニ及ヒ挽回ノ策ナキ 々五銭ツ、ヲ出シ二円ヲ

同二十一日

ナリ」

タレ

モ事成ラス、空ク手ヲヒキ自滅

ノ途ヲ取ラシムル

ノミ

十九日ヨリ試験ヲ初メ、本日午后ヲ以テ全ク此期ヲ終ヘリ

同

〇加藤氏モ二十二日ヲ以テ本地ヲ去ル事ニ決シ、今夕予ノ家ニ招キ 共 = 晩餐 ヲ喫ス 宮川氏モ予ノ家ヲ尋ネラレ

タリ

〇此夜寮長ヲ招キ同志社寮内ノ形況ニ付質問ス

其答左之如シ

校中二物ラ食と初メタリ 芋ョヤク

一雪隠ニ物ヲカク

教員ノ感化力ノ及ハサル事 師弟ノ間ノ疎ナル事

飲酒 真下、本木

教場之明はなし

掃除之届カヌ事

教授法ヲ厳ニスル事

朝ノ集リニ注意スル事

運働時間、勉強時間ノ区分ヲスル事

一人之部屋ニ止宿スル事

一十時過ニオメク事

寮ニ関ワ〔ラ〕ス種々ノ事出来一適々幹事ノナキ事ハ不都合

全体ノ事ニ関シ応接ノ事アリ

大事件起ルトキ専任スル者ナキヲ憂フ

食堂ノ乱レタル 事

九時半二火ヲケス事(コタツ)然リ

運動場ヲ注意保存 ス ル事

運動場内ニ石ケリス

ル事

担当教員(外出之時 タバコヲノム事

内ヨリ腐敗スル事

大ナル井戸ヲ要ス

運働 ハマンポルソリー

教員 ノ内ニ書生ノ事情ヲ聞 タキ事

寮長ヲ撰フニ各寮ニテ投票セス、公然ト何レニカ来リ投票スル事

[十六年] 一月八日

第二期開業ス

投票ニテ寮長ヲ定ム

月九日

グリー

ン氏宅地官地拝借地金壱円三十五銭五厘

(十五年度七月より十二月ニ至ル分)

三十番 第四 第三 第五下 第五上 第四 第二

大西

綱島

王

竹原 鎌田 大賀

村井

杉田

月十 日

同

五

日

午后新報社二浜岡 V 1 同志社之教師連中グリーン氏宅ニ午前九時より集り、医校之法方ニ論及ス 高木 中村 加 藤 新島等来会、法学校之事ニ付相談

「第九千六百五十三号」 コ ル ۴ ン氏岡山 行之免状ハ本 - 日返納 ス

月廿四日、生徒ニ申渡ス

「十六年一月、 規則増補

本校規則書掲ル通、 毎期之初五日前ニ授業料ヲ納ムルハ生徒ニ於テ必ラス心得アリタキ事

此規則 ニ順ヒ其定日迄ニ授業料ヲ納メサルモノハ、向来教場ニ出テ受業スルヲ得サ ルベ

ムへキ定日迄ニ、父兄朋友ヨリ金ヲ受ルノ機ヲ失ヒタルモノアラハ、

其理·

由ヲ陳

且何日迄

納 ル ~ キ事ト日延ヲ求ル為、 庶務課迄一通 ノ要求書ヲ出 スベ 書生中

授業料ヲ納

書生中 出スベシ、 授業料ヲ納 メ能 ヨリハ勘考ノ為トシテ教員迄差出へシ ワサ ル モ ノハ其理由ヲ詳細ニ記シ、 且幾分カノ扶助ヲ求ムル為一通之要求書ヲ庶務課迄差

当時授業料未納ノモ 出シ其日延又ハ扶助ヲ求ムル事ヲ為サ、ルモノハ、前条ノ規則ヲ遵奉スル迄ハ教場ニ出テ受業スルヲ得サルベシ ノハ前条ノ規則ニ随ヒ二月ノ第一日迄ニ之ヲ納ムベシ、但シ授業料ヲ納メサルカ、 又願書ヲ

「生徒死亡」

堂ニ於テ葬式ヲ執行シ、三時半過ヨリ新島ノ家ヲ出大谷ニ葬ル 福岡県下士族木村正吉(十九年)、 十六年一月二十七日 午前二時京都病院ニ於テ腸チフスヲ以テ卒ス 大谷葬料ハ二円ニ過キス 本日第二会

甘木ノ中学ニテ一昨年卒業

父ハ奥州征伐 ノ時官 軍 = 加 IJ 戦死 ス

賞典禄アリ

僨

起

ス

ル

ノ原由

一亡父ノ宿志ヲツク事

「福岡士族 木村正吉 旧十九年(暦十・朱)

未タ四歳ナラサルニ父ヲ亡フ

父ハ奥羽ノ戦争ニテ戦死ス

家ニ母ト弟ハアリ、弟ハ当十六年

甘木ノ中学ニテ一昨年卒業

平素虚弱、校中同級生ノ上等ヲ占ム

漢学ハ相応ニ出来

文章ニ巧ナリ

兼テ来京シ我カ校ニ入ラン事ヲ要求セシモ、

資ニ乏シク入ルノ機ナカリシモ、

同郷出身ノ人ノ我カ校ノ一教師

ヨリ扶助ヲ受ケ、勉強スル事ニ成リ行キタレハ、僅ニ母ノ許容ヲ得、 其主意ハ少々ノ賞典禄ヲ受ナカラ国事ニ尽力セサ ルベ カラス 親戚 ノ承諾ナク脱走シ来レリ

一亡父ノ宿志ヲ継ク

一朋友ノ好意ニ背カサル為

〇前期ノ試験前ニ三夜不眠

十二月廿八日ヨリ病ニカ、ル

月廿三日入院ス 廿八日午前二時卒ス

廿七日 大西、杉田

手ヲ天ニ揚テ笑フ

声ヲ発セ〔ス〕シテ漸々色ヲ失ヒ

一遂ニ没セリ」

二月五日 四年 日高栄之輔 十字一太郎二人、此憂以来飲酒候付、禁足四周間申付候事

同五日 「書付ヲモ出サ、ルモノアリ、此等ノ姓名ヲ尽ク教員ノ手ニ渡シ受業ヲ許サス」(朱) 一月廿四日生徒ニ申渡、規則履行セサルモノハ、履行スル迄ハ教場ニ出ツルヲ 許 サルョ シ、生徒ニ申渡ス

〇邦語神学生之科目ハ当分福音使徒行伝ト歴史

○物理学ハ近々終レハ使徒行伝ヲ学ハシムル事 二決ス 物理学ニハ大分不足アリ甚困却ス

43 同志社女学校録事〈明治十六年二月~十七年九月〉

十六年二月より

二月二十三日 千八百八十三年

今回同志社女学校教員中ニ於而可決セシ事左之如シ

一女生徒ハ学校ヨリ是迄扶助ヲ受タモノノ受業之点数七点以下ニ下ルモノト、其ノ行状正シカラサルモノハ、 向来

本日より数周間、 試ミニ之ヲ可決之通履行スヘシ

ヨリ之ヲ扶助スル事ヲ止ムヘシ

三月廿三日

岐阜県之女学校ニ教員タル女教師宝生豊女ニ、西京之女学校ニ来リ教師タルヤ否ノ照会書ヲ遺

四月四日

ス 行ノモノナキヲ以テ、同氏ヨリ同行ノ委頼ヲ受ケ、支度ノ出来次第本邦ニ帰省スル事ニ決定ス タークウ〔エ〕ソル女教師ハ女校創立以来七年間怠ラス勉励セラレタレトモ、 今回レールネト 氏妻君病気ニ付、

「五月十五日 スタークウ [エ] ソル丼レールネトノ妻丼グレース、帰国ノ為横浜ヨリ解纜ス」

六月十九日

相 右 り向ヒ三ヶ月ト御改、 願候処、 は先般病気加養之為、来七月一日より向ヒ三ヶ月箱館、 本月三十日比ニ福井県下敦賀港より北海道行之汽船便有之候趣ヲ以テ、可相成は右日限本月二十八日よ 右汽船便之間ニ合候様仕度旨再申出候間、御府庁ニ於御取計ハ相成間敷哉と恐縮之至ニ奉存 札幌辺周遊仕度旨申出候間、 右之日限を以御免状御下附

候得共、至急外務省迄御懸合右日限之如ニ御改、且二十八日迄ニ御下附相成候様御取計被下度此段奉願上候也

京都府知事宛

六月十九日

七月一日

フラ〔ン〕シス・フーパル(二十八年)、スタークウエソル氏代人トシテ、十六年九月一日ヨリ十七年八月卅 一日迄

六月廿四日

ケ年間雇入之願書願済之指令ニ及ヒ

タリ

卒業証付与ス

高松 仙

田代 初

正科 山崎春野

明治十七年六月廿五日正科及ビ本邦科ヲ卒業スルモノ左ノ如シ

近松 山崎

磯

本邦科 西村 菊

同十七年七月十八日加藤大学総理来

十七年七月廿六日 同年 九月一 日ヨリ同 ク廿二年八月三十一日迄五ヶ年間 雇 入 ノ願書ヲ

同十七年九月一日 フーパル氏雇入許可ノ免状下ル

七年九月十一日 フ 1 18 ル 氏常盤井殿町女学校へ僑寓証票下附セラル、 因テ 卯 日旧旅行免状及と儒寓免状ヲ返納

第三千百五十七号之往来免状下ル「外務ヨリ明治十年五月十二日ノ日付ヲ以テ「外務ヨリ明治十年五月十二日ノ日付ヲ以テ

京都府庁ョリ

五月十七日

第弐号僑居免状下ル

明治十一年八月二日 女教師転寓ニ付第六号之僑居免状下ル 「日付ハ七月廿 九 日

居免状御返納之代リニ、 其節ニハ 別二外務省 ョリ改テ往来免状 第三千百五十七号ノ外務省往来免状ヲ誤テ御返納申候事ト存候間! 「其免状ノ番号ハ如何」下リ 候哉 若シ 相 下リ申 + 此段御調被下度奉 V 其節第 二号僑 願

上便

演説·論説



44 感算理説

感算理説

〔読点朱

国者、 小也、 国者、 者、 物、尽算定焉矣、是從大変于小、從小化于大、千変万化、実無窮者也、依之見之、主聖道治国者、 算之為用也、貧星辰之遠近、日月之大小、地球之周囲、各洲之位置、山海之高低、至金銀貨財之軽重及細微不可見之 必先解算之理、大小相兼、 **疎聖道**、 多起臣弑君子凌親之弊、 有枝而無幹、 猶如有数之大而無小、有小而無大、宜国之不治也、譬之樹木、聖道者、幹也、 則不為樹、 枝幹相備、 嗚呼二者欠一、国猶不立、 有小而無大、 而後断人情所厭之暴、庶幾于成矣乎 則不為数、是自然之勢也、夫以聖道治国者、 而況無枝亦無幹、 無小亦無大、 往々生柔弱之風、 唯加民以暴者哉、 大也、 奴経済、尊経済治 経済者、 以経済治 故治国 枝也、

新島幹 再拝伏乞

叱正

以下朱

元治元甲子年三月 於駿台川勝君之塾書焉

回頭世事思悠々一襲弊袍三尺剣

[元治元年三月]

脩身学問題

45

我需用ヲ充タス事 我能力ヲ全スル事 我力権利ヲ保全スへキ事 自己ニ対スルノ義務

満足ノ念ニ関シテ完全ヲ論 間接ノ感化力ニ関シテ完全ヲ論ス 肉体及ヒ心意ノ完全ヲ論ス ス

他人ニ善ヲ尽ス事

慣習 人類ヲ人類トシテ尽スノ義務 「自動慣習 受動慣習」

権利

物品

所有

人類 譲与ス「べ」キト譲与スベカラサ ノ権 天権 人文ノ権 ル ノ権

生命ノ権

人如何セハ生命ノ権ヲ失フヘキヤ(三ケ条)

自由

ノ権

所有 ノ権

物件ヲ直接ニ得ル ノ道

物件ヲ間接ニ得ル ノ道 六ヶ条

所有財産ニ二種ノ別アルトハ何ソ 人如何セハ他人所有ノ権ヲ妨害スト云ヘキソ

名誉ニ関スル権

誹謗トハ如何又誹謗ノ来ル原因ハ何ソ

他人ノ名誉ニ関シ談話ヲ為スニ甲乙二種ノ別アルトハ何ソ

真実ニ関スル権

他人ノ需要ヲ供給スル義務ヲ論ス

他人ノ需要ヲ供給 ス ル法

他人ノ能力ヲ練達シ且之ヲ訓示スルヲ論ス

正義ト博愛ノ別

342

働 同 は 理界 ア 胞ヲ扶助スルニ三ノ等級アル アヨ説 クベ シ

働 ノ疆界ヲ三種ニ区別 スルハ 何

人間特殊 ノ関 係 \exists IJ 生 ス ル 義務 7 ヲ 論

ス

家族ノ起原 人身上ノ権

八何

ソ

社会卜政府 ノ区別 1 如 何 罰トハ 責任ト 管理ト

政

府 何 ハ 何ソ

/\ 7

何

ノ為

=

建設

七

ラレ

タル

t

政府ニ甲乙ノ二種ヲ 説 クベ シ

政府ノ維持ニ必要ナル モ ノハ 何ソヤ

参政之権

婦人ニ参政権ヲ得 民 神 ノ義務 対 ス n 義 ケ 条 セシ 務 ムベ 丰 to

脩身学ト宗教ノ異ナル以謂ハ何ソ

敬虔ノ心ヲ養成スル事 四ケ条神ニ奉事スル義務ヲ三別スルトハ何

7

冒瀆ノ所為トハ何ソ

祈禱

祈禱トハ何ソ

祈禱ニ関シ聖書ノ教示スル所へ如何

神ノ法ハ万古不易ト見傚トキハ祈禱ハ不用ナルモノヤ

安息日

安息日ノ一己人ニトリ欠ベカラサルヲ証スベシ安息日ノ神ヨリ出シ事ヲ証スベシ安息日ニ二種ノ別アルトハ何ソ

人ノ健康ヲ保全スルニハ如何 其ノ証例ヲ揚安息日ハ自由政体ニ如何ナル関係アルヤ

安息日ノ家族ニトリ大切ナル事ヲ論

ズ

日

雇取

ノ如キ教員ニ子を托

t

46

[全文鉛筆]

「高梁ニテ」演説」

日本 ノ国富マス兵

己ノ基ヲ立ス国力優スシテ外国人ノ軽蔑 1 強力 ラサルヲ憂勿レ、 ス 宜 ル ヲ怒、 [ク] 其基ヲ立ヘシ 匹敵平コウノ権ヲ得ントスルハ猶十匁ノフンドウヲ以テ十匁

ノ荷物ニ平均ヲ得セシメント 計ル カ如 1

請フ文明 其基を立い家モ立へク、其基ヲ立テハ自由モ得へク文明期スヘキ也 平均ヲ欲セハ第 ノ基ヲ論 セ 一ニ重サヲ益スヘシ 1

ヘノ心得 小児ノ教方 孟子 文王ノ母 華盛頓ノ例

小児 ノ教育

女人教育

女

トンの涙

△イー 下婢之如キ婦人二子ヲ托

スルヤ スル

△アメリカ南北 [戦争]ノ時、一婦人の子ヲ戦場ニヤ ル話 戦場ニ出テ負傷人ヲ扶ク

フ 2 ク 11 グノー の話

E° 2 1 1) 及 1 0 話

米国 渡 ル 話 会堂学校 ヲ立ル事

奴隷ノ奴隷 独立 戦 争

V ク 1 ン 1 コ ン コ ル 1 0 話

英人の一力人ニ 感 アリ

肉体弱 V 1 脳 力モ 随 テ 弱

宗教ナキノ人物 ハ害ヲ為サ 〔ザ〕 ル カ

工業

新聞 紙 ノ奴隷 使節ヲ見 ル

新聞 昨 夜之続き タカ小使アリ〇

ニアカハ

神を敬 [す]るハ 知 ガ 初 8 也

天命 ノ人ニ 神ヲ知リ敬シ恐 _ ナ 随 ル能 テ 而 后自 ス、 V 且 耶 由 一信愛ス 蘇 ノ民 日 我 1 カ自 ル ナ ル / 也、 由 人ノ最大切 = 然ル ナ ス 後真 者 /\ ナ 真 ル ノ文明ノ域ニ進ミ得 者 1 自 ニシテ、 由 ナリ、 之無クンバ人迷 真 ナル ル也、 哉 此 随而富国強兵期 自 _ 陥 由 1 /\ 又 神ヲ ハ 信 物 ス 可 ノ奴 シ 丰 天 命二 也 隷 1 ナリ、 随フ者ヲ云也、 決 シテ自 乃 由

天命ヲ知ラハ人、

物事ニ恐ル、心ナシ

天命〔三〕随フハ神ノキク、「イリ」ニ随フ也、神ノ意ヲ体スル也

由ノ律ニ随テ初テ自由ノ人トナリ、文明ノ民トナル也

自

達セハ実ニ君子ト称シテ可ナルベシ○何レノ村ニモ、何ノ府ニモ如斯君子アリ、率先シテ人ノ為ニ計リ ノ罵詈ヲモ受ケ、克ク人ノ無礼モ許シ、人ノ幸福ヲ計テ日モ不ュ足、 神ノ義ヲ慕テ死ニ至ル迄不止、 人若シ此点ニ 神ノ意ヲ体セハ人必ラス広〔ク〕人ヲ愛シ人ノ為ニ何事モ為シ、 力ヲ以人ヲ制セス、 威ヲ以テ人ヲオトサス、強し 弱キヲ扶け、知アリテホコラス、貴し而益遜リ、富テオゴラス、賤シテ卑屈ニ流レス、貧シテ貪ラス、甘シテ人

[以下用紙裏面の字句]

「英国力しの話」

ナポレオンの話 富国強兵之基と

奴隷ノ如キ婦人ニ己ノ子ヲ托スルヤ卑屈教師ニ己ノ子ヲ托スルヤ

人種改良之種八人心改良

教育、婦人の教育、人種改良

仏のヒクノット〔ユグノー〕

「以下五行空白」

診察ヲ為サル事ヲ説 「舌ヤ手ヲ握 ル

薬ヲ投〔ゼ〕スシテ宜シ ク云事アリ

政府より遺せしニ非ス、適宜ノ事ト思フ勿レ

施察者ノ手ニ出スハ其各々思召次第

有志輩之物ナリ

レー [J·C·ベリー] 君の来ルニ十円也二十円 也

出ス事

△ヘレー君之主意

費用もアリ

神の意ヲ体しテ、ヘレー ・君来レ 1)

日本人ヲ兄弟と思ふ

〔明治十三年二月十七~十八日·於岡山県高梁〕 **

47 学問之説

十三年十一月六日 八代二於テ*

〇人此世に生するや忽チ母ノ乳ヲ求メ、 其ヨリ日々食ヲ求メテ不絶、 食い肉体ヲ養フ者也

〇人に智徳アリ、 肉 ノ食アルカ如ク又智徳ノ食物無ルベカラス、乃学問 ナリ

宇宙 現今欧米 ノ理ヲ究 ノ開 明モ未タ其奥妙ニ至リシ者ニアラス、 ムル一人ニシテ足ラス、一 国 ―一代―万国ノ学者数百千年ヲ経テ漸ク其 真二学問ノ緒ト云へキ也、 故ニ学ハ一日モ 奥妙 ノ発達ス 怠ヘカラス ヘキ者ナレ

○学問ハ何ソ、人間ノ要道也

学問ニ種々アルモ之ヲ大分セハニ個也

智ヲ養フノ学

徳ヲ養フノ学

〔智ヲ養ノ学トハ何ソ 、今西洋ニ行ル、百般学術技芸也

(徳ヲ養 ノノ学ト 何 乃心ヲ脩ムルノ学〔三〕シテ、道徳ト称 スル者 也

此両ノ者何ヲ先ニスルヤ

= 両 食アルハ人生ヨリ初マル、 ノ者先後アルベ カラ ス、 何ト 故二智徳 ナレ /\ 人二智徳 ノ養モ同時ニ初メサ ノ性質アレ ルベ 其性 カラス ラ養、 両 ノ養法ヲ欠ヘカラス、 如何ト ナレ

ハ肉

無智 ョリ健康法ヲ知ラス 母母 ノ胎内ニアル子供ニ害ヲ与フ 母無益ニ〔シ〕 テ

、無徳ヨリ生スル不品行

人幼ナルトキ自ラ求メス、 教訓 ナカルベ〔カ〕ラス、故之ヲ教育ト名〔付〕ヘシ

〇幼時父母ョリ受教育 〇家訓

母 ノ胎内ヨリノ教育 文王ノ母、文王ヲハラム時ニ目ニ悪色ヲ不見、耳ニ淫声ヲ聞カス 「悪キ思子ニ移ル

孟母三遷ノ話、華盛頓之母之教育

仏パリスノ近傍二火薬庫破烈セシトキ、 懐妊 ノ婦人アリ非常ニ驚駭セリ、 生ル、子死シ、多ハ痴愚

悪キ心ノ母ノ子ハ多悪念ヲ抱ク

、良母ハ之ニ反ス

不行儀ノ乳母幷ニ守リ子ニ預クル事ハ甚恐ルベシ 〇悪キ守リ謡 ノルイ

(一少年寐間ニ於テ、父ノ少年ノトキ登楼セル話ヲ聞キ、遂ニ登楼ヲ初ム)

○朋友ョリ受ノ教育

父母タル者其子供 ノ為良友ヲ撰ハサルベカ〔ラ〕ス、トカク悪タレトナリ不従順トナリ買食ヲ覚へ、甚シキ ハ少年

ノ己ノ身ヲ損傷スル如キ悪風ニ流ル

京都二於テ今ノ小学ハ悪キ風儀ノ稽古場ト云レタリ

○教師ヨリ受クルノ教育

良師アリ克ク之ヲ導ケハ恰モ陶師ノ粘土ヲ用ヒテ随意陶器ヲ作ルカ如シ、 恰モ植木屋ノ若キ樹木ヲ色々作リ立ルガ

如ク自己ノ望 少年、 教師 三二随 ノ真似ヲナス ヒ成長セシ 「其風ナリ、 ムヘシ、一「タ」と教法御方ヲ失ワ、逸馬 詩ヲ吟スルナリ、 文章ナリ、 志操ナリ、 ノ如脱 一々真似セサ 兎ノ如く之ヲ如何トシ難キ ル ナシ 二至

此三教育法

ラサ 其国 家訓、 益奥妙ヲ究へク、 ルベシ、 ル ノ律令ヲシテ其宜シキヲ得セシメ、 朋 ハナシ 友師 又一ヒ学ニ志セ 傅 ノ法、 古人ノ発見セサル所ヲ発明シ、世ノ鴻益ヲナシ、 互ニ行レ学問 ハ生涯研窮シテ往々其妙奥ニ達スヘシ、 ノ真路ニ進ムヲ得 或ハ道徳ノ教へ国ヲ真ノ文化ニ趣カシムル、一々宜キヲ得タル学問 八、縦令非常 又非常 ノ学者 国家 ノ文明ヲ進 = ノ学才アル 非 + ル モ、一身ヲ修 [] 、 カ又ハ 人民 人物ナラハ、 ノ自由 4 ル = /\ ヲ得セ 恐ク 之ヲ用 ノカニア 誤 (F) ラサ

◎
且 然ラハ学問ハ唯 術進歩ノ人民ト無学ノ人民 無学 ノ弊害 ノ甚キヲ思へハ、民ノ率先タル者ハ、又父母タル者、 身ヲ修ムル為ノミニアラス、天下又後世ニ関シー人各己ノ尽スベ ノサ違、 雲泥 教師タル者一日モ之ヲ怠タルヘカラ キ義務ト モ云 丰 也

ス

一無学ノ人 頑固ニシテ物ノ理ニ暗シ〇 (恐怖ノ心多シ

一無学ノ人 常人ニ制役セラル

一無学ノ人 常人ニ益ヲ得ラル、日本人外人ニ利ヲ得ラル、ガ如シ

一無学ノ人 遠キ慮ナシ、眼前ノ利ヲ計〔リ〕遠大ノ計ヲ不為

一無学ノ人ニ廉恥ノ風少シ、飽迄テ貪ル

良キ慾少シ

一無学ノ人 国家ノ利ヲ計ラス、唯利己主意

無学ノ人ニ罪人多 フォ ーセ ット氏 ノ経済書中ニ、英国ニテ相応ニ読書シ得ル者ハ百分ノ四ヨリ多カラス

一無学ノ人ニ日ニ新進ノ事ナシ

{百年前〔1〕機械モ今日用ヒ、日本ノ農ノ如シ

故ニ近来ハ米国ナトニハ非常ニ学事ニ尽力ス、大学ノ多キ事驚クニ堪タリ

別シテ、馬、州、ニ著シキ者三ツ、小ナル者二三

〇人々学問ヲ尊ヒ金ヲ寄附ス〔婦人ノ学校ハ五六ケ所アリ、 ホリョ

親タル者ハ未タ妻ヲメトラサル前ニ、己ニ妻子ヲ養フ路ヲ求ム

子供ニ教育ヲ加、無学盲目ナラサラシム、二十一年位迄ニ一人前ノ人間トナスヲ務メトス

○貧人モ亦学フノ途アリ

学校ニテ金ヲカス、業成ルノ後之ヲ返却ス、人ニョリテハ之ヲ百倍千倍トナシ之ヲ返却ス

一書生Drオーカ、十万ドルの客附ヲセリ

一代テ之ヲ得タルノ金

(□□ニテ生レーーニテ死ス

〇自ラ学テ克成業スル人アリ、リンコルンの如シ

○老テ益学フノ精神アリ、仏ノ一老学者七十五年テスパニヤノ学ヲ初ム ○学ヲ怠ラス、 ニュートンの如シ、十一二問ノ勉学

〇学テ又発見セルノ精神アリ、 日本 , % リセー 陶器発明ノルイ

支那ョ〔リ〕来ル、支那ノ風ヲ学へリ

道徳ノ学問ニ止マリ芸術技芸ハ更ニナシ

之ヲ一足ノ学問 道徳又歴史等ノ学問 ト云テ大ニ進歩 ハ唯志操ヲ高尚ニシ、 スル 能 リワス、 故ニ維新以来学問ハ唯学術技芸ノミ限ト見做シ、 其丈ノ実学ニ乏、 自ラ大丈夫ト云、 大丈夫ノ見識ナキ 古聖人ノ道徳学ヲ廃

道徳ハ不用

ノ者ト見做

セ

学問 近頃 道 徳 (舶来 唯々糊 教止 ノ学問、 口利己主義二流 リ浮薄 理学トカ人権トカ又無神論トカ種々之者来、人心ヲ動カシ、人心ヲシテ安カラサラシ ノ風 起、 廉恥 レ、天下ハ如何ナルトモ深ク憂ヘサルノ極ニオチイレリ ノ風地ヲ払テ空しく、現今実ニ流涕長太息スルニ至ノ弊風ヲ生シ

①少年輩ハ少々学問ョナシ、 父兄ヲシノキ放蕩傲慢ニ流レ、高ク所ニトマリ、後世ノ為計ル事モセス、

1) ŀ スル人々多ク輩出ス

・ 如斯道徳ヲ廃シテ唯学術 ノ学問 ノミニ 也 走ルノ害己ニ已〔三〕 其結果ヲ顕セリ、 是道徳ヲ廃シテ学術技芸ノミニ走ル弊ニシ

然ラハ現今ノ弊風 ヲ救フ ノ良法アル t

又一足

ト云へキ

今ノ学術技芸ハ益進メ、且従来ノ古聖賢 ノ道ヲ脩メハ二足幷立 ノ法ヲ得

t

答テ日 古列藩 ノ時藩制厳、 父兄ノ力重キトキハ孔孟ノ道大ニ功ヲ奏セリ、 今ハ勢力ナキニ似タリ、 如何トナレ

孔孟ヲ学ヘル人々之ヲ品行ニ頭ワサス、且孔子聖人ノ教ヲ奉セス、唯知テ而行ワサルニ似タリ、深ク人ノ心ニ入ラ

ス、人ノ心ヲ改良スル能ワス

孔子出テ支那ノ品行進ミシャ、支那ノ歴史ノ一変セシャ

|孔孟ノ道暗夜ノ燈ノ如シ、暗夜人ヲ導クヘシ、「此燈灯ヲ打ケセリ」

一今ノ西洋学者ハ、理学トカ人権トカ自由トカ呼吸シテハ、此時ニ当リ、此理学ノ此民権、此自由ノ行ワル、西洋

【其道徳学ハ何ソ、耶蘇教也 (之国ニアル道徳ヲ求メサルベカラス

士族の気象商工農ノ仕事

商 コレ 工農の仕事ニ、 ラ病 ニモルヒネ剤 士族の気象ニ、又其調合之所ニ、猶一層社会勢力ヲ有セル耶蘇教ヲ加フ也 ノ如□烈ナル薬ヲ要ス

[明治十三年十一月六日・於八代]

宗教

大関係ヲ有

風

住

食

衣

然ラハ其源因タル何等ノ者ソ

克 此 の人智 八事

脳 力ヲ 強 4 ル 卜否 十二

48

「〇九州ハ士人ヲ養フノ地ナルヲ信スル事ヲ述ヘン」 十三年十一月廿日、之ヲ熊本 唐人町伊勢屋ノ旅店ニ記ス、安已橋通ニテ演説ス

鳩ヲ改良 ス ル 事

人種改良論

人種 羊ノ種類ヲ永続 モ改良ヲ斯スヘシト注目セ スル ノ法

第一人種ヲ改良セント欲セハ、先人種ヲ下ラシメシ源因ニ溯リ之ヲ推究セサルベカラス y

355

キハ自ラ身体ヲ彎曲セ 衣服 ノ濶大ニシテ風邪ヲ求ムルニ便ニ、且遊惰ニ便ニ働クニ不便。且衣裳ノ製自カラ人ヲ坐セシム。但人坐スル ノ製ノ人種ヲ退歩セシムル等ハ、譬へハ欧羅巴婦人ノ腹部ヲ細縮シ、支那婦人ノ足ヲ短小ナラシメ、日本 〔ザ〕ルヲ不得、 ノ風肺ニ害アリ

病党ヲ醸シ又脚気病ヲ引キ起スベ 1

1

彎曲

「〇帽子ヲ用ヒ サ ル 事 「目力ヲ衰 4

寒中 三脛 ヲ出 ジ行 ク事

白食 ス ターチ、 油 肉類 此三種ヲ適宜ニ食スヘキヲ、或ハ一種ノミヲ多ク食スレハ食物ノ易多カラサ ルヘシ

○塩

仏法 7 注意セサレハ是亦大ニ人種ヲ退却セシムヘシ、汚物ノ浸入セル水、 カラス、食物ニ汚穢ト云ナシ、不消化物、毒トナル食物ト腐敗物ヲ除カハ尽ク食ニヨロシト云ヘシ〇飲料 マリ強キ茶、 ノ誤テ魚肉ヲ禁セシ等ハ人種ヲ退却セシ〔ム〕ルノ最上法ニシテ、 我輩仏法ノ本家印度人ニ不足ヲ言 強斗酒、 烟草ルイ、支那人ノ阿片等、 暴飲美食 井戸ノ傍ニ吸込アリ又田地近キ所ニ井ヲ掘ル、 ニシテモ ハサル

包住 酸気ヲ吸込シム〇又一室ニ沢山寐テ戸ヲ厳重ニ閉チ空気ノ流通ヲ止ムル事、又明ヒロ 健 空気 康ヲ害ス ノ流通殊ニ ル甚シ 甚シク人ヲ冒寒セ〔シ〕 2 テ、 必ラ [え] 人 種 ムルノ家製比々見ル ヲ退却セシムベシ 〇坐ス ヘク、 ル事 又八 空気不融通 肺 病ヲ酸ス ケテ非常ニ空気ヲ流通セシ 且 〇畳 太陽 ノ上ニ ノ光線 寐 ノ入ラヌ家等 ヌ ル 事 八炭 4

ル

モ又害アリ

住室ニ近カクニ雪隠ノ臭気ヲ平常呼吸ス ルニ至ル」

四職業 又通商交易ニ従事スル、又ハ学術ニ達シタル人民 古来人民ノ多ク魚漁牧畜等二代々従事 スル 者ハ智識 ノ頭、 前二比スレハ往々大ナルヨシナレハ、 1 鈍ニナリ、遂ニハ 脳力モ減シ往々頭カ狭小トナルョ 全ク脳力ヲ用

脳 カヲ用 ヒサル職 業 必ラス人種 ラ退却 セシ [ム] ベシ

縫

上物、

仕立

屋

書生」

ヲ

1

テ

-漸 日本 々乎ト大ナラシ ノ武士中多クアリシ メシ ナラン〇職業上大二人間 ハ職業ノ然ラシ「ム」 ノ志操ヲ活潑ニス ル所、 其志操ナリ其気象ナリ其廉恥 ルト否トニ関 スルナラン、大和魂 ノ風ナリ愛国心ナリ、 ルノ盛ナル等 漸

子 々孫 々ニ伝リ、気象ノ烈シ キ人物ヲ養生 スル事其例 ナ 1)

0

我日本ハ武士ノ職廃

セリ、

随テ廉恥

ノ風地ニ落ツ、

別二此気象ヲ養生スル方ヲ求

ムヘシ

「国国法 圧制政府漸々乎ト 商人ニシテ各真正ノ教育ヲ加 「シ」テ人間 ノ権力ヲ奪 ヒ自由ヲ 向来ハ 脳力ヲ養ヒ且 取り 除り、 今ノカ 廉 恥 ノ風ヲ ルナル、 E 起 スパニヤ等是也」 + 1 4 ヘシ

〇教育 物ト 教育 浮薄破廉 7 力 若其宜 恥 人物ヲ酸生スル ヲ得ハ克ク 人智ヲシテ発達セシ ノ憂アレハ、愛国 4 ル ノ士人此要点ニ沈思回 = 其宜ヲ得サレ / 想セ 人ヲ愚鈍 サ ルベ 頑 力 ラス 物 トシ、 卑屈

「鉄膓男子 ラア作 1) 出 ス 事

1

リ、 論語読ミ ノ道 一上失七 ノ論語知ラスト云様ナル教育ハ唯学問ノ名ノミヲ尽シ、今日開進欧米ニ流行 ハ之ヲ 挽回 一ス ル決シテ容易ナラス、譬へハ支那人ノ道徳ノミヲ学 問 トシテ実ヲ軽 セル理学等 ハー切置 テ 虚 名 ラ研

窮 教育其度ヲ失ヒ遂ニ世界ノ頑固人民トナリ行ケリ、或ハ又古来ヨリ 伝来ノ 学問ヲヨシト〔シ〕テ之ヲ固守シテ日新 **ノ学術等ヲ求メサレハ、見識モ自然狭クナリ、随テ脳力モ減シ愚迷ニ陥ル等ノ憂アレハ之ヲ防クノ策如何** ス、遂ニ当今欧米ノ文明ニハ遙数歩ヲ譲ルニ至リシハ痛歎之至り、又印度国ノ如キモ昔時ハ隆盛ヲ窮メシ国ナルモ ハ又孔子ニ及ハサルヲ歎シ、唯古聖人ノ轍ヲ踏マン事ヲ要シテ学術ヲ研窮、 リ、 セ サ 孔子 ル = ヨ モ夢ニ周公ヲ見サルヲ歎シ、 ル、 故ニ古聖人ノ時代ヲ仰キ其時ニ及ハサルヲ歎キ、日一日ニ新進ヲ期サ〔ザ〕ルハ古来支那 鳳鳥不至何ソトテ出 サルヲ悲マレシ等ヲ以テ見ルヘク、 日々新ニテ亦日々新ナル 向来唐宋ノ学者輩 ノ学術ヲ求

道徳ヲ捨テ其皮相ナル学術 サラバトテ欧米ノ学術ヲ講究スレハ智識ハ開達スベシト思ヒ、従来古聖人ノ道徳ヲ廃棄シテ、 「〇事物ノ理ヲ究メサル〔ニ〕ヨリ、事々物々ニ恐怖ノ心ヲ生ル類、我東邦亜細亜ニ多カルベシ」(王襴) ノミヲ取テ之ヲ学へハ、現今日本教育ノ結果ヲ得ルニ至ルベ 西洋文明

一心ナル

〇今小学校 テ 退歩ニ関セル大事件ハ婦女ニ教育ヲ加 アレバ、現今世ヲ憂フルノ人之ニ痛歎セサ〔ル〕ハナシ、且洋学者流モ近来ハ銭取仕事ヲ最上ノ学問トシ、人ヲ詭 起ス等「ノ」 ・王銭サへ取レハ最上ノ学問ト云ヒ、智識カ発達シタト云、己ノ品行等ヲ破リ恥ヲ恥トモセサルノ徒往 ハ、是等ノ教育学問ハ人ノ志操ヲシテ卑賤下等ニ向カシメ、随〔テ〕人種モ退却セシムベシ、 且教育中最モ人種 ノ教方ハ実ニ以前 事ニハカナク、 甚シキニ至テハ教員カ生徒ヲ誘導シテ酒店ニ入リ妓楼ニ登リ淫乱放蕩ヲ少年ニ教 ノ寺小屋学問トハ遙ニ優等ナル者ナレト 其教員タル者ハ多ク些少ノ月給ヲ貪ル ヘサル事也 モ、 ノ徒ニシテ、 唯々智識発達主義ニシテ更ニ 恐クハ人才ヲ養成シタキ ユル 風モマ 廉恥 々世間 ト云精神 ノ風 世間 ムキ ヲ引 ニア

○男子ハ天ト云、婦人ハ地ト云、男子ヨリモ一層卑キ者ト見做シ之ヲ奴隷視シテ更ニ適宜ノ教育ヲ与ヘス、婦人ノ要

退却

セシ

ムノ大源因ナリ

源因 道ヲ学ワシメス、 ナリ・ (見識ナキ母ニ子供ヲ 之ヲ御スルニ唯圧 預レ 制 ハ其母タケノ人ヲ養ヒ出ス ヲ用ヒ、 婦人ノ才ヲ発達展張セシメス、 ナリ) 全ク卑屈トナラシムル等人種退却

世宗教 鈍 ヲ学ヒ之ヲ行フニアリ、 テ人間 基 ナラシメ、又或 ナレ 支那人之ヲ云道徳ナルヘシ、 ノ幸福 然レト IJ ヲ得 天命之ヲ性ト云、 ハ唯神仏ヲ難有思ワシメ、唯々卑屈心ノミヲ起サシメ、或ハ人間ノ手ニテ作 モ宗教ニモ セシムルト思ワシムル等ノ教ハ、決シテ国ヲ開明ノ点ニ進ムル能ワス 西洋各国 種々 性二 ノ類多キ者ナレハ、人ニ益利ヲ与ヘキモアリ、 ノ耶蘇教ト云 予 随テ之ヲ道ト[云]、 ハ宗教ト云フ、 モ矢張天命 如何 道ヲ修ムル之ヲ教へト云へハ、乃天命 トナレ ノ在ル所ヲ知リ、 ハ宗教 ハ矢張道徳ト一途ニ出テ欧米国 之ヲ学、 又大ニ社会 之ヲ行フニアリ、 ノ進歩ヲ妨ヶ人智ヲ愚 リタル ノ在 金仏木偶ヲ拝 ル 所 予故ニ之ヲ ヲ知リ之 於テ道徳

徳ヲ進 7 彼印度ノ波羅門宗ノ如キハ其堅キ事盤岩ノ如ク、之ヲ子々孫々ニ伝テ更〔三〕変易ナカラシメ、一 セ モ、 政 1 遠大 ラハ ヲ計ラサ 府 △○都爾古ノ如キハ回々教ヲ奉シテ一人ニ数妻ヲ娶トリ、 之ヲ天命 ノ圧制ヲ受クルモ之ヲ天命ト云、 涉 親子夫婦 セ ル モ立テス、 シ 卜云と ノ間 ノ宗教 国家ヲ ケ ト雖直ニ隔絶シテ他人ト見做ノミナラス、 国体 ス事 ハ其害タル甚シキナリ、 欧亜 ラセ ノ改良モ計ラス、 ノ二大洲 ス、 病 夫ョ 二振 気ニ 罹死 リ束搏ヲ受クル 興 日 セ 日々ニ国 米国ニアル シ ニ至ラン ムル 「勢モ衰頽危急ノ場合ニ至ル ノ念慮 トス モ ŀ ル ル モ妻ハ之ヲ天命ト云、 且何事モ天命ト云ヒ更ニ新進ノ学術等ヲ求メ学 モナク、 実大敵ト見做シ之ヲ拒絶又擲撃シ更ニ交通アラサ モン宗ハ教旨トシテ数妻ヲメトル、是等ハ皆・ モ之ヲ天命ト云テ治療ヲ加 何 ノ出来事モ皆是ハ天命 モ安心シテ天命ナトト云、 忽卒火アリテ家 ス、 [上] 云、 智識ヲ 旦之ヲ廃止スル者 1 E 開達シ 2 天命 ル 更二 ハズ、 = 又道 1 任 進 丰

下宗教 ハ百薬ノ長」過淫男女ノ交際「売淫女ヲ擁ル事」ヲ乱ル一夫数婦、又ハ妻妾、「簡) 痴愚頑固トナラシムル ヨ

ウソデ通

ル

世

ノ中

悪風俗ヲ克ク一 日 本ニモ 教育 ナキニアラス、 洗シ之ヲ変換シ 又多クノ宗教ナキニアラス、 得サルハ何等ノ事ソ、教ヲ援クル者ノ此点ニ注目注意セサルト、 別 〔シ〕テ支那古聖人ノ道 八実二結 構 教ヲ受クル者拳々 ナル 教ナル 二、此

服庸シテ之ヲ奉セサルニョルナルカ

子国 ソデ通 欧米人へ我日本人ヲサシテ「ウソツキ」ト云フモ過言ニアラサルベシ、如何ト トモ云テ慢リタル国 ル世ノ中ト云語モ大分ウソノ通行 柄モ、此ノ風習アルハ遺憾ニアラスヤ スル国タルハ明ラ〔カ〕ナリ、 我日本モ亜細亜ノ東海ニ位シテ神国トモ君 ナレ ハウソ八百ト云言葉モアリ、 ウ

過食 食フ事ナレハ何時テモト云

迎飲 場合アレハ何時テモ酒ヲ飲テ深更ニ至ル等

過淫 少年 ノ手 淫等 ハ往々俊才少年ノ才力ヲ断絶シテ張展セサラシム、又ハ夫婦ニモ閨中ノ楽ヲ過コシ身体ヲシテ

虚弱ナラシメ、遂ニ虚弱病ヲ子孫ニノコスニ至ル

アリ、 シ 涯共ニ終ルノ良風俗アリ、我日本ニ至リテハ兎角夫婦ノ間親密ナラス○娶モ早ケレハ又逐出スモ早キト云等ノ風俗 人ノ妻タル者ハ今日ハ如何、 且又親、 ノ如キハ夫婦一体ト云テ、造物者ノ之ヲ一ニセル者ト確信シ、容易ニ離別捨棄セス松柏 親戚ヨリ男子ノ為ニ妻ヲ娶ルノ風俗モアレハ、縦令男子ハ其ノ妻ヲ好マサルモ之ヲ娶ラサルヲ得 今日ハ逐出レハセスヤト憂ナキ能ハサレハ、 夫婦ノ間ニ真 ノ交際真ノ信愛ヲ期 ノ親交ヲナシ生

シ 本妻ノ位置ヲ奪掠セント計ル者アレハ其心底悪ムヘキナリ、如斯キ悪念ヲ以テ子ヲ生メハ其ノ子ノ心モ思ヒ見ルベ セ 1 ヲシテ其席 身分ニ少シ 4 / + 妻ヲ好マ ル ル心ヲ以テ生レ来ルヘシ、又妾ノ子タルモ然リ、己ノ寵ヲ専ラニシ弥跋扈シ、其侫姦百方至ラサルナク、 怨心ト交生セシメ、而シテ其婦人ヲ子ヲ生マシメハ、其ノ卑屈心、其ノ不平心、其怨恨心子供 = 妻ヲシテ 至ル 如斯一家 ノ場合モアレハ、 生涯真ノ交際愛情ニ乏シク互ニ相嫌テ共ニ老フルノ夫婦モナキ能ワス、又ハ男子タル者ハ其 是何 嫉 サルモ両親 ノ我儘モ出来クレハ直ニ己ノ本妻ヲ家 ニ侍リ莚ニ侍 妬 ノ内互ニ敵視シ和セサレハ、又家訓 人ノ罪 心ヲ抱カシ、 ソ、 ノ、、セシ者ナルヲ以テ之ヲ離縁シ得サル所ヨリ不平心ヲ起シ、遂ニハ妓楼ニ登リ、又己ノ 妻ハ妾ヲ怨 サシ メ恬 妾ヲシテ其権ヲ専 1 恥ルノ色モナク、 [ミ] 己ノ衷情ヲ述ヘントスルモ、男子ノ圧力克ク之ヲ制シ、 「セ」 ノ厳ナラサル事ハ主人ノ命令モ行レサル事 ノ隅ニオシッケ公然ト妾ヲ置キ、 シ 又本妻、 义、 往々二一 ノ心緒 ハ如何ヲ不問、 家不斉 ノ憂ヲ醸シ妻妾相怨ミ妻妾 朋友ノ来リテ之ヲ供応 一言 七喋々 ハ知ルヘキ スルヲ許 ニ伝染シテ母ニ 卑屈 ナ 心 ノ子供相僧 1) 1 スルニ妾 遂ニハ 不平心 遂二 類

「〇近来」男女交際 タ後教育 ノ規則立タス、 E p クニハ出来ス、 及 誰ノ子タヤラ分ラヌト云子カ出来タナラハ、 吃卜 親ニ似タル子カ出来ルベシ 〇一夫数婦 如斯子ヲ産ム親ナラハ決テ胎育モ出来ヌ、 ブノ国 ハ人種 ノ退歩アル ベシー

ノ立 + ル 事

子ヲ設クルニ至レハ己ノ受タル徽毒ヲ子ニ伝染セシメ不幸ノ子〇病心ノ子〇不活潑ノ子、 西 「リ」、又己ノ身ニモ毀傷シ徽毒ニ感染シ、 若男女ノ互ニ [洋デハ若キ男女カ朋友ト 談話 ス ル 事 ナリ交ル ハナシ、 モ、 サリトテ全ク無キ 更二他人 父母 ノ存在ノ時ニハ ノ反疑 カト申セハ売淫女ニ近ク親シ ヲ受ケサルハ、 父母ヲ憂悲セシメ早ク墳墓 男女ノ道ヲ全ク守レ クナリ、 無脳力ノ子〇不具 ル 三趣 少年 = カシ 3 ノ往々 ル、乍去我日本テ A. 親 産ヲ敗

ナスニ至レ 「徽毒検査アル国ニシテ黴毒尚多キノ憂アルハ、人検査アルヲ以安心シ売淫女ニ触ル上欄) ル等へ男女ノ交際其宜ヲ失ヒ、宇宙ノ主宰造物者ノ規律ニ触レ、随テ受クル所 、ニョ ノ罰ト云ハサルヲ不得 ル ナリー

○又甚シキニ至リテハ、往古グリシヤ羅馬国ノ如キ男子ノ互ニ交通スル事、 人倫ノ道ニ背キ造物者ノ律ヲ敗レル者

ハサ

ルベ

カラス、

故ヲ以テ其国久ク永続セサル

ナリ

種ヲ改良スル事コソ今日ノ一大急務ニシテ国家隆興ノ基礎タルベシ 人ノ衰弱ヲ防キ、随テ一国ノ頽敗ヲ防クノミナラス、一層工風ヲナシ力ヲ尽シ一人各己ノ改良ヲ計リ、遂ニ我日本人 真哉此言ヤ、一人、貪、戻、ナレハ一国乱ヲ起スト云ヘル言ニョリテモ之ヲ証スベシ、然ラハ愛国心ヲ抱ケル士人予メー 以上陳述セシ数件ハ一時見ヘサルモ漸々乎トシテ人種ヲ妨害スベシ、西哲ノ言ニ一人ノ衰弱ハ一国衰弱 ノ基ナリト、

○以上ニ掲ケシ衣食住、職業、教育、宗教、国法ノ改良ハ人種改良ノ基タル明ナレハ、向後互ニ衣食住ニ注意シ、教 育ヲ加へ、又真正ノ家訓ヲ加へ真正ノ愛ヲ以テ子ヲ育へハ必ラス立派ナル人間モ出来ベシ、「◉女子ノ学ヲ進ム」 選択方ハ施シ難キモ、 メ、 育ニ尽力シ、家訓ハ其宜キヲ得セシメ、学校ニ[テ]ハ真正ノ学問ヲ教へ、智識ヲ養ヒ徳道ヲ修メシメ、 ○自由ノ心アリテ一点ノ恐怖ナク更〔三〕奴隷心モナク、 目ニ悪色ヲ不見、耳ニ淫声ヲ聞カス、清浄ノ心ト情愛ノ シテ各、遇テ安セシムルニアリ、如何トナレハ父兄若シ之ヲ、遇セハ愛情薄カルベシ、愛情薄キトキーでマン ヲ施スベ ノ子ヲ生ムベシ、夫婦互ニ清キ愛情ヲ以テ子ヲ生ミ、夫婦ノ間ニ自由行レ互ニ相憐ミ相愛シ、母ノ胎内ヨ 審カニ之問ハシメ、脳力ヲ練上ケ身体ヲモ強壮ニセシメ、且特別ニ夫婦選択方ヲ施スニアリ、然ラハ如何シテ之 キヤ、 男女互ニ相選ハシ 之ヲ施サシ ムルニ自ラ法方ノアルアリ、今何故ニ撰択法ノ入用ヲ問へハ、 ムルニアリ、人恐クハ以テノ外ノ法ナリト云ナラン、成程日本モ今 其レハ乃チ男女ヲ ハ恐クハ薄情 ノ有様ナレハ 広ク之学シ ヨキ教

近隣

ノ国モ照スニ至ラハ豊愉快ナラスヤ

地方ニテ親戚ノ結縁スル事モ人種ヲ退歩セシムベシ、

極 ル以謂 ョリ生スル子ナレハ、前上ニ掲ケシ仕方ニテ生スル子トハ大ニ異ナルベシ、 然リト雖我日本ニテ之ヲ行ハ若キ男女ノ間ニ大ナル過チアル 是レ撰択法ノ行ワスニアル可 カラ

彼 知り、 頗 七 1 大二後生ノ子孫 然シ是ハ我日 然シナカラ男女ニ 云へハ人大ニ之ヲ笑フニ至ル、是誤リ之甚キ者也、 ル ノ悪キ胎毒等 教育ニ 国ニハ此撰択法行レ、 数万ノ孟子ノ如キ賢人モ続々輩出シテ我東洋人種ヲ改良シ、且真正ノ文明ヲ来ラシメ、我日本ヲシテ東洋ニ光暉 十万 セ 西洋ニテハ大切ノ事ト見做ス、且日本ニテハ何楼ノ妓ヲ愛スト云へハ人ハ別ニ笑ハサレトモ、己 ル 注意セル良母ト云へキ 1 八有 リモ 丰 人ヲ粗末ニナス事ナレトモ、之ニョキ教育ヲ加へ良妻良母トナレシメハ、 本二於テ行フヘキヤ、 目 用 ハ断テ無カルベシ、是人種改良ノ最上法ト云へキ也、日本ニテハ夫婦相愛スルト云へハ恥 ノ改良モ期 頗 ニ悪色ヲ不見、 ノ人トナリ、 然クシテ互ニ其 ル道 徳ヲ修メ其道ニ非サル事ヲ避ケ、 且婚姻ヲセサル前ニ上等社会ニハ過チ等ハ至リテ少ナク、至愛至情遂ニ夫婦トナルヲ以テ スヘク、且如斯輩ハ婚姻ヲセサル前ニ婦人ニ触ル、事ナク、身体モ心モ清潔ナレハ子供 男児 也、 耳ニ淫声ヲ聞 ノ人ノナリヲ知 道徳ノ教足ラス故ニ行フベ 我カ日本ニテ婦人ノ教育法立チ夫婦撰択法行ルニ至ラハ、 相談相手トナリ、 カス、 ij, 今日本二三千四 孟母ハ 互ニ老フへキヲ知リ、 遂ニハ国ニ立派ナル豪傑ヲ生スルニ至ラン、 第 孟子ニウソヲ 一ニ夫婦トナラサ カラス(古来ノ学者モ往々婦人ノ為身ヲ過マル)、 〔百〕万余ノ人民中婦人ヲ半分トセハ、今ノ有 教 然ル後契約シ然ル後婚姻ヲ結 ヘス、 ル 前 且三〔タ〕ヒ居 男ヨリハ克ク女子 三千四 宣 数万ノ文王 9 文王ノ 万ノ半分乃一千 転 カシキ事 フニ至 ノ妻ヲ愛ス セシ 母 ノ如キ聖 ハ文王 ナリヲ 等 英 ナ

吉野十ツ川ノ近辺ニー村アリ、村中ニ婚姻スルニョリ身ハ

短小二智ハ魯鈍ニ、他二比スレハ余程ノ相違アルョシ

陸 軍 故ヲ以 ノ規則ニ、 種 弹薬二百五十発、 ノ弱クシテ改良セ 食料四日分、ケツトウー枚、 スンハアルベカ〔ラ〕サル事、熊本陸軍武士ノ説 服下衣上衣三枚、靴一 個 ヲ付テ五六里ノ行軍 十二疲労

人改良 ノ道立 ーチ万物 ノ霊 タル以謂 テ、 克ク万物ヲ使役シ此 V カ奴隷 トナラサレハ 人 種 1 退却 セ サ〔ル〕ベシ」

[明治十三年十一月二十日·於熊本]

顧テ我同胞ノ日本人ヲ視察シ、

英人二比較シ人種ノ優劣ハサテオキ、

何レ〔ノ〕国ニカ人種ヲ改良進歩セシ

4

ル

49 (人種改良)

IJ 雌 悟 雄 所 ラ撰 テダ 俊才奇技] ヒ交尾 ウ イン*氏 ノ少年ヲ見ル毎 セ 1 义 動物 大概注文通 種類 _ 其双親 原因 ノ鳩 F ハ ノ子ヲ得 如 題 何 七 1 | 再 ル 書ヲ読 ル ト云事 ヌ ル =, ヲ学ヒ得テ、 往々母ナリ又父ナリ平常ノ人物ニ異ナルアルヲ見テ大ニ 飼羊ノ羊 ノ種類ヲ 此 術ラ 人間 改良シ、 = 施 鳩 七 飼 如 ノ鳩 何 1 種 云 類ヲ改 フ 考へ ヲ 起 シ来 又

多クノ書中ヨリ引 ル事 テ行 違ヲ生セ = ヲ発見シ、之ヲ以テ実験 兼テ人種ハ随分人力ヲ以造化ヲ贅成シ得ヘキ事ニ論及シ種々ノ経験ヲ為セシニ、不当ト雖不遠益 IJ ハ、英人ノ如斯 便車 ケ 1 人 ル シ 云ケレハ、 ノ小倭 ラ得、 ノヲ見、 ナラ リウ ナル男ニテ之ヲ〇〇〇 驚テ主人ニ向ヒ、 E 証スル ワポ 労力ニ堪へ得ルハ決テ原因ナキニ非ス、 主人ハ得意然タル顔色ヲナシ冷笑シツ、予ニ ールニ = , ノ学問トナシオリシニ、予欧洲経歴ノ節ロンドンノ一旅店ニ泊シ、翌日其近傍ナル 英ノ職工人ハ欧洲陸地 趣カントシ、 彼 ノ小倭ナル男子二人ニテ運 = 持行ケョ 旅店ノ主人ニ向ヒ予ノトロンクラ〇〇二送リ呉レヨ ト命セシ ノ職工人ニ比 力 同シ白哲人種ナルモ幾分カ食物ノ精粗 /\ 申 搬 スレハ二倍 其者直二予 ケルニ、 シ 難 ルキ予 我英人 ノ労力ニ ノ櫃ヲ如斯容 櫃ヲカタニ 堪 鉄 ヘシ 1 易二 負担 如キ筋骨 1 負 シ、 此等 担 々研究七 1 シ ヲ 何 具有 得 委頼 関シ如斯 ノ実 ノ苦 ル ス E Ξ 停車 及シ 如 ナ \exists ク IJ 丰 何 相 考 又 出 所 ナ 力

方法 育等ヲ一 備 IJ 々 比 t ス 1 ル 推 = 窮 遙 ス = ル 優 = , V 1 英国 者 1 ニテモ尚 云 ワ サ 未タ人種改良ノ方法 ル ヲ 不得、 視察ヲ下セ ハ最上点ニ /\ 胸 ヲ搏 八尚 テ長太息セ 未 タ達 サ セ サ ル ヲ ル 不 モ、 得 我国 ノ弊ナ ノ習慣 丰 能 風俗 ワ サ ル

其各項ニ又改良法ヲモ論及スベシ

也

我国

ノ如

牛

八改良

サテオキ

大二

退歩七

1

ムル

ノ習慣風俗アレ

/\

予ハ先人種ヲ退歩

セシ

4

ル

ノ弊害ヲ示シ、

然ラハ人種退歩 ノ弊害ハ如何等ノ事ソヤ、請フ簡略ニ之ヲ論セン

第一 衣服ノ製

第二 食物ノ粗悪ナル事

第三

住家

ノ製

第四 職業

第五 教育 胎育、家訓、師傅ヨリ受クル教育

来 此法 ルル事 ヲ誤ラ ナレ 智識 此法ニハ ヲ発達 特別 セサ ノ注意 ル ノミナラス ナカカ ルへ 不 カラス 品 行千万乱レ、 往々天下ノ穀ツブシ、 政府ノ御厄介者 1 ナル 者モ

出

宗教

肉食、妻帯 人間ノ手ニ造レル物ヲ拝セシ〔ム〕ル等ハ改メタシ

ナリ、 肉 食ヲ禁スル 又妻帯ヲ禁スル事ハ人種改良所カ全ク人種ヲ絶断セシ 八成程坐 |禅清坐ヲナス人ニハ至極適当ノ事ナルモ、今日世 4 ナリ = 出テ脳力ヲ費ヤス人ニハ甚不適当ノ教

第六

夫一婦ヲ固守スルノ貞節ニ乏シキ事

第七 夫婦撰択方ナキ事

アリ、 此 ル 力 1 等 又ハ自身ニテ求 1 日本 ノ人々 ナリ親 ・娶タ後トテモ其妻一人ヲ守ラス密ニ「売淫女ニ通フ者モアルカ又公然トナシテ、又ハカコヒ者ヲ置 ノエ 又ハ自身ニ ナレハ、 風 / ノ暮年ヲモ安心サセテ養フヘキニ却テ親ノ厄介トナリ、 間々親ニ先立テ夭死スル〔三〕至ルモアリ、 ナレ 実ニ 夫 気ノ毒千万 之ヲ此儘 勝手カ出来 ムルカ、十二八九ハ売淫女ノ手ニ触レ、甚シキニ至テハ黴毒ニ感染シ遂ニ生涯不具ノ者トナリ、 一婦ヲ守ルノ貞節ナキニハアラストモ、 素卜門 = 永続 閥ヲ重シ ノ者ト云 ルトキニハ二三ノ妾迄モ己レ〔ノ〕 セシ 子 火 丰 断乎改革ヲ 種ヲ絶 ナリ、 + 縦令妻ヲ娶トリ子ナシ ヌ 事ョ 加 ヘサ リ生シ **兎角我少年輩カ十七八ノ年齢ニ達スレハ朋友ニ誘ル** V A 家 我人種ヲ退歩ス ル風俗 ノ内ニ招ヒ置ク者モ世 1 八家系絶断 云ナカラ、 ル /\ ノ憂アレ 鏡 真 正 = 問 懸テ見 ノ教 ニハ ハ 、 ナ 比 ル 丰 妾 所 ヲ 々 丰 見ユレ ヨ 才 ナ IJ 生 ク者 1) ラ設 ク モ

「一妻一妾」

夫 1 テ = 例 才 E 拠 モ 其 ルヘキヤ、 婦八耶 沢 ハ、一家ニトリテハ家政不斉、 力他 貞婦アリ、 アレ 数妻数妾ヲ持チ得ル ノ男子 蘇 其ト ノ教へシ事ナレハ、之ヲ天啓ノ教ト云へケレトモ、此天啓ノ教ハサテオキ今日ハ□人種ヨリ論 キコソ嫉妬心ヲ起シテ、 己ノ夫 ヲ視シリセ 此モ人情然ラシ ハ広キ世界ニ唯一人ト見込シニモ、不図モ其夫□他ノ婦人 ハ、必ラ ハ天理 4 一国ニトリテ ル所ナリ、 人情ニ 飽マテモ己ノ夫ヲ他婦ヨリ取戻サ 画ニアル 反ケル 然ラハー夫 /\ 国力不振ヲ見ト確証トスヘシ、 教ト云ワサ 鬼 ノ如、 婦 雷 [ル]べ ノ説 ノ如ク怒 人情 カラス、 ノ角 二適ヒ ント計ルヘキハ人情ナリ、又夫ニシ アノハ 且一 天理人道ニ適フ所ナレ 一夫数婦 キ出 ニ密通セハ其妻ハ平気無頓着 夫数婦天理 シテ、 ノ家ニ 其夫ト妻ヲ打殺 人情 嫉妬怨恨争闘 適ワ + ル セ セ

リ、 本妻 モ 主人カ禁止 双方ニ及シ難シ、 主人ニシテー ナキ家アルカ、 断絶スルノ日ナカルベシ、此等ノ数件家内ニ行レ家政克整ヒ子弟ノ家訓克ク行ル、モ〔ノ〕万々期シ難シ 若シ双方心ニハ互ニ怨恨スルモ、主人ヲ恐レ一言モ発セサルハ卑屈千万ノ婦人等ナリ、 ノ嫉妬怨恨 セハ非常ノ圧制主人ト云〔ヮ〕サ〔ル〕ベカラス、 若シ非常ノ圧制ヲ 絶サ、レハ 嫉妬怨恨讒謗等 様 主人カ妻ヲ家 ニ待遇シ、一様ニ寵愛スルハ ハ何等ソヤ、 又妻妾ニモ敬テ主人ニ使へ些少 住家 職業 教育 (胎育、家訓、校育、体育、婦人ノ教育) (朱熹·以下周)。。 一旦主人ノ愛、 ノ隅ニオシッケ置、 万々 妻ニ過キ「レ」ハ妾之ヲ恨ムヘク、 己ノ妾ヲ寵 期シ難ク、平等ニ妻妾ヲ愛セハ其愛分レ、 ノ嫉妬怨恨モセサレハ、 愛シ、遊行ニモ妾ヲ携 此妻妾ハ平常ノ人情ヲ持タサル薄情者ナ 妾ニ過キ 酒 〔レ〕ハ妻之ヲ怒ルヘシ、 宴 其愛薄ク、 又双方怨言 ニモ妾ヲ侍ラシ 充分ノ愛ヲ ラ出 セト モ

総テ体軀ヲ養育シ志操ヲ活潑高尚ナラシムルヲ要ス

第一 衣服

食物

宗教 心術 ノ教育

肉 開 食妻帯 進 一ノ時 ハ仏門ニ限レ 期 ナレ / 漸 ハ之ヲ論 肉食ヲ初ムヘシト信ス セ ス、 神道ニテ何カ肉ヲ一般ニ不潔ノ者ト思セショリ肉食セサル者アリ、

〇一夫一婦 ノ必用 ナ ル 事

K

10 夫一婦 ルコ、モルマン宗ノ弊害、非常 八天理 人情 ニ基ク事、一夫多婦 ノ圧 制 八弊害、 嫉妬怨恨讒謗争闘

○依互ニ相撰マサ 〇一夫一婦ニ定マル上ハ容易ニ婚スベ [ル] ベカラス カラス

〇夫婦相

ト自由ヲ得、互ニ忌ム事ナク互ニ疑フ所ナク、相儘シ相和シ而後挙クル所ハ小児ハ如何ナル者テアリマシ 夫婦相択ハ男ノミガ女ヲ択ミ女ノミガ男ヲ択ムニアラス、親カ朋友カ之ヲ択テ配偶セシムルニ非ス、男女互ニ相択 4 ナリ、婦人ノ教育ヲ尊フニ至ルヘシ、然シテ後琴瑟相和シ松柏偕ニ老フノ快楽ヲ得、 茲ニ至テ初テ真正

結構ナル子供テアラン

「人為陶汰 ●自然陶汰

●遺伝養成」

〇然ラハ相撰 ノ方ハ我日本人ニ行フへキャ、否甚容易ニ非サルナリ、我国ノ如風俗相乱男女ノ交際不正ナルナレハ

○米国ノ例ヲ出スベシ○、、、此ハ乃風俗ナリト云ベカラス、乃教化

ノ然ラシ

ムル所、

第一ニー

夫

二婦

教

尊奉

此法決テ施

スヘカラス

母ヲ見 神明ヲ恐ル 又夫婦 、ヨリ然ラシムルナリ、文王ノ母、孟子ノ母、正行ノ母、ワシントン等、故大統領ガーフェー ノ容易ニ婚スへカラサルヲ知リ相ヒ撰フノ法ヲ実施セリ、 実施スルニ至リ之ヲシテ互ニ相乱 サル

政府 ノ然ラシメシ カ、国法ノ然ラシメシカ、其教化ノ然ラシメ〔シ〕カ、然り教化ナリ

腕力、 脳力、 堪忍力

当今撰択方モナキニ ノ択方ニアラス、 黄金時代来レリト云へキナリ、 天ニ対 非ス、 **三** 何 ノ某 地二向ヒ、人二対シ己ノ心ニ向ヒ、一点ノ恥 此一事件我国ニ行ル、ニ至ラハ教化ノ盛ナル今ヨリ思知ベシ、 ノ娘ヲモラヒ、 何 ノ某ノ芸妓ヲウケダスト云択方モアルナラン、 ル所モナク之夫婦相 吾人若此日ニ至ラ 択 此ハ決シ ノ日至ラ

岩 = 国 力 ノ振 ワス、 豊 = 玉 権 ノ暢 E + ル ヲ 憂 ヘン

教 育 至 V ル 活 俊才婦人起ルアリ、 愛国 士人起ルアリ、 鴻儒大学〔者〕 輩 出 ス ル アリ、 百 I. 一振起 シリー新

世 界ヲ模 造 出 スベ シ

吾 来 人ニシ スアラ テ芍 八豈愉快 Z 愛国 ナラスヤ ノ志ヲ存セ 志ヲ存セハ今日ヨリ此人種改良ノ術ニ注意シ、良才ヲ発見シ之ヲ実施シ、・ 速 黄金世

〔年月日不詳

120

「明治十四年二月 西京」

アラ 思召方モ ケ隠 題 遂 又屈原ニ 三掲 ニ芳名ヲ後 「ス」 ケシ 1 少シ アルナラン、 伯夷叔斉デハ シテ 通 似テ江 世 今日 此 = 黒 遺 丰 魚 セ 石 成程 ナイカ、 隠君子ノ出頭ニ付御話ヲスルガ、定テ諸君 シ ノ腹 炭ヲ申 孔 中 明 私 = = ノ御話申 又汨羅 1 随 テ テゴ 葬ラヌ 分克 + ク ノ辺ニ ス隠君子ハ首陽 似 1 ル 水ト土 ダ 逃ケ出 ル 者 ノ中 = シ 及 テ、 川 ル = 葬ラレ 屈原テハ 二入タル 其 ノ姓 ダ フ ナイカ、 ル 伯夷叔斉ニ似ズシテ首陽山ニ繁茂シ ノ内ニハ 問 者、 工 又蜀王三顧 /\ イヤ彼隴畝ニ耕セシ孔明デハナイカ 石 隠君子トハ誰テアロフカ、彼ノ首陽山 名八炭、 ノ思ニ 字 感シ 植物ト号ス、 テ草廬 ヲ タ薇二似 去テ世 是乃チ人ニ タ者〇 [F

抑此 書 ノ石 丰 遺 炭 サレ ナル タ 者 ル 1 歴史モ 何 V 2 ナク、 時代 依テ尋 成長 ヌ セ へキ途モナケ「レ」 1 t 1 尋 ヌレ /\ ٢ 告告! 唯私共 極昔、 未タ 1 便トナ 人間 ノ此 ス 所 世 近来 界二 出 流 行 来 サ セ 1 ル 所 前 地 7 IJ タレ

致サ ン先生 扨 地 中 質学者 ン、 古 却説石炭 推算二 ノ説 余程新 モ紛 ヨ ノ素生ヲ尋ヌレ V ラシ 々トシテー 丰 石炭時代 所ニゴ 定 ハ其ハ元ト草木デアリテ、 サ _ 小 期 ル クト セサレト 之二 モ今ヲ去ル一 ヨ モ、 IJ 荒 英領カ 7 シ 千万年。 時 代 ナダ Ш 1 ノナキ所乃平坦ノ地又ハ湿地ニ多ク繁茂シテ、 ノモ ケ 前 ン = アリ 1 ントリ ウモ付キ 1 3 乍 ル 去之ヲ ト申 タ V 府 地質学上ノ = " 是 3 + IJ ル 有名 時代 其 地質学 成 _ 比シ 立 其種 テ論 " 丰 類 御 ス 1 7 V

当時空気 テ炭酸ガスノ分過度ニアリ、 ノアルヲ見テ知へキ也、 ノ有様 フイコな ガ、マム スティグラ 八唯今ト違ヒツリ合乃空気中ナイト 如斯太陽 太陽 ノ温度モ今ニ比スレ ノ温度モ高 ク且一様ニアリ 高 カ タル IJ ラデント ニョリ、 事ハ北氷圏ニ於テ現今石炭 随テ現今ヨリ水分モ多ク平坦 分炭酸ガスハー万分ノ四トハ大分相違シ 一ノ処

ハナカリシ事ト思ワル ノアリ、又コラル 何レ

所モ湿気

ノアラサ

ル 所

如斯炭酸ガスハ過度ニアリ、

太陽

ノ温度モ高ク又水気モ充分ニアレハ、

草木ノ食物

ハ実ニ具レリト云へク、

炭酸ガス

右様繁茂シ テ何 ノ処モ 緑樹森 二陰 R 1 シ テ居リ 7 シ **(タ**) 口 ウニ、 造物者ノ外 誰 人モ心アッテ見ル 者 ナ ク、

セシ事ト思

ワ

ル

中

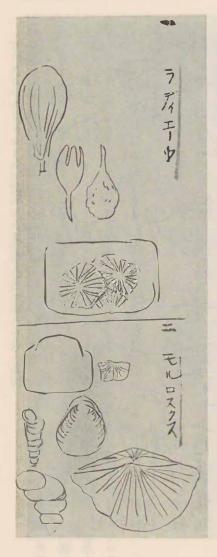
ノ炭素ヲ飲

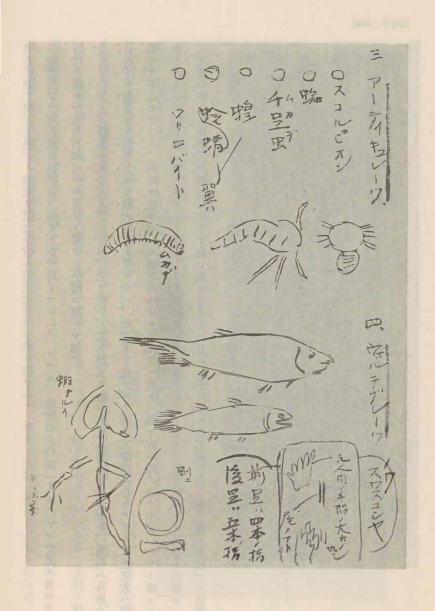
コミ己レ

ノ繊維ヲ組立非常ニ繁茂成長

時代 ヲ 同 セ 1 者 共 如 何 ナ ル 者ソ 1 尋 ヌ V 図 = 揭 ケ シ 如

鳴 具" 子 12 ナナラ ヲ歎シ賛シテ日 + ル 賞 1 ス 不足モ言 文人、 虫ケラヤ 館 騒 ワ 飯 魚、 客モ ス、 ク、 ヤ 炭酸 瓢 随 何 エ 時 T 分 カス 木 飲 1) カ ニテ、巷 我 蝦、 ノ下 水分子腐レ ヲ 用 ル = 行 2 1 十 = ル 者ア 7 池 1) ナ 之ヲ愛シ、 V シ ル = アリ 顔 シ 人 1 此草木ヲ見テ喜フ 1 ハ其 徳 云 之ヲ詩文ニ詠シテ楽 = 1 E ツ ノ不平ニ堪 優 腐 V ル 事 眼 1 沼 ス、 思 ヤ古ル モ又楽シ ム者 上、 炭 ヤ 私 池 E 其 7 E 4 此草 辺二 心 ル ノ楽ヲ改 ~ E 生 木ノ高 ナキ 丰 成シ メス賢ナル哉炭 当時 テ 徳 此 感服 草木 1 今申 顧 : 更二 上シ 其節 彼 不 通 倹 ノ孔 平 IJ ヲ 1





7

1

ス

ラ

+

1

1

4

コ

1

ル

ヲ為

スニハ木質十二分ノ者ハー分ノ石炭

R 地、 不 私 段 to 知 力 昔 沼、 1 R 1 t = = 積 池 7 関 IJ 11 1 セ 中 ス 1 重 草 = 重 賛 木 遂 R ス ヲ 層 1 如斯賛歎 = 1 R 不」賛ト ト木 数 + 户 スレ ノ葉ヤ樹ヤ モ係 = 十、 1) ワラ 数 ソノ時 百尺 ス、 根 ノ厚 ヲ 炭酸 1 充 更二 + = 積ミ カス = 其 達シ 1 1 重ネ、 徳ト其 水分子 テ、 多ク ノ価 層 ニテ 1 ノ土 ノ高 充分ニ 水。 中。 = キヲ知 ニア 又 鍈ヲ養ヒ 層 1) ル ヲ生シ、 及 者カナキ V 志操 1 直 ヲ = =, 枯 勉シ 重 彼 V 1 失 上 己 1 草 セ ノ徳ヲ積 木木八 ス、 重 人 漸。 ヲ 々。化。 立 1 加 知 テ 学的 ` ル 湿、 段 1

酸 水 素 素 炭素 水素 1 1 合シ 合シ テ テ カ 水 1 1 E ナ IJ 工 V 炭素 1 テ ハ合シ " 卜 1 テ 炭 イ 酸 ۴ P ガ : ス ェ 1 ン ナ ガ 1) ス又又 / 胎 分ト

1

働

丰

力

初

7

IJ

木質分離

E

漸

R

平

1

起

1)

其

如 斯 木質 、過半 消散 1 去リ、 後二 残 V ル 者 ノト 乃 チ 石炭 也 此 石 炭 1 内 = T 数種 アレ 1 E 重 ナル 者

ナ

1)

テ ・朱弧し 7 1 ラ + 111 1 1 ス 1 . コ コ 1 1 ル ル 22 15 78 85 同同石木:炭質 ノ化スル分

A 石炭二一分

B

然シ + = E ıŀ. V 此 セ x 彼 ラ B 葉 ル カ 汨 堤 沢 羅 又層 重 1 沈 如 K ナリ 1 重 丰 屈 テ 者 R 原 1 E 数 ٢٠ 種 + 丰 コ R V 户 P 1 海 \exists 土 1) 水 力 数百 水 浸 砂 類 1 中 来 カ其 尺 リ、 = = 葬ラ 至リシ 1 上 遂 セ、 = = 積 森 比 又其上 1: R = 重 青 地 ナ R IJ = 及 上 幾層 テニ ル = 変 森 重 ノ土 化 t 四 草原 起 一砂 重 リ、 ヲ 七 以テ 海 3 平 底 7 坦 蓋 ワ = ウ ワ 地 V 压 ツ カ 水 力 _ x 葬 層早 初 ラ 士 V 7 葬 リ、 7 海 + ニテ充分ニ 漸 水 ガ 为乎 IJ 持来リシ 又海 1 埋 メラ テ 水 Æ 土 ヲ 支

ビチュミノス・コールヲ為スニ木質ノ八分ハ一分ノ石炭

1 通 ス ナリタル 1 ŀ ナ リニ木ノ葉ヤ幹ヲ充分ニ積ミ重ネ、最早仔細ハ ナ ノリ例 水分子 ル 程 所 ノ圧搾力初マリ、 ノ食糧ニテヅン、、ト成長シ、見渡シ E 圧付ラレ 漸 々ト モチ上リ、 シ X 付 又モ之ヲオシ付シメ、 ラレ、 海水ヲシテ再ヒ本 遂二 石 ノ如キ堅キ所 シ アルマシト楽ミ居り〔シ〕ニ又モ地震カユリ来リ、 ノナラヌ程 ノ海ニ退去セシム メ付テ層々畳々トウ、、之二幽閉蟄居ヲ申付ケ、 ノ石炭・ 卜化 ノ広野濶原モ青々ト茂レル所ノ森トナリ、 シタリキ、 ル 「ヤ」 否〔ヤ〕 然ルニ又地 又草木ガモ 面上ニ変化アリ、 へ茂リ、 再ヒ好物ノ炭酸 満野尽ク水ツキ 而 素 海水 シテ以前 ノ通炭酸 ノ底

(此時代 一二尺ョリ 石炭 三四千尺ペンシ 万 ノ厚 四千尺 厚 # 五六十尺ニ至ル」 ノワ + ス ル コ ワ 1 = t ヤ

ガ

ス

ヲ

蚕

ム事

ヲモ許

サ

V

#

IJ

丰

〇其節 1 キ耐 ノ幽閉蟄居シテ 忍テハアリ マセ ョリ以来、 ヌカ、 是ハ他ニ非ス、 耐忍ニモ耐忍 世 □覧ク程 ノ小人輩ト異ナリテ速成ヲ期 ノ耐忍デー千万年ノ星霜ヲ地下ニ送リ費 セス悠々然トカマへ込き、 ヘセリ、 人間 何 1 ・
ヲソ ノ前 立

ス、 チ 大器八晚成。 如斯キ長キ幾星霜モ耐忍シテ待タリ ノ理合ヲ知リ、今東圧ヲ受クルトモ何ツカ世ニ出テ世、 丰 国家、 人民ヲ利スベシト些細 ノ事 = 頓着

○却説テ石炭ノ来歴ハ大概御聞キニ入マシタカラ、

之ヨリハ石炭ノ世ニ出カケシ所ノ履歴ヲハ話申サン、

サスカ世界

セ

之ヲシテ世ニ ル ウ ノ文明ニ冠タル所ノ英国タケアリテ、英人ハ早クモ六百年前ヨリ之ヲ用ユイシヨシ、既ニ一千三百十六年第二エ 増 1 オル 1 ナク段々ト 月 1 , 加 朝 出テ懶、 二議院 ワリ、近来ニ 用ユル者が出来テ、遂ニ英政府 :眠怠惰ノ世ノ中ヲ一変シテ、蒸気デ走ル活潑ナル新世界トハ至ラシメタリ ヨリ王ニ 至リテ人民ョリモ会社ョリモ人歩ヲカケ金ヲカケ、所ヲ厚クシテ地下ニオリテ之ヲ迎へ、 歎願、石炭ヲ用 ユ ル ノ禁制モ廃セラル、ニ至リ、 事ヲ禁止 セシメタリキ、乍去桃李ハ不言下自ラ径ヲ為テ、 其后漸々乎ト〔シ〕テ之ヲ用ユル者日 誰用

1 取 今日英国 ・ラレ IJ 千七百五十八年 タル 々 ニモ + ガスデ、 ル * 国 鉄管ヲ以テガ ハナク、又百般物品 = テ用 新ョ ユ ル スヲ引キ、 ル 所 ク、ロンドン、パリノ如キハ如何 如 何 ノ製造局、 1 油ヲ以テトボス 尋 ヌレ 蒸気船、蒸気車、又暗夜市中ヲ照ラスガスランプノ灯火モ矢張此石炭 ハ、女王ノ宮殿、大統領 ノウスクラキ灯火ニ代用シテ、 ナル 暗黒ノ夜モ、此ガス ノ官宅ョリ卑賤ノ者ノ台所ノストフニ至ル、 ノ御蔭テ白昼ノ如クアカルクナリ、 層人間 ノ便益ヲ増サシメタリ 至テ用 3 IJ

ル 1

フー

千八百〇八年

エ

1

山

ス・ウァット

(米国 五千 万トン

英 大英 万五千万トン フラン ス ~ ル

1

+

4

ス

13

ニヤ

米国 アラスカ 独乙

〇朱 、 十万一千九百英方里

[明治十四年二月·於京都]

51 〈隠君子顕世〉

全文朱筆

御聞被下らん事を奉願

之処之人か一切分からぬと申御方も有之へければ、 隠君子顕世を御談申し度、 先つ此隠君子之来歴を御談し申さねは如何なる人物か、唯突然諸君 諸君ニは少々御待とふニ御座るへケれど、暫時此隠君子之来歴 二御聞 ニ呈し而 も何処

之一 史ハ 扨此隠 代を問へは、其昔未タ我カ祖先ノ国常立尊之出顕まします前、 学者之考ニハ三百万年なるへしと 地質学上二期限 層か幾年之後此 紙上ニ存セす、 期隠君子かありしと [君] 子之来歴ヲ談んとするに先つ姓名、姓ハ石、 と申区別 層をなし上る時 依而其時を究むへき途もなく、 かあり、 [8] 事のみ分り、 三月御雛祭りの 代 かかりた事 一千万年〇 彼国常立尊之出顕ましましたる前より幾万年又万年と申事之分らぬ(き) し餅を幾重か重ねし ハ知り得る也、 我等唯々シオロジー地質学ニ問糺し而考へますれば、 名炭、 我等人類之祖先アタム之受造之前にして、 字植物、其時代と場所を申上、其之為ソコテ其ノ時 故二此幾層も折りかさなるに付考へ見れば、 通 畳之層之一一一 重りか見へまする、 其時代前歷 唯昔昔其昔 近来或 此

「時代」

其場所ヲ論するト

地球上之散乱し居たる様、地質学ニヨリ之ヲ遂々見レハ、オーストリヤ、欧洲之内ベルシヤム、『ホ』 仏郎西、 スパ

ニヤ、

大ブリタニヤ、 アイルランド、 米国ノ英領、米国合衆国之アルヲ見ニ、 其広積 八総計

英

(墨練) 「場所」——

「易所」―― 五万方里(日本支那ノ分不分明)

内ト場所ト其生立、コンテンポラリー

造物者ノ外見ル目アリテ見ル人ナク、然レトモ満足シテ森々ト栄へタリ、不平不足ナク

人之ヲ掘リテ之迎テ再ヒ人間ニ出セシトキ、彼モ決テ不辞、真黒々然ト地下ヨリ出来ル

白哲人種之ヲ見テ、黒奴視シテ之ヲ軽蔑セシ者モアルヘシト推察ス

IJ, 又人民之ヲ出 年英政府ニテ決議ノ上之ヲタク事ヲ不許ト、「然ルニ石炭先生不平ヲ鳴〔サズ」、不足モ黙々然トシテ地下ニ隠レ居 セリ

昔 ナラハ定テ深キ交ヲ結ブナラン、熊沢先生ハ今居タナラハ ノ備前 1 岡 山ニテ岡山 カ暖シト云、 白昼ニ行燈ヲ付テ岡山 「ヲ出カケテ去リ〔シ〕熊沢先生モ、 今此文明君子ニ逢タ

隠君子 活潑君子

自由ヲ好メル君子、不平ヲ鳴ラササルノ君子、光ヲ好ムノ君子

人ノ為ニ熱ヲ発シ光ヲ発シ、身ヲ捨、断乎ト不顧、己ハコークストナリテ不顧ル愛国君子

成し沢之中小溜之内ニ盛なる彼図之如き繊維草木ニ御座 且 其生成セし土地之上ハ如何〔三〕 アルカ、 山ヤ谷カ又ハ平坦カ尋ヌレ ハ、、 平坦之地多クハ 湿 地ラ最 モ好き、 大池を

〇当時空気之有様ハ恐クハ唯今ト違ひ、 異 カ ナリたる事ヲ発明セリ、 多キ所ョリ、 空気モ重ク且此時代ハ当時ヨリ太陽之熱度は至テ高く、赤道ヨリ北極辺ニ至迄之気候ハ唯今と大ニ 如何トナレハ近来北極近傍ニモ石炭か出ル事ヲ発見セら〔れ〕し所、昔ハ其辺無草木之 酸素ハ二十三分素ハ七十七分、炭酸ガス一万分ノ四ト此割相ヨリガス之分量

量 気候 ニアリ 八暖、 タレ 空中ニ多分ノ水分アリ、○草木ノ繁茂せしを知る也、 草木ハ充分ニ長成せし事と見へ、当時石炭坑より掘出之初之岩を見レハ非常之樹木ニありし事 如斯気候之ョキ時ニし而水分気もあり炭酸 気も多 を知

北氷洋近傍ニ盛ニ繁茂せし事の証たるへク

草木之種類記し而見レハ

=

足ル

ナシ ノ木 花 白シ 口 五六十フイト ライコボデイア L 苔草 地 ハイ松 顕地

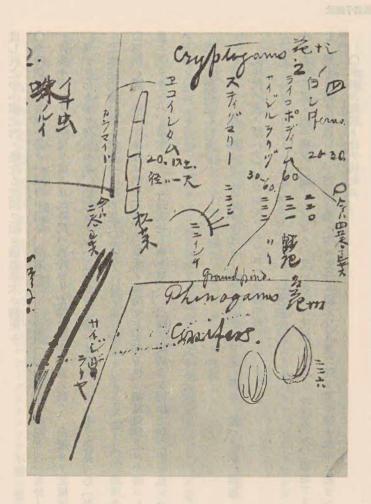
此時代ノ土ノ厚〔サ〕ペンシルワニヤニハ 三四千尺

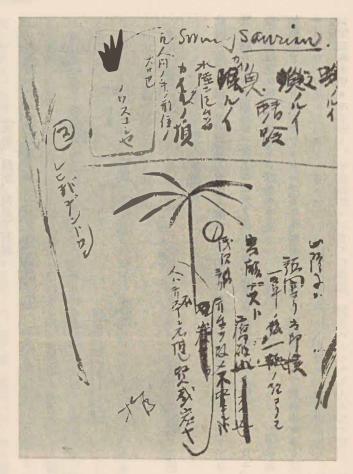
ノワスコシヤ 一万四千尺

Ļ 土 カ高マ 幾千星霜ヲ経過シテ、 リ其 ノ内ニ沼又ハ池ノルイアリ、 沼 ノ内 池 ノ中ニ充分ニ樹木又其葉ヲ畳ミ重ネ皆ナ水中ニ葬ラレ 又八池上ニ流動 ノ浮島 ノル イ 7 IJ 湿地アリ、 其上ニ樹木森々乎ト繁茂

〇水素カ炭素ト合テ油生ス

水中ニアリ樹木類カ分離スレハ木質分離

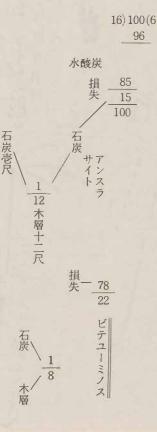




譬 ガス 【酸素ハ水素ト合、水ヲ為シ、又ハ炭素ト合ト合シ炭酸ヲ為シ、ガスト

「水素、 酸素、 炭素} 石炭

大英国 ニテ六千五百万トン(一トンハニニ四〇斤)



此儘テ地下ニ葬ラレ、 幾層ノ重シカ重ナリ之ヲ圧ス

又土地カ少シ り墳起シテ其上ニ草木ノ成生シテ、以上ノ通石炭トナル物カタマー「#」 ル比ニ、 又地ニ下リ其上ニ海水カ来リ

砂土ヲ以之ヲ蓋ヒ、 又地下ニ葬リタリ

如斯出テハ葬ラレ トウトウ一千万年モ耐忍シテ地下ニ幽閉蟄居シテ世ニ出サリシ、 ナント長イ蟄居隠居デハ御座リ

英国テ用ヒ初メシハ何時代カ分カラヌトモ、最早六百年前ヨリ用ヒタル事アリテ、其臭気ノ悪キヨリ恒ニエトウルド

カ

二エトウォ ル ドレ

384

米 所 之ナクテハ何事モ為シ得サル程ニナリ、日用欠ヘカラサルノ大切ナル需用物トナリ、 ノ市ニテハ石炭ョリガスヲ取市中ヲ照ラシ、又家内ヲモ照ラス事ヲナシ、 ニ用ヒ、何ノ製造場又ハ溶解炉ニ○或煉化スヘキクニモ之ヲタキ、汽車ニ汽船ニ用イテ遂ニ蒸気ニテ走ヲス、又欧 ヒ隠居仰付 ケラレタリ、 作去桃李ハ不言下自為径、 誰用ユルトナク人々之ヲ用ヒ、遂ニ禁制モ解ク事ニナリ、今ハ 文明進歩ノ時代ヲ来ラシム、人之ヲ用ユ 何レ〔ノ〕家ニモ之ヲ坐シキ台

第二世

ノ時ニハ石炭ヲ用

ユ

ル事ヲ差止メラレ

ヲ与シ ※ 且 近来我日本ニテ流行ノ石炭油 4 ルハ是亦隠君子 ノ美徳也 ノ如キモ、 多クハ植物ヨリ出来シ者ニテ、 之ヲ用ヒテ暗黒ノ夜モ殆ト白昼 近キ 便

ル

1

雖トモ今此隠

〔君〕子ノ徳ニアラスシテ争テカ今日之文化ヲ見ヲ得ン

乍 7 去此 ル 二厚 石炭 +鋼力 ハ之ヲタケハ暴火ヲ発シ、又非常ノ温度ヲ与へ、時トシテ蒸気鑵ノ破烈ノ憂ナキ能ワス、 ヲ用ヒ破烈 ノ憂ヲ防 カ シ 4 故二石 炭ヲ用

0 ガスランプ ノ如キ丈夫ナル鉄管ヲ用ヒ、ガスヲ一ツ所〔ニ〕マトメ、后ニ空中ニ散シ火ヲ発ノ 憂ヲ 防(カ) カサ ルフ

ドン 世)如斯多年地下ニ幽居シテ出ザリシ隠君子モ、再ヒ世ニ出テ何レノ国ニモ聘セラレ、上ハ帝王ノ宮殿ヨリ下ハオサ ノ物産ヲマシ ノ手ニ取扱ワル、台所ノストフニモ隠君子不出サレハ、此文明ヲ如何セントノ観ヲ抱カシメ、政府ヨリモ又会社(ポ) [モ] 金ヲ出テ多人数ヲ用ヒ、地下迄御迎ニ出カケ、之ヲ引揚ケテ此世ニ出テシメ、 制造ヲ盛ニシ、 暗キヲ照シ遅キヲ早クシ、 重ヲ運ヒ痴鈍 ノ世 ノ中ヲ如斯 一変シ活潑社会トナラシメシ 如斯モ世 一ノ中ニ 利益ヲ与フ、

実ニ多年ノ東圧ヲ受ケ何一ツノ怨言モ吐露セズ、何ラ我時来タ〔ル〕ベント当テニセ

[ズ] シテ待カマヘシニ、隠、

1 サ タルヨリ顕ワル、ハナシテ何ツカハ見ル人アリテ之ヲ要シ、之ヲ聘スルニ至リシ、恰モ彼玄徳カ隴畝・・・・・ スカ 辞スル能ワス、遂ニ世ニ出テ如斯モ世ヲ益スル事〔ト〕ハナリ行キタリ ノ隠君子孔明モ辞シ能ワス、遂ニ身ヲ漢朝ニ任セシ通リ、度々御使カ迎ノ来ル上ハ最早隠君子モ隠ル 二三顧 セ ワ

非常 ヲ与へ光ヲ放チ身ヲ灰トナシ断乎ト不顧、 露七 得 事 ス、不平ヲ鳴サス、且非常ニ多年地下ニ幽居シテ活潑々精神ヲ具へ、活潑ノ精神ヲ練磨シ〇人ノ為ニ己ヲ捨テ、温 = ノ圧制ヲ受ケ多年ノ苦辛ヲ思ヒ、一朝世ニ出テ如斯クモ世ニ益スル所ヲ見レハ、 及ヒシハ何ト面白キ事テナキカ、故ニ予之ヲ賛シテ曰、嗚乎盛義ノ石炭先生ハ非常東圧サルトモ更ニ怨言ヲ 愛国男子真丈夫也卜、 一朝世ニ出ツレハ世之ヲ使役ス、世ノ使役ヲモ不 隠君子ノ出顕 1 モ云ワサ ル ヲ不 度

〔以下朱書上に墨書〕

多年受圧 不吐怨言

幽居地下 練磨精神

一朝出世 発熱放光

達爾石炭 真隠君子

真大丈夫

52 文明ヲ組成スルノ四大元素

十六年一月五日 園部ニ於テ」

○智識、財産、自由、良心ノ働キヲ養生スル事

此 ス 内 _ モ 欠へ 良心ヲ養生ス カラサ ル事 ル事ヲ最 恰 モ 卓 心モ貴重 ノ四 脚ア [+] ル カ如 スレト シ、 モ 此内誰ヲカ重シ誰ヲカ軽スルヤ、 文明国ヲ為シ、 文明ノ社会ヲ組織 君子国ヲ為スニハ「天国ヲ為 ス ル = 此四大元素

内一モ欠ヘカラス

○未開ノ人アリ、如何シテ進ムヤ

家 改良、 道具 ノ改良、 製造、 運搬、 旅行等、 随テ生シ、 随テ財産ノ増殖 ラ生

△財産ノ増殖

資金 金満家)、 ヲ、、ト元トシ、 財産増 殖二 無理ヲ為ス 又其ヲ以テ増殖ノ元手トス、 (独乙筆口ノ言 財産 ハ最常人ノ要ス ル所、 是アリ文明ノ民タ ル ニ足ラス(一ノ

△自由ノ皇張

身分上ノ自由、 財産土地所有ノ権ノ自由、 国民タルノ自由、 公平適宜ノ法アリ克ク自由ヲ獲ル、 縄墨アリ克ク画

ヲ

為スカ如シ

(二種 外来ノ自由、心中ノ自由

△道心ノ発育(一神ノ愛スル所ヲ愛シ、神ノ悪ム所ヲ悪ム

○智識、財産、自由ヲ運転セシム者、□ノ譬へ

○安中ノ信者ニ望ム所、良心ノ働キヲ為サ、レハ私ノ論ハ兄姉ノ為ニ打ツブサル、ナリ

[明治十五年七月十四日·於群馬県安中 明治十六年一月五日·於京都府園部]

53 文明ノ元素

近来 精密家 ノ説 - = レハ、此地球 ノ物質ハ六十五元素ヲ以成立スルト、 是乃此 元素ヲ以テ此地球ヲ組織シ、 以テ物質

○基礎アリ、 世界ヲ為スナリ、 柱アリ床アリ大引アリ、 近り之ヲ譬へハ、今我輩ノ集マ 梁アリ壁アリ窓アリ リ居ル所ノ家ノ構造ヲ見ラレ 屋根 アリ、 以テー 家ヲ為 ス如ク、 文明社会ヲ組織

智。識、 張 幾 財。 分 カ ノ元素ナ 自由、由、 良。 カ 100 ル ~ 働十 カラス、 ヲ養成 然ラハ文明ヲ組織 ス ル 事 スル ノ元素トハ 何ゾ、

乃チ

ス

ルニ

矢

卓

ハ 此 直 内一 一ニ転覆スベシ、 モ欠 カラサ 人間 ル事恰モ卓 社会モ然カリ、 = 几 脚ア 四元素中ョ ル カ如シ、 リ一元素ヲ減スレハ社会トシテ立ツ能 今試 〔三〕四脚ノーヲ取リテ脚 ノナキ 方ニ ワス 物ヲ置 キミラレ 3

●智識ノ開発ヲ要ス

茲二

未開

ノ国

アリト

想像ヲセヨ、

其

ノ人如何シ

テ進ムヤ

〇昔 製 時 木ヲ 木 葉ヲ編 切リケ " 111 リ、 衣 1 漸見 ナ シ、 ル 木ノ枝 ^ 丰 二足 ヲク、リテ ル 家ヲ構造ス 家卜 ナ ス モ、 智識 弥進 4 = ヨリ 遂ニハ タ織機械ヲ発明シテ衣

〇家内 ○道路 ノ道 天然 具 1 如 ノ儘 十 道路 (a) 石 開 具 (b) 1 木 1 漆器、 ネ ル、 金銀 鉄道 銅 欽

〇工芸技芸(電気ニョリ山ノ金属ヲ見ル

智識 ノ開 発 ス ル 二随 ヒ、人々貯蓄ヲ好ミ、 財産 ノ増 殖ヲ欲

ノ進マ + ル印度ヤン〔インデアン〕人種 ノ如キ、 遊猟 ヲ以テ事トナシ、 猟アレハ充分ニ食ス、 無キ 時 八飢

◎財 産 ノ増 殖

智識進マバ 人必ラス好キモノヲ好ム、 弥得レハ弥得ン事ヲ望ムハ人情 ノ常

人先些少ノ資金ヲ元手トシ、之ヲ工業 ナリ農業ナリ商法ナリ為スニ、元ニ倍 スレ ハ又倍丈ケニ手ヲ広ム、又之ニ倍

人財産ナクモ君子聖人タルヲ得ベシ、去レトモ社会ヲシテ財産ニ乏シカラシメハ、決シテ文化ノ車ヲ運転セシ ムル

能

アス

シテ遂ニ大ナル財産家トナルニ至ル

蓋財トカ云テ唯之ヲツム ヲ見ルニ至ル ○道路ヲ開鑿シテ運搬 社会ニシテ財産ニ乏シケレハ工芸ヲ起、人力人労ヲ省ク能ハス、技芸ヲ盛ナラシム能ハス〇学校ヲ設 カ功能ニアラス、之ヲ活用シ社会ヲモ益シ、又己レヲ益シテ初メテ財産ノ人間 ノ便ヲ得ル能ワス、 鉄道、 汽車、 汽船、電線ヲ架スル能 ワス〇海辺ニ於良港ヲ築ク能 ル 能 必要ナル ワス ス

絹 カウン 羅沙製造場 IJ オンノ如ク(日本) コ 1 7 チ] スタ ストラリヤ) ル

0 自由

人智識アリ財産アリ、 而シテ自由ヲ好マサルモノアラン、 作去自由ト申シテ我儘ニ我カ銭ヲ費シテ、酒ヲ飲ミ乱暴

ス ル等ノ類ニアラス○自由トハ東圧ヲ受ケサルヲ云ナリ○一身上ニ束圧ヲ受ケス○我カ財産ニ土地ナリ一身ニ関ス

ル 事 女物 々ニ東圧ヲ受サルヲ云 ナリ

自由 二種

外物 ノ東圧ヲ受ケヌ 事

心 ノ真理ニ叶 E, 真理ヲ自得シテ自由

未開 ジノ国 ニハ 必ラス外物 ノ東圧アリ、 又心 ノ東圧アリ、 心ノ迷ヒノ為ニ東圧セラル、 夜間外トラ行キ大入道

ナ ル 事

◎良心ノ働キヲ養成ス ノ類○物カタ、ルト云テ恐レヲ抱ク ル事 道徳 ノ類

良心 ノ働キヲ鋭クス ル 事、真理ニ 其人死ス、払ハサ 順ヒ真理ニ反カヌ事〇神ノ愛スル所ヲ愛シ、 神ノ悪ム所ヲ悪 再ヒ其代ヲ死人ノ店ニ 4

ルヲ幸ヒトス、其

人ノ安カラス、

投入ル

智識、 財 自由アリ以テ社会ヲ進ムヘシト云類モアルベ ケレ トモ、 恰 [モ] 卓三三脚アリ一脚ヲ欠クカ如

○道徳心ヲ欠キ如何シテ之ヲ運転シ 得 ヘケン

クツ屋

ヨリクツヲ買フ、

「銕道蒸気ニ銕道アリ、 機関アリ、 諸事証ヲ整頓シシタレ トモ未タ蒸気ノ鑵ノ下ニ火ヲタカサ ル ガ 如シ

四元素中尤大切ナルモノト云へシ

「文化ト云テ三元素分子ノミナレハ、 決シテ社会ノ平安ヲ保ツ能ワス

道徳心 八何 ニョリ得 へキ、 宗教 - = ル

[独乙皇帝曰、 日本耶ツ教ヲ信セサルニョリ同等ノ交際ヲ為ス能ワス

ビスマルク、今日アルハ偏ニ宗教ニョルト

宗教ナケレ 1 自 由 七 工 ス、 財 産 ヲ モ 散 シ、 易ニ 智識 ヲ モ 進 4 12 能 ワ ス

[年月日不詳・草稿]

第

Fi.

仁

丑

ル

勇

54 勇気ノ説

(大阪ニ於テ 明治十五年十月廿一日)

等ア 律 勇気 屈 フ V 1 能 ス 1 ワ IJ, 云 ル 七 ス、 勇、 如 左 申 ク、 ナラ セバ 依テ先之ヲ左 堪フ 概 又西洋 ス、 何 _ 勇、 強キ = 勇気モ カ 小人ノ勇、 モ ノ音楽 敢為ノ気象アリテ、 ノヲ 矢張物 ノ六種類ニ別 勇 = 1 1 云 才 血気ノ勇、 ク 色 テ 力 1 チ、 ラス、下等ノ] 如 事物二 ウ ク 逐一簡 1 紅 利己ノ勇、 云テ七ツ 1 少シ カ 短 白 ,勇、 = 丰 モ 恐レ 御談申スベ ノ調 君子ノ勇、 [トカ] 上等 子 ス、 ア / 勇、 青卜 己二 ル 1 如 如 卑 斯 ク、 カ 敵 区別 賤 黄 ス 勇気モ 1 ル 7 シテ行キ 勇、 カ ラハ直ニ之ヲ 1 高尚 勇気 区 別 タレ ノ勇、 ナ ア V ル 1 如 容易二予 進 打 モ ク、 勇気ニ 4 チ 又物 勇、 挫; 7 退 メ此 種 モ 音 ク 1 々 多勇、 様 演 ヲ 1 説 如 云 々 伸 フ = 7 局ヲ X Ŧi. ル 勇 別 音 似 段 ダ

第一 血気ノ勇

第二 任俠ノ勇

第三 利己ノ勇

第四 義ニョルノ勇

第六 真ニョルノ勇「克己ノ勇

モ

生

ス

血気ノ勇トハ多ク脆力者流 内ニ行レ、 他 = 頼 ム所 ナ ク何 ノ思 慮モナク、 理 非 ラ弁 セ 己レ 僧

モ

ラス ヲ 1 七 ス、 ハ之ヲ打チ、 涉 I 得ルニアリ、 求之ヲ得「ン」ト 一ニ己レノ顔ヲ立テ友達ノ顔 風百 終 又克ク弱 12 夜 E 利己ノ勇トハ 任俠 + 此 露盤ヲ 勇 偽詐 己レ ナ 得、 リ、 E 勇 弹 百 サ、 ノヲ 1 = 欲 厳冬ニ 敵 端 Vi 7 1 ス 利 血気 憐 E ハ飽カス飽カサレハ足ラス、 ス レハ、 唯 此 1 V ル 得 為 モ 7 ノ勇 勇 テ而 ニ動 強 ル ナ ノハ之ヲ挫キ、 非常 リ、 ヲ・立・ ~ 1 クシテ己ニ敵 類 1 后 カ 快 + テ、以テ大主 1 利己ノ為 = = 嶮 1 忍ヒ非常 レ慾ノ為ニ 7 岨 ラ ス ルノ ヲ ス 跳 ナ ス 自ラ慢リ自ラ快ト 随 ラ 類ニシテ、 ル ル _ 鼓舞 分理 モ此 勤 E 眼。 終日 メ、 廉恥ヲ以テ本トセス、 1 ノアラハ飽 非 ナシ、 勇 セラレ、 飯 艱難ヲモ意トセス水火ヲモ恐レス、進 モ ナ 分リ リ、 ヲ 暗夜 七 、思慮 色情ナリ飲食ナリ富貴ナリ功名 大風怒濤ヲ侵シ 食 = 碗 ス クマテ 細 ル ワ 1 浴川 ス奔 飯 七 ノ流 ア モ之ニ E リ、 走 ノ丸 ヲ一六 杯 徳義ヲ以テ基トセ ス 幾 木橋ヲ 抵抗シ之ヲ挫キ快 ナリ ル ノ酒 分カ義 航 E 此 ス E 渡ル 勇 己 ル モ ノの顔 E ナ アリ リ、 此 Ŧ 此 勇ナリ、 ヲ汚 仁 ス、 極 勇 E 暑 ナリ、 4 ヲ ナ ス事 ア 主、義、 モ 取 IJ, = ル 得 氷山 7 ル ナ E 己レ フ ネ /\ ル 1 便義、 ニア 類 1) _ 4 ナレ 丰 触 カ ヲ云ナ リ退 度ヒン ル B 1 モ心 沙 手 E 漠 ALC: 段

此 此 1) 此 義 勇タ 勇 勇 ヲ以 四 ヲ脱離 越 ル 規矩 義 人情 2 ル = ス 日 ル ナシ縄 ル E 向 勇ヲ用 ノ勇 ノナ フ所 墨卜 1 カ ヒ之ヲ制 人慾 義ニ基キ ルベシ、 ナ 1 シ、 趨 ス ル ・発スル 甚十 所恰 ル 義 _ = 哉此 モモ百 7 日 リ生 ノ勇ニシテ、 ル ノミ、 ノ勇、 Ш ノ海 此 二下 古来ョリ今日ニ至迄 義 勇ヤ一婦人一小人ヨリ丈夫英雄 = 荷モ義ニ適 3 カ 如シ、 IJ 死 ス、 誰カ ハサレハ敢テ進マ 義 克ク之ヲ挽回 ノ許サ 天下ヲ蚕食シ全世 12 シ 所 ス、 得ベキゾ、 至ル迄荷 /\ 万里 又敢 界一 横 テ退カス、 之ヲ挽回 封 モ 行 侯 ス ク情 E ル + 塊 唯 慾 ス ヲ ル 義 存 他 如 ク巨

V

北

氷洋

漁

ス

ル

モ

此

勇

ナ

1)

万

黄金モ瓦片ノ如シ、

義

ノア

ル

所岩ヲ

モ徹スベ

ク山

ヲ

モ抜クベシ、

又水

ヲモ渉ル

^

1

火ヲ

E

踏

ムべ

シ、

義

ヲ重ス

ル 事泰 彐 1) 尚。 重 ク、 命 ヲ軽 ス ル 鴻毛 彐 1) 却 テ 軽

1 丰 此 テ 勇ア 坐 IJ 旭日 又曰 六尺 見義 = 1 包 孤 不為無 フ ヲ Ш 托 桜 ス 1 勇、 観 1 也 ヲ為サシ 此 里 勇ア 1 命 山、 1) ヲ 人克恥 E 彼 ス スパ ^ シ、 ヲ ル 知 タノ精神、 此 リ、 勇アリ 又義 忠 ヲ見テ敢テ 又一片ノ 臣、 起リ孝子 日 為 出テ、 本 ス 魂ト E 1 貞婦、 ナ / 此 IJ 勇 = 美 V 信友見ユ 非 哉 1 此 テ何 勇 〇夫子 之ヲ望 Ė 7 1 知、 人ヲ 恥、 近、

又曰 テ 進マス、仁ニ 是レ 五 身ヲ殺シテ仁ヲ為スト、蓋シ仁者 他ナシ 3 二二同 非サレハ敢テ為サス、仁ト生キ仁ト死シ、一 ル 1 勇 情 1 1 ハ 仁心 憐 ムノ深キョ 3 リル発 ニニシ ス リ、 ル テ而 ノ勇ニシテ、 遂ニ己ヲ捨テ己レ 后此勇アリ、是レ己レニ克チテ仁ニ反 自己ヲ忘レ他人ノ 箇人ヲ助ケ一社会ヲ益ス ヲ顧ミス 同 益ヲ計 胞 ノ幸 福 ル ヲ計 モ ルヨリー ノヲ云・ ルモノナリ、 ルモ 也、也、 1 ヲ云 国全洲 孔子曰 仁二 ナリ 三及 仁者必有 非 木 + ス 八敢 二至

人初 2 暗。 真理 真 メテ 六 理 真理 人 1 基 A 如 丁 ル 何 = ヲ ヲ 3 ル 得 研 此 ル ~ 窮 1 1 勇ヲ 勇 ク、 セ + 1 此 指 ル 誠 ~ 1 アリ カラ 真 A 理 ル ラ以テ ナ 人初テ真 ス、 ル 真、理、 ~ シ 源 E 1 1 1 1 ナシ 勇ヲ発 何、 ソ、 基トシ之ニ 乃天ノ道・ スベシ、 依 孟子 テ発 也、 力當 天帝 ス ル 所 テ浩然 1 人間 ノ勇ヲ云 ノ気ヲ養フト 賦 与 ナ IJ セ ラ 此 V 云 勇 B ヒシ 誠。 ヲ 也 説 モ、 カ 此 + 不 誠 ル 知 = 不 ヨ 分 先 1)

1113 魂モ亦我 罪 ヲ得 了、 悪 々タル小仁ニ止マリ止ム憂アルヘシ、 初 1 救フ 力霊魂 悪ムべ メテ常 丰 キヲ ノ如 1 心 1 勇気ヲ ク貴重ナ 知 ア ルベシ、初 ルベ シ、 発 ルヲ ス 初 ~ シ、 メハ 知 メテ道徳 ルベ 故二 天帝 シ、 真理ヲ 真理ニ基キ発スル ノ貴 ノ宇宙 同 胞 重 知 ノ霊魂 ナ ニアリテ宇宙ヲ支エ、 ルハ仁義 ルヲ知リ、 ノ貴 ノ勇 ラ得 重 又己レ エナルヲ /\ ル 克ク義 ノ源ニシ 知り初 1 霊魂 又人類ヲ支配 ノアル テ、 ノ不 メテ克ク同 仁ノ存 真理 死不 朽 = セ 照 胞 ル ス ナ 進 ラ ヲ ル ル 所ヲ明 愛スベ ヲ知 知 セ サレ ル ~ シ、初② /\ 随 X, テ 牙、 同 メテ 義 神

全仁ヲ全フシ、 ス下ヲ軽蔑 及セス、利 古来ノ習慣 1. 為二動動 カサ、レ ス害 プ、世為、俗 = > ノ風潮 屈、七、 ス、 ニサ 富貴□□□□ラス貧賤□ ソ ワサレ ス、外物 ノシシ ョウニ左右 戚之タラス、 セラレス、 鼎鍍、 モ火ア リ、

其、 ノ志操ヲ動、 動力シ其ノ目的 的、 ヲ 変 セ 1 4 ル -些少 ノ分力ヲモ 呈 セ + ル E 1 ナ 1)

「カヤ ウデ Ŧ 7 ツ クナ イ、 E アブ IJ 七 才 ソ P 1 7 ナ イ、 磔モ 1 及 ク ナ イー

「自ラ 反 ツ テ 而 縮 カ V 1 千万人卜 雖吾 往 カ ン

「自反スル 1 雖 ハ易ク心中ノ賊ヲ制 自ラ之ヲ制シ之ヲ改 恐 ル 、ニ足ラス、 1 ハ己レ ノ心 死 1 モ厭 スルハ難シ」 向フヲ真理 メ之ニ克チ、 フニ足ラス、 = 照シ弥真理 ヨク自身ノ霊ヲシテ情慾ノ奴隷トナラ〔ザラ〕シ 吾必ラス往ント云意ナリ、 = 叶 フヤ 否ヲ問 上、 若シ 又己ノ心ノ欲 真理ニ 照シ スル所真理 少シ ムベシ、 モ 恥 ル 陽 叶 所 明 ナケ ワ 1 + 日 ル ク賊 所 千万人 アレ ヲ制

ス

ル

〇此 ル = ~ 於テ、若シ心中ニ慾心 ノ為仁ノ為真理 シ、ペ 世 1 来 ル 大帝 一ノ為、 路 1 ト道心ト 広キ 千万人ノ内ニ 露国 戦フト フ順 飛入ルハ易々タル ^ キニ克ク慾心ヲ制シ シ モ自己ノ心 ラ制 モ、 ス 得 或 ル ル 能 モ ワス ノハ 室中 1, 真理 カ 克ク己ヲ制 又山 = 基ク 中 カ人ノ見サ 勇 ノ外他 ス ル 勇コソ大勇ト云 ル所、 ニ之ヲ 制 人ノ ス 知ラ ル 七 丰 サ 1 ナ ナ ル 所 カ

3

1)

未

=

通

ル

ソ

7

IJ

雪降

ラ

ハフ

V

TIS

フラ

フレ

此 如 一血気ノ勇ハ 益高 前 1) シ、是レ Ŀ 人初 1 如 メテ克ク 7 天下ノ 概略 人類、 勇気 勤 x ノ六種 克ク忍と、克ク千辛万苦克ク伸 此真理ヲ分ケ与へ、共ニ自由ノ塩 類 ヲ述タレト モ、是レ ョリ又逐一六種ノ勇毎 ブ克の勝ツ、之ヲ打 三至ラシムハ、決テ止マス決テ安セサルノ精神ラ云ナリ 及 1 ニ評議下 益固 ク、之ヲ切レ スベ 益多り、之ヲ仰

甚コ

7

"

タモ

一任俠 ノ勇 甚愉 快 1 E

利己 勇 甚 危険 ナ ル E

義 3 ル 勇 甚美 ナ ル モ

Ŧi. - 3 ル ノ勇 甚慕 シ 丰 モ

今暫 予此 六真理ニョル ノ演説 耳 ノ局ヲ結フニ当リ、 ノ勇ハ 奥深 クシテ甚広大ナル 尚更二此真理ヨリ発スルノ勇二付、詳細ニ例ヲヒキ弁解ヲ加へタケレハ、諸君ヨ モノ

時

ヲ

カシ

賜

テ ル 扨真 ル リストノ真理ノ為人類ノ為ニ命ヲ捨テシヲ知ルニ足ル、夫キリストノ如キハ教ヲ行ワル ナ 「途也真也生命 ル、自ラ之ヲ教へ、自ラ之ヲ行ヒ、天下万世此人類ヲ罪悪中ヨリ教ワンカ為、遂ニ十字架上ニ磔死セラレ 神ノ人間 スベシ」、 絶 IJ 理 工 基督又曰ク、 ス洋々トシテ止マス、此勇気門徒 = 3 是等ノ語ニ考レハ人間ノ神ノ作為ニ係リ同等 又或 賜ヒ ルノ勇 ヒ猶太国ニ於テ十字架上ニ懸ケラレショ ル人基督ニ就キ語テロ、 タル 也 ノ此 真理 我ハ善牧者ナリ善牧者 又曰門弟 世 トシテ、 = 発スルヤ、支那 ニ説テ、 明 人々白々 爾等我道 夫子ョ、 ノ脳漿ニ入リ、之ヲ其 がノ古聖人、 我 ハ羊ノ為ニ 輩 イへ示シ = 爾 3 ラ ハ 我輩 印度ノ宗教家、グリシャ 命ヲスツ、 誰 ハ誠 ノモノナル事ト、又人類ハ互ニ愛スベキ事 リ、恰モ山 = E = = 説カレタルハ 偏 我力弟子也、 3 ノ門徒ニ伝へ、一国ョリ他国ニ伝へ、一 又曰人其友ノ為ニ命ヲ捨ツルハ ラサルヲ我等ハ知 上ノ 源 3 且 独耶 リ水ノ四方ニ流レ 真理 ノ理学家 ソ基督アルノミ、 ヲ知ラン、 ル ソハ ノ類ニアラス」 ノ功モ決シテ少シ 児 真理 下ル 二ヨ 下云 愛二 彼レ督テ カ如 1 爾等 リ人ヲ取 フノ理 於テ之ョ 時代 此 二自 洋 ノ真理 タリ、「キ側」 1 日 知 ラ 由 セ リ他 ルニ至 IJ + サ 二三ヨ 大 V 得 我 ル

1. リ、 時 ラ・ス テ為シ伝テ今日ニ至リ、海ニ航シテ我国ニ来リ、尚克我輩ノ眠レ 代 者ヲ征 真理ノ戦ニ加レト勧ム、 トナリ、 仏国ヒグ ニ及ボシ、 真、理、 コソ我輩ヲシテ自由ノ堰ニ至ラシムルモノナリ セ ノーノ堪忍ト 恰モ空気ノ全世球 ハ自由 教育 或 ナリ、 1 ノ精神ト 我輩不肖卜雖豈敢此 日ン、 ラ囲 和 ナリ、 蘭独 彼等外国 ムカ如ク此勇気モ亦全世界ニ曼莚セシ、或 立軍ノ勢力トナリ、 或奴隷放免 人ノ奴隷ト ノ勧メヲ辞スベケン、願クハ真理ヲ以テ ノ基礎トナリ、凡ソ天下善ト ナリ基督教ヲ奉セリト、 或 ハ英国大革命源トナリ、 ル目ヲ醒シ、我輩 真理ヲ奉スルモノ豈奴隷タルノ理ア ハ欧州ニ於テ宗教大革命 - 称ス ノ鈍キ心ヲ鼓舞 或 ルモノナラハ此 甲冑トシ 八米国 植民、 是 醒 勇進テ リ真 ノ精神ト 三 起 理 取 独 3 三反 進 リ進

輩 我 平浮薄 国 ル 古 来勇気 1 ナ ル、 是レ 富 メリト 支那 パノ学問 云へ キモ、 ハアナカチ文弱ナルニアラス、 支那 1 風俗入来リ遂ニ文弱 西洋 ノモ ノ学問尽ク浮薄ナルニアラス、 ノ「ト」ナリ、 近来西洋 ノ学問 其実ヲ 船来シ 拾テ テ世 唯 ノ学者 其虚

ナメグジ ノ塩ヲ之ニカケタラハ、其先生ハ黙テ角ヲ引キコメシ ノ如キ先生アリ、我心石ニアラス転スベカラスト人ノ前 1 ニ断言、便義主義ノイバリヲ為セシニ、 便義

△我輩今誤テ其 Ł モ 人若シ誤テ此労ヲ失セハ、一身ヲモ立ツル得ス、妻子モ養ヒエス、財産モ保獲シエス、己ノ権理ヲ伸シ得ス、又国権 張リ 人女名利 工 ス、一 ノミ之レ取り、 ノ実ヲ捨テ、 国ノ有様 其虚 ハ恰モ腐レタル水溜ノ如ク、少シモ流通ナク変化ナク運動ナク衰頽ニ至ラ〔ス〕 利ノミ之ニ奔リ、各便宜ノミ之求メハ如何シテ吾人国家 二流レ其本ヲ忘レ、其ノ末ヲ求 メハ、全天下数十世ヲ出スシテ古来伝来ノ勇ヲモ失 ノ隆興ヲ期スヘケン テ一何

〇未タ雨降ラサルニ屋根ヲ修繕スト云古人ノ金言、

今此害ノ大ナラサル内ニ之ヲ防カサレ

ハ後害甚カルベシ

テ 時 大勇ヲ失ヒ瓦解シ、 ノグ リリス 八、文学芸術三富 欧州雄視セシ タレ 1 スパニヤハ干渉ヲ以主義トナシ、 E で邪淫 三流 V テ大勇ヲ失ヒ滅亡セ リ、 国是ヲ誤 口々 リ大勇ヲ失ヒタリ、今日 ダ ル 羅 馬 1 国富ミ然□□奢侈ニ流

又今日彼ノ惰弱ナル

IJ

ノ堰 殷鑑不遠、教之医スル之今日ニアリ、 今ノ浮薄 遠、歎之医スル之今日ニアリ、願クハ満場ノ諸君ヨ、共ニ真理ヲ探リ、共ニ大勇ヲ養ヒ、憤然興起同心協ノ惰弱ナル朝鮮ヲ見ヨ、警メサルベケンヤ、〔シッシシ〕 三流 事 V 便宜ヲ主ト 予ノ切望シ テ止 シ 利己二 趣ル潮流ヲ支へ、我国ヲシ〔テ〕文化 所 也 依テ勇気ヲ説テ述ブ ノ域ニ進マシ 我民ヲシ 自

「孟子ノ大勇ヲ説テ出 セ、 自反而 直 雖千万人我往 出カント」

=

至ラシメン

7

+ ル

〔明治十五年十月二十一日·於大阪〕

「明治十五年十月廿

西京道場芝居ニ於而演説す

新島」

(本文)

蟻 ノ説

西京道場芝居ノ演説会ニ於テ 十五年十月廿九日

哉言 人 丰 蟻ト云フモノハ中々驚クベキー小虫ニシテ、古来 モ モ 語 ノニ 早クヨリ 八不 非 通、 ス、 蟻 唯 ニハ君臣之義アリトモ 万一蟻ニシテ言語アリ人之ヲ聞キ得テ蟻ノ歴史ヲ知リ得 不得 止 事 人間 ヨリハ 其 申セシ ノ性質習慣 事アリテ、其ノ形体ヲ論スレハ実ニ微々タルモノ ヨリ段々欧洲 ノ如何 ヲ察知シ熟視 ノ博物学者ノ蟻ニ付著述セシモノモ沢山アリ、又支那 シ、 ルナラハ、 如斯 如斯 実ニ面白キ モアル ~ シト 奇談モアル ナルモ決シテ軽蔑スへ 説ヲ容 ル ノミ キニ、悲

予ハ

嘗テ蟻

ヲ記載

セシ

モノヲ読ミ、

其ノ性質ノ奇妙ナル事ニ驚キ、

閑暇

ノ節或

野

ニニア

山

或

八畑 至

リ、

依テ予ハ本日蟻ヲ以テ予ノ演題トナシ、兼テ読ミシ所、

アリテ少シ

ク蟻 ノ事

ニ注意セシ

〔事〕モアリシガ、

知レハ知ル程見レハ見ル程此

虫ノ驚クニ堪

ヘタルヲ リ或

確 知 ニアリ ス

聞キシ所、

実見セシ所ヲ成丈簡短ニツマミ御談申スベシ

○扨蟻ト申ス内ニモ種々ノ種類多ク、 タ臭キ香ヲ腹中ニ蔵スルモアリテ、 其 ノ性質習慣等ニ付キ秩序ヲ逐ヒ御聞ニ入レン 茶色ノ蟻アリ、 種類へ何分多クアルモ其ノ性質習慣等ニ至リテハ大概同一ノモノナリ、 青蟻アリ、 黒蟻アリ、 白蟻アリ、 又ハリヲ備 ヘタルモアリ、 予ハ此 甚

1)

大都 鱉 此 ク 蟻 ~ 府 1 丰 申 ノ如キモ スモノハ幾分カ 厳然タルー ノアリ、 政府ヲ組織シ 決シテ一二疋ヲ以テ住居ヲ定メス、 人類二似、集合ヲ好ムモ ダ ル 二似 ノニシテ、 必ラス或ハ数十数万数千ヲ以テ群ヲ為シ社会ヲ為シ、 其社会ヲ見ルニ或ハ一小村落ノ如キモ 或八一

女王 来ヤ 時来レハ翼ヲ生シ交接終テ后又翼ヲ失フ○中姓ノモノハ決テ翼ヲ具有セス○或(サヒ) 小 去 厳冬ヲ通 ス 走リ或 ルヲ得サラシ 注目シ外出ス 之ヲ助ケ艱嶮 一ノ遊 忽チ吹キ散シテ 如 事 何 ノ柱石トナリー小廷ノ忠臣トナル、此雌雄 越越ス 行ア ナ ル ル = テ 七 舞ヒ或ハ躍リ其歓ヲ尽スカ如シ「〈夏□曰、吾王不遊吾何以テ休 至レ 1 ルトキハ必ラス之ニ随行シ、逃亡スルノ恐レアルトキハ直ニ之ヲ捕エテ其ノ翼ヲ食ヒ取リ遂ニ逃亡 雄 ノヲ以テ其社会ヲ為スヤト尋 丰 ヲ渉ラシ ニハ常ニ羽翼アリ其形 八中姓 死亡シ、 雄ナルモ〔ノ〕ハ甚□弱ニアリ漸ク成長シ交接ノ時ヲ過レハ、 社会ニ不用ナレバ一陣ノ西風吹 随 行シ食事ノ時来レハ必ラス之ニ食物ヲ捧ケ、 4 ノモ 又雌ナルモ 又宮中ニ多クノ部屋アリテ時々女王 ノ之ヲ尊ヒテ女王 ノモ多分ハ死亡ニ至レトモ辛シテ此搏滅ヲ免レ、 雌ヨリモ稍小ナリ、 ヌルニ、其内ニ雄の「朱点・以下同」。 ノ如クシ、 ハ羽翼アルヲ以兎角逃亡ヲ好ムモノナレ 小キ宮殿中ニ於テ之ニ使セ 雌ナル アリ雌アリ中姓ノモノアリ、 モノハ ノ見舞 泥ニ塗レ 雄ョ ワルトキ IJ セン、 タルト ハ労働者トナリ或 稍大ニシテ常ニ翼アラス、 吾王不予吾何以助カラン)」 衆蟻集マ 丰 ル至レ ハ之ヲナメ 又他 ハ、中姓ノモ 此三種ヲ区別 リ来リ、 リ尽 ノ敵 ハ兵 取 セリト云ベシ、 ノ侵撃ヲ脱シテ いり疲レ 丁トナリ此 女王 ス タル 交接 ノ前 ル 八甚 1

○宮殿中ニハ一ノ女王ノミナラス数多ノ女王アリテ皆同等ノ権ヲ維持シテ決シテ其ノ上下ヲ争ワス、 協同一致シ偏

小社会

ヲ計リ子孫

ノ繁殖

ラ希図

シ、 適宜 ナ 数皇子降誕 ル温度 ノ地位ヲ択 ノ期至レハ宮中 ヒ之ヲシテ湿気寒気ノ侵ス所トナラサラシ ノ混雑喜歓 一方ナラス、 中 姓八 直二 卵ヲ取 4 又日中ニハ之ヲ巣ョ リ部屋々々ニ 持搬 IJ ヒ立派 出 シテ太陽 ニ之ヲ配置 温

又其 如斯日夜 (ノ養育ニ尽力シ 黽 勉 不怠、朝ハ未明ニ起キタニハ遅ク寐ネ、(ビンベン) ノ苦辛ヲ顧ミス適宜ノ温度ヲ与ルニヨ リ、 卵八 日ナラ〔ス〕シテ発生シ数十頭 或ハ乳汁ヲ与へ或ハ他ノ食物ヲ与へ、数周 ノ蟻トナル、母等ト中姓

出スシテー人前ノ蟻トナラシムルニ至ル

気ニ触レシメ、

夜陰ニ至レハ再ヒ巣ノ中ニ

搬ヒ戻シ雨露

ノ憂ヲ免シム

テ蟻 丰 扨茲ニ奇妙ナルハ、 ス ノ子ヲ愛ス V E ヲ ノヲ大切ニ取扱ヒ、 其レ 才 ノ蟻生ス」 1 カ供 ル如 E ツ , トナリ之ヲ主護シテ容易ニ敵人ノ手ニ渡サ、ラシ ク、 メリ、 此出生ノモ 此子供カ長成スル〔ヤ〕否、 自身ニ先導シテ家内ヲ連レ 適宜 其ノ蚕発生ノ時 ノハ ノ温度ニ触ル、ヲ致 乃三種ノ蟻 至レ ナリ、 中姓 麦粒 ワリ、 ス、 雄、 雌、 此モ矢張蟻ノ卵ニシテ恰モ蚕 /\ ノ如キ小キ白キモ 中姓、 羽 其 翼 ノ上ツ皮ヲ食 ノ固 此子生ス 着シテ離レ 上取 ル ノヲ吐キ t 否中姓 リ蟻 ヌ E 出 ノアラバ ノ子ヲシテ安全ニ ハ喜悦 ス事ナリ、 ノ如クニア 徐々ト之ヲヒ 堪へス、 IJ ソコデ此中 薄牛 出生セ 之ヲ愛ス Ė P 一ツ皮 姓 1 八又白 ル母 フリ

[上欄朱] Note!!! 「(嗚呼蟻ニシテ此忠節アリ、 此蟻マヅ六尺ノ孤ヲ托スルニ足ルト云ベシ)」

如斯キ忠臣義士アリテ邦家ノ干城ト柱柘トナリ、

其民ヲ養ヒ其民ヲ守リ、

往古数千年ノ昔ヨリ連メン其ノ国基ヲ永

シ

 \exists

続シ今世ニ至ラシム

是迄ハ社会ノ組織ニ付テ概略御談申シタガ、之ヨリハ少シク細微ノ所モ御談申シマス

メン為ニ顕微鏡ヲ以テ蟻ノ頭ヲ吟味シタナレハ、目ハ頭ノ横ニアリ恰モ蠅ノ目ノ如ク ~ 沢山ノ目集合シテ目 「眼」○茲ニーノ問題アリ、 蟻ニ目アルヤ否、 或人ハ蟻ニ目ナキモノアリ、 又或ル説ニハ目アルナリ、予モ之ヲ慥

セ 如キ」「頭ノ先ニ二本ノモノアリ、 是ハ物ヲ察シ知ルノ機ナルニ似テ、 事アルトキハ蟻ト蟻ト互ニヒゲヲ触

レ合セ、 談ヲナシ 報知ヲ為ガ如シ」

IJ

「□吸神経」蟻ノ吸神経 ハ至テ敏ナルモノニシテ、蟻ノ好ム砂糖ノルイアルトキハ遠方ョリ嗅キ出シ、隊ヲ為、

ヲ為シテ忽チ獲物ノアル所へ輻湊ス(二階ニ砂糖ヲオキシヲ下ヨリ群蟻来レリ)

ラ連レ来リ、双方ヨリ獲物ノ一足ニ一疋ツ、付之ヲ引キズリ、送ニ己ノ巣ノ中迄モ引込ニ至ル 「⑤腕力」腕力ヲ論スレハ其身ノ三倍四倍モアルモノヲ運搬ス、又一疋ニシテ左右スル能ハサルトキハ己レ(上機) ノ中間

「四堪忍」一度目的ヲ立テ為サントスル事アレハ百折不屈、何モノカ其ノ働キヲ妨クレハ 再挙シ 三挙シ、不」得不

止ノ精神アルヲ見ルニ至ル

シ、「ソロ 「国勉強」蟻ノ巣ニ近寄り、 モン ノ日、 怠惰 E 静ニ ノモ蟻ヲ見テ賢 蟻 カ 何ヲ為スヤヲ実験シ賜 ククセ シ 1 日 V 久 IJ へ、一疋ノ蟻ニシテ怠惰ニョリ休息スルヲ見サ ル

或ル博物学者一疋ノ蟻ノ髯ヲキリタレ /\ 他蟻来リ何カロ ョリ汁ノ如キモノヲ吐キ出シ、 其上ニ灌ソキ

流シ去ラル

、憂ヲ

免ル

ノ智」水害ノ多キ所二於テハ、蟻カ巣ヲ作ルニ木ノ枝又草ノ枝ニ密着セシメ、 如何ニ洪水来ルトモ容易

之ニョ 赤蟻 ノアリ、 リ雨 巣 ノ如 又木ノ根ヲ彫リ二階三階作リ、 ノ侵撃 キハ(高サ二十尺) (雨ラ以土ヲ湿シ、日ヲ以之ヲ乾カシ、 ラ妨キ 敵ノ 掠奪ヲ防 回 廊アリ、 楷梯アリノ如キ家ヲ作ルモノアリ、 固 丰城郭二為 之ハ家トナリ城郭トナリ、 ル、 土ヲ以テ 作 ル 七

② 蟻ノ養牛

汁ヲ 此 春先 虫ハ 内 受ケ早ク発生セシメ、吾先ニ早蜜ヲ得ン事ヲ計ル、冬分ハ余リ蟻ハ食ヲ求 出ス、 ルル ニ蓄ヒオク事モアリ、 リ蟻 恰モ人間 小麦 是蟻 ノ木ニ ノ求 ノ牛ニ於ケル其体ョリ甘キ汁 粉ヤ砂 上 ムル蜜ナリ、又此 ルヲ見、 糖 又手近ニナキトキモ遠方迄往キ其蜜ヲ得テ家ニ運フトキモアリ、 ヲ運 蟻カ 搬 卵 1 巣 ヲ 虫ノ卵ヲ掠 E ル等ト 内 ニ蓄フ」 ノ出 云ワルレト ル牛 メ巣ノ内ニ蓄へオキ、春先 ノ乳ヲ与フルガ如シ、 モ左ニアラス、 木ノ葉ニオ メサレトモ、 蟻虫ノ側 ハ早ク暖 ル油虫ヲ逐テ ナル所ニサラシ、 ヲッキ之ヲ抑セハ 此虫ニ食物ヲ与へ己ノ家 如斯食物二困却 木ニ上ルナリ、 太陽 忽チ二滴 セ ノ温気 + ル

者直 モノナリ、 1000 勇気」 敵兵ヲ防ク、 オシ 其国 蟻ノ社会 3 中 セ、 ニ労働 其内ナルモノ城内ニ注進シ他ノ軍兵ヲ招キ来ラシム、依テ城中ノ兵尽ク出テ戦フ、或ハ組打ス 一ノ内 将 ニ近寄ラント 者 = モ ノ足ラサ 外征 ヲ 好 ル セ 事 7 ラ憂 + 敵 ル ノ城郭 モノアリ、 他国 ノ前 ニ出テ労働 又外征 ニハ必ラス髯ヲハ 者ヲ掠 ラ事 1 メ来 ス ル ヤシ ルルヲ計 モ ノアリ、 ロヲ一文字ニ結ビ ル ナリ、 赤。 蟻。 其時 1 如 丰 = タル番兵アリ、 赤蟻 最 七 隊 外 征 為シ黒 ヲ好 此 4

1

ス

ル

舟ヲ繋ガ如

ラシ

4

目 蟻 = IJ スニ至レ ル ス 尾シ城門 = アリ、 リ元来勇気モタケク腕力モス〔グ〕レタレハ、 黒蟻ハ多ク戦死シ又ハ逃亡シテ城郭ニ入ルモノアリ、 如斯 ル 所 或ハ飛ッキテ戦フモノアリ、或〔ハ〕一疋ニシテ二三疋ニ当ルアリ、或〔ハ〕一隊ノ他ノ一隊ヲ侵撃スア 八黒蟻 一方ョリ城郭ニ入ントシ、一方ハ之ヲ防キ之ヲ支へ〔ゝ〕トシ、両軍ノ戦ハ数時刻ヲ移スニ至ル、 ヲ打敗シ、城郭ニ入テ城中ヲ尽クサカシ、敵スルモノハ之ヲ殺シ、 力尽キテ斃 ノ卵ヲ得ルニアリ、 ル ニ至ル、 赤蟻 此時黒蟻ノ中姓労働者ハ死 /\ 卵ヲクワへ之ヲ機ニ凱歌ヲ唱 〔力〕ヲ出シテ卵ヲカクシ、 本 陣 ニ立戻ル 逃ルモ[ノ]ハ之ヲシテ去ラシ 己ノ卵 ヲ一ツ残ラス隠 赤蟻 赤蟻ハ之 ハ黒

「出羽ニテ蟻ノ戦ヲ見シニ一疋ノ蟻他 ノ蟻ヲ引クヲ見タリ、 一疋ハ将ニ死 〔ナ〕 ントス、 予ハ之ヲ取ルニ他ノ蟻ハ

死ナントモ之〔三〕クヒツキ離サス、半町ョ離サス、己レ労レ遂ニ之ヲハナス」

ハ赤蟻ノ頭ニ飛付之ヲ食ヒ、死シテモ離レス、彼酒吞童子ノ首、源頼光ノ冑ニカブリ付キシカ如シ」

見 「一致協同ノ心」蟻ハ其祉中ニ於テ楽ヲ共ニシ憂ヲ共ニスルモノナリ、譬へハ何へカ食物ノアルトキ、一疋之ヲ発〔上機〕 セハ必ラス走り他ニ告ケ、 他ノ蟻ヲシテ来テ其食ヲ共ニセシム、 又大洪水ノトキカ又他ノ困難ノ起リシ

銘

其

ノ職ヲ尽、

其分ヲ守リ協同一致シ其難ヲ免ル、ニ至ル

IJ 弦 草 面白キ ノ葉 ナ リニ食と付き、 話 アリ、 大洪水 洪水中ハ決シテ之ヲ離サス、水上ニ浮ヒ又一ケ所ニ留マ ノト キ皆尽沈溺ノ憂アレ ハ数千数万ノ蟻皆 一ツノ塊トナリ、 ルヲ得、 其端 恰モ = 才 ル蟻 纜ヲ以将ニ流 木 ノ枝ナ

谷間 カ手 ニ手ヲ ツ ナキ此山ヨリ彼ノ山ニ達スルカ如ク、蟻モ川ヲ渡ルニ多ク蟻連合シテ橋ヲナシ他 ノ蟻ヲ渡

「勇気⊕ノ部ニ入ルベシ」○グレナダニ於テアリシ事ハ驚〔ク〕ヘキ事ナリ、 唐キビノ根ニ巣ヲクヒ木ヲカラス、百(ユ刪朱) |姓輩溝ヒホリ之ヲフセク、蟻水ニ入リ死ス、他蟻之ヲコヘ渡ル、火ヲ以テ后蟻火ニ入リ焼カル、他蟻其上ヲノリ

(シ唐キビノ畑ニ至ル、之レ食ヲ得ル為、己レノ目的ヲ達スル為ニハ如斯モ不撓ノ精神ヲ具有

セリ

蟻ト人間ノ比較

蟻ハ勉強 人ハ怠惰

ラ、、 ス ル衣ヲキ、又墨染ノ衣ヲキル身ナドニシテ、清閑寺ノ揚弓場ナドニ入リ込ミ、此貴重ノ光陰ヲ費ス怠惰

モノアリ

「蟻ハ子ヲ愛ス、或ル人ハ子ヲ売リ娼妓ト為ス」

ハ堪忍、 天公 事ヲ初メ少シ六ケ敷アレハ直ニ力ヲ落シ之ヲ止ム、目的ヲ立便宜ヲ用ユルニ非ス

二蟻ハ忠節ヲ守ル

今人カ少年ナドノ後見ニナリ御為コカシヲ為ス人多ク、蟻ハ死ニ至ル〔モ〕己ノ尽スベキ分ヲ守ル、 実〔三〕六尺

四蟻二仁心

ノ孤ヲ托スヘキモノハ此蟻ナルカ

人ハドウデモ ヨイ、己サヘヨケレハヨイト云フ

五蟻ハ予備ヲ為ス

人ハ向来ノ得策、遠大ノ策ヲナサス

四七心

心ナシニ散財スル愚者ナリ

田勇気 死ニ至ル [モ] 顧ミス、己レノ邦家ノ為ニ死ス

〇人間ニハ邦家ヲウルモノ多シ

②蟻 協同一致ヲ生ス

人ハ己先キト争と協同一致ノ心ニ乏シク、 同胞 ノ為ニ計ルモノハ至テ少シ

団己ノ主義ヲ変へス、主義ノ為ナラハ火ニモ水ニモ入ル 人ハ主義ヲ変ス 千変万化

○人ニシテ蟻ノ如カル可ケンヤ 蟻ノ終局ノ目的ニ達「(子孫繁殖)」(人間終局 (朱)

ノ目的ハ真理ヲ得ルニアリ)

【明治十五年十月二十八日·於京都道場芝居】

「原一ニ於テ」 地方教育論

独乙ニ三十ノ大学

スコ ットランド三ツ 英国二三四

ノ大学

米国ニ三百六十八

勤マ 牲トナシ、社会ノ進歩ヲ計ルノ人ヲ養成セハ、我国「誰」何ソ振ハサル、我民権ノ起キサルヲ憂ヘン ヲス、メ、 ノ家業事ヲ預ルモ、 リ、 校ニ進ミ、高等ナル学科ヲ学ヒ、経済ノ大意ナリ法律ノ大意ナリ、物理学、機械学等ノ大意ナリ、又 古今 ノ 歴 ○地方ニ布ントスレハ、先ツ地方ノ有志輩協同一致シテ醵金ヲナシ、其任ニ当ルノ人ヲ撰ミ、上等小学卒業生ノ其 □シ、之ヲ薫陶シ之ヲ養生スルニ勢力ノ乏シキ事アレハ、今日ノ勢ヲ以テ論スレハ真正ノ教育ヲ地方ニ布クニ如カス 中央ニ集リ、何学モ中央ニ行カネハ学問ノナキ事ニ成行キ、又中央ノ地ニ於テ受ル所ノ悪風ハ生徒ヲ腐敗 教育ニ付テ論スルニ何ノ差別モアルマシキニ、何故地方教育論ヲ為スカヲ問へハ答曰ン、我国 IJ, 農学ノ大意ナリ普通ヲ教へ〔シ〕メ、卒業ノ上ハート通リノ 教育ヲ受タル人トナリ、地方ニマイリ如何 県会議員ナリー会社ノ長ナリ、一ノ農家 人々ニモョキ手本ヲ示シ、学者タル者ハ自ラ尊大ニアリ自ラ先生トナルニアラスシテ、却テ身ヲ社会ノ犠 一旦事アルトキハ地方ノ率先者トナリ、 ノ戸主ナリ、一ト通ノ学問アル上ハ縦令無事 村落ノ骨トナリ、教会ノ基トナリ、 ノ日 ノ教育ノ如キハ「東京」 自由ヲ皇張シ又物産 ニハ日向 セシムルニ ニアリ各 ナル役モ 史ナ

〇米国 義塾ヲ 起シ、 ノガ 1 ウヒ 往 々之ヲ米国 1 ル 1. 氏 1 1 如 コ 丰 12 V 1 ジ コ ル ノ如キ者トナシ、 レジ ノ中葉 ノ人 広 ナロハ、 ク学ヒタ 自由 ル 民 人ヲ養成 権 ノ養成所 ス ル / _ 此 如 ノコ ク /\ ナ ル V ジ

ニアリ、此義

得ベキゾ

海陸 挙ナ 軍 7 ヲ 増 ンバ ス ハ弥末 如 何シテ ノ浅論ナリ 国 1 勢力ヲ養 [4]

〔明治十五年·於原市。 本稿の裏面に本書史料52 「文明ヲ組成スルノ四 一大元素」稿を記

57 「ノルマントン号事件について」

[全文朱筆

成ノ意ヲ表シタノミニシテ、 兼テ祇園坐之催アリシトキ、 敢テ之ヲ主張シタルニアラス 予ハ其会テ京都ノ紳士 諸 君カー]ニ付其意見ヲ述ベラレラル、ハ至当ノ事ト思ヒ賛

其以謂ハニッノ理由アリ

第一 平素多病ニシテ医者ヨリ広キ場所ニテ演説スルヲ禁シセラル

第二 今回ノ事ハ其ノ始末ヲ詳明ニ吟味セスシテ軽〔々〕シク喋々スルハ、小生ノ好マサル所ニヨル

政府ナリ又天下ノ事件ニ着目セラル新聞記者輩カ充分ニ着手セラ〔ル〕所ヲ見、他ニ余ス所ナキヲ以テ予輩ノ

手ヲカ ルニ及ハ〔サ〕ルヲ知リ、 只遺族者ノ扶助等ニ少シク尽力セシノミ

第三

朋友 然シ聞 ク所 御勧メニモ応シ諸鄙見ヲ述ヘキ積リニアリタレトモ、種々ノ不都合ニョリ其 ニョレ ハ祇園坐ノ催 ノトキ、 予ノ朋友人、或ル人ハ予カ是非トモ出頭 スヘキヲ望マレ ノ催 ハ水泡ニ属シ、続テ今夕ノ御 タル由、 依テ不得止

諸君ノ鋭意不止ヲ表スル所ヨリ、予モ之ヲ辞スル能ハス、出頭致シ数言ヲ陳フルヲ約シタル次第ナリ

催アルハ

実ニ不得止ナリー 「|今夕|」ハ已ニニ三ノ弁士ヲ遣ス所スル――ノ顚末ヨリ、 [ヲ] カ云ハン、寐ニ就キ賜へト申シテ去リ度存スレトモ、 最早時刻モ移タレハ、請フ少シク忍テ耳ヲ借シ賜へ 向来ノ運命ニ関スル 如斯立至リタレハ孟子ノ云タル如ク予豈弁ヲ好ンヤ、 所ヨリ論シラレタレハ、予ハ 将タ何

扨其

時

ノ始

末

ヲ

簡

短

= 吟味

スレ

人、 却 説 英 ノ公使 事件 初 已 メ横 新 浜 聞 紙上ド ノメー ル V 記 1 ク氏 者 兵庫 (カ) 審等ヲ ニュ I 、記載 ス ノ記者 シ、 又我同 3 IJ 諸 港 胞 = 中 副 1 輿 ス ル 論 公議 商 人等ニ至迄、 1 申 迄 E ナ 人卜 ク、 シ 此 テ之ヲ 同 国 可 ナ ル 1 英

ル

モ

ノアラサ

ル

ナ

1)

アラ 英国 ウ ル 1 ヲ リヤ 恐レ ス、 人八 ス、又水上ニ非常ノ技倆ヲ呈セシハ諸兄ニモ認許セラル所ナラン、彼ノグレ 英人ノ海上ニ豪胆 兼テ海上ノ事 4 A 1 IJ 1 グ 三練 嬢 ナルハ史上ニ昭々タル所ニシテ、 成シテ、 千八百十六年生ル 他 ノ文明諸 国 『テ英国 = 殊 歩ヲ譲 ニ男子 リ、 ノミナラス婦女子 殆ト之ヲ海王ト 1 ス ター ュニシ 称 ス ル テ ル リン 水泅 = 至 グ = ル ノ話 克クシ /\ 決シ ラ開 テ 水 上ニア 誣 賜

口 グ 口 " ク 、灯台

汽船 フ 才 I フ 7 ル シ ヤ 丰 号

命ヲ救 IJ

女子ヲ励マシ ホ 1 カ ル ス 岩 礁

婦

九人ノ

海上ニ 人 モ 国 如 斯芳名ヲ獲採 人 中 此 失敗 ヲ 1 1 A ル IJ 英 シ 人中 ハ、 日 1 本 V イク = 対シ 氏 非 1 失敗 常 1 恥 1 唇 如 十 ナ リト 思 英人中之ヲ赤 1) 恥 1 認サ ル モ ノハ ナ カ ル ^ ク、

船 中 修 練 ヲ欠

号令厳 ナ ラス

時 機ヲ失スルハアワテタ ルカ如

海 軍 裁判 1 海 上法 律 = 照 シ、 落チ目 ナキ ヤ 否ヲ判定 ス ル ノミ ナ ノリテ 雇 ヲ 解 7 1 否 1 = 関

(此ノ裁判ヨリ日本全国沸蕩ス

先日来ヨリノ予案

(船長ノ非ヲ蓋フモノハアルマシ

◎──事件ノ結果ハ如何

○裁判ノ独立ヲ要ス、然ラサレハ外国人ハ日本人ノ裁判ヲ危ム

○雷同シ易キ、沸蕩シ易キ事

〇噪キ 立、 直 + 4 ル 事 一一一 / 前 二言フタ 事 ヲ 取 消 ス 事 カ

○雷同シ易シテ動クト、独立ノ見解ヲ下シテ動クト何レカ強キ

独立上 独 孤立 立 ノ見解ヲ下〔シ〕テ動クトキハ容易ニ動 ト異ナリ、日本人中孤立家ノ少ナイカ カサレ モ知 〔独立 ス、又直ニ前言ヲ取消 ハ己ノ見識立、 ス様ナ失策 見解 ヲ下シテ之ニ従テ動 ハ少 カ ル ~

ヌ、然シ雷同家ハ多キニ似タリ

○【※居ルノ類ナリ

孤立十八

他

=

関係

ナク無能者ニシテ、己レ

ノ中

クラ云

○仙台ビールノ例

○雷同シ噪キ立ツ、今回ノルマントンノ事件

大法会ナドニ少シク

E

信仰

ラ置

力

サ

ルベ

4 ル人物カ率先大法会ニ臨 ム云々ノ事 ハ向フ見スノ甚シキ、何ソ己ノ為スヲ知ラサ ル 1

類

ナリ

ヲ一変スベシ

〇財産

ラ貯蓄

ス

ル

時 噪 立チ、 英国 人ヲソシ リ、 耶蘇教ヲソシリ、 宣教! 師 二不平 ・ヲ鳴 ラ ス ノル イ、 事軽 薄 走

ル

公共心

同 論 ノ合スルト、 (己レ見解ヨ下シテ自ラヨ合スルト異ナリ、 彼 八弱 のク是

〇約束ニワルキ事

(籠絡手段

曖昧

主義

〇時間ヲ重セサル事

〇花族然タル会社

労働的ノ会社(仲間ニテ事ヲナス、止ムヲ得サル場合ナリ

「直接ノ事ノナラヌ事

雑居ノ上(上ハ辺ヲカサル分、一致シテ真力ヲ呈スル分)

翻訳先生カ西洋人ヨリモ支那人ヲ心配セラル

支那人ハ社会ノ為ニ計ル所アリ、日本人ハ之ニ反ス支那人ハ己ノ利ヲ栄ルカ大目的、勘定高キ所アリ

従来ノ宗教〇勘定ナキ能ワス

○勉強ニョル

○智識ヲミカク

○信義ヲ重スル

文化ヲ組織スルノ分子

英米ト交際ハ彼ヲ愧ルニアリ、彼ト親ク交ルニアリ

我カ城郭トモ頼ムヘキハ、軍艦ニアラス、砲台ニアラス、財産ト智識ト勉強、 信義

[明治十九年十月・於京都祇園座]

〔教育論〕

58

「全文鉛筆書」

教員トナルノ順序

フカ、 文ヲ取テ云ハ、何ニノ事ヲ取テ云フカト云フ、 虚用ノ例ヲ挙ゲレ 分ケノ分カラヌ事ハ用心セハナラヌ、 役人、兵丁、 カ今日世 ノ人物ヲ養フニ ノ法方ハ実用ニ立〔ツ〕 菓子 ノ要務ニ当ル事多シ、一 カ魚ヲ土 封建時 [役] 立ツモ ハ、作文ヲ見ラレ〔ヨ〕其レ分カルベシ、数術ニ注意 (産 代デハヨ ト云フ人カアル ノヲ要、 人間ヲ養成 イ、 令出 今 日 研究セハナラヌ、ソコデ実用ニ立チ得ル人ヲ養成スルニ至ラネハナ 元来ハ ツル 八間 ス以謂芸術ガ入用ナリ、然シ 毎 = 虚用二走 人々カ是ハヨクテゾロ 合 皆虚用ノ分ニ属ス、残花ヲ見ルカ景色ヲ賞ムルカ、或ハ人病気ヲ見舞 ハ ス、 自ラ ル 人間 問 力多、 へ ハ 案力立タヌ、 、、之二随 東洋ハ最多シ西洋モ免ルベ 重ナルモ 〔セ〕ラレヨ、物理化学ハ分カルマイ、 ノヲ占 自分カ受タ教育違フテ フ、 時勢ノ変遷免 人物 カ 本 カラス、 ニナル、 2 才 能 土 法方ハ 族 + 其 ル モノ、 其作 実用

多分ノ文ヲカ ノナリ、 ニ教テ害カアリ益ハ 泰平 人間 ク、 ノ世ノモ ノ代理ト ナクテョ ナイ、 ナル、 ノ気ニ付 イ文字カアル、 気ヲ付ケレ 菓子、 カヌ〇又花ヲミル景色ヲ 魚ヲヤ ハ見易ク、 粗末軽 V 義理 少ヲ文ニ 算術カ見易イ、 カ ス 加 カ、ス ムト云、 ヘル、 ルカ、 之ヲ子供 之ヲ無用 黒板ニ写ス、 何 = ナリ、 カラ 1 用 教 時ヲ移 笑納 [4] へ出 ハ之ハ ス、 タ、ヌ、 ス、 病気見舞 オカシ 生徒ハ益ヲ蒙ラズ、 其他文章 ニアラ ト云へハ ス 軽 其

学力モ進マス、之ヲ養フ〔ハ〕 イ、是カ肝要ニナレハ無益ノ時ヲ費サス、都鄙ヲ論セス活潑ナラサル人間ノオル、遊怠ナル生徒ニハ教員モ遊怠ナリ、 学校ニ行キ見ルト生徒カ教員ノ挙動ヲ見ル、教員ハ時間ヲ大切ニ思ハヌ、生徒カ是等ト遊テホシイト思フモ ノ才能人ニ発達サスル事ヲ克ヤラス、発達スルノ法ハ暗算ヲヤラスルト分カル、修身科ノ諸義〇説ノ事柄カ違 体操ナリ、校内ノミナラス野外ノ体操ヲ要、 旗取り競争等大勢ヲヨセテヤル、 ノハ少ナ ガウ

活潑 ニナレ ハ惰ナル教員 間ニ合ハヌ

V ハ教育 カ

火急数学ヲ為ス 出来

教育法 教育ト云モノハ年若キモノデ、 ナリ人物ヲ克肝要トミナシテモロウカ教育ノ重点 ニ主ト□ナオ□□周密ニ□左ニアラス、 人ノ薫陶ニョリ往キオ 教育ハ芸術ヲ人ニ教ユルカニナル、 ル モノヲ云ナリ、其ノ治ムへキ〔ハ〕 然シ其レハ足ラヌト云カ分カル 何ニカト問フニ、 其ノ人

好人物ニナリテ芸能カアレハ其人ノ働キカ広 シ、人物カョカラスシテ芸能ニス、ムモ世ニ害ヲ為多シ [9] 国家へ働キ多クナル、然シ芸術ヲ少シ 知テモ世ニ害ヲ為ス事少ナ

教員カ慥カナ人物デナケレハ薫陶ハ出来ヌ、教員ノ身ニ発スル光ヲユク、教育ハ薫陶々々

鋤テトナリ草ヌク、 損ト ナ 大工ヲ為スナリ各之ヲ好テ為ス、懶怠ヲ慢ツテ足〔ル〕、然レハ実用ノ教育トナル、実用ニ立タサ ル、 寧口 無キカョ

右 タカカ、 申セ 丰 ハ今ノ教育ハ経済主義 、ミヲ持タネハナラヌ、 ノ教育 キ、ミノ好キカ経済ナリ、学校ノ経済ハ第一経済ナリ、 ナリト云フナラン、今ノ経済 ノ意ハ従来トハ違 フ〇経済ハ金ヲモ労力ヲモ消シ 教員ノ人物学力カ乏キ

安全「ニ」ス難シ

教員 不 経 ラ得 済 + 月給 損トナ 廉 ル、 ナ ル 経済トハ モ不 経済 規律〇衛生カ必要ナリ、 衛生ヲ歿スルハ教育ノ主義ヲ敗ル、 経済 彐 丰

次キニ女子教育

此 府下二随分 3 キモ、 女子ハ天然ノ母、 府外八甚不完全、 天然ノ教員、 女子ハ就学ノ比例三分ノー、 子供ハ母ノ手ニナル其時カ極大事 男子カ三分ノ二、転セサ ノ年齢 ルベ カラス、 女子

国皆尽競争世界ナリ、日本、 維新以来少ショイ、 未タ中々難シ、今日世界ト競争出来ズ、怠タラ〔ハ〕

日本カヨ

イ国柄ニシタイナラ之ヲ為ネハナラヌ、

万

女子ト男子ト学力ハ同シナラス、女子教員カヨリ好結果ヲ見ル、

学 其 ナ IJ 卑 働 同様ニ大切ノモノハ簡易科ノ学校ナリ、就学童ハ半半ヨリ少シ、十人ヲ割テ五トスルニ五人ハ五人ヲ引サク、 国 1 ヲ モ カ鈍シ、 為ス半分カ今ノ有様 ノデナイ、 収獲カ少シ、此ラ人ヲ国 之ヲ重スベシ、 ナラナラス、 左レ 八不就学 ニカ、ヘオレハ国 国 ノ存亡ニ ラ数 関 ハ 減 ハ スベ ル 々進ム目度 シ、 貧乏人ノ子ヲ学校ニョ ハナイ、 此ラヲ簡易科ニヤラネハ \neg ス 事 三仕 カ ケ ナラヌ、之 ル ハ大切 無

成 教員 スルル ノ事ニ付テ談ス、 人物カ大切ナリ、 教員 其気質ヲ養成スルニアリ、 ハ教育 ノ脳 髄ナリ、 師範校、 学科ヲ一々克本気ニ学 如何 ナル学校デモ教員其人ヲ得サレ ハネハ ナラ ヌ ハイカヌ、 故二 教員ヲ養

農業、大工、カジヤ

区長 体操モイル、人物 ノ注意ヲ要ス、 日本テ慥カナル地位ニオル教員へ築建ノ地行ニナルヤツ、人カ出テ呉レネハナラヌ、 ハ完全ノモノヲ要ス、卒業ノ後ニ卑キ地位ニ立ツ、生徒ヲ預ル点ヨリ論スレハ第 一二高 後ノ日本 郡

事ノ外学務課教員ノ外他ョリ其キ、目ヲ見ラレ 郡区長諸賢ニモ細密ニ考ヘラレヨ、十円テモ一円テモ其ノキ、目ヲ見ラレヨ、使フ丈ノ金ハ是非使ハネハナラヌ、 ハ真実ノ進歩ナラス、郡区ノ政ヲ克ク挙クルニ行政カ行届ノミニテ足ラス、今年ハ去年ョ ヨ、学校ノ経済ノキ、目ヲ見ラレヨ、ヂ、、セオシク行ケ、 IJ ヨイト 進歩セネハ 然ラサ 政ヲ克 知

ク挙ケタト云ニアラス

〔年月日不詳・草稿

ナリ

59 「梅花女学校ニ於ケル女子教育」

学校 ノ起リ 沢山 [保羅] ノ尽力、 成瀬 [仁蔵] ノ憤発

銭ツ、ノ投金〇成瀬 ノ如キハ 己レ ノ公債 ラ地

初 メヨ IJ 片ノ精神アリ 此 間 = 働 ク、 否不撓 ノ精 神

初

义

三

リ充分費用

ノ胸算立チテ之ヲ懸クルニアラス、

ノ信

仰 卜 勉強ト

=

3

ル

其後沢

成瀬

郡 弥発達シ、遂ニ今日ノ盛会ヲ見ルニ至ルハ蓋又以謂 = 趣 カレ、 又随テ新潟ニ移ラル、然レ F. モ、 アル 発起人ノ精神 全ク熱心 哉 ハ決シ テ消 滅二 属 セ ス、 年月ヲ経 山永眠 ルニ 随 ヒ弥盛

予今日御談ヲ為ス前二、一応世界ノ人々ノ惑ヒヲ解 カン 事ヲ要ス

然シ基 或 ナ ル人ニシテ未タ基督教 シ 一督教ニハ 教育ト 一云フ 広 「ク」人ヲ愛シ隣 綱罹ヲ張リ、天下ノ婦女子ヲ此 ノ性質如何ヲ知ラサル人ハ、 ヲ愛 てもし 3 卜云 ノ綱罹ニ入レ教ニ引込ムナリト 教カアレ 我輩信徒カ如斯女子教育 /\ 随テ信徒中ニ社会ノ ナドニ従事スルハ、 成 程陽二左様二 改良ヲ計 ル 1 全「デ」 見 精 ユ 神ヲ発達 ル モ知 教育ヲ名 セ ヌ、

4 此 精神発達 ス ルヤ社会改良 ノ基ニ 着手 セ + ル ~ カ ラ ス

両輪 社会改良 ノ基 ハ智徳併行ノ教育ヲ除キテ何 ソ、 故二 教育 ノ如 丰 /\ 基督教ト分離スへ カラサ ル モ ノニシテ、 文明 車

西宋点

果ハ如何ソト、彼答曰ク、我カ学校ヨリ基督教ヲ抜出シタナレハ其ノ結果ハ他ニアラス、人殺、 ナリ、予曾テ米国ノ或ル教育家ニ問テ曰ク、 今貴国ニー般行ハル教育中ヨリ基督教ヲ抜キ出シテ之ヲ捨タレハ其ノ結 強盗、 姦淫、

放蕩、虚喝、其他百般ノ悪事

(顕出シテ社会ノ良民ヲ蚕食シ、良風俗ヲシテ腐敗ニ至ラシムベシ

○英国ノ旧宰相(グラットストーン 安息日学校

○イートン氏ノリマーク(安息日学校ノ生徒

右等ノ事実ヲ考フレハ予ハ日ハン

女子教育ハ社会ノ母ノ母ナリト

世 1人曰ク華盛頓ハ米国ノ豪傑ナリ、予ハ曰ク此ノ豪傑ヲ産、此ノ豪傑ヲ養成シタル良母アリ、如斯キ文化ノ花

ヲ咲カシム樹木ノ根ノ如キモノナリ

今日独乙又英国、大米国ニ人傑ノ輩出スルハ花ノ美シク咲、其ノ根ノ培養如何ニョル

9三十個以上ノ大学

英ニオクスホルト、ケンブリジ、エジンボロー、グラスコー

米二三百六十ヨノ大学アルニアラスヤ

○英国ノナイチンゲール、女丈夫当時米国ニアル女子高等女学校ノ数ハ「二百二十七」昨年ノ調査

ナ モ 1 7 教育論者

メレ 1 ライョン (寒貧ノアルー村落ニ生レ、 非常ノ困難ヲ嘗メ己ノ教育ヲ受ケ、遂ニ女子ノ為一大学ヲ創

立ス

「播カヌ種ハ、木ハハエヌ」「鉛筆補」

米国人教育ニ熱心ナリ、 只二本国ニ止マラス全世界ニ及ホス

〇人々学校二寄附 ス

同 (女教師 志社 起

IJ

ノ単身数千里ノ外ニ出ツ

人情父母ノ国ヲ去ルヲ好モノアラン、又此世ノ安逸ヲ求メサルモノアランヤ

世界ニ尽スノ義務アル也

「(吾人之ヲ見テ坐視傍観スベケンヤ」

予ハ喜フ大坂ノ兄弟カ早クモ女子教育ニ着手セラレタル事、総令今日ノ負債アルモ不遠償却スルノ日ヲ見ルニ至

「今ヤ天下多事、政事上、社会上、殖産工業上、商法上ノ改良ヲ計 ル 1 日

臨終予へ此校ノ女生徒ニ向ヒ一言ナキ能ハス、今兄弟方御尽力ニョリ此 如斯兄弟方ヵ有志諸君 ノ賛成ヲ得テ今日 ノ盛会ヲ見ルニ至リシ 八、兄弟 ノ校ノ設ケアリシハ他ナシ、 ニシテ社会ニ負へル義務ヲ尽セル 善良ナル有益ナ ト云ベシ

ル婦女子ノ輩出シテ、社会ノ塩トナリ光トナラレン事ナリ

又有志諸君ノ己レノ財ヲ吝マス、之ヲ投シテ此挙ヲ助ケラレ〔シ〕モ他ナシ、女子ノ改良ヲ望テ社会ノ改良ヲ計ラル

ル為ナラン

女教師, 沢山アルト云ハサルベカラス、義務ヲ欠クホド人間ノ価ヲ落スコト〔ハ〕ナイ、願クハ令嬢方ノ此校ノ創立者ノ望ミ、 シメン為ナリ、然ラハ彼等ハ此令嬢方ニ向、各ノ義務ヲ尽セリト云ベシ、然ラハ令嬢ハ何ニノ尽スへキ義務ナキヤ、 ノ遠ク我カ国ニ航〔シ〕、此 ノ校ニ尽力サル、モ他ナシ、 善キ婦人トナリー家族ニ幸ヲ与へ、 社会ニ幸ヲ得セ

外国女教師方ノ望ミ、父母親戚ノ望、否全天下ノ望ニ応シ賜へ

[年月日不詳・草稿]

60 「南山義塾ニ望ム」

祝言

セ

リト云

ラス

●教員ヲ撰択

ス

ルニ注意セ

ザ

ルベカラス

予ノ 南 Ш 義塾=忠告 [スル] ニ非ラス、 唯望ム所ヲ陳ス、 有志諸君ノ篤志ヨリ此美挙アリ、

〇社員ニ望ム所 ハ充分維持方ニ注意シ、学校ヲシテー 地位二安着セス、日々月々進歩改良セシム ル ノ策 ナカルベ (カ)

〇教員 クヲ貪ラシ キ所ハ、自身生徒ノ率先者トナリ、 アレハ、如何シテ生徒 以テ其ノ目的トセス、月給ノ多少ニヨリ其所ヲ移シ月給ヲ貪リ、イサ、カ己ノ淫慾ヲ逞スル等ノ輩モ陸続輩 ス ル所ヲ異ニシ、生徒ヲシテ智進ミ徳高カラシ 教員 メス克クノ、味シ ノ任ハ殊ニ至重、 ノ品行ヲ端正ナラシメ、有用ノ人物ヲ陶冶シ得ベケンヤ○教員諸君ヨ、教員ノ心 ムべ 教員其教方ヲ誤ラハ如何シテ人物ヲ企図スベケン、今ノ教師多クハ人物ヲ養成 シ、 生徒ノ標準トナリ、生徒ノ志操ヲ高尚ナラシメ、又生徒ノ気質ニ随ヒ幾分カ教 F. 1 フス テ メハ教員ノ任ハ大ニ至リセリト云へキナリ〇体育〇智育〇心育 y キ 得ト為スベ 出 スルヲ スル

〇父兄 社員ノ尽力セルヲ徒為ニ属セシムル勿レ

教員ノ教へシノ者ヲ撲滅スル勿レ

吉野ノ例、 教員ヲ撰フ唯 一人ノ掌握内ニアリ、他人之ニ喋々スルヲ得ス、 撰ヒニ応シタル教員ハ真ノ腐儒者ニシテ

又随テ自由 ノ現況ヲ了知セス、洞察セス、古風 ノ精神ヲ発達セシムル等ハ更ニ注意セサルベシ 、ノ野蛮流ヲ慕ヒ之ヲ教へ、 ターフル〔テーブル〕ヲ廃シ、 〇他 ノ例 ランプヲ廃シ、

同 志社ニ来レル一人ノ生徒、父兄ノ誤リニョリ寺僧ノ勧 メニ随ヒ、遂ニ学問 ヲ廃シタリ

〇生徒ノ心得

如斯社員方、教員、父兄其業ノ成ル事ヲ望マル、ニ、不勉強ニシテ正ニ成業セサレハ是レ何レノ過チゾ |藪/牛ニ満足シテ居レト云ハ、||---|

|人鶴トナリ飛〔ビ〕揚ラントスルヲ、アブナイ矢張我ハ□

〇教員タル者己カ雀ノ如キ人物デアリ、生徒ノ中ニ鶴ノ如キ

※○教員ノ職ハ大政官ニマサル

○卑賤ヨリ人物出ス○(リンコルン、ガーフェールド)京都ノ知事

〇田舎ノ人ニ望ヲ属ス 〇イートンノ話シ

○真理ョリ自由ノ生スルノミ、○人民ノ友トナレ

[年月日不詳・草稿]

篁」 東風

学者ノ論ニアラス、学者ノ説ト学者乃解

学者ト「ハ」何ソ、

□人此世ニ処〔シ〕、人ノ人タルノ途ヲ得ヲ学フト云ナラン、然〔シ〕物学ヒスル人ノ意ヲ以テ学者ト云タシ]ニ転ハイニ茲ニ於テシ□故ニ事物ノ理ニ付之ヲ研窮スルヲ恐レヌ

乃物ノ理合ヲ弁へ、宇宙ノ理ヲ知リ、ヨク我天下ノ学者ナリト云フ人ハ決シテ真学者ニアラス

Study

gass.

ニ〔三〕ートンノ引力発明

ハンフレ

テヴー

7 口

ンボスノ発明

学問トハ物ノ理ヲ窮テ、己ヲ、其ノ心ノ求メヲ満足セシム 〇フランクリンノ電気発明

〇人情ニ感スル様ニ出来 〇人知ル様ニ出来

○人意思ヲ以テ思ヒ、決断スル様ニ出来タリ

〇修学ノ論

支那ノ王陽明、告人恐求天理(成忠孝義仁)

〇貴目賤心 〇学問弁行

◎学問ハ迷ニ路マス(進ム途ヲ知ル)

□□修本編

(三尺繻子 不拝偶像

果然武人 識ナケレハ仏像ヲ拝ス

△学問ハ人ヲシテ益暗カラシム

◎スペンソルハ unkind

学問ト云ヲ唯 人間 ノ智恵道 理ニョリノミ之ヲ求ムレハ、無限ノ智ナレハ、随テ進ム所ニ限アルベシ

天啓ヲ要ス、天啓ノ司、学問セサルベ〔カ〕ラス

「((馬太ノ十六ノ二十八(人若魂ヲ失ハ、全世界ヲ得ルモ何ノ益アランヤ

古ヲ〇新ヲ知ル「究今将来ヲ預言ス」〇又人ノ見サル所ヲ発見ス 此世ノ文化ノ上ニ出ツル望アリ、乃天国ニ入ル ノ望ミ、 人間終局 ノ目的、人間一人ノ分」

○真理ヲ発見ス○原ニ遡リ求ムルモノアリ、天ヲ啓示スルモ〔ア〕

〇口カラ之ヲ求ムベシ

(一理ヲ発明シ、世ニアリ、世人ノ文化ヲ進メ、世ヲ益ス、人ノ幸福ヲ益ス

蒸気船。 蒸気車。電信。

理 時ヲ忘レ寐食ヲ忘レ○苦労ヲ厭ハス。人ノ誹謗ヲ意トセス、一人一村一郷一国天下之ヲ駁スルモ、己ノ向ウ所ノ真 ヲ主張ス、真理ノ貴キ此

此 ノ精神ホシ、 糊口ノ出来ヌニ屈スベカラス、□場ノ○ヲ食フベシ○島流シニ合フベシ○獄ニツナガルベシ。《理ノ貴キ此ノ如シ

「神明ニ対シテ愧サル(朱) ノ一片ノ真ヲ心 存シ、 自由 日ノ身トナリ、 益真ニ溯ルヲ得 得ニハ」

死

スベシ

己ノ学と得、 知り得タ ル所ヲ以己ノ身ヲ所スベ シ

〇是学者ノ位置、 駸 学ヒスルモノノ本分 々乎トシテ進ミ、之ヲ学ヒ之ヲ得、之ヲ行ヒ、遂ニ文明ノ域ニ進ミ○遂 [三] 本箱ト ナルベカラス、 天下ノ玩弄物ト ナルベカラス (トコノ間ノ飾物ノ如ク無用 無限ナキ天国ニ達スル、学者ノ務、 ノ〇物 トナル

(学問 .ハ唯此世ニ処シ、此ノ処 [スル] ニ糊口スル為ノミニアラス

(学問 ハ働キヲ厭フヘキモノニアラス ノ理ヲ究ム ○之ヲ得ル迄進ム

Will

死

至ル迄宇宙

「年月日不詳

62 (理ニ叶フガ学者ノ目的)

理。 「ギリシャノ黄金時代ハ天然ノ律ニ随ヒ一夫一婦ノ風アリ(朱) 叶フカ学者の目的、幸福ハ随ハ得ルモノ、幸福・『朱点』 ハ目的ニアラス

道 二百年ノ内二十八人(理学家、彫刻家、 [徳上ノ法ニ戻リ遂ニ亡ヒタリ] 詩人

浮草ノ如 我主義ヲ撰ヒ主義 ナ ルヘカラス ノ為ニ生息ス

小サ キ事モ 3 1

力

滴 ノ水顆ラ

草□ノ土 文明入海ルヲ助 〇為山

7

「我カ日本人種ノ衰頽ニ取、天然ノ律ヲ敗リ、男女ノ間柄ヲ乱リショリ起リシナランカ」(朱)

知ル事一アリ、何ニモ知ラヌト云フヲ知タ ノ諸君、 此ノ学者タラン事ヲ求ム、良心ニ恥ツル事ヲ為ス勿レ IJ

[年月日不詳 ·草稿

世上 或 サ 愛国タ 何 ノ点ニ ル ハ之ヲ以風雲ニ登ルノ楷梯トナス者アリ、或ハ之ヲ以 事アラサ 喋々 ル何等ナル奇怪ナル者ソ、又ハ何等ノ利益ヲ国家ニ与ル者ソ、予平素此点ニ論及スル毎、 帰 1 -愛国 スル ル ヤヲ 「ヲ論 也 知リ得難キ者ナリ、 スル者多々有リト雖、 或 其愛国 真二愛国 タル多クハ書生ノ ノ心ニ乏キモ、 「私慾ヲ逞スル」 空論 ロニハ之ヲ大言シ、 ニシテ実切ニ功ヲ奏セス、 糊口ノ道具、 羽翼トナス者アリ、 唯世ニ空名ヲ貪 未タ曾ツテ長太息セ 或 曖昧乎トシテ ル ル 者 ナリ

予潜心 深思愛国 1 何 タルヲ考フルニ、予ノ見ル所少シク世上流行ノ愛国トハ違異スル所アリ、然ハ乃予ノ見ル所ノ愛

〇愛国 名利 ヲ射リ、 私慾ヲ満 タシ、 糊 口 ノ道具ト ナス カ 如牛 卑 賤 ノ者 ニアラス

如

何

ナル

者

愛国 「偏頗」 事 ヲ計ルニ似テ、全国ノ為ニ事業ヲ起サ、レ 乃己ノ名利ヲ顧 **ノ愛国心」古来人物ノ往々此弊害ニ陥リ、愛国心ヲ憤起セシムルニハ必ラス外国人ヲ悪マシ** ハ議論ヲ為シ、或ハ著述ヲ為シ、 ノ為ニ止マリテ、 是レ彼先生方ノ心 ス、 兎角愛国ヨリ偏パノ心生シ、我日本ヲ愛シテ外国人ヲ敵視スルノ憂ナキ 全ク己ノー身ヲ ノ狭クシテ識者ヨリ笑ヲ受クヘ 屢々内国人ヲシテ外国人ヲ憎マシ 加チ国 ハ愛国ノ途開 家 為二竭 ケス、 キ策略ト云 スニアリ、 愛国 乍去愛国ト云語 ノ功立タサルニ ムルノ策略ヲ設クル者ア キ者ト了知 ス、 似タリ、 ハ乃己レ 且愛国 且愛国ヲ人々ニ教 1 ノ一国ヲ愛シ、 云何 ムルニアリト云 ル事少 ワス 力 (全国 々 、ナラ 何 ス

又 何トナレハ、当時 ナキ人物ヲ養生スルノ憂ナキ能ワサレハ、予請〔フ〕愛国ハサテオキ愛人ニ論及、 ヲ実際ニ施サント欲セハ愛国ヲ説〔ク〕甚危キ者ナリ、 或ハ唯志操ノミ 大ニシテ 唯空論ヲ吐キ、 2 ハ国会開設ヲ願望スル等ヲ以テ当国愛国者最上ノ論点ト為セル、又其責任トスルニ似タリ ル モ宜キ事ナレトモ、唯大ナル志ノミ抱キテ実際愛国ノ事業モアガラス、空ヲウツノ如キノ類ヤ、見ユ、故ニ之 / 愛国論者 / 着目着手スル所ヲ見レハ、多クハ輸出入ノ不平均ヲ歎忼シ、或ハ人権論ヲ旨張シ、 実際愛国ノ行レン事ヲ希望ス如 更〔三〕

又国会ヲシテ開設 上ノ愛国ト見做シ、 且是等ノ事ハ皆愛国憂国ノ点ヨリ出ツル者ナレハ、一日モ之ヲ軽忽ニスヘカ[ラ]サルノ事ナレトモ、 如斯当時論者ノ此等ノ点ニ着目スルニ至リシハ当時文明ノ風潮ニシテ、勢然ラシムルノ気運ト見做サ〔ザ〕ルヲ不得、 是ハ大ナ過誤ト云サルヲ不得、 ノ佳境ニハ達スルノ者トハ云ヒ難キ也、 セシム、人民国政ニ参与スルヲ得セシメハ、乃国家万世不易ノ大業成就スト思ヘル者アルベシ、 殖産ヲ盛ニシテ輸出入ヲシテ平均ヲ得セシメ、人権ヲシテ広張、 如何トナレ 其ノ理如何、 ハ是等ノ事 予乞之ヲ論セン ハ唯愛国ノー分部ニシテ、 愛国ノ最上点乃愛国 人民 「ヲ」自由 若誤テ之ヲ最

〇若シ輸出入ノ平均ヲ得セシメ、 恐クハ紙幣ノ相場旧ニ復シ、物価下落シ、金子ノ流通相付カハ、商方盛ニ成リ貧富

各其宜キヲ得ヘシ

○唯職人ノミヲ出来シ、道徳ノ教立タサレハ(金アルモ之ヲ散スルノ憂アリ リ幸福ヲ受クルヤー否……

|然シ之ニ物価下落シ金融相通セハ、人民ノ品行改良シ一国之ニョ

○民権ヲ広張シ、人民ヲシテ自由ヲ得セシメハ

答

愛人トハ他人ヲ愛ス

ル也、

且如何セハ人ヲ愛シ得ルヤ

道 〇人ヲ罵詈 徳 ノ教 立 コスル タサ ノ民 V ヲ増 ス

申立、

子供

ハ親ニ向我儘ヲ

申 用

立 2. ル

妻ハ夫ニ向我儘ヲ申

立 府

貴重ノ民

自由ヲ得

ルモ又之ヲ我儘

=

ノ憂アリ、

人民

政

向

我

金男

P

1

ソー

ノ不品

我儘起リ国家ノ滅亡ノ基礎トナルヲモ計

リ難シ 八、国

権ヲ下シテ下等ノ我儘ト混

スルノ憂アレ

ノ幸福期

〇国会開設、 人民国政ニ参与シ得ルモ

名利ヲ射

ノ徒ヲシテ志ヲ達

「セ」

シ

セ

1

4

ル

ノ策ハ自ラ国会ノ外ニアリ、

道徳ノ区域ニ達シム、

後初

4 民間 ス ル 憂アレハ、 ノ不平党、 之ヲ永久ニ維持 名利ヲ射 ルノ徒、 シ、 風雲ニ乗シ平生ノ志願ヲ達セント 官民和合、 上下一致各其所 アラ得

テ全功ヲ奏スベシ

) 殖産ノミヲ主トスレ 1 利 ノミニ 趣ルノ憂アリ、 公事ヲ許リ人ノ田 地マデモ 掠取ルノ憂ナキ能 ワス

〇人権皇張ヲ主 ノ心ヲ争動セシ「ム」ル等ニ至 「ト」セ ハ遂ニ民 ルハ・・・・・ 権ノ貴重ナルヲ忘レ、唯人ニ抗敵スルヲ民権トシ、 之ヲ以他人ヲ罵詈誹謗シテ世人

〇国会開設ノミヲ主ト〔セ〕ハ、遂ニハ私名利ヲ射ルノ徒ヲシテ志ヲ天下ニ得セシムルノ憂ナキ能ワス、 民 未タ選択ノ法ヲ仕用シ得ズ 又日本ノ人

然ラハ 如何セ ハ何ソ、 此 且 如 等ノ弊害ヲ防 何 セ /\ 人ヲ愛シ キ得ルヤ、之ヲ防ノ道他ナシ、各人ヲシテ愛人ノ心ヲ抱カシメ之ヲ行ワシムル 得 ル 中 ニアリ

西聖基督ノ語ヲ用ヒ之ニ答、乃チ曰ク、(己ヲ愛スル如ク爾ノ隣人ヲ愛〔ス〕ベシ

凡テ人ニセラレント欲スル事ハ爾モ亦人二其ノ如ク為ヨ

己ノ欲 セサル所ハ人二施 ス 勿レ

孔子曰、君子ノ道ハ忠恕ノミ、 忠恕八乃愛也

又曰、 己レ達セント欲セハ先〔ツ〕人ヲ達セヨト

此 ノ愛人トハ至テ貴重ノ事ニシテ、各人人ヲ愛スルノ心ナキ者アラス、人ヲ愛スルノ心ハ自然天ノ人間ニ賦与セシ所

然ルニ今人間ノ所業ヲ見ルニ、大ニ之ニ反スル所アリ

ナ

- ●人ノ苦キハ三年忍フト ●人ハドウデモヨイ、己サヘヨクハヨイ
- ●人ヲアサ ムキ人ニ損亡ヲカケ、己ヲ益シ、大ニ我子ナト人智者ト云テホコル人多シ

是各人ニ此心ノ存スルハ、人ニ愛人ノ教ナキニョルナリ、(天地ノ主宰ノ大意ハ愛人ナリ、人其意ニ敬ミ人ヲ愛〔ス〕

1 然ラハ如何シテ愛人ノ教ヲ施スベキヤ、人各己ノ慾ヲ去リ、己ニ克、一身ヲ脩メサルベカラス、如何トナレハ、一身 己ノ身へ甚不品行千万ニシテ、唯己ノ力ト才ヲカリ、国ノ為ニナス、人ノ為ニナスト云人々ハ、一事業ニ付テハ何カ 国 脩 ノ標準トモナル能 メ得サル ノ人ハ決シテ他人ノ為ニ益ヲ与ル能ワス、一身ヲ脩メ一家ヲ斉へ得サルノ人ハ他人ノ行ヲ正シ又一鴻 ワス

成シ得ルトモ人ノ手本トナル人ニ非ス

羨ミ、 己レ 少年 1 V 人ノ貴重ナル事ヲ知ラス、唯世間ニ名望ヲ得ント欲シテ公益トナルヘキ事業ニハ取リ懸レトモ、一家内ノ有様等ヲ見 共 我儘 - 輩如斯 ノ貴重ナル心ニハ墨ヲヌリ付ケ、 杯 最上ノ出世トナシテ之ヲ学ハ、、 ヲクミ、 千万ノ且 ノ真似ヲセ 風月ヲ楽ムノ人モ 那様ニシテ、 乃虎ヲ画テ狗ニ類スルノ例ニ斉カルベン、此等ノ輩ハ唯事業サヘ上レハヨイト云テ、 家族ヲ奴僕 随分世 心ヲ汚レタル者トナシ、更ニ恥ル色モナキ者ナレハ、到底万物 如何シテ 一二沢山 ノ如使役シ、 此国ヲ文化 ナキニ非レ 甚シキハ己レノ妻ヲ打捨テ隠居部屋ニサシ ノ国 ハ、天下ノ少年輩此等ノ人ニナラヒ、 「二進ム ルヲ期 セ 此等ノ人ノ所業ヲ オキ、己レ ノ霊タル 人間

〇今日本ニ於テ才気万人ニ卓越シ大ニスルアル +)-頭 ル ヲアケテ衆人ノ上ニ立ツノ人々ノ心ヲタ、キ、 ノ人ナキニシ モアラサ ル也、 人縦令風雲ニ乗シ高尚 1 人ニシテ、 之ヲ煎シツメハ如何ナル者ソ ノ位置ニ進ムトモ、 往々 此 弊害二陥、 己一身ヲ修 此 不 品 行 三流 メス一家ヲモ斉[へ]得ス、 「レ」、 平気ニシテ恥

〇世 者ト云サ 注意シテ自ラ君子トナリ、 .ニ出テ事ヲ取ルハ真ニ愛国愛人ノ点ヨリ出ツルヤ、 此等ノ人、若苟〔モ〕愛国愛人ノ心ヲ抱ケルナラハ、 ルヲ得 国民ノ標準トナルベシ、此人ニシテ此点ニ注意セサレハ、此人ハ愛国愛人ノ心ニ乏シキ 宜シク

誌記 ノ先導者トナリ言ヲ発 先生方、 又著述家翻訳家 「ス」、オハ天地ヲ動 ノ志操ヲタ、ケバ、 スニ足 先生方 Į, ノ志操ハ 筆ヲ取 V 如何ソ、 ハ鬼神ヲシテ哭カシ 愛国愛人ノ志ヲ抱 [4] ルニ足・ ケ ル ル 新聞

ヲ記シ、 於テ決シテ先方ヲ差シ、 又ハ罵詈千万、 雲助社会ノ用ユル如キ語雑誌上ニ掲クルハ、 愛国愛人ノ心ナシト 断 言ス ル能 ワス、 乍去唯了解 何ノ目的ナルヤ「淫ワイノ言ナク シ難キ所ハ、 新聞 ニ甚見苦シ ハ新 聞 丰 ハウ 新聞

ヌ、官吏ヲ罵詈セネハウレヌ、高キ書ハウレヌ、金次第テ何デモ書クト云人アリ」

吟、 之ニョリ看官ヲシテ大ニ愛国心ヲ憤起セシ [ム] ルノ意ナルヤ、 又他人ノ行状ヲ罵詈シテ己ハ頗ル独ヲ慎 ナ ル 墨田 ヤ、 或ル記者連中ノ所業ヲ視察スルニ、決シテ衆人ノ標準トナリ得ルノ所行アラサルニ似タリ、或ハ柳橋月ニ ノ花ニ酔、 以テウブノ少年ヲシテ其身ヲ誤ラシムルニ至レハ何等ノ□、若此輩ニシテ天下向来ノ人物、 ムノ君子 俊

才少年ヲ誤ラシ、無頼ノ遊治郎ト変化セ〔シ〕ムレハ、今何人ニ向ヒ良キ手本ヲ求メンヤ

〇吾人愛人主義ヲ論ス、吾人今ヨリ愛人ヲ主張、之ヲ全国ニ波及セシ〔ム〕ルニアリ (愛二二種、有形物ヲ愛ス、無形物ヲ愛ス

〇姑息ノ愛

4

人ヲ愛スルハ人ノ価アル霊ヲ愛スル也、人ノ目鼻ロ付キヲ愛スル等ハ甚下等ノ愛ニシテ、往々人ヲ淫慾ヲ起サシ ルニ至ル

家ノ夫婦、親子、 親戚、隣人、 朋友、 遂ニ全国ニ及ホスベシ

△基督曰、人他人ノ為ニ身ヲ捨ツルハ、愛ニ於テ之ヨリ大ナルハナシ

二△米ノ大統領リンコロン 彼先二一嫁婦人ヲ見テ之〔三〕接ス 「黒奴ヲ自由ニスル論ヲ発、遂ニ其為ニ身ヲ捨テタリ」ノ家ニ衆人来、 彼ニ見ヘンヲ乞、

◉一人一人君子トナラシメ〔ネ〕ハ、殖産、民権、国権等恰モ死ニ翼ヲ附スルカ如シ

一△英国人ローラントヒル、盗賊一人ヲ助ク人間トナレリ、◉(コリント前書ノ十三章ヲ見ヨ)

一人一人ヲ愛スルノ説ハ大ニ愛国ョリハ狭キニ似レトモ、人ヲ愛スルハ、一国ニ限ラス世界ノ人ヲモ人ト見ナシテ

之ヲ愛セハ、決テ区域ノ狭キ者ニアラス

「米国ノ一婦人、己ノ子ヲ戦場ニ出ス、 米国ノ婦人南北ノ戦自〔ラ〕 戦場ニ行、負傷者ノ世話 ヲ為ス

英国ノウィルバホース、亜弗利加ノ黒奴売買禁止ノ論ヲ発ス愛ノ道立、勇気生」

英国 ノジォンハオ ルド、欧洲 ノ牢獄ヲ改革セル等

〇吾人ノ急務ハ早ク従来ノ弊風ヲ看破一洗、 当時何物が文明 ノ元素タルカヲ発見シ、 人々ヲシテ誤ラ デザ ラ シ 4 ル

愛人ノ道立、万事追而機械 = 油ヲ付 クカ如シ 事ナク、空論ヲ吐セス之ヲ実際

ニ行フニアリ、

夢想ヲ空中ニ架セス

食物ニ味ヲ付 ケル カ 如シ

「一人ノ衰頽 ハー 国ノ衰頽ニ 関リ、其一人ヲ救ニアリ、自由ヲ与ルニアリ」

〔年月日不詳・草稿〕

愛国 ハ乃己レ〔ノ〕名利ヲ不顧、己一身ヲ抛チ、国ノ為人ノ為ニ計ル也

愛国ト 申セト モ、ツマリ愛人

本ノ 愛国 八偏 頗 ノ所アリ、愛国 論 ハ時代ニ〔ョリ〕其趣ヲ替ル 事 アリ

勤 王 攘 夷論、 輸出 入不平均、 国 権 ノ不 振ヲ歎シ、 人権 ノ不 振ヲ悲シ〔ミ〕、 国会開設ニ論及、 又ハ殖産ニ走

時勢風潮 ノ然ラシムル所、乍去此 等ノ事ハ文明ノ最上ノ点ニアラス、唯文明ノ一分子ノミ

リ、人権モ展 ノ急務ハ人ヲシテ人間ノ要道本務ヲ知ラシ ムルニアリ、然ラハ殖産ノ道立〔チ〕、輸出入平均ヲ得、

国勢モ張

要道本務ヲ知ラサレ

〇殖産 ハ唯貪利ノー 商店ノ如キ者ヲ出来ス

出 入平 均シ 国 金融アルモ、 却テ遊蕩者ヲ出来ノ

△如斯 足ラス、 9 、権皇張、 ノ世ハ 故二予 今ノ愛国 国会開 鄙見 ニニョ 者流 設ア V ノ手引ニョ ル モ、 天下ノ有志輩カヲ協 名ヲ射ル リ、 学校ノ有様、 ノ徒風雲ニ乗シ、平素〔ノ〕志ヲ逞〔ス〕 「セ」心ヲーニシ、 学者ノ志操、 人民 真正ノ教育ヲ子弟ニ施シ、 ノ浮薄、 此等 ル ノ憂 ノ事克ク醜俗 ンナキ 能 彼等ヲシテ人 ヲ挽 ス ル

ワ ス

間

ノ要道本務ヲ知ラシメ、特ニ純粋ノ愛国心ヲ養生スルニアリ

愛国ハ愛人也

西 哲 ノ言ニ曰ク、 人ヲ愛スル事人ヲ愛スル如クスベシ

孔 子ノ日、 君子ノ道 ハ忠恕ノミ、 恕ト

愛ハ天ノ賦与セル所ナルニ、人之ヲ用イス 11 〃己達 セ ント欲セハ先人ヲ達 ヨ

人ハドフデモヨイ〇人ノ苦ハ三年忍フト〇人ヲ詐リ己ヲ利シテ恥ル色ナシ

△口ニ公然ト愛国ヲ唱フルモ実際ニ愛国ナシ ○其ノ人ノ行ヲ見、其ノ言ヲ取ラス○今ノ人物、己一身ヲ修メ一家ヲ 斉フル能 [ス】シテ、兎角天下ノ為ニスト云ハマ、世間ニアレトモ、 其ノ志操ノ底ヲタ、ケハ、多クハ己ノ学問

己ノオヲ売ル徒ナルベシ

〇天下ノ木鐸トモ云へ 〇人民皇張主義 地ヲ動 カシ、 筆ヲ取 ノ先生 キ新聞記者流 V モ、 1 鬼神ヲモ感セシ 僅カノ月給 ノ中ニモ、 ノ為ニ官ニ釣り上ケラル、月給 新聞ヲ売ル為ニ淫ワイノ事ヲ掲ケ、 ルノ俊才子ニシテ、往々此弊ニオチイル者ナレハ、 ノ為ニ不身持、 害毒ヲ人民ニ流 妾ヲ置キ花ニ 酔 ス、 今何ニ向テカ真 ヒ月 言 ラ吐 吟 ケ ス

天

ノ愛国者流ヲ求メン

「〇民権家、 官民隔絶」

今特 [こ]愛国主義ノ教育ヲ起スニアリ、 此事ハ政府大学ニ望ミ難ク、 又小学ニモ期シ〔難〕シ、 唯民間 ノ有志輩

愛国 「旗ヲ翻ヘシ、我日本ニ尽スニアリ

愛カ力源ノ如シテ不絶、 愛ノ力克ク人ノ心ヲ動カス

愛ハ人ヲ憎マス、人ヲ克容ル、人ノ為己ヲモ棄ツ

故二 此愛一度社会ニ入ラハ、一身ニシテ己ノ身ヲ愛シ己ノ身ヲ毀傷セス。一家内ニ及ヒ、一社会ニ及、一国ニ及、 遂

ニハ他国ニモ及ベシ

夫婦、親子、師弟、官民

人他人の為ニ身ヲ捨ル、愛ニ於之ヨリ大ナルハナシ

X

之ヲ見シ上ハ百折不屈、 偏頗ノ愛国心ヲ打切リ、 身ヲ之レ差出シ、且一人シテ足ラス、続々同志ノ者ヲ出来シ、真正ノ文明ヲ来ス事ハ当時愛 真正ノ愛国心ヲ養ヒ、道徳主義ノ教育ヲ設、如何セハ最モ国ノ為ニ民ノ為ニナル所ヲ索リ、

ノ重任ト存ス

国

[年月日不詳・草稿]

65 道心ノ発達

智識之開達、産財之増殖、自由之皇張、道心之活働

人二道心アリ、天ノ賦与スル所トス

人誠ニ叶フ者ハ、之ヲ為スモノヲ道ヲ行フノ人ト云 人ヲ発見シテ之ヲロニ述へ詞ニ綴リ人間ニ伝布ス、之ヲ人ヲ〔人〕タラシムル道ト云

〇支那ニ堯舜、禹湯、文王、周公、孔子、孟子、王陽明等之君子アリ

〇ソクレテース

〇釈伽ナルモノアリ

幾分カ功能ナキニアラス、之ヲ無用ノモノト云ニアラス

暗黒世界之灯燈ナリ、寧ロナキニマサルモノナリ

キリストノ道

【……セヨ……スル勿レトノ教、恰モ上ニ衣ヲキルカ如シ「※」馬太伝之心ノ本ヲ改ムルノ教誨。馬太ノ五章 二十七、二十八

○【人カ小笠〔原〕流ニ而礼義ヲ正シクシテ見セレハ、何ニカ正シク見ヘル(ホ) (謙遜ヲ教へ人ノ後ニタ、シム、礼義ヲ教へ誤テオジキヲ丁寧ニスルヲ礼義ト思フ

※【教ノ外見ヲ重スルニ至ル、心ノ原ヲ矯正セサルノ弊

○才識ヲ開ク

○財ヲツム

〇自由

「破山中ノ賊易、破心中ノ賊難シ」(朱)

自〔ラ〕択フノ自由ナケレハ自〔ラ〕立ツルノ主義ナシ、依テ金ニョリ制セラレ、 又勢ニョ リ動カサ ル

※福沢……

二百万円テ不平党ヲカヘトノ説ハ何ノ新紙ニアル

「六十元□」心中之自由、自択自由、取之自由 (朱)

自

由

外来之自由

自由政度、

外より圧力之加ワ

[ラ] サ

ルヲ云

「三本足ノ馬ノ□像ス」

〇伯夷叔斉之自 [由]、周二来テ食ふ [7] 恥とシ、首陽山 二餓死セ シ事 1 如 シ

〇文天祥之宋朝之臣トシテ胡元ニ降ラス、 正気之歌ヲ作リ不食シテ死セシ 如

〇謝枋得之宋朝之民タレハ、一生涯宋朝之民ト云名ヲ希、 如何ニ富貴之身トナリ得ルモ、 決シテ元朝ニッカ サルカ

如シ

〇西行法師之頼朝之朝ニ出仕セサルカ如ク

、熊沢了介先生□経ヲ得、其□断然ト岡山ヲ去ル)

大勇之説 千万人卜雖我往

乃自〔ラ〕取ルノ自由也、大勇ト云フナリ

自択自由取ノ自由ナケレハ 人、金二ョ リ制セラレカニョ 国々トウデモナル IJ 動カサ

一定ノ主義ナカルベシ

[年月日不詳・草稿]

[本文鉛筆]

1430 Wealth farmers become engaged in fencing &一弓馬

(Samurai)

源頼信之ヲ討ス

1688―平忠常 千葉ニョリ反ス

p. 10

土着ノ領主(領分ヲ賜ハル)

武夫従フ者多シ

1712—安部頼時 衣川ニ ョリ反ス

源頼義之ヲ討ス

君臣漸々恩義ノ情起ル

領主ノ権ヨリ封建ノ制ニ移ル

武夫─氏族ニ臣従シ、□ヲ意ヲ奉シテ奔走ス

其子孫モ其事一ニ養ハル

高名心―死シ難キ死ヲ望ムニ至ル

442

(武夫) 家人郎党タラン事 ラ望ム p. 16

common higher

武夫 賞詞ヲ受ケテ死ヲ軽 ス

忠義心起ル 一日ノ恩ニ百年ノ命ヲ捨 其以武夫ノナラヒト為ス 因テ之ヲ忠義ト称賛ス 善行ト

為宗事ヲ為シ易シ

高名ノ為一善行ノ為ニ身ヲ出ス

為宗ノ門地数万ノ人命ヲ死セシ 4

鉄棒 軍律ナシ軍法ナシ、思々ノ武器ヲ携 ナキナタ Shear Sward bow ヘテ arrow 出ツ

鎌 倉政 府 武 人ノ実力ヲクダ 7 p. 23

国 衙 ノ守護ヲオキ武夫大小名ヲ制 御 セシ 4

領 主一 地頭-名主-

鎌倉

「高橋新吉」 Consulate of Japan.

Warren St., N. Y. J

〔年月日不詳·草稿

67 (弱者ニッイテ)

A 1 11 那カ且那ツラハ サ キモ ノヲ 助 何 クル 時デモ 如 丰 出 来 随分容易二見 ル、 強キ T ノカ強ク ユ V 1 モ ナリテ 中 々 威張ル 出 来 難 ハ容易イ 1 Ŧ ノニ 事、 シ 然シ強モノ大イナルモ 1 カ、 弱 1 E

世 問 デハ 兎角 那 カ多ク 1 テ、 弱 丰 モ 1 ハ カノナ 1 モ 1 ハ コ 丰 ツ カ ワ 中 々 哀 V ヘキ 有様ナル カ、

何分此

V

力

世

1 例

ライ

1

ナ

リ、

丰

IJ

ス

1

モ

仰

セ

ラ

ル

如

ク

足利氏 比 = シテ、 々見ルヘク、時トシテ実ニ忍ヒサル事 鹿 ヲ中原 天下乃豪傑 失ヒシ ノ制 ョリ之ヲ執 ス ル所トナレ ヘント リ、 ノ目ニ 此 セシ 事 触 ハ モ ル 皆サン歴史上御覧ノ事ナル 誰ソ、 事アリ 第 一二信長、 次キ太閤秀吉、 カ、 今日我等ノ周辺ニ 次キニ家康 強カ 皆当 弱 ヲ制 時 ノ豪傑 ス ル

ル、 又人間社会ヲハヅレ 其他百般、 野ニアレ山ニアレ 動物植物社会ニ立入リ之ヲ見ルニ、矢張優勝劣敗ノ通理カ頗 海ニアレ川ニアレ、 造物者 ノ法則 強力弱ヲ制スルノ事 ノ行ハレサルハナイ〇乃チ生アルモ ルか行 ハレ、 鯨カ鰯ヲ吞 ミ鷲カ雀ヲ取 ノハ食

ナ

カ

ル

ヘカラス、

是弱力強ノ食物トナ

ルハ

カト

七

思

ル

清水 吗 味ス 此 ル 方丈ヶ見レ 弱キモ ノニ モ 造物者 其 々己 V 1 何二力情愛 種族ヲ繁殖 ノナキ セシ モ 4 ノノ ル 為 様 = ヤ、 一寸 見スマ 己ヲ防クノ道具ヲ与ヘラレ ス ル カ、 又動物世 界 A ナイ 1) = 於 テ色 一々精ク

ノ中ニ数千ノ虫アリ、

此

中二大カ小ヲノ

ム事歴然ト見ユ

ント

ハセ

ナシト

リ奥ニ入レ、老婦

ノ申分ヲ聞カレタレ

満場ノ人々之ヲ見テ皆驚カサ

ルハ

ナカリシト、又第一番目ニ大統領

二面

会

メニ参リタル

中、中、

老婦人ノ手ヲト

ポツフュパイン、針ノ如〔き〕毛(カン)のイ目ノアル方カ黒イ

| 蟻ニ毒気、ノミノ如キー--

猫

ニッ

人、

鼠

牛

何ニ造物主ノ妙工風ニテ□又逃レ途カアリ、弱キモ繁殖

ス

又目他方ニ転シ、動物世界ヲ吟味スレハ、 7 ムシ 鮭カ川 ノ上流ニノボ 強キ ルニ身ヲ忘 E ノカ弱キ 七 ノ、 犠牲 トナル

【子ヲ生ミテ後死ス】アユー子ヲウミ後ハ何レ〔ニ〕ユクカ分カラス

鶏カオン一匹ニテ食ヲ食ハス、必牝ヲ呼ヒ食フ

門徒 兎角 = ナ 旦 リタイ、一 ノ考へモ如斯アリソウナモノ、 那 カブ カ 番先旦 多キモノテ、 那ニナリタイ、一番先人ヲ使ヒタイ、 少シク衣裳テモ立派テアレ 通例人ハ誰カ己カ一番ヨイモノニナリタイ、一番先キニナリタイ、 ハ人カ隅 アチラコチ 二才 カヌ、 [ラ] 之ヲ直キ旦 旅行ナドヲナシ巡回シ見ルニ、 那 _ 致 一番先キ 世 間 先生

後トノ 29 方ニキ 五年 タナキ旧衣ヲ着タル老婦 前 昔米国 三南北之戦 争 ノ時、 人ノ立オルヲ見ルヤ否、 多ク ノ紳 士軍 人タチ 大統領 カ、 大統領 ハ多ク リン ノ紳士軍人ヲカキワケ、 コ ル 1 = 面 会ヲ求

セシ人々モ大ニ赤面セラ「レ」シト、 此事ハ当時大統領ノ一美談トナリ、天下之人々大統領ノ鴻徳ニ感 セサ ル

チャーモア (非常ノ学者 説教家

貧乏人ノボロヲ着、 小供 ヲ手ニ 携テヱデー 木 口 ーノ街上ヲ見テ、初テ同人ノ大ナル ヲ知ル

●グラットストーン ○ソンデースコール

[ラ]ハム リンコルン 一老婦ヲ見ル

勝安房

(死タル人沢山アリ)

人間兎角自主独立 ーヲ好ム ナド云 ケレ 1 モ、人間 中 々独立自由 ノモノニアラス、又第一神ニ 対シテ自主 独 立 ノモ ノニア

ス、神 宇宙法則ニ対シ独立ノモノニアラス

ル

己ノ情欲 ノ為ニ制 セラル、病 ノ為制セラル、世ノ風俗 ノ為ニ制セラル、罪ノ為制セラル、首カセ手カセ足カセヲ受タ

[年月日不詳

68 (平民主義)

1 Pet 1:13-21 Eph 6:9

主義 平等 同等 Rom 2:11 Gal 2:6

God has no respect of persons.

昔時

クリシヤ、ローマ、此分子ノ盛フルトキ国ハ盛ナリシ

衆治 民治 寡人政府主義ト相反ス

商法 殖産主義

平和主義 柔和

寡人――主義ハ一手デ大事業ヲ出来カ

平民 秦ノ始皇帝、万里ノ長城、一人ノ豪傑ノ左右スル所トナラス、一人ツマツカバ一国斃 ――全国民斃レサレハ一国斃レサルベシ、故ニ――平民ハ国ニトリ不為ニアラス、事アレハ各財力ヲ出ス。全身

ヲ差出ス、全力ヲ竭ス

寡 【如何トナレハ、平民主義天下ヲ以テ己ノ業トナシ、又己ノ家ヲ以テ天下ト見傚ス 主義ト違ヒ一時ニ著シキ事業ヲ為能ハス〇長イ内ニハ勝ヲ呈

平民主義ハ戦争ヲ他国ニ仕懸ケス、他ヲ奪掠セス独立軍ヲ見、平民社会ノ好結果(己レ家ノ為妻子ノ為戦フ)

平民主義ハ節倹主義、無益ノ事ニ費ヤサス

〇米国ノ礼義儀式等、甚簡易ナリ

平民主義ハ人物ヲ養成ス

平民 「米国大学 主 一義 ハ真ノ愛国心ヲ養成ス ノ数ヲ見、一ヶ人ノ寄付ニ関ハル、独乙ノ大学ハーカ人ノ寄付ナラサルベシ」

貴族的 主義 僅々ノ愛 国 家ヲ出来カシ、又其ノモノガ僅々ノ人ニ竭ス、 昔時 ノ忠臣義士ヲ見、 皆僅々ノ人ノ

日本従来ノ平民無学無智、故ニ為全身全力ヲ竭シタルナリ

賤シ、

然「三」米ノ平民ハー

学識アリ有為之気象ニ富

山

世カ開明

進ムニ

随

ヒ貴族主義ハ漸々ト跡ヲ絶ツ

平民主義ハ漸々ト世ニ出ツ、是レハ天意

貴 |族主義ハ人之ヲ尊敬ス、故ニ人已レハ貴イモノト思イ、又人物ト思フ。人之ニ食マシム、 故ニ労シテ今日 ノ糊 カ

平民 出来 主義ハ人ヲシテ己レノ卑キ地位ニアルヲ知ラシム、山ノ下ニアレ〔ハ〕一ソウ上ツラ見ヘシト云フ心カ起ル ル、漸々ト労セス、工風セス。働カス。 脳漿ヲシボラス、上品ノ人トナル、 世襲華族ハ食フニコマ

卑賤ヨリ上ルハ難シ、故ニ人ヲ精選ス蘇秦張儀 城南二頃ノ田

〇上ラント スレ 直ニ下ケ付ケラル〇又之ヲ試ム、遂ニ上達ス、働キヲ為スヲ見ョ

メサ レハ出来ヌ様 help 少シ計ノ困難ニ逢フテ己レノ素志ヲマゲル

カ仕懸ケラレ B IJ

Self

造物者カ捨ノミナラス己自身ヲ捨ツルナリ

平民主義ヲ取レト云フニアラス

地位ハ人ヲ出来ス、好キ地位、人ヲ為スアルノ元気ヲ起サシム、大望ヲ抱カシ

平民

ホ 1 プキ ス 人ノ為ニ鶏ヲ打ツ ス 客ノ靴ヲミ ガ ク

徳[上] 武門時代テスラ、 富八経済上ニ在 太閤、小 ル、予ハ人物上ニ 西行長、 加藤清正 在ル、

昔ノ

当時、

伊藤大臣、岩崎、

渋沢、

福沢先生、

山、

謙遜ナラシ

4

林道春、 米屋 ノ子

米クラン

1

ハ革ナメシ

1

口

ウ

3

ソソン

ハテ

1

H

ル

大倉、 藤 田

一土倉心カ少ナラス

年月日不詳

)先ッ外人ノ信用尊敬ヲ得ル事ヲ要ス〇其ノ信用尊敬ヲ得ントナレハ、 数派アレハ何レヲ取ルヘキ。 羅馬教ニ非ラス、グリーキ教ニアラス、 先ツ基督教ヲ奉スルニ如クハナシ、基督教ニ 即チプロテスタン〔ト〕教タルベシ〇該教

布クニ方法

ア

「学校」曰クアリ、 伝道セントナレハーニシテ足ラス※東京、仙台、弘前○札幌。金沢或〔八〕新潟、 ヲ為スハ、必ラス外国宣教師 設クルニアリ、 厳ニ外国人ノ内地商法サへ禁スレハ、他ニ不都合ハアラサルベシ。学校ノ支配ハ内国人ノ手ニ置クベシ 生徒若シ之ヲ信セハ彼等ノ中、必ラス伝道ニ従事スルモノ起ルベシ〇学校ハーニシテ足ルカ、 有為 ノ外国教師ヲ聘シ弌基督教主義ノ学校ヲ起シ、先ツ其 ノ内地旅行ヲ今一層自由ニスルニアリ、縦令ハ学術ノ為トカ、養生ノ為トカ定メスシ ノ生徒ヲシテ之ヲ信奉セシ 西京、四国二一。九州二一。之 ムル ノ法ヲ 速ニ

基督教 ヲシテ不 セラレ 養ヒ来タリシ支那ノ古哲ノ学モ亦擯却セラレ、孝悌忠信 B 「利益」 知 々 似タリ、 々西洋社会党虚無党 「ノ布クノ必用ナル事」 維新以来泰西ノ学術輸入セショリ、神仏両道ハ勿論、(補) 且無神論者 ノ説 ノ轍 ヲ踏マシ ノ如キ益勢力ヲ逞シ、一派ノ学風ヲ惹起シ、古キヲ捨テ新キヲ撰ヒ○我東洋 ムルヤ必セリ ノ道ハ泰西ノ学術ト併行スル能 ハス、 遂二民権自由 我カ同胞ノ元気ヲ 一卜交換

其ノ結果ハ遂ニ破壊主義ニ流レ、稍モスレハ政府ニ抵抗シ転覆スベシナド奇怪ノ説ヲ立ツルニ至ル〇今之カ鉾 定律ヲ嫌ヒ、 道理ト称シテ、其 ノ実豪 [モ] 道理ニアラス、真理ト称スレトモ 其実真理ニ似タル

ヲ挫 ク 策ヲ立テサ V 他日 我東洋 = 第二ノ仏国革命ヲ画キ出 スモ 計リ知 ル ~ カラス

「人智ノ発達アルモ人心ノ改良ナシ」

「教育ト宗教ヲ併行セシムルニアリ」

偶像教 今日 ノ文明 1 併 行 スヘカラス。 偽リノ宗教ハ人心ヲ乱リ、 人ヲシ テ愚ナラシ 40 無宗旨ノ民ハ人倫大義 ヲ

敗リ、徳義ヲ重ンサルベシ、政者

人間 セ + V 1 7 7 _ 7 _ 7 ル = ナ 1 陥 チ ル 2 7 7 _ 1 7 ル テ 1 智識 ル チ 2 1 111 ル ナ V E ハ二性ノ為 ラル ス ٣ 1 動 チ 2 ク、 ル 進テ [スピリチ モラ ル _ ノ点 7 ル = 至 ル モ、 ワ ル ス ٰ 人智 チ 識 2 7 ル 開 発

7 ル ノ要ハスピ 克ク之ヲ 制 1 リチァ 御 ス ル ル ニアラサレ 19 7 ルヲ養成シ、 決シテモラ 人ヲシテ神ヲ敬シ人ヲ愛セ ル ノ区域ヲモ完全ナラシ シ : 4 ミル 4 3 -ル ・ア 能 ; I) ワス 自 己ノ霊魂ヲ重シ、 良

指図

順フベシ、

敬テ天ノ命

ス

ル

所

=

順

フベシ

人茲ニ 進ミ、 人ノ大倫 初テ人間 ナレ 八万物 自己ノ ノ霊ナル 霊ヲ重シ 事ヲ了スベシ、 他 人ノ霊魂ヲ重ス 而シ〔テ〕 ル、 人自立ニ事 夫一婦相合シ ラ得べ テ清浄 シ、 ナ 是一 ル __ 対否一 箇人改良 体 ノ階梯 ノ人 B ナ) () ル

〇茲ニ於テ社会 夫一 婦 風俗 ノ良風ヲ起ス、 ノ改良 ラ期 スベ 夫一 シ、 婦 而 1 風 1 テ其徳以全社会ニ波及スベ 起 初テ家斉フへ シ、 家斉 而 シ、 而 後 神霊 国 治 1 7 力克 ル ク徳 1 義 ヲ全フセシメ、 又交

一義務ヲ尽サ 4 ~ シ、 神霊 -道徳 ノカ克ク智識窓情 r ヲ補翼シ、 人ヲシテ滅亡 3 IJ 免 カ V 1 4

「二枚目右半分の四分三破損

[破損] 見ヘサルカ如ク浅近ナル学者輩

[破損] 真理ニシテ治国ノ平天下ノ基ナリ

[破損] 基督教ハ人ヲシテ偽ヲ嫌厭シ、真実ヲ尊シ重セシムヘシ

[破損] 教ハ克ク天主教クリシャ教ノ蔓莚ヲ防ク [ヲ] 得ベシ

[破損]]教ノ盛ナル所ニハグリシヤ教入ルヲ得ス、是生等ノ実験ナレハ、願クハ速ニ新教ヲ以テ北海道ニ伝播 セ

シメン〇仏国ハ伝道師ヲ以テ海軍殖民ノ一部分ニ当

基督教ハ信徒ヲシテ政者ニ違背セシムルモノニ非ス、英政府ノ秩序アル如キハ、基督教預リテ力多ト云ベシ(クリス

ト日、シーサルノモノヲシーサルニ返エセ、神ノモノヲ神ニ返セ

故ニ今信徒ノ急務ハ盛ニ基督教ヲ伝播スルニアリ、政府ノ急務ハ基督教ヲ公認シ、天皇陛下モ一夫一婦ノ制ヲ初 フニアリ メ賜

其 其三 基督教主義ノ学校ヲ要地ニ「開」設クルニアリ(神学部ヲ置クニアリ) ノニ 宣教師ヲシテ従来ヨリモ尚一層ノ自由便宜ヲ与へ内地旅行ヲ許スニアリ

大札学幌 学科予備 農学、神学、 三人二人 八千元 ●弘前 △仙台 理 関西

一万六千元

一致

①西京

関西

△九州 △山口一致 或広島 鹿児島

△高知 関西

医、 東京大学 法、

理、 文

神

宮内省ヨリノ寄附

独

非常ノ果断ナカルヘカラス

非常ノ事ヲ為スニ、

東京

(札幌 大学トナシ農学、 理学、 文 神米。

国是ノ方向定、基礎強国、王家万歳

○全教会ニ自由ト保護ヲ賜フ〔レ〕ハ足レリ 〇政府ノ特ニー教会ヲ助クルハ得策ニアラス 〇天皇自カ〔ラ〕属シ賜フ教会勿カルヘカラス

〇私立専門校

東京 西京、 仙台、 熊本、 (弘前)、(金沢)、(山口 広島 松江 高知

[年月日不詳・草稿]

(是ハ大切之事、出□ヲツカレルニ何ノ明カアルヲ外□スル	{マクシミールテ 本願寺ノ仏法ハ釈伽之教ト異ナリ、本寺ヨリ派出シケルモノ後人ノ思□ニ応スペシ	(僧侶之ヲ駁スル 己ノ教望ヲ顧ムベシ	同朋ノ益ヲ計ルモノナリ	(常二国ノ良民タラン事ヲ求ム	我輩ハ敢而政府ニ抗スルモノニアラス	THURSDAY, MBER 16. 286	BOSTON		パー 野輩 パ 配 テ 政 依 に お ス パ モ ノ ニ ア ラ ス し
-----------------------------	--	--------------------	-------------	----------------	-------------------	------------------------	--------	--	---------------------------------------

【私ハ先日本願寺僧ニ忠告シマシタ、□私ヲ慎、聖□□、、教ヲ慎ベシ

西方限ル

八文

[年月日不詳・草稿]

平

良

3

IJ

Ĺ

等ノ人ト

思

ハ

ル

^

丰

豊図

ン、我カ人民

ノ上ニ立ツモ

モノハ下等社会ョ:

1)

起レリ

71 我 如 何 _ 此 ノ活動 社会二処 ス ~ 牛 ヤ

〇我如 何 三此 活動 社会二所 ス 丰 t

優

以勝劣敗、 怠 ル 七 ノハ 勉 其 4 ノカヲ絶 ル 七 2 勝、 怠ラサ 勉メサ ル ル 七 ノハ 破 ル、 其 八力ヲ益 ノ道

大関 朝 タニ 大関ト ナラ ス

ャ 六 曲 馬

新以来 華族 1 現 地 位 象

維

アン ~ シ 3 甚 ヲ

力 ズ 1 テ 世 ラ過 得 ル = 7 7

働

0 伊 藤総 理 大臣、 豊太閤 加藤、 小西、 林道 春

〇 勉 义 ス r 七 3 1 地 位 才 ル

王家 勉 4 ノ保護人 V 最 上 国 地 家 位 ノ柱石 英国 華。 族。 大学 = 勉強 ス、、 世界ヲ週

雲ノ上ノ人、殿上人カ我カ平民ト交ハル、我士族ヨリ平民ニ上達スト云ヘリ

英学ヲ進ムベシ

華族会館ノ演説

「年月日不詳・於華族会館*

72 『宗教要論』序

予カ友小崎 章ヲ訳出シテ、 之ヲ世ニ公ニセントシ、序ヲ予ニ徵ス 此頃米国鴻学士ジュリオス、エイチ、 シーレー先生所著ノ、 途也、 真也、生命也ト題スル書中ヨ ーリ数

生スベ 其見ル 其品 莆 長 夫レシーレー氏先生ハ目今米国屈指ノ鴻学士ニシテ、其学深ク、 先生曾テ地球ヲ周遊シ、 生ヲ評シテ曰ク、先生ニ対スルハ恰モ春風ニ吹カル、ガ如シ、自ラ爽快ヲ覚ユルノ外更ニ余念ヲ生スルナカラシ 4 1 先生二 自 所 | 陶ヲ望ム者陸続踵ヲ接シタリ、 スル所ト 「費ヲ以テ之ヲ上梓シ、 行ノ正シキ、 丰 基督教ヲ嫌憎セ 所ヲ吐露セン事ヲ乞ヒタル 向ツ t ヲ ノ碩学ト謂 論 テ片言隻語ノ不平ヲ鳴ラセシ 曾テ聘セラレ 明 其容貌ノ偉ニシテ其言論ノ簡ナル、一見人ヲシテ其風ヲ仰キ、其人トナリヲ賛歎シテ シ、 ル波羅門 ハザルベケンヤ、我文部理事官某、曾テ「アモルスト」大学ニ赴イテ先生ヲ尋訪セシトキ、 尽 日本支那ヲ経テ印度ニ至リシニ、 普ク其国人ヲシテ先生ノ確論ヲ与リ聞クヲ得セシメタリ、 其実証ヲ明示セシ テ 派 馬茶 = , 嗚呼先生ノ如キ 1 州 富人モ大ニ感スル所アリテ、 先生辞セズ屢演説場ニ昇ッテ、 アモ 者ナク、 カバ、 ル スト邑ノ「アモルスト」大学ノ教員トナリシニ、 ハ啻ニ学識 紳士 且先生ノ名望ヲ慕ヒ、 モ学者モ皆其説 彼地 二富ミ教育ノ術ニ達セル ノ紳士学者輩皆欣迎歓待シ、彼地将来ノ進歩ニ 其芸達シ、 切ニ先生ニ乞フテ、 何者ガ文明ノ基礎ニシテ国家 千里ヲ遠シト 悦服シ、 政事学、 夫ノ洋人ヲ敵視シ 己ニシテ先生ノ本国 経済学、 ノミナラス、 其演説中尤モ著シ セ スシテ笈ヲ此校ニ 理学、 居ル数年間 其徳望 ノ隆興、 テ、 神学等 丰 特 ノ高 力 帰ルヤ、 負 安寧ヲ醸 ザ 関 其尤モ 其 一生徒 ラ ムト 奉 先 其 テ

本国ノ友人門徒モ亦先生ニ乞フテ其演説ノ著シキ者ヲ編ミ、之ヲ名ケテ途也、真也、生命也ト題シ、之ヲ世ニ公ニシ

タリト、今小崎君ノ抄訳セルモノ即チ是ナリ

満チテ家ニ返ルヤ、 先生帰邑ノ後再ヒ大学ニ在リ、 ノ責任トセリ、 嗚呼天若シ米国ヲ憐ミ、先生ヲシテ長ク其任ニ当リ、多クノ人才ヲ陶冶シテ其国 忽チ又「アモルスト」大学ノ教頭ニ択挙セラレ、今尚其職ニ在テ、偏へニ人才ヲ陶冶スルヲ以テ 教育ニ従事シ幾モナク、復州民ノ公選ニ由テ華盛頓大政府上院議員ニ挙ゲラレ、 ヲ益 セ シ メナ 其期

米国福沢

ノ余波施キテ我邦ニ沾被セ

ント

依テ安スル所ノ基礎ト、文化ノ依テ発スル所ノ源淵トヲ確認シテ之ヲ実際ニ施行セバ、我旧来ノ弊風モ一洗スベク、 湖ノ君子、此書中論旨ノ基督教ヨリ出 此訳書ヲ閲読スルニ当リ懐旧感恩ノ情巳ム能ハザル者アルナリ、因テ予カ親睹セシ一二ノ事項ヲ記シテ附言トス、江 予ノ襲ニ米国 ノ文明モ期スベキ也 = 遊学セシヤ親シク先生ノ教誨ヲ受ケ、屢食卓ニ侍リ、遊歩ニ随ヒ、家族同一視ノ眷顧ヲ蒙リタレバ、 ル故ヲ以テ猥リニ之ヲ嫌忌セズ、又忽々ニ之ヲ看過セズ、沈思復読幸ニ国家

明治十四年三月

真実

西京 新島

【J・H・シーリー著、小崎弘道訳纂『宗教要論 全』銀座十字屋発兌、明治十四年五月発行の序文】

73 『将来之日本』序

夫レ 力二 示スニ至リ筆ヲ 義ヲ以テ世界ヲ一統スベク、 七 1 余ガ友徳富猪 新佳 雖 敵ス可ラザルヲ説キ、之ヲ過去現今ノ日本ニ論及シ、遂ニ将来ノ日本ヲ図画シ、其ノ取ラザル可カラサル 君 境ニ入ル ノ著書タ 旧交ノ アル 止 ル 郎君、 ノ感ナキ 広ク字内 4 アリ、 靈ニ将来ノ日本ト 能 豈敢テ君ノ好意ヲ空フスベケンヤ、 ハス、 ノ大勢ヲ察シ、 之二抗スルモノハ亡ビ、 蓋シ其論ヤ卓々、 称スルー 詳ニ古今ノ沿革ニ徴シ、 冊子ヲ編著シ、 其ノ文ヤ磊 之ニ順フモノハ存シ、一国民一個人ノ克ク其 々、 余此ヲ読ミ、 之ヲ余ニ贈 苟モ天意ノ存スル所、 余ヲシテ屢巻ヲ蓋ヒ不覚快哉 其ノ第壱 リ、 併セテ余ノ一言ヲ求メラル、 回ヨリ 万生ノ望 第 十六 1 ・呼ハシ 一ム所、 ノ勢ニ激シ、其 至 早晚平民主 义 ル 尽 毎回恰 IJ

之ヲ要スルニ、 タ其ノ文章ノ磊々ナルニョルカ、然リ而シテ余ハ断シテ日ハン、君ガ此ノ論ヲ吐ク徒論ニ非ス、君ガ此ノ文ヲ作ル徒 中含蓄ス ナ ル シ、又之ヲ三版 ニアリ、 篇ノ著書ト ル 圧 所 是レ ノ愛国 ノ境遇ヲ一 君 実ニ君 ナリシナリ、 二附七 ノ図 ノ意 画 変シテ自治 ントス、 スル所ハ他ナシ、 ノ活眼大ニ茲ニ見ル所アリ、 ハ、全国ヲ愛スルニアリ、 而シテ此書初メテ世ニ公布スル客年十一月ニアリ、 何ゾ夫レ世人購求 ノ境遇トナシ、 即チ公道正義ヲ以テ邦家ノ大本トナシ、 貴族的社会ヲ一掃シテ平民的社会トナスニアリ、 全国ヲ愛スル ノ神速ニシテ夥多ナルヤ、蓋シ君 満腔 腔 ノ慷慨黙々ニ ハ全国民ヲシテ各其 附 スルニ忍ビズ、 未タ四 武備 力論鋒 ノ生ヲ楽ミ、 ノ機関ラー転シテ生産 直二 ケ月ヲ経サ ノ卓々 其 ナ M 其 ル 性ヲ 而 ノ宜 ル シテア 二ヨ 二已 摅 君 ル ヲ 得セシ 再版 力、 ノ論 発シ 将

文二: 非ズ、 天下ノ志士汲々之ヲ読ム、 徒読 ニ非ラズ、 是レ天下大勢ノ然ラシ 4 12 所以ナリ、 嗚呼是レ天下ノ大勢今已

一弦ニ至レルナリ

明治二十年二月

[徳富猪 一郎著『将来之日本』経済雜誌社、 明治二十年四月第三版の序文〕

西京

新島

夫レ氏ハ、素ト射利求名ノ一書生タリ、

神霊一度ヒ其ノ心ヲ動カ[ス]ヤ、氏ハ其ノ目的ヲ豹変シ、

74 『ジョージ・ミューラー氏説教集』序文

之路次、 聞 校友ノ大幸之ニ如クモ 余骨テ英国ブリ 其 窃 去今春 自カラ実験セ 二欽情 ストル府ニ於テ 本 情 二来遊 ヲ抱 シ所 ノナク、 ヲ証明シ、 セラレ、 イツカ 真ニ天恵ト云ハスシテ何 孤児院ヲ創設シ、 特 同 懇 = 氏 途ヲ京都 二吾 = 面接シ 人二語 其 其 = 抂 ラル ノ経験 ノ芳名ヲ世界ニ轟シ ケ我 ソヤ ` ヲ カ同志社英学校ニ来リ、信仰 ヲ聞カン事ヲ希望シ 聴 ク ヲ得シ タルジョ ハ 百世 7 タリキ、 1 遇、 シ 然ル 十、 111 余ノ満足ハ云迄 ュ 神。 三 図] ラ ラ ル ス 氏 步。 モ カ信仰 氏 4 ノ二題 ナク、 生涯ヲ ラ以

派遣 事等二及ヒ、又曾テ氏 求ム、余之ヲ読ムニ、氏カ説キシ所ノ信仰ノ性質、其 進 スヘキ所ナキ数千ノ 我カ校中二三ノ輩、 4 ノ幸 - ヲ得 格ヲ欽慕シ、其 数千万巻 至愛ノ行為モ、 セ 1 メシ 氏ノ説教ヲ筆記セシモノヲ編纂シテ一小冊子トナシ、同窓ノ友ニ頒タント欲シ、余ニ一言 聖典 孤 等 独ヲ薫陶撫育 カ設立セシ所ノ孤児院ニ於テ、 ノ高徳ヲ讃歎シテ止マ ヲ頒与シテ、 = 歴々 至 ル
と
、 自カラ文外ニ顕 尽ク登 シ、 罪悪 其ヲシテ人タルノ道ヲ弁 記シテ偏 ニ沈溺シ サラシ ハレ、 タ ス 所ナキ 創業以来不思儀ニモ六百万弗ノ巨額ヲ受領シ、 ムレ ル 余ヲシテ再ヒ老師 ノ勢力、其 数万 八、他 ノ生霊ヲシテ ノミナラ ノ結果等ヨリ、神ト共ニ歩ムハ人生ノ最大幸福 ノ読者モ亦或 ロヲ糊 ス、 ノ足下ニ坐シ 氏 前 カ 非 ス 確乎不 ラ海 ルノ業ニ ハ然ルナラント 上、 其 抜 生命 就 ノ訓 信仰、 カシメ、 誨ヲ受ク ノ途 信ス 純乎無私 = 登 且数百ノ伝道者ヲ ル ル 貧窶其ノ生ヲ寄 ナ リ、 ノ感ヲ起 天国 目 ノ序ヲ 的 ŕ ナル 脈

爾来名利

ノ為ニ汲

ス 々 レトモ、 矍 鑠 尚為スアルニ足ルヘク、世界ヲ周遊シ侃々真理ノ証ヲ為シテ止(タタクシャク) タラス、一挙手一投足尽ク天意ヲ奉戴シテ、 人類 ノ福祉ヲ計ルニ出サルハナシ、而シテ其ノ齢已ニ八十二年 7 サルニ至ル、何ソ夫レ盛ナ ル ルヤ、 超

明治廿年五月

嗚呼此·

人ニシテ此

ノ信アリ、

此ノ信アリ而シテ後克ク此ノ美行ヲ見ルヘキナリ、

聊カ所感ヲ陳へ諸子ノ求ニ応

スト云

[明治二十年五月·草稿] ** 誣言ニアラズ

1

75 J D ・ デ イヴ ス著

序

邦語 顧フニ先生ノ甫メ京都ニ入ルヤ実ニ我ガ校創立ノ際ニ在リ、之ヲ内ニシテハ百事糾紛未ダ緒ニ就カズ、之ヲ外ニシテ 我が同志社神学教授米国神学博士ジェー・デー・デウイス先生、 頃 ロ「基督教ノ基本」ト題スル一書ヲ著 ニ訳セシメ、余ニ嘱スルニ序ヲ以テス

我 ハ我ガ 釁 ヲ窺ヒ、我ガ校運ヲ遮断セント欲スルモノアリ、 我ガ校ノ存亡其間髪ヲ容レズ、 此ノ時ニ於テ経営拮据 (ガ校基ヲシテ巍然卓立セシメ、遂ニ今日アルヲ見ルニ到ラシメタルモノ、先生ノ才能、堪忍、剛胆、 謂フベシ 与カリテカ多

先生ノ シ此書ヤ広ク宇 一酸トモ称スベキオハイオ州オベリン邑ニ滞寓シ、 我が校 ノ意見ヲ精確 ニ従事スル已ニ十有余年、 宙 ノ大原ヲ探リ、之ヲ事実ニ質シ、材料富胆、考拠精深、之ニ加ルニ近来先生米国 ナラシ メ、遂ニ此書ヲ成スニ到リシモノニシテ、真ニ神学新説ノ萃ヲ抜キ醇ヲ鐘メタルモ 諄々誨テ倦マズ、汲々勉メテ怠ラズ、授業ノ余今ヤ此 該邑大学 ノ図書館ニ就キ旁引博証大ニ得ル所アリ、 ノ好著述ヲ為セ ニ帰航シ、 弥以テ先 該国文 ノト謂 リ、蓋

余先生ヲ識ル茲ニ年アリ、而シテ余亦タ先生ト志ヲ同フスルモノナリ、故ニ不肖ヲ顧ミズ本書ニ序スル シタル労、始メテ酬ユ可ク、而シテ先生ノ志望、始メテ達ス可ク、又先生多年ノ苦学モ空シク徒為ニ属セザル シ、先ヅ己ヲ達シ、而シテ后克ク人ヲ達シ、普ク社会ヲシテ真正ノ福利ヲ蒙ラシメバ、余ハ確ク信ズ、先生此書ヲ著 リ、 ガ本書ヲ著述シ 如シ、 随テ人間 嗚呼前途洋々タル希望ヲ担ヘル青年諸君ヨ、幸ニ之ヲ熟読翫味シ、 ノ本分ト国民 タル所以ノ精神ヲ闡明シ、併セテ先生素志ノ存スル所ヲ開陳スル事此ノ如シ、余ガ先生ノ素志 ノ義務トヲ知ラシ メ、身ヲ以テ 真 理 = 委永、 邦家ノ為ニ其一分ヲ竭サシ 天地 ノ大本ニ遡り布イテ人事 メン ニ際シ、先生 卜欲 ラ開陳 事 ニ及ボ ス プラ ル E

明治廿二年 月

ス

ル

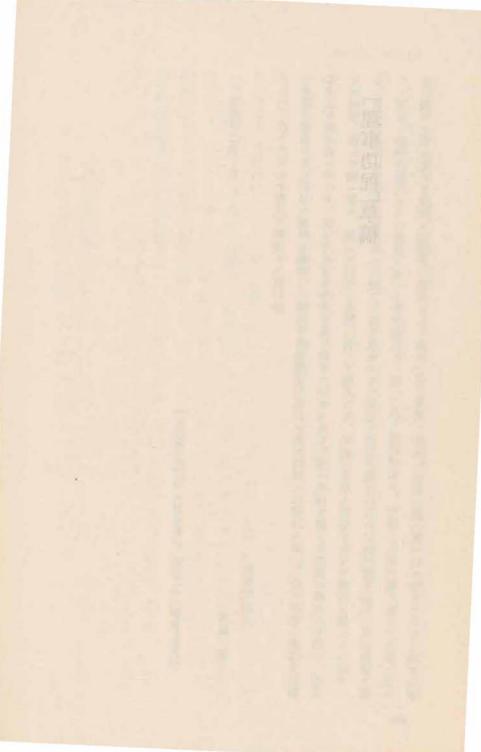
乃チ亦タ余ガ素志ヲ開陳スル所以也

京都同志社

新島襄

『基督教之基本』大阪福音社、明治二十三年四月発行〕

「理事功程」草稿



此

局

ノ官員

ハ諸州ニ

於テ種々ノ差別アリト雖、

区内ノ牧師ハ必ラス其官員ニ加レリ、且多分其局ノ席頭ナリ

プ

口

X

一ノ牧師

タル者ハ、

役目ガラ其

区内ノ学校

ノ吟味司タラザ

ルヲ不得、

然シ此吟味司

タル者、

英国ニ於ケル者ト

76 独乙国ノ公学校学則第一

教育局

教育外部 寺院

事

ハ

=

3

IJ

多少

別

7

1)

府 プ 1 口 テ 1 テ ス タン 其 保護ヲ辞 トヲ奉 信 ス スル ル 者 独乙国 ナク、 且寺院トシテ其ノ監察支配ノ権ヲ握ラザ ル者ナシ、然シ寺院ノ人民教育ニ関係 スル 事ヲ以テ己 ノ職労ト リ、 故 ス = ル 政

管理局 院 通 ヲシテ 例 イセンニ於テ学校ヲ支配スル者ハ政府ト 小学校ヲ監察 ノ官員三人ノ内二人ハ多分地方ノ牧師ニシテ、小区ノ学校懸之内、其区ノ牧師ハ其役目ヲ以テ常ニ其席頭 教育事務 ニ関係セシメズ、然シプロイセンニ於テハ、学校ヲ支配スル権大ニ寺院 ス ル 事 ハ 寺院 ノ手ニアリト 寺院ニシテ其区別ハ左ノ如シ 雖、ヘッシ・ダームスタットノ如キ邦ニ於テハ全ク学校ヲ寺院ト分チ、寺* ノ手ニアリテ、 タ IJ

異 = 1 テ、 唯学校ヲ吟味 ス ル ノミ ナラズ之ヲ管理 セ 1)

校又 其区 共用学校 = 数区 共 ヲ 用 差配 ノ学校 セ アル 1 1 丰 ハ、 小区中持分セシ学校アルトキハ、 右吟味司ノ外別ニ管理局ヲ設オ 丰、 区内 学

= プ 1 P テ 1 1 t 切会議 州* ニ於テ 場 1 = 臨 常 7 々学校ヲ建立 + ル = \exists り、 セ 其所 シ者ヲ以テ ノ牧師 其局 ヲシテ其役 ノ席 頭 ヲ 1 · 替勤 ナ ス、 セ 然シ 1 4 其 席 頭 ダ ル 者多 分 大 ナ ル 領 地

モ 米 牧 义 師 ラ ヲシテ万事 t 0 V 商 3 ヤ等 量七 シ ノ諸州中 メ、 自身 1 郷里 二於テ唯其ヲ許 = 於テ 1 管 F ス 理 ル 中 1 ノ官員 切会議 1 場 所へ 出 ザ ル者アリ、 且 其場 = 臨 4 1

司 ヲ 市邑ニ 弁理 ナ リ、 於テハ其所 セ 然シ此吟味司ヲ称シテ地方吟 「シ」ム、一 政府 X リソ牧師 3 リ、 シュール・デピュテーシ 3 リー等高 味司ト云と、 キ者ヲ監督ト称シテ、 区内 ョン ノ牧師ヲ称シテ区内吟味司ト云 [デプタツィオーン] ト称スルー局ヲ設ケ、其所 其役目 = = り、 矢張其支配ス ル地方内 ノ学校 ノ教育事 ノ吟 味 務

ヲ為サ 然右等 洲 地 地 察 方吟 方 1 ズ 1 時 吟 味 唯 事 味 司 タル 其 地 其 席 方 ダ 者 ル = 臨 察 於 者 毎年其地 テ 4 ノミ、 重大 時 数十年 1 義式 ナ 地 ル 前 方ノ三分一ヲ巡察ス、 ニシ 方 義式ヲ設ケ之ヲ遇シ、 ノ監督 殊二徴々タル者ナリシ テ、 其吟味司 3 リ 等 高 1 真 且其地 丰 且学校 者 ノ試 ガ、 ハ高宗師 験ヲ 方ニ属 其ノ巡察 ノ教官及生徒等ヲシテ寺 為 ス事 スル区内 = 1 テ、 ノ事 ハ、 総 = ノ学校モ巡察セ 付十 年 督 ノ称ヲ帯ヒ 度 十年以来大二権勢 1 大試 院 = 趣十 ダ 験 1) リ、 1 説法 時 然シ ナ リ、 ヲ ヲ 此 聞 得 称 然シ シニ 自 唯 3 リ、 ラ試験 虚 名

其

シ此 此寺会ノ手ニアリテ、 寺会ハ彼監督 ノ右ニアリテ、 彼監督 ノ差配セザル所 重二寺院 ジノ事 ナ 務 ニ関係シテ教育事務ニ係ル事稀ナリ、 然シ教官学校ヲ差配スル事

1

テ、

其職

分

州

内

寺会

ノ統領

ナ

1)

小学校及其教官等八直 二此寺会ノ差配ヲ不受、 然シ学校評議局ト称スル文官アリ之ヲ差配ス

政

府

第

内

事

務

卿

第二

1

知

事

第三

郡

1

知

事、

第

四

区令

称シ プ 口 テ 1 t 州 全 ノ知事ナリ、 ノ内部ヲ支配 但シ ス ル官 全国ヲ分チ八州ト 局 ヲ 内国 事 務省ト称ス、且其次級ナル者ヲオブル〔オーバー〕・ ナシテ、其州名ハプロシャ、 ポー ゼン、 シ V シャ、 プレ 术 x ラニヤ、 ジデンテ

1 デ ボ ル Ł [プランデンブル クし、 サクソニー、 ウ 工 ストファリヤ、 及ヒ ラ イン ナ 1)

各州 各州 数地 知 事 ヲ撰挙 方ニ分チ、 又 地方毎 /\ 免職 ニレ セ シ 1 4 ギ ル 1 事 口 ング 全ク ス・プレ 内国 事 ジデント「地方令知事」ト 務 卿 掌内 = アリ 称 ス ル官吏ヲ置 キ之ヲ差 配

他 111 内 学 会議 校局 局 1 7 称 リテ 1 テ 其 知 事 知 1 事 ラ補 合シ、一ノ 佐 ス、 評 但 1 議 局 評 ラ為シ 議 局 中 州 ニ二部分ア 内 1 教育 リテ、 事 務 ヲ 評 其 **一** ハ 議 ス 寺会ト ・称シ ,寺院 切 1 事 務 ラ評 其

州 知 事 迄書 夕 ル 者 ラ差 内 事 務 卿 1 配 下 ニシテ、 其 、卿迄書キ上ケヲ差出 シ、 寺院 ノ事 務 = 係 リテ /\ 教部 兼文部 卿 付属

其

卿

キ上

出

ス

11 大区 X 一令タ ラ再 ル 者 ビ数地方ニ分チ、 モ矢張二ケノ評 ラン 議局 1 9 ラー ロテ 1 「区会」ト称ス、 スタント、 カト V 官吏ヲ設ヶ其区内 キ ノ補佐 ヲ得テ其 ノ事務ヲ 八地方内 弁セシ ノ教育及ヒ ム、 但此ラン 寺院事務 F. ヲ 弁理 ラ 1 ス

3 IJ 大区 一知事 迄 一書上 ケヲ為 ス

右 挙 ケタ ル 官員 ノ等級 / 左 = 於 テ 見 ル ~ 1

但 1 教育事 務 付 右 1 官員 州 1 共 力 1 テ事 ラ計 ル 者 /\ 左 1 如 1

第 伴 方ノ学校評 国 事 務 卿 議局、 同 伴 及 第 ル 四 者 区令 教部 兼文部 同伴 卿 1 地方ノ吟味司 第 州 1 ナ 知 事 IJ 同 伴 R ル 者 州 内 ノ学校評 議 局 第三 地 方令

小学校 ノ事務 ハ尽ク右官局員ノ等級 ヲ経ザルベシ、 然其手ヲ経ルトモ唯 虚 ノ為 ナ ル ノミ

政府へ差出ス事ニ限レリ、然シ場合ニヨリ其書上ケニ己ノ存意ヲ加フル事ヲ得 学校ヲ管理ス 直二差出 ノ評議 セリ、然シ其書上ケハ唯虚形ノ為、其州ノ政府ノ手ヲ経ザルヲ不得、 ル事 ハ大区ノ小学校 ハ州ノ学校評議局ト大区 ノ事務ヲ弁理ス、但シ大区ノ評議局ハ州ノ評議局ノ配下ニアラズシテ、 ノ学校評 議局ノ手ニアリテ、 州 ノ評 議 局 且州ノ知事 八州内 ノ高尚 ノ職掌ハ唯其書上ヲ大 ナル学校ヲ管理シ、 其書上ケモ文部

タリ

~ ル 1 右 ス 多分僧員ニシテ、 如 V 7 ニ挙ケタル通リプロイセンニ於テハ、文官ヲ挙ケ僧員ト共[三]教育事務ヲ弁理セシ 味司ト共二教育事 邦 議員ニ充ル ク僧員ヲ挙ケ全ク教育事務ヲ弁理セシ[ム]ルト異ニシテ、大ニ寺院ノ権柄ヲ限レリ、 然シ小学校ヲ差配 稍下レ ノ教育事務 ノミ、 第一二区ノ牧師ハ区内ノ学校ノ吟味司、 且文部卿へ書状ヲ達スルニモ其知事ノ手 務ニ係ル者ハ ニ関係シ大権 地方ノ学校評議局ニシテ、 ヲ握ルト全ク異ニシ テ、 第二二地方ノ監督ハ其地方ノ学校ノ吟味司ナリ、 唯州内 其ノ吟味司ノ権ヲ限リ、 ヲ経サルヲ不得次第ニシテ、 ノ寺院及ヒ教育事 ムルニョリ、ウォ 務ニ付キ 且州ノ寺会モ亦ウォ 寺会ノ権 其州 ノ知事 ルテンボ ハ文官ノ権ニ比 然シ ヲ補 スル者 テン ルク邦 地方 佐 ス

地方 権 千八百五十年ニ於テ聖経寺院局 1 ノカ 握リ不得、 スル寺会国中ニ群起シ、大権ヲ握ラント謀リシニ、遂ニ学校ヲ差配スル権ヲ不得ノミナラス、又寺院ヲ差配スル キ評議局ニ於テ、カトレキノ僧徒ヲ挙テ其議員ト為スニ付、 且寺会中ノ議論紛々ト生シ、其論 (エウァンゲ [ー] リシェ オベル・ケルヘンラート ノ異ナルニョリ遂ニ自滅スルニ及へ 政府ニ於テハ通 1) [オーバー・キルヒェンラート]) 例 カト V 丰 ノ高宗師 ト商議

ス、

且高宗師タル者縦令純粋

ノ法王左袒ノ者ナリト雖、

両三年ヲ不出シテ遂ニ政府ノ所置ヲ是トスルニ至ル

局

ノ手ニ落タリ、

サクソンニ於ケル吟味司ハ確定ノ視察ヲ為ス外、臨時ニ学校へ来リ通例

地方ノ吟味司

地

方ヲ差配

ス

ル文官ヲ

地方令卜

称シ、

且其

地方ノ僧官ヲ監督ト

称

ス、

地方内

ノ学校ヲ管理

ス

ル

事

八多分其監督

職

地方ノ 12 大小ト其住人ノ多寡 ハ大分差別アリテ、 或ル地方ニ於テハ少クシテ六区又ハ八区、且多クシテ四十区以上ニ至

有 = 多少ヲ定 品 且 家 商 ヲ視察シ、 事 量 務ヲ管 教 ス 育 ル等ラ云 メ、教官ノ過チヲ責メ、束縛法ヲ〔以テ〕生徒ヲ入校センメ、且地方内教育ノ進歩形況ヲ記ス等モ矢張其 事 学校所 理 務 ノー ス ^ ル リ、 二心 部分 用 ノ器機物件等 ラス内 但シ学校ノ入費ヲ取調べ 其地方令 部外 部 1 ノ記簿ヲ証験シ、学校 ノ区別 共ニ管理シ、 ヲ為シテ、 (但シ 且他 学校 其入費ハ学校評 ノ最 ノ所有品及其積金ヲ差配シ、且其積金ヲ給与シ、 重大 ノ外部事務 ナル 部分ニ 議 ノ如 局 でノ検査 至テハ自ラ之ヲ管 丰 1 彼 ラ経 ノ監督、 タル者ナリ) 地方令ト共ニ之ヲ弁理 理 ス 学校内外ノ所

地方令ノー人ニシテ弁理スベ キ職掌 ハ、 生徒ノ人員ヲ取調ベ其ヲ地方ノ人員簿中ニ記スル ニア IJ

外部

ノ事務ニ属

セ

1)

独乙 学校 司 故 ヲシ プ 実二近来 ノ内部事 P テ、 = 於 1 セン 全ク学校ノ教方且 ケ ル吟味司 務 ノ事ナリ、 ハ全ク学校 於テハ ノ字義 サク 然シ ソン 又他 生徒ノ奉スベ 教方且生徒 唯学校ヲ視察シ ノ議 ノー 論アリテ、 ワル ノ奉スベ キキソク [ハノーファー] 吟味司 且 キ規則等 一其形況 等ヲ弁理セ タル ニ係リテ、 ヲ政府迄 等卜異 者 シ 八唯学校 山、 書 ニシテ、吟味司 且プ 彼 上 7 ノ神学ノミニ関係スベ ル事 監督、 P 1 セ _ ンニ 止 地方ノ吟 ラ ノ弁理スベ 於テ右ノ事 ス、 独乙盟邦ニ於テ多分其吟 味司ノ名ヲ以テ之ヲ弁理 キヲ 丰 務 職 ヲ吟 掌ハ多分地方ノ学 宜 味司 口 セ

ノ教授

ノ法方ヲ視察

且己ノ裁断 ヲ以教授ノ法方、等級 ノ分別、 及他ノ学校内 ノ規則ヲ変革スル権アリ

吟味司ノ 教育事 務ヲ弁理ス ルハ唯其視察ノ時ニ止ラス、若シ X ノ吟味司ノ決定シ難キ事件起シトキハ、之ヲ其吟味司

差出シ其裁判 ヲ求 4

視察セシャ、 地方ノ吟味司ハ矢張其地方ノ牧師及学校ノ教官ノ吟味司タルニョリ、其小区ノ牧師其職掌ヲ奉ゼシヤ、且勉テ学校ヲ 又ハ其レト教官方ノ関係如何ヲ探索セリ、且学校 ノ学頭及教官ノ其教方ニ熟セン事ヲ勧メ、 及ヒ如何シ

教官 生徒 ユベ ノ欠席 入校期 丰 セシトキ [カ] 法方ヲ告ケ、 ヲ減シ、 ハ他ノ教官ヲ挙ケ其職ニ当ラシム、又ハ教官休息ノ日限ヲ定メ、 又ハ学校ヲ借シ他 且教育進歩ノ為メ地方二於テ教官ノ集会ヲ催サシ ノ用 務二供 事 ハ尽ク此 人、 自ラ其会頭 且 虚 弱 ラニシ トナレ テ始終学校 へ出テ難

ス

ル

吟味司

ノ掌内

ニアリ

丰

限

分ナル 吟味司 - = 及 ル 者 其職掌 然シ其視察ニ付別段ノ入費アリシトキハ、 ノ為給料ヲ受クル事 八甚稀 ナリ、 如 其費金ヲ請取ルベキノ免許ヲ得 何ト ナレハ 其学校ヲ視察スル /\ タリ 其僧官タルベ 丰

此吟味司ニ学校管理ノ全権ヲ不与事ヲ計リ、別ニ其権ヲ妨クベキ方向 ヲ設 ケリ

ノ教官タル者己ノ主意ヲ是トシ、吟味司ノ命令ヲ非トセシトキ ハ、其ヲシテ其筋 へ訴シム

学校ヲ視察スルハ唯此監督ニ止ラズ、地方ノ学校評議局及セミナール(教育学校)ノディレクトル等時々来リ之ヲ視 此監督タル者へ必ラス大区令ヨリ定メシ所ノ規則ヲ守ラザルヲ不得、但シプロイセ ンニ於テ其規則ハ殊

ル - 3 リ、 監督タル者モ亦己ノ権ヲ専ラニス ル 事ヲ不得

監督 リ毎 其大ク令迄学校ノ進歩形況ヲ書キ上 ケリ

クソン 国 = 於テ此書上ハ簿冊ニシテ、学校ノ数、 生徒ノ人員等ハ寺院ノ人員ト合シテートス

+

スベ

丰

権

柄

ラ与

#

ル ノ強テ

地方令ニ於テハ

監督

教

育事

務ヲ弁理

セ

ザ

ル事

ヲ

怒リ、

又監督ニ於テハ

地方令

ノ唯

監督ヲ使役シテ其事

務

弁

プ ウ 口 工 1 セ 1 / フ = 於 7 IJ ケ t ル 監 1 州 督 中 ノ書キ上 1 大区 一ケハ サ 地 クソ 方 ノ吟 ン 味司 国 ノ書上ノ 迄渡 セシ 簡 書上 略 ナ ル 1 雛 1 形 異 ニシテ、 1 左 ブ如 其内 ニ己レ ノ目的 裁断 ラ記 セリ

1 長文ヲサケ且 其 用 確証 本文ト異ニスベシ、 ヒ、克ク順序ヲ立テ、各個条ヲ一々区別スベシ、且最末ニ於テ吟味司 ヲ得べ 其 シ、 文体 第三ニ己ノ擬 /\ 順 第二二吟味司 序 ノ宜 口 1 議 丰 加 タル者学則、 口上ノ如 フベ シ クスベシ、 事故、 且 地方又人民ノ形況等ニ係リ己レノ存意ヲ延ルトキハ、「述) 第 _ 事 情 ヲ記 ノ官名ヲ記 載 ス ルニー切華文ヲ避ケ、 スベシ、但シ拾遺又註解 強メテ短文 ノ類 宜

ク

ヲ

書上 寺院及ヒ学校ニ関リテ監督ヨリ 及シトキハ、其次第ヲ逐 丰 個 1) Ł 確 条ヲ テ + 定 吟 ル 記 ノ日限 X 味 ~ シ、 別 司 1 スベ 方 1 書 第二ニ シ、 上 其申達書ヲ受取リシ ヲ 第 求 第 左 = 四二 メシ 1 其ヲ片紙 一解 其書上若シ数片紙ニ及シト 1 半二於 明スベシ、第七ニ其書上 丰 及ス所 ハ 、 テ月 ノ右 宜 = 日 P ソー半ニ記 勢ハ、 リ算スベシ、 1 1 地 ク其 名ヲ 当時 申 達 記 シ、 プロ 書 シ、 キ、 左ノー ハ彼申達書ヲ出シ、且右等ノ事 但シ書上ヲ ノ月日官名番号等ヲ記載 イセ 月日 宜 半ハ 1 ラ下 ク其ヲトヂテ 差出 形勢ニ於テ充分ナ 其儘ニアケ置 ニ於テ其 ス事 1 書上ノ目録 小 此 m 十、 スベ ノ日限 ト為スベシ、 ル推算 シ、 且文字ヲ鮮 務ヲ弁 ヲ不 ヲ 第三ニ 記 出 スベ ヲ為能 理 ルベシ、 事故 第六二書上ヲ ス シ、 明 ル官局迄差出 7 書キ ズ 且 ノ異 然シ若シ 格 決テ 段 ナ ル ナ 成 略 1 ル スベ 就 丰 申 引 ラ ハ其 達 ス 用

新島自身による もの カン

ヲ 以テ少ク不快ノ心ヲ抱蔵セリ、 然シ近来政府ト寺院ノ交際密 ナル = = IJ、 聖経 ヲ 講窮ス ル法家タル 者 P] 7 カ

1 丰 つか トリック」 僧徒 ノ例ニ做ヒ、 強テ学校差配 ノ権ヲ握ラント欲セハ、 当時カトレキ宗師 ノ己ノ学校ヲ差配 スル

如ク、恐クハ其志願ヲ呈スルニ庶幾センカ

区内ノ吟味司

ル

ガ

如

各区 牧師 ダ ル 者、 X ノ吟 味司 トシ テ区内ノ学校ヲ差配 スルハ、 尚監督 ノ地方ノ吟味司トシ テ其地方ノ学校ヲ差 配 ス

リ、 及其行フ所ハ、 単 一ノ学校又ハ共合学校 区内ノ学校ヲ差配 原文ノ第百 スルニ矢張内部外部 (教区合シテー校ヲ保存スルヲ云) 八十七葉二記載 ノ別アリテ、牧師 セ リ、 何ノ区ヲ不 毎ニ必ラス管理局アリ之ヲ差配 タル者ハ其区ノ吟味司ノ職ヲ以テ内部ノ事務ヲ弁理シ、 論其区ノ牧師 タル者 ハ、必ラス其管理局官員 ス、 但此管理 一局内 中

且

部

ノ事務ハ至テ管理局

ノ官局之ヲ弁理

ス

牧師 -1 ス + 在リ 1 7 = ソンノ国ニ於テハ、 ノ職掌ハ、 テ学校 止ラス、 ノ事 唯確定ノ期限又ハ試験ノ時ニ学校ヲ巡察ス 学校隆盛ノ為教官ヲ扶助シ、 務ヲ 弁理 牧師 ス ル ノ学校ヲ巡察スル事少ナクト ヲ以テ又己ノ職 強メテ生徒ト親睦シ、且其進歩ヲ視察シ、 分ト ス モ ル ノミナラス、又時 周間 回ニシテ、 內內強 且其職掌 メテ其ヲ巡察ス 及ヒ教官ト生徒ノ父兄トノ間 1 唯視察スルト書キ ル ニアリ 上ヲ為

共合学校 X 吟 7 加 味司 フ 於テ ル 1 奉スベ 時 其 々教官ノ集会ヲ催シ、 ノ職分 丰 重 ナ ナ ル職 ル 事ヲ 掌 説キ、 1 生徒 自ラ其席頭トナリ、 強テ子弟ヲ学校 ノ勤怠等ヲ窺視 シ、 出 サシ 其ヲ地方 教官ヲシテ教方ニ付議論 メ、 教官 ノ監督迄書キ上ケ、 ラ手帳 ヲ 調べ、 セシメ、 教官 生徒 其議論 1 1 父兄二 商議シ ノ仕方ヲ端正ス 向 上、 ヲ定メ、 子弟二

ル

=

7

1)

ハ三ヶ月、

或ハ三ヶ月以上ニ至

ル

且 ヲ不過ルベ 或ル場合ニョリ、 牧師 タル者休業ノ日限ヲ定メ、教官暇ヲ与へ両三日 ノ間退校セシム、 但シ其退校ノ日限

学校ニ於テ教 ハ又高級ナル教育懸リノ官局ト学校管理局 2 ル所ノ神学、 縦令種々ノ宗派ニ属スルト雖、 ノ間ニアリ、 其官員ノ文通ヲ上下セリ 牧師タル者ハ必ラス其ヲ巡視シ、 各其所ヲ得セシム

地方ノ監督タル者ハ、其区ノ牧師ノ学校巡察ノ勤怠ヲ看守ス

或ル盟邦中ニ於テハ、 牧師タル者己ノ学校ヲ視察セシ 数ヲ記 セリ

状 徒 牧師 学校ニー簿ヲ置キ、 付、 進歩ヲ探視シ、 ノ学校巡察 己ノ存意ヲ延べ ノ勤怠ヲ証 且教官 牧師若シ視察セシト IJ ス ノ学力ヲ試験セシ等ヲ尽ク其簿上ニ ル 但シ此簿冊ヲ以年々其地方ノ官局迄差出スハ、 一法 ナリ 丰 ハ其月日 其 日 1 時 記シ、 刻 生徒 且 必 用 席 唯学校ノ形況ヲ書キ上ル ナル ノ数、 1 丰 其修業セシ科目、 教官 ノ教方及 とと 己ノ如 ノミナラス、且 生徒 何 ノ挙動行 シテ生

生徒 スト 少、 ル 生徒卒業ノ前 ヲ教授ス、 ノ職掌ハ決シテ右ノ事件ニ止ラス、学校ニ於テ生徒ニ神学ヲ授クルハ多分牧師ノ手ニアリテ、其ノ労スル所甚 (耶蘇 ノ蘇生日ヲ記念スル為ノ祭日ナリ)ノ前ョリ初マリテ、 故ニ区内ノ少年中一人モ牧師ノ手ヲ経ザル者 ニアタリ神学ノ試験ヲ受べキ予備ヲ為サシムル為、 ハナカリシ、 牧師タル者ハ一日ニ一時間 其連続スル事或 但シ牧 師 ノ神学ヲ教授スルハ、 ル盟邦中ニ於テハ六周 ヲ費ヤシ問答書ヲ以 通例 他二 イー

ヲ ウ 聴聞 オ ル テン シ、 第一 ボ ル 回 グ 国 二於テ問答書ヲ以自ラ神学ノ教授ヲ受ク ニ於テ卒業ノ試験 ヲ受クベ 丰 者 神学ノ教授ヲ両 回受ケサ ルヲ不得、 其初 回二於テ 唯其教授

シ、 但 此 其 処 上高尚 ニテ神学ト 1 及 ル宗教ヲ 称 ス ル 教 1 聖経 ユ ルヲ云 中 ノ歴史、 ナリ 及ヒ兼テ学校 ムニテ教 ヘシ所 ノルーテル(人名) 著述 1 問答書 ヲ カ

ウ = 才 至 ル テン ボ (郷 ル 里 グ 国 於テ唯 ニ於テ 初等 八其試験 ノ生徒ヲ ノ予備 教 ノ外、 スタッ 牧師 1 タル者年中学校へ ガ ルド (首府) 出テ神学ヲ教ユ = 於テハ上等 ル事 属 ス ルー 一級 少 ククト ヲ教 モー IJ 周 間

中 牧師 丰 = 真 反 ル リン府及他 官員全ク分離シ、学校差 ス ノ職分ノ外、 学校ヲ ル 二三 ルナルベシ 差 配 ノ市府ニ於テ、牧師 又学校 ス ル ベキ ノ事務ニ関係スルハ其勤労甚大ナルニョリ、且或ル市府ニ於テハ牧師 権 配 ア権 其ノ者 ノ此 /\ 唯 牧師 権ヲ失ひしハ敢テ政府ヨリ其ヲ奪 ノオカト人民 ノ手ニ落チ、 ノ気質トニ 又他所 関係シ大ニ多少 (別シテ市邑ニ於テハ) ヒシニアラス、 ノ差別アリテ、 然シ牧師タル者己ノ 其権多ク其議会ノ手 ノ所置人民ノ所望ト大 所 ニ於テハ 管理局 ニアリ

代 北方 評 理局 牧師 乃管理 独乙国中多分地方ノ権柄徴弱 管轄ヲ受ケ、 及 局ヲ ル 者自ラ其 其 人地方 好テ学校事務ヲ弁理 権 3 ラ専 リ撰挙 = ス ス ル ナリト ル 事 ハ、 ラ止 乃チ 雖、 スベキ寛裕ナル × 政府 地方ノ 又或 1 自治 八其 全ク奪ヒ得ザル自治 人物 局上不 権 ノーニシ 二乏キ 和ヲ生 テ、 ニアラス、 ス 此 ル 1 権柄自ラ存在シ、 = 局若シ憤発シテ学校事 至 V ス IJ, A 'n 然シ牧師中 1 ガ ル プロ ۴ 「シュトゥット 甘 務ヲ弁理ス 1 レジテ センニ 市 府 於テ学校 ガルト ノ学校 ル 二及

ノ志ヲ抱蔵スル者ヲ圧迫セリ、 政 ノ評議役タル者 府 3 IJ 撰 代理官 八法家 人民ヨリ挙ケタル者ニシテ、多分市邑ノ法家タル者政府選挙ノ役人ニ左袒シ、 アラスシテ、 (但シ政府ノ役人ニ左袒スルハ市邑ノ法家ニ限ラス、郷里ニテモ亦其党無キニアラ 差配ヲ受ベキ者ハ法家ナリト雖、 決テ不都合ヲ生スルニアラス、 但 人民中 シ評

覊

役

府

職

理官)

ヲ

奉ス

ル

者

ハーノ神学者ナリ

且

_

1

1

= X モ、 ル 1 月. 最 家 E 歎 グ 好テ事 スベ 「メルセブル 丰 務 事 ヲ ハ 弁 通 ク ゼ 例 ザ っプ 法 ルヲ 家 口 ノ好 糺 1 シ、 to テ学校事 1 政府 . サ ノ官員 クソ 務 ヲ 弁 -ノ其 ゼ 1 + 権 内 ル ラ握 = = アリ 7 ラン IJ 事 ノ政 ラ望 府ヨリ千 X リ、 且 1 百 昨 年 五 中 八年二 或 ル州

書

王

IJ

ル

1

中

ノ寺会

IJ 术

法家

申

達

セ

1

書

状

写

ハ左ノ如

失ワ 我等按 神学 ラシ ル セ 一当ラ 事 中 1 事 ヲ ヲ = 5 授 疑 X E ヲ ス ルニ ザ 亦己 ル ラシ 4 事 111 牧 又断 1 ヲ望 ナラ 職掌 故二再 然上 中 4 ズ 慇 7 忘却 七千八 面 懃 シテ教官 依テ 又其 = 々強テ学校ヲ巡察シ、 教官 我等尊 教 百 学校 ノ過誤 五 ヲ 2. 教導 ~ + キ学科 敬 ノ巡察等 ヲ糺 スベ 年貴 丰 シ、 且 及 殿 牧 其ヲ慰安シ 中 E ヲ 師 怠ル 其 迄申 且 或ハ其美事 入教方等 其 ノ、 ラ管理 者ア 達 以後 セ テ ル = 1 至迄 強テ ラ賞 職 事 ヲ 1 分 件 聞 テ偏 シ、 配 丰 1 E ヲ 疲労 遂 勤 及 = 下ノ学校 且 メテ注 独 懐 一寺会配 遂二 ヲ シ、 真神 堪 貴殿 一我等 且 大 1 小小ヲ 义、 シ、 地 ノ道ヲ宣 ヲシ ヲ 1 規 不 1 必 其 テ寺院 テ牧師 則 教 用 論之ヲ 布 = ナ -准 ル ル ス 視 1 所 1 ル 1 及 察シ、 強 学 事 丰 ヲ ル メテ 1 校 者 ラ計 他 テ 1 教官 克 唯 関 好 1 ル 教官 Z 者 係 ク聖 テ 其 甚 甚 リヲ挙 経 職 大 職 不 ナ ヲ 真理 奉 ル 出 然牧 其 1 ヲ ゼ 張 ヲ テ 知 +

察 ル 右 グノ勤怠 我等 且父兄ニ説キ、 状 地 方 記 3 監督 不 リ之ヲ見 載 覊 スベ 其子弟 1 望 二人所 ヲ ル 抱 =, = 丰 教育 政 政 府 其確定及臨 府 所 於 加 置 テ ル モ 1 ヲ 其 誹 決 時 職 テ 牧 巡察ニ当リ、 分 セ 1 師 ナ 事 ル 1 学校 ヲ 知 企 ラシ ツ ル 其 リポ 徒党 関 メ、 係 ラ訓 ルト中二宜口 密 且 ナ 一其ヲシテ強テ子弟ヲ入校セシ 導 ル 事 1 テ、 ヲ 嫌 良民 = ク区内ノ牧師ノ行状、 1 7 ナラシ ラ ス、 如 4 ル 何 為 1 [4] ナ 好 V 且其学校視 ル 牧 ナ 実 ル 及 牧 彐 ル

ヲ

ヲ

ル 師 1 ノ長ズル所ニシテ、束縛法ノ遙ニ及ハザ 是又牧師 ノ慰安スベキ所ニシテ、 ル所ナリ、且 牧師 ノ吟 味司 教官 A ルモ実ニ容易ナラザ ノ労ス ル所甚大ニシテ、 ル 職分ナリ 其報 膼 ノ殊ニ僅カナルヲ悲歎

牧師 故 二牧 ノ吟 師 味司 権甚 及 ルハ 深 大ニシテ、 決シテ政府又ハ会議ョリ之ヲ選挙セシニアラズ、 政府 ノ官吏ノー 朝ニ之ヲ変換シ易キ 類 ニア 実ニ学校弁理ノ為勢欠クベ ラ ス カラザ ル者 = =

シテ 但シ此 字義 千八 教育事 政府 百四十八九年 全ク自裁ト云意ニアラス、唯多少自裁ノ権ヲ得乃牧師ノ、弁ヲ脱シテ政府 務逐及セシニ、 由 ノ管轄ヲ受ケシ ノ字義 ハ此処ニ於全ク自裁スルト云意ニアラス、唯多少学校ヲシテ自裁ノ権ヲ 間 彼等ノ敢テ束縛法ヲ止ムルニアラス、 ニ当リ、 ムルヲ云 独乙国中 ナリ = 種 タノ混 乱 ヲ生シ、 唯学校 人民 蜂 ヲシテ自由 起 1 テ国 ノ管轄 法ヲ改革 ナラシ メン ラ受クル事 セ 得 事ヲ企レ 1 1 セシメ、 計リシト ラ望ミ「ラ云ナリ」、 リ、 且牧師 但シ 丰、 其議 此 ノ手ヲ脱 自 由 論 E

定 ヲ是ト 於テセシ 右ノ徒党中ニ自ラ異論 セ セ リ、 ムルヲ是トシ、 其後実ニ 教育ノ法方ヲ論ゼン輩モ、宗派ヲ教ユル学校ハ当時独乙国中ニ於テ実ニ廃止シ ヲ生シ、或ル徒派 他ノ徒派 ノ議論ハ矢張学校ニ於テ宗門ヲ教へ、且牧師ヲシテ唯宗門ノ教授ノミ視察セシ ノ所論ハ、宗門ノ教授ハ全ク牧師ノ手ニ委任シ、学校ニ於テセズシテ寺院ニ 難キ者ナリト ムル 决

平常 論 唯 1 学科 生 徒 ノ教方ヲ テ 聖 経 論 ヲ素読 ス ル者多々 知、知、 セシ ムルヲ是ト ナリト 雖 セシ者アラズ、 未タ合衆 7 ス 然シ + チ 教官中 ュ セ ッ ッ邦 地方視察ノ法方ヲ甘 ノ学校 = 於 ル カ ロセザ 如 ル ク、 者甚 切 ノ宗 派 ラ不

ル事ヲ悲歎シ、且教方ノ巧拙ヲ視察スベキ者ハ、矢張他ノ職業ノ如ク其職掌ニ熟達セザレハ其奥妙ヲ視

且彼等教官学校ニテ兼テ学得シ所、

教授術等ニー切不通シテ、

更二

教

方ノ良否

ラ弁

ル能ワサ

ゼ

教官中彼 #

ノ吟味司

ノ教方ヲ不

ス

テ其視察ヲ受ケ難キ事ヲ主張セ ル 彼等ヲ視察ス ル 者 ハ大学校ニテ脩業セ 1) シシ白 面 ノ生徒ニシテ、 未タ小学校 ノ形況 ト其教方如 何 ヲ不 知 ル故、

謗 而神学ヲ脩メシ者ノ学力、時トシテハ教官 セン事 牧師 牧師モ亦教官 ラヲ望 メリ、牧師 ノ学校一切ノ事務ヲ視察スル事ヲ止メ、唯日課ヲ定メ臨時ニ学校ニ来リ、教官ノ其定課ヲ守リシヤヲ視察 ノ未熟ナルヲ政府迄訴 タル者通例大学校ニテ脩業シ、且其職分モ遙ニ教官ノ右ニ出 ~ リ ノ学力ニ如カザル場合アリ、故ニ教官牧師ト不和ヲ生シ、教官 ダ ルト 雖、 プロイセンノ大学校 ハ牧師ヲ誹

右ノ思ヲ防クハ他事ニアラス

克ク奉シ 牧師 教官 得ベキ ノ不和 方向 ヲ生ス ヲ立ツル ル ニアリシ ノ患ヲ防 7 ハ他事ニアラス、 唯教官ノ教育ノ法方ヲ変革シ、且吟味司ノナスベキ職分ヲ

委々書記 教官二係 リテ スルニョリ、 八千八百五十 茲ニ於テハ吟味司ノ職掌ヲ奉シ得べキ方向ヲ書 一四年 ノ法則 ヲ以、 其教方ニ尽力スベキ方向ヲ立テタリ、 記セン 但シ教官教方ニ係リテ ハ第三篇ニ

千八百九十九年ノ比ヨリ牧師ト為ベキカンディデーツ(未タ牧師トナラサ(ママ) ノ試験ヲ受ケ、且トカデキズム等の試験ヲ受ザルヲ得ザリシ ル内)

ヲ不得、 ザ 出テ、教官ノ教方ヲ守看スベキ事ヲ定タリ、且右ノ外牧師タルベキカンティデーツハ大学校ニ於テ教育術ヲ脩 千八百四十二年以来政府ニ於テ州ノ寺会ト交渉ノ上、遂ニカンディデーツヲシテ教方熟達ノ為六周 ル 二至 ル、 牧師タル者 故ニ近来セミナールノ頭取ヲセミナール近傍ノ学校ヲ巡視セシム、 ノ真職 ハ 耶蘇 ノ道ヲ講 ス ルニア ルニョリ、別ニ学校ヲ管理スルハ其労甚不少シテ遂ニ其ヲ 但シ此セミナールノ頭取ハ克ク教方 ノ間セミナールニ 全ヲ得 メザ ル

セ モ熟達シ、且学校ノ教官ハ多分其頭取ノ手ヲ経タル者ナルニョリ、頭取タル者克ク教官ノ気質学力ニ至迄尽ク合達 故、此頭取ヲシテ学校ヲ視巡セ〔シ〕ムルハ実ニ妙法ナリ、且之ヲ使役スル政府ニ於テハ唯其旅費ヲ払ノミ

[三頁空白

学校保存ノ積金

セ

地

ノ税中ヨリ来レリ

独乙盟邦中積金アリテ学校保存ノ費用ニ供ス、但シ此積金ハ近来或人民ヨリ寄賦セシ所ヨリ来リ、又ハ素ト寺院

1 1 或 為、年々莫大ノ金ヲ出シ学校等ノ費用ニ供ス、ハルレ〔ハレ〕府ニ於ケル有名ナルフランケ・ハウンデーション(フラ ヲ設ケ其ノ歳入ヲ管理セシム、人民ヨリ寄賦セシ所モ亦多分政府ニ於テ克ク此ヲ保護シ、寄賦セシ者ノ所願ニ応セン 部分ナリ、但シ此類ノ所有品ハ都ベテ政府ノ手ニ入リテ、プロンスウッキ〔ブラウンシュヴァイク〕邦ニ於テハ 費用二供 ル盟邦中ニ於テ、寺院 ノ寄賦シタル積金ナリ) ノ如キハ、 矢張政府ノ所有トナリテ、 毎歳政府ヨリ二万タラ〔ターラー〕ヲ給シ学校 ス、 但シ此二万タラハ彼積金ョリ出ル所ノ利金ノ高ト殆ト斉シ ノ管轄ヲ脱セシ土地ヨリ出ル所ノ税ヲ以種々ノ費用ニ供スルニヨリ、学校ノ得 ル所 別ニー局 八唯其小

校又 如斯キ寄賦 人地方 セ 1 限 積金八、 レリ 縦令政府ノ所有ト成ルトモ唯之ヲ保護スルノミニシテ、之ヲ給与スルモ唯其客賦 セシ所ノ学

寺院 口 テスタン「ト」寺院又ハ学校ノ費用ニ充ツ ョリ寄賦 スル所ノ土地ョリ出スル所〔ノ〕租税ハ全ク政府ノ所有ナリト雖、 政府ニ於之ヲ配分シ、 カトレキ及プ

千八百五十九年ニ於テ如斯キ土地又ハ客賦金ョリ生ゼシ所ノ利金ハ、プロイセンニ於テ総計四十八万タラニ至レリ、

貧富

准

セ

設

ケサ

ル

ヲ不

リ、 大 用 4 IJ 但 テ学校 如 税 斯 ノ金ヲ総シテ寺院学校等 セ 其内三十二万六千タラハ = 供 ウ 丰寄賦 1 ヲ 所 ヲ保存シ 以小学校 才 政 ル ノ比 但シ テ 府ヨ 1 積 1 例幾何 得難キ ボ 此 リ五万九千五百タラト 金ヲ以テ小学校ノ費用 費用 税中 ル ク邦ニ於テハ国王 1 村落 ニ三種アリ プ 供 口 全ク教 ヲ ノ費用ニ供 セ 扶助 テ リ、 ス タン 如 テ、 育 ス ル 何 1 為 其 為 ニ充ツル事甚 ス、 1 ノ自裁ヲ以テ寺院ヤ学校等ニ属 九万四千一 及カトレキ寺院、 二費 = ナ 但シ 供 ヲ学費税、 V 1 中 ス ル 第 政府ョリ給 シ、 百タラヲ給シ、 = 且 1 僅 3 ル、 税 ナリ、 其 其二ヲ地方税、 余リ十 1 生 学校等ノ費用 故 ス 徒 故二人民ョ ル所ハ遙ニ彼 = 寒貧 五 ノ貧 或 万四千タラハ寺院及其教 富 ナ ル ル村落ト雖、 = 其三ヲ一 ス 地方ノ慈悲施済 准 IJ ル所有品ヲ尽 ノ為配分セシ 出 シ多少 ノ所有品 ス所 般税 1 学校年 別 1 租 3 リ出 ク政 所 称 税 7 ノ為 リ、 ヲ以、 ノ比 セ 育 期 府 ル所 リ、 = 例幾 供 ノ童幼 第三ノ 二付 1 費 此 甚莫大 ノ利 セ 属 用 何 IJ 税 種 金 セシ ナル ノ為教育 供 但 ナ 1 全 税 ル 超 1 ス ~ 中 越 甚 ク 小学校 此 且年 丰 寒貧 ラ方向 セ 重 不分明 金 算計 1) ノ依テ 第二 R ノ費 _ 莫

右三 + ク 7 種 1 ノ税ヲ以テ小学校ヲ保存ス = 於テハ各村ノ人民其税ノ多少ヲ定ムベキ権アリテ、 ル事 八独乙盟邦中一般二行 ル ト雖、 其ノ多少ノ別 地方税 ハ学校 ノ取立方ハ 一切 玉 ノ費用ニ准ゼス、 々ニ於テ又自ラ差別 全々人民

確定 金 市 邑毎 リ ノ依テ出 ノ学費税 然シ此 = 臨 ス 時 税若シ不足シテ学校ノ入費ニ ル ハ少クシテー 費用 所 欠席 供 セ ン為、 1 周ニーグ タル 生徒 多分四 口 ッ 3 スセン、 IJ 種 取上 ノ積金 充テ難キトキ タ ル罰金、 多クシテー (寺院 学校、 学校保存之為寺院ニ於テ時 年 此管理 ニ十五ドルニ至リテ、 救貧 局 3 リ人民 市邑等 二赴告 1 積 金 区内 々集 シ其 ナ IJ 不 义 ノ学校管理 ヲ蓄 足ヲ補 タ ル 寄賦 置 ケ -/ IJ 局ョ 金 又ハ 但 リ之ヲ取 1 学校積 寺院所

蔵金(此ハ寺院ノ積金ト異ナリ)ノ余分ニシテ、其高ハ甚タ僅ナリ

ス、 若シ其上不足ナル ノ不足ナルトキ 1 ハ此積金ヲ以其不足ヲ充タシ、其上不足ナルト 丰 /\ 人民 ノ所有品 ョリ所有品 ノ価 准 シテ税 ヲ取 丰 ハ 人民 ル ナリ、 ョリ出 出 ス所 ス所 ノ税 ノ頭税 ヲ以其不足ノ分ヲ充 ヲ以 テ 其 不 足 = 供

挙国 田 ス所 ハ、政府ニ於テモ一般ノ税中ヨリ幾何ノ金ヲ取出シ、其区ノ学校ヲ扶助セリ ノ一般ノ税デ区内ノ学校ヲ扶助スル事ハ甚稀ナリ、然シ或ル人民甚寒貧ニシテ、

1

4

サクソン国ノ領中ノ寄賦金ハ甚僅ナリ

サ ノ利金ノハ千ドルニ至リテ、多分学校ノ費用ニ供セリ クソン国中 唯アッパル 口 ーセーシャ [オーバー・ラウジッツ] (地名) 称スル所ニ於テノミーノ寄賦金アリ、

吟味司之ヲ探索シテ弥其学校ヲ保存シ難キヲ証 文部卿迄差出シム、 人民若シ寒貧ニシテ政府ヨリ扶助ヲ得ント欲スルト 文部卿ニ於テ其書上ヲ検査シ、弥人民 セントキハ其由ヲ記シ、之ヲ大区知事迄差出シ、且地方令ヲシテ之ヲ 丰 1 第 ノ貧窮ナルヲ証ス 一二其区内 ノ吟味司へ其仔細ヲ告ヘサ ルト 丰 政府 ノ積金ョリ幾何 ルヲ不得 ヲ出シ其

プ + テ学校ヲ保存ス P ク " 1 ヤ ン 政 ニ於テ人民若シ貧窮 府 於テ貧窮 ル事ヲ専 務トス ノ村落ヲ扶助セ ニシテ政府 ン為毎歳給与スル所 ノ扶助ヲ求メシトキハ、其区令区内ノ入費ヲ取調、 ハ総計二万ドルラルスナリ、之ハ未タ正シカラズ 無益 ノ費ヲ省キ、

バ

ーデンニ於テハ已ム事ヲ不得、

人民ョリ多分ノ税ヲ取リテ、其高確定ノ学費ニ超越スト雖、政府ヨリ給スル所ハ唯

不

及

ル

所

ヲ扶助ス

平常ノ学費ヲ充タスノミ

+ ク 7 1 = 於テ 人民 3 1) グ学費税 1 所 有品 税 1 ヲ 取り、 学校 1 入費用 = 供 ス

他 1 盟邦 中 = 於テ多分学費税 1 シ テ集 4 ル 所 1 頭 税 類 ニシ テ、 ウ オ ル テ 1 ボ ル 7 = 一於テ 八一家 3 1) 幾何、 ブ 口 1 ス

ウッキニ於テハ一人ヨリ幾何ヲ出サシム

プ 口 1 セ 1 = 於テ /\ 租 税 ノ取 E 方 八各 地 方每 = 自 ラ 不 同 アリ、 玉 税 1 称 ス ル 者 /\ 乃チ __ 般 ノ税 ニシ テ、 国中 般 1 費

リ初マリシ由)

用

=

供

シ、

地方税

1

称

ス

ル

者

其地

方

ノ人民

3

リ之ヲ集

义、

其

地

方

ノ費用

=

供

ス

(但シ

此

地方税

ハ千七百

九

年

彐

地 方 於テ学校保存 ノ為寄附 金 1 助 ナ 丰 1 丰 **小** 切 人民 ノ宗旨 ノ異 同 ア不 論、 其ヲシ テ所有 品 1 多 寡 1 教

官 給 料 ヲ払 + 1 人、 又 /\ + 地 1 産物等 ヲ 以 其 所 用 供 セ 1 4

人民 矢張 \exists 教官在 1) 区カ ノ入費 職 長 ラ惜 短 1 1: 教官 其 地 給 方ノ人民 料 ヲ 减 1 ス 多 ル 少 事 = ヲ 准 防 1 カ テ大 為、 = 差 諸 別 邦 7 = 於 1) テ 其 小数 ノ給 料 ラ定 メタリ、 然シ 其給 料 高低

1 プ 口 1 其給 セ ンニ 料 ラ増シ 於テ千八百 テ容易ニ 70 十八 活計スベ 年 以来、 丰 方 政 向 府 ヲ 3 リ各 立テ 地 A 方 1) ノ知 事 = 命シ、 地方ノ教官ヲ保存ス ^ 丰 事件 ヲ仔 細 = 探索 セ

何 プ 1 口 1 ナ V セ ハー 1 = 方二 於テ 於テ 教官の給 教官 料 ヲ 甚安楽シ活計 決定 セ ザ ル スベ /\ 丰 物 給料 産 多少、 他方ニ 人民 於テ唯 貧富等 暫り 各州 ヲ = 糊 於 テ 大 ナ ル 不 同 7 ル 二 ヨ ル 如

区内ノ学校管理局

ウ オ ル テ 1 ボ ル グ 邦 ニ於テ /\ 区内 ノ寺院管 理 局 B ル 者 矢張 区内 ノ学校管理 局 ヲ 兼

勤

セ

1)

寺院 プ ロイセン国中ライン ノ学校ヲ管理 河上ノニューウィード〔ノイヴィート〕ト云所ニ於テハ、法教家タル者ルーテルン寺院及ヒ改正 セリ、 此ハ素ト耶蘇宗門ノ大変革アリシトキ、 此所ノ大名タリシ者プロテスタント宗ニ属[シ]、

且其人民モ多分其同旨ヲ奉ゼ シニョ ル

若シ市邑ノ人員甚大ニシテ其会議ノ官員モ数多アルトキハ、其内ヨリ幾何官員ヲ撰挙シ学校事務ヲ弁理セシ + ソニーニ於テハ市邑会議タル者学校ヲ差配スベキ権ヲ掌握シ、牧師ヲシテ学校事務ヲ弁理セシム

通 他 = 於テハ、 例区 牧師 内 ヲシテ矢張学校ヲ視察セシ ノ牧師 其地方ノタ タル者、 1 其職分二応シ学校管理局ノ席頭タラザルヲ不得、 V クトリーヨリ牧師数人中一人ヲ挙ヶ其学校ノ吟味司ト為シ、 若シ数区共力シテーノ学校ヲ保存ス 管理局ノ席頭ヲ兼シメ、 ル場合 且

若 区内ニ学校ヲ寄附セシ者アルトキハ其ヲシテ管理局ノプレシデント〔ト〕シ、且牧師ヲシテ副プレシデントトシ、

4

其局

中

ノ事件ヲ記載セシ

4

於テ少シノ不同 プ 1 セン及其学則ニ依頼シタル諸邦ニ於テハ、一ノ学校毎ニ必ラス一ノ管理局ヲ設ケリ、但シ局中官員ノ立テ方ニ アリト雖、通例 ノ区別ハ左ノ如シ

リー、 其一ハ学校ヲ寄附セシ者、其二ハ区ノ牧師、其三ハ区ノ官吏、 稍少ナル盟邦中ニ於テハ政府ヨリ直ニ学校管理局ノ官員ヲ命セリ 其四ハ人民ョリ差出セル代理人「一家ヲ保ツ者ヲ云ナ

プ ヲ 設 イセ 1) ン諸州ニ於テハ多分人民ヨリ人物ヲ選ビ其職ニ当ラシム、 然シ政府ニ於テ其自撰ノ権ヲ減少ス〔ヾ〕

東プロ ヤノマ リー 1 ウェ ルダ「マリーエンヴェルダー」 地方ニ於テ、已ニ千八百五十八年十月十五日ョリーノ法則ヲ立

=

可

ヲ受サ

ル

ヲ

得

不

得

テ、 1) 相 X 場 令若シ 合 ル 人物 3 或 IJ X ヲ ル 、撰テ其 条 令 理 1 自 7 役 IJ 裁 ヲ テ 1 其之擯 奉 権 七 ヲ 以 1 却 テ 4 人 七 民 1 1 3 IJ 丰、 ·撰挙 民 七 重 [ラレ] ネテ 他 A ノ代理 ル代 理 人 人ヲ ヲ 進 擯 4 却 ル 七 ヲ シ 不 ム、 得 扨 人民 如 再 斯 場 Ł 代 合ニ 理 於 人ヲ テ 撰 1 X 挙 令 七

当 管 理 局中 1 一ノ官員 何 人ヲ不論 其職掌 ヲ 怠ル 1 丰 区令 3 リ直 = 其 ヲ免職 セシ 人、 人民ニ命 シ 新 = 他 人ヲ撰 其 職

局 中 会 議 シ テ 官 員 ノ過半 Ė 决 議 ス 1 雖、 若 其 席 頭 5 ル 者 其 議 ヲ 是 1 七 ズ 1 テ 1 日 以 内 三区 一个迄其 由 ヲ 告 或 地

方

吟

味

司

席

所

論

=

左袒

七

シ

1

丰

官

員

1

決議

E

遂

=

行

V

ザ

ル

~

1

4

/\ 局 中 1 官 彐 員 1) 臨 少 時 7 1 集会ヲ E 三 4 催 月 ス = ~ 丰 学 場 合アリ 校 於 テ集会 七 リ、 但 1 其 集会 1 日 1 其 1 局 1 席 3 1) 決定 ス、 且 必 用 ナ ル 1 丰

此 局 管理 ス ル 所 八学校外 部 ノ事 務 ニシ テ、 内部 事 務 1 全ク吟 味司 委任 1)

外 部 事 務 重 学校 ノ所入ト 其費用等ニシ ナテ、 此 局 \exists 1) 直 チ = X 令 1 差配 ヲ受ケ 1)

確定 此 局 休学ノ外一 於テ総テ学校及学校付 以上 及 切余分ノ休学 必ラス 此 属 ヲ為サ 局 ノ土 ノ許 1 地及積金及教官 ル 事 ヲ注意シ、 不 ノ役宅等ヲ管理 且父兄ヲ勧 メ生徒 ス、 且学校 ノ不怠学校 二於 = テ確定稽 出席 ス ル事 古時限 ヲ 計 ヲ奉 IJ 七 シ 又八

其 局 局 官員 官員 学校試 切給 料 験 ヲ 1 不 節 受シテ、 又 / 他 六年 1 儀 式 間 1 時 其 職 = 当リ ヲ 奉 必 七 ラ + ス ル 出 ヲ 張 不 得 七 + ル ヲ

プ P 1 七 1 外数多 ノ盟邦 於テハ 教官ヲシ テ ,此局 ノ会 議 1 席 臨 7 1 ム、 然シ其 商 議 = 加

ル ヲ不許

ブ 1 スウ 1 丰 ニ於テハ、 場合ニョリ寺院会ヨリ教官ノ商 議 = 加 ワル事 ヲ許セリ

テ此 プ キ官局 P 部分、且其ト同等ニシテ邑会ノ商議ニ加リテ変革ヲ為セシ者ナリ 局ヲ設ル事ヲ是トセズ)、但シ此局ハ千八百零八年中プロイセン国中ニ大変革アリシ時ヨリ初マリテ、 1 セン 郷里 於 4 ルス ノ学校管理局ニ比スレハ大ニ自由ノ権アリシ故、 ュ 1 ル ・デプ 工 テー 1 3 1 (学校代 理 局 ノ意) 甘ジテ大政府ノ命ヲ奉 ト称ス ル者ハ、 大ナル市邑中 セザル場合アリ ノ学校ヲ総轄スベ (所々二於

1 大政府ニ於テ逐 大政府ョリ其局 | 女此局ノ自由権ヲ削ク事ヲ計リテ、先年ベルリン府ノ代理局ニ於テ手芸ノ教官タルベキ者ヲ試験セシ ノ先ツ其州ノ知事ノ許可ヲ求メス、且其試験ノ時ニ当リ王家ノ理事官ノ立合ヲ求メサ ル 事ヲ糺

セ

1)

守 代 千八百 ブ 理 ス 口 ル 1 局 スウ 五十一年以来此 ニ大ニカヲ得シ ノ稗 1 益少カラサ 於テハ千八百 ル事 局 ノミ ノ周旋ニョリ学校隆盛ノ為、 ナラス、且市中 諸邦ニ於テ此 五十一年以来スコ ノ牧師 局ヲ設 1 ノ生徒ヲ勧 ル ケン事ヲ計ルヲ以テ之ヲ知ルベシ 邑会ニ於テモ学費トシテ大ナル積金ヲ蓄 木 ル メ強 ス タンド(ノ)名ヲ以テ此局ヲ設ケシ メテ出席セシ ムル等ノ労ヲ省ケリ ヘリ 3 リ、 学則ヲ固

プロ 1 ノ牧師 此 スュール・ダイレクトルハ此局ノ行事官ニシテ、 スウィ 邑会ノ代理人一人、市中ノ各区ノ寺院局ヨリ差出タル代理官一人、及ヒスユール・ダイレ キニ於 ケル スュ ール・ [ホル] スタンド [シュール・フォアシュタント] ノ官員 幾何ノ給料ヲ受クル者 ナリ ハ、市ノ議員ノ頭領、 クトル等ナリ、 但

左二 ~ ル 掲タルベルリン府学則 リン府ノ学校代理 局 ハ 1 唯初等学校ヲ差配スルノミナラス、又高学校ヲ差配スル権アリ、 略記ニョリ之ヲ見ルベシ 但此局ノ弁理スル所ハ、 万

五千

人

2

1

デン

種

_

属

セ

IJ

ヲ去

ル

事

甚

不

遠

且其

通

行

ス

ル

E

殊

=

容易

ナ

IJ

~ ル リン 府 ノ如キ 実二各種 ノ教育ヲ得ベキ学校ニ富 メリト云ベシ

~

ル

IJ

1

府

ノ学校

唯

~

ル

リン府

ノ為ニ

設ケタ

ル

者

ナリ

プ E 矢張デー P 1 セ - ・ ス 中 ュ 学校 1 ル ナ ハ尽クデー リ、 故二他 . スユ ノ州郡又 1 ル ハ外国ヨリ童幼ヲベルリン迄遣シ、 [スクール] (日々通ヒ行ク学校ヲ云ナリ) ニシテ、 教育ヲ受シムル事甚稀 ~ ル リン ナリ、 府 ノ学校 然シ童

幼 ヲベ ルリン 遣 シ、 其ヲシ テ親 族ト同居シ、 又ハ 人家ヲ借リテ寄遇 セ 1 4

寄 他 ノ学校 宿 生ヲ 八尽 置 クデ 及 ル グ 1 ラ . 7 ス 2 ル 1 ル ス ナ 2 ル 1 故、 ル二個 学校ヲ一方ニ アリテ、 其一ニ 集 合 (セ) /\ 唯 1 メバ 大二不都合ヲ生ス 其 他 = 八三十 人程 ルニ[ヨリ]、 各 宿 IJ 全市 ヲ幾区ニ分

チ、

住

人ノ多少

1

其区

ノ大

小

三准

シ学校

ラ配

分

セ

高学 如斯 校 学校 ノ如 丰 1 配分モ行 其数稀 届 ナ IJ 丰、 1 学校 雖、 矢張全府ヲ幾区ニ分チ之ヲ配置シテ、 1 距 離 不 遠 = 3 リ、 各家 3 リ幼稚ヲ学校 生徒通 = 遣 スニ 行 モ決 便二 供 1 テ不 セ 1) 便 ナラ + ル ~ 1

ニア ル リ、 IJ 1 其二ハ 府中 = 東北 グ ラマ 区内 ル ニア . ス リ、 ュ] 如斯 ル 七個アリテ、 ニベ ルリン 1 其内四個 周囲十五里内所々ニ学校ヲ分配セシ 八市 ノ中 心ヲ去 山ル事甚 不 遠 二二 他 ノ 二 り、 個 各童幼 ノ内、 其一ハ ノ住所、 西 学校 南

千 1 百 五十 1 年 户 二調 Ŗ ル ~ ル リン 府 ノ人員 兵卒卜大学校 ノ生徒ヲ除 丰 四十六万六千六百四十 五 人ナ 但シ

府中 A 百 ノ学校ヲ分チ三種ト為シ、 五十 九年 月 = 調 及 ル ~ 其 ル 1) ヲ高学校、 1 府 ノ各 種学校数 其二ヲ 中学校、 八総計 其三ヲ 百 個 初等学校卜称 1 テ、 生徒 ノ人員 ス、 且其内ヲ分チテ、 八五万 四千 八百 九 其一 + 几 ヲ公学 人ナリ

校、 其二ヲ 格段 ナ ル 寺会、 或 社中 = 属 ス ル学校、 其三ヲ 私 塾 1 称 ス

邑会ノ学校代理 但シベル IJ 1 府 局 中 ナリ、 ノ学校ヲ管理 但シ 第 スル官局二個アリテ、 一ナル官局 ノ差配ヲ受クル学校ヲ甲ノ部分トナシ、 第一ハブランデン ボ ル グ州 ノ学校評議局、 其数 ハ 左ノ如シ 第二ハベ ル リン 府

ギ ムネ 1 工

七 ケノ中三ケ

P 工 ル (王家 = 属スルト云意)リアル・ス ユール及其予備学校

一ケ

口 工 ル ツ V 1 ニン グ・コ ルレジ (小学校ノ教官ヲ仕立ル学校ナリ)

一ヶ所 ケ

工 IJ + ~ ッ 1 . ス 2 1 ル

一ヶ所

フ V テリッ キ□上ノ学校

二ヶ所

カ 1 丰 スユ 1 ル

14

郎

西寺会二属

ス

ル学校

六ケ

五

ケーニー

ボ ヒミヤン寺会ニ 属 スル学校

三ケ

右 ノ外数個 ノ学校アリテ、 総計 三十 ケニ 至

V IJ

其

他

ノ上

等、

中等、

下等共学校

ハ、尽クベ

ルリン

府邑会ノ管理ス

ル

所ナリ

左ニ掲 ノ差配ヲ受ザルヲ不得、 クル通 リ、 此二局ハ全ク別局ニシテ其管理ス 且市中 ーノ事務 ハ尽クブランデンボ ル モ亦異ナリ、 ル グ州 ノ政府ノ会議 然シベルリン府ハ矢張ブランデン ノ管轄ヲ受ルニョリ、 ボ 教育事務 ル グ州 政

E 同 断 ナリ

市

ノ総テノ事務ヲ管理スル局ヲマシ

ストレー〔マギストラート〕

(町奉行)トシ、且其官員ハ三十四人ニシテ、尽ク

市 ノ会議 = 3 IJ 撰挙サ V 1 者 ナリ

此 人 員 市 乃 1 チ ノ評 ス ス 1 議役中 A V ツ 1 1 1 ノ官員十二人、市 八直二学校ヲ管理セ シュ 1 ルレ ーテト 人ョリ ス、 称 スル代理官二人(此二人ハ給料ヲ奉セリ)マ 唯其官員中ヨリ代理官ヲ撰ミ教育事 直 ニ挙ケタル者三人、 監督三人、学校理事官局 務ヲ弁理セシ = ス ノ頭 ム、 1 領 V 但シ代理官 及 1 ٢ 7 ュ 1 ーデン 中 官員 ラ官 教

人等

ナ

1)

給料ヲ受ケ ノ行事官ニシテ克 高学校中学校ヲ弁理 A ル 代 理 ク教育事 官二人八矢張 シ、 其 務 ハ矢張マジスト 二八 二熟達 初等学校ヲ弁理 セ ル = レ 3 リ、 1 1 局 ス 中 中二 ノ官員 於 ベニシテ、 モ其勢殊 市 市会ニョ = 不 少、 3 但シ二人中 IJ ·撰挙 ラ受タ 其 ノ弁理 ル 者 ナ IJ, ス ル 所ヲ分チ、 且 此 二人 局 其

此学校代理官 ハ乃マジ スレ 1 1 ノ理事官ニシテ、学校ノ乙分部ニ属スル者ヲ差配ス、然シ 以下 = 挙ク ル所 / 此局

轄外

者ナリ

半 第 1 ムナジウム」ノマジス「ト」 1 或ル寺院又ハ社中 \exists IJ 管轄 ラ受ク ル 者 _ 属 但 ス V 1 ル 学校、 代 1 理 1 局 3 IJ 3 第二勤工学校及 直 IJ = E 管轄 其 ヲ差 ヲ受ク 配 七 7 ル 1 ル 事 者、 = 計 ス 第 V 1 1) 三近 工 ス 来新 IJ T 設 ル ケ ・シ B ル 2 1) 1 7 ル ル $\overline{}$. シ ル 2 __ 1 ッ シ ル ノマ 工 : ス 7 1 ル

77 独乙国公学校ノ規則 第二編

迄差出サ、ルヲ不得、 此 局ニ於テ行 フ 事 ハ何事ニ不依マジストレ 但シ学校事務ヲ分チ一般及格段ナル者ト ートノ管轄ヲ受ク、 ス 故二此局二立定タル法則等ハ、 先マジス「ト」

此局 於テモ矢張マジス「ト」レートヨリ之ヲ管轄セリ ニ於テ縦令 一般 ノ事務ヲ決定ストモ、マジス 「ト」レート ノ許可ヲ不得ハ此ヲ行フ事ヲ不得、 且格段ナル 事務

学則且生徒ヲシ **围分部ニ属スル学校ハベルリン府学校代理局ノ差配ヲ受ケサルトモ、匣学校懸リノ官局ヨリ代理局迄、ベル** [テ]強ヒテ入校セシムベキ法方ヲ告知シ、且新ニ学校ヲ建テ、又ハ古キ学校ヲ修復シ、或ハ リン府 他所二

府 此 中 局 三於テ奉スル所ノ一般ノ職掌ハ、 ノ学校ヲ尽ク管理 セ IJ 但シ初等学校ヲ管理スル官局ハ、左ニ於テ之ヲ見ベシ 乃チベルリン府ノ市会ノ代理官トシテ囲部ニ属スル学校ノ外、高中 小フ 不論

移転スル等ノ事モ逐一赴告セリ

此 1 ム、此局 代理局 ョリ又 ノ官員ハ、第一ニ区内 つか ル スタンド [フォアシュタント]) ノ法教師、 但法教師 ト称スル其代理局ヲ設ケ、之ヲ□□毎ニ付キ置キ其事務ヲ弁理セ 八此 ノ局 ノ席頭 ナリ

第二ニマジ 後再ヒ其職 ヲ奉スルヲ許 〔ス〕トレート及市 セリ ノ会議ヨリ撰挙シタル官員二人、 但少此二人ノ在職ノ期限ヲ三年ト定ム、然シ三年ノ

此局 ノ職掌ハ学校ノ教頭一般ノ学則ヲ守リシヤヲ探視スルニアリテ、年々学校ノ情態等ヲ書記シ之ヲ学校代理局迄差 束縛法中

ニ自ラ二様ノ区別アリ

出ス

学校 ノ教頭タル者ハ此 ノ(ホルスタンド)ノ管轄ヲ受、学校内ノ事務ヲ差配 ス

学校ヲ差配スル官局ノ順序ハ、左ニ於テ之ヲ見ルベシ

一学校ノ教頭ハホルスタンドノ管下ニアル学校ヲ差配ス

木 ル ス タン ۴ ハ学校代理局 ノ管下ニアリテ、 其局迄年 R IJ 术 ル 1 ヲ 差 出 ス

学校代理 学校評議役迄相渡 局 市会 ノ学校理事官 セリ ナ ル = 3 リ、 市 ノ評議役迄リ ポ ル 1 ヲ 差出シ、 且 其リポ ル トヲブラン デン ボ ル 7 州

ブランデンボ ルグ州 ノ学校評議局 八、他州 ノ評議局ト同ク文部卿 ノ管轄ヲ受ケリ

ル リン府中ノ入校生ノ人員五十四千八百九十四人ノ中、少クト 「料」ノ外、 市中ヨリ出シタル学費金ハ凡二十万タラニ至ル、生徒一人ニ付市中 モ其一半ハ初等学校ノ生徒ナリ、 ヨリ 出 ス所ノ費金 生徒 ヨリ 払フタル

ポ ンド・ステルリングナリ、但シ市中ノ学費へ総計市中一切ノ入費ノ百分ノ十二ニ至ル

田束縛法

束縛 法 独乙国 中 = 於 ケ ル 初等学校ノ規則 ノ中最モ至妙ナル者ナリ、 束縛法ハ 独乙国中一般ニ行ハル 、共、 其施方

於テハ少シク差別アルベシ

独乙国 中 束縛法ヲ奉シ、 1 1 ボ ル クト フ 入校セサ ランクフ ル ル ヲ 1 不得 オン・ デ・ マイン〔フランクフルト・ アム・マイン〕ノ外、学校年 期中

第 / 教師ヲ雇ヒ己ノ家ニアリ其子弟ヲ教ヘシム、 束縛法ニヨリ強ヒテ童幼ヲ入校セシムルトモ、其父兄ヲシテ己レノ是トスル所ノ学校ヲ択ヒ其子弟 但少此ノ法則ハ千八百五十七年迄プロイセンニ於テ行レタリ、 ヲ遣シ、又 然シ数

第 束縛法ニョリ父兄ヲシテ其子弟ヲ格段ナル学校へ遣サシメ、 決シテ他 ノ学校へ 遣ス事 ラき + ズ

多ノ盟邦ニ於テ矢張此法則ヲ用

ヒタリ

千八 但シ ノ学校ヲ去リ、 区令迄赴告シ、 百 第 五十七年ョ 一ノ法則 他 且旧ニ依リ区内ノ学校 ノ区内 童幼ヲシテ入校セシ リプロ イセ ノ学校へ入校セシ ンニ於テ第二ノ法則 ムル為ニ設 へ其子弟ノ受業料ヲ払ハサ ム、 如 斯場合ニ於テハ、 ケ、 ヲ設ケタリ、 第二ノ法則 然シ区令ニ権アリテ、 八童幼 父兄ョリ其子弟ヲ他区 ルヲ不得 ノ容易ク入校シ得ン為 父兄ヲ許シ ノ学校へ = 其子弟ヲシ 設 遣 ケ スベ A ル 丰 ナ 所 テ 1) 謂 其区内 ヲ逐

童幼ノ学校年期ニ係リテハ独乙国中大同小異ナリ

セ

1

後二及ハヾ其ヲ許シテ入校セシ

ム

プ 口 1 センノ法則 ハ童幼六歳ヲ全フセシ後ヲ以テ其入校ノ期トセリ、然シ或ル州ノ学校ニ於テハ、童幼ノ五歳ヲ全フ

幼 六 年 成未 期 ノ健全ノ害ヲ為ス事 六 歳 満 ヲ以テ七歳トナ ノ童幼ヲシテ入校 不少 シ、 ルルベ セシムルハ、 且サクソンニ シ、ウォ 空シク学校ニ於テ席ヲ満スルノミナラス、 ルテンボ 於テハ 五歳 ルグニ於テ千八百五十八年十一月六日ニ定タル法則ハ、 ヲ以六歳 1 ナ セリ 甚タ幼ニシテ、 学業ヲ脩ム 童幼入校 ルハ童

其子 /\ 弟ヲシ ボ ル クニ テ速 於テ入校年 ニ卒業シ己 期 ラハ ノ使役ヲ受シメン 歳卜定 メシ 如 為 ク、 其入校年 盟邦 中 二於 -期ヲ早 テモ 恐 メン事 クハ ヲ企レ 入校年 1) 期 ヲ緩延セシメン、 然シ寒貧ナル

生徒 在校年 期 独乙国中大概八年間 ナリ、 然シプロ イセン国中 ノ或ル州郡 ニ於テハ其ヲ九年間トシ、 +}-クセ

.

~

ル

リン府

ニ於テハ学校代理局

3

リッシ

2

ール・コンミシ

3

1

(学校理事官)ト称スル官員ヲ設置キ、生徒欠席

入牢

時

限

長短

罰

金

一ノ分少

= 准

ゼ

1)

12 コ グ フ [ザクセン・コーブルグ] ニ於テ千八百五十八年以来在校年期ヲ減シテ七年間トナセリ、 オ ル メーション(マーン)ヲ得テ退校スル年限ニ比スレ 甚短シ 但シ此年限ハ通例生徒

生 コンフ ル メー ションヲ得シ上、初メテ聖晩餐ヲ食フベキ許シヲ得 アル事 カトレ キ寺会ニ於ケル カ如クルー

テ

ル

ン寺へ

会二

於テモ生徒

ノ甚

重大ナル

事件

1

セ

1)

プ = 怠ラサ P 1 セ ラシ 1 国 ノシ 4 V シ ヤ州 = 於テハ、 区 ノ牧師及ヒ学校ノ教官、 父兄ヲ勧メ子弟ヲシテ月々ノ入校及ヒ入校 ノ時刻等

父兄若シ其 ス局ニ於テ学校年期ニ及ビタル童幼ノ年齢ヲ取調べ、其ヲ記録シテ学校管理局迄差出 ブ勧 メヲ受ケ + ルトキハ、已ム事ヲ不得其由 ヲ以テポレス「ポリス」 迄通達セリ

米

童幼 ノ姓名已ニポ レスノ簿中ニ入り「シ」上ハ、之ヲ学校年期ノ童幼ト称シ、之ヲシテ強ヒテ入校セシ 4

教官タル者ハ必ラス欠席帳ヲ持チ居リ、生徒ノ恕スベキ欠席ト恕スベカラサルノ者トヲ記載ス、且管理局 ノ職掌ハ、

時 々ノ集会ノ時ニ当リ 此出 席帳ヲ検査 ス ルニア 1)

ヲ以 生徒若シ欠席 北 V ス 通達 七 シト シ、其欠席 丰 此局 セシ 3 リ吟味 各月 1 司 罰金ヲ出 或 ハ 局 サシ 中 官員ヲ以テ其父兄ヲ警誡ス、 ム、 若シ罰金ヲ出サ、ル場合ニ於テハ之ヲ入牢 然シ其 上屢々欠席 セ ス シ ル 4 = 及 但シ 其 其 由

生徒 或ル 市邑 家迄小使ヲ遣シ、 於テ ハ学校ニ 其欠席 小使一人ヲ付置 セ シ 所 謂 ヲ尋問 丰、 稽古 シ、 ノ初 之ヲ帳中 7 IJ 1 時 記載 3 IJ ス 時ヲ経シ上、 教官タル者生徒 ノ欠席ヲ取調べ、

ノ事件

ヲ弁理セシム、但シ此シュール・コンミションヲ設ケシハ千八百四十五年ヨリ初マレリ

員八席頭。 ルリン府ヲ三十五区ニ分チ、 副席 頭。及数多ノ官員ナリ、但其数ハ其区ノ人員ノ多寡ニ准シ六人乃至ハ十人ナリ 区毎ニーノシュール・コンミションヲ設置キ、 其区内ノ生徒ノ欠席ヲ取調シム、

此官員 ノ添役ヲ頼ミ、 甘ンジテ其任ニ当ル者甚稀 ハマジストレ 区内 ートノ許可ニョリ市ノ評議役ヨリ撰挙スル所ニシテ、 ノ学校ノシュール・コンミションヲ兼勤セシム、 但シ此職ヲ奉スルトモ別ニ給料ヲ与ヘサルニョ 其在職ノ期限ハ三年ナリ、 通例学校管理局

ナリ

7 コ 、記載 ンミ シ、 3 求 1 1 メニ応シ学校代理局迄差出 集会ハー月ニー 回ニシテ、若シ三人出張セシトキハ物議ヲ決定スル権アリ、但シ集会ノ事件ヲ委シ スベ キ場合モアリ

ヲ用 コンミ 7 ル 1 3 ト同様ナリ ンニ於テ生徒ノ欠席ヲ取調ベン為、 口 工 ル (王家ニ属スル) ポレスヲ使役スル事ハ、 郷里ニ於テ其ポレ ス

区内ノポ レス局ニ於テ学校年期ニ属スル童幼ノ姓名ヲ取調へ、之ヲコンミション迄差出

警誡ヲ用ヒザルトキハ、此局ヨリ再ヒ公然ナル警誡ヲ為ス 生徒若シ欠席セシトキハ、コンミション中ノ官員密ニ其父兄ヲ勧メ、子弟ヲシテ強メテ出席セシム、然シ父兄若シ其

法則 公然 ヲ犯セシ ノ警誡ヲ為セショリ一ケ月以内ニ、生徒又恕ス可ラサル欠席ヲ為セシトキハ、此局ョリ其父兄迄一書ヲ遣シ、 由ヲ赴告シ、且其赴告書ヲ局 ノ簿中ニ書記 ス

其

学校代理局迄差出ス 生徒若シ ケケ 月以内ニ第三ノ恕ス可ラサ ル欠席ヲ為セシトキハ、此局ヨリ以前ノ赴告書ヲ差添 へ其由ヲ記シ、一書ヲ 罰金ヲ出セシ者ノ数

罰金ノ数

学校代理 ノ多少 ラ定 局 3 1) メ、 其 書 1 日 テ 内 罰 _ 其 金 7 ヲ 差 取 出 立 + ツ ~ 1 丰 4 為 局 中 設 A ル 官 員 渡 其 ヲ 1 テ 其 欠 席 七 所 ヲ 彩.

学 則 ヲ 犯シ A ル 父兄 ヲ 1 テ、 1 日 山 内 = 7 : ス 1 V 1 迄 訴 1 4

其

主

7

:

ス

1

定

擬

7

得

其父兄

フラシ

テ

罰

金

ヲ

+

1

若

金

ヲ

出

得

+

ル

場

合

=

於

テ

1

其

ヲ

1

テ

入字

七

1

4

千 百 四 + 七 年 及千 八百 五 + 年 = , 罰 金 出 七 1 者 数 其 罰 金 総 数 比 例 次 表 = 見 ル ~ 1

近来制 百 五 年 以来、 L 表 1 大 = 相 違 罰 金ヲ 出 也 1 者 数 逐 K 加 増 七 リ、 如 何 ナ V

シ、 遂 造所 学校 1 窮 ヲ欠席 民 加 セ 1 増 4 ス ル ル = = 至リ 3 ル テ、 ナ リ、 千八 千 百五 八百 + 五 五 年 年 ノ欠 = 於テ、 席 七 1 生 制 徒 造 所 1 数 = 於 比 テ ス 童 V 幼ヲ 其 使 役 数

1847

540

27 0

245タラ

718 7 10

1 多過 ス ~ 力 ナ ラ ル ザ 事 ル 欠 百 + 席 ヲ為 人 七 ナ 1

1850

302

100タラ 5クロ

罰金ノ払フタ分 57タラ20クロ 甚 如 恕 テ 悪 澌 1 1 7 欠 其 席 数 テ、 九 1 加 旨 子 増 五 弟 ス + ル 人 1 入校 ナ IJ 1 唯 ヲ ガ、 妨 竜 幼 グ 生 千 徒 ル ヲ 制 ナラ 1 百 数 造 所 ン、 五 1 於 員 如 六 何 テ使 年 1 1 = 加 於テ ナ 役 增 V ス ス 1 ル ル ノミ 其 = 独 数 准 乙全国 ナ 稍 1 ラ 増 テ ズ 1 加 テ 1 増 市 多 千 シ、 邑 分 七 中 千 百 ハ 市 1 1 + 窮 中 百 五 窮 多 至 民 五 千 年 1 行 IJ =

状

於

状 サ 比 ク 悪 ス 7 V 丰 甚 ~ 1 制 ナ 造 ル 所 IJ 多 丰 府 地 ヲ 方 第 於 テ、 1 ス 童幼 ヲ

使

役

ス

ル

1

束

海

法

ヲ

奉

七

1

4

~

丰

~

ル

IJ

1

府

+ ク 7 1 於 テ 1 生 徒 在 校期 ヲ 1 年 間 1 定 4

生徒若シ 決シテ其卒業及ヒ退校等ヲ許サズ、 恕スベ カラサル欠席ヲ為セシトキ 但 シ 此法 其日 則 八罰 数ヲハ年 金ヲ 取 間 上グ ノ日 数ヨ ル法 則 リ差シ引キ、 三比 ス V 其欠席 遙 勝 V セ リ、 ル 日 数 如 何 1 間 1 出 ナ 席 V セ 窮 ザ

区内 ノ己ノ子弟ヲ使役ス ノ吟味司 / 乃チ X ル 内 ノ牧師 勢ヒー ニシ 已ムヲ不 テ、 童幼若シ 得 場合ニシ 洗礼ヲ受ケシ テ、 窮民 1 = IJ 丰 /\ 罰 金ヲ 其姓名年齡等 出 + 1 4 ル ヲ尽ク洗礼簿 1 其 ノ常 = 嫌 フ 記載 所 ナリ 且 新

其区内へ転宅セシ者アラバ、其姓名等ラポレスヨリ吟味司迄赴告ス

童幼 クソ 1 人別 国 ノケ ラ調 ル法則 4 _ ツ ハ如斯厳密ナル (地名) ノ如キ 八綿 故、 布制 広大ナル 造所 ノ中 市 府ニ於テモ、決テ童幼一人トシテ人別ヲ洩ル 心ナリト雖、 其所ノ童幼一人トシテ入校 しせぜ 、ノ事 ル 者 無力 ルベシ カリシ

童幼ヲ使役シ、且教育ヲ加ヘン為種々ノ法則ヲ設ケリ

由

ニ受業シ、 第一サクソン 他 ノー分ハ午後ニ受業ス ニ於テハー 般ニ半日学校ヲ用ヒ、 一ノ教官ヨシテ二分ニ別チタル生徒ヲ教授セシ 7 但シ其 一分八 午前

稍長大 ノ稽 若シ生徒 古ヲ以 ナ ル生徒 テー 員数過度 ラシ 日分トシ、 テ三時 ニシ テ其教授モ 間受業 其ヲ算シテ セ 不 1 八年 行 4 届 ニ至ラシ 故 ナ = ル 教員 1 丰 4 人ニシテ教 矢張其 数ヲ三分シ、一 二 ル所 ノ稽古時間 分ノ生 ハー 徒 アラシ 日二 七 テニ 時 ナリ、 時 間 受業 且生 七 徒 シ 時 且 間

或ル市邑ニ於テハ初等学校ヲ区別シテ、地方学校、貧人学校トス

唯三時

問

ナリ

此 二校 差別 他 = 非ス、 乃チ窮民 ノ受業料ヲ払ヒ得ザル者 ノ子弟ヲ遣シ受業セシムル学校ニシテ、一 日 ノ雅

雖 矢張束縛法ヲ設置キ強テ童幼ヲシテ入校 例 1 郷里ニ於テ半時学校ヲ設ヶ其用 = セ 供 1 ス、 4 制造所多キ 地方ニ於テハ、 童幼 制造所ニ於テ働 ク事 ラ許 セリト

ケムニッ (地名) ニ於テ二種ノ制造所アリ、 童幼ヲ使役ス

生徒自ラ学ブ能ワサルニョリ、 4 其 三 リ仕事ヲ初 童幼朝 布制造所 六時 メ六時 ョリ仕事ヲ初メ、十時 (其数 ニ至ル、然シ其以前ハ童幼朝 一ニアラス) 教官タル者読書シ生徒ヲシテ其ヲ聞カシ 制造所 ョリ十二時迄学校ニ入リ業ヲ受ケ、 ノ持主己ノ費用ヲ以学校ヲ保存シ、制造所所役ノ童幼ヲシテ教育ヲ受シ 六時ョリタ六時迄働キ、 メシ 其ノ受業時限ハ其午餐 十二時 ョリ一時迄午餐ノ為ニ ノ時間 費ヤシ、一時 ノミニシ

其二印版所 印版所 ノ仕事ハ只白昼ヲ限リシ故、 其持主タル者夜学校ヲ設ケ、 白昼ノ間ハ童幼ヲシテ仕事 懸リ、 夜

分ニ

至其ヲシテ学校ニ来リ業ヲ受シ

IJ

E プ 其 口 轍 1 セ ヲ 踏 於テ制造所使役 ノ童幼ヲ保護 セン為細密ノ法則ヲ設ケシ ヨリ、 1: ワリヤ、 バ ーデン及と他 ノ諸邦

プ 1) t 口 1 ニ於テハ矢張九歳ナリ) セ 於テハ少クトモ十二歳ヲ以、 其ノ年齢 トセシニ、 童幼ノ使役ヲ受べキ年齢トス、 其ヲ改メテ十二歳トセシハ近来 但シ此法ヲ ノノ事 設ケシ ナリ 以前 ハ九歳ヲ以テ (バワ

少年 間 造所ニ入リ其使役ヲ受クル事ヲ不許、 其 十六歳以下ニシテ、 ノ使役スル童幼ヲシテ入校セシメハ、敢テ右ニ揚タル法則ヲ奉 少クトモ三年 制造所ノ持主若シ私費ヲ以学校ヲ設、 ノ間入校セシ証書、 或ハ其読ミ書キノ出来べ ス ルニ及 学校評議局 ハス キ証書ヲ持 ョリ定 タザル者ハ、決シテ制 メシ 所 ノ稽古時

+ 四歳以下ナル童幼 ノ稽古時間ハ、多クシテ一日ニ六時 (以前ハ十時ナリ) 間ト定メ、 朝八時ョリ午後五時三十分ノ

間 其ヲ使役スル事ヲ不許、 且其ヲシテ少クト モー日三時 ノ間入校セ シ 4

制造所 小冊 第三二出席証書 席 ヲ ノ月日、 預 ノ持主ョリ己ノ使役ス 之ヲ吟 第七二 ノ写シ等ヲ記シ、 吟味司 味司 又ハポレ 視 ル 察 童幼毎ニー小冊ヲ与へ、第一ニ其姓名、年、宗門、第二ニ其父兄 ノ月日等ヲ認メシ 第四二其初メテ制造所へ入リシ時 ス・コンミサリー 山、 つポ 但シ此小 V ス ノ理事官)ニ示サン為ニ備 冊 ノ初葉ニ ノ月日、 制造所 第五二其ヲ退去ス ノ規則 ヲ挙ケタリ、 童幼 ノ姓名、 ル ノ辞シ去ル 時 1 其持主 月 家業、 日 夕 住所、 丰 ル 第六ニ 者 其

視察 制造 二三ノ制造所 セ 所 ザルヲ不 ノ学校縦令或 ヲ吟味セ 得 事尚通例 ル吟 ン為格段ナル吟味司 味司ノ配下ニ属シ、又ハ属 ノ学校ニ於ケル ガ如 ヲ択ビシ ト雖、 セ サルトモ、区内又ハ地方ニ於ケル 矢張其ヲシテ其他 ノ制造所ヲ見舞ヒ其 通例 ノ吟 アラ吟味 味司 タル ス ル事 其 ラ許 V ヲ ス

小

曲

ヲ童幼

=

返

セ

1)

制造所 1 間 ニ此法則ヲ三回犯 ノ持主若シ右 ノ法則ヲ守ラズシテ、 セシトキハ、其ヲシテ一切童幼ヲ使役セシメズ 十六歳以下ノ童幼ヲ使役セシトキハ罰金ヲ出サベルヲ得ザルベシ、 且 五年

持主 タル者 一年 ニ再ヒ其使役スル童幼 ノ姓名ヲ調べ、其筋 ノ官局迄差出 サ、ルヲ 不得

ズ、 テ 張其ヲシテ入校セ ブ 夜二 右 1 スウッキニ 入リ 挙 夕 童幼 ル 個 シム、 条 於テハ、少クモ九歳以上ノ童幼ヲシテ制 働の事 1 乃チ童幼ヲシテ強ヒテ入校セシムベ 但シ其稽古 ヲ禁 セ リ、 時 但シ 間 ハ 制造所 朝八時 ヨリ十一 ノ持主右 キ法則ニシテ、 フ法則 時ニ至リ、午後一 造所ニ入リ使役ヲ受シム、然シ九歳 ヲ 犯 セ シ 其法ノ行レシャ 一時 ŀ 丰 3 IJ 1 其 時 ヺ = シテ 至 六左 ル、 ノ簡略ナ ョリ十四歳 切童幼 且 一ツ砂 糖 ル ヲ リポ 使役 制造 ニ至迄ハ矢 所二於 ルト セ シ = X

於テ之ヲ見ルベシ

生徒

ノ 欠席

原由ハ属シ、

左ノ

個条二於テ見ルベ

1

ノ 怠解

ニシテ、

厳冬ニ至リテモ其子弟

ノ為ニ衣服ヲ充分

転宅ス

ル家族

=

又八人別簿ョ

リツ洩

ダ

ル

者ナラン

州名	学校年期ノ生徒ノ数	公ノ小学校ノ生徒ノ数	学校ノ数
プロシヤ	440, 897	370, 942	4, 487
ポーゼン	241, 017	213, 487	2,095
ポメラニヤ	222, 169	209, 231	2, 506
シレシヤ	525, 993	503, 468	3,722
ブランデンボルグ	375, 331	355, 313	2, 936
サクソニー	340, 907	337, 416	2, 779
ウエストフアリヤ	255, 808	249, 771	1,836
デーライン 「ザ・ライン]	529, 843	507, 605	3, 820
ホーヘンゾルレルン	11, 286	11, 239	111
	2, 943, 251	2, 758, 472	24, 292

ラ諸邦ニ於テ差別アリ独乙盟邦中束縛法ヲ用ユル事ハ一般ナレド、其用方ニ至リテハ自

プロ

イセン

ノ如キハ其法厳ニシテ、

其命行レサルハナシト

度と地ニ

落シー

电

然シ纫速改革ヲ加

強雖

セン全国

ノ初等学校ニ於ケル生徒

ノ人員ヲ見

ルベシ

其法ヲ奉セシム、左 造所法則ニ至テハー

左二

挙ル所ノ表ニ於テ、

千八百五十六年プ

ロヒ、イテ制

徒、 多病又ハ不具ナル童幼ノ人員ヲ減セシ上、 万四千五百五十九人ナリ、且此残数ヨリ家ニ在リ教育ヲ受タル生 員二百九十四万三千二百五十一人ョリ減スルトキハ、其残リ十 万八千六百九十二人ニ至ル、但シ此共計ヲ以学校年期 私塾生徒ノ人員七万二百二十人ヲ加フルトキハ、 右二挙タル公ナル初等学校ノ生徒 グラマル・スュール及ヒリアル・スュ ノ人員ノ総計 其余] ル等ノ初級 = ノ童幼ハ多分所々 共計二百 官許ヲ得タル ノ生徒ノ人 ノ生徒、

499

供シ得サルニョリ、遂ニ其入校ヲ妨クルニ至ル、故ニ数多ノ市

邑ニ於テ其入校ヲ進メン為仁恵社中アリ、玄服ヲ以貧人ノ子弟ニ給与ス

教官ノ不行届、 且多分ハ教場ノ充満スルニョリ、遂ニ生徒ノ入校ヲ妨クルニ至ル、故ニ諸邦ニ於テ一法ヲ設

入校生ノ員数ヲ限

テ此定数ヲ超越スルノ患アリ リトセリ、但バーデンニ於テハ七十人、サクソニーニ於テハ六十人、但此員数ハ確定ノ者ナリト雖、所々ノ学校ニ於 ウォルテンボルグニ於テ千八百五十八年ニ定タル学則ノ内ニ、教授ノ行キ届カン為一校毎ニ生徒ノ員数九十人ヲ以限

ウ ストファリヤノ学校二於テハ一級 ノ生徒ノ数屢百五十人ニ至リ、 且ディルシャウ(地名)(ダンシヒ「ダンツィ

٢ 1 如 得ザルニ、唯生徒ノ欠席スルニョリ其充満ノ患ヲ避クル事ヲ得タリ 斯生徒 地方ノ内)ノ学校ニ於テハ、 ノ数モ充満セシニョリ、 生徒ノ数百八十人ノ上ニ至レ 教官 ノカノ不」及事へ推シテ 知ルベシ、且人烟ノ稠密ナルニ准シ学校ノ員数ヲ加増 IJ

ウ ルテンボ ルグニ於テ其人烟日ニ減セリト雖、教官ノ数未タ充分ナラサルニヨリ、一校ノ生徒百二十人ヲ三分シ、

教官一人ヲシテ順序ヲ逐ヒ、其三分ノ一ツ、教授セシム

ヲ怠リ生徒

ノ出席ヲ勧メサルニヨ

ル

或ル学校ニ於テハ、学校以内ノ事件ニ於テ一切欠乏ナシト雖、生徒ノ出席ノ不定ナルハ、学校懸ノ官員ノ職分

セ 工 1 V ニ至ラシ トル ヘッシ メシ **卜雖、** 「ヘッセン選定侯」 生徒 ノ出席 邦ニ於テハ、千八百五十三年欠席 甚不定ナ ルル由 ノ罰金ヲ増シテ、一グロッセンヨ リ十五 グロ

"

或ル 地方ニ於テ学校ノ教方モ行キ届キ、 吟味司タル者モ強メテ学校ヲ眷顧セハ、生徒ノ束縛法ヲ犯ス者 ハ少カルベシ

プ

口

ゥ 政 オ 府 ル テン 其 於テ全ク ボル 尽力 ク全邦ニ於テハ、 セ 教 + 育事 ル ~ シ 務ヲ預 リ、 恕スベ 総テ厳法ヲ設ケ之ヲ弁理 カラサル欠席 甚 稀 エセバ、 ニシテ、 恐クハ人民其子弟 生 徒 3 リ別 金ヲ出 ノ教育ヲ全ク政 セシ 事 E 稀 聞 府ニ委任シテ、

自ラ

ヲ

育 ウ 事 オ 務 ル テ 関 1 係 ボ セ ル グ 1 メ 邦 ザ ノ如 ル = 丰 3 1 学費金、 ル 学校、 教官、 吟味司等二於テ実ニ至レ尽セリト雖、 唯一ノ欠乏ハ人民ヨシテ教

復シ、 強シ、 プ セ ノ学校ヲ隆 口 未タ不足ナリト雖、 1 新二教官 リーグニツ センニ 興 於テハ セシメン為、 ノ数ヲ加 (地名、 ウォ ル 政府ニ於テハ人民ヲ勧メ、政府ト比肩シテ学校事務ニ関係セシムル へ、且以前ヨリ用ヒタル教官ノ給料ヲ増セリ、 人民 シレシヤノ内ニアリ)ニ於テハ一切政府ノ助ヲ仰ス、全其費用ヲ以学校ヲ建テ学校ヲ脩 テンボルグト反体シ、学校ノ数、学校用ノ物件及ひ教官ニ至迄、 ョリ莫大ナル寄附ヲ為 セ IJ 其地方内ノ諸邑ニ於モプロテ〔ス〕タント == 人員ノ加増スルニ リ、 人民モ自ラ勉 比例

如斯 2 テ自ラ入校 席 人民政 セ シ ムベ 府 1 共ニ尽力シテ学校 ヲ欲スル キ良方ハ、 1 乃チ教官 丰 八、 束縛法ヲ以強ヒテ入校セシ ノ隆興ヲ計リシ故、生徒 ノ丁寧ナル取扱方ニアリ、 ノ強 ムル メテ出 如 = 何 勝レリト云ベシ 1 席 ナ スル V ハ此レ自然ノ勢ナラン 生徒若シ 其教官ヲ好ミ、 、且生徒ヲ 父兄ノ世話 強テ

生徒ヲシテ強ヒテ入校 千 五 百二十四年ルーテル(人名)ナル者独乙国中ノ邑会ニ、 セシ者 1ハ其子弟ヲシテ入校セシムル事ヲ以己ノ職分トセリ、(但シ生徒ヲシテ強ヒテ入校セシ〔ム〕 セシムル事 ハ、柳独乙国ニ於テ宗旨ノ大変革ノ起リシト 其緊要ナル事ヲ赴告セショリ初マリシ 丰 \exists IJ 最早初マリテ、プロテ 由 ス タント

テスタント教ヲ信セシ者ノ其子弟ヲシテ入校セシメシハ、全ク其ヲシテ宗旨ノ道ト其ノ勤メ等ヲ知ラシムル

望き、且其レ〔ヲ〕以テ寺院ノ急務トセシニョル

千五百七十三年プランテボルグ州中ノ寺会ヨリ、強ヒテ童幼ヲシテ入校セシムベキ命ヲ出セシト雖、其ハ全ク寺会ノ 法則ニアラズ、如何トナレハ其州ノ大名ノ名ヲ以テ其命ヲ出セシ - = ル

教育ヲ隆興セン為新ニ学則ヲ設ケシニ、 千八百年代(日本テ称ス千七百年代ナリ)ノ初メヨリフリーデリッヒ・ウィルヘルム(プロイセン国王ノ名) コン フォ 才 メーシ 3 ンヲ受ケザル童幼ヲシテ強ヒテ入校セシメシハ、 国中ノ

新法ニアラザリシ

ルブー プ ラ ウ ス、 口 才 1 テン 唯 フ セ 1 国王ノ許ヲ以テ、以前 ボ ル 国 ニ於テハ、千七百十六年ヨリ初メテ束縛法ヲ設ケシト通例 ルク邦ニ於テハ千六百四十九年ウェストファリヤ(地名)ノ結議和ヨリ国王ノ許可ヲ受ケ束縛法ヲ設 (年歴) ノ第二章 ノ三十九句ニ委ク記載セ ヨリ行レタ私 ノ束縛方ヲ公ノ束縛法ニ変シタルナリ(但シ此ノ法ハベケドルフ・ヤー IJ ノ人民考レド、 其時新ニ束縛法ヲ設ケシニア タリ

メリ、 千七百六十三年ニ定タル一般ノ学則中ニ初メテ生徒ノ学校年期ヲ定メ、五歳ョリ十四歳ニ至ル迄デ其ヲシテ入校セシ 但シ此 ノ法則ヲ設ケショリ、郷里ノ学校ニ於テ神学ヲ教ユル外、習字、算術等ヲ加ヘタリ

ズ、全クプロテスタン〔宀〕教ノ初マリヨリ、人々其子弟ニ相当ナル教育ヲ加フル事ヲ以テ己ノ職分〔宀〕セシニ プロテスタン〔宀〕教ヲ奉信スル独乙盟邦中、人民ノ甘シテ束縛法ヲ奉ズルハ、決シテ其自由ヲ愛スル志無キ故 独乙国中行ワル、宗派ハ乃チカトリク、プロテスタント及ユーデン教等ニシテ、人烟稠密ナル市邑ニ於テハ縦令束 一)宗旨ヲ教ユル故、人々己ノ奉スル宗旨ヲ教ユル学校ヲ択ビ、其子弟ヲ遣シ得ルニヨル、 テ童幼ヲ入校セシムルトモ決テ不都合ヲ生セザルベシ、如何トナレハ人烟密ナルニ准シ数個 然シ或ル郷里ニ於テ、 ノ学校アリ、 ニアラ ヨル

尽ク

表

ニ記載シ、

之ヲ学校管理局ト生徒ノ父兄迄遣サ

、ル

ヲ

不得、

且生徒ノ父兄ト

相談セシ上、

其子弟

生スベ 同 宗ヲ信 シ、 ス 但シ ル 者殊ニ多クシテ、 第二回ニ 於テ其情 他 態ヲ委シク論ズベシ ノ宗旨ヲ信スル者甚 稀二、 且其微力ヲ以一校ヲ保存シ得ザルトキハ大ニ 不都合ヲ

四私力ヲ以教育ヲ進ムル事

以上 挙 タル所ハ、 独乙国 中 ノ諸 邦 = 於テ公ニ行ワル学則ニシテ、 実ニ至レリ尽セリト 雖、 未タ全備シ タル 者 = ア ラ

第一私学校

ス、

故人民私力ヲ以テ其欠乏ヲ補ヘリ

サ

ル

ヲ不得

公学校教官 プ 口 1 セン国ニ於テ、 ノ受クベキ二度ノ試験ヲ経ザルヲ不得、 何人ヲ不論官許ヲ得テ私塾ヲ開クヲ得、 且一市中ニ私塾ヲ開 然シ其教官タル者ハ其学校ノ等級 カント欲セハ、先公学校ノ乏シキ地 (高中 少 二准 方ヲ撰バ

私塾 ケ、 官許ヲ得テ私塾ヲ開キシ上ハ、決シテ私ノ存意ヲ以生徒ヲ教 且 ノ持主タル者ハ己ノ存意ヲ以テ教授料ヲ定ム 厳二学校代理局或 〔八〕学校評議局ヨリ出セシ私塾ノ学則ヲ奉セザル ル 事ヲ得 下 雖、 ユル事ヲ 生徒 不得、 ョリ受取シ所 ヲ不 且時々シ 得 ノ確定 1 ノ教授料及余分ノ入費等 ル ラー ŀ ノ吟味ヲ受

確定 ノ者ヨリ 減ズト雖、 決シテ教授ノ度数等ヲ減 スル事ヲ不得

ル リン府ニ於テハ私学校数多アリテ、 殆府中童幼 ノ一半ハ私学校二於テ業ヲ受ケリ

邑会ニ於テモ一万二三千人ノ童幼ノ為ニ未タ学校ヲ設得ザルニョリ、 一人二付幾何ノ教授料ヲ払 ヘリ 其ノ童幼ヲ私学校ニ業ヲ受シメ、其持主迄生徒

プ 口口 イセン全国 **ノ私学校ニ於ケル教官ノ数ハ、男女共ニ三千六百人アリテ、公ナル初等学校ノ教官ノ数ハ、男女共ニ**

官 1 カ カトレキ等ノ寺院ニ属セザル者ヲ云ナリ、 多分古来ョリ一種ノプロテ〔ス〕タント寺院ニ付属シテ、政府ノ寺院又ハボヒーミヤン、 此私学校ノ中ニー種ノ学校アリテ、 ノ免状ヲ持ザルヲ不得ル事ト、其教授スル学科等ハ公学校同様 1 ノ歳入ヲ受クル者アリ、 ・ラル (大ナル寺院) 等ニ付属ス 是ハ乃チクロイストル パローキエル・スュール(パリシュニ属スル学校ト云意) ル学校ナリ、 、其外或ル市邑ノ学校ニテ矢張或ル寺院ニ属シ、 但シ此等ノ学校ハ私学校中ニ属 (寺院ノ名) 寺院、 ノ規則ヲ奉 ツリニテ セザ ィー寺院、 ル ス ヲ不 ト雖、 ·得 モレーウィヤン及ヒフレ 吟味司 且 且古来ヨリノ積金アリテ僅 ツベ ト称スル者アリ、 ルリン ノ視察ヲ受ル事及教 於ケル 此 カテ

第二私学校ノ稍高尚ナル者フォルトビルドラングス・アンスタ ルテ

大ニ 大ナル市府ニ於テハ大概私学校ノ稍高尚ナル者アリ、矢張公学校ノ規則ヲ奉セサルヲ不得トモ、私ノ小学校ニ比レハ 自由 ノ権 アリ

此類 = 両 充分二学と得ザリシ者、 迄 種 ラ限 ノ学校 ヒ得ン為ニ供セル者ナリ、但シ此学校ニテ受業スル生徒 ノ学校中ニ自ラ二種アリテ、最早初等学校ニテ卒業セシ上、商人又ハ職人ト成ント欲スル少年ノ稍高尚ナル学問 ノ中 唯 読書、 第一ヲソンデ 習字及算術ヲ教授ス、 其二ハ公学校テ教ユル所ヲ充分ニ学ヒ得シト雖、 ー・ス 2 ールト称シテ、 但シ其教ユル学科 市中 1 種々ナル学校 ノ中又自ラ二種アリテ、 八公学校 ノ上級生徒ニ授クル所ノ者ト同 猶稍高尚 ノ教場ニ於テソンデー ナル学科ヲ脩 其一ハ公学校ニテ教 ノ午 メン 後一 ト欲 一時 ス ル学科 3 ル IJ 者ナリ 五時

~

ルリン府

ニ於テ、

少年或ル職業ヲ学ヒ得ン為メ奉公入ヲ為ストキ、

其主人タル者之ヲ試検シテ、

若シ其算筆等ニ達

者 ナ 1 キハ其レニ証書ヲ与へ リ、 然ラサ レハ 其ヲシテ算筆等ニ熟練ス ル 迄ハ、 ソン デー ノ午後毎 ソ ス

ル 二入リ 業ヲ受シ 4

第 二ノ学校 ハ少年 1 稍高尚 ナル学科 ヲ学ヒ得 ン為設 7 ル 者 ナリ

ウ オ ル テン ボ ル グ邦ニ 於テ此以前、 束縛法ヲ以テ二年ノ間、少年ヲシテ此類ノ学校ニテ受業セシメシガ、

プ P 1 セ 1 国 = 於テ常少年 ・ノ志 願 = 任 七、、 束縛法 外 1 者卜 セ IJ

ヲ

廃

止

セ

1)

差細 此 類 教授 学校 料 ハソ ヲ受ケリ、 ンデー 又八夜分 但シ 市中 ノミ リ幾何 開 校シ、 ノ金ヲ給シ、 且其 教 師 生徒 多分初等学校 3 IJ 払っ所・ 或 ノ受業料 /\ IJ ア ル . 加 ス 増 2 セ 1 IJ 12 ノ教官 ロニシテ、 生 徒 3 IJ

ヲ

3

ヲ不 コ 1 フ オ 12 义 1 シ 3 ンヲ受ザル者、 又ハ初等学校ニ於テート通リ学業ヲ脩メシ証書ヲ持 タザル者ハ、 此学校 ムニスル 事

奉公入ヲサセシ少年 生徒ヲシ テ確定時限 ハ、必ラス其主人 二入校 ョリ此 セ シ X ザ 類 ルヲ ノ学校二入ルベキ免状ヲ受ザルヲ不得、 不 ·得 且主人モー〔タ〕ヒ 免状ヲ与

少年生 此学 校 徒 = 於テハ決シテ生徒 1 共 二来 リテ 受業 ス ノ入校年 ル / 決 ハシテ 期 1 非常 其 年 ノ事 齢 ヲ 限 = 7 (ラズ、 ラ ス 且熟練 ノ教官アリ 業ヲ 授ク ル = 3 リ、 歳以 Ê

時 1 1 テ 初等学校 教官 して此学 校二来リ、 英、 仏語又 図 画 等ヲ学ベリ

独乙文ヲ読ム事、 ル IJ 府 二於テ 文学、 /\ 此 類 英、 ノ学校 仏語、 三個 図 アリ 画 テ、 且想像ヲ以 其教 7 テ ル 画抔 学科 ヲ図ク事、 /\ 習字、 算術、 但シ 商買売 此 ノ学科ヲ別 ノ仕方、 記簿法、 チ 五六部分卜 書牘、 ス、 重学、 生徒 化 初 メテ

入校セシ上一年 ノ間、 少クト E 四部分ノ学科ヲ学バザレハ其望ム所ノ学科ヲ脩メシメズ、 且其学科ヲ脩 ムルトモ、

ツ下

ニ入リ業ヲ受サレ

八其上

級二進ム事ヲ不許

於テ見

ルベ

ソン 千八百 4 デー 但シベ 五十八年 ル 於テ此学校ヲ開クト リン ノイース 府ニ於テ当時行ハル、此類ノ学校ハ、実ニ学校評議役ナルシェ 1 ル (祭日ノ名)ョリ千八百五十九年ノイー 丰 生徒先ツ教場ニ集マリ拝礼説法ノ為凡半時間ヲ ス トルニ至迄ノ、 ールッ氏 費ヤシ、 此学校 ノ周旋ニテ ノ(リポ 然ル後 出来タル ル ニ其受業ヲ始 1 者ナリ 左二

3 = 右 百三十二人、学校ノ教官及ヒ政府ノ使役人三十二人、且十四歳ヨリ十六歳ニ至ル者三百七十七人、十七歳ヨリ二十歳 人、其内一家ノ主人六人、職人一千一百五十五人、奉公入ノ少年七百二十二人、工人百九十八人、商人及其ノ録事共 1) 至ル者六百二十三人、二十一歳ヨリ二十四歳ニ至ル者百五十二人、二十五歳ヨリ三十歳至ル者七十一人、三十一歳 ニ挙タル三個 四 歳ニ至ル者二十二人、四十歳以上ノ者四人 ノ学校ニテ受業セシ生徒ノ数ハ、夏ノ半年ニ於テ一千一百四十九人、冬ノ半年ニ於テ一千二百四十九

此学校ヲ 保 存スル為市中 3 リカ出 セシ所 ノ費金ハ、教場入費ノ外四千ターラナリ

ラ 独 旧 ライプシ ル場所ヲ云ナリ) 此 ルヲ不得ベシ、然シ政府ヨリ一〔タ〕ヒ扶助セシ 上ハ必ラス 初等学校同様ニ取扱、厳ナル法則ヲ設ケ、且種々ノ 中ノ人民、 類 ク [ライプツィヒ] ノ初 己ノカヲ以成人ノ受業スペキコルレジヲ設ケ得サルニヨリ、若シ其ヲ設ケント欲 ニテ開キ、大分其進歩 マリシハ実ニ近来ノ事ニシテ、人民教育ノ一機械ナリト雖、未タ数年ノ実験ヲ経ザル ニ於テハ 此 類 ノ学校ヲメ〔イ〕ソニク・ロ ノ為尽力セシト雖、遙ニウォルテンボルグ邦ノ学校 ッジ(メーソント称スル社中 同 類) ノ集会スル為設 セハ政府 = 者 如 カ ナリ ノカヲ借 サル由

則

アリテ、

上等ナル人民

ノ童幼

ヲ遣ス

所

ナリ、

但シ

此

ル

イノ学校ハ

独乙国中ニ

五六十

個

官員ヲ付ケ此ヲ管理セシメシ

テ 此 ハ一切之二関係セサルヲ以テ最モ宜シ 類 ノ学校 ハ素ト人民 ノ求メニ応シ設ケタル者ナル故、 h セリ 其ノ進歩速カナラザルトモ全ク人民ノ手ニ任セ、政府ニ於

第三幼学校クライン・キンデル・ベウァール・アンスタルテン

幼学校乃チ童幼ヲ入レ置ク所ト云意ニシテ、 但シ 此 仁恵学校 ハ決シテ公学校ト 匹 敵 スル者 大ナル = 非ラス、 市邑ニ於テハ 実ニ公学校ノ欠乏ヲ補フ者 私 ノ仁恵 ヲ 以 其 ヲ 設 ケ、 ナリ 其 数 ヲ 加増 ス ル 殊 速 ナ

郷里ニ 学校ニ於テ童幼ヲ養ヒ之ヲ保護シ、且之ヲ慰ムルニ歌舞手遊等ヲ以テス、但シ童幼ヲ保護 双親 3 リ、 毎 慈悲 於テ二親共野外ニ出耕作 朝仕事二 心アル人民己ノ家ヲ開キ、 出 ル時、其童幼ヲ学校ニ預置キ、仕事ヲ仕舞シ上、再ヒ学校ニ来リ、 シ、 且 未タ学校年期ニ入ラザル童幼ヲ招キ置キ、厚ク之ヲ眷 稍大ナル 童幼 1 学校ニ 趣 クニ 3 リ、 家二 於テ稍 其ヲ誘フテ家 小 ナ ル ス ル者 顧 童 保 幼 護 ヲ眷 ハ其家ノ妻君及ヒ セリ 帰 顧 ス ル 者 ナ 丰 慈 =

フリ 悲 心アル婦人等、童幼ヲ愛ス ーベル(人名)ノプレ ル] ガールデンハ、寒貧ナル童幼ヲ教育スルキンドルガー ノ深キニョリ其ヲ眷 顧 セシ為、 如斯モ己ノ暇ヲ費セリ ・テン ヨリ 稍高尚

ガー プ P デン 1 セ ヲ 1 禁止 = セシ 於テハ、近来政事 ニアラズ) 向 ニ係嫌疑ヲ生セシ 故 カ、 政府 ョリ此 ルイ ノ学校ヲ設 ル 事 ヲ禁セリ (但シ 丰 ンド ル

改心学校ト称シテ行状不正 ノ少年ヲ入置キ、 耕作抔ヲ教ユ ル学校アリ、 此モ矢張私 ノ仁恵ヲ以テ設 タル 者ナリ

78 独乙国公学校ノ規則 第三編

第三回 教官 ラ仕 立方

甲 教官 試 検

= 何 独 乙国 政 府 3 盟邦中ニ 中ニ於テ大概政府 リ設置 於テモ教官タルベキ免状ヲ持セザ 3 リ手ヲ下シ、 教官タルベキ者ヲ仕立テ、且其ヲ試検ス ル者ハ、公私ヲ不論小学校ノ教官タルヲ不得、 但シ

生徒 カァ 第 ヲ不得 一ノ試検 試 デ ィデー 検スル者 教官 ッ、 タル吟味役アリテ、其ノ試検ヲ経ザル者ハ其免状ヲ得ル能ズ、且教官タル者通例二回ノ試検ヲ受サル 教官学校 トナルベキ生徒 此 ハー 年一 ノ頭 取 口 ノ卒業 且 ノ試検ニシテ、其日限 其教官 ノ期ニ臨ミ之ヲ試検スルニヨリ、其ヲ卒業試検ト称ス、但シ ニシテ、各科 ノ教官 八通例 1 イー 其教ユ ストル祭日ノ前ニ於テシ、且大イナル儀式 ル所 ノ科 目 ノミ 試 検 ス 此生徒ヲ称シテ 教官試検 ノ為別

場二 此 = プ 准 口 ノ教官学校ノ取除ケタル所謂ハ、唯其ノ初等学校ノ教官ヲ仕立ツル為ノ学校ナルニョリ、 立合イタリ、 ズ 1 V セ ン 地方ノ評議局ニ於テ初等学校ヲ差配シ州 (<u>=</u>) 於テハ此吟味役ハ乃チ州ノ学校評議役ニシテ、 右二 挙タル事件 八第一回 ニ掲ゲタルプロイセン全国 ノ寺会ニ於テ文法学校、 教官学校ノ存在 ノ定法ヲ以論ズレハ 中学校、 セ ル地方 リアル 欠典ト云ベシ、 ノ評 高尚シタル学校ト其等級 ・スユ 議役 ルル 唯添役トシテ其 ヲ差配 但シ 其定法 スベシ

政府

3

IJ

遣

サレ

A

ル吟味役其場ニ

臨三、

其試験ヲ尽ク監察シ、

且自ラ試

検

ヲ為スモ

其随意

ナリ

ヲ 同 フ ス ル 得

此教官学校ヲ設ケシ本 意 1 全州 ノ教官ヲ仕 立ツル為ニシテ、 決シテ学校 ノノ存 在 セ ル地方 ノ教官ヲ仕立ツ為ニアラス、

然シ 各地方ニ 於テ其教官学校ヲ設ケ、 当今ノ定法ヲ廃 止ス ル 1 何 レ数年 ヲ 不 出 ル ~ 1

义 ル セ ボ ル 7 1 地 方ニ 於テハ 地方ノ評議役タル 者教官学校 ノ試 験 ヲ為 セ リ、 如 何 1 ナレ / 其州 ノ中 二高 尚 シ 及 ル

数多ア ル -3 リ、 州 ノ評議役タル 者其ヲ試検 ス ル為奔走 セ + ル ヲ 不 得 = 3 ル

此 吟味役八 教官学校ニ於テ受業シ タル 者ヲ試検 ス ル ノミナラス、 其 、処二受業 セ # ル 者 1 雖、 自ラ教官タラ ン 事 ヲ 求

書ヲ受ケザ ルヲ不 得 教官トナルベ

キ者

ノ試

検

八、其学校

ニテ卒業セシトキ

ノ試験ト之ヲ分別ス、

生徒卒業

ノ上試

験ヲ受クルトキ

左

4

V

又之ヲ試検

ス

丕医薬ノ証書 回其以 前 ノ行状及職 業 ノ証書 四教官 ョリノ其行状 1 証 書 三其生所ノ牧師及ヒ村 役人ョ IJ 其教 官

1 ナ ル 可 キ為、 其行状 モ正ク且 一神学 = Ŧ 熟達 七 ル 由 ラ証 ス ル 書状

教官学 紙上ニ 書記 校二於テ受業セ 傍 ラロ 舌 シト受業 ヲ 用 ٢ シ セ ザ 义、 ル 且 ヲ 其 不 論 ノ如 何シテ生 教官学校 徒 確 ヲ 定 教 ノ科 ユ ル to _ ヲ 准 試 シ之ヲ試 検 ス 検 ス、 且 カ ン デ 1 デ 1 " ヲシ テ 傍

カ ンデ ィデー 7 若 3 第 回 ノ試 検ヲ 経 夕 ル 1 丰 /\ 之二 授ク ル _ 左 ノ証書ヲ以テス、 但シ 証 書 中 第三ノ等差アリ

第 묵 甚 及 好 出来 及 ル

者

第

好

7

出

来

及

ル

1 通 出来 タル 者

第一 神学

第二 独乙語

第四 本邦ノ (ママ)

第五 算術及孤角法

第六 理学

第八 図画

第七

第九 唱歌且音楽/原法

第十

音器

右 証書ヲ受ケシ上ハ教官 中少クトモ神学、 ノ各科ヲ試検シ其等差ヲ為スニ矢張、 独乙語及算術等ノ三科 「但シ助教ヲ云ナリ」 甚タ好、 ノ試検ニ於甚 A ルベ 好、 キ命令ヲ受クル事 <u>ー</u>ト タ好 通等 ノ記 ノ詞 1 ヲ得 ヲ以シ、之ヲ集合シ以テ証書 ずヲ得 + V /\ 第一号ノ証書ヲ受ル 1 事ヲ 品 位 不得、 ヲ分ツ、 但シ此 諸科

或 教官学校二於テ受業セザル者ニシテ、縦令教官タルベ ル 1 ルカンディデーツハ敢テ知事ヨリ助教タルベキ命ノ下ルヲ不待、若シ地方内ノ学校ニ於テ教師乏シキトキハ大区ノ キハ、地方 ノ知事 ヨリ其ニ与フルニ 教官タル ~ キ証書ヲ以 キ才能 アリト雖、 テス 教官学校ニテ受業セシ者尽ク学校ヲ預リ得ザ

学校評 議 局 ノ周旋 ヲ得、 地方学校ノ臨時 ノ助教又ハ助教タルヲ得

カンデ 力 ンディテーツ若シ第二回ノ試検ヲ受シ上ハ、其預リタル学校ヲ辞シ去ルトモ、又ハ全ク免職スルトモ其随意トス、 1] ツタル 者ハ 地方ノ学校ニ於テ三年ノ間 奉職シ、然ル後第二回 ノ試検ヲ受サルヲ不得

然シ若シ教官学校ニ於而受業セシ者ハ尽ク其受業ノ費用ヲ払ハサルヲ不得 カンディデーツタル者、 助教トシテ三年ノ間地方内ノ学校ニテ奉職スル中ハ、全ク地方ノ知事ノ差配ヲ受ケ、 自ラー

方ヨリ他方ニ移ルヲ不得

受得 不得、 第二ノ試検 但シ 所 ノ証 第二回 助教 書ヲ以テ、 ノ吟 A ル 者第 味日ニ当リ自ラ試検ヲ受クルヲ求 地方ノ学校評議局迄差出サ ノ試検ヲ経ショリ三年 7 ノ後、 メン ルヲ不得 卜欲七 且未タ五年ニ不及トキ、 ハ、 必ラス先其行状 自ラ第 ノ証書ト、 二回 ノ試 第 政検ヲ求 回 試 メサ 検 1 ル ヲ 丰

次第ヲ逐一寺会迄告知セサルヲ不得 第二ノ試検モ矢張第 州 ノ吟味役の其場ニ臨マス、然シ其吟味日ヲ決定スル事ハ州 一ノ試検ト同シク教官学校ニ於テシ、且其ヲ試検スル者地方ノ評議役且教官学校 ノ寺会ト相談シ、且カンディテーツ ノ試検ヲ経 ノ教 官 コニシ タル

①一地方内ノ助教 タル者ヲシテ、其ノ受業セシ教官学校ニ至リ第二ノ試検ヲ受ケシメス、然シ其ノ現在カリニ預リタ

此 ル 学校 試検ヲ受クベキ者ハ第一ノ試検ヲ受ケシ ノ付属スル 地方内ノ教官学校ニ於テ其試検ヲ受シム トキ記載シタル紙片ヲ所持シ、 其時 不足 ノ記シヲ受ケタル学科 ノ試 検ヲ

其教授術二熟七 再ヒ受ケ、 其欠乏ヲ補 ルヤ試 4 1 4: ル ル ナリ ヲ不得、 但シ第二ノ試検ニ於テハ決テカンデ ィデー " ノ学識ヲ加増 セシ ヤヲ不問、

唯

回第二ノ試検ハ決シテ至難ナル者ニアラス、且カンディデーツノ落第ニ至シ者 モ甚稀ナリ

パワリヤ(邦名)ニ於テハ、第一ノ試検ヲ経タル者ハ其筋ノ差図ヲ受ケ、或ル学校ニ至リ教方ヲ試賞ス、 但シ其者ヲ

作業生ト科ス

此 督業生タル者毎月地方内 ノ老練教官ノ家ニ集合シ、前月中何々ノ科目ヲ教授セシヤヲ告知シ、 且其月ニ当リ何 |ノ科

目ヲ教授スペキ差図ヲ受ク

15 ワリヤニ 於テ試甞年限 (真ノ教官トナラサル前、 督業生又助教トナリ教方ヲ試ムルヲ云)ヲ四年ト定メシカ、 通例

ノ試賞年限ハ三年ナリ

時ニョリ大学校ニ於テ神学ヲ修メ、且寺会ノ試検ヲ経、神道ヲ講スベキ免状ヲ受ケシ者ノ小学校ノ教官タラン事ヲ求

ムル場合アリ

不得、 校 如 ル ノ頭取タル為ノ交談ト云意)、 、斯カンディデーツハ第一、第二ノ試検ヲ経ルニ不及ト雖、以上ニ掲ケタル吟味役ヨリ同上科目ノ試検ヲ受ケサルヲ キ証書ヲ受ク、然シ若不満足ナルトキハ、唯郷里ノ小学校ノ教頭又ハ教官タルベキ証書ヲ受ケリ 但シ此試検ヲ称シテコルロクイアム・プロー・ レクトレーテユート [コロクイウム・プロ・レクトラートゥ] (学 此カンディデーツ満足ニ此試検ヲ経タルトキハ、 市邑ノ中ノ大ナル小学校 ノ頭取タ

右 其職ヲ求ムレハ、学校ノ客附主 或 ル 郷 掲 里ノ学校ニ於テ旧来 タル二回 ノ試検 1 政府ヨリ決定シ ノ教官退職セシニョリ、 (公私ヲ不論)タル者、其教官数名ヲ試検スベキ官許ヲ得タリ A ル 者 ナル 新二他ノ教官ヲ選ハサルヲ不 ニョリ、 右 ノ試検ヲ経ザル者 ハ決シテ小学校 得 サル ニ当リ、 ノ教官 若教官数名アリ Iタル ヲ 不得

或ル人民ヨリ寄附シタル学校ニ於テハ、政府ヨリ其カンディデーツノ数ヲ限リ(其数ハ通例三人)人民ヨリ撰挙シタ

1)

1

雖

尽ク政府其管轄ヲ受ク

ル

者

ナリ

此

セ

111

ナ

1

1)

工

1

1

尽

ク政

府

=

属スル学校ニアラズ、

サ

7

7

=

=

於テハ

私

=

属

スル

セミ

ナー

ルニ

個

アリ

ウ

~ 自ラ教官ヲ撰挙ス ル 然シ政 リン 府 事ヲ証 府 ニ於テ教官タラント 3 リーツ ル ノ権 ノ吟味局ヲ設置 アリテ、 欲 数名中一人ヲ択ヒ之ヲ其吟味局迄申出テ、 スル者甚多ク、 丰、 ブラン テン 且 市人モ未タ自権ヲ以テ其ヲ ボ ル グ州 ノ寺会 ノ内一人ヲ挙ケ其局長タラシ 其局ニ於テ其 試検スベ キ吟味司ヲ ノ者ノ教官ト 山、 撰挙ス 然シ ナ ルベ ル事 市 キ充分 1 ザヲ不 モ

ル

吟

味司

ヲシテ、

争先試検ヲ以テ其内一人ヲ択シ

4

Z 教官ヲ 仕立 ル 方法

7

ル

セ

1 1 V 学校 ル、 1 V 其二 ル 1 教官 ヲ セ プロ 1 タ ナ (ラ) 1 セ 111 IJ 工 ナ ト欲 1 1 又 ル、 ス ル 其三ヲ 略 者 1 テ ネー セ 其 111 為 ~ ナ = 1 1 設 セ IJ A 111 工 ル学校ニ於テ数年間 ナ 1 1 1 称 ル 1 ス、 称 但シ ス 此 セ ノ受業 111 ナ 1 セ IJ サ 工 ル 1 ヲ 中 不得、 = 数 種 アリ 但シ 此学校 テ、 其 ヲシ ヲ ュ セ 1 ナ ル

プ 為 口 ル 二供 デン 1 セ ハス、 ンニ於テハ一二セミナ ボ ルグニアリ 但シ此 二ケ 男子教官 ノセ 11 1 ナ 1 為ニ供シ、 V ンノ私ニ ル ハ、シ 属 ェ 1 1 スルアリト ・ンボ IJ フ テン ル ク・ 雖、 ス ウ タイン 其 7 ハ実ニ非常ノ者ナリ、 ルデンボ ノ近傍 カナル ル グ ノ大名 カ ル ンベ 3 IJ 数多ノ盟邦中ニ ル 私 ク = ト云所 一寄附 セ ニアリテ婦 1 此種 者 ナリ ノ学校

1 ボ ル グ 及フ ラ 1 ク ボ ル ク 1 外 如 何 ナ ル 差小 ノ盟邦 1 雖、 各教官学校 ヲ 設置 1)

其 ラン ノ受業セ 7 ホ 1 ル セ 1 111 1 ナ 産 1 = シ ル テ若 ニ於試検ヲ受ケ、 教官 タラン 1 又ハ 欲 ス 其出 V 所ニ帰リ寺会ヨ 何 1 邦 フ 不 論 IJ 独乙国 命 セ ラ 中 V 1 及 セ 111 ル 吟 ナ 味 1 ル = 3 IJ 試 校ス 検ヲ受ル ル 事 ヲ トモ、 得 リ、 唯 其 且

者ノ所望ニ任ス

ブレ メン府 ノ如キハ、其近傍ナルハノーウル及オルデンボルグ等ヨリ教官ヲ雇入リ〔シ〕ガ、近来府中ニ教官学校ヲ

設クル事ヲ企タリ

プロ イセンニ於テ近来セミナーレンノ数弥加増セルニョリ、遂ニハ地方毎ニーノセミナールヲ設ケ、小学校同様 地

方官員ノ管轄ヲ受クベシ

プロイセンニ於テ近来セミナーレンノ数加増セシノミナラス、其学校内ノ事件ニ至ル迄モ実ニ斉ヘリト云ヘシ セミナールヲ設クベキ地ハ小市ニシテ、生徒ノ教方ヲ試甞スベキ為ノ学校アリ、且生徒勉強ノ妨トナルベキ者ノ無キ

総テノセミナールニ於テハ、生徒ヲシテ学校内ニ寄宿セシム、然シ巳ムヲ不得場合ニヨリ其外宿スル事ヲ許セリ

所ヲ以テ最宜ロシトス

~ ルリン府 ノセミナールハ、当今カリノ学校ナルニョリ生徒中外宿アリ

ブ + V クソンニ 1 メンニ於テハ生徒尽ク外宿セリ 於テ生徒若シ自身ノ家ニ住居スルヲ望ハ、、地方大区ノ官局ヨリ其ノ許可ヲ受サルヲ不得

セミナール ノ建築、 家具、 機械等ノ費用、 教官及と奴僕ノ給料ニ至迄、 大政府ヨリ之ヲ出セリ、然シ生徒ノ食料、洗

濯料等ハ生徒ョリ尽ク之ヲ払ヘリ

各生徒一歳ノ食料ハ、其土地ノ形況、 タラ「ト」ス、但シ其内薪油料ヲ含メリ 物価ノ高低ニ准シ差細ノ別アリト雖、大概多クシテ五十タラ、少フシテ三十八

右ニ挙タル三十八タラ乃至五十タラハ、唯午餐晩餐等ノ食料ニシテ、他ノ食糧ハ生徒ヲシテ自身ニ之ヲ求シム、如何

一タラニ 1 ナ レ 過キサ 生徒自分ニ食ヲ求 3 ムレハ決シテ法外二大食セザルベシ、 但シ其自身ニ 求ムル所 ノ食糧

故 ニ生徒 ノ一人ノ食料ハ、 多少ヲ折中シテー 問ニータラ十五ク 口 'n セ 1 ナリ

IJ ワリヤニ於テハ、食物ノ備プロ 且 食料 モ亦廉ニシテ、一人前 イセンニ比スレハ遙ニ充分ナルニョ 一日ノ食料 ハ僅々二十三クロ 1 ツ 工 IJ ル ス 1 生徒 九ペ ノ食物モ 1 ス ナ IJ プ 口 1 セ ン 生徒 ノ食物 勝

セ 111 ナ 1 ル 生徒 ノ数 ハ六七十人ヲ以テ通例 ノ定数ト シ、 決シテ百 人ヲ 過 + ル ~ 1

プ 口 1 セ 1 ノセ 111 ナ 1 ルニ於テハ 其教方ノ至厳 ナル ノミ ナラス、 生徒生活 ノ仕 方モ実ニ過厳 ト云べ シ

全部 別ケ数分トシ、 閑暇アル 1 丰 ハ之ヲシテー 室 (坐敷) 二 集リ消光セ 4

生徒

ヲ教

授

スル

= ,

其等級

ノ異

ナ

ル

=

3

IJ

其

時

間

ヲ異ニ

ス

卜雖、

食事

ノ時

ハ之ヲー

食場二

混

集シ飲

食

セ

シム、

且生

徒

南独 乙国 中 ノセミナー ルニ於テハ、 別室ノ設無キ ニョリ、 生徒 ノ集合ス ル所 唯ホ 1 ル (学校中ニ設タル大イナル 公

寐臥所ニ於テハ一切火気ヲ用ヒズ、然其場甚大ナルニシテ空気 会所ヲ云ナリ)又ハ其教場 ナリ ノ流通スル事

床台ハ学校ニ於テ之ヲ備ヘリト 雖、 臥 床 = 至テハ各生徒自之ヲ持来ラサ ル ヲ 不 得

最モ宜

口

シ

1

ス

其

V

3

IJ

七

時

=

至ル

夏中 古ヲ ナ 朝 五時、 其 V 冬中 3 IJ 朝五時半ヲ以生徒離床 朝 经 唯 13 1 1 111 ル ク ノミ」 時 期 1 ヲ食シ、 ス、 朝六時ニ至リ祈禱 八時 ニ至ル迄休息ス ノ場ニ 出張 シ、

八時ヨリ十二時ニ至ル迄受業シ、其レヨリ午餐ヲ食シ且休息

午後 時 再ヒ受業ヲ始 メ二時ニ至ル、 其レ 3 リーニ 一時 ノ間 音楽 ノ稽古ヲナシ、 四 時 3 リ六 時 ニ至ル迄休息シ、 七 時 或

八時 ニテ晩餐ヲ食シ、其ヨリ休息シ、又ハ次日ノ予備稽古ヲナセリ

ソンデー ヲ限リ生徒ノ自在ニ遊園外ニ出ル事ヲ許シ、且十二時ヨリ午後六時ニ至ル迄其ノ随意ニ外行スル事ヲ許セリ

周中或ル一日ノ午後 (通例水曜日)、教官一人ノ管督ヲ得テ生徒共ニ逍遙ヲナセリ

ソンデーノ朝ニ於テ、教官中一人尽ク生徒ヲ引連レ、村中ノ寺院ニ至ル

或ル セミナ 1 ンニ於テハ其教官上級 (三年目ノ生徒)中選択ノ生徒ヲ連レ、一二日間 ノ遊行ヲナ

生徒多ク セ " ナー ハ寒貧 1 ノ頭 ナルニョリ己ノ金ヲ費セシ、 取生徒ヲ己ノ家ニ招ク事甚稀ナルノミナラス、 或ル遊嬉ヲ求メ得ザルノミナラス、 且通例村中人民 厳ニ其ビーヤ ノ招キヲモ受ケ其家ニ 店二入 ル事ヲ禁シ、 至ル事ヲ不許 且

若シ烟草ヲ喫セバ直ニ之ヲ遊逐ス

プ 口 1 セ ノセミナーレンニ於テハ、生徒モ教官モ甚多事ニシテ、実ニ安楽ノ日ナシト云ベシ

生徒自ラ己ノ臥床ヲ斉成シ、且其室内ヲ掃除スルノミナラス、順番ヲ以テ尽ク家内所属ノ事務ヲ弁セリ、然シ煮焼ハ

生徒ノ管セサル所ナリ、バワリヤノセミナーレンニ於テハ小使ヲ設置キ、家内 ノ事務ヲ弁セシム

諸 + クソンニ 邦中生徒在校ノ期限 於テ其在校 ハ不同ナルニョリ、其等級ノ数ニ至リテモ自ラ多少アリ ノ期限ヲ四年トス、且然シ生徒十五六歳ノ年齢ヲ以入学スルヲ得タリ、バワリヤ及ヒウォルテ

7

ボ

ルグニ

於テ唯二年ヲ限

セ

ナールニ入ル者ハ予メ試検ヲ受サルヲ不得、

且入学ヲ求ル者通例ノ定数ヲ過ルトキハ其ヲ試検セシ上、

其内幾何

IJ プ P 其 1 在校期 ノセミ 限ヲ二年ト定メタリ、 ナー V 1 ニ於テハ一般 然シ其年限 ニ三年ト定メタリ、 相応ナル教官ヲ仕立ル為ニ甚不充分ナリ 然シ ケーペ ニクノ学校ニ於テハ、 其州中教官ノ乏キニ

レルニョリ、生徒ノ年齢サクソン生徒ノ年齢ニ比スレハ

稍大ナリト

ス

第

三年

自

ノ生徒

八、小学校

於テ

教方

ヲ試甞ス

ルニョリ其受業時

間

ヲ減セリ、

学校

ノ教官

1

頭

取

共四人ニシ

其

ヲ択抜ス、 相当ノ予備 アル生徒ヲ擯却ス ル 事甚 稀 ナル ノミ ナラズ、 屢々定数ヲ得ン為未熟ニシ ス

カ グラサ ル 者ヲ 許シ 入学 七 シ 4

入学生 一ノ年 齢 十八 歳以上トシ、別ニ其上ノ年齢ヲ不 限レリ 限ト雖、二十一歳以上ノ生徒 ノ入学ヲ許 ス事 1 格段ナル

外甚 稀 ナリ

7 7 = 1 於テ /\ 生 徒 1 年 齢 ラ二十 五 歳 r

生 徒 ノ行 状 且 其 コン フ 才 ル メーシ 3 1 ノ証 書 フ外、 其在校三年 ノ間 八其 1 食 料 ヲ 払フベ 丰 証書ヲ、 其父兄 3 1)

七 111 ナ 1 V 7 多分窮 生 ヲ 扶 助 ノ積金 アリテ窮生ヲ扶 助 七 リト 雖、 其 金 高 1 殊 = 僅

ナ

ル

由

45

ル

ヲ

不

科目 生徒 イデル ト大ニ異ラサ 入校 ンノ節 ~ ル ノ試検スベ ٢ ノ問答書)寺院 ルベシ、但シ其試検ヲ受ベキ個条 キ科目ハ甚容易ニシテ、 Church year ノ福音伝、 音楽及ヒ僅 ハ、ルーテル 聖詩 カ ノ記憶 氏 ノ中凡二十詩、 ノ聖経 スベ 丰 = 関リ 事件 タル ノ外、 聖歌 カ ノ中凡五 至好 テ 丰 ノ小学校 ズ + 4 聖歌、 問答 其外旧 教 類 新 ル 約 或 所

聖教 二大関係アル数句等ニシテ、尽ク之ヲ記憶セ サ ル ヲ不 得

セ ナ 1 ルニ於テ教 2 ル所 ノ科目、 生 徒 一周 間 ノ受業時 八左 一ノ表ニ 一於テ見 心

教授 時 間 ノ分配 ハ次ニテ見 ルベ

教頭 取

十八

時

517

音楽ノ教官 二十三時

第四等ノ教官 十九時

学 科	第一年目ノ生徒	第二年目	第三年目
	一周ノ時間	"	"
学校ノ取扱方	2 = F	= 1	= 1
神学	六	六	Ξ
語 学	五	三三	Ξ
歴 史	0	43	=
地理書	T = 1	-3	0
博物学	=	=	==
算 術	三	Ξ	
習字	=	-	0
図画	E	1 -	0
画 歌	= =	=	= =
音楽ノ法及其教方	-	.=	
ワヨリン 尽楽器	-		-
ピヤノ 器 ナ		0	0
オールガン リ	0	4	
一周ノ稽古時間	二八〔二九〕	二八	十八

右時間ノ外、生徒ノ試甞学校ニアリ教方ヲ試甞シ、或ハ生徒自ヲ教方ノ題ヲ設ケ其ヲ試甞スルトキハ、教官タル者其 場ニ臨ミ其ヲ監察シ、且生徒神学ノ教方ヲ脩メ且祈禱等ヲナシ、又ハ体術学水洇ニ趣キ、或ハ耕作ノ教授ヲ受ケルト

セミ

ナ

ールニア

ル

事

一年或

ハ二年ニシテ、

未タ学校

ニ来リ教授スベ

キ免許ヲ受サルトキモ、

矢張

周中

幾時間

ヲ

限生徒

教方ヲ学ヒ得ン為学校ニ来リ、

其教官又八高級生徒

ノ童幼ヲ教

2

ル

ヲ傍看ス

組 プ 立方、 P 1 セ 且 1 其取 セ 111 扱方等ト全ク異ニシテ、 ナ 1 ンニ 於テ、 試甞学校ヲ以テ甚緊要ナル者トス、 試掌 為別 ニ学校ヲ不設、 其所 但此学校 ノ小学校ヲ借リ 1 モデ 其 ル 用 (模形 供 スル セ 1) 1 ·云意)

丰

教官

中

其時

間

ヲ分配シ

テ生徒

ヲ監察セ

IJ

学校卜、 或 ル セミ ナ 1 級ノミノ学校ヲ兼用 ル = 於テ其中ニ幼院ヲ設置 ス ル ノ便宜ヲ得 丰、 生徒ヲシテ教方ヲ試甞 タリ セシ 4 且或ル セミナー ル ニ於テ六級ヲ含ミタル

盟邦中 教方ヲ リ、 1 7 然シプロイセンニ 、試掌 ・マスター」 或ル邦ニ於テ、 レスル 時 ヲ 設 教官ヲ雇 其教官及ヒセミナー ズ 於テハ強テ其思ノ生セ ト雖、 頭取タル者全ク其小学校ヲ差配シ フベキ費金ヲ省カン為、 V ザル事ヲ計 2 ノ教官ヲシテ其ヲ監察 試甞学校 レリ、 且縦令別 得 ニテセミ ル ニョリ注意シテ適当ナ ニセミナー ヤセシ ナーレン V ノ生徒ヲ空ク使用スル ン付属 アシノノ ル教官 ル ヲ × 択 ル 7 ノ思ヲ生セ ス 且生徒 トル

学校 如 三 リ、 斯 ノ教官直 ノ生徒 7 通 セ 111 ナリ、 ナ ノ小学校同様ニ之ヲ待 其試掌 1 ル 故ニ之ヲ教授スル ノ生 セ ル生徒ニ替リ童幼ヲ教授シ、 徒教方試當 シ、 ノ為其所ノ小学校ヲ借 者ハ子メ適宜ノ用意ヲ為サルヲ不得、 且其受業スル 生徒ヲシテ傍看 童幼 用 決テ生徒 セシ ト雖 セ ノ試甞 1 其学校ハ矢張市邑或 A ノ為教授スベ 且教授中 其宜口 キ生徒ニアラス、 2 キヲ不 村落所 得 属 1 乃 ノ者 丰 チ 通 ナ 例 ル 小 =

生徒 其 吟 味ヲ受ベキ生徒 ノ教方ヲ 吟 味 セ ン為時 ノ予メ其教授スベキ事件ヲ記載シ、 々題ヲ設 ケ、 或ル 生徒ヲシテ其 之ヲ其吟味役迄差出ス、 ヲ教 ^ 1 4 ル 1 丰 全級 且其生徒半時 ノ生 徒 其場 ノ間童幼ヲ教授シ後、 = 臨 其ヲ

童幼ヲシテ教場ヲ退カシメ、且全級ノ生徒ヲシテ其教方如何ヲ批評セシム、 其上吟味役タル者自身ノ存意ヲ延べ、其

教方ト他 ノ批評 トヲ可 否ス

~ プ キ命ヲ不受ル内 P 1 ス ウ 1 キ府 1 ノセミナールニ於テ、生徒縦令卒業セシト雖、 矢張其試官学校ニ於テ童幼ヲ教授セ 直ニセミナールヲ去ル不能、 且或ル学校ノ助教タル

IJ

属 ウ リヤ邦ノアルトドルフ及ヒシュワドバク等ノセミナーレンニ於テモ亦、生徒ヲシテ啞聾ヲ教授セシ プ 100 オ ナールニ於テハ、其頭取ヨリ其試甞学校ヲ差配セザルニヨリ、セミナールト学校トノ間ニ大ナル不都合ヲ生セシ由 P スルト雖、 イセン国ノ或ルセミナーレンニ於テハ自属ノ啞院アリテ、生徒ヲシテ教方試賞ノ為啞聾ヲ教授セシム、但シバワ ルテ ンボ 矢張セミナー ルグ及ヒバワリヤ邦ノアルトドルフ(地名)ニ於テハ、セミナーレンノ使用セル試甞学校ハ全ク市邑ニ レンノ頭取之ヲ差配セリ、然シシュワドバク〔シェヴァーバッハ〕(バワリヤノ中ニアリ)ノセ

其一 千八〔百〕五十四年、 学校 ノ取扱方 プロイセン政府ヨリ定メン所ノセミナーレン生徒ノ教方ノ略ハ、左ニ於テ之ヲ見ルベン セミナールニ於テ別ニ規則立タル教官ノ心得ヲ不教、唯学校ノ取扱方ヲ教ヘリ、 但シ其教授時

間

ハー

周二二時間

ヲ不過

縁記 中宗旨ノ大変革アリショ云ナリン 此科目ニ係リ第一級ニ(一年目ヲ云ナリ)於テ、先ツクリシチャン・スュールト称シテ耶蘇聖経ヲ教ヘタル学校 (二年目) テ学校内 ノ大意、 且其 ノ家族、 ノ事務及ヒ耶蘇聖経ヲ教授ス教方ヲ解明シ、第〔三〕級ニ及テ於テ、生徒 寺院、 以来ノ学校家ノ姓名、 政府等ノ欠可カラサル 且彼等ノ始テ初等学校ヲ開キシ等ノ事件ヲ教 関係及ヒリフォル メー ション (千六百年代二 ノ以後教官トナリ 初ニ当独乙国 第二級二

シ上ハ政府及ヒ寺院ノ使役ヲ受クルハ乃チ其職分タルヲ教へ、且卒業ノ上モ尚自身ニ其才力ヲ研窮スベキ方向ヲ教

1

4

ル

氏

ノ読

本ヲ以生徒

費 1 セ ユ、 + 然シ 1 ムベ 此 シ、 第三 級 宜 1 ノ生徒ヲシ ク上 帝 ヲ 尊敬 テ、 試掌学校 = 於テ教授セ 1 為予メ用意 ラ做 シ、 且 其教· 方 = 熟練 セン為多ク時

其二 何 決 脩 迄深ク其道ヲ奉信セシ人物ノ伝、及伝教師ノ所労ニヨリ此道遠ク海外ニ波及セシ由ヲ以テスベシ、セミナ 福 1 シテ其深意ヲ解明 1 ムベキ神学 [ム]ルニアリ、 テ其撰民ヲ待ン 神学 1 ル 初等学校 ニバ 体シ上帝 ハ、宜ク初等学校生徒ノ学ブベキ神学ト ーネン〔バルメン〕(人名)ノカテキズム(問答書)、耶蘇 童幼 スル T 教官タ ノ真理ヲ明悟シ、如何シテ罪人ノ救ヲ得ベキ妙道ヲ奉 ニ聖経略史ヲ 縁記ヲ 此 八牧師 ル 者実ニ童幼 教 へ、上帝ト人間 ノ職掌ナリンニアラス、 教 ユルハ決シ ノ先導 タル 1 〔テ〕宗旨ヲ教 2 関係アルベシ、但シ初等学校ニ於テ其教官 ニヨリ、 関係ヲ知ラシ 唯 童幼ヲシテカテキズ 勉メテ己ニ克チ其身ヲ脩 ~ 或 4 ノ門徒 八生徒 ノミ 信 シ、 ノ其教ヲ四方ニ ノ言行ヲ導クニアラ ムヲ数回復読 且其道ヲ己レ メサルヲ不得、 翻 ノ教 セ シ 揚 ノ言行 セリ ス X ユベ 故 唯 其 1 丰 三 施 Ŀ ヲ記 ル リ今日 生徒 宜シ 帝 ノ如 シ ク セ

故 ヲ 暗 = 初等学校 セ スベ シ、 クノ中 ノ教官 但 シ其 ニアリ 夕 人撮要 ル 者 ハ 1 ザーン「ツァーン」(人名)、 宜 シク聖史ヲ貫通スベ シ、 プロ 向後教官 イス(人名)、及ヒオトー タルベキ 者 ハ宜 ク初等学校 · · ユ 於テ教 1 ル ツ(人名) 1 ル 所 ノ聖史

宜ロシ 語学 故二七 111 ク日用及ヒ 初等学校ノ教官若シ其綴文、読書等ニ過誤 ナール = 於ケル 初等学校教授ノ為 ノ所用ニ供スベシ 初級 ノ生徒 一切滞碍ヲ生セ 1 強 メテ読書 ラ生セ ノ教方ヲ熟習スベシ、且第二、第三級 サルヲ以度トスベシ、但シワー サルトキハ、初等学校ノ童幼ヲ教 カ ルネ ノ生徒 ーゲ ユ ル ル ニ足レ ノ語学ヲ脩 「ヴァ リト云べ カ ル

第一 第二級生徒 ノ綴文スルハ、宜ク読書本ト多少ノ関係アルベシ、然シ第三級ノ生徒ハ他ノ学科又ハ教官 ノ職

分ニ係リ文章ヲ作為シ、且官局又ハ商売所用文体等モ脩ムベシ

書セシ由ヲ告ザルヲ不得、但シ生徒ノ読ムベキ書物ハ宜シク聖経又ハ脩身学ニ関係スベシ、 者唯己ノ学識ヲ研窮スルノミナラズ、宜ロシ〔ク〕其ノ言行ヲ正シテ人民ノ前導タルベシ、 セ ミナ 生徒閑読 ールノ生徒其留学中 ノ箇条ヨリ省キ、且脩身学等ニ係ラザル書物ハ宜ク之ヲ禁スベシ ハ、年々己ノ脩ムベキ学科ノ外差図通リノ書物ヲ読マサルヲ不得、且教官迄時々其 故ニ旧時ノ独乙文学等 如何トナレハ教官タル

其四 益 愛スル志ヲ撥起スベシ 初等学校 ナ ル 歷史及地 = \exists ノ教官タル者 リ、 理 宜シク セミナールニ於テハ唯本邦 独乙国 後進ノ童幼二教ユルニ古今ノ伝説ヲ以テシ、 ノ歴史ノミヲ教、 ノ地理歴史ノミヲ教ユベシ、セミナール 別シテプロイセンノ歴史ト 宜ロシク国ヲ愛スル事ヲ セミ ナ 1 ル 所属 = 般 ノ州 ノ歴史ヲ 郡 知ラシメ、 ノ歴 史ト 教 2 教 ル 且王 事 ~ シ ヲ 無

如斯 生徒ヲシテ宜ロシ〔ク〕流行ノ詩ノ至高ナル者ヲ暗誦シ、且其譜ヲ学バシムベシ、 如何 シク祝日ヲ設ケ、古来ヨリ国ノ為ニ尽力セシ人物、又国家ノ勝利ヲ得シ等ノ事ヲ逐懐セシム ク愛国 ノ志ヲ撥起スへキ歴史ハ、宜シク国人ノ風俗思慮ト一致セシムベク、且人民ヲシテ国ヲ愛セシ ベシ メン為宜

音楽ヲ添テ之ヲ唱フルトキハ、自ラ国ヲ愛スルノ志ヲ生スルニヨリ、国家ノ歴史ヲ教ユル為ノ一助タルベシ

1

ナレハ如斯キ詩ヲ教

且

但シセミナール ニ於テ逐懐スベキ祝日ハ 左ノ 如シ

正月十八 日 千七百 一年正月十八日 プ 口 イセ 1 初 メテ王 国 1 ナ V IJ

千五百四十六年二月十八日二於テマーチィン・ル

ーテル死ス

二月十八日

右

ノ学科

ヲ

教

2

ル

=

宜ロシク意ヲ加

|六月十八日 |千八百十五年六月十八日 ウァトルローノ戦争

月二十

五日

1 千七百七十年 八月三日 三世 フレ デリッ ク・ ウ 1 ル V ム誕 生ス

+ 月十 五 千七 百九十 五年十月十 五 日 第四 世 ノフレ デリ ッ 刀 ウ イ ル V ム誕生

同 月十 八 日 千八 百十三年十 月十八 日 ライプジ y 刀 ノ戦 争 此 戦争 = 於テ第一世 ナ 米 V オン敗ヲ取レ リ

(同月二十五日 千五百十七年十月三十一日 宗旨ノ大変革

九月十日 千四百八十三年九月十日 ルーテルノ誕生日

右 ニ挙タル祝日ハプロイセン一般ノ祝日ニシテ、 各州 ノ祝日ハ各州ニ於テ之ヲ祝スベシ

右 ノ祝日ヲ祝 スル ニ宜シク音楽ヲ奏シ、又宗旨ニ係タル祝日ニハ寺院所用ノ歌ヲ唱へ、且之ヲ加フルニ 其逐懐スベ

キ祝日ノ事件ノ講義ヲ以テスベシ

第 第三 級 ノ生 徒歴史ヲ学ヒ、 第 -, 第二級 ノ生 徒 1 地理学ヲ学フベ シ

第五 博物学 第 -第二級ニ属スル生徒ノ博物学ノ受業時間 ハ一周ニ二時ヲ限リ、 且其授クル所 ハ決テ高尚 ナ ル

ヲ不用ベシ

本 動 邦産 物及植 ス ル所 物学ヲ ノ重ナル 授ク ル = 金石ヲ弁別スル事ヲ教 唯其大意ヲ以テシ、 重二 ^, 且人身体 本邦 ノ畜類草木等ヲ指示シ、 ノ分部ノ名 (凡俗 = 且 用ユル所 講義ヲ以之ヲ解明 ノ名ナリ)ヲ教ユベシ ス 1

生徒第三級ニ進シ上ハ之ニ教ユルニ窮理学ヲ以テシ、且之ヲ解明スルニ通例ノ講義ヲ以テシ、 数理ヲ用ユルニ不及

へ、不絶耕作工芸ノ為必用ナル事件ヲ教授スベシ

湿気電気及ヒ磁気ノ巧力ヲ教ユルニ、普通 ノ機械等ヲ用 ユベシ

第六 云 ~ シ、且 ナ ル 算術及弧角法 シ、 算術ニ至テモ初等学校ニ 三位 1 弧角法ヲ以唯 1 減スベ キ数 於テ教 本線、 1 减 弧線、 カ ユ ル所 ル ~ キ数 ニ斉シ 図画及と 卜 ク、 减 物形ヲ測量 数字ノ三位 シテ余リタル数杯ヲ云ナリ) ス ル事ヲ教 ヲ以算ス ル ^, 事二過 決シテ高尚ナル + ルベシ (但シ 数理ヲ用 加減 ヒザル

ル 右 ノ外 セ 100 ナ ノ曲] ル = ヲ以テ州 於テ 教 ノ知 ^ + ル 所 ノ稍高尚シ ーヅベ シ A ル 算術、 乃チ高尚シ タル 比例、 デシマ ルス平方等ヲ学ハン 1 欲ス

1

丰

其

事

出

第八 第七 図 習字 生徒 七三 ナ = 1 教 ルニ 2 ルニ分明且容易ニ文字ヲ書ク事、且黒板上ニ画字ノ手本ヲ書ク事 於テ教 ユル所ノ図画ハ、唯物体 ノ外形 (線ヲ以テ唯画キ其影ヲ画カサルヲ云ナリ) ヲ以テスベシ

事 ノミヲ教 7 ~ シ

第九 音楽 セミ ナ 1 ルニ 於テ音楽ヲ教ユルハ決テ其奥妙ヲ窮ムルニアラス、唯其ヲ以テ脩身学ヲ教ユル一助ト

第十 体術学

且寺院

ノ所用ニ供スヘシ

第十 係 リテ 植 地方 木 術 ノ土 セ 一質ニ 111 ナー ル 宜 毎 三宜 シ 口 ク差別アル シク果実ヲ結フベ ~ シ キ樹木ノ植方及ヒ蚕 ノ養方等ヲ教ユベシ、然シ樹木ノ養方

3

IJ

口

歳ニ至迄受業シ、 右 於テモ、 ニ挙シ所 入門生 ノ学科 其レヨ ノ予備 /\ 其数 リ不絶教官トナルベキ事ヲ志願シ、十八歳ニ至リテセミナールニ入校セシ上モ、 甚不充分ナル 七 殊 ニ少ク、 且 事ヲ歎息セ 決シ テ 高尚 # ル ナ / ル者ニアラズ、 ナシ、 但シ此 少年輩 然ルニプ 通例六級ヲ含メル初等学校ニ入リ、 P イセ 围 中 何 V 2 セ 其ノ脩 ミナ 十四四 4 ル

セミナール

ノ頭取迄遺

ス

所 八初等学校二於脩 メシ所 卜格 外 相 違 無キニ、 生徒 ノ如 斯 クモ予備 = ラシキ 実ニ 驚駭 ススベ 丰 事 件 ナリ

□ セミナーレンへ進ムべキ為ノ予備

+ セ ク ソ ナ 1 国 V = 1 於テハ ^ 進 ムベ セ 111 丰 為 ナ 1 ノ予 ル 備 毎 -1 為 プ 口 = セ 両 111 種 ナー ノ別 アリ ル へセミ ナー ル ノ予備学校ト云意)ヲ設ケ置キ、十四歳以上ノ少年

1 入門ヲ許シ、其ヲシ テセミナー ル 進 ムベキ為ノ用意ヲ為シム

い縦令セミナールノ教官ノ教授スル所ニシテ、寺会官員ノ試検ヲ受ケ、且政府ヨリ差細

金ヲ奉セシト雖、矢張私ノ学校ナリ

プ

P

セミナ

1

ル

ノ生徒

予備生徒ハ常ニ教官ノ家ニ住居セスシテ、多ク外宿セリ

プ P 1 セ 1 於テハ以前予備 ノセミナール 盛ニ行セシニ、近来大ニ衰微シテ、当今存在スル者ハ唯ワイ セ ンフェ

ニ於ケル者ノミ

ト免状ヲ不受者ハ決テ私 家内又ハ学校ニ在テ教師 セ 111 教師己ノ家ヲ開 ナ 1 ル 進ムべ 丰 キ生徒ハ其予備ヲナス為私ニ教師 両三 (又八両三以上) ノ教師タルヲ不許、但シ試検ノ上其監督タル者試検ノ実効ヲ逐一記載シ、之ヲ以テ監督 ノ使役ヲ奉セサルヲ不得、然シ近来政府大分意ヲ加テ私 ノ生徒ヲシテ入塾セシム、然シ生徒入塾セシ上 ニ就キ業ヲ受ケリ、 時トシテハ牧師 ノ教師ヲ管轄シ、 ノ家 八家族同様 ~ニ至リ、 地方ノ監督ノ試検 ノ取扱ヲ受ケ、 然シ通例学校

以前 内 ノ地名)ノセミナールニ於テ予備学校ヲ設クル事ヲ企テシ、如何トナレハプロイセンノセミナーレンニ於テ一ノ悲 記載 セシ通リプロ イセ ンニ 於テセミナー ル ノ予備学校大ニ衰徴セリ 1 雖、 シ V 1 to 州 ノ知事 スタイナウ (其州

リニ セ ス ミナール入門生ノ予備不足ノミナラズ、其不振所謂ハ乃チ其教師ノ事務殊ニ多端ニシテ更ニ閑暇ナク、其ノ規則通 ル 事ヲ勧 生徒ヲ教授シ、 メザルニョ 偏ニ懸リノ役人ヲ満足スル事ノミ工夫シ、一切生徒ト交親スル事ヲ不」強、 且其ノ志願ヲ 広大ニ ルベシ

教師 生徒ヲ勧 但シ生徒 地方官局 タル 導 者モ多分 ノ章句ヲ解明セズシテ空ニ暗誦 彐 IJ 1 得ザル ノ命ニョリ、 モ亦自然ノ勢ナリ、 般 ノ学問ニ乏シク、政事 彼生徒セミナール 但シ前海 スルハ、 二進ムべキ為、 進教師ノ志不振トキハ後進生徒 向 是亦其智識ヲ圧迫ノ一端ナラン ノ事暗ラク、 高尚ニシテ一切解明シ得難キ章句ヲ暗 且更〔三〕 独立不覊 ノ智識モ自ラ延ビ ノ志ヲ保蔵 ヤサザ ザ ルニョ ル 七 + リ、 ルヲ不得、

プロ イセン国 ノ教官学校 (ノ近来 ノ改革

以前 高 改革以前〔ノ〕教方ニ於テハ生徒ニ授クルニ習字、 矢張其改革ヲ全シ得サリシ、但シ其改革後ノ教方ト、改革以前ノ教方ト〔丿〕比較ハ左ニ於テ之ヲ見ベシ 千八百四十八九年以来、 1) 教官 尚 ナ ノセミナールハ殆ド小ナルユニオルシティイ〔ユニヴァーシティ〕ニ近キ者ニシテ、 ル 智識上学問 論理術、 人種 ヲ好シ者 北独乙国ニセミナーレンニ於テ教官ノ仕立方ニ大ナル変革ヲナシ初メ、千八百五十九年中ニ (人間 1 甚稀ニシテ、 ニ係タル)学、 其余ハ多ク 格物致智学等ニシテ、 読書、算術等〔ヲ〕以テセズシテ、甚高尚格物致智ノ学ヲ授ケリ ノ学術 ノ深意ヲ解シ得ザリシ 其教 ヘシ所重ニ生徒中其レヲ解明シ、 教育 術ト称スル学問 且如斯 ヲ教 ダ

ノミナラス、 八キ高尚 ナ ル学 又区々頭ヲ低、 術 ラ脩 义、 小学校ノ教官トナリ、 最モ緊要ナル習字、 読書、 差細 算術等二注意 ノ給料ヲ受ルヲ嫌ヒ、 + ル = ヨリ、 遂ニ不平ノ志ヲ起シ、 其教 官 ロタル ~ キ職 密二政府 務 ヲ 奉シ ノ所置

如

斯

千八百四十八九年ノ間 ヲ 12 モ誹 ニ、己ノ兼テ学ビ得 誇ス ルニ至リ、 ョリ古来ノ教育方ヲ廃 シ最モ得意ナル窮理学、 且好 ンデ教官トナ「リ」 止シ、新二行レ易キ法方ヲ設ケタリ、 天文学、 シ者モ童幼ノ最モ要スル所 歴史、 神学或 ハシ ルラ〔シラー〕氏 ノ学科ヲ教ユルヲ嫌ヒ、 此新法 ノ目的ハセミナ ノ美妙 ナル詩等 無智 ール ラ以 テ セ

決シテ丈夫ヲ養フニアラス、唯小学校ノ教官ヲ仕立ツル

ノミ

古来教 以 前 於 1 テ 7 ノ教方ニ ス プ 所 -口 於テ ンデ 1 ノ高尚ナル学術ヲ廃シ、 セ 1 「ハイマーツクンデ」 世 1 歴 界 史ヲ教 ノ歴史ヲ教 + 1 クソ 且教官術ニ替フルニ学校術 称シテ、 空ク時 1 = 於 間 家 テハ ヲ費 ノ内外ニ サク セリシ ソン ガ、 係リ最必用 ノ歴 卜称 今八 史 ヲ教 他国 ス ハル学校 ナル物件 ノ歴史ヲ教 1 4 ノ取扱方ヲ ノ理ヲ教 ユ ル 1 以テシ、 事 ル [7] 学科 ラ以テ 且窮理学 口 替 1 セ ル

古 重二近世 時 ノ独乙文学ヲ教 ノ文家 ノ著述 ユ ル 集 ヲ禁 メタリ ハスル ノミ ナラ ス、 又厳 二生徒 ノ其ヲ関 読 ス ル事ヲ禁シ、且生徒ノ為設ケタル文庫中

以 甘 ヲ 又自身ニ於テモ其職分ヲ甘セザリシ、然シ当今ノ教官ハ其ト大ニ反シ、慎テ政府寺院ノ命ヲ受ケ、且己レ 前 加 セ 増 リ、 ノ教官 セ シ 但シ当今ノ教官 ハ好ンテ高尚 3 ル シ ノ不平ヲ鳴〔毋〕ザルハ唯政府ヨリ厳法テ之ヲ圧迫セシニヨルノミナラス、 多分ハ其ノ給料 ナル学術ヲ脩、且独立不羈ノ志ヲ保蔵セシニョリ、兎角政府寺院 ノ害ヲカモ セシ ノミナラス、 ノ職分ヲモ

図 ネーベンセミナール(ネーベン 添加ヘルト云意)

数 + 湛 ク 稀 ソ ナ ル 1 1 丰、 内 グリ 年 齢 1 7 1 稍大ニシテ一度ヒ他 ト云所 = 於テ、 教官学校 1 職業二始 1 種 類ニシテネ メシ者 しノ目的 1 ~ ヲ変シテ教官ト 1 セ 111 ナー ル ナル事ヲ望ミシト 1 称 ス ル アリ、 之ハ 丰 以 来 寺会ョ

年 X 如 齢モ 斯好 難シ、 テ教官 已二十五歲乃 故 グ タル IJ 1 事ヲ望ミシ 至 7 八三十 於ケル 歳 者 セミ ナ ル ナ = 却テ ール 3 リ、 セミ ノ頭取 セ ナ 1 111 別ニネーベンセミナールヲ設ケ、 ナ ル 1 ノ生徒ヨリハ篤実ナリト雖、 ル ニ入リ十六歳乃至ハ二十 歳ナル少年 通例予備 二十 歳以上ニシテ教官タル事 ニ乏シキノミナラス、 ト同様 = 至難 ノ学業ヲ ザヲ望 且 脩 其

110

シ

者ヲ

教

7

ル

為

=

供

セ

1)

迄尽 然シ如 雖、 此 文部省ヨリ 借家ニ開 ル 者大分注 ネーベン 矢張 ク探索セリ、 斯キ学校ヲ開シ キ其用ニ供セシ、但シ其時入校セシ生徒ノ数ハ九人ニシテ、三四年ノ間ニ最早二十人以上ノ教官ヲ仕立タリ 私 意シ、 モ年 ノ学校ニシテ、 セミナー 々扶助金凡三百タラヲ与へ、人民ョリモ金ヲ寄附シ、 プ 入校 口 ル 1 上ハ、或ル人物ノ職業ヲ失ヒタル者、 イセン国中 ノ行状ヲ糺 セ 初メテ其ヲ開クトキハ政府ヨリ許可ヲ受ケ、人民ノ寄附ヲ請ヒ、千八百五十五年ニ市中 ミナールニ付属シ、セミナールノ教官其ノ生徒ヲ教授シ、且其頭取ノ差配スル者 シ、 ノーノ地方ニ 且其行状及職業等ノ証書ヲ 於テ右同様 ノ学校ヲ設タリ 唯糊 求 口 义、 ノ為教官タルヲ 文庫ヲ設ケ、 且耶 蘇 教ヲ信シ、 求 且近来生徒ノ数モ逐 L ル 且 1 童幼ヲ愛ス 患アルニ 3 ルヤ等 リ、 K 加 其頭 增 ナリト 三至 セリ、 取 ダ

図 教官ノ進歩ヲ勧ムル法方

能ワズ、矢張其後ニ実用上ノ学識ヲ研窮スベキ機会ヲ求メサルヲ不得 ノ教官第二回 ノ試検ヲ経シ上、学校 ノ教官タルベキ命ヲ受ケシト雖、 其職分ニ係タル教育ハ既ニ終レリト云

其 規則立タル者ニシテ政府ノ官員此ヲ導引ス、教官タル者自身ニ何処ノ集会ニ出ル事ヲ択ブ能ワズ、然シ学校地方ヲ 一集会 プロ 1 セ V 国 何ノ州郡 ニ於テモ、 初等学校ノ教官タル者時々集会ヲ催シ学校事務ヲ商議ス、 此集会八甚

X 初等学校 別シテ集会ヲ ノ第 一ノ集会ハ学校小区中 催 且一月二 スニ 3 IJ 唯 、其区中 一回卜定 ニ属スル学校 ノ初等学校 ノ教官 ノ教官 ノ催セル所ニシテ、 ハ其集会ニ出デサ ルヲ不得 其席頭 、但シ此集会中ニ大小 其区 ノ牧師 ナリ、 但 1 差別 此 集会八

第二ノ集会ハ第 7 夏月ヲ限リ、二月毎ニ 一ノ者 ョリ稍大ニシテ、之ハ数小区ヲ合シ一区トシ、其教官ヲシテ此集会ニ出張セシム、 唯一回ト定ム 但シ之ハ全

全ク冬ヲ限

リ、

4

此集会ノ席頭ハ其数区中ノ或ル牧師ニシテ、 地方監督ノ撰挙セシ者ナリ

第三ノ集会ハ乃一般ノ集会ト称シ一地方「大区」中ノ教官ノ催セル者ニシテ、集会ノ数ハ唯一年ニ二回トシ、(輔) 集会ノ月ト相ヒ変換セリ(六月八月ニ於テ第二ノ集会アルトキハ、七月九月ニ於第三ノ集会アルベシ)

第四ノ集会ハ共合集会ト称シテ、一大区中ノ教官ノ尽集会セル者ヲ云ナリ、 但シ此集会ハー年唯一回アリテ、

学校評議局 ノ監督ヲ以テ其席頭 1 セ 1)

此 シ、又ハ其場ニ臨 ス ル者ハ多分政府ノ官員ニシ〔テ〕、教官タル 集会ニ於テ兼テ大区 ムト雖、学校事務ヲ商量 ノ知事 ヨリ設ケシ所 スル目的ニアラス、唯官吏ノ命ヲ奉スル ノ質問 者 八政府 ノ個 条ヲ差出 ノ法則ニ対シ一言モ嘔ヲガヘンゼズ、故ニ他事ヲ頼ンテ欠席 シ、一々之ヲ評議セシ ノミ ム、 但シ 此質問 個条ヲ評議

ウォ 1 称シテ教官ノミ会スル者ヲ好メル由、 ル テンボ ルグ邦ニ於テハ、其国法プロイ 但シ 此集会八私 セ ンニ比スル殊宥 ノ社中 - 二属 ナリト ス ル者 雖、 ーナリ 教官タル者確定ノ集会ヨリハ、教官共合

教官 プ P 集会二 イセン 国ニ於テハ、 出張スル事ヲ不許 政府ヨリ教官ノ如斯キ社ヲ結フ事ヲ禁セシノミナラス、 且国中 ノ教官

第五 プ ノ集会ヲセミナールノ集会ト称シ、 イセン国 一人外他ノ盟邦中ニ於テハ、プロイセンニ於ルガ如ク政府ノ官吏ト学校ノ教官余り隔絶セサル セミナールヨリ六里 (英ノ里数)以内ノ学校ノ教官ノセミナール ニ来リ会ス 由

ヲ云ナリ、但シ其席頭ハセミナールノ頭取ナリ

此 右集会ノ外セミナールノ頭取タル者、 集会唯教官ノ学校事務ヲ評議スルノミナラス、又地方ノ学校トセミナールノ交際ヲ密ニスルヲ望メルナリ 毎年大区中ノ或ル学校 (其数ハ不定) ヲ巡察シ、且其ノリポルトヲ記載

1 プ 但 実 1 1 口 テセミ 1 頭取ノ巡察スル所ノ学校ハ、多分其セミナールニテ受業シタル教官ノ預リタル学校ナリ ニ其区中 七 国 ナ 中二於テセミナーレン 1 ノ学校ノ中心タルベ ルニ於テ受業セザル 1 者無カ ノ分配成就 ルベシ、 セ ル事 且セミナール 実ニ数年ヲ不出ベシ、 ノ頭取区内ノ学校ヲ巡察ス 且 一成就セ 1 ル 上 ニヨ 大区 リ、 中 セ ノ教官 ミナール

書物ヲ撰択シ、且其税ヲ取上ケタリ、但シ地方ノ監督へ其役目ヲ以テ其社ノ頭領 書物会社 此会社へ独乙国中ニ於テ一般ノ者ナリト雖、尽ク政府ノ管理スル所ニシテ、 タリ 政府ヨリ其 規 則ヲ設

属 北 1 スル者ト其社ヲ異ニセリ、然シ其社ノ規則等ニ至テハ尽ク政府ノ命ヲ奉セサルヲ不得 ・セン及ヒ他州中ニ人民ノ宗旨不同ナル所ニ於テハ各会社ヲ設ケ、 カトレキ宗ニ属スルハプロテスタント〔三〕

書物、 ノ頭領 ペリヲティクル「ピリオディカル」 可也 ルー般 ノ目 [録中 ョリ撰出 セル者ナリ (時々刊行ノ新聞紙ヲ云ナリ)、 新聞紙等ハ監督ノ差配スル所、尽ク其州

新 聞 紙 唯二 種卜限 且其書物等 E 一切有名ニシテ且 貴 重ナル者ヲ許 # 、ル 由

ノ読書会社中ニ免許シタル所ノペリオディクル

/\

唯州中刊行ノ学校新聞ニシテ、

其目的モ甚狭ク実

プ

口

1

セン国

微々タル者ナリ、但シ其紙中ニ学校 ノ規則ニ係リ弁論 ス ル ラ不許

此社中ヲ保存スルノ為学校ノ教官ヨリ強テ税ヲ取リ上リ、 且其 ノ貧窮 アルニシテ自分ニ書物新聞紙等ヲ求得ザル

IJ 切世間 ノ事情、変化、形勢ヲ知ルベキ由

般ニ施行シ得ザル由、 重復受業 是ハ教官ノ学識ヲ広 如何 メン事ヲ求 ハ其ヲ求ムル教官 メシ者ノ再ヒセミナールニ来、業ヲ脩ムルヲ云ナリ、然シ是ハ決シ ノ数稀少ナルニアラス、 全クセミナール

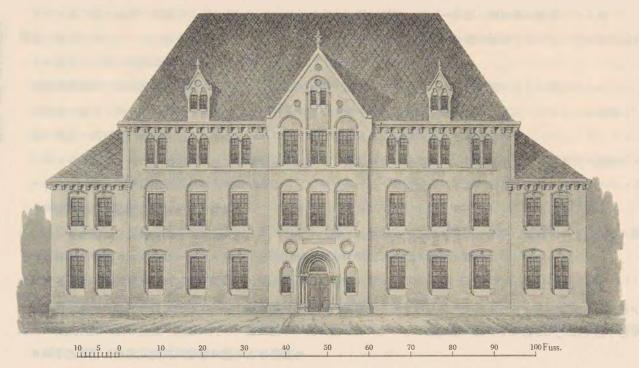
1

ノ教官ノ労ヲ増ス

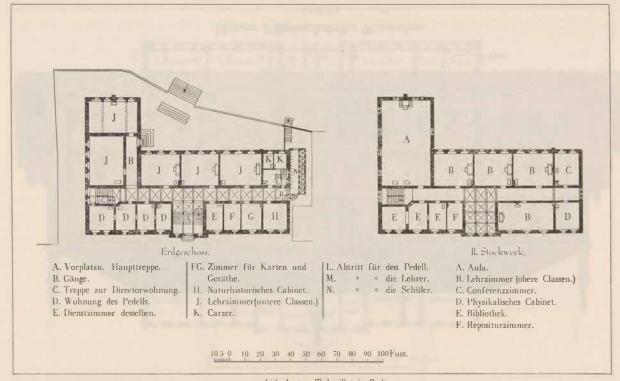
ヲ忌 ムナリ

独乙国 ル ŋ 中小学校 19 テ 1 7 ノリ ポ 氏 ル 1 ノ撮要*

(始歌) [Dec./26/72]

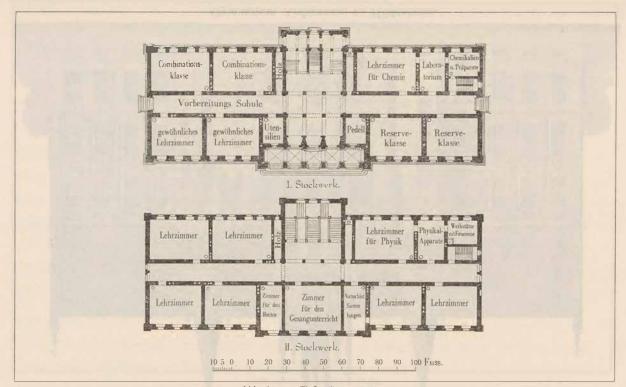


Gymnasium zu Marburg. (1868)

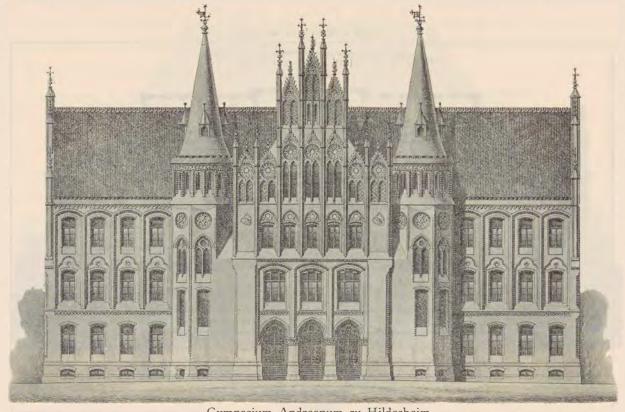




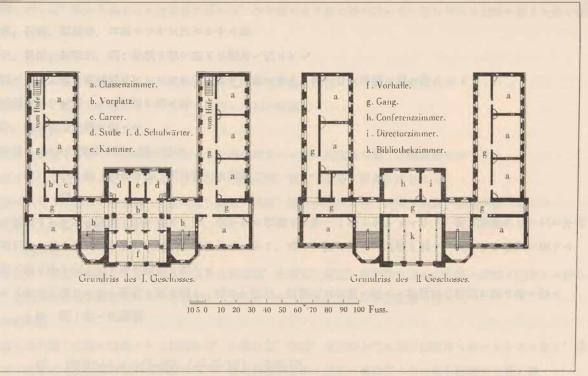
Höhere Bürgerschule zu Wiesbaden. (1868)



Lith. Anst. v. W. Loeillot in Berlin.



Gymnasium Andreanum zu Hildesheim.



79

章

匣一般ノ束縛法

此教育ノ授ル事ハ先、公ノ平人学校ニ於テス **童幼タル者全六歳ヨリ全十四歳ニ至ル迄ハ、必らす神学、芸術及ヒ日用ノ為メノ学問等の教授ヲ受ル事ト定ム**

【父兄たラン者ハ若シ其子弟ヲ公学校へ出サ、ルトキハ、必らす家ニ在リ又私塾へ遣シ、 「然シ其家ニアリ又ハ私塾ニ於テ教ユル所、公学校ニ於教ユル所ト一致セサベルトキハ、 学校監察司ョリ之ヲ不許 其ヲシテ教育ヲ受シ

Z

第二 公学校(初歩学校、府学校) / 規則

一神学、但シ聖経史記ヲ含メリ初歩学校ニ〔於テ〕教ユル所ハ左ノ如シ

独乙語ヲ正シク話シ、又文章ヲ書ク事

旦 歴史、 生徒ノ本国語若シ独乙語ニアラスシテ已ム事ヲ不得トキハ、其ヲシテ本国ノ語ヲ学バシ 地理、 博物史、 此ハ学校ニ於テ用ユ ル読本 ノ内ニアリ

| 9 算術、度量、図画等、日用トシテ欠可カラサル者

鱼唱歌

の右 五 ケ条ノ外、 男子 = 教 ユ ル = 体 術学 ヲ以テシ、 女二 教 1 ル = 針 仕事 ラ以 テス、 但シ女子ニ仕 事 ヲ 教 ユ ル

法ニアラス

第

但初等学校八、種々 初等学校ニ於テ種 々ノ等級アリテ、其学フ所ノ科目モ又等級 ノ等級アルトキハーノ教頭アリ之ヲ差配 ス ノ高低ニ准シ種々ノ差別

アリ

第四章

此学校 府学校 於テ教 於テハ東迫法ニ准 ユ ール所 初歩学校二比 シ、生徒ヲシテ必ラス独乙語、 スレハ 稍 高 尚 セ 1) 歴史、 1 雖、 其科 地 理、 目 フ数 博物史ヲ学 矢張 1 4 様 ナリ

然シ 商 人タラン 欲 スル 者 右 ノ学科 ノ外、 図 画 算術、 弧角法ヲ学ヒ得、 又別二外国 ノ言語 モ学ビ得ベッ

但シ府学校ハ学頭ノ差配スル所ナリ

第五章

政府ニ於テ之ヲ検査セシ上、公学校ト一様ナルトキハ之ヲ許シテ公学校同様ノ者トス 期中ノ童幼ヲ教育 セン為二設ケラレ タル慈悲校、 予備校、 幼院、病院等ヲ以テ公学校ト同 様 ニーセ 1 望 シト

其科目教方等

其 1 ノ合力或 等夕 ルベキ為充分ナル予備ヲナシ、 私費ヲ以設ケ タル慈悲学校、 然ル後教育幹事 予備学校、 幼院、 申 病院等を以テ公学校同 出テ其許可ニ ヨ 1) 初テ 等 開 ノ者 校 ス 1 ル ナ 事 + ント ヲ得 欲

第六章

格段ナル宗旨ヲ教授スル学校 二及ヒ其宗旨内 ノ生徒二十人ヲ出テザルトキハ、文部卿ノ権柄アリテ其公学校タルベキ官許ヲ取戻 [ヲ] 設ケント欲セハ、矢張第五章ノ規則ニ准セサルヲ不得、 然シ若開校ョリ三年 セリ

第七章

宗旨ノ分明ニ不定シテ、且一級ヲ保有スル初等学校ニ於テ教官ノ欠乏ヲ充タスニ当リ、若シ一級中ノ生徒一宗旨ニ属 ス ル者最多過ナルトキハ、其ノ同旨ニ属スル教官ヲ撰ム事ヲ得

種々等級ヲ保有スル公学校ニ於テハ、其地方人民ニ属スル宗旨(不一)ノ多少ニ准シ、 宗旨ノ不同ナル教官二人ヲ雇

八章

K

其

級ヲ異ニシテ生徒ヲ教エシ

新 童幼数多アルトキ ニ建タルノ公学校ハ、 法則ヲ以テ必ラスプロテスタント或ハカソレキ宗ニ属セシム、 ジュデヤ宗ニ属スル学校ヲ設シメ、且公学校タルベキ官許ヲ与ヘリ 然シー地方ニ於テジュデヤ人

第九章

{宗旨ノ異ナルヲ以テ、公学校ニ入門スル生徒ヲ擯却スル事ヲ禁ス

\oplus

嫌フト 生徒 ノ属スル宗旨其教官ノ属スル宗旨ト異ニシテ、父兄若〔シ〕彼教官已ニ属スル宗旨ヲ以テ其子弟ヲ教導スル事ヲ キハ、子弟ヲシ〔テ〕敢テ宗旨ノ教場ニ臨シメズ

十一章

校中ニ於テ其教官ノ宗旨ト異ナル生徒ノ数已ニ十五人以上ニ及ヒシトキハ、其ヲシテ別ニ、 近傍ニ住セル教官或僧

家ヲ雇 ヒ、己ノ奉 信 ス ル宗旨 ノ教導 ララ受シ 4

第十二章

童幼 生徒 1 守 ノ入校シ又退校 ルベキ学校 ノ事 レスへ 務学 丰 則 期限 = 係リ、 ラ、一 政府二 年 間 於テモ 又半年間 第 卜定 一章 ノ定 4 ル ~ メニ 1 准 シ、 多病又ハ虚弱 ナル 童幼ヲ適宜 三所 置

セ

公学校ニ於テ生徒十四歳巳満 ノ上、学校定期ノ結末ヲ以其卒業 1 期 1 ス

生徒 退校ノ期ニ及テ、 十四章 地方ノ吟味司ト其教官ヨリ、其公学校ニ而学ヒ得シ所ノ多少深浅等ヲ記シタル証書ヲ与フ

公学校 於テハー 周間 二三十 度、 或或 ハ少クト モ二十五度 一ノ教訓 ヲ 授クル 事ト定 メ、 政府 ノ許可 ナクシテ其 ヲ

五

ル

ヲ

不

得

教官 人ニして同 時 三教 ユル 生徒ノ数八十人以上ニ及フ事ヲ不 許

授時 一校ニ教官一人ありて、生徒 間 ヲ異 ニセシム、 但シ其一分ハ半日間入校シ、他ノ一分モ亦半日間入校シテ、毎一分ノ受業時間ハ少 ノ数八十人乃至百二十人ニ及シ時 1 政府 \exists リ許可ヲ与へ、童幼ノ数ヲ二分シ、 クト 且其 モ の教 日

第十六章

間

ト定ム

生徒十二歳巳満 ノ上地方ノ吟味司ト教官ヨリ一紙ヲ与へ、其正年齢ニ比較シ克ク書ヲ読、字ヲ書キ算術及神学ニ通

法則 シ事 ル 学校 う一部スルトキハ、其受業時間ヲ減少シ、其ヲシテ他人ノ使役ヲ受、又ハ他ノ事務ニ係ル事ヲ得セシム 准シテ其受業時間ヲ短縮スルトモ、決シテ三時 (制造所付属ノ学校)ノ備ナキトキハ、矢張公学校ニ於テ一日ニ三時ノ時、 [間] 以下ニ至ラシメス、且若シ如斯キ生徒ヲ授ユ 其最必用ナル学科ヲ学ハシ ル 格段ナ 4 但

第十七章

シ公学校ニ於如斯生徒ヲ教ユルトモ決シテ他生ノ妨トナラザルベシ

税 入校セ〔シ〕ム、但右 父兄若シ己ノ子弟ヲ使役セン為其ノ入校ヲ妨クルトキ、束縛法ニ准シ「ポレス」ヨリ其父兄ヲウナカシ、子弟ヲシ〔テ〕 4 (入牢日限ハ罰金ノ多少ニ准シ長短ノ差別アリ)、 第二ニ其子弟ヲ 強テ入校セシメ、且父兄ヨリ政府ノ定法ニ准 (学費税也) ヲ出サシム ノ罪科ヲ犯 〔セ〕シ者ハ、其罰トシテ第一ニ十シルズルグロッ スセンヲ出サシメ、或ハ入牢セシ

政府ニ於テ此罰金 ノ個条ニ係リ、稍細密ナル法則ヲ設クベキ権柄ヲ所有セリ

第十八章

在七 政府 ル学校ヲ変改シ、又無用ノ益ノ法方、 於テ生徒ヲ試検セシ上、 其最モ要スル所ト其才ノ所長ニ准シ、新ニ築造スベキ公学校 学校区ノ分界及ヒ生徒ヲ選挙シ、 格段ナル学校へ遣ス等「ノ」 ノ法則ヲ設ケ、且已ニ存 事ヲ廃止

丙 公学校保存ノ法方

~

シ

第十九章

此法律ヲ刊行スル時ニ於テ存在セル学校ノ保存ノ法方ハ、其時行ワレタル法則ヲ用ヒ他日ノ改革ヲ待ツ

第二十章

彼等ョリ其不足ヲ補得ザルトキノ規則、 一二法則 設ケン欲スルトキハ「公学校稗益ノ為一法ヲ設クル事ヲ是トセシトキハ」、一規則ヲ設ケ得ベシ ノ一半ヲ超越セシ = 准シテ学校ヲ保存セザルヲ不得、 トキノ規則ヲ設ケ得ベシ、第二ニ若シ学校ヲ保存スベキ人民 第三二政府ニ於テ地方ヨリ差出セル代理官ヲ吟味セシ上、 人民ヨリ新ニー法ヲ設クル事ヲ望ミ、 ノ寄賦スル所不足ニ及ヒシニ 且其者ヨリ寄賦スル所 稗利

第二十一章

此)施賜、 規 則 ヲ設 田 クル 地 事 他 八左 ノ有 所品 ノ挙クル所ノ本意ニ准 ………ニ至マテ、矢張今存在スル学校ノ所有品 スベシ

プロ 1 ヤ 州 中 学校ニ於テ受取 ル所 ノ学費金ハ、其州ノ大蔵省ノ所入ヨリ之ヲ出シ、 乃チ学校 給与スベ キ土地

タラシ

4

代へタル者ナリ

「弧線の下空自」

〇右 ノ外公学校保存ノ為欠クベカラサル入費アリシトキハ、学校地方〔三〕於テ之ヲ出サ、ルヲ不得

◎学校地方内ノ小邑及ヒ自主領地ニ於テモ学費税ヲ出サヾ〔ル〕ヲ不得

第二十二音

同

様ナリ

19 IJ 1 2 於テ公学校ヲ建築シ保存シ或 3 増大ニスル等ノ入費ヲ集ムル事ハ、 矢張村内必用ノ入費ヲ集

第二十三章

数多牧師配下村全ク合シ、 員 割付ケ、 第二十二章 或 ノ法則 二准 半ハ合シ、 シパ IJ 1 又ハ自主領 ユ ス ヨリ出 地上 スベキ分ハ、 合シテー学校地方ヲ為ストキハ、 「費金ハ」一村毎二其ヲ取集シ 其学費税ヲ以 其 住

但シ其人員ヲ算スル事ハ、前年ニ取調タル戸籍ニヨレリ

第二十四章

矢張人員ノ多寡ニ准シ、其学費税ヲ出サ、ル事ヲ不得 数多ノ自主領地共ニ合シ、或幾多ノパリシュスト全ク或〔ハ〕半合シテーノ 学校地方ヲ為ストキハ、 其領地ニ於テモ

自 人権アリテ、 主領地毎ニ其主人タル者己ノ領内ノ人民ヨリ出セル所、学費税若シ不足ニ及ヒシトキハ其ヲ補ハザルヲ不得、 人民ノ中其税ヲ出スベキ者アルトキハ、再ヒ其ヲ取上ケリ

第二十五章

格段ナルスユー ルパ リシ 2 スニ於テ公学校ヲ保存シ、且其世話人其保存ノ法方ヲ好ミ、 且其ヲ最宜 ロシト セ

如斯場合ニ於テハ其住人及 地 主タル者ハ、 一ノ格段ナル ス 2 1 ル ・パリシ ュト同様ニ、スュ ール・パリシ ュ ノ地方

リ払フ可キ学費税ヲ出サ、

ル

事ヲ不得

学校保存

ノ新法ヲ設

クル

トモ矢張其ヲシ

テ旧法ニ

依

ラシ

ム

存スルヲ以、 数多ノ公学校一地方ニ全ク属シ、又ハ傍ラ属スルトキハ、其地方ノ住人各其童幼ノ属スル宗旨ヲ教ユル学校ヲ保 己ノ職分トセリ

州

ノ知事又ハ地税懸リノ役人ヨリ早速策ヲメグラシ、

係タル法律(千八百六十一年ゲレッツ・サムロ

ング

ノ第二百五十三葉ヲ見ヨ)ノ未タ行レサル諸州ニ於テハ、其

学費税トシテ寄賦セシメン為、

幾何ノ比例ヲ以テ其地税ヲ取

地

税

学費税 ナ 1 ル学校地方内 丰 ノ分チ方ハ第二十 ス ュ 1 ノ住人ノ人別 ル . リシ 五 ュ 章 ーニ定ム へ割付ケ学費税ヲ出サシ ノ地方ニ於テ其 ル法 則 二准 ノ土地、 スベシ、且 家屋、 4 数多ノパ 且クラス()税トシテ出 リシュス及ひ自主領 スベ 地 共 キ者ト ニ合シテ学校 比 例シテ、 ラ保 其格 存 ス

其 且 地 ス 内 ユ ノ地税及と家税ト比例シテ学費税ヲ出サシ ル , , リシュノ地方内ニ横ハリタル土地 八、縦令其 : 4 ル 事ヲ不 、地裁判役人ニ属シ、又ハ其地主タル者其地ニ住セサルトモ 得

樹林ノ税ハ田畑ノ税ノ三分ノーナルベシ

左二挙クル所ノ所有品ヨリハ学費税ヲ免シテ之ヲ取ラス

囲千八百六十一年五月二十一日ニ決定〔セ〕ル地税 (千八百六十一年ノゲレッツ・ サムロング [ゲゼッツ・ザムルング]

②千八百六十一年五月二十一 七葉ヲ見ヨ) 第二百 五十三葉ヲ見ョ) 第三章 ノ第二 ノ法律書内 第八句中ニ記シタ 日二決定 ノ家屋税 ノ第四章中 ル家屋 = 係タル ニ記シ 法律書 タル 所有 (千八百六十一年ノゲレ

ッツ・

+

4

D

1

ク中

第三百

第二十七音

タル 百分ニ 地 税 地税帳ト、 比例シ、学費税トシテ寄賦セシムル事ハ、千八百六十七年二月八日決定ノ法律書中第三章 係タル法律書内、 第十九章及ひ第二十八章ノ②ao 第四章ノ①及回中ニ記シタル所有品ヨリハ其地税ヲ取ラサルトモ、 ノ個条ノ内ニアリ 其産 ノ個 物ョリ 条 得 准 レシテ作 所 ノ利

~ キカヲ決定スベシ

千八百六十一年五月二十一日決定ノ家税ニ係タル法律書ノ第三章ノ第一号ノ個条ニ准シ、或ル家屋ヨリ其税ヲ出サ

ル 其税ヲ出スベキ家屋ト比例シ、矢張学費税トシテ客賦セサル事ヲ不得

国法 二准シ、政府ノ国ノ為、功臣カ家来及ヒ其子孫ニシテ、パリシュ税(此税ノ村内一切ノ入費ニ供スル也) ヲ払ハ

二十九章

サ

ルノ官許ヲ得シ者ハ学費税ニ於テモ同様ナリ

第二十六章ョリ二十八章ニ至迄 八章ニ至迄ノ個条ハ

第三十

賦ヲ以建立シタル学校ニシテ、若シ公学校 或ル学校 ノ政府 1 求 メニ応シ、学校ヲ建ベキ人民ニ付属セス、且ハ ノ法則ヲ奉セシトキハ、其ヲシテ公学校同等ノ者タラシ 或ル慈悲院ノ所望又ハ制造所、 社中又ハ人民 4 然シー般 ノ寄

学校中へ入籍セサレハ、其ヲシテ敢テ前ニ挙タル公学校保存ノ規則ヲ奉ゼシメム

第三十一章

ニ於テハ、矢張私ノ所有品ヲ買売スルト同段タルベシ 公学校ヲ盛〔ニ〕セン為スュール・パリシュ又ハ学校地方ノ分界ヲ変セント欲シ、私ニ属スル学校抔ヲ買上クル場合

但 .此買売ノ事〔三〕於テハ政府ノ免許ヲ得ベシ、然シ他ノ事務ニ於テハ文部卿ノ決議ヲ待ベシ

数多ノ等級

ラ蔵

セ

ル

学校

=

於ケル学頭

ノ給料、

且一人ニテ教ユル教官或ハ第二等以下之教官ノ給料ハ、

学校地区

ノ位

其教育 公学校 ヲ建立シ且之ヲ保存セ 度卜其 土 地 ノ模様ニ ント欲 3 IJ 教官 七 ノ給料ヲ出サ ハ、必らす公学校教育 ザ ル ヲ不 得 ノ大主意ヲ達 セ ン 為必用 ナ ル 物件 ヲ 備 # iv ヲ不

得

且

第三十三音

ラ 人員 ス ナ 一万人以下ノ市邑ニ於ケル初歩学校ノ教官ノ給料ハ、役宅或ハ家賃ノ外、少クトモニ百タラス乃至ハニ百五 干 A

人員一 1 1 ウ 万人以 1 ル . ス 上 ユ 1 市邑二 ルル ノ学頭 於テハ、 ノ給料 右二 ハ、役宅ノ外四百 定 メタ ルル小数給料 乃至八五百 ノ二倍ヲ受べ タラス キ場 以 合 上 アリ ナリ

学校中 超 起越 ス ·二数級 ル三分一以上ニ 7 12 1 丰 至ル 等級 ~ シ -准 3 教官 ノ給料 ラ加増 ス ^ シ、 但 其 加 增 ノ給 料 ヲ折半シタ者 ハ 、 其小数 ノ給 三 1)

第三十四章

郷 教官タルベキ為必 里 於 ケル学校 用ナル ノ教官 トキ 第 ハ 、 一二役宅及ヒ家内所用 己 ムヲ不得人民 3 リ扶助金ヲ受クベキ場合アリ ノ薪炭或 ハ薪炭料ヲ受ケ、 第二二土地又八土地 ノ産物、 且或

教官給 料 ノ高低 且其 ニ与ベキ土地 ノ大小ト土地 ノ物産ノ分量ハ、大政府ノ許 一コリ各州ノ政府二於テ之ヲ決定

置ト景況ニ准シ高低ノ別甚大ナリ

第三十五章

其開拓ノ度ヲ検査シ、 第三十三章、 第三十四章 教官へ与ベキ教科 ノ法則 ニ准シ、 政府ニ於テ公学校ヲ保存スベキ人民ヲ調へ、且其家財及学級、 ノ小数ヲ定ム 地方ノ大少ト

教官ノ給料若シ第三十三章ニ定メタル教官ノ少数給料ヨリ余分ナルトキハ、之ヲ減少ストモ可トス 確定少数ヨリ多ク与ヘタル教官ノ給料ヲ減スル事ハ、宜ク文部卿ノ許可ヲ得テ之ヲ行フベシ

然シ学校ヲ寺院ノ所有品 学校若シ寺院 ノ所有品 三付属セルトキハ、其所有品 ョリ別ツ「放ツ」トキハ、其ヲ保存スベキ者ヨリ必用ノ入費ヲ出サベルヲ不 ノ価ト其地 ノ産物ヨリ得シ所ノ利 ョリ少数ノ学費ヲ出

法則 = 不得 准シ教官ヲ保護スベキ人々、其学校ヨリ十里以内ノ距離ニ於テハ、必ラス教官ノ親族家財等運送ノ周旋ヲ為サ

然ラサレハ運送料トシテ教官へ与フル所二十タラヲ出サルベシ

ザ

ルフ

人民若シ教官ト不和ヲ生シ其運送ノ周旋ヲナサザルトキハ、政府ヨリノ運送料給与スベシ、教官ノ旋費ヲ再ヒ取ル事

末ニ迄)中其退職シ、或死去セシ教官在職時限ニ准シ之ヲ決定スベシ 退役ノ教官又ハ死シタル教官ノ後嗣ト、新来ノ教官トヘ与ヘキノ差別ハ、先ノ納税年(前年十月ノ初ヨリ次年九月ノ

第 四四 章

教官死去ノ後其寡孤、 余室ア ル 1 丰 ハ其ヲ新来 其死· 去ノ日 ノ教官へ渡サシメ、 3 リニケ月ノ間 且其ヲシテ教官ニ代リ学校 其ヲシテ役宅ニ留リ、且其教官在職 ノ内ヲ暖 メ且 一掃除 ノ給料ヲ受シ セシ 4 ム、 若シ其家内

法二 准 〔シ〕学校ヲ保存スベキ人民ハ、新来教官ノ入費ヲ出サ 、ルヲ不得

1 結末 V (445)

然シ急速ノ場合ニ於テハ其日限ヲ短縮シテハ日トス、但シ告訴ノ仕方ハ、千八百六十一年五月二十二日決定 ノ第十五章(ゲセッツサムロング)ノ第二百四十四葉ニ依従スベシ 地方ノ知事此法律ニ基キテ所置セシニ、人民若シ之ヲ好マサルトキハ、宜ク四周間中ニ文部卿〔三〕大意訴フベシ、

第四十

文部卿ニ於テハ、 般 或 各州 内 ノ法律 内地事 規則又ハ 務卿ト共議合力シテ此新法ヲ施行 格段 ナル法律 下雖、 此新法 ノ旨意ニ反体シ スベキ命ヲ受ケタリ タル 者 1 向後之ヲ禁止 ス

プ D イセ 1 ノ学則

プロ 1 セ ノ学則 八仏国 ノ者ニ同シテ其学校ヲ二等ニ分チ、其下等ヲプライメリー 乃エレ メンタリー、

其下プライメリー ン及ヒリ スユール ール・シューレント称ス (ママ)

ネー

3

I.

7

ブ P イセンニ於テ其ハ法律ヲ以テ、挙国プライメリー・スユールヲ不設ヲ不得、且一パリシュ毎ニ必らす一校ヲ置、

大政 府 3 リ定メタル一般ノ規則ニ准シ、地方ノ学校管理局ヲ〔シ〕テ其ヲ差配セシメ、 且確定ノ試検ヲ経タル者ヲ挙

ケ其教官タラシム

但シ此プライメリー・スュールノ入費ハ殊ニ僅ニナルト雖、童幼ノ教育ノ為実ニ甚便宜ヲ得タリト云ベ

新英利亜ニ於束縛法ヲ設ケシニ、人民好テ其ヲ奉セサルニヨリ、 其法モ遂ニ行レ + ルニ 近シ、然シプロシヤ

強テ以童幼ヲ入校セシメ〔シ〕後、試検ヲ経タル教官ヨリ教授ヲ受シム

〔ハ〕人々其ヲ是ト〔セ〕シ故、其法モ亦大ニ行レリ

上等ノ学校

上等ナル学校中ニ亦二種アリテ、其一 ヲギムネージェント称シテ専ラ古時ノ学ヲ教へ、其他ヲリアル・シ ュ

ギムネージャム

称シ商売ニ係リタル芸術ヲ教

ヘリ

生徒 間 丰 六トス、生徒ヲシテ其初級ニ入リシヨリ、ラテン語ヲ学バシメ、最高級ニ達セサル内ハ、一周ニ二十八時間 ヲ以ラテン語稽古ノ時ト定メ、且最高級ニ達セシ上ハ、三十時間 ムネージャ〔ム〕ニ於テ、 ノ第 二級或ハ第三級ニ進シ上、初テグリーキ語ヲ学バシメ、一周間 九歳ヲ以生徒ノ入門年齢ト定メ、凡十九歳ヲ以テ其卒業年齢トス、学校中ノ等級ヲ分チ ノ中八時間ヲ以ラテン語授業 三六時間ヲ以其稽古時間 ノ時 ト定ム、 1 ナ 且 ス 其 ノ中十時 他

科ヲ授 事 及 ハ学校内ニ於テシ、 ヒ歴史上 レクル時 間 ノ生徒三時、下級 八左 ノ如シ、 唱歌、 独乙語二時、 体術学等ハ学校外ニ於テス、但シ右ノ学科ハ政府ヨリ決定シタル者ナリ、 ハ二時、 万有 算術且数理三時乃至八、仏語下級 ジノ理、 天然ノ理学、 最高級 ノ生徒 ノ生徒ハ三時、 ハ二時、 其以下 上級 唯 ノ生徒 時 然シ其稽古時 図 画 ヲ 時 教 地 2 ル

間 ヲ (但シ今日教 ユヘキ者ヲ今日 教 2 ル 等ノ類 カ 変ス ル 等 事 ニ至テハ全ク教官 ノ掌内 アリ

ル事ヲ得

IJ

7

ル

・シ

2

1

ル

ノ設ナキ地方ニ於テハ、

丰

ムネージャ

ムニ

於ケル中

級

ノ生徒、

他

ノ学科ヲ以テグリ

キ語

然其地方ニリアル・シュールアルトキハ決〔テ〕其替換セシ

书 4 ネ ージャムノ最高級ニ於テハ、 縦令地方ニリアル・シュ ール ノ設無シト雖、 決シテ他 ノ学科ヲ以グリ 丰 語

替

X

ス

換スル事ヲ不許

通 例ギ ムネージャ [ム] ニ於テハ強テ生徒 ノ記憶力ヲ盛ニセン事ヲ主トシ、 其ノ未タ熟セザルトキハ、 其ヲシ テ実用

ヲ修シムル事ヲ不許

縦令生徒

ノ武官タラサ

ルヲ不免ト雖、

決テ其実用上又ハ事業上

上

ノ学問ヲ学バシ

メズ

ジャ 或 ル 地 方ニ於テ充分ナ 矢張ギ ・ムネー ジャ ル 书 ムネ ムニシテ、 ージャムヲ設得 唯最高 級 アシシ サル トキ ケザ ル者ナリ、 ハ、 プ 口 书 此類 ムネ i ノ学校ニ於テハ多分四級又少クシ シャ ムヲ以之ニ 替 リ、 但シ プ テ三級、 P 书 4 ネ

クシテ五級アリ

プレペレトリー

スュ

1

ル

プライメリー学校二於テ教ユ アシューレン〕乃予備学校ヲ設ヶ高学校へ付ヶ置キ、一切読ヾ書キ算術文法及ヒ聖経史ノ()等ノ試検ヲナサ ル所ハ、決テ高ナル学校へ入ルベ キ予備ノ目的 ニアラサ ル故、 別ニホールシ

ズシテ生徒ノ童幼ノ入校ヲ許シ、茲処ニ於テ相当ナル予備ヲ為サシメ、歳十歳ニ及ヒ初メテ高学校 へ進マシム

其教方ハ英国 ノ最好ナル学校ニ於ルカ如シ

生徒己ノ学校ニアリテ受クヘキ学業ヲ家ニ於テ勉強シ、予メ其用意ヲ為ス

仏国 学校ニ 語ヲ学 ル = = ョリ大ニ 於ケル 於テノ稽古 教官 レー ノ過半ト同 1 ノ労ヲ省ケリ、然ル ハ重ニ言語ヲ以テシ、 ース 「リセー」(英語 フシテ寄宿学校ナリ = 仏国 ヲ教ユ 仏国 ノ学校ニ於テ ノ学校ニ於テ重ニ筆記ヲ用ユ ル学校ナルベシンハ多分ハ、 其 ノ反体シ、 生徒拱 ル 英国ニ於ケルクラシ 1 異 ナリ、 手シテ教官ノ労ス 且生 徒尽力シテ己 ケ ル ル 所 . 甚 ス 過多 7 1 ナリ ル

然シプロシャノキ ムネージャムハ、英国ノデー・スコール(昼間学校二日々通ヒ行ク通教) ト同 様 ナリ

プ ハ 遙二英 口 英国生徒ノ不」如所ナリ シャニ於テ最モ卓越シタル生徒ノ学力ハ、英国ニ於ケル生徒ノ最卓越シタル者ト大同 ノ生徒ニ劣レリト雖、 好テ文人騒客ノ在所等ヲ探索シ、且本邦及ヒ万国ノ文学ニ達スル事ハ彼ノ所長 小異ニシテ、綴文術 ノ如キ

テ、

成

及

ル証書ヲ与ヘリ

ノ期 臨 ノ試験ヲ受ザルヲ不得、 試験ヲ受クル 事 唯ラテン、グ 右 ノ試験ヲ経過セシ上、 リリー キ語学 ノミナラス、 ギ ムネー 1 各又独乙語、 t 4 3 リ大学校ニ 仏語、 進 数理、 ムベ キ予 窮 理 学、地 ノ既ニ

而過 試 過度 験 度 時 至らス、 生 み其記憶 徒 1 記憶 又八 芸 = 決シ セシ 拙 = 者 而 1 争先方ノ類ニ 而 若シ 又暫時 他芸二 = 其 あらす、 巧 ラ忘却 みなるト 試 ス 験 ル 丰 = ノ前 ハ、 3 ル = 当リ其 其巧 然シ通 拙 用 ラ平 例 意 均シ落第 ノ才力モ 為敢而京 度外ニ 7 ニ至らし IJ 且 工其脩業 勉強セシ メズ、 中 其試 × 切 ス、 不 方 如 綿 何 試 ナ = シ 驗 V

ヲ受タ 生徒 ノギ ル 生徒 ムネ へ与べ] 3 t 丰 ニ於而全ク落第シ其 卜同 権 ヲ得ル能 ハス、且一般ノ普通学術 証 書ヲ受ケザルトモ、 其ヲシテ矢張大学校ニ入リ其講義ヲ聴シ ヲ脩ムル事ヲ不許 4 証

教官 ノ仕 立 方

之期

臨

力モ大分熟練

セ

ル

由

ヲ プ 用 口 1 1 サ to ル = 於テ = 似 教官学校 及 1) アリ 1 雖、 決 シ 而 巴利 西 府 ノ教官学校 ノ類ニあらす、 且プロイセ ン人ハ 教官学校 別 テ意

一ケ プ 口 条ヲ 1 to 以テ教官ヲ 於 テ教官 択挙 汉及 マラ ント欲 ス ル = 3 IJ, 未熟 キ者 ノ予備 ナ ル 者 /\ /\ 唯一 決 而 己ノ教授 其任ニ当ルヲ不得べ スベ キ学科 シ ヲ学と専ラ其ニ 熟練 ス ル ニアリ、 且 左

第 条

教官 教 2 及 ル ル 事ヲ 丰 不得、 八己 且教授スペキ生徒 ノ教授ス 十学科 ノ等級モ、其学識深浅ニ応シ上下ノ差別 ノ厳重至難ナル試験ヲ経 ザルヲ不得、 アリ 且 二試験 ヲ 経タル学科

教官 ヲ ダ ザ ル ル ヲ不得、且其 丰 者 ノ子備 ノ已ニ教方ニ熟達セシト 、必らす一 年 ノ間 或ル学校ニ於テ克ク教授 キハ其学校 ノ教官ヨリーノ免状ヲ与へ、其已ニ教方ニ ノ次第ヲ探視シ、如何 テ童幼ヲ 教 熟也 ユベ 丰 ル 事 ヲ 証

但シ此二ケ条ヲ以熟練シタル教官ヲ得ル事ハ、仏国ニ於テ充分ノ設アリテ、 熟練ノ教官ヲ得ト決シテ異ナラサルベシ

リアール・シューレン

此学校ニ於テハ一切グリーキ語ヲ教授セス、且総令ラテン語ヲ教ユルモ、此時ノ語学ハ此ノ学校ノ本意ニ非 IJ アー ル・シュー レン中ニ三等アリ、其一等ナル者ニ於テハ九年間ヲ以テ生徒在校ノ期限トナス

為 二費セリ、此学校ニ於テ最主トスル所ハ仏学ニシテ、商人トナルベキ者ハ強テ英語ヲ学シ

卒業ノ試験

日

リ、

最高級

ノ生徒ト雖、

周ニ三十二時間ノ中、

唯三時間

ノミラテン語ヲ学シメ、

且十一時間

ヲ以数理、

其卒業ノ期ニ臨ミ試験スペキ科目ハ神学、 第二等ナルリアル・シュレンニ於テハ強テラテン語ヲ教ヘス、且其在校期限ハ七年間ニシテ、生徒卒業ノ年齢ハ凡十 なるトキハ、其巧拙ヲ平均シ其ヲシテ及第セシム、然シ全ク落第セシ者ニハ卒業ノ証書ヲ与ヘス シメス) 英仏語、 歴史、 理学、化学、純科及ヒ実用上ノ算理図画等、試験 独乙語、独乙ノ文学、ラテン語 ノ時ニ於テ生徒若シ一科ニ巧ニして他 (独乙語ヲラ「テ」 ンニ訳セシメスシテ為

第三等 ノリ アル ・シ ューレンヲ、ボルゲル〔ビュルガー〕・シューレン(市ノ学校ノ意)ト称シテ、其在校期限

IJ 7 ル シ ュ 1 V 1 = 於テ卒業セシ生徒 ハ、大分種々ノ役人トナリ、又ハ重ニ商人トナレリ

ク、

且

其教

7

ル

所モ稍下

1)

六歳ナリ

IJ 八、殆其二分ノ一ニ不充、 アル シ ュ 1 ル 1 の教 不足セリ 所 ハ、大分国人ノ稗益タル事不少ト雖、 其学校其生徒 ノ数ハギムネ ージャ「ム」二比すれ

ギ 4 ネ ジャ 2 ノ数 百七十二 生 徒 1 数 四 万五千四百〇三人

IJ 7 ル 1 2] 数 八十三 生 徒 数 二万〇、七百三十二人

1) ュ 7 ル 所 ル E 1 Ē 2 1 教授シ V 1 0 得べ 教官 キ学科 ダ ル ~ 三止 キ者 7 ノ受クベ レリ 丰試験 ギ ムネージャ「ム」 の教官 ロタル ~ 丰 者 ト同 様 ニシテ、 其教

神学ノ教授

各級毎 たる者必らす試験を経て其神学ニ達スル事ヲ証セざるを不得、且其試験を経さる者決而教官たるを不得 ギ 1 神学 ムネ = 於 1 テ 其級 教方 ハプ ジェン及ビリアル ノ一般 八宗派 口 テ ス タン ニ依差別アリテ、 ノ教授ヲ為スベキ教官ヲシテ神学ヲ教シメ、 1 ・シューレンニ於而、各級ノ生徒へ神学ヲ授クル事ハ、少クトモ一周ニ二回ト定ム、 教方ヲ 用 カト 5 L さ レキ 且 ニ属スル学校ニ於テハ 或 ル 学校 ノノ中 /\ 学科 両 宗共 カト ニ達セル = 教 V 丰 教官 タリ ノ教方を用ひ、 ノ専科 ヲ教 プ ユ ル 口 テ 1 異 ス タ ナラ ント シ の学校

田右 挙 A ル学校 ハプ P テ ス タン 1 = 属 セ # V /\ 乃 チ 力 1 V 丰 たらざるを不

得

異ニシテ、父兄若シ其教訓 然シ公学校ニ於テ <u>ハ</u> 切生徒 ヲ好 ノ宗派 マサ ル ヲ 1 不論其をして入校せしめ、 丰 敢而其子弟ヲシテ教場ニ臨 且学校二於而 マシメム 教ユル所 生徒 ノ属スル宗旨ト

右学校ノ保存

政府 右二 其受業料ハ殊ニ廰ニし而、英国ニ於ル者ヨリ下低なるノミならス、亦仏国ノ者ヨリも下低なり 挙タル公学校乃チキムネー 於而此 種類学校ノ為ニ費ヤス所甚僅ナル事英国 ジエン及リアル・シュ 1 ニ於ルガ如シ、且此学校ノ内市邑ニ属する者モ亦稀 V ン等ハ、寄賦ト生徒 ノ受業料トニョリ其保存ヲ得 ナリ タリ

但シ上等ナル学校ニ於而、生徒ヨリ出ス所ノ一歳ノ受業料ハ、三ポンヅ(日本ノ十五円ニ近シ)以上ニ至らす

教官ノ給料

教授料 教官ニ 所甚下低ナリト雖、 然シプ P 払ふ所〔ノ〕給料ハ生徒ヨリ出所ノ教授料以テセズ、学校ニ於蓄ヘタル積金ノ内ヨリ之ヲ出セリ **ノ下低ナルニ准シ教官ノ給料モ亦下低シテ、役宅ノ外其一歳ニ受ク所給料ハ決テ三百ポントヲ過ス** イセンニ於テハ人民ノ所入モ英人ノ所入ニ比スレハ殊ニ僅ニ、且其風俗モ亦質素ナル 其活計ヲ為〔ス〕ニ足レリト云ベシ、「ニ於テハ決シテ窮セザルベシ」 = = リ、縦令教官

ノノ得

学校ノ数ト生徒ノ人員

云 右ニ挙タル公ノセコンダリー・スコール(第二等ノ学校ト〔云〕意、ギムネージャレン、リアル・シューレ ノ総数ハ、英人アーノルド氏ノ千八百六十八年刊行ノ上書ヨリ左ニ掲ク

プ ギムネージエンノ数百四十四及其ホールシュレン ロギムネージェン二十八及其ホールシューレン 生徒ノ人員二千五百九十七 生徒ノ人員四万七千〇十九人

リアル・シューレン八十三及其ホールシューレン 生徒ノ人員二万四千五百四十六

但学校 ノ数ハ総計二百五十五 生徒人員、総計七万四千百六十二人

千人二付僅二四 プ ロイシャ全国 人ノ割ナリ ノ人員一千八百四十七万六千五百○○人ナルニヨリ、中ナル学校中ノ生徒ノ人員ハ、其全数ニ比較シ

私孰

公学校ノ外ニ又数多ノ私塾アリ

何人ヲ不論私塾を開キ得ルト雖、左ノ二ケ条ヲ守ラサル〔ヲ〕不得

第 確定 試験 ヲ 経 且其試験ヲ経タ ル学科 ノ外、 他 ノ学科 ヲ 教 ユ ル 事 ヲ 不得*

第 確定 試験 を経 + V /\ 其開校ヲ不許、 且其学校 一於テ己 しノ試験 ヲ 経 + ル学科 ヲ 教 ユ ル 事 ヲ 不許

第二二政府ノ吟味司ョリ常二検査ヲ受ケサルヲ不得

然シ 其 1 己 ノノ教 ユ ~ キ学科ヲ 定 4 ル 等 教 官 ノ随意ト ス

私塾 但シ 不便ナル事殊 私塾 生徒 ノ生徒 ヲ 試験 ニ不少、之ニ依私塾生ノ試験ハ、 E スル 公学校生徒 モ矢張公学校ニ於テシ、 ノ為ニ設 ケシ 確定 其不便ナル 且其試験 ノ試験 ヲ経 ノ科目 割ヲ以テ相当ナル差シ引キ 久 ル 上ハ、公学校ノ生徒ト斉ク大学校ニ モ公学校ニ於定 ダ ル 者 ヲ ナ ナ ル セリ 故、 私塾 進 ノ生 4 徒 ヲ 得 於テハ其

公学校ノ支配管理ノ法方

保護ト 蓋シ公学校ノ差配ハ大政府ト及地方ノ官局 高 教官ヲ択挙スル等ノ事 ノ弁理 ス ル 所ナリ、 但シプロシャ全国ヲ分チ八州トナシ、 ハ尽ク其邑会ノ手ニアリテ、 ノ手ニアリテ、 教官 学校 ノ教方ト生徒ノ日課等ハ、 ノ所有品、 且其 ヲ再ヒ分チ三十 教教料 ノ高低、 六 地 主ニ各地方ノ管理局ト各州 無納金生徒 方 1 ス ノ入門、

定ス、 生徒 ノ学べ 然シ学校 キ学科 教頭なる者己 其 周 の間 ノ配下 1 日 課 ノ教官 稽古時 1 商議 間 (但シ 右確定 科 = 各科 付 幾 ヺ 時 教 間 ユ 1 定 ~ 丰 メタリし 良方ヲ択ビ、 等ニ至テハ 之ヲ其州内管理 文部 省 \exists IJ 高へ赴 之ヲ決

卿 且 ノ外 其 別 = ーリ再 ヒ文部省 商議役八人アリ、其会議ヲ以テ一般 ノ許可ヲ請 ヒ且学校用 ノ書物ヲ定 ノ学則ヲ定メ、且学校用 メリ

国中

_

七ケノ吟味局ヲ設ケ置キ、

其ヲシテ教官トナルベキ者ノ試験ト、

其卒業ノ試験等モ其ヲ監察セシ

4

ノ書物ヲ取

告シ、 且 此 局 且 = IJ 必用なる 其試験 時 ノ次第ヲ文部卿迄書キ上ケ、 ハ其者 ノ卒業試 験 1 時 其返答ヲ書キタ 且 各 州 ノ教官 ル タ ルベ 紙 上 丰 二己 者 ノ注 ノ試験 解 ヲ ヲ為 経 夕 セ IJ ル 次第ヲ以、 其州 ノ管理局迄

右 ノ諸 学校 ノ法 則 ヲ 設 ク ル 外、 文部 卿 = 於テハ 王 家厂 のヨ建立シ 及 ル学校 三 モ 大ニ 関係 セ

此 文部卿二於テモ決テ私 種 類 ノ教官タル 者 ハ通例国 ノ所置ヲ為能ワズ、 「王ノ命 スル所ニシテ、其撰挙 己贔負ヲ逞スル事ヲ不得 ラ時 ニ於テハ他 ノ教官及ヒ人民 IJ 彐 IJ 厳二 注目 ス ル = = IJ

文部卿ニ於テ縦令教官ヲ差配スル大権アリトモ、 其ヲ免職セシ〔ム〕 ル等ニ至テハ、矢張格段ナル裁判所

終

シテ之ヲ行フ能

ワ

ス

プ

口

1

t

ノ学則

実ニ斉備シ

タル者ニシテ、克ク其

人民

ノ求

メニ

応

セ

IJ

ト云ベシ

所 = 但 於 シ ナ ケ 其 ル 教方ハ決テア = ル ガ 3 IJ 如ク智識 敢 而 政 府 ノミ メリカ国 3 広 リ人民ヲ束縛ス 4 於ル ル 事ヲ専 高尚ナ 務 トセ 「ルニ」 ル養方、 ス、 非ス、 且 又 八英国 其学則ヲ定 人民却テ政府ノ手ヲ借リ己ノ所望ヲ呈ス = 於ケル ムムル 事 中 等 ハ全ク政 ノ子弟ヲ 府 教 ノ手 2 ニアル ル 法方トニ同 7 ル ナリ 雖、 カラス、 素人民 且又仏国 ノ望ム

80 ノールウェー国の学校

学則

千八百十四年ニ当リ、ノールウェー国テネマルカ 〔デンマーク〕人ノ管轄ヲ脱セしより、 初メテ教育法方ヲ設クル事

千八百二十五年六月十四日二於、 注意セリ、教育事務 〔三〕注意する事〔ヲ〕なシ初 メリ

六日ニ於テ其法則ノ不足ヲ補ヒ、且種々ノ改革ヲ加ヘタリ 初テ国中ノ郷里 = 属スルコンモン・スコールノ法則ヲ定メ、且千八百六十年五月十

以上 千八百四十八年六月十二日ニ於テ、初テ市邑ニ属スル平常学校(ご** ノ学則ニ尚改革ヲ加ヘシ者ハ千八百六十九年五月二十二日ニ定メタル国法 ノ法則ヲ設ケタル ノ内 由 ニアリ

学校ノ種類

1 ス 7 1 ル ウェ ル、 1 且羅甸学校トハイ・スコールヲ合セシ者、 = 於国 中ノ学校ヲ五等ニ分チテ其一ハ平常学校、 其四ハユ 其二八 ニウォ ル グラマル及ヒハ シテー、 其五八 1 専門学校 ・スコ ール、 其三ハラテン・

平常学校

平常学校ヲ又分テニトナシ、其一ヲ郷里ノ平常学校ト称シ、其ニヲ市邑ノ平常学校ト称す

郷里ノ平常学校

此平常学校ノ内ニ亦上下ノ差別アリテ其ノ下等ナルノ者ハ一地方ニ属シテ、 其教ユル所ハ実初歩なる学問ナリ、

其上等ナル者ハ数地方ノ所有ニシテ、其教ユル所 ハ稍高尚 セリ

若シー村ニ於テ学校年期ノ生徒三十人アルトキハ、国法ニ准シテーノ平常学校ヲ設ケリ

高山 |幽谷ノ多キ地方ニ於テハ国法ニ准シ、アムビュレトリー「移転ノ意」スコールヲ設ク、 但シ其教官ハーノ農家ョ

IJ 他 ノ農家ニ移リテ生活ヲ得 タリ

主或 然少此学校ニ於生徒ノ人員モ逐々減少スル由、一地方ニ於テ制造所アリ、其用ユル職人ノ三十人以上ニ及ハ、、 社中二於、 職人其童幼教育ノ為一校ヲ設ケサルヲ不得 其持

地方ニ下等ノ平常学校ヲ設クル事ハ、国法ニ准シテ其人民己ノ職分トセリ、然上等ナル平常学校を設クル事 近で、川一大西で中八日で「大き上日二十一日上日とて七四 ハ全ク

ノ随意ナリ

地 上等ナル平常学校ニ於テ生徒入門ノ年齢ヲ十二歳以上ト定メ、且教ル所ハ平常ナル学問「但書ヲ読計算スル事」ノ外 理、 歴史、博物史、図画、弧角法等ナリ

市邑ノ平常学校

千 八百四十八年ニ定タル法則ニ准シ、一邑毎ニ必ラス平常学校ヲ設ケリ、但其学校ニ於テハ、教官一人ニして教ユル

所 1 級 ノ生徒六十人以上ニ及ブ事ヲ不許

其教 事ヲ ュ 得 ル 科目 /\ 郷里ノ平常学校ト同様ナリ、然シ学校管理局ノ許可ニョリ別 ニ一級ヲ設ケ、稍高尚シタル科目ヲ教

学校年期及ヒ東迫法

ル

中 ノ童幼已ニハ歳ニ及ヒシトキハ之ヲシテ強テ平常学校ニ入シメ、且十五歳ヲ以其卒業ノ期限ト定ム、但市邑

一童幼ハ七歳ヲ以テ其年期ノ初メトス

セ 父兄若シ家ニアリ平常学校ニ於教 シトキハ父兄ヨリ書面ヲ以テ、其欠席セシ所謂ヲ通達セシ 出サザルトモ可トス、然シ国法ニ准シ学校税ヲ出サ、ル事ヲ不得、 ユル科目ニ准シ其子弟ヲ教へ、又ハ他人ヲ雇ヒ業ヲ授シムルトキハ、其ヲ平常学校 他ノ生徒ノ欠席ヲ防ン為今般法ヲ設置

キハ罰金トシテ二十五シキルリンクス()乃至五スピシードルラスヲ出サシム、一スピシードルハ百二十スキ 然シ父兄若シ怠リテ書面ヲ出サ、ルトキハ、学校管理局ヨリ之ヲサイソクシ ン クク乃 重 メリカノードル六センツ) ――怠リテ――其上書面ヲ出サザルト ルリ

郷里 ノ学校ニ於テハ其 一年ノ教授開校期限ハ凡十二周間ナリ、且学校中ニ種々ノ等級(̄)アルトキハ、 其期

【数多ノ地方ニ於テ、其期ヲ緩メテ十二周以上ニ至ラシム

+

僅

九周間

吟味ノ事

平常学校ニ於テ生徒ヲ吟味スル事ハ唯一年ニ一度アリテ、地方ノ学校管理局ノ官員役人モ其場ニ預レリ、之ヲ試験

学費ノ事

ス

市邑ニ属スルー シテ之ヲ出シ、 以テ毎区学校 地方ヲ以テ一学校地方ト定メ、又其一地方ヲ分チテ数小区ト為ス、其一地方一切ノ学費ハ其小区合力 ノ費用 供 ス

学費金ノ依テ出ル所ハ、第一 地方ニ属セル学費、 教育ノ為蓄ヘタル元金ノ利、第三、第二私ノ寄賦、 第三罰金、

第四

第二ノ学校地方及政府ョリノ寄賦等ナリ

其地方学校 且其地方ノ邑会ヨリ出ス所ノ金ハ他ニ比スレハ最過多トス、其邑会ニ於テ年々ノ学費ヲ予定シテ、且学費税ヲ取集メ ノ費用 ニ供ス、但シ学費税ノ多少ハ人々ノ有所品ノ多寡ニ准シ、多寡 ノ別アリ

を求ムル為ニ供シ、教育進歩之為貧シキ村落〔ノ〕学費ヲ扶助シ、又ハ教官学校ノ教官ノ給料等ニ供セリ 在職ノ教官ノ給料ヲ加増シ、上等ノ平常学校及ヒ勤工学校ノ入費用ニ供シ、且学校ノ建〔篥〕及ひ 教官へ 与ベキ土地 之ヲ出ス、学校地ニ於ハ教官ヘ与フル確定給料ノ外、別ニ一園ヲ設ケ置キ其ノ耕作ノ地トナス(其多寡ニ准シ差別アリ) 得、然シ区内ノ学校ニ於テ費セル薪油及ひ掃除料、且教官ノ路費及開校中其飲食住所等ノ費用金等ハ其区ニ於テ尽ク 小区ニ於テ新ニ学校建テ又ハ脩復シ、或ハ学校替ヘヲ借用等ノ費金ハ、尽ク其地方ニ属スル学費積金ヨリ取出ス事ヲ ノールウェー国中ニ二十州アリテ、一州毎ニ其州中ノ有所品ヨリ学費税ヲ取リ集メ、之ヲ州内ノ学校へ分配シ、多年

〇学校世話役人ノ事

通常 地方毎二二局アリテ学校一切ノ事務ヲ管理ス ノ学校地方ノ分界へ、矢張邑会市邑ニ属ス地方地方ト同様ニシテ、国中地方ノ全数ハ当時四百三十四個アリ、

但シ其 一ハ学校管理局ト称シ、 別シテ其地方ノ学校内ノ事務ヲ管理ス、他ハ其地方ノ邑会ニシテ、学校必用ノ費金ヲ

但シ此邑会ノ役人へ、入札権ヲ得タル住人ノ択挙ニヨリ其職ニ当ル者ナリ

配与スル者ナリ

高宗師 ノルウェ 支配スル領地ニシテ、一ディーネリーハディーン(ビショップノ次等ナル僧官)差配スル地方ナリ、但シテ ー国ニ於尚全国ヲ六デイオシースニ分チ、 再其ヲ 小割分シテ 七十七ディーネリートス、 一ディオシースハ 平常学校ノ表

1 デ] 1 オシ ハ国法ニ准シ其支配 1 ス毎ニ監督アリテ、 地内ニ於ケル学校 又幾何ノディーネリースヲ差配 ノ上等吟味司タルヲ得、 且地方内ノ学校管理局ヲ差配 スル権アリ、

之ハ尽ク国王ョリ命ゼラレシ者ニシテ、 但シ此監督国王 之 ヲ択挙シ、 官員ノ数ハ唯三人ニシ 政府ヨリ給料ヲ受取 [テ]、 ビシ 1) 3 ップト其領地 ノ知事トーノ学校監察司

国 中 = 如斯学校監督六名アリテ、 各其領内ヲ遍歴シ、 学校 ノ形況ヲ細密 二試験セリ

テ オシース ノ監督ヨリ年々其領内学校進歩ノ形況等を子細ニ書キ記シ、 之ヲ文部省迄差出シ、 且文部省ニ於テモ年

教官学校

年国中ノ全国教育ノ進歩形況等を取調へ、之ヲ国王及政府迄差出

楽 此 ナ テ 教官学校ハ政府 ル 地 教官学校ヲ設ケリ、但シ之ハ高尚ナル平常学校中ニアリ、又ハ公ノ平常学校中ノ尤高尚ナル等級 ィオシー〔ス〕毎ニ官費ヲ以一ノ教官学校ヲ設置キ、公学校ノ教官タルベキ者を仕立ル為ニ供セリ、且別 理 博物学、 ノ管理スル者ニシテ、其教官ハ国王ノ命スル所ナリ、 習字、 図画、 体術学、 武器ノ用法等 ナリ 其教ユル科目ハ神学、 本邦ノ語学、 ノ中 1) = 稍小 音

ヲ得タリ、 テ試検ヲ経 教官学校每 百六十年五月二十二日二定 市邑ニ於テハ已ニ婦人教官ヲ挙用シテ、其数モ已逐々加増スル タル 二小学校 者 ニ非レバ、公ノ平常学校ノ教官タルヲ不得、 ヲ設置き、 生徒ヲシテ幼ヲ教シ、 〔ラ〕レタル法則 ニ准シ、 其 (教) 試検ヲ経タル 方ニ熟練 且其助教ハ学校管理局ヨリ之ヲ撰ベリ セシ 婦人教官モ、平常学校ニ於而初級 由 4 教官学校ニ又稍小ナル 教官学校二於 ノ教官タル

八 百 六十 年 = 国 中 地 方ヲ小 区 = /]\ 割 シ テ、 其小 数六 千百八 十 九 プナリ シ カ、 六十六年

区数 四 + 四二及べ 1)

0 百六十 五 = 1 ル ウ 工 ー全国ノ戸ロハ、大概一 一百四十三万四年 [千七百二十二人ナリ

左ニ 掲 ケ ル 表 = = IJ 学 校 区 ノ全数ヲ見 ル

恒学校 此 表 = 3 ヨ 1) IJ 一六年 年 里以 = 問 其 内 = 数殆二倍シテ、一万一 千二 住 1 セ 〔百〕七十五 ル 童幼 ケノ移転学校区モ、遂ニ 其 通

1)

2,521

1,956

565

855

1,410

1,468

613

855

3,620

千三百 ヒ出 四 干 ラ ル 童幼 至 1 数 千八 百六十一年 二六千四百十

変 シ

テ恒学校区

1

リシ

事

知 ル

ナリ

市府ノ学校ニ於テ

	学校年期中	学校=不入	入校生ノ数
	生ノ	童幼ノ数	
	童幼ノ数		
1861	200, 273	6, 632	193, 641
1866	222, 136	5, 514	206, 623

42, 892 32, 682

10, 210

32

3, 106

206, 623 5, 514

211 337 (抹消) 201, 109 (")

(64 unter der Leiden) 一郷里ノ学校ニ於テ入校生 六十七ニシテ、家ヲ保チシ 総計七百〇二ナリ 入校生 一ノ数 アル 者 ハ五万四千二百二十六人ナリ、 例 左 1 表 = 3 1) 見ル ~ 千八百六十六年二於一百十六ヶ平常学校アリテ、

千八百六十五年ニ於ノー

ル

ウェ

ー全国ニ六十ヶ市府アリテ、

其人員八二十六万七千〇二十九人、戸数八二万三千一

1 ハ二十六万四千八百五十五人アリシ故、 ルウェ 1 国 ノ市府ニ於テハ、千八百六十七年ニ学校年期 其比例ハ人戸六ト十分二二付童幼一人ノ割ナリ ノ童幼四万二千八百九十二人アリ、 且同年二於市府

平常学校ト殆ト同シキ私学校ニテ業ヲ受ケ、且七百五十六人ハ其年ニ於テ一切入校セザル者ナリ 右二挙タル童幼全数ノ内一万〇二十人ハ私学校ニテ業ヲ受ケ、 且其余ノ三万二千六百八十二人ノ内三千一百〇六人ハ

学費金ノ取集タル者ト、数多種々学校地方ヨリ寄賦セシ者ト合算シテ、千八百六十六年ニ郷里ノ学校ニ於テハ397、 683スピシードルラルニ及ビ、千八百六十七年ニ市府ニ於テハ118、216スピシードルラルニ及べ

〔シ〕郷里ニ於テ教育ノ為費ヤセシ所ハ総計415、819スピシードル、市府ニ於テ費ヤセシ所ハ総計110、8

教官一ヶ月ノ給料 市邑ニ於テ学校ノ教官全数 ノ小数ハ百スキルリング ノ内307、246ハ男子ニテ、六十一人ハ婦人ナリ 乃至 ハニスピシードル (一スピシード [ル]ハ百二十スキルリンクナリ)、

92ドルナリ

但教官給料ノ最モ高尚ナル者ハ、一年ニ百六十五スピシーナリ

Bポブリク (公)及ヒハイ高スコール

此 称類 ノ学校ハ多分ハャー又シウイク「市ニ属スル」スコール ト称スル者ニシテ、 平常学校ト別シテ相違スル所ハ、

此中或ル学校ハ、大学校へ入ルヘキ生徒ノ予備ヲ為ス為ニモ供セリ平常ノ科目ノ外、近世ノ国語ヲ加ヘ、且其教ユル所モ総テ高尚セリ

此学校ハ市中ノ人民之ヲ設ケ、且之ヲ保存シ、或ハ生徒ヨリ受業料ヲ出サシメ、唯其不足ヲ補助スル目的ヲ以テ之ヲ

設

ケリ

数

六千四百五十一人ナリ

此学校 為設ケラレ ハ多分男子ノ為ニ設ケタリ、 然シ或ル学校ニ於ハ男女共ニ入校スル事ヲ許シ、 且其内ニケノ学校ハ全ク女子ノ

積金 教官 此学校ハ多分ディオシー ナセリ千八百六十七年ノルウェー国 ノ数ハ百五十九人、生徒ノ数ハ二千五百三十一人ナリ ノ総数ハ当時三百万スピシ ノ監督ノ差配ヲ受ケ、 ードル以上ニ至リテ、素ト法教官ト寺院ニ寄賦セシ土地ヲ売リ其ヲ以テ此金 ノ市邑ニ於テ、高学校ノ全数ハ三十五個所ナリ、且其内百四十四ケノ等級 或ル学校ハ教育 ノ為蓄へタル積金ニョリ其保 存ヲ得 タリ、 但其

此学校ノ入費ハ総計四万一千〇九十五スピシードルニ至リテ、 其中 四千七百〇二八 政府ヨリ扶助 セシ

© ラテン

・スコール、

ラテン・スコー

ル

1

ハイ・シウ

イク・ス

7 1

ル

ノ合

セ

者

及市 此 ラテン学校 \exists リ大学校 ノ公学校ハ 人ノ寄賦等ヲ得テ保存スル者ナリ、 ノ中数百年以 へ入ル ノル ウェ [為] Ĵ ノ国 国中 前 ニ其建立ヲ得、 語 ノ最大ナル市邑中ニアリ、 ヲ学ビ、 或ハ技芸学校へ入リ芸術ヲ脩 此学校二於テハ尽ク生徒ョリ受業料ヲ出サシ 且充分ナル積金ヲ所持スル者アリ、 且尽ク政 府ニ メン 属 スス 卜欲 ル者 スル者 然シ ニシテ高尚 其 リア備 数ハ甚僅ニシテ、 ナ ト為ス ル 般 ル ノ学科 為 余ハ 供 ヲ教 セ 尽ク政府 7 ル _

千八百六十七年ニ費ス所ハ総計106、346ドルニシテ、其受取リシ所ハ109、425スピシードルナリ、 0 、848ドルハ生徒ヨリ出ス所ノ 受業料ナリ、 右ノ高尚ナル公学校ノ外、右同様ノ私塾モ数多アリテ、 然シ其

当時政府ニ属スル高学校ノ数ハ十六個ニシテ、百三十四ケノ等級ト教官一〔百〕九十七人及生徒二千百〇五人ヲ容ル、

0 7 ニウォ ルシティー

ク リスチアナ府ニ於ケルノルウィジャン・ユニウォルシティーハ、千八百十一年ニョリ開基セシ者ニシテ、諸人ノ寄

賦ト彼ノ教育積金ノ一部分トニョリ其保存ヲ得タリ

其講義ヲ授クハ全ク無賃ニシテ、且生徒留学ノ年期ヲ定メズ

ル 事 生徒入校 望 ノ前ニ当リ必ラス之ヲ試検ス、若シ適当ノ予備ナキトキハ其入校ヲ不許、但其予備中ニ英或仏語 二通

2 ニウ オ ル シ テ ーハ「アカテミク」会議ト称スル者アリテ之ヲ差配ス、且此議員ハ教官ノ中順番ヲ以テ他ノ

其教ユル教科ヲ分テ五トス

IJ

選挙ヲ受、

其任ニ当ル者ナリ

其一神学、其二法律学、其三医薬ノ教官一人、其四歴史及フィロソフィー、其五算学及ひ芸術学

7 ニウ〔ォルシ〕ティニテ、支属ノ広大ナル文庫、 博物館、 植物園、観象台及磁気ノ流動ヲ注意スル局アリテ、尽ク

其教授ノ用ニ供ス

70 千八百六十七年ニ其教官ノ数ハ四十三人、生徒ノ数ハ八百五十人アリ、 其入費ノ高ハ83、104ドルニシテ、 、900八政府ヨリ扶助セシ者ナリ

B教育ノ為設タル格段ナル学校

玉 中 市邑二幼院 二十七ヶ所アリテ、 千八百六十七年生徒ノ人員ハ二千八百六十七人、且ソンデー・ス コール二十ケ

所アリテ、生徒ノ人員ハ一千五百二十人

デネ ルカ国ニ於ケル高尚ナル農夫学校ニ比シテ設タル学校二十ケ所アリ、生徒ノ員ハ四百人

諸 セ リ、 州 中 政 = 府 多分農学校ヲ設置 = 於テ E 7 IJ ス チ 牛、 7 ナ近 政 府 傍 人民 =, 卜 甚 共 広 ニカヲ合 大ニシ テ他 「セ」 ノ農学校 農ヲ勧 メシニョ ノ中 i 1 IJ ナ ル 農事 ~ 丰 農学校 係 いリタル ヲ設 学科 ケ 及 1) 克 ク 国 中 宣

設 航 海学校 ケ リ、 且其外数多ノ私塾アリ 1 ル ウ I 1 = 属 ス テ航海術 ル 商 船 ルノ甲 ヲ 教 比 授 丹 及 ル ~ キ者ヲ教授セン為、 政府 \exists 1) 海 岸 ^ 臨 A ル 諸 邑 市

国王 百六十九年二、 ョリ吟味局ヲ設置 此 局ニ於テ航海生一千二百〇四人ヲ試検セシニ、其内落第セシ者ハ三百八十四人アリ、 丰、 其試検ヲ経、 且免許ヲ受サル者ハ(メート)(甲比丹ノ次役)甲比丹タル ヲ不得

分ノーニ近シ

111 国 中 1) 及 = IJ !* アリ、 陸軍大学校アリ、陸軍武官ヲ仕立ル為ニ供 シ、且海 軍大学校アリ、海軍 士官ヲ仕 立 ル為 ス

軍 中 高学校ト称スル者アリテ、 = ノ陸軍 アリテ陸軍 土工官又ハ大砲隊ノ士官ヲ仕立ル為ニ供ス、且近来官費ヲ以 土 官ヲ仕 立 ル 為ニ供シ、且 海 軍大学校アリテ海軍 士官ヲ仕立 一ノ土工学校ヲ設 ル為 供 ケシ 由

合衆国内地事務局ニ而千八百七十二年ニ刊行セシリポルトニョル* 四五七七葉ナリ

デネマルカ「デンマーク」国

地学ニ通シ、別シテ本国の文学歴史ニ熟達セリ

デネマルカ国ニ於テ教育之度大ニ進ミテ、国中読書ノ出来サル者甚稀ニシテ、鄙賤ノ人民スラ克ク一般ノ歴史ニ理

学ヲ盛ニスル一緊用器トナレリ、「其稗益ノ大ニ他ノ学校ニ勝レリト云へシ」 フォルケハイスコーレ(高尚シタル農学校)と称する学校アリテ、其数ハ他ノ学校ノ数ヨリ過多ニシテ、人民ノ史

千八百四十四年ニプロフッソル・フロア氏、 ル 農学校ヲ開キシニ、其余沢四方へ波及シ、遂ニテネマルカ全国ニ漫延、其数巳ニ七八十個ニ至レリ スコレスウック州北偶ナルロッディンクト云小村ニ於、始テ高尚シタ

此 シニ、近来政府ニ於テ其文物隆興ノ 為其ノ尤モ緊用ナルヲ 覚知シ、 年々扶助金 トシテ一万四〔千〕レクスダラス (七千ドル) ヲ給与セリ |農学校ハ素ト全ク人民ノ寄賦〔二〕依テ建チ、且毎歳生徒ノ納ムル受業料ハ五十「レクスダラス」 五十ドルナリ

此学校ハ全ク郷人ノ□□□□氏ノ為ニ設タル者ニシテ、生徒ノ年齢ハ十八歳ヨリ三十歳ニ至リ、郷里ニ於テ盛ニ行 レ、其利益甚不少大ニして、但生徒ノ年

其 教 なる者 ユル科目 綴字学、 般及本邦ノ文学、一 算術、 規矩無シ テ 画 般及本 「ク事、 水平ヲ見る事 邦の 歴史、 地 理、 測量 セーミ学、 唱歌、 体 理学、 術学等 動物学、 ナリ 植物学等の尤農事

其 何 此 揮 ヲ 思 以 ヲ ヲ ス テ定期 慮 教 学ひ且其学進否多ハ全生徒の手ニアリ、且其学校中 ル = ユ ヲ練リ、 ア ル = ス、 切ヲ講義ヲ以シテ、 然シ其処ニ 生徒ヲシテ己 再三来リ ノ思慮ヲ練ラシメ、 テ学フ者甚多シ、 切書物ヲ用ヒス、其生徒の学力ヲ検査 人間 中基「ママン 此学校中富農夫モアリ貧農夫モアリテ、 ノ為大稗益タラン事ヲ挙クルヲ勤 ナル文庫アリテ、 セ ス、且已ニ 右之学科ラー 义、 教 且其不羈自 ~ 一応教授 其教導 シ科目 ラ再 1 ス 目 由 ル = 的 ٢ 志ヲ発 六 不 へ各自 ヶ月

且 4 其 、教授時 其 ル 教 師 第 朝 時 真神 間 1 0 時 外其生徒 祈禱 3 IJ ヲ為シ、 初 マリ ヲ己ノ家 テ正午十 其より九時 招 一一時 牛、 厚 ニ至ル迄本邦人ノ書詩文章 = 至 ク此 ル、 ヲ遇 且 或午 益 後 二時 々 師 弟 3 1) ーヲ読シ 七時 間 ヲ 密 = 至 4 = ル、 セ IJ 但其時 限 /\ 朝八時其稽古を初

1)

中 半時 ノ休息アリ、 十時半ョリ午跡ノ稽古を為シ、且題ニ順テ文章ヲ作為ス

九時

歴史

郷 里 十二時 人ノ如斯思 = 計 7 テ 時 慮ヲ労シ ナリ テ全ク更二億ザルハ、全ク其教 ル 所 ノ科目変更化シ、 之二加 ルー 度 太 唱 歌

同 様 一学校 クヲ設、 寒貧 ナル 婦 人 (稍成長シ タル 者 ヲシテ入校セシメ、 専ラ保家術、 針仕事等ヲ

ヨ

ル

ナ

1)

IJ

ヲ以

テ

ス

ル

中学校の事

中学校二二種アリテ、其一ヲギムネージャ〔ム〕ト称、 論アリ、遂ニニ■と中学ノ教方(此ノ教方已ニ独乙国ニ於行セリ)ヲ初メ、此両種ノ学校ニ於而其教ユル科目ヲニ ン、グリキ之語ヲ教へ、リアールニ於テ専ヲ算術等を教へタリ、然ルニ近来 テネ マル カ 政府ノ下院ニ於て種々議 其他ヲリアール・スコールと称ス、 ギムニ於テハ専ララテ

其教 生徒ノ好ミニ任セ其所長ニ随ヒ、或ハ語学歴史を専ニシ、或ハ算術理学等を専ニセシ ル科目へ殆ト独乙ノギムネージャ〔ム〕ニテ教ル所ニ同シ、別シテ本邦及北方ノ歴史、 4 言語、 文学等ニカヲ

国中ニ種々の社中アリテ

尽シ、

且英仏

語

ニモ多ク時間

ヲ費セリ

普通ノ教育

ナシ

般人民 ノ学識を広メルヲ計レリ、種々の妙法ヲ設、文庫ノ不備ハナク、 辺鄙ノ村落ニ至ル迄モ其余沢ヲ蒙ラザル

風俗ヲ教ユル為ナリ)其外、画、動植物ヲ蔵セリ 大学校及数多ノ学校ノ外、種々の博物館(大ニシ且其次序甚宜シ)アリテ、北人ノ古珍物、万国ノ珍(万国ノ人種 ッペンハーゲ〔ン〕府ノ如キハ人口二十万ナレド、学識ヲ広ムルニ便ナル事他ノ大府モ如クノ者稀ナリト云ヘシ

蔵 府中ニ甚大ナル文庫二個アリ、其一へ大学校ニ属シ二百三十万巻の書、写本四千巻を蔵シ、其他ハ王室ニ属シ、其 ス ル所へ五十万巻の書ト写本二万巻あり

スウェーデン及ノルウェー

者 ス ナ ウ リ、 ェ 1 デン 此法 国 律 = 於当時 ノ大主意 行ハル 要ヲ取 、人民普通 左二 羅 列 般 ノ教育 セ IJ ノ法律 千八百四十二年ニ設定シテ其後種 々ノ改革 ヲ 加 ル

村 予備学校ヲ設ケ之ニ替フ、 或 時教育 落 他 毎 ノ故障アリテ恒学校ヲ建得サルトキ、之ニ替ルニ不恒学校ニ於テシ、 々必す一 ノ用ニ便ス、 個 ノ恒学校ヲ設 或八辺鄙 但其教官ハ免状ヲ持ザル ナル恒学校及不恒学校、 ケ、 教官学校ヨリ免状ヲ得 トモ可トス 右 一両種 [タル] ノ学校 教官一人ヲ雇、 ノ距離甚遠クシテ容易ニ入校シ難キ 王ノ 免状ヲ得タル一二ノ教官ヲ雇入ノ 業ヲ授シム、 然シ若金ニ乏シク、

及一切ノ事務ヲ監督セシム、且新ニ規則ヲ新造シ、且此局ニ新ニ学則ヲ造リ、又ハ改革ヲ加ルトモ、然其ディオシ 村落ニシテーノ学校地方ヲ成 本政府ニ於テ矢張之ヲ扶助 ク」シテ之ヲ行フヲ不得、 ース(ティオシースハー高宗師ノ管界ニテ幾多ノ市邑村落ヲ合セリ)ノ高宗師或ハ其頭領 此初等公学校設建、 セ IJ セシ所ニハ必ラ〔ス〕学校管理局ヲ設へ、 且之ヲ保存スル等ノ事、 国全ク分トセリトモ人民之ヲ建テ保存シ、 村落ノ恒教師ヲ以テ席頭トシ、学校 「寺社会頭領」 ノ許可 7

択ス権ナク、 初等学校ノ教官 唯教官卜 ハ、教官学校ニ於テ検査ヲ経 ナルベ キ者三人ヲ挙ケ、 タル者 人民ヲシテ其ノ一人選シ _ 非 V 1 其 職ニ当ル ヲ得ス、 4 但学校管理局ニ於テ全ク教官ヲ選

初等学校デ教ユ 各生徒ヨリ差細 其業ヲ授クルハ全クフリークラティスタベト云意ニシテー然シ支属ノ文庫ニ於テ、学校保存ノ為必用ナル ル所 ノ税ヲ納シ ノ科目 山、 神学、本邦ノ語、 然シ其時ニ依、 算術、 其税ヲ取ル事ハ稀ニ行レ 弧角法、 歴史、 地 理、博物学、 タリ 習。字、図」画、 唱歌、 トキ

強テ生徒ヲ入校セ〔シ〕

4

ル事

シ業ヲ受シメバ公学校へ出サザルトモ可トセリ、然シ学校管理局ヨリ年々家ニ在テ業ヲ受クル生徒ヲ公学校へ招キ、 童幼巳ニ学校年期ニ及ハ、強テ公学校へ入レ業ヲ受シム、然シ其父兄家ニ於テ業ヲ授、又ハ私塾、公ノコルレジへ遣

其修ムル所ノ学業全ク公学校ニアリ授クル所ノ者ト同、不同、且其深浅如何ヲ試検セリ

業ヲ修 弟ヲ教 生徒 父兄若シ甚寒貧ナルニョリ其子弟ニ衣食ヲ給スル力、家産ナク、且其入校モ妨ゲントキ ノ住所若辺鄙ニアリテ学校 ユ ルカモ 周 無ク、 ノ間 全ク家訓 僅カニー 両度入校スルヲ許 ニ怠ルトキハ、其子弟 ノ距離甚々遠ク、且厳寒 セリ、 ノ家ニアリ業ヲ修 然シ自己ニテ読書ス ノ時節ニアタリ日々ノ入校ニ不便ナルトキハ、 ムル ラ不許 ル ノカナ ク、 ハ村中ノ人民之ヲ扶助 且父兄行状モ不正、 其 ノ家ニ 或ハ子 セリ アリ

之ヲ保護セシム(若シ父兄其子弟ノ入費ヲ出サザルヲ不得) 一家ノ主人タル者ハ其ノ家ニアル僕婢ノ童幼ヲシテ、人間必用ノ教育ヲ受ベキ様注意スベキ事

ノ学則ヲ犯シ、己ノ子弟ヲシテ入校セシメサルトキ

1

必ラス其子弟ヲ父兄ノ手ョリ分チ、他人ノ手ニ渡シ

初等学校二於テハ一年二八ヶ月 各村ノ代官なる者一年ニ両度ヒ、 ノ間開校セリ、 村中童幼の生徒年齢年前ニ、学校年期ニ及ヒシ者ノ其員数表簿ヲ作レリ 且教授 ノ時限ハー周間 二五日、 一日二六時 ナリ

来許可ヲ求む、 ハ尽ク其学校管理局 然シ此局ニ於テ其人ヲ試検シ、若其行状モ不正、且生徒ヲ教導スペキ学力見識ニ乏キトキハ之ヲ不許 ノ監察ヲ受タルニョリ、 若何人か一ケノ学校ヲ設ケ開 ント 欲 スル トキ、 必先此管

学校年期及入校生徒の事

別アリ、 右二 掲 然シ大概七歳ヨリ十四歳ノ間ヲ以其年期ト定メ、決シテ九歳ヨリ以上ニ及フヲ不許 タル学校年 期 ノ始ヲ定 ムル事 ハ、全ク各郷里 ノ学校管理局 ニ委任 セリ、 之二 ヨ リ其年期ハ各郷里毎 ニ少シ差

ナリ、 四 千八百六十八年二於テ全国 千七百六十五人ナリ、 但シ右 ノ此 例 二三 然シ学校年 リ、 ノ人員ハ 七歳以上又ハ十四歳以下ニシテ未タ学校年 期中 四百十七万三千零八十人ニシテ、 ノ生徒ノ数ハ六十七万九千一百二十八人ニ及ヒテ、 七歳 期二 = リ十 及 ハザ 应 ル 歳 者卜見 ノ間 ニアル 全国 知 ル ~ 童幼 人員 ノ数 ノ百分ノ十六 七十万

恒学校及移 ノ事

来 建 の便利も宜きニよるへし ルニ甚不便ナルトキハ、移転学校ヲ以此ニ替フ、然シ逐々移転学校モ変シ恒学校トナレリ、人民繁昌、 ノ初等学校中 ニ両種アリテ、其一ヲ恒学校ト称、其他ヲ移転学校ト号ス、若或 ル郷里ニ山 林川沢アリテ恒学校ヲ 山野開 ケ往

其余一千二百〇六ハ(百分ノ三十四分)尽移転学校ナリ 千八百六十八年ニ両種ノ学校総計三千五百零九ケアリテ、 其内二千三百零三ハ(乃百分ノ六十六分) 恒学校ニシテ、

十五万七千六百十六人八移転学校二属 且 一両種 ノ学校 ノ生徒の人員 八三十五万七千九百 七 五十五人ニ至リテ、 其中二十万零三百三十九人八 恒学校ニ属シ、 其他

1)

稍高キ初 初等学校

ミル 右 、為 両種学校ノ外、 : 設タリ、然シ此学校ノ数ハ挙国僅ニ十ケニシテ、未タ偏ク国中ニ漫延セザル 別 ニハイヤ・ 工 V メンタリー学校ヲ建て、初等学校ニ 修文学 セシ ナリ 生徒 ヲ得、 高尚シタル

予備学校

稍 予備学校 長 せ ル生徒へ初等学校へ来リ業ヲ受シム、千八百六十八年ニ予備学校ノ数ハ三千四百十ケアリテ、 八砂漠或八 山陵 ノ多キ 地方ニ住セ ル 童幼ノ為ニ設クル者ニシテ、 其教方ハ殆ト家ニアリ教 2 生徒ノ人員ハ十 ル 所 ニ近シ、

然

六万二千五百八十一二及ベリ

学校ノ数及ひ生徒 ノ比例

千八百四十年以来生徒の数不ら絶加増シテ、千八百四十年中生徒ノ数百分ノ六加増シ、千八百六十八年中ニハ其数益

々加増シテ百分ノ十三二及ヘリ

シガ、其後予備学校ヲ設ショリ其数益加増シテ、己ニ百分ノ七十七に至レリ 千八百五十年ョ〔リ〕五十九年ノ間、初等学校ノ生徒ノ人員ハ、学校年期ノ童幼ノ人員ト比較シテ凡百分ノ六十ナリ

初等学校予備学校生徒 五十二万零六百四十六人

家業ヲ受ル生徒 公学校及ヒ私学校ノ生徒 四万二千百九十八人

九万九千二百四十三人

総計 六十六万二千零八十七人

(但シ此総数ハ学校年期童幼全数ノ百分ノ九十七分ナリ)

千八百四十二年六月十八日ニ定タル法律ト、千八百六十三年ニ定タル規則トニョリ試検ヲ経タル教官の給料、少クト **糧、自己必用の野菜ト童幼教授ノ為緊要ナル草木ヲ植ベキ土地ヲ給与セリ** モ四百レクスダルスト(英二十二斤)ト穀八バーレル () ヲ給セリ、別ニ村人ヨリ其役宅ヲ設ケ、薪炭一牝牛ノ食

但シ 此給料の総量ヲ折半シテ、其一半ハ人民ノ之ヲ出シ、其他ノ一半ハ政府ヨリ之ヲセリ

若シ人民、教官の給料五百レクスダルスニ至ラシメシトキハ、政府ニ於モ矢張其一半ヲ給出セリ

之ヲ定シム 千八百五十三年定ムル所ノ法則ニョリ、 府市邑教官の給料 右ニ挙タル所の役宅及ヒ其他 予備学校教官の給料 ノ物件ヲ除キテ、 ハ村中ノ人民ヲシテ、 一千乃至ハ一千五百レクスドルラル 其学校管理局 ノ役人ト共 ス 二商

試検

ヲ経

タル

婦

人教師

ノ給料

ハ、右試検ヲ経

タル教官ノ給料

ト同

様ナリ

教官ノ養老金

ノ給料 高 初等学校ノ教官三十年ノ間教授シテ、 前 二比 ノ四分ノ三ヲ給与ス、然シ二十五年ノ間教授ヲセシ者辞職セシトキハ、 ス V ハ稍減少セリ 其年齢已ニ六十歳以上ニ及ひ、 其職ヲ辞スルトキハ、養老金トシ其一 養老金ヲ給スル場合アリ〔ト〕 歳得シ 雖 所 其

政 府 ノ扶助 金

別二 政 府 ニ於テ別十二万レクスドルラルヲ積金ト為シ置、 其内幾何ヲ取出シ教官 ノ寡孤ヲ扶助 カセリ

保存 聖経史――〔カ〕テキス ノ用 供

算術、 孤角法、 窮理学、 ム、サームス 美麗巧ニ字ヲ書ク事 ノ詩、聖経中ノ註解、寺会中信スル所ノ条件、本邦ノ法学、本邦ノ歴史、

数行空白

其余 此学校中授 玉 中 ノニケ ニ九ケの教官学校 2 婦人の為ニ設 ル所ノ科目ヲ三級ニ分ケ、 アリテ、 A 1) 初等学校の教官及ひ婦人教師ヲ仕立ル為ニ設タル者ナリ、其内七ケハ男子ノ為ニ設 生徒ヲシテ毎歳 級経過セシ 且生徒 ノ教方ニ練熟セン為 校毎ニ初

4

100 其 教 2 ル 所 ノ科 目 左 ノ如シ

花艸 神学、 樹 本邦 木 草 木ヲ 語 植 歴 付 史、 ル 術 地 理 耕花、 算術、 植樹等 孤角法、 ノ学、 博物学、 ス 1 ツ 教官 刀 木 ル ノ心得、 4 ノ初等学校ニ於テハ英仏 習字、 図画 四、音楽、 唱歌、 独乙語等ヲ加 操練、 体術学、 IJ

其教授 ノ期 ハ一年ニ三十六周ニシ テ、一 周毎ニ四十二時 間 ナリ

学頭 教官学校毎ニ学頭 検ヲ経 タル者 タル者ナリ ハ必らすフ 一人ト専科 イロ 其業ヲ授クルニ全クフリー ソフィー ニ達セル教官三四人アリテ、 のドクトル ニアラザレ ナリ 又別二音楽、 ハ其職 ニ当ルヲ得ス、 体術学、 図画、 且教官たる者も尽く大学校 耕花学等 ノ教官数名アリ、 二而

政府ニ於テ年々寒貧ナル生徒 ノ扶助金トシテ四万四千レクスドールラルスヲ給与セリ、一人一年ニ所」受ノ金ハ 凡百

生 無滞碍、 試 検 ラ経 タル 1 丰 八定則 ニ随ひ免状ヲ与 ヘリ

五十ドルラル

から

n

諸 州 ノ学校中三個 於テ其州 々ノ費ヲ以教官学校ヲ設 テ、 ケ置キシ ノ教官学校トセ ハ、小ナル予 備学校 ノ教官、 女教官タルヘキ者ヲ仕立ル目 的 ナリ

政府 各村 3 IJ 於テ其 年々学校保存ノ為メ、 人民初等学校ヲ設ケル事 人民自己ョリ 各 ノ職分ト定メラレシ、 ス所 ノ学費金 ノ多寡ニ随 然シ千 上、 八百四十二年 其ト 同 十 金数ヲ給与セリ ニ於テ教育 法則 ノ立 (人民若 チシ 五千卜 3 リ、

此 扶 助 金 ブ出 ル所ハ、 年々各出税者ノ自己及び其家人の為ニ払ふ所ノ一般税金ナリ、但シ其主意ハ人民ヲシテ各税

12

出

ス

1

丰

政

府

3

IJ

モ亦五千ト

ル

ヲ給

セリ

類

八公費

ノ者ニシ

政府所属

IJ

マラ、出 物 初等学校予備学校教官の給料ヲ助ケ、又ハ高尚シタル初等学校保存ノ為、 件ヲ ジェ寒貧ナル童幼ノ教育ヲ助シムルニアリ、此ノ外政府ヨリ給スル所ノ学費金ハ(政府ヨリ所給 求ムル ヲ助クル為ナリ 貧家へ扶助 ノ為、 低価 ヲ以テ学校必用ノ

但シ政府ヨリ出 ス所 ノ扶助金ト、人民〔ョリ〕出ル所ノ学費金ノ此例ハ左ノ如シ

高尚シタル初等学校保存ノ為、 初等学校教官 ノ給料ニ付政府ヨリ其費ノ一半ヲ出ス、人民其一半 政府ョリ三分ノ二、人民三分ノ一

予備学校入費 政府ヨリ三分ノ一、人民ヨリ三分ノ二

然シ教官学校 ノ入費 ト吟味司ノ給料 政府 ョリ尽ク之ヲ出 セリ

税上、一人二付幾何力税 千八百四十二年ョ リー法ヲ設 ニ出スナリ」一半ヲ取りて費用ニ供セリ ケ、オー ル タクス郡 ノ「(富男一人ニ四千オアス(凡六ペンス) 婦女一人二二千オアス)

千八百六十三年以来公学校ノ費用へ、人民ョリ其一半ヲ出シ政府も其他ノ一半ニテ出 若政府ヨリ給スル所ノ学費若シ不足ナル〔トキ〕ハ、人民をシテ其余ニ付テ出サシム セ

学校必用ノ入費ニ付人民若其三分ノニヲ出ストキハ、政府ニ於テ其三分ノーヲ輔 ヘリ

若シ一村ニ於テ其人民家産ニ乏シクテ、学校ヲ設ケ得サルトキハ、政府ニ於テ其ノ不及分ヲ輔ケリ

第一章

中 ノ或ル学校及ひコルレジに而百工技芸を教ゆるハ、初歩なる理窟上ト実地上トの学識ヲ広め、 或ハ勤工製造等

於る欠可からさる芸術ヲ盛ニせん為ナリ

技芸学校中ニ両種 アリテ、其一ニハ一般普通ノ芸術を教へ、其他ニ於テハ鉱山学、造船学等を教へリ、但シ其両種

ノ学校中モ亦二三ノ種類アリ

第一ノ学校中

甲 サンデン及ヒイブニンク・テクニケル・スコール

工 スキ ルスチイナ ノル エ 1 ピング

7 ル 七 1 オリー ブ 口 1 ボ 口 1 ス 等

Z (a) 初歩ノテクニケ ル「百工技芸ノ意」 ス コ 1 ル (同上)

0 用工学校 「仕事ニ出精スルト云意」スコ

ルル

(ストッ

ク ホ ル

4

(b)

用工社中ノ学校 (コッテンボルク [イェーテボリ])

丙 1 (a) チァリムルス(人名)・インダストリエル・インステチュシ テクノロジケル インステチューショ (学級ノ意)スト ックホ 3 ル コッ 4 テンボルク

第二ノ学校中

E 初歩ノ鉱山学校 (フィリプスタット)

甲 下 鉱山学校 (ファーロ 4

Z (造船学校 (アールスクロナ)

ニ掲タル種々ノ学校ハ各一個ノ全備シタル者ト雖、自ラ其ノ一ハ其他ノ稍高尚シタル学校ノ楷梯トナレリ、

故二

右

第 種匣学校 ②学校 ノ楷梯トナリ、 又②学校 ハ丙学校 ノ楷梯ト ナレリ

二ノ匣②学校ハ全ク其専科

二係

レリ

右両二ノ学校ハ多少百工技芸学ニ係リシ故、 職人タラント欲スル者ハ多分好テ第一匣②内 ノ学校ニ入レリ、 然シ第

但シ 八制鉄所、 第二種ノ甲乙学校 ノ生徒 ハ、 唯教場ニ於業ヲ受ルノミならす、 ②学校ノ生徒ハ造船所ニ於而働ケリ 又実地上ノ事ニも亦関係シテ、 第二八・一学校

第三章

溶解所、

鉱山二於テ働キ、

学校 用 モ 宜シ I 其教 関 1 係 1 セ 1 ル 者 所 1 も稍高尚シテ職人頭ヲ仕立ル為ニ適当ス、 何人を不論右両種 ノ学校ニ入る事ヲ得、 然シ 且其丙学校 第 種 ハ芸術学 ノ甲学校 ノ教官タラン者 職 人の業ヲ受ルニ適当シ、 ノ学ヲ脩 4 ル 二最 其②

学校卜云 但 「ス 1 ッ 1 ŋ ホ ル ム 「コッ テンボ ル クレ ノ教 ユル所モ兼ネシ故 便 ②供

第四章

コ

ツ

テ

ŋ

ス

1

r

=

ラ

V

ダ 1)

1 第 7 ル 1 = 匣学 ボ 日 リ、 ル 校 府 其鉄及ひ鋼鉄 ハ多分其地方ノ人民之ヲ建テ公費ヲ仰 ノ甲学校ハ全ク人民 1 制造ヲ盛 = 所 セ ん為、 私 政 ノ寄 ス、 府 賦 3 然シ IJ 年 依テ 工 K 五 ス 建 千 丰 V ル ク ス スド チ 2 ナ ル ラ 府 ス ノ甲 ヲ給 ·学校 セ 1) 其 府 於而

2 乙学校 ハ其地方ノ人民此学校且 其建造ノ費ヲ出シ、 且尽く学校付属 ノ地ヲ求 メント 丰 1 政 府ヨ IJ 其ヲ扶助せ

為 年々一校毎ニ一万二千レクスドルラルスヲ給シテ教官ノ給料ヲ払ひ、学校必用ノ器械ヲ求メ、其外一 切ノ

セ

ル ス ラル 1 ッ ヲ受ケ、且 ク 木 ル ムニ於而近来其市中、其市人、府トカラ合セ、新ニ建タル乙学校ハ年々政府ノ七万九千レ 市人 ノ甲 ノ用工社中、及或ル人民私ニ寄賦 セ ル金ヲ以テ一切 ノ費用 二供七 IJ クスダ

(丙) テク 1 P 3 ケル 0 イン ステチ ユション全ク官費者ニシテ、 其年々政府ヨリ受ル所 ノ学費金ハ五万千五百レクス

٢

ル

ラ

ス

3

チ リモ之ヲ助ン為、年々二万一千五百レクスドルラルスヲ給与セリ 7 • マル ノインダストリエル学校ハ、多分右同人ノ与ヘシ所ノ元金ノ利ヲ以テ建テ且之ヲ保存ス、然シ政府

甲第二ノ甲ターロ ダレントハ九千七百レクスドルラルスなり、ヒィリプスタットニ於ケル初歩ノ鉱山学校ハ、制鉄社中ニ於而全貧。弱 ムニ於ケル学校ハ傍ラ制鉄社中ノ保護ヲ受ケ、且傍ヲ政府ノ扶助ヲ得テ、当今受ル所一年ノ

ク之ヲ建テ且保存セ

乙造船学校へ全ク官費ノ者ニシテ、其一歳受ル所ハ七千レクス

第五章

千八百六十五年卜六十六年間 ノ開校期限中、右両種学校ノ生徒ノ人員ハ毎校多少ノ別アリテ、其総計ハ二千七百四

右 ノ学校ニ於ハ一切教授料ヲ受ル者ト又其ヲ受サル者アリ、然シ其ヲ受ルト雖甚僅カノ金高ナリ

工 V x 1 ダ IJ 1 テク = 7 ル . ス コ 1 ル = 於而、 生徒ヲシテ其入門ノ時 節 四 V ク ス半乃 至ハ十 V ク ス ۴ ル ラ ス ヲ 出

+ 1 x 1)

ル V ス ラス 7 1 1. " から ル 7 n ラス七十五オアスニケ、 ホ ル 4 = 於テエ V メン タリー・テクニケル・スコールニ 用工学校二於ハー月ハ五十オ ワスー 於テ、一 且初等ノ鉱山学校ニ於一年 歳求ム所ノ教授料ハ一期ニ(三ヶ月) ニ五十レ ク 十八 スド

生徒若シ 授料ヲ出ベキ産ナキトキハ、 何人か之ヲ助クル 二非 レハ強ヒテ其ヲ出 + ・シメズ

第七章 生徒 Z 甲 ノ学校ニ於而 ノ学校ニ ノ行状若シ 於 不正、 八凡十三 十二歳 或ハ 歳 其定メ年 彐 1) 彐 1) 齢 = 及 ハ ザ ル 1 丰 /\ 右 ノ学校ニ入ルヲ不許、 其入門年齢

/\ 左

般二十四 = リ十 六歳 コリー

初

ノテクニ

4 工

ル ル

ス

コ

1 ッ

ル ホ

1 步

ダス

1

IJ

ヘス

1

ク

ル

4 十四歳

八十三歳

丙学校テハー

残八他二於 チ t 1 ムルノ・ イン ダ ス トリ 工 ル . 1 ン ステ チ ュ シ 3 + 四歳

第二

甲 ・ノ学校 十八 歳 丑

IJ

Z

+

四

歳

彐

1)

右学校ニ於テ生徒 ノ卒業期限、 其場合ニョリ長短ノ差別アリ、 且生徒若シ試検ノ免状ヲ得ント欲 [] 少クト 七

一年以上入校セザルヲ不得、但シ其期限ハ

第一ノ(甲)(乙)学校二於テ少クト モー年以上、 ②ノ中エレ メンタリー ・テクニケル・スコー ル ニ於テハ三年

丙ノ学校ハ三年

第二

右学校ノ生徒ハ尽ク男子ナリ、然ストックホルム府ニ於而、用工学校ニ於テハ婦人モ亦来リ業ヲ受ク、然シ其教授

時限ハ男子ト異ナル

第八章

生徒必用ノ予備無シテ右ノ学校へ入ルヲ不許

一ノ・一学校及②ノ中エレメンタリー ・テクニケル・ スコールヲ除キ、乃インタストリエル・スコル、ストッ クホ

ルム・インタストリエル社中(コッテンボルク)

学校ニ 於テ求 4 ル所 ノ必用ノ予備ハ、唯容易ニ来りて読且字ヲ書き、且其部落教を奉信スル者ハ頗ル聖経神学ニ通

達スルニアリ

本邦ノ者)ノ大意、 百千分万分等ニ及ヘリ)ノ欠数及ひ弧角法ノ初歩 ノ中エレ メンタリー・スコールニ於而求ム所ノ予備へ、乃チ本邦及と独乙或英語ノ文法ノ大意、歴史、 算術 ノ規則四個 条 (加減乘除 ナルベシ)、平常ノ欠数、デシマル(其位ハー以下ニシ、 地理 其十分 (則

第二ノ囚学校 替 タル ナ = 一於右 リ ノ同 様 ノ予備ヲ要ス ル外 算術二 於テ比例 ノ規則 (単復トモ)及ひ英ノ文法書等 但 其 独

例 第一ノ丙 ノ文章ヲ書キ、 1 ノ学校求ム所 ツリ 且容易なる独乙ノ文ヲ達者ニ翻 7 1 ノ予備 メトリ /\ ノ三角ヲ量ル 算術 ノ外ユークリド 術初歩、 訳 ス ル事 P ノ六書ト ガリ ズ 実物体 ムノ用法及ひ理学、 ラ測 ル 術 7 化学、 ルジプラ 機械学等ナリ、 ノ第 度卜第二度 ノ比

鉱山学校ニ於て求むる所ノ予備ハ、第一ノ丙学校ト殆ト同シト雖、 達セサる生徒、 縦令右ノ学科ニ通 〔セ〕ザルトモ、大学校ニ而鉱山学ノ試検を経タル者ハ其入校ヲ許 生徒 ノ稍高尚シタル化学、 理学、 セ 器械学等 熟

第一種学校

甲 学校ニ於テ教 1 ル 所 2 科目 算術、 弧角法、 図画 直 に線ヲ以 「ク事 唯規矩ヲ不用シテ 画 ク

其个 〔理〕学、 化学、 且技芸ノ尤モ制造ニ緊要なる者、 模制術、 記簿術、 綴字学な

鉄 係リ 地方ノ出ル タル 者ヲ教 所 ノ土地ノ、 ユ ル ナリ 其学校ヲ設置タル地方 ノ産物 随ひ差別アリテ、 制鉄所アル所 = 於テ重 技芸 ノ制

ュ ルハ傍ラ器械等を試用シ、 且画図、規模、手工ヲ過ザル物、 制造物等ヲ示シテ講義ヲシ、 生徒ヲシテ自ラ其

ノ試検セシムルニアリ

②ノー

其 ス ル 1 教方ハ 卜 生徒ヲシ 画 テ自 規模未タ人工ヲ ラ其ヲ 試用 経 セ 1 ザ ル 4 ル 物及と制作 = アリ 物等ヲ示シテ講 義ヲ為、 且器械等を用ヒ理学化学の妙理ヲ 解

明

P 工 V ガリズムス「測量書ニ用ユ表ノ原理」シリース及三角法、 メンタリー・テクニケル・スコールニ於而教ユル所ノ科目ハ〇算術、 第二直線ヲ以物ノ平面及高低ヲ画キ、且 初歩なる弧角法、 アルジブラノ第二度 模制シタル道

具 器械、家屋等ヲ規模トシ其遠近を画ク事、⑤物の飾リ、日用ノ道具、器械学、 制造物、建造学等ニ係リ「タル」

物件ヲ手本ト為シ、規矩ヲ不用シテ画ク事、且陶土ヲ以「蠟」種々ノ模様、文物ノ飾リ、抔ヲ模制ス

四制造物或は農事ニ係タル機械学、築造術等を用ユ、又ハ制作築造物ニ尤必用ニシテ未タ人工ヲ経ザル物ト、

ノ人工ニ依テ種々ノ手数ヲ経過シ、全備スル迄ノ順序ヲ示ス

テ植木学及博物学ヲ教 を用ひ、且セーミ局ニ於テ其レヲ試験スル事、 西セーミ局ニ試験スル事、○普通及ヒ実用上ニ係リタル理学ヲ教 ユ ル 事、 **西語学、** 田記簿術及ひ商方学 ○通商及ひ物ノ制造物ニ係リテ、植物又博物学ノ尤緊要なる者係リ ユル事、 色普通及ひ実用上ノ化学ヲ教ル

ンデー及ひイブニンク・スコールニ於ケル教方ト殆同シ 此種類ノ学校ニ於テ教方、 科目 ノ順序等ハ、其地方ノ産物ニより多少差別アリ〔ト〕雖、 其教方ハ甲ノ学校乃チソ

②ノー

「ク事

ス トックホルムニ於ル用工学校ニ於テ教ユル所ハ、○第一ニ算術、但シ②ノ○ト同シ、◎物ノ形チ、遠近及陰影ヲ

四土工学教ユル、 〇円形物 或物 ノ飾揃画、種々ノ模様物を規模トシ「芸」規矩ヲ不用〔シ〕テ画ク事、但其中ニ直線〔ホ〕 但堤橋等ノ築方ヲ以〔テ〕ス、国普通一般ノ築造学及造船学ヲ教ユルニ、矢張其築方ノ画図ヲ以テス、 モ用ヒタリ

木版ヲ彫ル事、①陶土或ハ蠟ヲ以〔テ〕物ヲ模制スル事、⑦油絵又水絵ノ具及ひライム(石灰水)ヲ以

公石版、銅、

(テ) 画 且 陶 器上二 画 ク事、 A) = セ草花抔 ヲ製ス ル事、 **田近世** しノ語学、 田記簿術等

此 ノ学校に於てハ 其諸 科 ヲ 教 ユ 12 = 玉 中 ノ産物、 或 制造物等ニ係リ、 尤有易なる学科ヲ教 ユ ル 事 ヲ 勤 X ダ 1)

必 7 日 IJ 用ナル者ヲ記憶 " 未 テ タ全ク其 ンボ ル ク府ニ於ケル用工社中ノ学校ハ、②の二ノ学校ト同シキ学科ヲ教 1 セシ 比 肩 ス ル事 ヲ不得、 右ノ両校ニ於ケル教方ハ 講義ヲ以テシ、 且勤メテ生徒ヲシテ其教 ユ ル事 ヲ計シニ、 唯費金 ヘシ所 ノ乏シキ ノ尤

法 丙 ノ一及口ノ学校ニ於而其教 而为 原由 ヲ 窮 ル 者ヲ云)、 算術、 ル所 1 比例及ヒディフェ ○純 粋 ノ数理、 レンシュ 其内ニエ ル「差ヲ生スルト云意」、インテグラル(全ノ意、 ナリ チ ケ ル [アナリティカル] ・ジ 才 メトリ 1 弧 角

算 術 ノ高 尚 1 及 ル 者 原 由 1 初步

〇実用 ノジ 才 x トリ 1 二十二 一ノ為、 或 其 他 ノ技芸 ノ為、 陸地 測 量及 ひ水平 ヲ見る 事 等

白デ 1 ス クリ プテ ィウ 書 類 ト云意」 . ジ 才 メトリ 1 (其 / 重 = ジ 才 メトリ 1 ノ法 = 3 リ、 石造或ハ 木造

ヲ画 又ハ物ノ遠近及陰影ヲ 画 クナリ

四理屈上ノ器械学乃チ物体 ノ平 均ヲ得其運動ヲ為ス理、 且此中二穹形ノ築法ト家屋ノ造作ニ係リテ、 土泥或

或 木杯ノ圧力ヲ推算ス

ヲ の器械学ニ 1 経 実地上ノ器械、 タル 物 係 1 品位ヲ示ス) ダ ル 此 技芸、 八器械 1 日 用器械 般 ノ用法ヲ教 ヲ用 ヒテ種々 へ、且其運 ノ物件ヲ制造ス 動 カョー 所 ル事 = 集 ヲ教 メ、或 且 其ヲ ツ未タ制造ヲ経 他 ノ器械 交伝 ザ ル 物ト已 ス ル 理 ヲ 制 教 造

2

田普通ノ理学

の実用上ノ理学、 、此八温度、 光線、 エレキトリシティー (電気)、及マグネティスム (磁気)、 ノ法用ヲ教ユ)

の普通ノ化学

田実用上ノ化学、 此 ハ制造物 1 重二化学二関係シタ ル 者 ノ制 法 ヲ 教 ユ

①礦品学、擦地学、矢張重ニ国産ト日用ノ物ニ係リタル者ヲ教ユ

色普通 用ヘリ) ケテ彫作リタル ノ築造学及ひ家屋 国蠟、 陶土、 飾 又ハ人形ヲ模制スル事等、但シ人形ヲ模制 或 ノ築法、 ジプサ 自土工学、 ム(石ノ名)(白クシテ石灰ニ似タル 國図 画 (直線ヲ以 スル事 画半、 又ハ規矩無シニ画ク事、 ハ唯第 石ノ名) 一ノ丙 ヲ以テ揃 ノニノ学校ニテ教 画 四物飾リ又壁と 且其ヲ画クニ 1) 抔 浮上

其教方ハ③講義ヲ以テシ、且種々之物件、 思右ニ挙タル 科目ヲ教 ユル外、又学校付属ノサイ工場之種々道具器械ヲ用ヒ、 雛形、 画図、 手本、 或〔八〕実試検ヲ以テ、 種々物件を制造スル 物 ノ道理法用ト陸地測量、 事ヲ教授 セリ

水平ヲ見る事を教へ、生徒量□□を試用セシム

の生徒 ニピニ教へ〔タル〕所ヲ 度々 尋問 シ、 且題ヲ設ケ生徒ヲシテ其答ヲ解明 「セ」 シ

⑥老練ノ教官アリテ陸土地測量水平を見る事、金属ノ用法ヲ教ユ

上 フ 7] 才 P 义 4 トリ -府 1, ノ礦 鉱物学、 山学校 テ教 器械 ユ ル (重 科 -礦 1 Ш 工 = ナ IJ 用 テ 1 ル 1 者 ケ ナリ) ル 原原 擦地学、 ノ意 礦山学 ノ他、 礦品学、 (礦物 1 存在 礦山 ス ノ測量 ル 所ト其ヲ発明スベ 溶解術、

右学科ヲ授クル外「定期アリテ」時々其教官己ノ生徒ヲ誘ヒ、 或八制鉄所へ行、 其制法ヲ教へ、或ハ礦山 到リ其

教

及礦山

「ヲ掘開

ク事

グ

ラ

ル

1

類

第九

若 科 礦 物 礦 万 / 一学校テ チ築造学、 ノノ生 ク ス ル 所ヲ 化学、 口 : 教 丁 土工学) ル 2 1 且 1 学 ニ礦山 業 ス テ ノ為国 チ 学ヲ 2 中 1 加 シ ヲ 遍 3 リ、 歷 1 h シ、 又此 供 = 礦 内礦 合 ヲ ス 測 ル 三用 1 量 丰 シ ユ テ 其 ル×器械学、 其 内 部 1 1 図 ス テ ヲ 溶 チ 画 解 ュ シ 術 1 4 1 礦 丑 洄 = 量学等 於テ教 ユル三

1)

右 フ 直 1 ノ外生徒礦 線 プ 度度ル ス B " 術 或 h 府 直 1 初步 角) 溶 解 1 理学、 所 礦 山学校 又 器械学、 1 制 _ 鉄 於 所 而 直 等二 教 線 ル 到 ヲ 科 リ、 目 画 1 実地 7 道理 事 上 上上 水平 フ制 実地上 鉄 ヲ 見 法 ラ学 ル 事 1 弧角法、 フ 化学、 事 ヲ 得 擦地学 プ V 1 礦 1 品学、 " IJ 銕質学等 ゴ 1 IJ 1)

〇造船学校 線 ヲ 量 ル 術 於 器械学、 而 教 ユ ル 水 科 利 1 器 械 a 算 術 弧 角 此 法 中 = ヨ 物 1) 画 1 表 ク 事及 ヲ 7 量 算術 ル 術 ノ高尚 実物体 シ 尽 金 ル 者 石 等) (デ ッ 形 フ 又其 工 V 軽 シ 重 工 ヲ 量 ル 及 12 5 術 1 ンテ 尖形

学 船 b ヲ 船 知 ノ図 得 シ、 ヲ 画 学熟達 ク e 蒸気 事 1 セ 機 商 1 関 船 K ヲ 造ル 築法、 各生徒造 事 (c) 船 理 (f) 所 屈 直 上十 ^ 線 行 ヲ 実地 以 丰、 画 毎歳 上ノ造船及ビ 7 う事、 日 (g) ツ 模形 如 働 ヲ見テ カシ 柱 ラ造 規 4 矩 12 但シ 無シ 術 右 -且 = 画 ツ 付日 造 ク 事 船 太 用 1 (h) 賃 英 ユ 語 ル 金ヲ受取 物件 (i) 実 ヲ 学フ 地上 1) 1 造 (D) g

其給个 右 E 稍 高ク、 金取 挙 ク所 1) 且 1 2 己 ナ ノ所有 ル 学校ヲ卒業 ~ 丰 品 権 ヲ管 ヲ 受 セ 理 ケケ 1 リ、 セ 者 ザ 格 ル 制 段 者 造所等 ナ ラ望 ル 自 X 由 IJ 取 権 締 ヲ 1 得 ナ ル能 ルベ ズ、 丰 者 然シ 其学識 礦 山学校 彐 ノ卒 IJ E -業者 第 制 一行状 鉄 所 ノ正 録 <u>「</u>ク」 事 r シ ナ テ Ŋ 年

且

制造物 ノ中用法ノ宜ヲ得サルニヨリ、化学上ニ係リテ火ヲ発シ、 又ハ人命ヲ害〔ス〕ル物ヲ制スル所ニ於テハ、 其

ノ制法ト取締方ニ熟練セル者ニ非ンハ執事ノ任ニ当ルを不得

第十章

右学校ニ於而教官ヲ撰択ス全権、学校ノダイレクトルニアリ、然シ其左ノケ条ハ全ク例外ナリ ス 1 工 イン ハ教授セザル 1 V 工 ル " 义 ダ 丰 ク 1 木 ス 及 ル トリエ 1) ス ル ム府 1 チュナ」ノサンデー及ひイブニング・スコールニ於ケル其監督兼学頭ハ、交商社中商議 1 . ル テ モ可ナル由)矢張国王ヨリ此ヲ命セリ ニ於而テクノロジケル・インステチ ۰ 7 ス コ ケ] ル ル造船学校ト、ファ . ス コール ノ監督、 テク] 口 ユーシ ム府 ノロ 3 = ケル 3 於ケル礦山学校 ン及ヒインダストリエ ・インステチュー ノ監督 ハ、 1 ル・ス 3 国王ョ 1 ノ教官、 コ 1 リ之ヲ撰挙ス ル ノ監督ハ 「チャー ノ上之ヲ ムルし 択ベリ

教官 フイレプスタット 但シ教官ノ学力ハ其所持ノ免状ヲ其一証ト為ス、且教ユベキ才能を試ミン為、 右学校ノ教官タル者ハ己ノ教ユル学科ニ熟通シ、且其子弟ヲ教スベキ才力ヲ持ザル者ハ其職ニ当ルを不得 ロタルベ キ者通例、 府 ノ初歩ナル礦山学校ノ監督乃チ学頭ハ、制鉄局ノ代理官ヨリ之ヲ撰ヘリ 大学校或ハ高尚シタルテク ノロ ジケ ル ・インステチ ュ ーシ 学校二於テ公然二教授セ ョン ニ於而修業セシ故、 多分ハ実

第十二章

地上

ノ試験ヲ経たる者ナリ

第十三章

国人ノ物ノ細工制造ニ巧ミなるハ、全〔テ〕学校アルニ依るベシ

右学校 1) * へ入校生ノ不絶 加 増 ス ル 事 ト、制造会社 = 於テ弥新ニ弥大なる学校を設 ルル事 此 学校 1 神益 更ニ 不少 ル

7

591

英国ニ於ケル寺院ノ略記

英国 ヲ知 ラサ 於ケル寺院」 ルアルベカラス、 寺院 故〔三〕 ノ当今 ノ形勢形況ヲ見ント欲スレハ、必ラス先ツ耶蘇教 先ツ其宗旨ノ依テ起リ〔シ〕所ヲ略記シ、 然ル後英国寺院 ノ依テ起 7 ノ形況ヲ記載 シ所ト、 其国萃ト

耶蘇教ノ略史

胞 羅 馬帝 遂ニ其子ヲ猶太国 オーガス タス・シ ーザ ノベスラハムト称スル小邑ニ〔於テ〕産シ、之ヲ名ケテ耶 在位 ノ時、 ヨーセフト名クル者 ノ兼テ聘セシ少婦マリヤ 蘇 卜云 ナル者、 神霊ニ感シテー子ヲ懐

ヲ聴 三年有余不 耶 蘇 幼 丰 敢ン ナル 一絶独 セズ、 時 ノ 家ニアリ克ク父母ニ奉事 真神 遂ニ之ヲ擒テ十字架上ニ釘 ノ真理ト、 人生教ヲ得 [セ]シニ、其齢三十歳ニ至リ初メテ父母 ル セ 1) ノ妙道ヲ教諭セシ = 計ラズモ猶太ノ人民甚愚蒙ニシテ、 ノ家ヲ離 V 猶太国 中 更二其教 ヲ 遍 歴 導

ヲ以 耶 蘇 死後 ニ及テ其十一門徒 猶太国 人二説十、 (耶蘇死前ニ十二門徒アリシニ、 然シテ後遂ニ他国 二伝及セ 死後二及テ一門徒ヲ欠ケリ)耶蘇最後ノ命ヲ奉シ、

其時 タ甞テ天地万物ヲ創造セル独一真神ノ名ヲ知リ得ザリシ人民ニ伝セリ、然ルニ此道速ニ四方ニ布宣シ、三百年ヲ出 窘逐セシ少年ポ ニ当リテ猶太国人深ク其新教ヲ悪ミ、大ニ其教ヲ信スル者ヲ窘逐セシニ、素ト猶太法律ニ貫通シ、 リル ナル者、 断然志ヲ改メ深ク耶 蘇聖教ヲ奉信シ、餞渇辛苦ヲ顧ミズ遠ク四方ヲ跋渉シ、 且耶 此 蘇門徒 道ヲ以未 +

耶 テ、 セ 蘇門 1 遂二衆 真神 X リ、 徒 - ヲ拝 ノ寺会ヲ 其後 教 飾 1 且 中 此 高宗 共 始 一人ヲ 三此 メシト 師 推挙シ 道ヲ ノ権 丰 柄 講 高宗師 大ニ 窮 別 セ 増 1 = 長シ、 為時 儀式モ 1 為シ、 々 遂二世界中 無ク甚簡略 場二 之ヲシテ唯一 集会七 ブ耶 ノ者ナリシ、 リ、、 蘇 寺会ヲ差 然ル 教会 = ノ最高宗師乃チ法王 配 社 且 中 社 セ 日 中 1 メシ = = 属 加 ノミ、 増 ス ル者尽ク深ク此 ス ル 又或 ノ尊称 = 准 ル 1 ヲ 自 得 地 此道ヲ信 ラ 方中 ル 規 = ノ寺会ヲ監 儀 ス ル 1) 者二 ラ設 シ

ル

=

国第

一ノ強国

ナ

ル

羅馬

ノ政府之ヲ奉信シ、

遂

=

一羅馬

国

ノ宗旨

1

ナ

セ

IJ

耶 カ 1 蘇 降年 遂ニ宗旨ヲ キ乃チ西 九百年 領寺領院 両 (千〇五 分シ東西 称 + 1 四 七 - 為シ、 年 IJ 時 其東 代 及 ナル者ヲグリー 上、 最高宗師及 牛。 Ł カト 羅 馬 東領 V 丰 乃チ東領寺院ト ノ高宗師 羅 馬其 称シ、 西 領 其西 1 高宗師 ナ ル 者 1 宗旨 ラ 口 1 議 論ヲ生

張七 人心 語 (羅 馬教 リ、 ヲ惑シメ、 六百年時 此 = 法王 反シ 時 ニ当リテ独乙国 代 甚キニ至テハ 真理ヲ旨張 ノ初ニ於テ、 所置全ク ·聖経 スル 赦罪 羅馬 ニマ ト云ナリ ノ真理ニ 1 ノ名ヲ借リ、 ノ法王己ノ権威 チン 戻レ . ル ルヲ旨張シ、 1 陽 テ in = = ナル 任セ私慾ヲ逞シ、 人民ヲ偽ワリ、 者起 別ニー宗旨ヲ起シ之ヲ称シテプロ リ、 耶 赦罪 蘇 耶 ノ教へシ所、門 金ヲ 蘇 ノ教 納 ムル者 ヘシ所 徒 1 ノ真理ヲ矯 死後 ノ伝 ヘシ テ ノ罪科 ス 所 メ、 タン 2 ヲ免 遂二異 真教 ト宗ト云へ ルバ 端 ラ本 丰 事ヲ主 ヲ設 邦 1)

然ル 羅 馬宗 法王此 新 教 ヲ悪ミ、 之ヲ圧迫スル 事 ヲ計リ〔シ〕 =, 此新 教益隆興シ、 数年ヲ不 出 1 テ遂ニ欧羅巴全

洲ニ布宣スルニ至レリ

三宗ナリ 耶 蘇 宗中 種 々宗派 アリ 1 雖 其最大区別 八乃口 1 7 1 カト V キ宗、 グ 1) 1 丰 力 1 V 丰宗、 プ 口 テ ス タン 1

其数凡一万七千万人、グリーキ・カトレキ宗ヲ奉スル者ハ多分魯細亜人ニテ其数八千九百万人、プロテスタン〔ト〕ヲ 奉スル者へ多分大ブリタン〔ブリテン〕、合衆国及ヒ独乙盟邦中ニアリテ其数七千六百万人 ーマン・カトレキ宗ヲ奉スル者人員ハ、多分イタリヤ、スパニヤ、ポルトガル、フランス、南アメリカノ中ニアリテ、

英国寺院ノ形況

一大ブリタン及ヒアイランドノ人員ハ二千九百千万九万三十二人ニシテ、内六百五十万六千二百六十五人ハローマン カトレキ宗ニ属シ、二千二百五十六万四千六百六十九人ハプロテスタン [ト] 宗ニ属ス 1

住シ、余ノ二百万人ハ大ブリタンノ中ニ住セリ、故ニ大ブリタンニ於ケルプロテスタン「ト」宗ヲ奉スル人員ハ、 ン・カトレキニ属スル人員六百五十万六千二百六十五人ノ内、四百五十万六千二百六十五人ハアイランドニ

ローマン・カトレキ宗ノ人民ニ比スレハ凡十倍セリ

シテ、独乙国中ノ寺院ハ更ニ自立ノ者無ク、尽〔ク〕政府ノ管轄保存ヲ受クル者ナリ 大ブリタンノ寺院ハ合衆国ノ寺院ト不同ナルノミナラス、独乙国中ノ寺院トモ亦異ニシテ、大ブリタンノ中ニハ政 府所管ノ寺院ト、又自力保存ノ寺院アリ、然ルニ合衆国中ノ寺院ハ一切政府ト関係セス、尽〔ク〕自力保存ノ者ニ

英国ニ於ル政府所轄ノ寺院ハ、スコットランドニ於ケル政府所轄ノ寺院ト全ク異ニシテ、英国ノ寺院ヲエピスコペ ルト称シ、スコットランドノ寺院ヲプリスパテリヤント称ス

余ハ尽ク自力保存ノ者ニシテ、其中最モ大ナル者ヲコングリゲーショネル、メソディスト、及ヒ

一ローマン・カトレキ宗ノ信スル所及と其規則等ハプロテタント宗ト大ニ相違シ、カトレキノ信スル所ハママ「間」伝

徒 等 7 口 1 耶 ラ 11 シ 7 蘇 切之ヲ 門 上 テ、 帝 ٠ 徒 聖経 1 力 挙用 記 命 1 ヲ 載 中 V タマ 丰 = きせ セ メメ愚 記 宗 《ズ 1 ヲ 全 福 載 音 民 綱 37 セ 度外 ザ ヲ 領 1 1 其 ル ス テ + = 書 者アリ、 ル *置 者 翰 -恐腹 等 十 羅 ペニ ニシテ、 遂二 馬 くせ 、テ マシ 1 法王 ・メ 異 其 人生 端 「「無」 一無窮 ヲ ノ原文ヲ 救 教 確 独 ヲ 2 得 ル 実 裁 1 ル = 弊ヲ生 1 権 ノ妙 直訳シ、 ラ学 テ 理 強 握シ ヲ セ リ、 奉 上 記載 一信シ、 テ 其決定 其 然 、ス 命 、ル、所 ル 聖経 ニプロテスタン セ 従 ノ教 ル 外 7 所 1 ノ流伝説 誡 い 奉信シ、 4 更二 誤失無キ ŀ 宗 切之ヲ 聖経 1 信 事 外 ス ヲ 挙用 ジケム ル 旨 所 張 セ /\ 尽 、聞

然シ 往 ヲ 奉 1 ル 一々国 醸 4 セ 12 若シ 事 「神」 ザ 家 如 ル 殆 甘ジ モ 斯 者 E スト 混 帝 ク法王万国 無半 乱 テ 斉ク 其 ヲ 生 恵ヲ 命 = シ ス 3 ヲ 生七 一散居 ル リ、 テ、 奉 セ 1 リ、 法王 其命 患ア ノ人民ヲ管理ス + ル 且 12 -1 ヨ 反逆ス ノミナラス、 彼 IJ 丰 最高宗 1 ノ最高宗師 直 ル -寺会 ルニ 者 師及ヒ 1 実 甚 1 ヨリ、人民敬テ法王ノ命ヲ奉、 ヨ 輩好 稀 高宗師 IJ = 耶 放逐 ナ 蘇 12 ンテ其国 聖教 ヲ四方ニ配置シ、 = シ、 至ル、 天命 ノ真意ヲ失ヒシ ノ政府ト 但シ 反逆 此 1 ・合シ、 者 教当今 法王 卜称 1 一云べ 遂二 其権 方国 ス、 1 命ヲ奉シ 其国 1 ヲ 故 -カリ 布宣 -此 1 、法律 万国 人民 教 ヲ 散居 ヲ ヲ 何 奉 犯 管理ス ス V ノ人民 シ、 1 ル 国 者 国家 ル 1 法 = ヲ 1 管轄 3 ノ混乱 王 ラ恐

〔以下一字下げの文章は赤鉛筆で抹消されている〕

生セ 安民 至愚按ス ノ急務ヲ忘レ 「ザ」ル者 ノ法律 全ク治国 ル ヲ [=] / 施 宜シク許 行シ [安民 各私 政教 寺院 慾 共合 術ヲ失フニ ヲ 挾 可ス可シ、其教門ヲ国中 ヲシテ唯 ノ国 , ,,, = 遂ニ兵戟ヲ交 於テハ古来 至レ 改心脩身 リ、 故二 ヨ 道ヲ教シ IJ 治国 二宣布 宗門争闘 政 者 府寺院 メ、 セシ 1 宜 且耶 1 ムべ P ノ職 患アリ シ シ、 ク前 務 蘇 1 テ、 然ルニ其教門 史ヲ 1 々、 テ 鑑言 其 政 儒釈 人民 府 政 1 ヲ 府 政 ヲ 不問其 保護教 卜宗門 府 ヲ伝翻 久 ル 公国法 ヲ 導 1 ヘン為国 本 断 スベ ラ奉シ 意ヲ 絶 丰 家 失 = 決シ 政府 却 ノ混乱ヲ生 テ 寺 テ 其 争 唯 命 乱 ヲ 傷

英国 セ 1) 共合 悪ノ法方共立テリト云ベク、主君ハ枕ヲ高テ臥シ人民各志ヲ得、国家ノ日ニ振ヒ月盛ナル事不占シテ之ヲ知ルベシ 論尽ク国中ニ允准シ、人民ノ智識ト其存意ニ任セ其改心脩身ノ為之ヲ採用セシメバ〔政〕教各其所ヲ得、 是自然ノ勢ナリ、 ヲ允スニ如カズ、 争 シ 闘 1 1 = 雖 於ケル寺院 キハ ノ弊ヲ不免ルベ ノ患ヲ生セ 決シテ 直 = 国 法王ノカト ザ 法ヲ以テ当然ノ所置 ノ中、 故ニ民ノ愛スル明主タル者、若シ公平ノ法律ヲ設ケ学校ヲ興シ人民ノ智識ヲ広 如何トナレハ古来ョリ天ヲ恐レス且神ヲ敬セザルノ人民ノ、人モ不恐且政府 ルベ シ、 殆トローマン・カトレキニ同シキ者ハ政府所轄 シ、 故ニー宗ヲ許シ他宗ヲ禁スル レキ寺院ヲ 然シ政府若シ誤テーノ宗門ヲ許シ アルベシ、然ラハ則如 差配 ス ル 尽ク政府 1 共二 ノ撰択ヲ受ケシ者ニシテ、一地方ノ高宗師タル者 何 他 ナル宗門ヲ許シ国 両 宗ヲ禁スルニ如ズ、共ニ両宗ヲ禁ス ノ宗門ヲ禁セ ノ寺院ニシテ、 /\ 中ニ布宣セ[シ]ムルト雖 是不公平ノ所置 最高宗師及高宗師之ヲ管理 ノ法律 ムメ何 ニシテ矢張政教 ル ノ宗門ヲ不 モ 不奉 却 勧善懲 テ 其地 ル 両

唯 等 他 ル コ 者ナリ ング ノ如キ ノ寺院 一寺院毎ニ各自己ノ規則ヲ設ヶ其一社中ヲ管理ス、但シ此寺院 リゲ ニ於テロハ] 毎歳国 シ 3 ネル及ヒバプチストノ如キ 牧師 中 ノ牧師・ 中 別 大集会ヲ催シ、 二高宗師 1 類無ク、 寺院 八、牧師 皆尽同 ノ事 務ヲ商議シ、其決議 ノ大集会決議ニョリ寺院ノ事務ヲ弁理セズ、 列 ノ者トシ、 ノ規則ハ甚簡易ニシテ、多分聖経中ノ規則ヲ体セ プレ ヲ以テ尽ク寺院一切事 スビテリヤン (宗派 ノ名) 務ヲ管理 寺院毎各 メソデ ス イ スト

方

ノ牧師

ヲ差配ス

卜雖、

矢張政府

ノ法律ヲ奉

セ

+

ル

ヲ

不得

三〔空自〕

70 |耶蘇宗門ノ教ユル所ハ漢土古聖賢ノ論セシ所ノ人倫ノ道ニ止ラス、人生死後ニ及ンテ其生霊ノ消滅セザルヲ説キ、 耶

蘇

教

奉

信

輩

偏

=

一耶蘇

ノ教誡

ヲ奉守セ

/\

国法

ノ決テ医シ

得難

牛所

ノ心思ヲ改悔シ、

之ヲ其行為ニ

顕

7

スニ

=

愛 世 E IJ ス ル 如 ヲ 犯 皆尽聖 7 シ、 セ 1 己 者 経 = 中 1 克 永 = 記載 チ 生 身 ノ罰ヲ受ケ、 ヲ脩 セ ル ムレバ 所 _ シ 死後 テ 死 前 必ラ 耶 耶 蘇 蘇 ス 教 1 教 耶 ヲ 奉 蘇 誡 ズ 1 ヲ 慈恩 奉信 12 者 ヲ 1 蒙 確 天地 信 ス 万物 天国 12 所 造主 ノ幸 ナ 福 = 復事 ヲ受ケ、 シ、 永世 且 他 不朽 人ヲ ノ命 愛 ス ヲ ル 得 事 ル 等 己

ヲ

五 於テ ヲ以 人ア ス、 盗 ヲ守リ 懲ラシ、 耶 2 律 蘇 3 竊 シファ 恐ク 父 罪 IJ ル 宗門 如 4 未 悪ヲ 斯 過ヲ 己 唯 A V 然 罰 7 人 A 頻ニ己ニ克チ人ヲ愛シ 12 此賊 人心 犯 盗 去 於テ 1 ス 間 不 者 政 セ ル 心 絶 府 善二 ラ医 陽 1 ヲ 其子ヲ 1 矢張 決 非 者 間 理 生 = ノ稗益甚 趣 顕 ス 隙 1 ヲ ナ テ 教導 改 ル 7 シ、 ス 丰、 人倫 其 ラ 人 所 刑 /\ 大ナリト云べ 各其 国法 然シ 善 刑 法 1 ノ行為 シ、 ノ道ヲ 必 道 唯 財 ノ厳 盗心 職 善ヲ行 子 1 ラ 産 = 及バ 進三、 身体 ラ変 ナラ 教 ス = ヲ勉メ己ノ分ヲ全フシ、 A 其 係 ル [8] ザ ザルニアラス、 フヲ 者 ニ止ラ 心思ヲ呈 リ、 ク、 万金ヲ ヲ計 ル 其 君 所 父 勤 A E" 行為 如 ニシ ス又死 1 = ル 4 生セ 掠 = 服 者 セ ル 1 テ、 従 _ ムベ ナレハ 公平 後 未 依 3 シ、 飽 乃チ 宗教 然 丰 テ IJ ノ霊 タ之ヲ 7 起 ·慈愛 隙 12 テ 国家 政 魂 _ 人 法 ノ最 7 ル モ 府 盗 所 間 ル E 何 ヲ 止 随 七 1 不 人カ 7 ノ心思 ノ法制 ノ行状 1 人民 長 E 4 政 滅 + フ事 テ 事 己 此 府 其 セ 1 ル 無 刑 賊 1 = ヲ奉 = ラ以 12 ニ係リ法律 A ク、 所 至テ 衷 望 丰 ル ヲ = ヲ 蒙 遇 慢 向 者若シ 己 ナ ス 4 1) 慇 所 今 政 ハ之ヲ 12 = 1 12 恥 É 職 懃 府 _ 事 アリ、 他事 ヂ、 盗 ノ未 此宗門 臣 分 ヲ 勧 於之ヲ 如 7 1 9 諭 遂 善懲 タ及 ザ 何 シ、 12 = 一篇 + 然 ヲ允准 非 者 ル 1 悪 ラス、 ハ、 N 厳 1 E 1 12 1 盗 + _ 忠信篤 偏 フ ス 妙 古 人心 兇 ヲ行 ル 12 ル 乃チ 之ヲ 教 所 政 ナ 3 殺 尽 ヲ説 権 シ、 1) 実ヲ と得 7 府 兇殺、 彼 12 姦通 7 ナ 鉄 ナリ、 厳 ク、 兹 中 ザ ル 石 刑 其 盗賊 倫 = 此 且 姦 布 竊 ヲ 君 至 非 恐 宣 盗 世 但 ノ道 刑 事 12 法 ヲ

院 更二政 1 大二 府ヲ煩ワス 相 違シ、 無ク偏 政事ニ係リー ニ刑法 切政府 ノ及バサ ヲ挑撥スル事ヲ求メズ、 ル所ヲ補ワン、 且プロテスタン〔ト〕寺院 唯敬テ公平ノ法制ヲ奉シ、 ノ如キハロ 其国ヲ愛スル事猶其身ヲ] 7 1 カ 1 丰 寺

ル

如

セ

任七、 然シ 其国 命卜云、 且 平ニシテ、寛宥政府ノ行フベキ所置ニアラザルヲ旨張シ、遂ニ旧教新教ヲ不論尽ク之ヲ允准シ、 ス 意ヲ熟考シ、 タン 一寺院 如 ニ於テハ キ他国 宗門ヲ択ヒ上帝ヲ拝セシメ、又ハ異端ヲ信スルヲ不禁 1 〔上〕寺院 ノ寺院ニシテ、実ニ英国寺院 ノ規則等ハ甚簡易ニシテ、大ニシテハ其国ノ宗門トシ、小ニシテ 其身一人ノ宗門トス、 故〔こ〕羅馬 且其命 7 厳 ノ僧徒 1 其国 = セ カ 口 ハ羅馬法王ノ命令ヲ奉セズ、 又独乙国プロテスタント寺院] 1 シ所ハー ト結盟セズ、且其信スル所ト其規則等ニ至テモ亦法王ノ決断ヲ請ワズ、自ラ聖経ヲ探索シ其 ノ風俗便宜ニョリ規則ヲ設ケ、偏ニ耶蘇ノ教誠ヲ奉スルヲ以己レノ職務トス、故ニ英国 7 V ン・ キ寺院 カ ツ モ過失 トレキ寺院 ノ如キ 無キ事ヲ旨張シ、 1 ノ管理ヲ請ズ、 法王ヲ奉導ス ノ国中ニ入ルヲ禁セシニ、 各其国 ル事殆真神 兎角政事 ニアリ耶蘇 1 二関係シ屢々諸国ノ政府人民ヲ煩 如ク、其私意ヲ称シテ神意ト云、 其後政府 ノ妙教ヲ信シ、上帝ノ公道ヲ奉スル ノ差配モ受ケズ、且独乙国 ノ有司一宗ヲ允他宗ヲ禁スル 人民ヲシテ其意ニ 其私命ヲ称シ セリ、 故 ノ寺院 者 ノプロテ 甚不公 以 ナリ、 ノ法王 テ天 前英 八唯 ノ深

絶シ、

政府ハ唯治国安民ノ法律ヲ施行シ、寺院ヲシテ唯其改心脩身ノ道ヲ教シメ、且耶蘇、

ノ術ヲ失フニ至レリ、故ニ国ヲ治

ムル者ハ宜シク前史ヲ鑑ミ、

政府ト宗門ヲ

全ク断

一、却

回々、

儒釈ノ教ヲ不問

陽ニ教門ノ名ヲ借リ陰ニ私慾ヲ挾ミ、遂ニ兵戟ヲ交へ、其職務トシテ数万ノ荃生ヲ保護教導スベキ

ノ患アリテ、

政府

八政府タルノ本意ヲ失ひ、寺院ハ寺院

至愚按スルニ政教

一致ノ国ニ於テハ古ヨリ宗門争闘

ヲ忘レ、

其生命ヲ傷害シ全ク治国安民

598

允シ 又 臥 身 者 然シ若シ政府誤テ一宗ヲ允シ他宗ヲ禁ゼハ是不公平ノ所置ニシテ、 罰 尽ク之ヲ允准 ヲ J. 教門無キ 拡 ア ハ政府ニ スベシ、 シ、人民各其志ヲ得、 ノ為一日モ欠べ ラ 他宗ヲ禁スル 4 ス、 ル 1 対シ 勿論、 故 然ラバ 国 シ、 国 アラ 反逆ヲ計 国中 宜シ ラ治 ハ共ニ両宗ヲ禁スルニ如ズ、 則 カラザル ス、 如 ク 何 ニ布宣セシムベシ、 4 国家 何 且 ル ナル宗門ヲ許シ国中ニ布宣セシムル「ト」 ル 者ハ トキ 天ヲ恐レズ神ヲ敬セザル人民 ノ教門ヲ ノ宗門ヲ不論尽 ノ日 日夜勉励シ、 ハ、 ニ振ヒ月〔三〕盛ニ、直ニ真ノ文明開化ノ域ニ進マン事不日シ 唯 採用セシメハ、 二教門 然ルニ若シ其教徒宗門ノ本意ヲ失ヒ、 の允准シ、之ヲ国中 寛大公平ニシテ人民 ブ賊 共ニ両宗ヲ禁ズレハ共ニ両宗ヲ允スニ如ズ、 ナルノミナラズ、 政教各其所ヲ得、 1 克ク善ヲ行ヒ、 - ニ布宣 ノ心腹スベキ法律ヲ設ケ、 雖、 矢張政教一致ノ弊ヲ免レザルベシ、故 乃チ国家 勧善懲悪ノ法方並ヒ行レ、 セシ 更ニ宗門争闘ノ患ヲ生セザ 人、 ノ賊 徳ヲ施シ、 人民 人民ヲ鼓舞シ、 ナルニョリ、 ノ智識 人倫ヲ守リ、 ト其志願ニ任セ、 学校ヲ興 如 宜シ 何トナレ テ之ヲ期スベシ 主君 共 ルベシ ク ニ兵戟ヲ交へ、 シ 国 国法ヲ以之ヲ 枕 法ヲ 人民 / 古 ヲ高シ ニー宗ヲ 改心脩 奉 ノ智識 3 ーリ未 セ

然リト雖 必ラ〔ズ〕日本ニ来其宗門ヲ拡ムル事ヲ計ンアリ、 [=] 伝播シ、 自 油 三宗門允准 宗門ノ多ヲカリ私慾ヲ呈 ス事ハ又容易ノ事ニアラス、如何ト [シ]、偏ニプロテスタント 彼素、 ク、 真二耶 ナレ ソ教教識ヲ奉ス / カト 教ノ進歩ヲ妨ク v キ宗中 ル輩ニアラス、 ノジェ ル 事 デヲ計 スエ ル トト 者ナリ ク、 唯己ノ宗門ヲ万国 称 スルー ノ尤物

三大英国ニ於テハ 見 耶 近□日本政府新二学則 ソ 教允准 有 司 熟考シ 無キ 何 賜 ン事 ノ宗教ヲ不論尽ク之ヲ允准セリト雖、 開 ヲ 化 ヲ造リシ 望 車 ノ進 八□国家 ムヲ 望ミー ノ大美事ト云 線ヲ造リ、 未タ他線ヲ設ケザ ^ 政府 開 ノ管轄セル寺院二個アリ 化車 路 ノ一線已ニ成 ルガ如、 唯品 ン乎開 レリト テ、 化車 云 ヲ 工 如何シテ進 E° ス 然ル 7 % ル ン、 1 未タ 達

1エピスコペル寺院

ナリ、 インギランド 千八百三十六年以来寺院理事官ヲ設ケ、 之ヲシテエピスコペル寺院ノ有有品ノ過半ヲ管理セシメ)、 払フ所ノ最高宗師及ヒ高宗師等ノ給料大ニ等差アリテ、上等ノ給料ハ一万五千ポンドニシテカンテルベル 六人ナリ、 チビショップノ受クル所、下等ノ給料ハ唯二千ポンドニシテ、ソードア及マン地方ノビショップノ受クル所ニシ 此僧官ハ上院 最高宗師二人及上高宗師二十四人八上院 但シ此最高宗師、 ノ寺院ハ乃プロ ノ列ニ加ラザル者ナリ テ 高宗師等ハ寺院領区ノ牧師ョリ之ヲ推挙スル [ス] タントエピスコペルト称シテ、 之ヲ差配スル者ハ最高宗師二人、 ノ列ニ加リ、新選ノ高宗師一人ハ其役義ニ係リ上院 ノ名アリテ、 其実ハ英国宰相 ノ法師 但シ此官 高宗師二十 ノ命スル所 リーノア タリ 1)

此 次 ノ僧官ヲディ ーント称シテ其数凡三十人、且其給料ハ七百ポンドョリ三千ポンドニ至リテ、 平均ノ高 八凡一千

术

1

ナリ

E" 1 甚僅 小区 3 vy プ ノ牧師ヲ差配ス ナリト ス ヲ補佐スル僧官ヲ称シテアーチデ 雖 又別 ト雖、一切給料ヲ受ザル者ナリ ニ所入アル由、 アーチ テ ィーコント云フ、但シ其数ハ七十一人ニテ、其役名ヲ以得ル所ノ給 ィーコンスノ差配下ニルーラルテイーコンスト称スル者十人アリ

寺院ノ所入ハ以前土地物産ノ十分一ヲ取、牧師ノ給料ニ供セシニ、千八百六十六年以来租税理事官物産十分一ヲ取 当時政府ヨリ給料ヲ受取ル法家ノ数凡一万三千人ニシテ、最高宗師ヨリスティペンディアリー・キュ ー 八人二屋 - レ給料ヲ取〔リ〕説法スル者ヲ云フ)ニ至ル迄尽ク之ヲ算スレハ、其数凡十万八千人ナリ ŀ

ヲ

近 院 ル 来英国 五十万人トシ、 キ替リニ、土地借料 於テ尽ク之ヲ得ル能 シ、六十七万九千ポンドヲ以テ領地付キノ僧官ニ供シ、余ノ二百五十万ポンドヲ以テ小区 二於寺院 且寺院 ノ戸籍ヲ調 ワス、内九十六万二千ポンドヲ以テ学校、 ノ十分一ヲ取上ル方法定メリ、但シ其金高 ノ数 モ数 + 個 ルニョリ未 アリテ、 凡五百五十万人ヲ容ル 「ダ」 確定ノ数ヲ得ザレトモ、 二大概足 ハ四百五万三千ポンドニ至リ〔シ〕由、 コ ル レジ、且寺院ニ係ワ〔ラ〕サル 工 ル ピスコペル寺院 二属 ノ牧師中 ス ル 人物 者 ニ配分ス 八一千二 然シ ノ保

来 アイランド 八政府 ノ管轄ヲ脱 = 於 ケ セリ、 ル 工 E 且其寺院 ス コペ ル 寺 _ 属スル 院 者ハ 千八百七十年二至迄政府 僅二六十八万三千二百九十五人 ノ所管ニ属 セ シ =, 千八百七十一年正月一 日以

デ 但 ス 1 シ コ 1 " エピス コ 1 ランド コペ 其次ヲルーラルディ ル寺院 = 於ケル ノ最高僧官 エピスコペ 1 ハアーチビシ ル寺院ニ属 コ ン、 其次ヲ小区ノ牧師、 ョップト称シ、 〔ス〕人民ハ多ク貴族富商ニシテ其人員近来加増 其次ヲスティペンティ 其次ビシ〔ヨ〕ップ、 其次ヲデイ アリー 丰 ス ーーン、 2 ル由 1 1 其次アー トル チ

プ V スビテリ ヤン 寺院

プレ 議 1 ル 者ヲ 称 ス スビテリ ル シ、 ス ケ ビテ 大集会ト 且以上 ル ク 1) セ 中 ノ寺院] ッ ,寺院 称 ヲナ シ 3 ス、 1 / ノ牧師及各寺会、 (一寺院ヲ云フ)、 スコットランドニ 又稍大 ナル 者 各大学校及各市邑ョ 於ケル [ヲ] 稍大ナル者ヲプレスビテリー シ 政府 ノド ノ所管 (数個 ノ寺院ニシテ、 y ノプ 造七 V 〔ス〕 ル代理人一 (数個 ビテリー 之ヲ差配 ノケ 所 にスル者 相 ル ニ集合シテ、 合シ ク セ テー ッ ノ内等差 シ 1 3 寺院 シ 1 アリ、 ノド ス 相合シ ノ大事ヲ商 ヲ為 其 ス テ

此 大 集会ヲ監督スル者ヲモデレート ルト称シテ会中ヨリ選挙ヲ受ケシ者ナリ、 国王 ヨリ モ年々貴族ノ内 一人ヲ択

八十八年以来プレスビテリヤン寺院再と隆興シ、遂ニエピスコペル寺院ヲ圧倒シ、之ヲシテ政府ト断絶セシメ、自「ママ」 此 テリヤン寺院ノ人員ノ共計越ヘテ、凡スコットランド全国ノ人員(三百三十五万八千六百十三人)ノ一半ニ至ル 寺院ノ全数ハ一千二百五十個、小区ノ学校ハ総計一千八百個、生徒ノ人員ハ十四万人、寺院ノ人員ハ他ノプレスビ ラ政府所管ノ寺院タルヲ得テ今日ニ至レリ ットラン 中 プレ ノプレスビテリヤン寺院ヲ分チ十六シノヅ、八十四プレスビテリーストシ、且牧師ノ人員凡一千三百人トス ノプレスビテリヤン寺院ヨリ毎歳十四万ポンドヲ寄附シテ国中ノ寺院及ヒ外国へ遣セル伝教師 スピテリヤン寺院ハ千五百六十年ョリスコツトランドニ於テ基ヲ開キシニ、英王ストウオ [ド] ヨ千六百三年併セショリエピスコペル寺院ヲ設ケ、 プレ スビテリヤン寺院ヲ圧 迫セシニ、千八百 ル 1 (族称)ス

得サル故、 7 千八百三十四年ノ大集会ニ於テ一議ヲ生シ、一地方ノ領主己ノ決断ヲ以地方ノ牧師ヲ択ヒシニ、若シ其人民之ヲ好 ザルトキハ、其過半ノ決議ニヨリ其牧師ヲ免職セシムベキ事ヲ計リシニ、其議ハ政府ノ定法ニ反シ遂ニ其許可ヲ 四百人ノ牧師政府与フル所ノ給料ヲ固辞シ、別ニ自由寺院 ヲ創開 セリ

ル 牧師 由寺院創開 ヲシテ強 ノトキ、 テ其職 唯法制 ニ当タル ヲ二章ニ約シ、其一ハ乃チ寺院事務ニ係リ政府ト関係セザル事、其二ハ人民ノ好マザ ヲ許 サ、 ル 事

職 如 河斯自由 セ ノ法則ヲ設ケシニョリ、 領主誤テ不相当ノ牧師ヲ選択ストモ、寺院ノ人民之ヲ好マザルトキハ直ニ之ヲ免

寺院創開ノ初年ニ於テ人民ヨリ寄附セシ所ノ金ハ、最早三十六万七千ポンドノ多キニ至リシ由、但シ此金ヲ以テ牧

E" テリヤンス 寺院、 個 ニ至レリ、 学校等ヲ保存スベキ積金トナセリ、 ナリ 且其後寺院日々隆興シテ、 此創開以来寺院 当今之ヲ差配 スル者ハー大集会、 ノ数年々加増シ、 千八百五十三年二於テ其数已二八 十六シノヅ及ヒ七十一プレ

ノ人員ハ九百四十八人、寺院ノ数ハ九百三十三個

政府 供 其大集会ノ日限ハ、 千八百七十年 但シ牧師 費用 ノ管轄ヲ脱 ニ供シ、 人 ノ得 ニ於テ寺 且印度、 セ シ ル ヨリ 政府所轄ノプレスビテリヤン寺院 所 院 1 大概 以来、 アフリカ、 ョリ寄附 別二政府 百 五十ポ セ 1 シ ル 所 ノ賜金ヲ仰カザルニョリ、彼積金ノ内幾何ヲ取リ遍ク之ヲ牧師中 十一 ノ金高、 ンドノ由、 散居ノ猶太人、 四十一万三千三百九十八ポンド 且寺院ヨリ設ケシ所 ノ大集会ト同時 ホンガリー及ホ ナリ ノ牧師ノ住家已ニ七百五十軒 ルランド等 ナリシ 由 へ遣シ 但シ 才 ル 此 伝教! 金ヲ以寺院各種 ノ費用

右寺院ノ外プレスビテリヤン テ リヤン寺院、 八百六十七年ニ於テ、自由寺院保存ノ学校ニテ受業セル生徒ノ数ハ、八万一千八百九十一人ナリシ 英国 ニ於ケルプレスビテリヤン寺院、 ノ称ヲ帯タル寺院ハ乃チ、合衆プレスビテリヤン寺院、 英国ニ於ケルスコットランドノ寺院等ナリ アイランドニ 於ケルプレ 由 スビ

ス

/\ P 1 カトレ 丰 寺院

英国寺院ノ外人員 1) ワ 千七百七十八年 イカス(代聖)、 ノ最多キ ニ至ル 工术 ストリ 迄 者 口 口 1 ク 1 7 (使徒)ヲ英国ニ遣ハシ、 1 7 1 力 カ 1 V 1 丰 V キ寺院ト ノ禁ヲ解 ス、 カ 千六百八十八年ニ於テ既ニ英国ヲ分チ四区トシ、 サリシガ、 然シ縦令英国ニ於テハメレー 千六百二十三年 ノ比 ノ死後 3 リ最 早羅 (千五百 ノ法 五十八 ウ

イカヲシテ各区ヲ管督セシム

置

セ

IJ

千八百 四十年ニ至リ、 再英国ヲ分八区ト為シ、千八百五十年ニ至リアーチビショップ一人、ビショップ十二人ヲ配

アイランド ニ於テハアーチビショップ四人、 ビショップ二十四人アリ、国中ノカトレキ寺院ヲ差配

(ショップ一人、ビショップ二人ヲシテ之ヲ差配セシム

コットランドニ於テハビショップノ代リニワイカアポ

ストリヲ配置シ、且全国ヲ分チ三区トシ、

アーチビ

ス

ト(比丘尼私僧抔ヲ入レ居ル所ヲ云)二百三十六個、且アイラント中カトレキ宗ニ属スル者四百十四万一千九 百三十三人、内一千四百十九人ハビショップス及通常ノ僧徒ナリ 大英中カトレキヲ奉スル凡二百万人、僧徒一千七百七十二人、寺院一千百六十九個、寺会五十九、コンウェン

三インディペンデント乃チコングリゲーショナリスト

] インディペンデント寺院 ノ如キ数個 ノ寺院ヲ差配 ハ、寺院毎ニ自ラ規則ヲ設ケ、 スル者ヲ不設 自己ヲ管轄スルニョリ、別ニビショップ或ハプレスビテリ

此寺院 ヲ待 起シ王家ヲ圧倒シ、遂ニ共和政治ヲトナヘシ比ヨリ、此寺院初メテ王家ノ圧迫ヲ免レ、遂ニ自由ニ上帝ヲ奉信スル セ ル事甚苛酷 ハ女王イレ サベ ナルニョリ、其社 ッ ト在位 (千五百五十八年ョリ千六百○三年ニ至ル)ノ時初メテー社ヲ結ビシニ、女王ノ之 ノ人員多ク逃レテ北アメリカへ趣ケリ、然ルニ千六百四十九年ニ於テ、

寺会ハ七十六個、寺院ハ三千六百六十五個アリテ、内三千○六十九ハ英国ニアリ、余ノ五百九十六ハ属地ノ内ニア

ノ権ヲ得タリ

リ、 且別ニ伝教寺院三百アリテ、 牧師及外国 属地ノ土民ノ教化ノ用ニ供 ス

国

内

ノ伝教師等、

総計二千九百八十人

ス コ ランドニ 於ケル此寺院 ノ数 八凡一百〇二個 アイランド ニ於テ ハ二十

此 寺院 二付 属 ス ル 者 1 凡一 百二十万人ナリト雖、 現ニ寺籍ニ入リタル者凡三十四

木 施公 洗寺

15 シ ケ 此 ル プ 血判 寺院 者 チ ス ヲ為スガ如シ」 〔ノ〕頭上ニ灌カズ、其身体ヲ以テ全ク水中ニ浸セ ニ於テ 1 寺院 万事 唯 成大ニシテ、 イン ノ洗礼ヲ受ルヲ許シ、 デ 1 % 且 ンデント寺院ト同 耶 蘇 ノ聖教ヲ信ゼ 且他ノ寺院ニ於テ行フ所 シト雖、 シオ 耶領 唯 蘇 一ノ相 教二入 バノ洗礼 違 ル者 ス ル所 ノ仕方ト又相違シ、 ノ法礼ヲ受クル 1 小児 ノ法礼ヲ行ワザ /\ 水滴 恰 E 日本 ヲ以洗礼ヲ受 ル ニアリ、 但

此宗ノ寺院ニ属スル者二十三万三千六百七十五人、学校生徒ノ人員三十万七千百五十九人 ウェー ルス、 スコットランド、 アイランドニ於ケルバプチスト寺院ハ共二千五百六十八個、 牧師ノ人員二千

ヘメソデ ス ト寺院

义 (テ) 工 ソ スレ デ 聖社卜云、 1 1 ス チァ [十] 1 其後 宗八千七百三十年 V ス メソデ ウェ ィスト ス V 1 [+] ノ比、 ナ ル 者真神 云へ 英国 二腹事 ノ有名ナル大学校輻巣 セン為一 法ヲ設ケ、 ノ地 厳ニ此ヲ守リ オクス 木 ル F. 大学校ニ於テ、 [シ] = ヨリ、 他生之ヲ称 · ウ

1)

千七百九十一年ノ比ヨリ此寺院漸々英国ニ於加増シ、今ハ全ク英国ノ寺院 兄弟アメリカニ 趣、己ノ目的 ヲ主張シ遂 〔三〕一宗ヲ起シ、之ヲ称シテメソデ (政府所管エピスコペル) ストト云へ ト分レ、

1

院ニ於テハ毎年一回ノ大集会、プレジデント及セクレタリー(年々撰挙ヲ得ル者ナリ)、大区内ノ牧師毎年々々集会

ス (此席頭ハ大集会ニテ択ヒシ者ナリ)

此ノ宗ヲ起セシ者ウェスレー氏死去ノ節ハ、此宗ニ入シ者七万六千九百六十八人アリシニ、当今国中此宗ノ余沢ヲ 毎四分一年ニ□区内ノ牧師及寺院ニ係タル人物集会シ寺院ノ事務ヲ商議ス、此大区小区ノ集会ハ大集会ノ管下ナリ

2 サレム(スウィデンボルジャン)、ラタデー・セインツ(モルモンス)、猶太、グリーキ・カトレキ、 ニタリヤン、スサイテー・オフ・フレンヅ、モレウィヤン、カトリク及アポストリテ寺院、ニィー〔ニュー〕シェル クエ カル

1

蒙

ルヲ総計シテ凡一千二百万人

メソディスツ

四デ	三デ	二プリミティウ		ウ
		IJ	7	I
ユ	1	=	メソディスツ	ウェスレャン
ナ	1	テ	1	V
1	ブ	1	ス	ヤ
テ	バイブル	ウ	ツ	ン
ユナイテット				
r	クリスチャンス	メソディスツ…	ニィーコンネクション・	メソディスツ
	y	7	1	7
X	ス	ア.	1	ア,
	ナ	1	2	1
7	7	"	7	^ "
メソディスト	7	:	7	
h	:		3/	
			3	
7			~	
フリー				
1				
寺院				
院	:		:	
UI -				
	:			
:		-: 22		
十十四三日日	十二日	十十九一日日日	八七六日日日	
四三	二	一日日	日日日	
日日	日	日		

五ウェ スレヤン IJ フ オ ル 4 ユニ 3 二十十十十十十十九八七六五日日日日日日日

凡百十六種アリ

道 ル 丰 遂ニ宗門争戦ノ患ヲ生スルニ至ラン、然シ政府ニ於テ何レ 路 者及ヒ伝教 ヲ罰シ 全 備 免スベ セ IJ 卜云 師輩 丰 [7] 1 商議シ シ 免サバ何ノ驚カ之アラン、 テ、 宗門争闘ヲ防ベキ法方ヲ設ケ、 臥 (テ) ノ宗門ニモ左袒セズ、唯公平ノ法律ヲ之ヲ所置シ、 願 「ク」ハ達見ノ有司、 然ル後何レ 2 宗門ヲ不論之ヲ允准セ 日本在留 ノ洋人中人克法律 開化 罰スベ 通 ゼ

数行空自

又ハ人ヲ撃シ、 2 ノ患ヲ生スル、 心思ヲ呈ス 如 何 ŀ 廃スベシ」公平ノ法律ヲ以テ之ヲ所置シ、 ナ V ル 1 政 ヲ 然ラハ如何テ之ヲ防カン、之ヲ防 府 プ 企 口 テス [8] 彼レ Ŗ ヒ之ヲ允准セバ、彼 素耶ソノ教義 1 [ト] 教ノ進歩ヲ妨ケント ヲ奉スル者ニアラス、 ノセェ 罰スベ ŋ ノ道無他、 ス 工 計 丰 1 ル者 つカ ナル 唯 陽 \vdash 罰 政 ニ宗門ノ名ヲ V = 府 キ宗中一 免スベ 3 ジー中 IJ, 立 彼 〔キ〕ヲ免スニアリ シ何 種 一 [タ] カリ陰ニ ノ尤物) V ノ宗門ニモ左袒セ ヒ国 私慾ヲ呈シ、 ナル者必 中ニ入ラバ ラス 恐ク 日 政 本 「教部省モ宜 府 来、 宗門争闘 権 ヲ カ 1)

83 公学校生徒の規配

教授時前の規

終始ニは

1

第

或は教授場ニ上るを許せさ 教の日ニ数前十分より十五分の間ニ、学校付属の遊戯場に来り相会する事と、(ポ) 〔ママン 学校の外ハ市街中学校の内ニ楷級上

第二

『の学校ニ入るに必らす身容し、衣服等を清潔ニし、且書物は勿論其一切緊要の物件!ミ持参ニし□金銭(受業

、求糧料の外)小刀、或は無用の玩物を持来るを得す

拿

席 = 附き、且 教授時間教官の許可無くして漫々ニ外出するを得す

高声を発し、或は列を混乱するを得ず

国各其冠頭巾、

上衣、

土足□等を別寮口に置き、

静二教場ニ趣き、

自己の

集会中高声を発るを禁ず

四鈴声を聞

ニ及んて毎級の生徒各一□を結ひ合可進ム、

を聞て各其趣く其間も

の遅刻して朝歌を唱ふる間来校せバ、生徒ハ其終ぬ内は教場ニ入るを禁し、其戸外ニ居しむ 且 |朝教授の最早初りし時入来校せし者ハ、教官の命無して其席ニ附を得ず、且何故其遅刻の拠証を逐一教官ニ告く

教授時間の規

○教授間ハ無他生徒全員其教授ニ注意して、 若し両手を用ひさる時は必らす卓上二置き、 雜談他言、 自己ニ属する物件は尽卓□ニ設たる架上ニ置く重用ニ供す 手イタツラ、 其他の遊ひを為す〔を〕得ず、

且其身を直とな

⑤勿卒の間も必らす其教官へ礼義を加□事

□朝夕歌を唱ふ時ハ各直立し、勤て巧キ者唱ふ事

四自己の教官又は他の教官より吟を受け、或は談を仕懸られし時、 必らす身を起し弁明等挨拶する事

SHOPLESS !

の子をとならをは

新島襄全集1■教育編■注解

同志社設立

- 明治八年六月末から山本宅に寄寓。土地の譲渡を受けたのは同年六月。 開拓会社の名義になってはいたが、山本覚馬の所有。京都御所の北、 旧薩摩藩屋敷跡、 約五八〇〇坪。新島は、
- 7 ている)、外国人宣教師たちの非難を浴びた。 「聖教」は許可されず「講説」と改め(明治八年十月に草した「同志社仮規則」には「修身学」に続いて「講説」を掲げ
- sioners for Foreign Missions)の第六十五回年次大会(明治七年十月)。そのときの模様を新島自身が記したのは、こ 米国ヴァーモント州ラットランドのグレイス教会で開催されたアメリカン・ボード (American Board of Commis-
- **文部省の認可を得たのは明治八年九月四日である。同志社創立の十一月の一の脱落であろうか。
- 校舎に移った。 [Jerome Dean Davis] 一家の寄寓先) に女紅場として開設され、十一年九月十六日に京都御所の北、常盤井殿町の新 同志社女学校 は、 明治九年十月二十四日 に、 現在 の 京都御所 内 に あった 旧柳原前光邸 (J・D・ディヴィス
- 明治九年に個人名義で買い取り、聖書および神学の教場(通称「三十番」教室)にしていた。 校内での聖書教授が許可されなかったため、新島は校門近く(現アーモスト館管理人棟の辺) の豆腐屋の廃屋を、
- **外務省通達にもとづき、京都府学務掛は毎月ほぼ一回、同志社の外国人宣教師たちの授業を視察した。その 報告 書は現在、明治十二年五月から十六年六月まで明らかである(『同志社百年史 資料編ー』参照)。
- 明治十四年九月に会堂が建築されるまで、新島邸が京都第二公会であった。
- 16 外に記録はない。 邦語速成神学科へは、明治十三年四月五日に十九名入校者があった(本書史料42「同志社記事」)と記されている以 ちなみに、邦語神学科が開設されるのは、明治十五年九月(本書史料8参照)。
- 24 E・T・ドーン (E. T. Doane)° J・D・デイヴィスの他は、D・W・ラーネッド (Dwight Whitney Learned)、W・テーラー (Wallace Taylor)、

第十二条

26 「別紙」は現存せず、作成されたか否か不詳。

**同右。

33 九月まで。 新島が、文部理事官田中不二麿に随行して、米国、欧州の教育事情等を視察したのは、明治五年三月末より六年

**明治七年七月二日、新島はアンドーヴァー神学校を卒業した。

35 京都府参事。明治八年七月二十日より権知事。のち府知事。

**交渉を始めて三日目、の意味か。

36 「」括弧内の文章は、それ以下の文章と重複する。第一次稿の消し忘れであろう。

38 「表」は原本になし、作成されたか否か不詳。

**同右。

63 「米国大学」以下、当史料の終りまで異筆。

フィリップス・アカデミーを経てアーモスト大学へ入学したのは、慶応三年九月。明治三年七月に同校を卒業。

73 明治四年八月二十二日付をもって、日本政府より留学免許状と旅券を得た。

76 後、新島の在世中このような年はない。 者数が多いのは、 十二年の入学三十四名に対して 退学三十五名以来のことである(「同志社明治廿五年度報告」)。 以 明治十六年度の男子生徒は入学五十八名、退学六十九名、卒業八名。年末現在数百八十三名。入学者数より退学

新島がこの史料であげている条項は左の通りである。 「徴兵令」の改正は、明治十六年十二月二十八日。新島は翌十七年二月、私学にも特典を得る運動のため東上した。

第十一条 年齢満十七歳以上満二十七歳以下ニシテ官立府県立学校(小学校ヲ除ク)ノ卒業証書ヲ所持シ、服役 テ帰休ヲ命スルコトアル可シ。但常備兵役ノ全期ハ之ヲ減スルコトナシ 中食料被服等ノ費用ヲ自弁スル者ハ願ニ因リ一個年間陸軍現役ニ服セシム。其技芸ニ熟達スル者ハ若干月ニシ

持スル者ハ、其期未タ終ラスト雖モ帰休ヲ命スルコトアル可シ 現役中殊ニ技芸ニ熟シ行状方正ナル者及ヒ官立公立学校(小学校ヲ除ク)ノ歩兵操練科卒業証書ヲ所 613

左ニ掲クル者ハ其事故ノ存スル間徴集を猶予ス

第一項 教正ノ職ニ在ル者

官立府県立学校(小学校ヲ除ク)卒業証書ヲ所持スル者ニシテ官立公立学校教員タル者

官立大学校及ヒ之ニ準スル官立学校本科生徒

第四項 陸海軍生徒、海軍工夫

第五項 身幹未多定尺ニ満タサル者

第六項 疾病中或ハ病後ノ故ヲ以テ未タ労役ニ堪ヘサル者

第七項 学術修業ノ為外国ニ寄留スル者

禁錮以上二該ル可キ刑事被告人ト為リ裁判未決ノ者

第九項 公権停止中ノ者

第十九条 猶予ス 官立府県立学校(小学校ヲ除ク)ニ於テ修業一個年以上ノ課程ヲ卒リタル生徒ハ、六個年以内徴集ヲ

「同志社大学校設立旨趣」(本書史料15)。

93

異版があるが、前注の金額以外は同一内容。 異版では「十万円」となっている。

104 101 100 新島は医学校設立について、明治十五年十一月頃から岡山在住の宣教医ベリー(John C. Berry)らと相談を始め ているから、この草稿は十五年末か十六年に記したものと推定される。

105 終館)の定礎式も行なわれた。 創立十周年記念式は、新島の帰国を待って、明治十八年十二月十八日に挙行。 同時に礼拝堂および書籍館

**現在の同志社中学校チャペル。明治十九年六月二十五日に捧堂式が行なわれた。

新島は病気療養の目的で、明治十七年四月から翌十八年十二月まで、欧米を旅行した。 明治十七年八月六日、新島はスイスのサン・ゴタールで呼吸困難に陥り、二通の遺書までもしたためた。

**明治十七年三月、 約三週間にわたって 同志社の生徒に起ったリバイバル。「その熱烈さの 度合と 影響力のひろ がりにおいて他に類例をみることの出来ないものであった」(『同志社百年史 通史編ー』)。

110 ヴィス邸で仮診療所を開き、また学校の授業も始めていた。 京都看病婦学校および同志社病院の開校・開院は、明治二十年十一月十五日。ただし前年九月よりJ・D・ディ

112 リンダ・リチャーズ(Linda Richards)。京都看病婦学校の初代の教員で、アメリカ最初の有資格看護婦といわれ

114 人。彼女の夫 Edmund Buckley は同志社神学校教員。 S・C・バックリー(Sara C. Buckley)。 ミシガン大学出身の婦人医師で、 同志社病院開院当初のスタッフの一

133 本書史料23「明治専門学校設立旨趣」。 121 同志社予備校の開設認可は、明治二十年八月三十日。

**明治二十一年四月十二日。本書史料40「同志社大学記事」参照。3、本書史料23「明治専門学校設立旨趣」。

141 134 J・N・ハリス。寄付金額は一○万ドルとする旨、明治二十二年十二月八日付のハリス書簡に明記されている。 本史料は、『国民之友』第三十四号(明治二十一年十一月十六日発行)の別冊付録を底本とした。

記事·録事

162 いわゆる熊本バンド。金素は金素通倫。

***各教会の設立月日および場所は左の通りであった。 **同志社最初の専用校舎で、一階は教場、二階は寄宿舎になっていた。第二寮は改修されて田辺校地に現存する。

第一公会 D·W·ラーネッド邸。明治九年十一月二十六日設立。

第二公会 新島邸。同年十二月三日設立。

第三公会 E・T・ドーン邸。同年十二月十日設立。

163 で行う前年二月九日に、京都円山世阿弥で行なわれており、新島がなぜ十四年六月を「初」としたか詳らかでない。『同 学術演説会の最初は、明治十三年九月二十五日、京都四条浄教寺で開催された。宗教演説は、京都四条北の芝居

164 志社百年史 たからであろうとしている。なお、北の芝居における演説会は、『原田助遺集』では五月十七日となっている。 通史編ー』では、「顕然とあらわれた反キリスト教演説に対するはじめての対抗措置」の意識が強か

ボストンのJ・M・シアーズの寄付により、明治十四年九月に落成。

***この四条目は、明治二十一年十月十一日に公表された「同志社通則」三十六ヵ条に改められる。現在の **ここにいら礼拝堂は、現存する中学校チャベル建築以前のもので、明治十三年十二月竣工、木造平屋建。 寄付行為」の前身。新島はここで初めて、同志社が「基督教主義」の学校であり、かつ日本人が経営する学校であ ることを、法三章の形で明確にした。 「同志社

現在の彰栄館。明治十七年九月十五日竣工。

172 168 165 学年期は、明治八年をもって第一学年期とした。 社員は現在の理事。明治二十一年三月にはさらに小崎弘道、宮川経輝、湯浅治郎、大沢善助の四名を社員に加えた。

76ページの注の人数とは一致しない。調査時の関係によるものか。

本書史料23「明治専門学校設立旨趣」。 設立趣意書等で「同志社大学」と称していたのを、 「明治専門学校」と改めたのはこのときである。

244 224 外国人宣教師たちは、毎年夏休みに比叡山中にテントを張り、 この新聞切抜には紙名の記載がないが、地元の『日之出新聞』であろう。 家族連れで避暑に出掛けた。その官有地の借用手

246 続き等は、雇主である新島の責任においてなされた。 彰栄館の建築工事。設計者はD・C・グリーン(Daniel Crosby Greene)。

**灯ページの添付文書。

250 読者をもった。 J・D・デイヴィスが神戸在住当時に発行したトラクト『真の道を知るの近道』。 和綴の小冊子で、 当時多くの

259 252 本書史料22。

科を学ひ賜ハ、立派なる卒業生」である。ただ、まだ教員会でも協議していないが、もし五年生がなお一年間同志 五年生の花畑健起外八名が連署、血判を押した退校願書。この書によると、校長新島襄は「試験さへ受けて五年

卒業した。 て、退学の理由としている《『同志社百年史《資料編Ⅰ』参照》。 なお、 彼らのうち多数は、 明治二十一年に普通科を には愛情がない、 一年延期の明確な理由がない、 これ以上このような 学校に留まるのは 不安である等々を纏述し 言わず下級生の前で名誉を傷つけるような言辞を弄したか、校長と教員の意見の齟齬はいかなることか、グリーン 決シ、新島校長及予ノ両人之ガ委員ニ撰ハレタ」と、四年生に告げた。これに対して花畑らは、何故直接五年生に 告げた。ところがD・C・グリーンは、五年生は「学力不十分」につき「一年間文学特修ノコトハ教員会議之ヲ可 社で学ぶことに賛成ならば、学校としては然るべき配慮をしたいと、直接自宅に呼び、また書簡を以って五年生に

264 この上欄書込みは、月日が原文どおりであるとすれば、誤って六月の項に記載したものと思われる。 **同右。

仙台の東華学校。開校は明治二十年六月十七日。 本名民治。一月三十日永眠、享年八十一歲。

275 272 267 の文章を掲載した。実質的には同志社の機関誌であり、新島永眠後は、追悼のための特集号を幾度か出している。 教員、学生、卒業生が主として執筆し、現在いう文学作品や評論、翻訳の他、政治、経済、宗教、教育など広範囲 って終った。編集者・発行者とも異動があったが、創刊当初は編集者松浦政泰、発行者浮田和民であった。同志社 この雑誌は月刊で、「Doshisha 文学会雑誌」「同志社文学」などと改題され、明治二十八年四月、第八十七号を以 なお、この号は、所定の発行手続きを踏んでいなかったため、警察本部により没収された。

280 **この挾込み史料は、当「記事」の巻頭近くに置くべきものであるが、挾込まれていた位置のままにした。 三月十二日に発行した第一号が警察本部により没収されたため、改めて発行した第一号。

仙台の東華学校。

**ここに「同志社第拾弐学年卒業式」次第(活版・和英文併記)が綴込まれているが、 当「記事」の記述と 重複す

286 であった。以後毎年一回、同志社の卒業式の日程に合せて開会された。「校友会」と改称されたのは、新島の葬儀 同志社校友会の前身。発会は明治十八年十二月十九日、すなわち二度目の外遊から帰国した新島の歓迎会の翌日

参画した。 (明治二十三年一月二十七日) の翌日である。それ以後、校友会は社長・総長推挙、 財政問題など、母校の重要問題に

ここに「京都同志社英学校規則提綱」(活版刷)の綴込みがあるが省略した。

293 288 教会の規約は『同志社百年史 通史編―』参照。 た新しい礼拝堂(現同志社中学校チャベル)で聖日礼拝を守った。 同年十月八日に新島が仮牧師に就任した。同志社 明治十九年に日本組合基督教会が成立して以降、京都第二公会を主軸として結成され、明治十九年六月に竣工し

295 である。ここに記されている小室信夫の寄付は、同文庫の基になったものとみられる。 募金により「小室沢辺紀念文庫」(同志社大学図書館所蔵)約六千点が同志社に寄付されたのは、 新島と親交のあった小室信介の養父。信介と沢辺正修(共に天橋義塾の人)の二人を記念して、 明治二十四年九月 彼等の旧知友人の

相国寺門前に建築した第一寮、第二寮および食堂の三棟で、これが同志社最初の建物である。

私邸と第二公会の会堂建築費に当てられた。 J・M・シアーズ(J. M. Sears)。ボストン在住の新島の友人で、 彼から二度にわたる指定寄付があり、

明治十三年四月に開校した邦語速成神学科。

316314 学校の行事化し、新島校長も出席したことがある。第一回は明治十年一月三十日であった。 熊本パンドの結盟(明治九年一月三十日)記念日に、同パンドの同志社在校生が行なっていた催しで、年とともに

322 **明治九年に新島が個人名義で購入した聖書教場。 明治十三年十二月に落成した木造の礼拝堂。

333 本書史料42と同一簿冊の余白に記されたもので、これ以外に新島の手になる女学校記事・録事の類は見られない。

演説 :論説

340 方 この五行の朱書は、 (函館方面) 航海の出帆を知らされたのは、 元治元年 (一八六四年) 三月七日であり、 彼は直ちに 乗船を決意し 「感算理説」の余白に書かれたものであり、両者に直接の関係はない。新島が、快風丸の北

た。ここに記された漢詩は、 新島の決意表明とみられる。同年三月十日夜、 新島は川勝塾主より送別の晩餐を供せ

344 9 9 85 鉛筆の書込みがある。 丁綴の丁末の余白に、 本全集第二巻収載のホブキンス「脩身学」と関係のある史料ではないかと思われる。冒頭の八行の各行の下に、 6 「天文学 二部」「日本地誌要略 八冊」「伊カ〔伊賀〕守 勝重、 7 9 7 と鉛筆で数字を記しているが、その意味は不明。またその用紙、朱罫の和紙四 重宗—周防守

348 し、後に新島を助けて京都看病婦学校と同志社病院を創設し、病院長となった。 宣教医J・C・ベリー (John C. Berry)。明治五年に来日した彼は、同十一年に岡山へ移って 宣教医として 活躍

**新島は明治十三年二月七日に京都を発ち、 る自實打掌を行なったのは、帰校直後の四月十三日、朝拝の席においてである。 いう事件が、新島を待っていた。彼が、生徒の校則違犯は校長の責任であるとして、自らの掌を杖で打ったいわゆ 英学校二年生の上級組・下級組の合併問題に端を発し、上級組は学校の方針を不満として、全員課業を欠席すると 岡山県下、四国今治・松山方面を伝道し、 同年四月初旬に帰校した。

349 説教を行なった。この草稿および史料48も、その伝道旅行中のものである。 明治十三年十月十一日、山陽、四国、九州方面の伝道旅行に発った新島は、ほぼ二ヵ月にわたり、各地で演説や

365 たが、アンドーヴァー神学校には、クリスチャン・ダーウィニズムの主唱者G・F・ライトがいたから、新島はそ の影響を受けたであろうと推測される(島尾永康「新島襄と自然科学」『同志社談叢』創刊号参照)。 新島がダーウィニズムに出会うのは、アーモスト大学時代である。同大学の教授の中には反ダーウィニアンもい

同志社の生徒を対象にした講演か否か、場所ともに不詳。

386 378 本書史料50の下書きであろう、未完の草稿である。全文朱筆で書かれ、末尾の方は朱文字の上に漢詩のようなも

387 **この演説の行程などは詳らかでない。 帰洛した。この演説は、安中の養蚕所で行なわれた。 のが墨書されている。 明治十五年七月三日に京都を発った新島は、中仙道を経て、関東、 東北方面の伝道旅行に向かい、九月十五日に

412 上げ、同年十二月八日、船長を三ヵ月の禁錮に処した。 無罪としたことから、不平等条約にたいする国民の憤懣が高まり、横浜のイギリス領事裁判所は日本の告訴を取り 助され、日本人乗客二十三名が溺死した。この事件につき、神戸のイギリス領事の海事審判では、船長ドレイクを 明治十九年十月二十四日、紀州大島沖でイギリス貨物船ノルマントン号が沈没した際、イギリス人乗組員のみ救

は、同年二月十五日に行なわれた。新島はそのどちらかに出席してこの講演を行なったものと推定される。 梅花女学校が土佐堀新築校舎の落成式を行なったのは、明治二十一年十一月六日。また同校の創立十周年記念式

年十月に、設備・学科目・教員ともに充実をはかって南山義塾と改称した。小学校卒業者が入学する二年課程、全 寮制の塾で、物理・博物・経済・生理など、新しい学問も教授した。この塾は、明治十八年二月に京都府に移管さ 京都府田辺に在った私塾。京都の儒者山口正養を迎えて、明治十年に有志が開いた盍簪家塾がその前身。同十四 府立三山木第三中学校となった。

このメモは、朱筆の部分を除きすべて鉛筆書き。

439 らに書かれている。 表題「道心ノ発達」は、本文の一部とみられるが、この字句のみがやや大きく、それ以外は、その下に補筆のよ

443 のテキストは未詳。なお四桁の数字は日本紀元の年数である。 当史料は、全文鉛筆で横書きにされている。ページの記載があり、何かの書物からの抜書きのようであるが、そ なお本稿は、「寺町通今出川南入 諸紙 西村安兵衛」と朱印のある熨斗紙の表裏に墨書されている。

454 る文字である。 本稿はボストン発行の英字新聞に墨書されている。冒頭二行の英文は、新聞の一部を切抜いて下段に添付してあ

裏面に鉛筆による英文のメモがあるが、ほとんど判読不能である。

458 456 句もみられるが、中村の「序文」 は刊行された訳書にない。なお、草稿末尾の日付は、「明治十三年九月」となっ この史料には、草稿が三種類現存するが、それらの草稿の中には、「中村敬宇先生ノ序モ既ニ成リ」といった字

徳富のこの著書の初版発行は、 明治十九年であるが、 初版、 再版とも新島の序文は掲げられていない。 なお、

460

当史料は新島の草稿である。文中にいう「小冊子」が、刊行されたか否かは未詳。

本史料には二種類の草稿が残されている。

「理事功程」草稿

ッセン州ダルムシタット。

ユダヤ教のラビ。

Popular Education in Continental Europe and on Educational Charities in England and Wales, 1861. Education Commission, Reports of the Assistant Commissioners Appointed to Inquire into the State of The Rev. Mark Pattison, B. D.: "Report on the State of Elementary Education in Germany," in

Vol. IV. London, 1861.

559 この史料の原本とみられる五七〇ページの注に掲げた Report of the Commissioner of Education for the 次行と重複するのは、これが次行の第一次訳で、その抹消忘れであろうと思われる。

year 1871. の中の Education in Foreign Countries により、年代の訂正を加えた。

後二行の第一次訳の抹消忘れと思われる。

Report of the Commissioner of Education for the year 1871, Government Printing Office, Washington,

原本には「第十一章」の記載がない。

関係であるため省略した。 この原本には、表裏とも表紙に計算メモがあり、また二~四ページには英文メモがあるが、いずれも本文には無

解

題



(説教および宗教関係のものは第二巻『宗教編』に収載)ならびに著作物等に寄せた序文などの類。

ものも若干あるが、 改めて原史料から稿本を作成するという作業を経た。 これらの史料の原本は、ごく僅かの史料を除いて、 それらもまた、 資料編Ⅰ』(同志社、一九七九年十一月)や、『史料彙報』第一~七集 『新島研究』(新島研究会、一九五四年十一月創刊)等によって公表したものがあるが、 よび学術的分野に関する史料は、 原本があるものはすべて、原本から改めて稿本を起こした。 従来同志社に保存されてきた。 ほぼ網羅しえたはずである。 なお、新島永眠後に雑誌・新聞などに掲載された (同志社社史史料編集所、 史料によっては、す 収載

のは極めて少ない。従って文意がかならずしも明瞭でない箇所や、措辞のととのわぬ箇所もままあるが、 自身のためのものであり、その多くは、抹消や補筆・訂正がいちじるしい草稿であって、完成稿といいうる状態のも 新島はこれらの史料の大部分を、活版に付して公表しようという意図をもって書いたのではなかった。 読解の便を考慮しつつも、 収載に当っ わば新島

改めていうまでもなく、 新島は慶応元(一八六五)年、 二十三歳でアメリ カに航し、 明治七(一八七四)年三十二歳

なるべく原文に忠実であるよう努めた。

解

題

識や宗教、教育観などは培われたのであった。 校に学んだ人で、それらの学校およびその地域の、 までのほぼ十年間、 (Amherst College) アンド = ー・イングランドのフィリップス・アカデミー (Phillips Academy)、 ーヴ ァー神学校(Andover Theological Seminary)という、 教育的、宗教的、 人的、 その他の文化的環境によって、 =] アーモ 1 1 グ スト ランド最良の学 新島の知 カ V ッジ

る同志社を創設し、 田中とともに視察し、 た文部大丞田中不二麿に請われ、 この巻に収載した史料は、史料41「感算理説」と、76以降の「理事功程」草稿以外は、すべて明治八年以降になる こうしたことに加えて、アンドーヴァー神学校時代には、岩倉具視特命全権大使の一行に理事官として加わってい これを経営維持するに至る後半生に、かかわりをもつところが大であったろう。 田中理事官の報告書「理事功程」の草案までも書いた。そのこともまた、 明治五(一八七二) 年春からほぼ一年半にわたって、 米欧の教育制度とその現況を、 彼が畢生の事業とす

し
うるものの後へ置いた。 史料はほぼ主題によって大別し、各主題の中は史料の成立年月日順 なお、 この解題文の文頭の「 内の数字は、 に排列した。 史料番号を示すものである。 年月を確定できな B のは、 確定 \$

のの

みである。

同志社設立

[12] 開業願 0 在日宣教師 教員は新島襄自身である。 (いずれも控)は、 J D ・デイヴ ィス アメリカン (Jerome Dean Davis)を教員として雇入れることの許可願でもあった。 · ボ 1. (American Board of, Commissioners for Foreign Missions)派遣 いま一人

新島の住所が、 京都府上京三十一区四百一番地(現在の河原町通り御池下ル東側あたり)山本覚馬同居となっている

0 明治八年六月から九月まで、彼が山本宅に寄寓していたからである。

昭和五十一年九月刊)だという説が有力であるが、現在のところ、これを裏付ける史料は未確認である。 ら、「同志社の名は氏(山本覚馬)によるもの」(青山霞村原著『改訂増補・山本覚馬伝』の「補遺編」、京都ライトハウス、 史料1の三項目の規則は、明治八年十一月すなわち開業の際には、全十四項目からなる「同志社仮規則」(写) この願書には、新島・山本両名を「結社人」としているが、「同志社」という校名は見られない。

可 の際 に問題になった「聖経」は「講説」と改められている。

(『同志社百年史 資料編ー』参照) に改められている。その一項として掲げられている授業科目表は左のとおりで、認

当今教授スル所ノ学科ハ左ニ記 支那学 点 英 学 算 綴 史類支那史 度量学 字 求メニ任ス 文 三角法 法 作 算 地 理 文 術 正音 天 文

文明史 理 人身窮理 万国公法 文理学 化 学 経済学 地質学 性理学 万国歴史

窮

修身学 講 説

講説」という曖昧な表現に改めざるをえなかった経緯を物語るものである。ただし、当初の形態を示すその「同 は 私学校開業の認可に際して、 文部省および京都府から 「聖経」すなわち「聖書」の授業を禁じられて、

とら』十二号・一九六二年八月)によって紹介されたものである。 志社仮規則」の原本は、同志社が収蔵するものではなく、海老沢有道「新出創立当時の『同志社仮規則』」(『ゑびす

文部大輔の意見も質したことは明らかである。 御開業ニて右仮規則御投示相成正ニ領収、委緀御来諭之趣凉悉候(下略)」とあるから、「仮規則」については田中 明治九年一月十七日付新島宛の田中不二麿(当時文部大輔)書簡に、「本月(一月)七日付之華翰拝誦、過般同志社

3 席した記者によって、それが記録・掲載されていることが判明した。その記事の一部は次のようである。 り同志社大学教授の調査によって、一八七四(明治七)年十月十五日付の Rutland Weekly Herald に、 したものであり、また、これによって彼は、同志社は日本人の経営する学校であることを、はじめて言明した。 における第六十五回年次大会(明治七年十月九日)で、学校設立のアピールを行ない、 会衆から寄付をえたことを記 右のアピールについては、史料11、16などに、よりととのったかたちで記述される。 当時の同志社に対する世論を推察せしめるこの史料は、新島がはじめて、アメリカン・ボードのラットランド 聖経」の授業禁止は、 同志社設立の本質にかかわる重大問題であったことは断わるまでもない。 ちなみに、 オーテ 大会に同 ・ケー

teachers and preachers to help some 33,000,000 people. S repulsive to the The church in Kobe has no educational institution, but she must have something Therefore I ask you to give help enough to start this training institution, Japanese mind to beg, but I fear we must beg for that, for Christ says, (『同志社百年史 資料編Ⅱ』参照) ye

ように記している。

4 番地―現在の京都御所内)を借家としていたJ·D·デイヴィス宅で授業がはじめられた。 同志社女学校は、同志社英学校にやや遅れ、明治九年半ばころ、柳原前光邸(上京第十一区清和院門内中筋通六八三 デイヴィス宅に同居して

いたアメリカン・ボードの派遣宣教師スタークウェザー(Alice J. Starkweather)によるものである。

翌十年四月に同志社分校女紅場として京都府の認可を得、 新島の手になる女学校の史料は、あまり残 っていない。同校の外国人教員雇入れ手続きなどのほ 同年九月に同志社女学校と改称した。 かは、 直接には

史料9、36、43は、数少ない関連史料である。

経営や教育に関与しなかったためであると思われる。

5 である(『同志社百年史 十二年五月より同十四年六月(第二十二回)までと、回数が付されていない明治十四年十一月および同十六年六月分 月同志社を視察し、 同志社の外国人教員の動静、特にその授業内容については、外務省の指令によって、 京都府学務課 報告書「同志社視察之記」を外務省へ提出 資料編 [』参照)。 していた。 現在明らかにされている報告書 の職員が毎 明治

デイヴィスの授業内容が問題になったのは、その視察員の目にとまったからであろう。

人名義で買入れて聖書教場とした。この建物の当時の写真が同志社に保存されているが、 ち なみに、 聖書の授業を禁じられたため、 新島は同志社正門東側、 相国寺門前にあった豆腐屋の古い家屋を、 その裏面に、 新島は次の

明治廿二年五月十日識る

【同廿二年、三十円ヲ以テ之を売却ス」

禁セラレタルヲ以テ、不得止此家ヲ用ヒ、校外ノ聖書教場ト為シ、茲ニ於テ聖書ヲ教へ、神学ノ講義ヲ為シタル 此之写真八即 ナリ、其後病室ト為シタルモ、本年ニ至リ之ヲ売却スル事ニ決セリ チ、 旧時同志社三十番ト称セシモノニシテ、創立ノ三四年間ハ、校内ニ於テ公然聖書ヲ教授スルヲ

- 6 そこへ移った。 新烏丸町四十番地岩橋元勇方(現在の府立鴨沂高等学校の東南あたり)であり、 明治十一年九月七日に J・M・シアー 生徒が中心であった。この史料にある集会は、おそらく第二公会のバイブル・クラスであろう。 は同じ年の十二月十日、 ズの寄付による住宅が、上京第二十二区松蔭町百四十番地(現在の上京区寺町通り丸太町上ル松蔭町)に完成したので、 新島宅は当時、 ちなみに、 第一公会は同年十一月二十六日にラーネッド (Dwight Whitney Learned) 宅、 京都第二公会(明治九年十二月三日設立)でもあった。新島宅は明治八年十月より上京第二十二区 ドーン (Edward T. Doane) 宅に、それぞれ設立された。 当初はいずれも同志社英学校の 第三公会
- [7] この邦語速成神学科は、 る以外、 志社記事」明治十三年四月五日の項に、「本日より同志社第三期開業いたし、速成課之生徒十九名入校致候」とあ 開設以後の記録は現存しない。 明治十五年九月開設の別科神学科の前身とみられる。 この科に関しては、史料42
- [10~4] 大学設立を企図した初期の草稿である。 料10)までも参照していることなどから察して、執筆にはよほど準備もし、力を傾注したものと思われる。 階で、史料12、13、 14は書かれたものと推定される。「米国刊行ノ千八百八十一年 おそらく史料10「同志社大学設立之主意之骨案」を起草する前段 [明治十四年] ノ教育報告」(史

解

も現存しない。おそらく作成されなかったのであろう。 これらの草稿を起草するに至る事情は、史料40 史料10 の中で 「麦 ハ別紙ニ於テ見ルベシ」および 「同志社大学記事」の冒頭に略記されている。 「別紙ニアリ」と書かれているその「別紙」は、 いずれ

史料11は、新島がはじめて同志社英学校の前史をまとめたものであるが、終りの数行はメモを記すにとどめてお 未完成稿である。この草稿はやがて史料16「同志社設立の始末」として完成する。

、15〕新島が最初に活版に付して有志に配布した小冊子(縦20m・横15m)で、同じ体裁で印刷年月も変わらな がある。

る。 たのに対して、「先ヅ法学ノ一科ヲ設置シ、政事経済ヲ以テ之ニ連帯」せしめたいと、当面の目標をしぼってい これは史料10に手を加えたものとみられるが、10では「宗教並ニ哲学」「医学」「法学」の三部を設けたいとして 募金の見込みとの関係によるものと思われる。

、16〕これは史料11の完成稿とみられるもので、明治二十一年十一月に印刷 され、史料30 稿・活版)は、この16に拠ったものとみられる。 「同志社大学設立の旨意」と共に全国に頒布された。 史料22「同志社英学校設立始末」 (統16m·横11m、 表紙を彰栄館の絵で飾る)

〔17~21〕明治十六年十二月二十八日公布の改正「徴兵令」は、私立学校の存廃にかかわる重大な改正を内容とする \$ えられるよう奔走した。史料18以降は、東京の旅館で急拠したためたもののようで、判読困難な草稿が多い。 たろう。彼は翌十七年二月に東上し、私立学校関係者のほか政府要人を訪ね、私立学校にも徴兵猶予の特典を与 のであった(六一三ページ参照)。大学設立運動に着手したばかりであった新島にとって、まさに晴天の霹靂であ

[23]「創立規則」を除けば、史料15と大きな相違はない。ただ、15では「法学ノ一科」を設けたいとしていたのに対

- して、「先ッ文学専門部ヲ設立」したいと改められている。 これは同専門学校設立発起人会の意思による (史料40
- この史料は活版に付され頒布されたが (縦19cm・横13・5cm)、 内容・体裁とも同じ異版がある。

校名の変更も同様である。

同志社大学記事」参照)。

- 24 られなかったため、 している。 ボード派遣宣教医J・C・ベリー(John C. Berry)や、洞酌医学校の医師大村達斉らと、 医学校設立の意向は、 しかし、 大村の協力はついに得られず、また、医学校の設立に関してはアメリカン・ 新島は断念せざるをえなかった。 史料10で表明したのみであったが、明治十五年十一月頃から、 新島 岡山在住のアメリカ は設立について相談 ボ 1 1 の援助もえ
- 〔25〕これを筆録した広津友信は、当時同志社英学校普通科五年生。 広津による筆録には、 新島の演説の他に、 説の一 式および創立十周年紀念会、新島帰国歓迎会の模様、池袋清風(当時女学校教員)の定礎式の和歌、 1 ス、伊勢時雄、 部は次のようである。 山本覚馬らの演説の大要が記されている。ちなみに、「同志社ノ履歴」と題するデイヴィスの演 J D ・デ 定礎 1 ヴ

我同志社英学校ハ、官立ニモ非ス、府立ニモ非ス、又タ亜米利加伝道会社ノ学校ニモ非ス、生命ヲ棄テ、我校ヲ 也 愛スル校長アリト雖ドモ、 即チ此校長ナケレバ此学校ハ治マラ ザルト雖ドモ、 同志社ハ校長ノ学校ニモ非ザル 真ニ神ノ学校ナル事ヲ知ラル、ナラン、(下略) 然ラバ 誰 レニ依リテ立 チ、 誰 ノ学校ナル乎、言ハズシテ諸君ハ、 同志社ハ神ニ依リテ立チ、 神二依リテ栄

26 27 医学校の設立を断念した新島は、J・C・ベリーの協力をえて、 明治二十年十一月に、 京都看病婦学校と同

格看護婦リンダ 志社病院を開校 ただし、 開校 ・リチャーズ (Linda Richards) が、数名の生徒の訓練をはじめており、ベリーも ・開院した。この史料は、 開院に先だち、 明治十九年九月からJ・D・デイヴィス邸の二階にお 学校と病院の設立運動中の演説草稿である。 いて、 アメリカ最初の有資 「生理学」を講じ

ていた。この二人が、初期の学校と病院の中心になった。

29 〔28〕予備校は元来、同志社英学校の上級生徒が、学力不足のために英学校に入学できなかった志願者を対象に、進学 指導を行なっていたものである。明治二十年八月に設立認可を得て以後は、同志社がこれを経営することになった。 日 年史 資料編―』参照)、両者の間に根本的な問題についての違いはない。 ただ、『国民之友』第二十二号に掲載され 邦家ノ為、 たこちらの方が、措辞が懇切であり、そのためやや長文になっている。特に結末の部分は、草稿では「諸君ヨ、本 ノ同志社ハ米国人ノ寄附ニカ、ハル、今ヨリ立ツル大学ハ府下ノ紳士カ我カモノトナリ、 知恩院における集会の模様は、史料40「同志社大学記事」に詳しい。この29には草稿も残っているが『同志社百 我カ子孫 ノ為計リ賜ハン事、 裏数滴ノ涙ヲ以テ御計申ス所ナリ」と、 極く簡単である。 協テ理事委員トナリ、

で、すべて朱筆である。 なお、この原史料には圏点が施されているが、すべて省いた。補筆と傍線は、 活版の原史料に新島が加えたもの

、30〕明治十五年以来、幾回か稿を改め、また活版に付してもきた大学設立の構想と熱願を集約的に表現したもので、 迎えた。 その決定版ともいうべきものである。これを全国の新聞・雑誌に掲げることによって、大学設立募金運動は大詰を

り、「明治専門学校」を再びもとの「同志社大学」と改めたのは、徳富の助言によるものであることが知られる。 の発表に先だって、新島は徳富猪一郎から、全文次のような書簡を受けとっている。 この書簡

学ニ冠スル万人ノ満足スル所と存候、委細ハ金森氏より言上可申上候、先ハ右迄 草々頓首 明治専門学校ノ名ヨリモ、一層明快ニ同志社大学と致候方可然と存居申候、 粛啓 ルニあらすしてナショナルニ致度儀と存上候、而して是れ畢竟、 必らす可相成と存居申候、 先夜/ Reception ノ結果ハ左ノ通リニ御座候、 兎角今日ノ盛挙ヲ地方的ノモノト誤認致候人多く残念ニ御座候、 勿論今回迄ハ其の影響ハ甚た少なれとも、 先生御精神も右ニ相違なき儀と存し申居候 同志社ノ名天下ニ高ク、之ヲ以テ大 何卒プロ 他日 ウキンシア ノ踏台とハ

[明治二十一年] 三月二十四日

德 富 生

襄先生 玉案下

[31~35] いずれも大学設立募金運動中の演説草稿である。 史料32は京都におけるものと推定されるが、他は内容か の史料の原稿は残されていないので、新島がどのような原稿あるいは資料を徳富に示したかは確認できな 二十一年十一月十日) 下書きが含まれているか、もし含まれているとすればどれがそれであるか、などについては詳らかにしがたい。 ら察して大阪におけるものである。これらすべてが、実際に演説に用いられたものであるか、演説稿作成のための ここに収載した史料は、『国民之友』第三十四号別冊付録として公刊されたもので、新島はこの付録を増刷 し頒布した。翌二十二年六月にこれが再版されているが、 内容には全く変更がない。

題

[37] 明治十六年に記された同志社英学校年譜の草稿である。 えられる。 日であることから察して、この年譜は、 史料42とともに、 史料4の前段をなす記事として新島がまとめたものと考 史料41 「同志社記事」の起筆が、 明治十六年二月十三

をはかった年であり、 明治十六年は社員三名を新たに加えて五名とし、初めて「社則四条目」を定めるなど、 また大学設立のための募金運動に着手した年でもあった。 同志社が経営面での改革

[38] 改正「徴兵令」が同志社に及ぼす重大な影響を心痛した新島が、 徴兵猶予の特典をえるための運動の資料とし

て記述したものであろうか。社務のうち教務関係に重点がおかれている点に、この史料の特徴がある。

【39】大学設立募金運動に着手した新島の手控え帳であろう(和綴符冊、 〇印が委員就任承諾者のようである。 なお、 裏表紙の内側に、 次のような鉛筆書きがある。 縦10·5 cm . 横15㎝)。 帳末の委員名簿の中、

大 学 E 趣書

40 大学設立募金運動の公的な日誌である(和綴簿冊) これは特定の書記(氏名不詳)によるものであろう。募金運動の状況をもっとも詳細にわたって知ることのでき 縦 24 CIII . 横16 5 (1)% 新島以外の筆がかなり多くを占め

参考までに、明治二十二年年末までの「募金会計報告」を左に掲げておく。新島はこれを、大磯の客舎の病床で

みたはずである。

なお、報告書を作成した広瀬源三郎は、大学設立事務のために雇用された書記である。 この種の報告は、明治二十四年度からは『同志社報告』(二十四年度より毎年一回発行)に掲載されることになる。

昨日之決議通り相認候間、何卒御調印被成下度奉願上候 拝具

金森通倫

二月三日

山本覚馬様

〔封筒表〕

相州大磯駅 百足屋方ニテ

新島襄様

御親展ヲ乞

〔封筒裏〕

廿三年一月十日

京都寺町丸太町

新じま方

広瀬源三郎

廿三年十月十日

も御送示被降度奉希望候、余事ハ後便ニ残シ右得貴意度如斯御座候 翰啓呈仕候、陳ハ去ル十七年三月ヨリ昨年中ニ係ル会計実際報告書ヲ製、賢覧ニ供候条御披閲之上ハ金森氏へ 草々拝具

京都

広瀬源三郎

(FI)

大磯ニテ

新島襄先生

明治廿二年十二月卅一日

義捐金之事

金五万九千八百七拾七円六拾八銭九厘

内

金参万九千百七拾八円七拾銭弐厘

現金収入高

金弐百六拾四円也 金五拾七円也

予約者死亡或ハ違約等ノ分 広告違及帳簿ノ重復

金弐万〇三百七拾七円九拾八銭七厘 未納金高

利殖金之事

内

金五百九拾九円七拾八銭七厘

金七拾円也

金弐百五拾円也

金九拾円也

金四拾九円六拾弐銭五厘

東京及ヒ京阪ノ各銀行当座預金ノ利息

定期預金ノ利息

整理公債廿二年下半季ノ利子金

旧公債買入元金ニ対ス年五分ノ利子 新公債廿二年下半季ノ利子金

明治廿二年十二月卅一日 預リ金之事

金参百拾五円九拾五銭也

内

金三百拾五円九拾五銭也

証可相渡約束ノ金員、又ハ他人ヨリ一時預リノ金員等 衆合シテ義捐金ヲ予約セシモノヲ数ケ度ニ払込皆納ノ上、各自へ領収

補整積立金ノ事

7

内

金九拾円三拾七銭 五厘

内

金九拾円三拾七銭五厘

旧公債満期ニ至ルトキ買入、元金償却ノ為メ或ハ額面以上ノ代価等ニ

準備シ置ク

補整準備積立之弁

第一項 満期ニ至ラハ此準備ヲ以テ買入元金ヲ償却スルモノトス 旧公債証書買入元金ニ対シ年五歩ノ利子ヲ引去リ、是ヲ「利殖」トシ、 其残額ヲ補整積立トシ、 年賦金

第二項 整理公債買入代価ハ額面ノ上ニ在リ、 満期或ハ当載ノトキ買入代金ニ不足ヲ生ス、之ヲ償却スル為 メ積

立テ置クモノナリ

事務所書記

金参万六千五百〇六円三拾四銭五厘

明治廿二年十二月卅一日

資産之事

金四千八百七拾八円弐拾六銭七厘

新公債証書額面五千五百円也

明治二十二年十二月

計算月表

貸方

					()
摘	用	金	額	総	計
資	産				
新公債証書額面	五千五百円	4878	267		
整理公債額面	壱万円	10100	000		
旧公債証書額面	七千円	1981	000		
東京第一国立銀行、	定期預ヶ金	11400	000		
逆広告或ハ未タ現る	金受取ラサル寄	214	510		
附ノ物品代					
地所買入之金		3000	000		
郵便局貯金預ヶ金		5	000		
銀行当座預ケ金本目		4643	018		
本日ノ差引残金手	元有高	284	550	36506	345
創業	費				
明治十七年ョリ廿二	二年十二月中ノ	3298	034	3298	034
諸経費					
未決算	旅 費				
永岡喜八外二名江加	を行中仮渡シ金	840	060	840	060
74, 11, 71 - 1122	1013 10000 110	2.1		310	000
予 約	金				
既ニ申込アル未タ領	近 トナル 美担	20377	987		
金即チ滞り義捐金	良収でリル教捐	20377	901		
並がが加り致用並					
予約金ノ内ヨリ	がカスロキ人	321	000	20698	987
(予約金勘定ノ弁)		021	000	20030	301
トキハ義捐セラレジ			3		
捐金勘定ニ合算ス、					
者ノ未納ヲ貸勘定					
分ハ全ク義捐金勘気					
転記シテ比較ス					
		61343	426	61343	426

新島襄殿

同志社長

計 算 月 表

借 方				
摘要	金	額	NC.	計
義 捐 金				
明治十七年三月ョリ 現金収入高 廿二年十二月中	39178	702		
予約者死亡或八背約者金額	57	000	5 11 1	
広告違及び帳簿ノ重復	264	000		
予約者未納金高	20377	987	59877	689
利 殖 金			No. of Lot	
東京第一銀行及京阪銀行当座預/ 利息	599	787	* * 1	
定期預ヶ金之利息	70	000		
整理公債廿二年下半季ノ利子	250	000		
新公债 // // //	90	000		
旧公賃買入元金ニ対スル年五歩/利息	49	625	1059	412
1 3/64				
預り金				
衆合ノ義捐金予約払込ノ内入又ハ	315	950	315	950
一時預り金等也				
補 整 積 立	90	375	90	375
旧公債年賦満期、或ハ整理公債ノ				
当戯、又ハ満期ノトキ、買入代金ニ不足ヲ生セサル為メ準備シ置キ				
世却スルモノ也 世却スルモノ也				
	61343	426	61343	426

同志社大学創立事務所 書記 広瀬源三郎

F

金壱万〇百円也

金壱万千四百円也 金壱千九百八拾壱円也

金五円也 金参千円也

金弐百拾四円五拾壱銭 金四千六百四拾三円壱銭八厘

金弐百八拾四円五拾五銭

整理公債証書額面壱万円也

旧公債証書額面七千円也

東京第一国立銀行定期預ケ金

郵便局貯金預ヶ金 地所買入之金

銀行当座預差引残金

逆広告或ハ未タ現金受取ラザル寄付ノ物品代価

本日差引残現金高

創業入費之事

金参千弐百九拾八円三銭四厘

金三拾弐円弐拾五銭八厘 金八百弐拾七円七拾銭弐厘

金五百四拾八円七拾五銭 金百七拾円四拾銭五厘 六厘

金七百六拾五円七拾六銭三厘

交際費 雇 印刷物 旅 費 夫

金弐百三拾六円九拾九銭也

文通費

金弐百六拾円拾六銭壱厘

広告料

俸 給

金弐拾八円六拾壱銭四厘

金四拾円六拾六銭 金三百拾弐円七拾五銭

金七拾三円五拾七銭五厘

雜

費

家 税

新聞紙

明治廿二年十二月卅一日 未決算旅資之事

金八百四拾円〇六銭也

内

金六百円也

金壱百円也

金百四拾円〇六銭

田中賢道氏へ渡ス、 永岡喜八氏へ渡ス、去ル十月十一日ヨリ新島先生旅行費ノ為 金森通倫氏江渡ス、去ル十二月廿三日東京江発足ノ際 去ル十一月十八日ヨリ、大阪地方旅行費

[41] 和綴の簿冊で、縦26㎝・横18·5㎝。 但し冒頭より「〔明治十六年〕十二月廿二日 定礎式執行」の記事までは異

料であるか は詳らかでない。他に、少なくとも第一号より十七号まであったはずであるが、現存史料のうちどれがその該当史 筆で、用紙も縦23・5 ㎝・横30㎝二ツ折の青罫紙六枚を紙撚りで綴じて、簿冊の巻頭へ仮綴じされている。 この簿冊の表紙に「社務第十八号」と新島は朱墨で書いているが、なぜこの史料のみに文書番号を付してあるか も明らかでない。

の録事 不備を補ったものとみられる。 という朱書があることをみても、社員会等の記録台帳でもあったことがうかがえる。巻頭に後から仮綴じした異筆 ていたようであり、これが起筆された明治十六年二月十三日の項の上欄に、「委員集会録事へ紅墨ヲ附シ印トス」 それはともかく、 (作成者名および付け加えた年代は不詳)は、この簿冊を同志社創業以来の社務に関する台帳たらしめるため、 新島はこの「社務第十八号」の簿冊を、同志社の社務に関する基本的な公的記録簿として扱っ

[42]記載事項の年次から察して、史料41はこれを継承したものと思われる。 縦23㎝・横19㎝の和綴簿冊である。 カン 治十六年二月に社員を三名加えて五名とし、「社則四条目」を定めるまでは、公的な記録簿を備え付ける必要はな だこの簿冊は筆致も記述要領も粗略であることから察して、新島の個人的な記録簿であったものと推測される。明 ったのではあるまいか。 なお、この簿冊に記載されているような事項は、明治二十四年度以降『同志社報告』に掲載されることになる。

『宗教編』に収載〕が記載されており、社務・校務・公会全般にわたる新島の記録簿であったことが知られる。 この簿冊は、 社務記録の後一丁おいて史料名「同志社女学校録事」が記され、簿冊の後半には「公会記」(第二巻

[43]此の種の記録は他に見当らない。これ以外は「同志社記事」に記すにとどめ、特に記録簿を設けるこ と はなか ったようである。

解

.4)新島が英学を学ぶために、駿河台の川勝塾に身を寄せたのは、元治元(一八六四)年一月前後であり、同年三月 十二日に快風丸で品川沖を出帆しているから、せいぜい三カ月ほどの塾生活であった。この史料は、塾においてテ キストを筆写したものであろう。句読点は朱筆である。

に記したものであろう。原本では、漢詩は朱筆の二行書きである。 「元治元甲子年三月」以下は朱筆で、「感算理説」とは書体も異なる。快風丸に便乗することが決ってから余白

〔45〕テキストは詳らかでないが、筆写したもののようである。同志社英学校開校当初、新島はこれを講義に用いた なお、署名の新島幹は、正確には新島敬幹で、安政四(一八五七)年十一月に元服式を挙げ、諱をそのように称し

〔46~71〕史料66「武夫」は写本であるが、テキストも、 筆写した目的も詳らかでない。 これ以外はすべて演説の草 ら判断してここに収めた。 の手紙)、Gal(ガラテャ人への手紙)など新約聖書のテキスト名が記してあり、 た。ただ、史料86「平民主義」は、冒頭に 1 Pet (ペテロの第一の手紙)、Eph (エペソ人への手紙)、Rom (ローマ人へ 稿である。この他にも演説稿はあるが、特に宗教色の強いものは、第二巻『宗教編』に、説教稿とともに収載し 説教稿に形式が似ているが、 内容か

種改良論」、50「隠君子ノ出顕」、53「文明ノ元素」、55「蟻之説」など、分野はかなり多岐にわたり、また彼が自 新島の場合には、啓蒙的な演説であっても、大なり小なり宗教色あるいは倫理・道徳的な性格を帯びている。例 「ノルマントン号事件について」のような、時事的な問題について述べた場合でさえそうであり、48「人

倫理的な要素をそれぞれもつものである。69「条約改正ヲ促スノ策」は、その最たるものであろう。 然科学につよい興味を抱いて勉学したことをうかがわせるものもその中に含まれるが、いずれも右のような宗教的

と、さほど大きくその目的を異にするものではありえなかったはずである。 部分が伝道におもむいた旅先においてであった。彼が集会に臨んで聴衆に説くところは、 こうした特色は、 ひとつには新島が宗教家であったことを物語っている。 彼がこれらの演説を行なったのは、 説教において説くところ

学における真実は別箇のものとはされていなかった、あるいは、自然科学も宗教的な価値体系と融和して研究・教 授がなされていたのであった(島尾永康 ンドーヴァー神学校の学風による感化である。当時それらの学校においては、キリスト教における真実と、自然科 そしていまひとつの理由は、彼が十年にわたって学んだフィリップス・アカデミー、アーモスト・カレッジ、ア 「新島襄と自然科学」『同志社談叢』創刊号所収、

には、新聞の見出しを切抜いて添付してあるが、メモと切抜との関連は明らかでない。 史料70「我輩ハ敢テ政府ニ抗スルモノニアラズ」は、英字新聞の紙片に墨書されたメモである。このメモの下段

川角 年九月以降で、京都御苑内旧閑院宮邸、皇后宮御所、宝鏡寺等を転々とした後、旧徳大寺邸の地所と建物の払下げ を受けたものである。 史料71 旧 :徳大寺邸に設けられた会館であろう。京都地方約六十名の華族のための集会所が設立されたのは、 「我如何ニ此ノ活動社会ニ処スベキヤ」の演説が行なわれた華族会館は、 明治十二年十一月に烏丸通今出 明治七

講座に招かれたものと思われる。 会館は華族の社交場であるとともに、 教養講座が開かれたり、後には授産所も併設されるなどした。新島はその

後にしばしば増改築がなされ、第二次世界大戦後に同志社が買収して大学院教室としていたが、 図

この史料には、英文の断片的なメモがあるが、 判読しがたいので省略した。 書館建設のため解体した。

学問の上のみでなく、シーリーの自邸で宿泊したり、病気療養のため起臥するなど、日常生活においても恩恵に浴 次のように新島にも言及している。 (一八七二)年八月、インドへの旅行の途次であった。 ちなみに、シーリーはそのとき横浜の海岸教会で説教して、 すること大であった。 帰国後も長文の手紙を 幾通かシーリーに 送っている。 そのシーリーが来日したのは明治五 著者のJ・H リリー (Julius Hauley Seelye) to アーモスト・カレッジ時代の新島の恩師である。 新島は

大学人文科学研究所編『キリスト教社会問題研究』第二〇号、所収) ヘルナラハ各~~ノ力ラトナリ、ヨロシキ事ニアリマセフ、(下略)(小沢三郎編「日本プロテスタント史史料仏」同志社 処ナシ、教師ニ並フ人トナリ、唯今ハ私シノ子分ト為シ学校ノ世話ヲ頼ミ、日日務メテ居リマス、此人日本ニカ 又云、私本国ニハ日本ノ二嶌、近来学問昇達シ、此人至テ志シ厚ク行ナヒモヨロシク、最早聖書ノ意味通セサル

ル、 この序文には草稿が残されており、表題は「『途也、 予モ亦一言以テ之ニ附セサルヲ得ス」と記されている。しかし、公刊された訳書に中村敬宇の序文は掲げられ 途也、 真理也、 草稿の冒頭には「我社友小崎君、近頃米国鴻学士ジュリオス・エイチ・シーレ 生命也ト 頭也 ル書中ノ数章ヲ訳シ、中村敬字先生ノ序モ既ニ成リ、 真理也、生命也』序文」となっている。 適サニ之ヲ世ニ公ニセ 内容に大きな違い ー先生ノ著述ニ係 ント

[73]この序文には三篇の草稿が残されているが、そのうち二篇は途中までしか書かれていないもので、 墨筆、

が入り交り、字句も錯綜して、判読は至難である。

成稿とみられるものと、活版になったこの史料の間にもかなり異同があるが、特に冒頭の部分にそれがいちじるし 急キなるへく、されは小生ハ御省キ被下ハ方々得策ならんかと存候」と、再版の序文執筆を断ったのであった。完 状態の悪化などによる困難な状況を物語るものであろう。明治二十年二月二日には、 完成稿とみられるものの冒頭部分を左に掲げておく。 伊勢時雄夫人の死、 新島の父民治の死など、身近な人のあいつぐ不幸に加えて、募金運動、 徳富宛に 「定て御再版之義 健康

好意ヲ空フスベケンヤ、(下略) -余カ友徳富猪 レ、不日之ヲ三版ニ付スルノ挙アルヲ以テ、余ノ一言ヲ求メラル、余不文ト雖君ト旧交ノアルアリ、 当リ、 余二真 一郎君、 ノ批評ヲ促カサレ 曩ニ将来ノ日本ト称スル一冊子ヲ編著シ、幸ニ余ニ贈ラレ、 シニ、余社務ノ多端ナルヲ以テ之ニ応スル能 ハサリシカハ、近頃又一書ヲ寄ラ 将ニ之ヲ再版 二付 1 スル

新島の序文をえた徳富は、三版の巻頭に、全文次のような「三版緒言」を掲げて、 謝意を表している。

1 既 モ、 ルニ到 余豊二平生服膺スル所ナカランヤ、 読者ョ此 余カ西 レリ、 ノ冊子ノ不完全ナルハ余固ヨリ之ヲ知ル、然レトモ卿等ノ厚情ハ遂ニ此ノ冊子ヲシテ三刊 余ハ之ヲ何トカ日 京ノ同志社ニ在 ルヤ、 ハンヤ、而シテ今ヤ心竊カニ喜ヒニ禁へサルモノアリ、 而シテ今ヤ此ノ冊子ヲ先生ノ電覧ニ供シ、併セテ先生ノ一言ヲ巻端ニ掲 屢々新島襄先生ノ教ヲ奉ス、不肖ニシテ未々先生ノ望 何ソヤ、首ヲ転スレ 三副 ラ能 ス **卜**雖

解

ル ク ル事ヲ孱フス、古人曰ク「交遊有」涙能知」已」ト、然ラハ則チ余ヲシテ無限ノ甘快ナル感情ヲ胸中ニ湧出セシ モノ豊ニ徒然ナラン哉、 嗟呼豈ニ徒然ナラン哉

明治二十年三月二十一日

東京ニ於テ

[74]ジョージ・ミューラーの来日は、 明治十九(一八八六)年十二月で、 彼の講演は 当時の日本の キリスト教界に 十年一月七日であった(『基督教新聞』第一八二号、明治二十年一月十九日)。 大きな影響を与えた。 そのミューラーが同志社英学校の礼拝堂(現同志社中学校チャペル)で 演説したのは、 明治二

目下のところ確認できない。 なぜか、 新島自身の史料にはそのことに触れた記述がなく、また、この序文を掲げた冊子が発行されたか否かも、

ねて、 十五日付である。新島はこの封筒裏側に Keep と書いている。 宛に郵送されたもので、発信地は「大和国奈良椿井町 義による草稿 北海道での静養に夫人同伴で京都を発ったのは、明治二十一年六月十一日であった。そして同年十月一日に 史料は草稿であるが、他に未完成稿一篇と、下書きのメモが残されている。また、この史料と同文の新島公 新島は 一篇がある。 自身の草稿を公義に示し、その仕上げを依頼して発ったのであろう。 それは、公義から「北海道庁下札幌北四条東壱丁目壱番地 大森幸七方 新島が、仙台東華学校の開校式に出席する目的 新島公義」となっており、 福士豊成殿方 明治二十年六月二 新島襄殿

〔75〕新島の同労者J・D・デイヴィスは、同志社を設立する段階から、新島のよき理解者であり協力者であった。 た主要著書には、 組織神学を講じる神学者として、日本人牧師・伝道者を育てたのであった。 この『基督教之基本』の他に、『神学之大原理』(明治二十四年)、『新島襄先生伝』(同年)、『贖 彼の日本語訳にな

大の感化を明治の青年に及ぼした。なお、『基督教之基本』の訳者は、 罪論』(同三十二年)、『徳育について』(同三十三年)、『基督教偏理学綱要』(同四十一年)等があり、著書を通じても多 京都の寺沢精一である。

「理事功程」草稿

[76~83]岩倉具視を特命全権大使とする使節団が、米欧の制度法律、理財会計、教育制度の調査に派遣されたのは、 官として加 事功程あるいは「……報告理事功程」など、多くのものがあったことが知られているが、使節団の一行に文部理事 明治四年であった。その報告書である「理事功程」には本来、司法省理事功程、大蔵省理事功程、宮内省式部寮理 として 般に知られ .わっていた文部大丞田中不二麿が中心となって作成した「文部省理事功程」が、いわゆる「理事功程」 てい

使節団派遣事由書」によれば、 新島襄は田 中 0 通訳を兼ねて米欧の学校制度を中心に、教育事情を視察した。 田中理事官の任務は次のようであった。 明治五年より六年にかけてである。

7 等級ヲ与フル免状 第三課、 親見シ、之ヲ我国ニ採用シテ施設スヘキ方法ヲ目的トスヘシ。 各国教育 ノ式等ヲ研究シ、 ノ諸規則、 乃チ国民教育ノ方法、 官民学校、貿易学校、 官民ノ学校取建方、 諸芸術学校、 費用、 病院、 育幼院ノ体裁現ニ行 集合ノ法、 諸学科 ノ順 、景況ト 規則及

また、 新島が田中理事官に随行した理由、 およびその身分は、公文書では次のようであった。 解

無拠相聞候間、 各省理事官先発被致候ニ付テハ、 留学生徒之内人撰、夫々随行申付候、 書記官之内操合同行為致候得共、 左之通御座候、 猶通弁差支候二付、於当地夫々申立モ有之、 此段大蔵省文部省工御沙汰有之度存候

元安中藩

新島七五三太(襄)

右三等書記官心得ヲ以テ文部理事官随行、御用中三等書記官同様旅御手当被下候様

(下略)

「大使公信」第四号、大久保利謙編 『岩倉使節の研究』所収

なお、新島は、明治四年五月に、文部省から「留学免許状」をえていた。

彼の依頼によって記したものである。ここに収載した他にも、 してドイツのウイスバ ŋ 0 滞在期間が長かったのはドイツ、ついでイギリスである。その他の諸国は数日、長くても一、二週間の視察旅行 に着手し、 ヨ 七 1 理事功程」草稿は、 アメリカに関する草稿などはあって不思議はないように思われるが、同志社の収蔵史料には見当らな カ国で、 P ッパで田中や新島が訪問した国は、イギリス、フランス、スイス、ドイツ、ロシア、オランダ、デンマ 翌六年一月に田中に手渡しており、 期間は明治五年五月から翌六年八月に及んだ。ただし、草稿は明治五年九月ころからベルリン ーデンで保養につとめるかたわら、 田中理事官に随行した新島が、 同月末に新島は田中らとベルリンで別れた。 田中が政府へ提出する報告書の草稿あるいは資料として、 ドイツ語を学んだり、学校を視察して過ごした。 新島の同種のものがあったか否 彼はそれ以後、 しかは、 確認のすべが で執 1

をもって、文部省より刊行された。

巻一合衆国一(明治六年十二月刊)

巻二 合衆国二 (同 右)

巻三 英国 (同 右)

巻四 仏 国一(明治八年一月刊)

卷五 仏 国二 (同 右)

巻六 仏 国三(明治八年五月刊)

巻八・九(独乙国一・二(司 右)巻七 仏 国四・附白耳義国(明治八年一月刊)

6八·九 独乙国一·二(同 右)

十一 独乙国四(明治八年一月刊)十 独乙国三(明治八年五月刊)

卷十三 瑞士国一(明治八年九月刊)

卷十四 瑞士国二 (同 右)

巻十五 瑞士国三・嗹 国・魯国(同 右)

解

である。また、 未だ厳密な照合は行なっていないが、部分的にはともかく、それ以外にはほとんど採用の形跡は認められないよう これらに新島の草稿が採用されているのは、 「独乙国」編にしても、新島の草稿どおりではない。 「独乙国」編に史料76~78「独乙国公学校の規則」があるのみで、

稿を参考にしながら、 ずである。その取捨選択は、当然田中らによって行なわれたであろうし、「独乙国」編のような場合も、新島の草 これらの草稿は、いずれも抹消や補筆の多い第一次草稿であり、新島はこれを浄書して田中不二麿に手渡したは 視察団の手で改めて記述されたことによるものと思われる。

料彙報』第七集 なお、 これら草稿の多くは、 (解説・竹内力雄)で明らかにされている原典は、 新島が収集した文献を翻訳したものと認められるが、 注に掲げたとおりである。 同志社社史史料編集所編 『史

れる。用紙、筆記用具(ペン)などは右の草稿と同種である。 史料82「大ブリタン寺院ノリポルト」も、新島が田中の依頼によって、右の草稿と同時にまとめたものと推定さ

(河野仁昭)

新島襄全集編集委員

委員長 同志社総長・理事長

委

員

同志社大学工学部教授 同志社大学文学部教授

同志社大学文学部教授 同志社大学名誉教授

同志社大学人文科学研究所教授

杉 島 北

井 尾

郎 康

河 園 野 部

同志社社史史料編集所主任

同志社本部庶務部長

望

オーテス・ケーリ 橋 野 直 度 蔵

高 Ŀ

垣 宗 治

永 六

新島襄全集1■教育編

1983年2月12日

1983年2月25日

初版第

刷発行

光刊記念特別定価 6000円

編集者——新島襄全集編集委員会

発行者——今田 達

発行所——同朋舎出版 振替京都22982

会ビル5F 電3-33-4982 東京支店 〒回東京都千代田区三崎町3-7-12

清話

製本——大日本製本紙工印刷——図書印刷同朋舎

ISBN4-8104-0310-6 C0321 ¥6000E



THE COMPLETE WORKS OF JOSEPH HARDY NEESIMA

1

Education

DOHOSHA 1983 KYOTO• JAPAN

分類 099 01	登録番号	83	04.	13.4	79	
記号 /- 9 巻次 /	所蔵 場所	図	書	館	同	ğ

返 却 期 日	返却	期日	返去	即 期 日
				禁
				帯
				帯出
			L	

ルる * 4 BULL 11 YEA 16 しとなしのう 中,马马三十日内

一大大学三百十八八十五日十八八十五日 万ポンドノるるころろいろう人民 野は四省了ない免状下る到了公子生 但のは、ザカマテワマナら 三八八八日 年り七円

